3 1761 03066066 6

6

(漢籍國字解全書)

大正六年一月二十五日印刷
大正六年一月二十八日發行

不許複製
早稻田大學出版部

編輯者 早稻田大學編輯部

發行者 早稻田大學出版部
右代表者 種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者 渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所
東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番
早稻田大學出版部

日清印刷株式會社印刷

唐宋八大家文讀本第一　終

（韓愈著終）

是れ刺史あれども其言に從はざるなり、さなくば是れ鱷魚は暗愚頑固、神通力なく、刺史之に申し聞かせども、彼は聞えもせず、又知覺なきなり、

夫傲天子之命吏、不聽其言、不從以避之、與冥頑不靈而爲民物害者、皆可殺、刺史則選材技吏民、操强弓毒矢、以與鱷魚從事、必盡殺乃止、其無悔、

段落　第六大段なり、

讀方　夫れ天子の命吏に傲り、其言を聽かず、從つて之を避けざると、冥頑不靈にして民物の害をなすものとは皆殺すべし、刺史則ち材技の吏民を選び、强弓毒矢を操り、以て鱷魚と事に從ひ、必ず盡く殺して乃ち止まん、其れ悔ゆるなかれ、

講說　夫れ天子より任命ありたる官吏に傲つて其言に從はず、他處に移つて之を避けず、冥頑不靈にして人民と他物との害をなす者、卽ち知ると知らざるとに論なく何れにせよ殺すべし、刺史に於ては吏民の力量技能ある者を選び、之に强弓毒矢を持たしめて鱷魚と戰ひ、必ず皆殺になすまで止めざるべし、其れ後悔に及ぶこと勿れ、

文法　强弓毒矢は罔繩擉及に應ず、

總說

文を以て毒魚を驅らんとせしは兒戲なり、其效あつて鰐の退去せんことを傳ふるは迷信なり、然れども文其物に至つては莊重にして勁拔、好個の檄文なり、每々天子の二字を提起する處、極めて着目すべし、

纂評

○儲同人評　周書大誥の遺、

○沈德潛評　天子より說いて刺史に至る、高屋の瓴水を建つるが如く、一路逼拶して來り、後段に到り、運らすに雷霆斧鉞の筆を以てす、凜犯すべからず、

魚知覺あらば、刺史の言ふ所を聽くべし、

文法　有知の二字、下文の冥頑不靈と對看すべし、

潮之州、大海在二其南一、鯨鵬之大、蝦蟹之細、無レ不レ容二歸一、以生以食、鱷魚朝發而夕至也、今與二鱷魚一約、盡二三日一、其率二醜類一、南徙二於海一、以避二天子之命吏一、

段落　第五大段の第一小段なり、退去を命ず、

讀方　潮の州、大海其南に在り、鯨鵬の大、蝦蟹の細、容歸せざるなく、以て生じ以て食む、鱷魚朝に發して夕に至るなり、今鱷魚と約す、三日を盡し、其醜類を率ゐ、南海に徙り、以て天子の命吏を避けよ、

講說　潮の州は大海其南に在り、鯨や鵬の如き大なる者より、蝦（エビ）や蟹の如き小なる者に至るまで之を包容し、此に歸着せざるなく、此中に生息して此中に食を取る、鱷魚は、朝に潮州を發して夕には海に至るを得べし、故に今鱷魚と約すらく、三日一ぱいに其醜惡なる眷族を率ゐて南に赴いて海に移住し、天子の任命ありたる官吏を避けよ、

三日不レ能、至二五日一、五日不レ能、至二七日一、七日不レ能、是終不レ肯レ徙也、是不下有二刺史一聽中從其言上也、不レ然則是鱷魚冥頑不靈、刺史雖レ有レ言、不レ聞不レ知也、

段落　第五大段の第二小段なり、猶豫期限を過ぐとも移らざる時の斷案を叙す、

讀方　三日能はざれば五日に至る、五日能はざれば七日に至る、七日能はざれば是れ終に肯て徙らざるなり、是れ刺史あつて其言を聽從せざるなり、然らざれば則ち是れ鱷魚冥頑不靈、刺史言ありと雖も、聞かず、知らざるなり、

講說　若し三日の期限內に移る事能はざれば、五日までとす、五日內に移る能はざれば七日とす、七日內に移る能はざれば、是れ到底移るべき意思なきなり、

而鱷魚睅然不安谿潭、據處食民畜熊豕鹿麞、以肥其身、以種其子孫、與刺史抗拒、爭爲長雄、刺史雖駑弱、亦安肯爲鱷魚低首下心、伈々睍々、爲民吏羞以偸活於此邪、

段落 第四大段の第一小段なり、刺史、鱷魚と兩立せざるを言ふ、

讀方 刺史天子の命を受け、此土を守り此民を治む、而して鱷魚睅然、溪潭に安んせず、處に據り民畜熊豕鹿麞を食ひ、以て其身を肥し、以て其子孫を種う、刺史と抗拒、長雄たるを爭ふ、刺史駑弱と雖も、亦安んぞ肯て鱷魚の爲に首を低れ心を下し、伈々睍々民吏の羞を爲し、以て活を此に偸まんや、

講説 刺史は天子の命を承けて此の土地を守り此の人民を治むる者にて人民を安んずるを職とす、然るに鱷魚は睅然と大なる目を張り、溪潭の內に安んせず、其處る所の險なるを恃として人畜を食ひ、熊豕鹿麞等を食ひ、之に因つて其身を肥し其子孫を繁殖し、刺史に對し抵抗して勢力を爭ふ、刺史は駑鈍にして柔弱なりとは云へ、何とて鱷魚の爲に首を低くし心を下し、伈々睍々と畏れ憚つて官吏人民の羞を顧みず、此土に命を貪ることを肯ぜんや、

注解 「睅然」目を張る貌、「種」種ゑつくるなり、「長雄」かしらたること、「伈々」恐るゝ貌、「睍々」視る貌、

且承天子命以來爲吏、固其勢不得不與鱷魚辯、鱷魚有知、其聽刺史言、

段落 第四大段の第二小段なり、刺史の權威を擧ぐ、

讀方 且つ天子の命を承け、以て來つて吏となる、固より其勢鱷魚と辯せざるを得ず、鱷魚知るあらば、其れ刺史の言を聽け、

講説 刺史は汝に屈すべき者に非ざるが上、天子の命を受け、此に來つて吏となりし者なれば、言ふまでもなく事の行掛上鱷魚と爭辯せざることを得ず、鱷

講説　後世の帝王德薄く、遠方まで土地を有する能はざるに及びては、江水漢水の間すらも之を棄てゝ、蠻夷楚越に與へぬ、況や潮は五嶺と海との間に在り、京師を去ること萬里なることなれば、豈に之を有つを得んや、鱷魚が此の地方に棲息し繁殖するも固より當然の事なり、

注解　「況潮」潮は嶺の外海の內に在るゆゑ、江漢に比すれば更に遠ければ、後王之を棄つるなり、

文法　敎化政令及ばざりし處なれば、鱷魚の跋扈も怪しむに足らざるを言ひ、過去の罪を責めずして下文の正意を起す、

今天子嗣二唐位一、神聖慈武、四海之外、六合之內、皆撫而有レ之、況禹跡所レ揜、揚州之近地、刺史縣令之所レ治、出二貢賦一以供二天地宗廟百神之祀一之壤者哉、鱷魚其不レ可下與二刺史一雜中處此土上也、

段落　第三大段なり、

讀方　今天子唐の位を嗣ぎ、神聖慈武、四海の外、六合の內、皆撫して之を有す、況や禹跡揜ふ所、揚州の近地、刺史縣令の治むる所、貢賦を出して以て天地宗廟百神の祀に供するの壤なるものをや、鱷魚其れ刺史と此土に雜處すべからざるなり、

講説　今の天子唐の君位を嗣ぎ、神聖慈武に在らせられ、四海の外、六合の內、皆懷撫して之を所有し給ふ、況や禹の遺跡の包括する所にて、其內なる揚州の附近の地たり、刺史縣令の治むる所に屬し、租稅を出して、天地なり宗廟なり百神なりの祭祀に供するの所の地面なるをや、されば鱷魚は如何にするとも刺史と此土地に雜居すべからざるなり、

注解　「今天子」憲宗を指す、「六合」天地四方なり「禹跡」禹の水を治めたる舊跡、

文法　神聖慈武は前の後王德薄の反、禹跡は上の先王烈山澤に應ず、不可與刺史雜處此土也は上を承け下を起す、

刺史受二天子命一守二此土一治二此民一、

して羊一豬一を以て惡谿の潭水に投じ、以て鱷魚に與へ食はして、之に告げて曰く、

講説　維れ何年何月何日、潮州の刺史韓愈は軍事衙推の秦濟に命じ、羊一疋、豚一疋を惡溪の潭水に投込み、鱷魚に與へて食はしめ、斯くして之に告げしむるやう、

注解　「衙推」一に牙推に作る、軍事に預る官名、「秦濟」人名、

文法　武官を差遣するは、暗に武力を用ふるの意を示す、

昔先王既有天下、烈山澤、罔繩擉及、以除蟲蛇惡物爲民害者、驅而出之四海之外、

段落　第二大段の第一小段なり、先王の民害を除きしことを敘す、

讀方　昔し先王既に天下を有つ、山澤を烈し、罔繩擉及、以て蟲蛇惡物民害をなす者を除き、驅りて之を四海の外に出す、

講説　昔し先王天下に君となられし以上、山澤を燒き、網繩擉及を用ひて蟲蛇の類の民の害を爲す者を除き逐ひ拂ひて、之を四海の外に出せり、

注解　「擉」泥の中にて物を取る所の三股、

文法　民害の二字は一篇の綱領、四海の句は下文の南徙於海の伏脈、

及後王德薄、不能遠有、則江漢之間、尚皆棄之、以與蠻夷楚越、況潮嶺海之間、去京師萬里哉、鱷魚之涵淹卵育於此、亦固其所、

段落　第二大段の第二小段なり、後王の民害を除かざることを敘す、

讀方　後王德薄く遠く有する能はざるに及び、則ち江漢の間、尚ほ皆之を棄て、以て蠻夷楚越に與ふ、況んや潮は嶺海の間、京師を去る萬里なるをや、鱷魚の此に涵淹卵育する亦固より其所、

るを以て一疑一信の波瀾を作し、然る後何の病なるを知らず、何の日なるを知らざるを以て慨歎一番、末は罪を己が當に祿を求めて遠く離るべからざるに歸す、而して子女を敎嫁するを以て結となし、死者の心を安んじ、亦自家の子女を把り、平々叙入、總べて生より死に至るまで、一體情に關入ざるなきを見る、悱惻極りなし、絕世の奇文たる所以、

鱷魚文

解題　鱷は「クロコダイル」なり、鰐に同じ、蔣註に一統志を引いて云ふ、鰐溪は潮州府城の東に在り、一名惡溪、中に鱷魚あり、身黃色、四足修尾、狀鼉の如し、擧止趫疾、口に鋸牙森たり、往々人の害を爲す、鹿崖上を行く、鱷鳴吼す、鹿大に怖れ崖より落つ、鱷卽ち齧食すと、韓退之、佛骨表を上りしため、潮州の刺史に貶せられし時、鱷魚の民害をなすを憂へ、此文を作つて之を驅れり、

主意　鱷魚に、南海に移るべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より「告之曰」に至るまでを第一大段となす、前置なり、「昔先王既有天下」より「亦固其所」に至るまでを第二大段となす、有德の天子必ず民害を除くことを言ふ、「今天子嗣唐位」より「鱷魚其不可與刺史雜處此土也」に至るまでを第三大段となす、鱷魚の天子の地に居るべからざるを言ふ、「刺史受天子之命」より「其聽刺史言」に至るまでを第四大段となす、刺史の鱷魚に屈すべからざるを言ふ、「潮之州」より「雖有言不聞不知也」に至るまでを第五大段となす、命令を叙す、「夫傲天子之命吏」より篇尾に至るまでを第六大段となす、制裁を叙す、

維年月日、潮州刺史韓愈、使㆘軍事衙推秦濟以㆓羊一豬一㆒、投㆓惡谿之潭水㆒、以與㆓鱷魚㆒食㆖而告㆑之曰、

段落　第一大段なり、

讀方　維れ年月日、潮州の刺史韓愈、軍事衙推秦濟を

靈に告ぐれども、汝は之を知るや將た知らざるや、嗚呼哀いかな、尙はくは饗せんことを、

文法　汝其知也邪は、上の有知、無知の二句に應ず、

總　說

此れ古來祭文中の長篇に屬し、韓の作に於て著名なる者なり、然れども余を以て之を觀るに、煩瑣に過ぎて反つて至情を少くの恨あり、

纂　評

○儲同人評　泣あり、呼あり、痛あり、悲絮語あり、放聲長號あり、痛哭を以て文章となす、

○沈德潛評　人世本と幻、故に大悲大歎、俱に驚疑夢をなす、夜闌にして更に燭を執つて相對する夢寐の如きは歎なり、文中一段悲なり、又思念の極、則ち反つて夢なし、耳目に迫近すれば、則ち反つて聞見する能はざるが如し、此中自ら徵理あり、魂不與夢相接」と、此語千眞萬眞、

○又評　直ちに胸臆を擧げ、情至り文生ず、是れ祭文の變體、亦是れ祭文の絕調、○祭文、誄辭、六朝以來韻を用ひざる者なし、此れ散體を以て之を行ふ、故に變體と曰ふ、

○王聞修評　此篇大牽皆助語を用ふ、其最妙處は「其信然」より以下、「幾何不從汝而死也」に至る、僅に三十句、耶の字三、乎の字三、也の字四、矣の字七を連用し、句々助語を用ふるに庶幾し矣、而して反覆出沒、怒驚濤湍、變化測られざるが如し、文に妙なる者に非ざれば、安んぞ能く此に及ばん、

○林西仲評　祭文の中、出すに情至の語を以てするは、玆を以て最となす、蓋し其一身世代の單傳を承くるを以て哀むべき一、年少く且つ强にして世を早うす、哀むべき二、子女俱に幼にして以て自立の計をなすなし、哀むべき三、死者に就いて之を論ずるに、已に道ふに堪へざる此の如し、而して韓公其死を料らずして遽に死せしを以て哀むべき四、相依る日久しきに、祿を求めて遠く離るゝを以て終を送る能はず、哀むべき五、報ずるもの年月符せず、是れ何の病に亡し何の日に歿せしを知らず、哀むべき六、祭者に在つて此れに處る、更に情を爲し難し矣、故に首より尾に至るまで、句々俱に自己を以て挿入伴講し、始めは相依り、繼いで相離るゝ、瑣々叙出し、復た己れ衰へて當に死すべく、少くして强なる者當に死すべからざ

撫して哀を盡す能はず、殯(カリモガリ)には其棺に近寄らず、埋葬には其穴に臨まず、吾が行ふ所神明に負き、汝をして早死せしめ、不孝不慈にして汝と相養うて生存(ナガラ)へ、汝と相守つて死することを得ず、一方は天の涯(ハテ)に在り、一方は地の角に在り、生前は汝の影吾が形と寄り添ふことなく、死後は汝の魂吾が夢に通ずることなきは皆吾より出でたるにて、更に何物をか咎めんや、彼の蒼々たる天を視るにつけても、此哀み何とて極(キハミ)あらんや、

注解　「窆」葬る時棺を下すなり、

文法　汝病の句は上の軟脚病の一節を承け、汝歿の句は上の東野耿蘭を承く、生不能相養以共居の句は上の來京城の一節を承く、

自今以往、吾其無意於人世矣、當求數頃之田於伊潁之上、以待餘年、教吾子與汝子、幸其成長、吾女與汝女、待其嫁、如此而已、

段落　第七大段の第二小段なり、死者を慰む、

讀方　今より以往、吾れ人世に意なし矣、當に數頃の田を伊潁(エイ)の上(ホトリ)に求め、以て餘年を待ち、吾が子と汝の子とに敎へ、其成長を幸(コヒネガ)ひ、吾が女と汝が女と、其嫁を待つべし此の如きのみ、

講說　今より後は（何の甲斐なきゆゑ）、吾は兎に角人世の事に心なし、唯だ數頃の田地を伊潁の上に求めて死期の至るを待ち、其間吾が子と汝の子とを敎へ、何卒して生長せしめ、又吾が女と汝の女との二人は、其片附くことを待つあるのみ、

嗚呼、言有窮而情不可終、汝其知也邪、其不知也邪、嗚呼哀哉、尙饗、

段落　第七大段の第三小段なり、哀痛の切なることを述べて全篇を收む、

讀方　嗚呼言窮(キハマリ)あつて情終ふべからず、汝其れ知るか、其れ知らざるか、嗚呼哀いかな、尙はくは饗けよ、

講說　嗚呼言は限あれども情は盡し難し、斯く汝の

を待つべくんば、則ち喪を終ふるを待つて取つて以て來らん、如し守つて以て喪を終ふる能はずんば、則ち遂に取つて以て來らん、其餘奴婢、竝に汝が喪を守らしめん、吾が力能く改め葬らば、汝を先人の兆に葬らん、然る後惟だ其願ふ所、

講說　今吾れ建中を使として汝を祭り、汝の孤兒と乳母とを慰問せしむ、彼等食するに差支なく、喪を守つて期限を全うすることを得るなれば、喪の終ふるを待つて引取り來る都合なり、若し又喪の濟むまで守ること叶はずば、其儘引取り來るべし、其外の奴婢は、一同に汝の喪を守らしめん、吾が力にて改葬出來なば、最後に汝を先人の墓所に葬らん、斯くしてこそ其願の通りたるべし、

嗚呼汝病吾不レ知レ時、汝歿吾不レ知レ日、生不レ能二相養以共居一、歿不レ能下撫二汝以盡一レ哀、斂不レ憑二其棺一、窆不レ臨二其穴一、吾行負二神明一、而使二汝夭一、不孝不慈而不レ得下與レ汝相養以生、相守以死上、一在二天之涯一、一在二地之角一、生而影不レ與二吾形一相依上、死而魂不下與二吾夢一相接上、吾實爲レ之、其又何尤、彼蒼者天、曷其有レ極』

段落　第七大段の第一小段なり、己れの罪を咎む、

讀方　嗚呼汝病む、吾れ時を知らず、汝歿する、吾れ日を知らず、生くる相養うて以て共に居る能はず、歿する、汝を撫して以て哀を盡す能はず、斂其棺に憑らず、窆其穴に臨まず、吾が行神明に負き、而して汝をして夭せしむ、不孝不慈にして、汝と相養うて以て生き、相守つて以て死するを得ず、一は天の涯に在り、一は地の角に在り、生きて影吾が形と相依らず、死して魂吾が夢と相接せず、吾れ實に之をなす、其れ又何をか尤めん、彼の蒼たるもの天、曷ぞ其れ極りあらん

講說　嗚呼汝病氣になりしも吾れ其時を知らざりき、汝死亡せしも吾れ其日を知らざりき、生きては養ひ養はれて共に居ること能はず、歿しては汝の屍を

汝殁、以六月二日、耿蘭之報無月日、蓋東野之使者、不知問家人以月日、如耿蘭之報、不知當言月日、東野與吾書、乃問使者、使者妄稱以應之耳、其然乎、其不然乎、

段落　第五大段の第二小段なり、殁日を知らざりしりしを叙す、

讀方　汝の書は六月十七日なり、東野云ふ、汝殁す、六月二日を以てすと、耿蘭の報は月日なし、蓋し東野の使者、家人に問ふに月日を以てするを知らず、耿蘭の報の如きは月日を言ふべきを知らず、東野吾に書を與ふる、乃ち使者に問ふ、使者妄に稱して以て之に應ずるのみ、其れ然るか、其れ然らざるか、

講說　汝の書狀は六月十七日附なりき、然るに東野は汝が六月二日に殁せしと云へり（其誤や知るべし）、耿蘭の通知書には月日なし、思ふに東野の使者は汝の家人に死去の月日を尋ぬべきを知らず、耿蘭の通知書に至つては月日を書入るべきを知らざりし、東野は吾に手紙を出すとき、使者に月日を問ひたる處、使者は善い加減の事を言ひて之に應じたる外あるまじと想像せらるゝが、何と然るか、何と然らざるか、

今吾使建中祭汝、弔汝之孤、與汝之乳母、彼有食可守以待終喪、則待終喪而取以來、如不能守以終喪、則遂取以來、其餘奴婢、並令守汝喪、吾力能改葬、終葬汝於先人之兆、然後惟其所願、

段落　第六大段なり、

讀方　今吾れ建中をして汝を祭り、汝の孤と汝の乳母とを弔せしむ、彼れ食あり、守つて以て喪を終ふる

汝之子始十歲、吾之子始五歲、少而强者不レ可レ保如レ此、孩提者又可レ冀ニ其成立一耶、嗚呼哀哉、嗚呼哀哉、』

段落　第四大段の第四小段なり、前途の悲觀を叙す、

讀方　汝の子始十歲、吾れの子始五歲、少にして强なる者保つべからざる此の如し、孩提の者又其成立を冀ふべけんや、嗚呼哀いかな、嗚呼哀いかな、

講說　汝の子は十歲となり、吾の子は五歲となりぬ、年若にして而も强壯なりし汝すらも生存を保する能はざること此の如しとすれば、幼少の子供に至つては成立を冀ひ得べけんや、嗚呼哀れなることかな、

注解　「汝之子」名は湘、「吾之子」名は昶、「孩提」孩は小兒の始めて笑ふなり、提は提げ抱ふべきもの、

文法　彼と我との子皆幼少なることを竝び擧げて、下文の敎嫁の伏線となす、

汝去年書云、比得ニ軟脚病一、往々而劇、吾曰是疾也、江南之人、常々有レ之、未ニ始以爲一レ憂也、嗚呼其竟以レ此而殞ニ其生一乎、抑別有レ疾而至ニ斯一乎、』

段落　第五大段の第一小段なり、病症を知らざりし事を叙す、

讀方　汝去年の書に云ふ、比ろ軟脚病を得、往々にして劇と、吾れ曰く、是の疾や江南の人常に之れあり、未だ始より以て憂となさざるなり、嗚呼其れ竟に此れを以て其生を殞せるか、抑も別に疾あつて斯に至れるか、

講說　汝が去年送り越したる書狀に、近頃軟脚病に罹り、折々重るとあり、余は、此の病氣は江南の人に普通之れありとて、最初より別に心配すべき事と思はざりしなり、嗚呼何と此の病氣にて命を失ひたるか、其れとも又別に病氣あつて此始末に及びしか、

注解　「軟脚病」脚氣なり、

汝之書、六月十七日也、東野云、

び、年長なる者衰弱なる者反つて存在安全なる道理なりや、さすれば如何にも信とは思はれざるなり、若し又夢なるか、通知は事實に非ざるか、東野の書簡と云ひ、耿蘭の報知と云ひ、如何にして吾が側に在るや扨も信に死亡せしなりけり、されば吾が兄の盛德に拘らずして其嗣子の夭死を致せしなり、汝の純明なる、其家を保つべき筈なるに、其利益を受くる能はざりしなり、謂はゆる天其物は誠に測り難く、又神其物は審にし難きなり、謂はゆる理其物は推すこと出來ず、而して壽命其物は知ること出來ざるなり、

文法　本と少長と强病とを以て互に比較し、疑信の二意を生出すに及び、又盛德純明の補出して下段布置の豫備となす、

雖ㇾ然、吾自二今年一來、蒼々者或化而爲ㇾ白矣、動搖者或脫而落矣、毛血日益衰、志氣日益微、幾何不二從ㇾ汝而死一也、死而有ㇾ知、其幾何離、其無ㇾ知、悲不二幾時一、而不ㇾ悲者無二窮期一矣、

段落　第四大段の第三小段なり、己れの死期遠からざるを言ふ、

讀方　然りと雖も吾れ今年より來、蒼々たるもの或は化して白となる矣、動搖する者或は脫して落つ矣、毛血日に益す衰へ、志氣日に益す微、幾何ぞ汝に從つて死せざるや、死して知るあらば、其れ幾何か離れん其れ知るなし、悲は幾時ならずして、悲まざる者窮期なし矣、

講說　さりながら吾れは今年より先き髮の薄黑きは恐らく化して白くならん、齒の動搖せるは恐らく脫けて落つるならん、毛や血や日々に衰へゆき、志や氣や日々に微弱となり、汝の跡を追うて死せざる者は果して幾何の間あるべき（老先長くはあらじ）、若し死して知覺ありとすれば、冥土にて逢ふことを得るゆゑ、今より其れまで離れ居ることは幾くぞや（僅の間なり）、若し知覺なしとすれば、余の悲みも死するまでなれば幾時もあらず、而して悲みのなき期限は殆ど窮りなし、（何れにせよ、早く死せんことこそ願はしけれ）、

も人も思ひ設けぬ所なり、
注解 「蒼々」釋文に物老の狀とあり、然れども其實黑の薄くなる色を謂ふ、

嗚呼其信然邪、其夢邪、其傳之非其眞邪、信也、吾兄之盛德而夭其嗣乎、汝之純明而不克蒙其澤乎、少者强者而夭歿、長者衰者而存全乎、未可以爲信也、夢也、傳之非其眞也、東野之書耿蘭之報、何爲而在吾側也、嗚呼其信然矣、吾兄之盛德而夭其嗣矣、汝之純明、宜業其家者、不克蒙其澤矣、所謂天者誠難測、而神者誠難明矣、所謂理者不可推、而壽者不可知矣、

段落 第四大段の第二小段なり、痴情を敍す、

讀方 嗚呼其れ信に然るか、其れ夢か、其れ之を傳ふる、其眞に非ざるか、信なり、吾兄の盛德にして其嗣を夭するか、汝の純明にして其澤を蒙むる克はざるか、少者强者にして夭歿し、長者衰者にして存全するか、未だ以て信となすべからざるなり、夢なり、之を傳ふる、其眞に非ざるなり、東野の書、耿蘭の報、何爲れぞ而も吾が側に在るや、嗚呼其れ信に然り矣、吾兄の盛德にして其嗣を夭す矣、汝の純明、宜しく其家を業とすべき者、其澤を蒙る克はず矣、謂はゆる天なる者誠に測り難く、而して神なる者誠に明にし難し矣謂はゆる理なる者推すべからず、而して壽なる者知るべからず矣、

講說 扨も何と眞に死亡せしなるか、何と夢なるか、何と其死亡を通知したるは事實に非ざるか、若し眞に死亡せしならんか、吾が兄の如き立派なる德を持ちながら、其繼嗣の若死を致す道理ありや、汝の如き篤實明知の人にてありながら、其利益を受け果せざる道理なりや、年若き者健康なる者反つて早死に及

なし、因つて吾は故郷に家を構へて汝を召寄せんと心組めるに、扨も汝が俄に吾を置き棄てゝ死去すべしとは、意外とや言はん、吾と汝とは倶に年若の事とて、初め考へたるには、縦令暫時の間互に別るとも末には長く一所になるならんと、故に汝を打棄て京師に寄留して僅少の祿を求めたれど、誠に汝が斯くなる事と知らば、萬乘の富ある公卿宰相の位地なりとも吾は一日の間にせよ汝を置き放して仕官すまじきものを、

去年、孟東野往、吾書與レ汝曰、吾年未二四十一、而視茫々、而髮蒼々、而齒牙動搖、念諸父與二諸兄一、皆康强而早世、如二吾之衰一者、其能久存乎、吾不レ可レ去、汝不二肯來一、恐旦暮死、而汝抱二無レ涯之戚一也、孰謂少者歿而長者存、强者夭而病者全乎、

段落　第四大段の第一小段なり、己れの年齒體質と比較上より十二郞の早世を哀むの情を叙す、

讀方　去年孟東野往く、吾れ書し汝に與へて曰く、吾年未だ四十ならず、而して視茫々、而して髮蒼々、而して齒牙動搖、念ふに諸父諸兄と皆康强にして早世、吾の衰の如きもの、其れ能く久存せんや、吾去るべからず、汝肯(アヘ)て來らず、恐らくは旦暮に死して汝涯(カギ)りなきの戚を抱かんなりと、孰か謂はん、少者歿して長者存し、强者夭して病者全からんと、

講説　去年孟東野其地に赴けるとき、吾は書簡を作り、汝に與へて云へり、吾は年未だ四十に及ばざるに視力は茫然とし、髮は色褪(サ)め、齒は動き出せり、考へ見るに叔父達兄達は、皆丈夫にてありながら早世せしほど故、吾のやうなる弱き質にては、何として久しく存在するを得べき、吾は此を去るわけに行かず、汝は此へ來ることを承知せず、此儘別れ居るときは、吾僅(ワツカ)の内に死して汝は限りなき哀を抱きはすまじきかと、然るに年下の者死去せるに長者は反つて生存(ナガラ)へ、健康體の者早死せるに病人反つて安全なりとは、我

呼孰謂㆓汝遽去㆑吾而歿㆒乎、吾與㆑汝俱少年、以爲㆓雖㆓暫相別㆒、終當㆓久與相處㆒、故捨㆑汝而旅㆓食京師㆒、以求㆓斗斛之祿㆒、誠知㆓其如㆒㆑此、雖㆓萬乘之公相㆒、吾不㆘以㆓一日㆒輟㆑汝而就㆖也、

段落　第三大段なり、

讀方　吾年十九始めて京城に來る、其後四年にして歸り、汝を視る、又四年吾河陽に往き、墳墓を省す、汝が嫂の喪に從ひ來り葬るに遇ふ、又二年吾董丞相に汴州に佐たり、汝來り吾を省す、止まる一歲、歸つて其孥を取らんを請ふ、明年丞相薨ず、吾汴州を去る、汝來るを果さず、是の年吾れ戎に徐州に佐たり、汝を取る者をして始めて行かしむ、吾又罷め去る、汝又來るを果さず、吾念ふ汝東に從ふ、東も亦客なり、以て久しうすべからず、久遠を圖る者、西歸に如くはなし、將に家を成して汝を致さんとす、嗚呼孰か汝遽に吾を去て歿すと謂はんや、吾汝と倶に少年、以爲へらく暫く相別ると雖も終に當に久しく與に相處るべしと、故に汝を捨てゝ京師に旅食し、以て斗斛の祿を求む、誠に其此の如くなるを知らば、萬乘の公相と雖も、吾一日を以て汝を輟てゝ就かざるなり、㊥

講說　吾年十九の折始めて京城に來り（始めて汝と離れ）、其後四年を過ぎ歸つて汝に逢ひ（離れたる者又合す）、又四年の後吾は河陽に往き墓參に及びけるが、宛も汝は嫂の柩に從ひ河陽に來つて葬をなすに出遇ひ（離れたる者再び合す）、又二年余は汴州にて董丞相の佐官となりし時、汝は來つて吾を見舞ひ（離れたる者三たび合す）、一年間汴に止まり、歸つて其妻子を伴ひ來らんことを請ひぬ、然るに明年に至り丞相薨去せられ、吾汴州を去ることゝなりしかば、汝は來るわけに行かずなりぬ（離れて復た合せず）、此年吾は徐州の幕府に佐官となり、汝を迎ふる者を漸くに差遣せし處、吾又職を罷めて去ることゝなりしかば、汝又來るわけに行かずなりぬ、吾れ考ふるに汝は東方に就きしとは云へ、東方も亦客旅なれば永續きを得難し、永久の爲を圖るには西に歸るに若くは

世一身形單影隻、嫂常撫汝指吾而言曰、韓氏兩世、惟此而已、汝時尤小、當不復記憶、吾時雖能記憶、亦未知其言之悲也、』

段落　第二大段の第二小段なり、十二郞の韓氏に於て關係重きを言ふ、

讀方　吾上に三兄あり、皆不幸早世、先人の後を承くる者、孫に在るは惟だ汝、子に在るは惟だ吾、兩世一身、形單影隻、嫂常に汝を撫し、吾を指して言つて曰く、韓氏兩世惟だ此れのみと、汝時に尤も小、當に復た記憶せざるべし、吾れ時に能く記憶すと雖も、亦未だ其言の悲しきを知らざるなり、

講說　余は自分の上に三人の兄ありたれども、皆不幸にして早く世を去り、亡き父君の後を承くる者、孫にては汝獨り、子にては吾獨り、孫子孰れも一身に止まり、形影兩つながら對手なし、嫂夫人は嘗て汝を撫で又吾を指して物語り給へるには、韓氏の二代とも惟だ此二人のみと、汝は此時猶ほ幼少なりしかば最早記憶すまじ、吾は當時能く記憶はせしものゝ、さとて其言の悲しきことを知らざりき、

注解　「三兄」會と介と弇となり、弇の位地は未だ審ならず、「兩世」子の代と孫の代、「形單影隻」形影單隻を分析せるなり、單隻共に一個無對の意、

吾年十九、始來京城、其後四年而歸視汝、又四年、吾往河陽省墳墓、遇汝從嫂喪來葬、又二年吾佐董丞相於汴州、汝來省吾、止一歲、請歸取其孥、明年丞相薨、吾去汴州、汝不果來、是年吾佐戎徐州、使取汝者始行、吾又罷去、汝又不果來、吾念汝從於東、東亦客也、不可以久、圖久遠者、莫如西歸、將成家而致汝、嗚

羞之奠、告汝十二郎之靈、

段落　第一大段あり、

讀方　年月日、季父愈、汝の喪を聞くの七日乃ち能く哀を銜み誠を致し、建中をして遠く、時羞の奠を具へ、汝十二郎の靈に告げしむ、

講說　何年何月何日季父なる愈、汝が死去せりと聞きしより七日目に於て漸く哀を含み、誠を盡し建中と云ふ者を使とし、遙に時節柄の供物を用意して汝十二郎の靈に告ぐること左の如し、

注解　「季父」韓退之は三人兄弟の末にて、十二郎は仲兄介の子なれば、季子と曰へるなり、「乃能」やつと出來るなり、但し十二郎の死を報せる月日區區なりしたゝめ、其實を取調ぶるに七日を要し、弔祭の遲々せしに因り、斯く云ふ「建中」人名、

嗚呼、吾少孤、及長不省所怙、惟兄嫂是依、中年兄歿南方、吾與汝倶幼、從嫂歸葬河陽、既又與汝就食江南、零丁孤若、未嘗一日相離也、

段落　第二大段の第一小段なり、早年相依りしことを叙す、

讀方　嗚呼吾れ少にして孤、長ずるに及び所怙を省せず、惟だ兄嫂に是れ依る、中年兄南方に歿し　吾れ汝と倶に幼、嫂に從ひ河陽に歸葬し、既に又汝と食に江南に就き、零丁孤若、未だ嘗て一日相離れざるなり、

講說　扨も余は少時より孤となり、年長せし後親の顏を見覺えず、偏に兄夫婦の世話になりぬる處、中年の頃兄は南方にて卒去せられ、吾れ汝と揃うて幼かりしかば、嫂が河陽の故鄕に歸つて兄の遺骸を葬むるとき嫂に從つて往けり、其れより又汝と餬口の爲め江南に赴き、落魄して寄邊なく辛苦の境遇に在つて、未だ一日たりとも離れたる事あらざりき、

注解　「所怙」怙はタノム、親を謂ふ、「兄嫂」兄は伯兄の會、嫂の鄭夫人、「零丁」落魄失意、

吾上有三兄、皆不幸早世、承先人後者、在孫惟汝、在子惟吾、兩

能く千歳よりして下、猶ほ宛然目に在らしめ、讀者をして驚かんと欲し、怒らんと欲し、笑はんと欲し、哭せんと欲せしむ、人及ぶ能はざる所以、詞を擒ふる假詭、句を錬る鏗鏘なるに至つては、則ち其創技なり、

祭十二郎文

解題　十二郎は名を老成と曰ひ、退之の次兄介の子なり、今其血族繼承の順次を按ずるに、老成の子滂が祖父介の後を承けたると、叔父百川の後を承けたるとに就いては、蔣林二氏各其說を異にすと雖も、其他は兩說相同じ、今圖を以て之を示せば、

蔣說　　林說

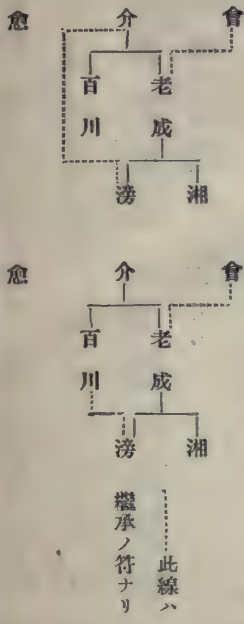

何れにせよ十二郎が介の子にして、伯父會子なかりし爲め其嗣子となりしは事實なり、

主意　己が仕官を求めて撫愛の情を盡す能はざりし悔恨の意を告ぐるに在り、

段落　凡そ七大段より成る、篇首より「告汝十二郎之靈」に至るまでを第一大段となす、祭文の常例語なり、「嗚呼吾少孤」より「亦未知其言之悲也」に至るまでを第二大段となす、幼時の關係を言ふ、「吾年十九」より「吾不以一日輟汝而就也」に至るまでを第三大段となす、悔恨を敍す、「去年孟東野往」より「嗚呼哀哉」に至るまでを第四大段となす、哀痛の情を敍す、「汝去年書云」より「其不然乎」に至るまでを第五大段となす、疑惑の念を敍す、「今吾使建中祭汝」より「然後惟其所願」に至るまでを第六大段となす、身後の處置を敍す、「嗚呼汝病吾不知時」より篇尾に至るまでを第七大段となす、己れを責めて全篇を結ぶ、

年月日、季父愈聞汝喪之七日、乃能銜哀致誠、使建中遠具時

有隕如瀉、銘君之績、納石壤中、爰及祖考、紀德事功、外著後世、鬼神與通、君其奚憾、不余鑒衷、嗚呼哀哉尙饗、

段落　第八大段なり、己れの遺憾を叙し、併せて張の靈を慰む、

讀方　丞相南討、余司馬を辱うす、兵を大梁に議し、走つて洛下を出づ、哭棺に憑らず、奠斝を親らせず、其子を撫せず、葬野に送らず、君を望み懷を傷ましめ、隕つるあり瀉ぐが如し、君の績を銘し、石を壤中に納れ、爰に祖考に及ぶ、德と事功とを記し、外後世に著し、鬼神與に通ず、君其れ奚ぞ憾みん、予を鑒衷せざらんや、嗚呼哀いかな、尙はくは饗けよ、

講説　丞相南方を征伐せしとき、余は辱く司馬の職を以て隨行し、大梁に於て兵事を議し、取急ぎ洛下を出でたるまゝ、棺前にて君を哭する能はず、自ら杯を把つて薦むる能はず、野に葬を送る能はず、遥に君を望んで思を傷め、涙の落つること瀉ぐが如し、君の功績を銘に書き、其石を土中に埋むるや、泝つて君の祖考の道德事功に至るまで、之を化せざるなく、外は後世に發表して鬼神と共に悠久なれば、君に於て何の遺憾かあらん、吾が爲に微意を看取らざることあるまじ、嗚呼哀いかな、請ひ願はくは饗せよ、

注解　「丞相南討」裴度の征伐せしことを指す、「斝」杯の一種、

總　説

造語の險奇なる、八家の中、柳子厚を除くの外、殆ど其比を見ず、

纂　評

○沈德潛評　公、張と同じく廣南縣の令に貶せられ、同じく江陵に掾たり、一路山岨水惡、旅食虎患、縷々形容す、而して張の氣を負ひ、嚴正自ら見はる、詞句瑰麗、郴州李使君を祭ると相同じ、

○林西仲評　二公交情の深き、同官同貶同行同遷に在る、必ず復た道はず、第だ張公の人となり、一生持正到底、屢ば蹶きて移らず、薑桂老いて愈よ辣、昌黎と聲氣相投ず、關情尤も切なる所以のみ、篇中步々細叙、其官途潦倒の況、往來山水の奇、離合悲歡の意と、

刑官屬郎、引レ章訐奪、權臣不レ愛、
南昌是斡、明レ條謹レ獄、氓獠戸歌、
用遷ニ澧浦一、爲レ人受レ瘥、還家ニ東都一、
起令ニ河南一、屈ニ拜後生一、憤所レ不レ堪、
屢以レ正免、身伸事蹇、竟死不レ昇、
孰勸爲レ善、

段落　第八大段なり、單に張公を叙す、

讀方　刑官屬郎章を引き訐奪、權臣愛せず、南昌是れ斡す、條を明にし獄を謹み、氓獠戸ごとに歌ふ、用て澧浦に遷る、人の爲に瘥を受く、還つて東都に家し、起て河南に令たり、後生を屈拜す、憤堪へざる所、屢ば正を以て免ず、身伸び事蹇、竟に死して昇らず、孰か勸めて善を爲さん、

講説　君刑官の屬郎として法令を引き權臣の罪を訐き、曲直を爭奪して屈せざりしかば、權臣に愛せられず、南昌に轉任する事となれり、然るに其南昌に在るや法條を明にして、裁判を謹みしかば、民夷兩つながら安泰にして、戸毎に歌ひ樂めり、是に於て澧浦に遷されたる所、人民の爲に政府より咎を受けて職を免ぜられ、還つて東都に住居し、尋で河南の令に任ぜられしかども、後進の士たる河南の尹の下に就くは如何にも憤に堪へざりし所なり、君は屢ば正道を以て官を免ぜられ、其身に於ては伸ぶることを得て屈せざりしかども、其事業は蹶けり、竟に死するまでも升進することとなし、君の如き人物にして此の如くなる以上、孰にか勸めて善をなさしめんや、

注解　「氓」民に同じ、「獠」西南夷を獠と曰ふ、「斡」轉なり、虔州の刺史に任ぜし事、「瘥」疾患なり、澧州の刺史となり、民の稅錢を徵せざりし罪に因り免ぜらる、「屈拜後生」河南の尹は適ま張の平生好まざりし人なるに拘らず、日に階下に拜せざるべからざるを以て、數月ならず病を申立てゝ職を辭せり、

丞相南討、余辱ニ司馬一、議ニ兵大梁一、
走ニ出洛下一、哭不レ憑レ棺、奠不レ親レ斝、
不レ撫ニ其子一、葬不レ送レ野、望レ君傷レ懷、

注解　「寫」瀉に同じ、「汨」泊に作るべし、「遻」遇ふなり、「咆嗥」吼え、うなる、「令章」酒を飲む儀式、「罰籌」唐人の宴會には籌を以て罰を記す、「蝟」はりねずみ、「南岳」衡山を謂ふ、「潭々」深き貌、「狗」家の怒を狗と云ふ、

余徵博士、君以使已、相見京師、過願之始、

段落　第六大段なり、京師に於ける再會を敍す、

讀方　余博士に徵せらる、君使を以てするのみ、京師に相見る、願の始に過ぐ、

講說　余は其後江陵より徵せられて博士となりければ、固より京師に在り、君は唯だ使を奉せしため京師に來りたるまでにて、前度の如く同地に官せしに非ざれども、兎も角京師に於て相見ることを得たるは勿怪の幸にて、初めの考へにては斯くまでとは思はざりしなり、

分敎東生、君掾雍首、兩都相望、於別何有、解手背面、遂十一年、君出我入、如相避然、生闊死休、呑不復宣、

段落　第七大段なり、最後の別を敍す、

讀方　東生を分敎す、君雍首に掾たり、兩都相望む、別に於て何かあらん、手を解き面を背き、遂に十一年、君出づれば我れ入り、相避くるが如く然り、生闊死休、呑んで復た宣びず、

講說　余は東都の生徒を分敎せしとき君は雍首の掾を奉職せしが、兩都は近く相望めることゝゆゑ將來相見るの機會あるべく、一時の別は言ふに足らずと思ひたるか、手を分け面を背きしより十一年を經過し、君外官に出づれば我れ中央に入り、我地方に赴けば君朝廷に立ち、互に相避けて遇はざるが如く、生時は契濶を免れず、死するに及んで萬事休す、空しく聲を呑んで悲むのみにて、君を思ふの中心を洩すべき處もなし、

注解　「分敎東生」元和の初、韓退之國子監博士たり、二年東都の監生一百人を置くや、之を分敎す、「雍首」長安の內に在り、「宣」伸べ洩らすなり、

郴山奇變、其水淸寫、汨レ沙倚レ石、有レ遌無レ捨、衡陽放レ酒、熊咆虎嗥、不レ存ニ令章一、罰籌蝟毛、委ニ舟湘流一、往觀ニ南嶽一、雲壁潭々、穹林攸レ擢、避ニ風太湖一、七日鹿角、鈎登ニ大鮎一、怒頰豕狗、鬻盤炙酒、群奴餘レ啄、走ニ官階下一、首下尻高、下レ馬伏レ塗、從事是遭、

段落　第五大段なり、同じく江陵に至れる道中の樂と赴任當座の滑稽とを叙す、

讀方　郴山奇夢、其水淸寫、砂に汨み石に倚り、遌ふあり捨つるなし、衡陽酒を放にし、熊咆虎嗥、令章を存せず、罰籌蝟毛、舟を湘流に委て往いて南嶽を觀れば、雲壁潭々、穹林擢する攸、風を太湖に避け、七日鹿角、鈎に大鮎を登す、怒頰豕狗、盤に鬻とし酒に炙とす、群奴餘啄、官に階下に走る、首下く尻高し、馬を下り塗に伏せば、從事是れ遭ふ、

講說　郴の山は奇變にして、郴の川は淸く瀉く、沙の岸邊に舟を泊し巖石のある處に舟を寄せつゝ、兩舟竝行くも斯く止まるときは相遇ふことを得て互に離れ去ることなく、衡山の南に酒宴を張り、熊虎の吼ゆるが如く驩呼なしつゝ宴會の儀式も棄打て、罰を記する竹串の多きこと針鼠の毛と一般なり、湘水にて舟を置き放しとして南岳に往き觀れば、白雲を纏へる斷崖は奥深くして、高き林の梢より擢き出せしかと思はる、其れより大湖を渡りけるが、風を避けて鹿角驛に泊せしこと七日間、鈎を試みける處、大なる鮎を釣り上げしが、兩方の顎張り出で、宛も豕の頰の膨れたる樣あり、之を切身として盤に盛り、燒肴として酒を飲みしに、衆くの奴僕も食ひ盡さゞりし程に豐富なりき、已に任所に至り、階下に立つて長官に謁見せし際は首を下げ尻を上げ、如何にも卑屈を感じぬ、又途中にて長官來りしと見て馬より下り、路上に伏せば、何ぞ料らん長官にはあらで、從事の人の通行せしなり、何等の滑稽ぞ、

不レ駿ニ於乘一、虎取而往、來寅其徵、我預在レ此、與レ君俱膺、猛獸果信、惡禱而憑、余出ニ嶺中一、君竢ニ州下一、偕掾ニ江陵一、非ニ余望一者、』

段落　第四大段なり、一時別れて又逢ふを叙す、

讀方　君は縣に止まり、我れ又南に逾え、醆を把つて相飲み、後期有りや無しや、期す、界上に宿して一たび又相語らんと、別るゝより幾時ぞ、遽かに寒暑を變ず、臂を枕にして欹眠、余に加ふるに股を以てす、僕來りて告げて言ふ、虎廐に入りて處る、敢て驚かし逐ふなし、我が騾を以て去ると、君云ふ、是の物、乘るに駿ならず、虎取つて往く、來寅其れ徵あらん、我れ預め此に在り、君と俱に膺ると、猛獸果して信、惡禱にして憑あり、余嶺中を出で、君州下に竢ち、偕に江陵に掾たり、余の望む者に非ず、

講說　君は縣に止まることゝなり、我は又南方に赴くことゝなり、別に臨み杯を手にして酒を酌み替せ、今後相見るの機會ありや無しやと語り合ひ、兎も角も界上に同宿して一度重ねて語らはんと約せしが、此別より幾年を經て冬となり夏となり光陰は速に過ぎ去り、果して界上に同宿するや、臂を枕にして横倒して臥したる處、君は余の身體の上に股を加へけり、僕の來り告ぐるやう、先程氣附きて見れば、一疋の虎何地より來にけん、廐の中に入り居れり、敢て逐はざりし處、我が驢馬を取り去りたりと、君は云ふ、是の物は鈍物にて乘るにも不便なれば、惜むに足らず、虎が取つて去りたることゆゑ、來年の正月は他處へ轉任の徵あらん、我は初めより此地に在るゆゑ、君と共に此辻占に當ることとなるなるべしと、虎の事は果して事實となり、惡禱も據所ありき、余は嶺中より出で、君は州下に待ち、兩人共に江陵の掾となりしが、此れ余の意想外なり、

注解　「騾」驢なり、「來寅其徵」正月は寅に當り、寅は十二支に於て寅に屬す、虎が驢を持ち行きたれば、自分は來年の正月他處へ赴く前兆ならんとの意、「惡禱」物を失ひしは不吉なり、然るに此れに因つて吉祥を得んとせしが故に惡禱と曰ふ、「非余望者」望外と曰ふが如し、

守隷防夫、頂に觝れ跖を交ゆ、

講説　我れ陽山に落ちて邊土の尹となり、君は臨武に飄零して共に山林の牢獄に入りしなり、歳は末となり寒氣烈しく、雪は虐(シヘタ)げ風は貪り、馬の下に顚墜して我は泣き君は叫びき、夜南山に宿を取り、一枚の席の上に臥したるが、護衛の人夫の如きは、頭を突き合ひ足を重ね合ひぬ、

注解　「鼪」いたちの類、「猱」猿屬、「泗」涕なり、なくと訓ず、「咷」號なり、「跖」足下なり、

洞庭漫汗、粘レ天無レ壁、風濤相豗、
中作二霹靂一、追レ程盲進、颿船箭激、
南上二湘水一、屈氏所レ沈、二妃行迷、
淚蹤染レ林、山哀浦思、鳥獸叫音、
余唱君和、百篇在レ吟、

段落　第三大段の第二小段なり、同行中の水行を叙す、

讀方　洞庭漫汗、天に粘し壁なし、風濤相豗(ウ)つて中に霹靂をなす、程を追ひ盲進し、颿(ハン)船箭激、南湘水に上る、屈氏の沈む所、二妃行き迷ひ、淚蹤林を染む、山哀(カナシ)み浦思ひ、鳥獸叫音、余唱へ君和す、百篇吟に在り、

講説　洞庭は漫々として、遙に天空と密着して限界なく、風は波浪を打つて、湖中に雷の如き音を起す、路筋を追うて一直線に進めば、風を孕める吾が船は、其疾(ト)きこと矢の激するが如くなり、其れより南に向ひ湘水に泝(サカノボ)りしが、此れは屈原の水に投せし處、又舜の二妃が行き迷ひたる處にして、淚の痕は長(トコシヘ)に林を染め、山は哀を催し、浦物を思ふが如く、鳥獸も感じて啼き叫ぶなり、此道中に於て吾れ詩を唱ふれば君之に和し、吟ずる所、百篇に及ぶ、

君止二于縣一、我又南踰、把レ醆相飲、
後期有無、期二宿界上一、一又相語、
自レ別幾時、遽變二寒暑一、枕レ臂欹眠、
加レ余以レ股、僕來告言、虎入レ廐處、
無二敢驚逐一、以二我駹一去、君云是物、

有不吾如、唾猶泥滓、余戇而狂、年未三紀、乘氣加人、無挾以自恃、彼婉孌者、實憚吾曹、側肩帖耳、有舌如刀』、

段落　第二大段なり、同官にして同じく讒せられしことを叙す、

讀方　貞元十九、君御史たり、余無能を以て同じく詔せられ、竝び跱す、君の德渾剛、標高己れを掲げ、吾れに如かざるあれば、唾して泥滓の如し、余は戇にして狂、年未だ三紀ならず、氣に乘じて人に加へ、挾んで自ら恃むなし、彼の婉孌なる者實に吾曹を憚り、肩を側て耳を帖れ、舌あり刀の如し、

講説　貞元十九年に君は御史となり、余は無能の身を以て君と同時に詔を拜して同じく顯官となれり、君の德は無疵にして剛直に、自身を高く掲げ、若し己れの如く品格高からざる者あれば、唾棄して泥又は滓の如くなりき、余は愚直して狂的なりしかば、年未だ三十六歳に至らざる頃、若氣に乘じて人を陵ぎ、而も己が挾んで恃む所の才能もなきに此の如くなりしなり、彼の小人等は實に吾が曹を憚り、肩を側立て耳を帖れ、一言もなき有樣なりしかども、其實は刄の如き舌あつて吾が曹を害せんとせしなり、

注解　「君爲御史」京兆武功の尉より遷る、「跱」峙に同じ、「帖」たれ、「婉孌」やさしげなる事と、卽ち陰柔の小人を謂ふ、

我落陽山、以尹鼯猱、君飄臨武、山林之牢、歲弊寒兇、雪虐風饕、顚於馬下、我泗君咷、夜息南山、同臥一席、守隷防夫、觝頂交跖』、

段落　第三大段の第一小段なり、同行中の陸行を叙す、

讀方　我は陽山に落ち、以て鼯猱に尹たり、君は臨武に飄つて山林の牢、歲弊寒兇、雪虐風饕馬下に顚じ、我れ泗き君咷ぶ、夜南山に息ひ、同じく一席に臥す、

矣ふ、一片血涙、多く讀むに忍びず、

○沈德潛評　其文に服し、其遇を悲んで、其託する所を允す、懇々勤々、死友に負かず、

○楚運評　人稱す、公、子厚と交誼最も深しと、余墓誌と祭文とを觀る是れ然らず、非我知子實命我の如き、亦煞々微意あり、豈に退之、柳が王叔文の黨に坐せしを以て、江陵寄三學士詩の若き、同官盡才俊、偏善柳與劉云々と、故に不滿の意ある耶、

○賴山陽評　非我知子の句、或は以て陰に子厚を譏るとなす、大に昌黎の意に非ず、蓋し敢て知己を以て自ら居らざるを謂ふのみ、

祭河南張員外文

解題　蔣注に云ふ、貞元十九年冬、公、張署と御史より倶に南方に出で、令となる、明年順宗位に卽き、倶に江陵に從る、道塗經涉、唱和契涉濶、皆此に具はる、公方に晉公に從ひ、蔡を討つ、祭は其れ元和十二年八月に在る歟、張の行治は則ち公の誌に詳なり、

主意　公の正にして伸びざりしを惜むに在り、

維年月日、彰義軍行軍司馬守太子右庶子兼御史中丞韓愈謹遣某乙、以清酌庶羞之奠、祭於亡友故河南縣令張十二員外之靈、

段落　第一大段なり、祭文常式の起法、

讀方　維れ年月日、彰義軍行軍司馬、守、太子右庶子兼御史中丞韓愈謹んで某乙を遣し、淸酌庶羞の奠を以て、亡友故の河南縣の令十二員外の靈を祭る、

講說　略す、

注解　「彰義軍」淮西軍の稱號、「某乙」誰氏と云ふが如し、

貞元十九、君爲御史、余以無能、同詔並跱、君德渾剛、標高揭己、

段落　第四大段なり、交情を叙す、

讀方　嗟々子厚、今や則ち亡ぶ、絶に臨むの音、一何ぞ琅々、徧く諸友に告げ、以て厥子を寄す、余を鄙とし謂はず亦託するに死を以てす、凡そ今の交は勢の厚薄を観る、余豈に保して能く子が託を承くべけんや、我れ子を知るに非ず、子實に我に命ず、猶ほ鬼神あらば、寧ぞ敢て遺墮せんや、念ふ子が永歸、復た來期なきを、祭を棺前に設け、心に矢ふに辭を以てす、嗚呼哀いかな、尚はくは饗けよ、

講説　扨扨子厚、今となつては已に此世に無き人となりぬ、臨終の言は、何として那の如く琅々と今尚ほ耳に遺れる、徧く諸友に告げて其子を依頼し、余をばつまらぬ者と思はず、死後の事を託したるが、凡そ今日の交は、只勢の厚薄を観て冷熱をなすなれば、固より恃むべくもあらず、余と雖も子の依頼を受くるに堪へたるや否を保證しがたきも、元來余は子を知るに足らざる者なるに、子は實に我に遺言を囑せし事ゆゑ辭すべきに非ず、子は死すと雖其靈猶は在る以上、豈に其遺言に違ふことをせんや、子が永く天に歸つて最早再び此世に來らざるを思ひ、棺前に祭を設け、此辭を述べて、心に二なきを明にするなり、嗚呼哀いかな尚はくは受けよ、

注解　「琅々」玉の聲なり、善く響くなり、「矢」誓ふ、

總　説

墓誌及び廟碑に比すれば、大に其巧を遜る、只だ覺夢の一段、樂観の中に悲観を寓する處、此篇の爲に色を生ず、

纂　評

○林西仲評　子厚の官に卒する、元和十四年十一月に在り、時に公方に袁州に謫せらる、想ふに歸葬の時道を袁に取りしがゆゑに、躬棺前に詣りて祭を致すを得、開手彼此官爵を叙せず、以て古性命の交は自己の骨肉と異るなきを明にす、親狎の至なり、其大意は謂ふ、人死せざるなし、卽ち生前の窮通得失、以て之を夢覺に付すべし、輕重するに足らず、痛惜する所の者は、蓋世の文章を以て國家の用に供する能はず、實に此れより前才名に誤らるゝに由り、以て一斥復らざるを致す、反つて碌々の徒の、以て身を通顯に致すを得るに如かず、人をして皆才を以て戒となさしむるのみ、末段生死相托するの情を以て自ら負かざるを

に厥辭を放つ、富貴無能、磨滅誰か紀する、子の自ら著せる、表々として愈よ偉、善く斲（ケヅリ）をなさず、指を血にし顏に汗す、巧匠旁觀、手を袖間に縮む、子の文章にして世に用ひられず、乃ち吾徒をして帝の制を掌（ツカサド）らしむ、子の人を視る自ら前なしと以（オモ）ふ、一斥復（カヘ）らず、群飛天を刺す、

講說　凡そ物の世に生ずるや、有用の器となるは願はしからず、犧尊の青黃なるは實に木に取つて災厄なり、足下の中年時代に於て天は羈絆を釋き自由に刻苦するを得せしめ、其文の尊きこと玉佩瓊琚の如く、大に其辭を伸ばして縱橫を極めぬ、富貴と雖も無能ならんには其名磨滅すべく、誰か之を紀する者あらん、子の自ら文章を以て名を著（アラハ）せしは、表々として益す偉なり、然るに之を建築の伎術に譬へんか、下手（ヘタ）の大工事に當り、木の削り方さへ滿足ならず、指は血を出し顏は汗を流せしに、巧なる大工が旁觀して、手を袖の間に入れ仕事に關係せざるが如く、子の如き文章を以て反つて世に用ひられず、吾が徒の不文なる、反つて天子の詔勅を掌るに至れり、子は人と比較して、自ら己れの右に出づる者なしと謂へり、然るに一たび斥けられて恢復出來ず、群小人は高く廟堂の上に飛揚せり、

注解　「犧尊青黃」胴に牛を畫きたる樽、又は牛形の樽、莊子に云ふ、百年の木、破つて犧尊となし、青黃にして之を文（カザ）ると、其美なりと雖も性を失ふを言ふなり、「馽羈」タヅナ、

文法　自著は樂むべきものに係り、一斥は悲むべきものに係る、

嗟々子厚今則亡、臨絕之音、一何琅々、徧告諸友、以寄厥子、不鄙謂余、亦託以死、凡今之交、觀勢厚薄、余豈可保、能承子託、非我知子、子實命我、猶有鬼神、寧敢遺墮、念子永歸、無復來期、設祭棺前、矢心以辭、嗚呼哀哉尙饗、

亡友柳子厚の靈を祭る、

講說　略す、

嗟々子厚而至レ然耶、自レ古莫レ不レ然、我又何嗟、人之生レ世、如二夢一覺一、其間利害、竟亦何校、當二其夢時一、有レ樂有レ悲、及二其既覺一、豈足二追惟一、』

段落　第二大段なり、生前の得失、論ずるに足らざることを叙す、

讀方　嗟々子厚にして然るに至るか、古より然らざるはなし、我れ又何ぞ嗟せん、人の世に生るゝ、夢の一覺の如く、其間の利害、竟に亦何ぞ校らん、其夢時に當り、樂あり悲あり、其既に覺むるに及び、豈に追惟するに足らんや、

講說　扨々子厚とも云はるゝ人も遂に死去せしか、昔しより何人も死亡せざる者なきことなれば、我れ又何をか嗟かんや、人の此世に生れ而して終に死するは長き夢の忽ち覺るが如し、夢の中（とも云ふべき生時）の利害は、畢竟有無多少を彼此れ云ふの價値あらんや、但し夢を見つゝある當時に於ては樂みもあり悲みもあれど、最早覺めたる曉に於ては、之を思ひ出すも何の益かあらんや、

凡物之生、不レ願レ爲レ材、犧尊青黃、乃木之災、子之中棄、天脫二馽羈一、玉佩瓊琚、大放二厥辭一、富貴無能、磨滅誰紀、子之自著、表々愈偉、不レ善爲レ斲、血レ指汗レ顏、巧匠旁觀、縮二手袖間一、子之文章、而不レ用レ世、乃令三吾徒掌二帝之制一、子之視レ人、自以レ無レ前、一斥不レ復、群飛刺レ天、』

段落　第三大段なり、生前の悲樂すべきものを云ふ、

讀方　凡そ物の生、材たるを願はず、犧尊青黃乃ち木の災、子の中棄てらるゝ、天馽羈を脫し、玉佩瓊琚、大

つ生、誓つて捐棄するなし、歸來手を握る、曾て三四ならず、曾て翰を濡して文字を酬酢せず、曾て醉飽して以て酒巵を勸めず、奠して以て哀を叙するも其れ何ぞ能く致さん、嗚呼哀いかな、尙はくは饗けよ、

講說　昔し、我れ公と實に危險の事を共にせしが、生けるにせよ死するにせよ相棄つること無かるべしと誓ひ、交情も厚かりしが、都に歸りしより以來、手を握りしは三四回にも及ばず、翰を濡して文字の應酬をなす暇もなく、酒肉を勸めて醉飽をなす暇もなく、今奠して哀を叙ぶる何として能く通ぜんか、嗚呼哀いかな、請ひ願はくは饗けよ、

總　說

事を叙する處長く、哀を叙する處少し、祭文中自ら一種の體をなす、

纂　評

○林西仲評　公、馬僕射と至交たり、故に能く其畢生の事蹟を叙し、一毫も漏さず、其組織舗排、字々古奧、但だ上下縫接の處に於て略ぼ一二語を加へて敲動す、又一氣の流行を覺ゆ、看取すれば仍ほ是れ碑銘頌贊を作るの手筆、末自ら言ふ、不曾濡翰酬酢文字と、味者は以て因なく唐突すとなす、案ずるに史に稱す、馬僕射學を好み、官務倥偬と雖も未だ書卷を釋てず、論述頗る多し、公の詩集中にも亦酬和蔡州天平見寄作あり、則ち平日文字を以て相傾倒せる、知るべし、一時賣弄の言に出づるに非ず、凡そ古人の文字を讀む、俱に當に互に相參考する、此の如くなるべし、此れ尙友の第一義なり、

○沈德潛評　光焰騰上、平叙の迹を露さず、○郢州谿堂の詩序を參看せば、其義更に明、

祭柳子厚文

主意　幽明無窮の別を叙するに在り、

段落　本文の中に於て之を示す、

維年月日、韓愈謹以淸酌庶羞之奠、祭於亡友柳子厚之靈、

段落　第一大段なり、祭文常式の起法、

讀方　維れ年月日、韓愈謹んで淸酌庶羞の奠を以て

庭湊を指す、「岱河」郭は岱山と黄河との間に在り、

帝念厥功、還公於朝、陟於地官、且長百僚、度彼四方、孰樂可據、顧瞻衡鈞、將擧以付、惟公積勤、以疾以憂、及其歸時、當謝之秋、賀門未歸、弔廬已萃、未燕於堂、已哭於次、

講説　第六大段なり、遽に薨じて、大用に及ばざりし事を叙す、

讀方　帝厥功を念ひ、公を朝に還し、地官に陟せ、且つ百僚に長たり、彼の四方を度るに、孰か樂しく據るべき、衡鈞を顧瞻し、將に擧げて以て付せんとす、惟れ公勤を積み、以て疾み以て憂へ、其歸る時に及び、謝するの秋に當る、門に賀する未だ歸らず、廬に弔する已に萃り、未だ堂に燕せず、已に次に哭す、

講説　天子公の功を念ひ給ひて、公を地方より中央に轉任せしめ、地官に陟せ、百僚の長となす、四方の經營を施すに、何人か泰平を奏し、長く依賴すべき者ぞ、天子は大柄を授くるに足る人を觀察し、終に之を擧げて公に付せんとせり、然るに公は勤勞を積みたる結果疾を得て、憂思多く、其都に歸る際は宛も此世を辭する場合にして、門に來つて賀する者未だ去らざるに、小屋に來つて弔する者已に集まり、未だ祝宴を堂上に開かざるに、門次に哭すると云ふ有樣なりき、

注解　「陟於地官」戸部尙書に遷る、「謝」世を謝するなり、「賀門云々」薨の急なりしを云ふ、

昔我及公、實同危事、且死且生、誓莫捐棄、歸來握手、曾不三四、曾不濡翰、酬酢文字、曾不醉飽、以勸酒觴、奠以叙哀、其何能致、嗚呼哀哉、尙饗、

段落　第七大段なり、交情を擧げて以て結ぶ、

讀方　昔し我れ公と、實に危事を同じうし、且つ死且

以て經紀に副たり、彼の大魁を殲して厥勳孰か似ん、丞相歸り治め、留まつて蔡の師に長たり、茫々たる黍稷、昔し實に棘茨、鳩鳴き雀乳して、梟鴟を見ず、惟だ蔡、許と、舊と血仇たり、公に命じ幷せ侯たらしむ、耕は之に牛を借し、其弓矢を束ね、禮讓優々、

講説　朝廷が東方に向つて淮蔡を征討せし時、宰相を使とするや、公は御史大夫を兼ね宰相の副として整頓に從事せり、彼の巨魁を亡し、其功は殆ど比なからん、宰相の歸京して治するや、公は留つて蔡の軍隊に長たり、廣々と生ひ茂れる黍稷は、其以前は棘茨の如き惡草の蔓りし處なるに、今や公の力に賴つて斯く變化し、鳩は鳴き雀は子を育てゝ、梟鴟の如き惡鳥を見ざるに至れり、蔡と許とは舊と互に仇敵なりしかば、戰後に相和せざるの憂あり、公に命じて兩地を兼ね、治めしめし處、公は民に牛を貸し與へて耕作の便を授け、弓矢を束ねて用ひず、禮讓の風誠に奧床し、

注解　「邦憲」御史大夫は國家の法憲を執るより云ふ、「以副經紀」十二年、宰相裴度の副として淮西の征討軍を慰問す、「留長蔡師」彰義の節度留後となる、「舊爲血仇」許は先に宣武軍に屬し、常に蔡と戰へり、

始誅鄆戎、厥墟腥臊、公往滌之、
茲惟樂郊、惟東有猘、惟西有虺、
顚覆朋鄰、我餘有幾、嵂崒中居、
斬其脊尾、岱定河安、惟公之蹟、

段落　第五大段なり、鄆を治むるの功を敘す、

讀方　始めて鄆戎を誅し、厥墟腥臊、公往いて之を滌ふ、茲に惟れ樂郊、惟れ東に猘あり、惟れ西に虺あり、朋鄰を顚覆して我が餘幾かある、嵂崒中に居り、其脊尾を斬る、岱定まり河安きは、惟れ公の蹟、

講説　始めて鄆の兵を誅し、其墟は猶ほ血腥かりしを、公往いて之を洗ひ清め、茲に眞の樂土となれり、然るに東に狂犬あり、西に蝮あり、其隣境を顚覆して我が手に殘る所のものは幾かある、公は高く其間に屹立して、賊の脊と尾とを絕ち、害を加ふる能はざらしめ、泰山の定まり黃河の安きは公の美なり、

注解　「鄆戎」李師道を指す、「公往」鄆曹濮一道の節度使となり、天平軍と號す、「猘」朱克融を指す、「虺」王

が地方官となれり、

注解 「佐戎滑臺」貞元中、滑州姚仲の幕府に用ひらる、「斥由尹寺」監軍中貴人薛盈珍と云ふ者、姚南仲の不法を誣奏するを以て、坐して泉州の別駕に貶せらる、「臲卼」易の困の上六の辭、動搖安からざるなり、「跋躓」詩經の語、前を跋み後に躓く、盈珍の入つて事を用ふるや、福建の觀察使柳冕旨を迎へて公を誅せんと欲し、遂に獄に下す、「乃得其地」柳冕の病んで死せんとせしとき、刺史穆贊公を釋せしかば、是に由つて泉州に達するを得たり、

於泉於虔、始執郡符、遂殿交州、
抗節番禺、去其螟蟊、蠻越大蘇、
擢亞秋官、朝得碩士、人謂其崇、
我勢始起、』

段落 第三大段なり、昌明の始を敍す、

讀方 泉に虔に始めて郡符を執り、遂に交州に殿たり、節を番禺に抗げ、其螟蟊を去り、蠻越大に蘇す、擢秋官に亞ぎ、朝碩士を得たり、人其崇を謂ひ、我が勢始めて起る、

講說 泉州に於て虔州に於て始めて郡の符璽を握つて刺史となり、遂に交州を鎮し、其職權を番禺に振ひ、其地の螟や蟊に比すべき害物を除き、蠻越の地方大に蘇生の想ひを成せり、其れより、法官の次位に擢せられ、朝廷に偉大の人物を得たり、人皆其を以て顯榮となし、公の運勢は始めて開けたり、

注解 「殿」鎮に同じ、「抗節番禺」桂管の經略觀察使に徙りしこと、「亞秋官」刑部次郎となりしこと、

東征淮蔡、相臣是使、公兼邦憲、
以副經紀、殲彼大魁、厥勳孰似、
丞相歸治、留長蔡師、茫々黍稷、
昔實棘茨、鳩鳴雀乳、不見梟鴟、
惟蔡及許、舊爲血仇、命公并侯、
耕借之牛、東其弓矢、禮讓優々、』

段落 第四大段なり、蔡を治むるの功を敍す、

讀方 東淮蔡を征す、相臣是れ使ひ、公邦憲を兼ねて

祭二馬僕射一文

解題　僕射、名は總、字は會元、扶風の人、

主意　其閲歴と自他の關係とを叙するに在り、

段落　本文中に於て之を示す、

維年月日、吏部侍郎韓愈、謹以二淸酌庶羞之奠一、敬祭二於故僕射馬公十二兄之靈一、

段落　第一大段なり、祭文常式の起し方、

讀方　維れ年月日、吏部侍郎韓愈謹んで淸酌庶羞の奠を以て、敬んで故僕射馬公十二兄の靈を祭る、

講說　維れ某年某月某日、吏部侍郎、韓愈謹んで淸酒と種々の肴とを供へ、敬んで故の馬公十二兄の靈を祭る、

注解　「十二」排行の序なり、

惟公弘大溫恭、全然德備、天故生レ之、其必有レ意、將レ明將レ昌、實艱二初試一、佐二戎滑臺一、斥由二尹寺一、適二彼甌閩一、臲卼跋躓、顚而不レ踒、乃得二其地一、

段落　第二大段なり、大に伸びんとして先づ屈せしことを叙す、

讀方　惟れ公弘大溫恭、全然德備る、天故に之を生ず其れ必ず意あり、將に明にせんとし、將に昌にせんとし、實に初試に艱む、戎を滑臺に佐け、斥けらるゝ、尹寺に由る、彼の甌閩に適く、臲卼跋躓、顚して踒せず、乃ち其地を得たり、

講說　惟れ公は度量弘大にして容貌溫恭、完全に其德を備有せり、蓋し天殊更に公を世に生じたるにて、必ず目的あるが如し、則ち將に公の德を明かにし公の業を昌にせんとするや、先づ困苦せしめて大成の準備とす、故に公の仕官せし初めは艱苦多く、滑州の幕府に佐官となりしかども宦官の爲に斥けられ、甌閩に之くや、進退谷れる境遇に陷れり、斯く蹉跌したれども幸に足を折るに至らず、始めて土地を得て之

る以上、如何なる手段も其毒を逞しうする能はず、權奸中使等侍郎の徒、禍心を包藏すとも總べて益なしと、

文法　此銘は恨語なり、冷語なり、未有の奇筆と稱すべし、

總　説

履歷を叙する處、侍郎を以て針線となすが故に、頭緒紛雜の中一條の脈絡分明索むべし、

纂　評

○林西仲評　李少尹初仕、卽ち鄴侯［宰相李泌］に知らる、且つ手骨稜々、權貴に撓まず、其才大用すべき、何の疑ひかあらん、奈んともするなし、其度支郎たる時、中使侍郎の輿に善を責め、遂に其百端排陷を致し、崇文に使し、衢州に刺とし、紛爭饑饉の區に奔走するを、甚だしきは蘇州先に杜兼を用ひんとし、辭するに李錡必ず反するを以てするは、此れ擧朝の共に聞く所の者にして、忽ち調して之を死地に納るゝに至る、小人、君子に甘心せんと欲する、何の至らざる所あらん、其錡に械致せられ、錡敗るゝに因つて免るを得る、乃ち天幸のみ、三年政を報ずる、復た之を外に抑へ斷じて其れをして一日朝に立ち、建白施設せしめず、忠節治行、藉りて以て顯著と雖も、其危苦も亦甚し矣、銘辭絕えて一字の贊を致すなし、但だ謂ふ、死葬の後再び戕害を加ふる能はずと、小人毒を肆にし、殺さゞれば休まざるを明にし、深く疾みて之を冷刺する所以なり、通篇、中使侍郎其己れに抗するに坐すの句を以て眼となす、其行文錬字造句、古雅絕倫なり、大約行狀の中より煩を芟り簡に就き、自ら機軸をなす、故に段落篇法、天然妙に入らざるなし、尤も叙事の難しとする所のもの、粗心人之を讀めば、且つ其句讀を分つ能はず、況や其神理を探るをや、

○沈德潛評　只だ一たび中使に屈せず必ず之を陷れんと欲し、崇文に使せしめ、衢州に刺たらしめ、猶ほ紛爭饑饉を以て之を困しむ、蘇州に刺たるに至り、直ちに李錡の手を借り以て其毒を逞うせんとす、小人の正を害する、古今一轍、銘詞出すに冷語を以てす、簡にして思ふべし、

段落　第四大段の第一小段なり、先祖父母を叙す、

講説　曾祖弘泰は簡州の刺史、祖乾秀は伊闕の令、父爍は宣州の長史、絳州の刺史を贈らる、母夫人は燉煌の張氏にて、其舅は高名の人なりき、

公之配曰彭城劉氏夫人、夫人先卒、其葬以夫人祔、夫人曾祖曰子佐、祖曰餗、皆有大名、

段落　第四大段の第二小段なり、夫人及び外戚を叙す、

講説　公の配偶を彭城の劉氏夫人と曰ふ、夫人は公より以前に卒し、公を葬りし時、夫人をも附葬せり、夫人の曾祖を子佐と曰ひ、祖を餗と曰ふ、又高名の人なりき、

公之子、男四人、長曰道敏、擧進士、其次曰道樞、其次曰道本道易、皆好學而文、女一人、嫁蘇之海鹽尉韋濳、自簡州而下、皆葬鳴皐山下、銘曰、

段落　第四大段の第三小段なり、其子を叙す、

講説　公の子は男子四人あり、長男を道敏と曰ひ、進士に擧げらる、其次を道樞と曰ひ、又其次を道本、道易と曰ふ、皆學問を好んで文字を能くせり、女子は一人にて、蘇州の海鹽の尉を勤むる韋濳に嫁せり、簡州〔曾祖〕より以下、皆鳴皐山の下に葬れり、銘は左の如し、

高其山而坎其中、以爲公之宮、奈何乎公、

讀方　其山を高うして其中を坎し、以て公の宮となす、公を奈何ん、

講説　葬の場所は山の高き處を擇びて、其中に穴を設け、此れを公の遺骸を安置する處となす、何人も公に手出しならざるべし、

注解　「坎」深き穴なり、「宮」猶ほ住宅と云ふが如し、言は公既に死して此に葬り、其身を土中に安んず

靜を伺察せり、「錡反」元和二年、「不勝」姚志安に敗らる、「境」京口を指す、「錡適敗」兵馬司張子良、牙將裴公立と謀を合せて錡を執へ、之を褰むに帛を以てし、城下に縋して京師に械送す、

居三年、州稱治、拜河南少尹、行大尹事、呂氏子炅棄其妻着道士衣冠、謝母曰、當學仙王屋山、去數月復出間至公、公立之府門外、使吏卒脫道士冠、給冠帶、送付其母、黜屬令二人以贓、減民賦錢歲五千萬、請緩民輸期一月、詔天下輸皆緩一月、公一斷治不收聲、事常出名上、

段落　第三大段の 第五小段なり、河南に於ける事績を叙す、

講說　居ること三年にして、蘇州は治まれりと稱せらる、河南の尹に拜し、大尹の實務を執る。此地に住へる呂氏の子炅と云ふ者、其妻を棄て、道士の衣冠を着け、母に暇乞をなして云ふ、炅は此より王屋山に入りて仙人の道を學ばんとすと、家を出でゝより數月にして復た山を出で、間を見て公の所に來り、謁見を求めぬ、公之を府廳の門外に立たしめ置き、吏卒に命じて彼の被れる道士の冠を取り去らしめ、新に冠と帶とを授け、之を其母に送り渡せり、又贓罪を以て屬令二人を罷免し、人民の稅金、一年の額五千萬を減ず、未納稅の納期を一箇月猶豫あらんことを朝廷に奉請せし結果、天下に詔して皆一箇月延期することとなれり、公は專ら政治を取捌きて名譽を求めざりしかば、常に其事業は名譽以上なりき、

曾祖弘泰、簡州刺史、祖乾秀伊闕令、父爕、宣州長史、贈絳州刺史、母夫人燉煌張氏、其舅參有大名、

適任者なしと、遂に衢州の刺史に任命せらる、是れ侍郎が公を窮苦の地に置かんとせしなり、任地に至り一箇月にして、今度は蘇州の刺史に遷されたるが、是れ侍郎が公を必死の地に陥れたるなり、

李錡前反、權將之戍諸州者、刺史至、斂手無敢與敵、公至十二日、錡反、公將左右與賊戰州門不勝、賊呼入、公端立、責以義、皆斂兵立、不逼、錡命械致公軍、將斬以徇、及境、錡適敗縛、公脱械還走州、賊急卒不暇走死、民抱扶迎盡出、天子使貴人持紫衣金魚以賜、

段落　第三大段の第四小段なり、公の遭難と忠義とを叙す、

講説　李錡の反せし以前に於ては、諸州を守備せる權將等勢ひ強く、其州の刺史赴任すれども、手を束ねて權將と抗敵する者なかりしなり、公の蘇州に至りしより十二日目に錡反せり、公は左右の者を引率して、賊と州城の門に戰ひたれども敗れたり、賊は公の名を呼はつて城内に進入しけるに、公は端然として立ちたるまゝ、義を以て彼等を責めしに、彼れ等も心に恥ぢたりと見え、武器を引收めて立ち、敢て近寄らざりき、然るに錡は部下に命じ、公に首枷を施して之を軍に引き來らしめ、到着せば斬つて衆に示さんとする考なりし處、州の境に至りし頃、適ま錡は官軍の爲に敗られて縛せられしかば、公は首枷を脱して州へ向ひ走りたれども、賊は敗軍の爲め逃げ死する、最中なりしゆゑ、追ふこと能はず、州の人民、子を抱き年寄を扶けて、公を迎へんと盡く門を出でぬ、事天聽に達せしかば、天子は貴人を勅使とし、紫衣と金魚帶を公に賜へり、

注解　「權將」朝廷の任命を經ず、假りに將たる者、鎮海の節度使李錡は、腹心の將姚志安等五人を選び、蘇常杭睦湖の五州に處らしむ、各兵數千あり、刺史の動

段落　第三大段の第二小段なり、三たび權貴に屈せざりし事を叙す、

講說　母夫人卒去し、三年の喪終れる後、改めて長安の尉となり、監察御史に遷るや、奏聞して九卿一人を貶黜せり、其れより改めて詹事丞となり、殿中侍御史に遷り、度支員外郎より選ばれて萬年縣の令となり、會ま公主、驛附の田地を橫領せし事あり、京兆の尹は縣に符「地劵に當るもの」を送り、公主に之を與へて所有權を全からしめんとせしに、公は之を與へざりき、度支郎に改任せし處、中使侍郎は寵を恃み勢を張つて、其屬僚の大夫士を禮遇せず、喜怒賞罰を擅にせしかば、公は獨り入つて之を責めけれども、彼れ之を受けざりき、

注解　「介恃」寵に因り勢に藉るなり、

劉闢平、上以蜀賞高崇文、尙書省以崇文幕府爭鹽井因革便不便、命公使崇文、崇文命幕府惟公命從、卽其日事已、疏奏、侍郎外稱其能、竟坐前敢抗己、衢州饑、擇刺史、侍郎曰、莫如郎李某、遂刺衢州、至一月遷蘇州、

段落　第三大段の第三小段なり、權貴に中てられし事を叙す、

講說　蜀の劉闢已に平げらるゝや、天子は之を平げたる功を賞し、高崇文を蜀の帥とせり、崇文の幕府が鹽井の因革の便不便を爭ふや、度支部より公に命じて崇文に使せしめぬ、是れ此問題は對手が對手なれば頗る處し難きを以て、公を困めんとせし也、然るに公已に至れば、崇文其幕府に命じて、唯公の指圖通に爲せしかば、其日の中に問題は落着に及び、公を困めんとせし者の目算は外れたり、公は歸京の上上書して事の結果を奏聞せし處、侍郎と雖も公論をば枉げ難かりければ、表面には公の才能を稱揚せしかども、竟に從前公が己れに抵抗せしことを根に持ち、會ま衢州饑饉にて、之に處すべき適當なる刺史其人の選擇あるや、侍郎の云ふやう、此れは度支郎の李素ほど

注解　「行狀」行跡を述べたる書類なり、

公諱素、字某、生七歳喪其父、貧不能家、母夫人提以歸、教育於其外氏、以明經選主虢之弘農簿、又尉陝之芮城、李丞相泌觀察陝虢、以材署運使從事、以課遷尉京兆鄠、考滿以書判出其倫、選主萬年簿、而母夫人固在、食其祿、

段落　第三大段の第一小段なり、五任を總叙して母夫人教育の良を見はす、

講説　公諱は素、字は某、七歳の時其父を亡ひ、貧窮にて家を保ち切れざりしかば、母夫人は公を携へて歸り、里方に於て教育せり、明經の科を以て選ばれて虢の弘農の主簿となり、又陝の芮城の尉となり、宰相李泌が陝虢を觀察せしとき、其才能を取り運使從事を命じ、功課を以て京兆の鄠に尉となり、考績の年限滿ちたる時、書判の同僚より勝れたる點を以て、選ばれて萬年縣の主簿となりけるが、此時母夫人は尚ほ存生にて、公の祿により奉養を受けたり、

注解　「書判」唐代人を取るに四の資格あり身言書判是れなり、身は身體の大なるものを取るなり、言は言辭の正しきものを取るなり、書は楷書の立派なるものを取るなり、判は決斷の善きものを取るなり、

母夫人卒三年、改尉長安、遷監察御史、奏貶九卿一人、改詹事丞、遷殿中侍御史、由度支員外郎、選令萬年、公主奪驛田、京兆尹符縣割畀之、公不與、改度支郎中使侍郎介恃不禮其屬大夫士、擅喜怒賞罰、公獨入讓、不受、

動機　公の爲に讒人を翫弄して快を取るに在り、

主意　公の剛直を寫すに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「葬河南伊闕鳴皐山下」に至るまでを第一大段となす、卒葬年壽を叙す、「前事之月」より「敢不諾而銘諸」に至るまでを第二大段となす、銘を作るの由を叙す、「公諱素」より「事常出名上」に至るまでを第三大段となす、履歴を叙す、「曾祖弘泰」より篇尾に至るまでを第四大段となす、家世血族を叙す、

元和七年二月一日、河南少尹李公卒、年五十八、斂之三月某甲子、葬河南伊闕鳴皐山下、

段落　第一大段なり、

講說　元和七年の二月一日に河南の少尹李公卒去す、年齢五十八、三月某のエトに斂を行ひ、河南伊闕の鳴皐山下に葬る、

前事之月、其子道敏哭再拜、授使者公行狀、以幣走京師、乞銘於博士韓愈曰、少尹將以某月日葬、宜有銘、其不肖嗣道敏、杖而執事、不敢違次、不得跣以請、愈曰、公行應銘、法、子又禮葬、敢不諾而銘諸、

段落　第二大段なり、

講說　葬禮の前月、公の子の道敏は哭して再拜せし上、公の行狀を使者に授け、幣物を携へて京師に至らしめ、博士韓愈に銘を請へり、其口上に云ふ、少尹は某月某日に葬る都合なるが、銘なかるべからず、然るに不肖嗣子道敏は杖にすがり喪の禮を行ひ居り、場所を離るゝことを敢てせず、從つて跣足にて京師に往き請求し難ければ、使者を以て願ふなりと、韓愈曰く、公の行は銘して然るべき者にして、之を銘するは法則なり、足下も亦禮に因つて葬らるゝ以上、何とて引受けて銘を作らざる事あらんやと、

に、何の下、如の字あるべしとなす、

總　說

凡そ人生死生存歿の感を以て墓誌を作る者、古來此篇の右に出づるものなし、後世歐陽脩の碑文、多く此より悟入す、

纂　評

○林西仲評　墓に左誌、右銘あり、或は一人の獨作を求め、或は兩人の分作を求む、此れは則ち其誌を分作する者なり、殿中君、本と門功を以て官を授かり、俸を歷て轉じ、錚々の紀すべき者なし、故に篇中一句の行實を塡めず、但だ北平王、國に大功あり、李晟、渾瑊と名を齊しうす、後人實に繼ぐを爲し難きに、孩提の時其家兒に稱へば、則ち此れより後能く其業を守る、知るべし、此れ卽ち其行實なり、總べて其祖北平王を以て主となす、其交情感慨を以て文を成すは、蓋し厄に當るの惠刻して忘るゝ能はざるに緣る、故に纏綿悲惻に禁へず、遂に別に一奇格を成す、

○沈德潛評　少監を哭し、幷に其父祖を哭し、三世の官位、三世の交情、三世の死喪を以て層疊傳寫、字々嗚咽墓誌中の變體なり、

北平王燧の子暢、暢の子繼祖、暢は宦官竇文場に讒せらる、暢懼れ宅を進め、廢して奉誠園となす、白太傅の詩に謂ふ、不見馬家宅、今作奉誠園と、是れなり、暢の後流れて丐となる者あり、吳融、敷水に遇ひ、詩を作り之を閔む、唐の功臣を待つ、亦云に恩少し矣、昌黎、誌を作る時、馬氏已に衰ふ、文中便ち說明せず、含蓄を以て之を出す、讀む者須らく意を言の外に領すべし、

附　錄

吳融の詩

天地塵昏九鼎危、　大貂曾出武侯師、
一心忠赤山河見、　百戰功名日月知、
舊宅已聞栽禁樹、　諸孫仍見丐征岐、
而今不要教人識、　正藉將軍死鬬時、

河南少尹李公墓誌銘

解題　李公は卽ち李素なるが、唐書に傳なく、其事跡は李錡の傳に附見す、

の美麗なるが如く、蘭の芽生の如く、王家の公子たるに似合へり、

注解　「珥」耳飾の玉、

後四五年、吾成進士、去而東游、哭北平王於客舍、後十五六年、吾爲尚書都官郞、分司東都、而分府少傅卒、哭之、又十餘年、至今哭少監焉、」

段落　第四大段の第一小段なり、其三世を哭せし事を叙す、

講説　是より四五年の後、余愈よ進士となり果せ、都を去つて東方に游歴せしが、其間に北平王薨じければ、旅舍にて之を哭したり、其後十五六年を過ぎて余尚書都官郞となり、東都分司の職に就き、分府と云ふ官名なりしが、此時少傅卒去して之を哭せり、然るに又十餘年、今日に至つて少監を哭することゝなりぬ、

文法　三世を哭せし事を叙するに三樣の筆法を用ふ是れ前段に三世を平叙し、傑魁人也と云ひ、能守其業者也と云ひ、稱其家兒也と云ふが如き、一樣の句法を用ひたるが故に、此に至り、哭於客舍と云ひ卒哭之と云ひ、哭少監と云ひ、變化を以て之を出せしなり、

嗚呼吾未耄老、自始至今未四十年、而哭其祖子孫三世、於人世何如也、人欲久不死而觀居此世者何也、」

段落　第四大段の第二小段なり、感慨を以て結ぶ、

講説　嗚呼吾れ未だ老耄もせざるに、始めより今に至るまで四十年にも及ばざるに、祖父と子と孫との三代を哭せしとすれば、余の人世に於けるも果して如何がならん、長く生存すべくもあらず、世人が長命を保ちて他人の死亡を觀んと欲するは、何等の考ぞや(長命せば其中に親族故舊の死亡に遇ふこと多かるべく、己が身に引宛てゝ悲みに堪へざるものを)、

注解　「而觀居此世者」ニ説に衍文とす、「何也」一説

せられて京師に在り、貧窮にして自活する能はず、己れは王の故人の季弟なる關係上より、北平王を馬前に拜せしに、王は余の素生を問うて憐みたまひ、邸に來よとの仰ありければ、安邑里の邸宅にて謁見を得たるが、王は余の饑寒を痛しく思し、衣食を賜ひ、二人の王子を召し、主人とあつて余を接待せしめ給へり、其季の王子は我を遇すること特別に厚かりき、是こそ少府監贈太子少傅なれ、乳母は幼子を抱いて側に立ち、其幼子は眉と云ひ目と云ひ全く畫くが如く、髮は漆と一樣に黑く、肌肉の白きは玉雪を欺き、忘れ得ぬは殿中君なり、

注解　「故人稚弟」韓退之の兄弇は馬燧の判官たり、「軫」いたむ、「二子」彙と暢、「其季」暢、

文法　其祖の恩を受く一、其父の厚意を受く二、其人の貌を識る三、

當是時見王於北亭、猶高山深林鉅谷、龍虎變化不測傑魁人也、』

段落　第三大段の第一小段なり、祖を見るに因つて其材を許す、

講說　王の邸第に至りし時、王には北亭に謁見せしが、其人は猶ほ高山の如く、深林の如く、大谷の如く、又龍虎變化して測るべからざるが如き、偉大の人物なり、

退見少傅、翠竹碧梧、鸞鵠停峙、能守其業者也、』

段落　第三大段の第二小段なり、父を見るに因つて其品位を許す、

講說　王の御前を退き、別室に少傅君に遇ひしに、是は翠竹碧梧の氣韵あり、鸞鵠の立ち休らふが如く、善く王家の業を守る者と見られたり、

幼子娟好靜秀、瑤環瑜珥、蘭茁其芽、稱其家兒也、』

段落　第三大段の第三小段、殿中を見るに因つて其容貌を許す、

講說　幼子は可愛氣にてオトナシク、玉の環や耳珠

二人」に至るまでを第一大段となす、墓誌の正文なり、「始余初冠」より「殿中君也」に至るまでを第二大段となす、三世の遭遇を叙す、「當是時」より「稱其家兒者也」に至るまでを第三大段となす、三世の人となりを叙す、「後四五年」より篇尾に至るまでを第四大段となす、感慨を寄す、

君諱繼祖、司徒贈太師北平莊武王之孫、少府監贈太子少傅諱暢之子、年四歲、以門功、拜太子舍人、積三十四年、五轉而至殿中少監、年三十七以卒、有男八人、女二人、

段落　第一大段なり、

講說　君諱は繼祖、司徒贈太師北平莊武王の孫にして、少府監贈太子少傅諱は暢の子、生れて四歲の時、先祖の餘功を以て太子舍人に拜し、三十四年の間五たび轉任して殿中少監に至り、年三十七にて卒せり、男子八人女子二人あり、

文法　姓を書せざるは、王孫なるを以て、之を知らざる者なければなり、莊武の名を書せざるは、王の尊きを知らざる者なければなり、以門功拜と云へば、進身の才なきを知るべく、積年三十四年は以て其功なきを知るべし、

始余初冠、應進士、貢在京師、窮不自存、以故人稚弟、拜北平王於馬前、王問而憐之、因得見於安邑里第、王軫其寒饑、賜食與衣、召二子使爲之主、其季遇我特厚、少府監贈太子少傅者也、姆抱幼子立側、眉眼如畫、髮漆黑、肌肉玉雪可念、殿中君也、

段落　第二大段なり、

講說　其昔予の二十歲に達せしとき、進士に應じ、貢

知るべきなり、末に其勇レ於レ為レ人不二自貴重一を言ふ、則ち實錄に云ふ所の僥倖欲二速進一者と相符す、故に又忙に一語を接して曰く、顧惜謂功業可二立就一と、是れ子厚の叔文に依る、實に其材を用ひ其道を行はんと欲す、富貴の爲に苟も就いて其奸を以て敗るゝを意はざるに非ざる、又知るべきなり、出脫と曰ふと雖も、而して子厚の心事、子厚の定案、皆筆端に著る、千古第一の知己に非ずや、篇首に姓氏を敘せず、進士の第を取る後に於て柳氏有レ子を點出し、里居を敘せず、却つて歸葬の時に於て萬年先人の墓側を點出して、姓氏、里居自ら見はるゝが如き、其作法皆他篇と同じからず、中段に至り、忽ち世俗の交情を把り、感慨一番、又文章必傳を把り、欣幸一番、誌銘に在つて尤も此格なし、按ずるに、史に、執政、子厚等を召して京師に至らしむ、諫官爭うて其不可を言ふ、想ふに必ず子厚の故交内に在るあり、其落二陷阱一不レ救、反擠下レ石等の語確に指す所あり、祭文中に凡今之交觀二勢厚薄一の句を玩ばゞ、則ち此意を知らん、究竟此輩勢利に反覆し、位人臣を極むと雖も、死すれば卉蟻に同じ、安んぞ能く子厚の斥を以て能く傳はるが如くならん、則ち石を下すもの、未だ始めより之を曲成するに非ずんばあらず矣、故に感慨して之を欣幸するに禁へず、之を總ぶるに、公、子厚と文章聲氣一時兩なし、著はす所の祭文、誌銘、廟碑三篇、皆絕頂出色、常格を以て論ずべからざるなり、

○沈德潛評　子厚の足を叔文に失ふ、躁進は則ち之れあり、阿黨は則ち非なり、昌黎其事を沒せず、感慨惋惜、隱躍の間に在り、先づ其學を好むを表し、次に其政績を許し、次に其交誼を述べ、而して文章の必傳を歸結す、噫鬱蒼凉、墓誌中千秋の絕調、

殿中少監馬君墓誌銘

解題　此の篇銘なし、銘の字恐らくは衍文ならん、蔣本には唯だ墓誌とあり、銘の字なし、從ふべし、

動機　人生の無常に感じて作れるなり、

主意　馬氏三世の門閥を以て、亦死亡相繼ぐを免れざることを弔するに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「有男八人女

も正體を以て十分に其人を傳ふるに足らざる場合には勢ひ變體に出でざるを得ずして、此文の如きは變體を以て古今の絕調と稱せらるゝ者なり、蓋し子厚の事跡を直書するときは、其心事明ならず、心事明ならざれば、長く誤解を受けて寃を千歲に呑まんとす、退之親友として故人の爲に公道を揭げんと欲するが故に、議論感慨その兩端を叩いて竭し、其短所の如き敢て忌まず、是れ其忌むべき者更に此より大なるあるを恐るゝに因る、而して痛惜巳に極まれば、則ち文章の必傳を以て自ら慰む、則ち自ら慰むと雖も、其實至哀の人の强笑するが如く、中に嗚咽の聲あり、情文絕世、眞に獨步と謂ふべし、

纂　評

○儲同人評　昌黎の墓誌第一、亦古今の墓誌第一、韓を以て柳を誌す、太史公の李將軍を傳するが如く、之が爲に餘力を遺さず矣、

○林西仲評　昌黎、子厚と千古の知己、其順宗實錄を作り、「王叔文有寵、密結有當時名、欲僥倖而速進者數十人、爲死友」と云ふ等の語、絕えて子厚の爲に諱まず、人皆謂ふ、古人文を作り、輕易に假借するを肯んぜずと、其實僥倖而速進は、功名に急にして、尺を枉げて尋を直くするの計を謂ふのみ、當に何の罪を得べきや、叔文小人と雖も、然れども順宗の初めて立つに當り、數月の間に李實を貶し、陸贄、陽城を召し、進奉を免じ、諸色を蠲き、宮市五坊の小兒を罷め、德宗の秕政〔惡政〕一朝之を反す、叔文の力に非ずと謂ふべからざるなり、子厚の叔文に附する、叔文の小人たるを知らずと謂ふは則ち可、若し明に知つて故に附くは、豈に子厚の心哉、故に寄許孟容書に云ふ、蚤歲與負罪者親善、始奇其能、謂可以共立仁義、裨敎化等の語、實に支飾に非ず、乃ち預め機先づ察する能はざるを以て、遂に自ら事後に明にする能はず、謂はゆる身を立つる、一敗萬事瓦裂、誠に痛むべきなり此意惟だ昌黎之を知る、故に墓誌銘を作る、首尾文詞を將て極口嘉贊し、中段は一は政績を敘し、一は友誼を敘して、子厚の人品、卓然見るべし、其進用廢退の處に至つては、初めに其名聲大に振ふを言ふ、則ち實錄に云ふ所、有當時名者と符す、故に忙に一語を接して曰く、諸公要人爭欲令出我門下と、是れ叔文、子厚に結ばんと欲し、子厚の求めて之を得るに非ざる、

問不厭、自子厚之斥、遵從而家焉、逮其死不去、既往葬子厚、又將經紀其家、庶幾有始終者、銘曰、

段落　第七大段の第二小段なり、死後子厚の爲に盡力せし人を附叙す、

講説　子厚の柩を故郷に持ち行きて葬ることを得たるに就いては、其費用の金全く觀察使を奉職せる河東の人裴君行立の手より出でたり、行立は節操氣概あり、一度引受けたる事は實行するを主義とす、子厚と交を結び、子厚も亦生前之が爲に友誼を盡せしが、竟に此人の力に頼れり、又柩を送つて子厚を萬年の墓地に葬りし人は舅弟の盧遵と云ふ者なるが、彼は涿郡の人なり、性質謹愼從順にして學問を厭ふことなく、子厚が朝廷を斥けられてより、遵は子厚に從つて其至れる處を己が家となし、子厚の死するまで去らず、既に萬年に赴いて子厚を葬り、其上子厚の家事を整理せんとす、兎も角始あり終ある人物なり、銘は左の如し、

文法　裴盧二人の事は、唯だ關係上附帶して擧げたるに非ず、上文の禽獸的人物と反映の筆を用ひたるなり、

是惟子厚之室、既固既安、以利其嗣人、

讀方　是れ惟だ子厚の室、既に固く既に安し、以て其嗣人を利す、

講説　此處こそ實に子厚の墓穴なり、斯く堅固に斯く安靜なる以上、之が爲め子孫に利益あるべし、

注解　「室」家壙なり、「既固既安」支那にては風水の説とて、墓の方位、地勢等により、子孫の禍福を致すとの迷信あり、堅固にして靈魂の安泰なるは子孫に利ありとて、之を祝するなり、

文法　子厚已に死し、復た其志を伸ばす能はざれば、責めて子孫に望を屬せんとす、是れ作者の感想にして、此銘は深く子厚の生前を痛みしものなり、

總説

凡そ墓碑の文に議論を用ふるは正體に非ず、然れど

以致必傳於後、如今無疑也、雖使子厚得所願、爲將相於一時、以彼易此、孰得孰失、必有能辨之者、

段落　第五大段の第三小段なり、得失を打算す、

講說　然れども子厚若し斥けらるゝこと久しからず窮すること極まらざりしならば、其天才が世人に勝れたりとは云へ、自ら文學製作に力を用ひ、必ず後世に傳はるを致すこと、今日の如く疑ひなからしむることは能ふまじ、縱令子厚をして其目的を達して、一時大臣大將の如き地位を得しめたりとすとも、萬古必傳の文章と一時の功名富貴とを交換することゝならば、孰れが得にして孰れか損なる、必ず能く之を辨識する者あらん（不遇は反つて其幸ひと謂ふべし）、

子厚以元和十四年十一月八日卒、年四十七、以十五年七月十日、歸葬萬年先人墓側、子厚有子男二人、長曰周六、始四歲、季曰周七、子厚卒乃生、女子二人皆幼、

段落　第七大段の第一小段なり、卒葬及び遺族を叙す、

講說　子厚は元和十四年十一月八日に卒し、年は四十七歲、十五年七月十日を以て萬年に在る其父の墓側に歸葬せり、子厚に男子二人あり、長を周六と曰ひ季を周七と曰ふ、周七は子厚の死後に至つて生れたる者なり、又女子は二人あれども、共に尙ほ幼少なり、

其得歸葬也、費皆出觀察使河東裴君行立、行立有節概重然諾、與子厚結交、子厚亦爲之盡、竟賴其力、葬子厚於萬年之墓者舅弟盧遵、遵涿人、性謹順、學

蓋し文中此種の輕薄男子の誰なることを明言せずと雖も、實際此事ありしは明なり、沈評は此を以て架空の言となせども、果して然らば無用の文字のみ、要するに之を解せざる者の言なり、

子厚前時少年、勇於爲人、不自貴重顧藉、謂功業可立就、故坐廢退、既退、又無相知有氣力得位者推挽、故卒死於窮裔、材不爲世用、道不行於時也』

段落　第五大段の第一小段なり、子厚の缺典を擧げて廢黜を惜む、

講說　子厚は以前少年にして人の爲に力を出すことに勇み、自ら前後を分別して己が身を太切にせず、功業立どころに成就すべしと考へたり、故に己れの力を出したる人の罪に連坐して逐ひ退けられたるが、已に退けられたる上、又相知る人の中に氣力あり而も位を得たる者が引上げくれざりしが故に、僻遠の地に死して其才は世の役に立たず、其道は時に行はれざりしなり、

使子厚在臺省時、自持其身、已能如司馬刺史時、亦自不斥、斥時有人力能擧之、且必復用不窮』

段落　第五大段の第二小段なり、禍を得ざるべき場合を想說す、

講說　若し子厚臺省に在りし時、自ら其身を持すること司馬刺史の時の如く謹愼なりしならば、必然斥けられまじ、又斥けられたりとも有力者あつて之を擧げしならば、必ず再び朝廷に用ひられて窮せざりしなるべし、

文法　空中の樓閣、

然子厚斥不久、窮不極、雖有出於人、其文學辭章、必不能自力

て連州の刺史を命ぜられ播州へ赴かずして濟みぬ、

注解 「播州」四川に屬す、「大人」此にては母を指す、母も亦大人と稱し、父のみには限らず、「白上者」中丞裴度、禹錫の爲に請ふ、

文法 此一段追叙法を用ひ、而も前文の中獨り一事を提せしは、史記に於て屢ば見る所の法なり、

嗚呼、士窮乃見節義、今夫平居里巷相慕悅、酒食遊戲相徵逐、詡々强笑語、以相取下、握手出肝肺相示、指天日涕泣、誓生死不相背負、眞若可信、一旦臨小利害僅如毛髮比、反眼若不相識、落陷穽、不一引手救、反擠之、又下石焉者皆是也、是宜禽獸夷狄所不忍爲、而其人自視以爲得計、聞子厚之風、亦可以少愧矣、

段落 第四大段の第二小段なり、友誼を賛す、

講說 嗚呼士は、窮困の境遇に陷つて始めて節義の見ゆる者なり、試に見よ、平生里や町に居つて互に氣が合ひ、共に飲食をなし游戲をなして、往きつ來りつ面白可笑しく笑談を交換して、己れ下手に出でゝ手を握り心中を打明け、天日を指して涙を流しながら、生死ともに信義を全うすべしと誓ふなど、實に信用出來得べきやうなれども、一旦小さき利害問題譬へて見れば毛筋一本ほどの事に臨めば、互に瞋めつけて他人同樣、縱令一方が陷し穴に落つとても、手を引いて之を救はんともせで、反つて之を推落し、其上尙ほたすからぬやう石を投込む者に非ざるなし、此の如きは禽獸夷狄と雖も爲すに忍びざる筈の所行なるに其人は自ら之を以て善き事をなしたりと思ふなり、子厚の風を聞きなば、彼と雖も少しは愧づべしと思はる、

文法 此一段の感慨を挾み、始めて能く人を動かす、

是豈不足爲政耶の一句を着けて柳州の政績を叙するの地となし、又永州には爲すべき事なかりしを見はせり、〇子厚一生の本領は文章に在り、退之の最も推重する所も亦文章に在り、且つ柳州に刺たる時文章益す多し、此處決して文章の事を漏すべからず、但だ特別に之を提起せんとせば、文脈上亦便ならざる處あり、又永州の一段と重複の嫌なきに非ず、故に其人に敎へて文詞を爲らしめたる事を借り、之を下其法於他州の下に寫し、其事々法るべく、獨り文詞のみならざるを見はし、而して文詞の佳なる所以も愈よ見はる、

其召至京師、而復爲刺史也、中山劉夢得禹錫亦在遣中、當詣播州、子厚泣曰、播州非人所居、而夢得親在堂、吾不忍夢得之窮、無辭以白其大人、且萬無母子倶往理、請於朝、將拜疏願以柳易播、雖重得罪死不恨、遇有以夢得事白上者、夢得於是改刺連州、

段落　第四大段の第一小段なり、友誼を叙す、

講説　子厚が一旦召返されて京師に至り、其れより復び刺史となるに當り、中山の劉夢得禹錫も亦刺史として地方へ遣らるゝ仲間の中に在つて、是は播州へ往くべき割宛なりき、子厚泣いて云ふやう、播州は到底人類の住ふべき所に非ず、然るに夢得は尙ほ親ある身なり、夢得が此の如き窮困の場合となり、此より膝下を離れて生死の知れざる土地に行く事となりたりとて、其親に告ぐべき語なしと思へば、實以て氣の毒千萬なり、さればとて彼又母を伴ひ行くわけには行かず、則ち朝廷に歎願する外其道なければ、恭しく上書して、我が柳州と劉の播州との交換を願ひ見ん、之がため更に罪を増して生命を失ふとも決して恨むることなしと、然るに幸にも夢得の事を體善く天子に奏上せし者ありしかば、夢得は之が爲に改め

曰、是豈不足爲政邪、因其土俗、爲設教禁、州人順頼、其俗以男女質錢、約不時贖、子本相侔、則沒爲奴婢、子厚與設方計、悉令贖歸、其尤貧力不能者、令書其傭、足相當、則使歸其質、觀察使下其法於他州、比一歲、免而歸者且千人、衡湘以南爲進士者、悉以子厚爲師、其經承子厚口講指畫爲文詞者、悉有法度可觀、

段落　第三大段なり、

講説　元和中に嘗て一例に召返されて京師に至り、又諸共に出されて刺史となりしが、子厚は柳州に當れり、已に赴任するや嘆じて云く、斯かる邊土と雖も何として政治をなすの價値なからんやとて、其土地の風俗に因り命令を發し禁制を立つ、柳州の人民皆順從して信頼せり、但し柳州の風俗にて、男女を以て借金の抵當となし、其條件に云ふ、期限に至つて返濟を怠り、利子、元金の額に達するときは、其男女を取上げて奴婢となすと、子厚は刺史となつて彼等の爲に方法を設けて、悉皆贖ひ歸らしめ、其尤も貧しく贖ふべき資力なき者は、毎日の勞働を賃傭として稼ぎ高を書き留めしめ、借金の額に達すれば、其質たる男女を歸さしむ、觀察使此方法を他州に施し、其結果、一年にもなる頃免れて家に歸りし者殆ど千人に及べり、衡山湘水以南の地に於て進士とならんとする者、皆子厚を師として文を學び、子厚の自ら手を下して敎へ込みたる人々は、文詞を作るに、何れも法則觀るに足る者あり、

注解　「敎禁」敎令禁制、「子本」利子と本金、「侔」等し「與」爲に、「比」時分、「口講指畫」口にて說き聞かせ、指にて書き示す、

文法　永州に政績を言はざるが故に、柳州の一段に

注解　「逮」及、「嶄然」山の高く屹立する貌、「儁」後に同じ、「踔厲」踔は卓に同じ、

貞元十九年、由藍田尉、拜監察御史、順宗即位、拜禮部員外郎、遇用事者得罪、例出爲刺史、未至、又例貶永州司馬、居閑益自刻苦、務記覽、爲詞章、汎濫停蓄、爲深博、無涯涘、而自肆於山水間、

段落　第二大段の第二小段なり、貶廢を敍して其文章に及ぶ、

講說　貞元十九年に藍田縣の尉より監察御史に拜し順宗位に即いて禮部員外郎に拜す、朝廷にて捌手なりし人罪を得たるに遇ひ、連坐の罪により地方に出だされて刺史となりけるが、未だ赴任せざるに又連坐を以て永州の司馬に左遷せられしが、斯く閑散の地位に居て益す自ら刻苦して讀書を務め文字を作る、其學の博渉なる、大水の汎濫せるが如く、其力の蘊結せる、潭水の停蓄せるが如く、深博にして其範圍を知らず、斯くて自ら山水の間に身を肆にせり、

注解　「用事者」順宗、太子たりし時、王叔文、左右に侍して寵を得、常に言ふ、某は相となすべし、某は將となすべしと、以て他日即位の後其實現せられんとを冀ひしが、柳宗元、柳禹錫等は、王叔文と生死渝らざるの交誼あり、順宗天子となり、僅に八月にして崩じ、憲宗位に即き、叔文に死を賜ひ、其黨皆遠地に貶竄せらる、「例」一例になり、衆人と同じく、「汎濫」浮ぶ貌、風波に任せて自ら縱にするなり、濫に延漫なり「停蓄」停は渟に同じ、蓄は蓄積なり、「涯涘」きし、ほとり、

文法　永州は其政績を言はず、止だ其文章を爲ることを言って、末段の必ず後に傳はるの脈を伏す、益自刻苦の四字は、末段自力の二字と相應ず、

元和中、嘗例召至京師、又偕出爲刺史、而子厚得柳州、既至、歎

貴人死、乃復拜侍御史、號爲剛直、所與遊皆當世名人、」

段落　第一大段なり、㊀

講說　子厚諱は宗元、七世の祖慶拓拔魏の侍中となり、濟陰公に封せらる、曾祖奭唐の宰相となり、褚遂良、韓瑗と俱に罪を武后に得て、高宗の朝に死せり、父の名は鎭と曰へり、母を養ふ爲に太常博士を棄て江南の地に縣令とならんことを求めぬ、其後權貴の人に媚ぶる能はざりし結果御史を失ひけるが、其權貴の人死するに及び、復た侍御史に拜せり、朝に立つて剛直の名あり、其交際せし者は皆當世の名士なりき、

注解　「拓拔魏」後魏なり、「武后」則天武氏、㊇

子厚少精敏、無不通達、逮其父時、雖少年、已自成人、能取進士第、嶄然見頭角、衆謂柳氏有子矣、其後以博學宏詞、授集賢殿正字、儁傑廉悍、議論證據今古、出入經史百子、踔厲風發、率常屈其座人、名聲大振、一時皆慕與之交、諸公要人、爭欲令出我門下、交口薦譽之、」

段落　第二大段の第一小段なり、其才學を叙して禍を取るの根本を擧ぐ、

講說　子厚は年少より精力敏才あつて、何事にも通達せざることなく、其父の膝下に在りし頃、已に少年なるに拘らず、成人と同樣にして、能く進士及第をなし一際立つて衆人の上に拔出でたれば、衆人皆柳氏には善き子ありと謂へり、其後博學宏辭の出身を以て集賢殿の正字職を授かりしが、其氣象非凡鋭利にして、議論は古今を引證根據とし、經史百家の書に涉り、其厲しさ風を發するばかり、每も同座の人々を言ひ負かして名聲大に振ひ、一時の名士皆慕うて子厚と交り、廟堂の諸公、要路の官人、何れも子厚を競爭し、是非とも吾が手にて之を引立てゝ門下に出でしめんと欲し、口を交へて推擧稱揚せり、㊈

○沈德潜評　韓公、文に於て傾倒斯に至るものなし、又載する所の巻帙許の如きの多にして、今傳ふる所の紹述の文、惟だ絳守居園池記の一篇、又極めて僻澁、王晟劉忱各句讀を爲す未だ必ず當るあらず、云ふ所の文從字順なる者と合はず、豈に今傳ふる所のもの、祇に其僻澁を傳へて、文從字順なる者倶に亡失するか、然らざれば、韓公の辭を修め誠を立つるを以て、之を反言し、以て來學を誤るべからざるなり、誌銘、字必ず生新、必ず獨造、陳言（古臭き語）務めて去ると云ふべし、

柳子厚墓誌銘

動機　子厚の交遊に厚く文章に長じて不遇なる事を弔するに出づ、

主意　子厚が文章の不朽なるは其不遇に因る者にして、以て慰むべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より「所與遊皆當世名人」に至る迄を第一大段となす、家世を敍す、「子厚少精敏」より「自肆於山水間」に至るまでを第二大段となす、履歴中其文に巧なるを挿敍す、「元和中」より「悉有法度可觀」に至るまでを第三大段となす、政績の後に其文の重んぜられし事を敍す、「其召至京師」より「亦可以少媿矣」に至るまでを第四大段となす、其交遊に厚きを稱揚す、「子厚前時少年」より「孰得孰失必有能辨之者」に至るまでを第五大段となす、其不遇なりし源因を評論して文章の必傳に歸納す、「子厚以元和十四年十一月八日卒」より篇尾に至るまでを第六大段となす、卒葬を敍す、

子厚諱宗元、七世祖慶爲拓拔魏侍中、封濟陰公、曾伯祖奭爲唐宰相、與褚遂良韓瑗俱得罪武后、死高宗朝、皇考諱鎭、以事母棄太常博士、求爲縣令江南、其後以不能媚權貴、失御史、權

に往き伏して起らず、從つて此道中絶して塞がれり、然れども物極まるときは復た通ずる者にして、獨創の文は玆に又紹述より發せり、文は無理なく字は穩當にして、各其本務を察識するものゝ如く、適當の使用法を得たり、此の如き文を作ることを求めんと欲する者あらば、紹述の文こそ誠に其前例なり、

注解　「剽賊」竊むなり、「徂」往き去る、

總說

詞必ず己れより出だすを以て樊の特色となし、銘中に於て之を發す、然れども其實樊は諺に謂はゆる自己流の文を作る者にして、艱澁の癖あり、故に獨創を以て之を稱するは、譽むるに似て又敢て許さゞるの意あり、國史補に云ふ、元和の後、文章は則ち奇を韓愈に學び、澁を樊宗師に學ぶと、則ち其文の澁なることは、當時の公評なりし者の如し、後山詩話に載す、歐陽公謂ふ、退之、樊宗師の墓誌を作る、便ち樊文に似たり、其始司馬子長に出づ、子長、長卿の爲に傳を作る、其文の如し、惟だ其之に過ぐ、故に筆之を兼ぬるなり、

纂評

○楚遲評　前人の一言一句を蹈襲せず、此れ退之沾々自ら喜ぶ、故に紹述の爲め深く許す、此の如し、

○高梅亭評　劌目鉥心、刄迎縷解、鉤章棘句、掐擢胃腎、神施鬼設、間見層出、人皆劫々、我獨有餘の數語、詩を論じ、文を論ずる、皆形容に工なりと謂ふべし、

○林西仲評　此れ首より尾に至るまで步々倒寫文字なり、讀み來れば却つて是れ一氣呵成の文字、常格を以て論ずべからず、蓋し紹述文を爲る、必ず己れより出だすに因り、故意に此一格を創出せしのみ、公平生紹述と最も狎る、其薦狀亦其藝學に于て通解する所多く、議論平生經據あり、顧問に備ふべきを言ふ、所以に銘詞簡單に其文を表し、東野に銘し、單に其詩を表すると、皆其大なる者を擧げて之を言ふ、既に其大を擧ぐ、文を以て起し、學を以て結ばざる能はず、其中練局の變化も亦繩削を待たずして自ら合ふなり、篇中仁義道德等の字を以て分點するは、即ち薦狀中に云ふ所の身を持つ甚だ苦、物に遇うて仁恕の意、尤も人品尙ぶべきを見る是篇を讀み方に知る、文を爲る原と定法なく、神にして之を明にするは其人に存するを、

段落　第四大段なり、

講說　紹述の諱は宗師と曰ひ、父の諱を澤と曰ふ、嘗て襄陽江陵の帥となり、其官は右僕射に至り、卒して某の官を贈らる、祖父は某の官を勸め、諱を泳と呼べり、祖父より紹述に及ぶまで三代の間、何れも軍略が將帥に堪へたる處より、對策は上等にて仕進せり、

紹述無所不學、於辭於聲大得也、在衆若無能者、嘗與觀樂、問曰、何如、曰當然、已而果然、銘曰、

段落　第五大段なり、

講說　紹述は凡そ事に於て學ばざりし所のことなく就中文辭と音曲とに於ては大に得たる者なりき、衆人の中に在つては何の所長もなき如くに見えぬ、嘗て或る時音樂を觀に往き、余は之に問うて如何にあらうやと曰ひたるに、紹述は斯く斯くならんと答へたるが、奏するに及び果して然り、銘は左の如し、

惟古於詞必己出、降而不能
乃剽賊、後皆指前公相襲、
從漢迄今用一律、寥々久矣
莫覺屬、神徂聖伏道絕塞、
既極乃通發紹述、文從字順
各識職、有欲求之此其躅、

讀方　惟れ古の詞に於ける、必ず己れより出だす、降つて能はず、乃ち剽賊す、後皆前を指せども公に相襲ひ、漢より今に迄るまで一律を用ふ、寥々久しい哉、屬するを覺るなし、神徂き聖伏して道絕塞す、既に極まり乃ち通ず、紹述より發す、文從字順各々職を識る、之を求めんと欲するあらば、此れ其躅、

講說　元來古人は、其文詞を作るに、必ず自己の思力より出して、他人の字句其儘用ふる事なかりしに、世運の降るに及び、其力量足らざる處より、他人の字句を掠め取つて己れの物となし、後世より此れに就いて前に出でたる人を彼此れ指摘すれども、漢より今に至るまで一樣の手段を用ひて、改むるに及ばず、獨創の文士は、寥々として聞こゆる事なきもの已に久しく、復た古人に接續するを知る者あらず、神聖は已

に法則に合へり、扨々紹述の文章の術に於ける、何とも以て文章の至極に達したる者と謂ひ得んと、

注解　「横從」縱横なり、

生而其家貴富、長而不有其藏一錢、妻子告不足、顧且笑曰、我道蓋是也、皆應曰然、無不意滿、

段落　第二大段なり、

講説　紹述生れながらにして其家は富貴なりしに、長ずるに及び悉く之を弟に與へ、己れ其藏せし所の一錢を有たず、妻子が不自由を訴ふるや、紹述顧み且つ笑つて云ふ、我が道は多分此くあるべしと、妻子も成程とて滿足せざるはなかりき、

嘗以金部郎中、告哀南方還言某帥不治、罷之、以此出爲縣州刺史、一年徵拜左司郎中、又出刺絳州、縣絳之人、至今皆曰、於我有德、以爲諫議大夫、命且下、遂病以卒、年若干、

段落　第三大段なり、

講説　嘗て金部郎中の官を帶びて南方に往き、哀詔を頒ちたることあり、還つて某の帥の失政を上申せし處、越權の廉を以て職を罷められ、出されて縣州の刺史となり、一年の後徵せられて左司郎中に拜せしかども、又出されて絳州の刺史となれり、縣州、絳州の人民は、今日に至るまでも皆紹述の己れに恩慶を與へしことを言ふ、扨絳州より諫議大夫に任ずべしとて任命今や下らんとするに當り、遂に疾に罹つて卒せり、年は若干歲、

注解　「某帥」卽ち南方の帥、

紹述諱宗師、父諱澤、嘗帥襄陽江陵、官至右僕射、贈某官、祖某官、諱泳、自祖及紹述三世、皆以軍謀堪將帥、策上第以進、

其家求書、得書號魁紀公者三十卷、曰樊子者又三十卷、春秋集傳十五卷、表牋狀策、書序傳記、紀誌說論、今文讚銘、凡二百九十一篇、道路所遇及器物門里雜銘二百二十、賦十、詩七百一十九、曰多矣哉、古未嘗有也、然而必出於己、不襲蹈前人一言一句、又何其難也、必出入仁義、其富若生蓄、萬物必具、海含地負、放恣橫從、無所統紀、然而不煩於繩削、而自合也、嗚呼紹述於斯術、其可謂至於斯極者矣、』

段落　第一大段なり、

講說　樊紹述卒去して、葬式を擧ぐること近きに在り、韓愈は之が銘を作らんとし、材料を得んが爲に樊の家に就いて其著書を求めたる所、手に入りたる書は魁紀公と號する者三十卷、樊子と曰ふ者又三十卷、春秋集傳十五卷（右は卷を以て數ふるもの）、表牋狀策、書序傳記、紀誌論說、今文と讚銘二百九十一、道路にて作りたる者及び器物若しくは門里の雜銘二百二十、賦十、詩七百一十九（右は篇を以て數ふるもの）、余は之を見て曰く、實に夥しきことかな、古に於ても未だ有らざる所なり、其數已に此の如く豐富なるに、何れも自己の創造に出で、古人の一言一句も複用せざるに至つては、如何にも容易ならざることなり、其議論の旨趣は仁義に出入して、根本已に正しく、其內容の富める、宛も草木の生茂するが如く、貨財の蓄積せるが如く、如何なる事物も其中に備具せざるはなく、海に在る者は盡く之を含み、地に在る者は盡く之を負ひ、縱橫自在にして締括る所なし、斯くて又繩にて縛り斧にて削るが如き人工を加へず、而して自然

注解 「孟簡」前篇に出でたる孟尙書、

於戲貞曜、維執不猗、維出不訾、維卒不施、以昌其詩、

讀方 於戲貞曜、維れ執る猗ならず、維れ出す訾られず、維れ卒に施さず、以て其詩を昌にす、

講說 嗚呼貞曜、其道を守るや曲ることなく、其才を發するや、人之に惡評を加へ難く、此の如くにして最後に至るまで其能力を施す所なく、之が爲め却つて其詩の昌なるを致せり、

總說

交游の葬事を經記せることを叙せしは則ち其不遇を寫す所以にして、篇尾孟簡の言を載せ、更に其然るを見はす、中間詩を叙す處、尤も其伎倆を放つ、

纂評

○茅鹿門評 孟東野是れ昌黎生平極厚の交、而して其誌銘の處亦妄に一字を許さず、只交誼の情を叙す、

○沈德潛評 事業なし、故に其行の貞と詩の傳ふべきとを叙し、而して東野已に傳ふ矣、句削字錬、此れ公極めて意を用ふるの文、

又曰く、東野の詩、一字人の猶きなし、公の銘、恰も與に相配す、

南陽樊紹述墓誌銘

解題 紹述は樊宗師の字、河中の人、

動機 樊を借りて作者自己の造詣を述ぶるに在り、

主意 樊の文章、絕頂の地位に至れりと云ふに在り、

段落 凡そ第五段より成る、篇首より「其可謂至於斯極者矣」に至るまでを第一大段となす、其文章を叙す、「生而其家貴富」より「無不意滿」に至るまでを第二大段となす、其財利に淡泊なることを叙す、「嘗以金部郎中」より「年若干」に至るまでを第三大段となす、其履歷を叙す、「紹述諱宗師」より「策上第以進」に至るまでを第四大段となす、家世を叙す「紹述無所不學」より篇尾に至るまでを第五大段となす、餘伎を叙す、

樊紹述既卒、且葬、愈將銘之、從

注解　「皆在江南」武康に仕したるなり、

文法　鄭公以節の一條は、篇首の鄭氏以告の句に應す、

將葬、張籍曰、先生揭德振華、於古有光、賢者故事有易名、況士哉、如曰貞曜先生、則姓名字行有載、不待講說而明、皆曰然、遂用之、

段落　第四大段の第一小段なり、謚の來歷を敍す、

講說　是より葬らんと云ふときに張籍は發議すらく先生は道德を揭げ文華を振ひ、古人と其光を爭ふに足る、抑も賢人は、舊習に因れば、葬むるに先きだつて名を易ふることあり、賢者なれば仕へずとも斯くするなれば、先生の如く仕へて士たる者は、固より名を易へて然るべし、若し貞曜先生と曰はゞ、姓名字行は從つて傳はり、別に講說を要せずとも明白ならんと、衆皆尤もなりと曰ひ、遂に貞曜先生と云ふ謚を用ふることゝなしぬ、

注解　「有易名」禮記に出づ、謚を作るを云ふ、「貞曜」貞は正し、德を揭ぐるを貞となす、華はキラビヤカ、華を振ふを曜となす、

文法　揭德は第二大段の第一小段を承け、振華は第二大段の第二小段を承く、

初先生所與俱學同姓簡、於世次爲叔父、由給事中觀察浙東、曰生吾不能擧、死吾知恤其家、

銘曰、

段落　第四大段の第二小段なり、不遇を哀むの意を點ず、

講說　初め先生が同窓の關係ある同姓の簡は、家世の順序よりすれば先生の叔父に當れるが、給事中より出でゝ浙東の觀察使たり、此人の曰く、孟郊の生前には吾れ之を擧げ用ふる能はざりき、せめては死後其遺族に目を懸けて力を副ふる心底なりと、銘は左の如し、

河南、奏爲水陸運從事、試協律郎、親拜其母於門內、

段落 第三大段の第一小段なり、其孝を叙す、

講說 年五十に垂んとせしとき、始めて其母の命に因り來つて他の受驗者と京師に集り、進士の試驗に就き、登第を得たれども間もなく去つて母を養へり、其れより中四年を置き、母は又命じて京師に來らしめ、選ばれて溧陽縣の尉となり、其處に母を迎取つて之に事へたるが、尉を罷めし後二年過ぎし頃、故の宰相鄭公は河南の尹となり、奏して水陸運の從事、試協律郎となし、自身孟の母を門內に拜せり、

注解 「拜母」母を拜するは朋友の禮なれども、鄭公が長官なるに此禮を行ひたるは、尤も敬を盡したるなり、

母卒五年、而鄭公以節領興元軍、奏爲其軍參謀、試大理評事、挈其妻行之興元、次於閿鄉、暴疾卒、年六十四、買棺以斂、以二人輿歸、酆郢皆在江南、十月庚申、樊子合凡贈賻、而葬之洛陽東其先人墓左、以餘財附其家而供祀、

段落 第三大段の第二小段なり、死喪の事を叙す、

講說 孟の母卒せしより五年の後、鄭公は節を授かつて興元軍を總ぶることゝなりしが、先生の爲に奏聞して興元軍の參謀、試大理評事とせり、先生は其妻を伴ひ旅行して興元に之く途中、閿鄉に宿せし處、急病を發して死亡せり、年六十四、其妻は棺を買うて遺骸を收め、人夫二人に舁かしめて歸りけるが、弟の酆と郢とは皆江南に在りしことゆゑ、誰も喪に從ふもののなかりき、十月庚申の日、樊子は一切の贈品香奠とを合せて費用を作り、之を洛陽の東なる先生の父の墓の左側に葬り、使ひ殘れる財物は之を孟の家に附して祭祀料に供せり、

鉤章棘句、掐擢胃腎、神施鬼設、間見層出、唯其大翫於詞、而與世抹摋、人皆劫々、我獨有餘、有以後事聞先生者、曰吾既擠而與之矣、其猶足存邪、

段落　第二大段の第三小段なり、其詩を叙す、

讀方　其詩を爲るに及び劌目鉥心、刃迎縷解、鉤章棘句、胃腎を掐擢す、神施鬼設、間見層出、唯其大だ詞を翫び、而して世に與へて抹摋す、人皆劫々、我れ獨り餘あり、後事を以て先生に聞する者あり、曰く吾れ既に擠して之を與ふ矣、其れ猶ほ存するに足らんやと、

講說　先生の詩を作り始むるや、目を腫らし胸を苦しめ、而して其巧に工合善く詩想の動き出づるは、宛も刃を以て或る物に充つるが如く、絲筋の奇麗に解ゝるが如く、鉤的の章、棘的の句は彼が臟腑を抉つて考へ得たる者にして、鬼神の作りし者かと疑はるゝ計の傑作は、幾何となく生出す、然るに唯だ先生は己れの作品を單に玩物の如く輕視して惜む所なく、世人の乞ふが儘に與へて散失せしめ、他人は汲々として持去るに暇あらざる程なるに、我が方に在つては綽々として餘裕あり、保存して後に殘すべきことを以て先生に說き勸むる者あれば、先生之に對へて、吾已に推遣つて人に與へたる位なれば、何として保存する價値あらんやと謂つて頓着せざりき、

注解　「劌目鉥心」劌はトゲトゲするなり、鉥は長針、長針にて刺すが如くなるを謂ふ、「鉤章棘句」奇險艱澁にして、舌に支へ目に障つて讀み難き句作なり「掐擢」掐は爪にて刺す、擢は拔く、「神施鬼設」神鬼の施設と云ふべきを、分けて言ひたるなり、「間見層出」前にも後にも二度も三度もと云ふが如き語氣、「抹摋」掃滅と云ふが如し、「劫々」奪ひ取る貌、

年幾五十、始以尊夫人之命、來集京師、從進士試、既得卽去、間四年、又命來、選爲溧陽尉、迎侍溧上、去尉二年、而故相鄭公尹

段落　第一大段の第二小段なり、銘を作るの由を叙す、

講說　閏八月に樊宗師の使韓愈の所に來つて弔詞を陳べ、葬式の時日を告げて墓の銘を求めぬ、愈哭して曰く、嗚呼吾れ何として朋友の銘を作るに忍びんや、悲哀の情切にして筆を下す能はずと、姑く其儘にて在りし處、鄭氏より使に立てる興元の人幣物を持參し、孟氏を尋ねて香奠となし、其上韓愈の所に來つて孟氏の家事を相談に及びければ、銘を作る暇なかりしに、樊子の使は來つて銘を催促して云ふやう、若し銘を作らずば埋葬出來ずと、因つて其行事を次第して之が銘を作れり、

注解　「掩諸幽」幽は幽冥界なり、地の下に埋る意、

文法　告葬期は、下文葬祀の伏線を設く、

先生諱郊、字東野、父庭玢、娶裴氏女、而選爲崑山尉、生先生及二季酆郢而卒、

段落　第二大段の第一小段なり、父母及び二弟を叙す、

講說　先生諱を郊と曰ひ、字を東野と曰ふ、父の名は庭玢、庭玢は裴氏の女を娶つて夫人とせり、其れより選ばれて崑山の尉となり、先生及び酆と云ひ郢と云へる先生の弟二人を生みし後卒去す、

先生生六七年、端序則、見長而愈騫、涵而揉之、內外完好、色夷氣淸、可畏而親、

段落　第二大段の第二小段なり、其德を叙す、

講說　先生生れて六七歲にして長幼の序を蹈むこと正しく、見識長ずるに及び益す己れを引締めて擅にせず、深く德を養うて嚴しく行を矯め、內は其身を立つるに缺典なく、外は事に處して疵瑕なく、其容貌は落着き、其氣象は潔白なり、

注解　「端序則」倫序の則をキチヤウメンにすると云ふこと、倫序とは倫理上の尊卑、「見」知見の見、「騫」抑損を云ふ、「涵而揉之」涵はヒタス、揉はモム、

及其爲詩、劌目鉥心、刃迎縷解、

猶足存邪」に至るまでを第二大段となす、其德と詩とを敍す、「年幾五十」より「附其家而供祀」に至るまでを第三大段となす、履歷を敍す、「將葬」より篇尾に至るまでを第四大段となす、上文を結び以て不遇を哀むの意を寓す、

唐元和九年、歲在甲午、八月己亥、貞曜先生孟氏卒、無子、其配鄭氏以告、愈走位哭、且召張籍會哭、明日使以錢如東都供葬事、諸嘗與往來者、咸來哭弔韓氏、遂以書告興元尹故相餘慶、

段落　第一大段の第一小段なり、作者自ら孟を哭せしことを敍す、

講說　唐の元和九年甲午に當れる年の八月己亥の日、貞曜先生死去す、先生には子なかりしかば、其夫人の鄭氏通知を發せり、韓愈は其訃に接し、禮に據り、哭すべき座位に往いて之を哭し、且つ張籍をも召いで共に哭し、翌日人に錢を持たしめて東都に赴かしめ、葬式料にとて香奠を送りしが、以前先生と交際せし人々は、皆韓氏の家に來つて哭し弔へり、遂に書面を以て興元の尹にして故と宰相を勤めたる餘慶に通知せり、

注解　「配」配偶者、「位」禮記に、朋友は諸を寢門の外に哭すと見ゆ、卽ち寢門の外を指して云ふ、「哭弔韓氏」諸人皆韓退之に因つて孟を誄るが故に、韓氏を主として其家に來れるなり、「餘慶」姓は鄭、

文法　無子の二字は、交游が孟の爲に葬を營む原因を點出せしものにて、召張籍會哭の一句は、下文に謚號を定むるの伏脈なり、

閏月、樊宗師使來弔、告葬期、徵銘、愈哭曰、嗚呼、吾尚忍銘吾友也夫、興元人以幣如孟氏賻、且來商家事、樊子使來速銘曰、不則無以掩諸幽、乃序而銘之、

西漢の甘露中、諸儒と五經の同異を石渠閣に論ず、「延」字は君平、沛國靳人、東漢の順帝の時博士に拜す、「肫々」誠實の貌、

總　說

林評、其要を得、

纂　評

○林西仲評　施先生は、二經を講說するを除くの外、別に一事の傳ふべきなし、故に始めより終に至るまで此一句の話を挈定し、許多の波瀾を發出す、便ち見る、鬧熱比なく、其年壽を叙する、却つて十九年太學の句內に放在して帶出し、其籍貫を叙するは、却つて銘詞の始めて吳人たる句に放在して帶出するに至つては多少の省力なるを、其先づ祖父妻子を點じて後に、譜系を點ずるは誌銘に分屬し、便ち顚倒せず、此れ他が篇中に在つて另に是れ一格、若し他手之を爲さば、必ず布置此の如く自然に一片の文字を成す能はざるなり、葬處另に點ずるを待たず、而して韻語を以て之を出し、竟に銘辭の結尾となす、尤も高妙を見る、

○沈德潛評　只二經に通じ太學の師たるに就き、已に先生を傳ふるに足る、生平を羅列するに在らざるなり、誌銘を作る、須らく此意を得べし、○箋注太だ多く、本義轉晦、謂はゆる經を說き經亡ぶるなり、昌黎慨歎に勝へず、

貞曜先生墓誌銘

解題　貞曜は孟郊の諡なり、字は東野、湖州武康の人、詩を以て名を得、唐人、孟詩韓筆〔文〕の語あり、此人詩を嗜みて百事を拋ち、嘗て溧陽の尉となるや、每日詩を賦して事務を怠りしかば、縣令之を上官なる州の刺史に具申し、人をして代つて其職務を行はしめ、孟郊の俸給より半額を差引いて其者に與へて公事を辨じたることあり、而して孟郊は結局其地位を失ふに至れり、

主意　孝行の德と詩賦の才とを傳ふるに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「乃序而銘之」に至るまでを第一大段となす、交游關係を叙して銘を作る所以に及ぶ、「先生諱郊字東野」より「其

尉、太尉之孫、始爲呉人、曰然曰績、亦載其跡、先生之興、公車是召、纂序前聞、於光有曜、古聖人言、其旨密微、箋注紛羅、顚倒是非、聞先生講論、如客得歸、卑讓肫々、出言孔揚、今其死矣、誰嗣爲宗、縣曰萬年、原曰神禾、高四尺者、先生墓邪、

讀方　先生の祖、氏施父より其後施常、孔子に事へ以て彰る、讎博士となり、延太尉となる、太尉の孫、始めて呉人となる、曰く然、曰く績、亦其跡を載す、先生の興る、公車是れ召す、前聞を纂序し、光に曜たるあり、古聖人の言、其旨密微、箋注紛羅、是非を顚倒す、先生の講論を聞く、客の歸を得るが如し、卑讓肫々、言を出す孔(ハナハ)だ揚る、今其れ死す矣、誰か嗣いで宗となる、縣を萬年と曰ひ、原を神禾と曰ふ、高さ四尺なる者先生の墓か、

講說　先生の祖先を尋ぬるに、其氏は施父より始まり、其後施常は孔子に從ひ、之が爲め其名世に著はる、讎と云ふ者博士となり、延と云ふ者太尉となれり太尉の孫に至り、始めて呉の人となり、然と曰ひ、績と云ふ人、亦事跡を書史の上に載せたり、先生の世に出づるや、公車にて召し給ふに因る、古來傳はれる所の事を編纂次第し、其光や後世に輝けり、古の聖人の言は其旨趣微隱にして、容易に窺ふ可らざるより、之が注釋類は紛々として羅列し、是を非とし非を是として、人をして適從する所なからしむ、然るに先生の講演を聞くときは旅客の歸ることを得るが如く、始めて其本意を得るなり、其自ら卑下して謙讓なる、肫々として懇誠なり、又其議論を出す甚だ明白にして勢ひありしが、今は已に故人となれり、此後誰か先生に嗣いで宗師と仰がるゝものぞ、恐らくは其人を得難からん、此に萬年と曰ふ縣あり、神禾と曰ふ原あり、此に高さ四尺の墓あるは是れ先生の墓と知れ、

注解　「施父」魯の大夫、左傳の桓公九年に見ゆ、「施常」史記の孔子弟子列傳に見ゆ、「讎」字は長卿、沛人、

生は其師を喪ひ、太學に仕官する者は其朋を亡ひ、皆不幸不便を感じけり、されば朝廷の賢士大夫、太學の老先生舊き儒者より、新進初學の生徒に至るまで、哭泣して先生の死を弔し、衣服貨財等を送つて香奠に供せり、

注解　「仕於學者」後の老師宿儒、「新進小生」前の二經生、

先生年六十九、在太學者十九年、由四門助教、爲太學助教、由助教、爲博士、太學秩滿當去、諸生輒拜疏乞留、或留或遷、凡十九年不離太學、

段落　第三大段なり、

講說　先生の卒せし時は六十九歲なりしが、太學に在りしこと十九年に及べり、初め四門の助敎より太學の助敎となり、更に博士となり、太學の年限滿期となつて去らんとするや、學生は恭しく書面を以て留任せられん事を請願せり、其後或は留まり、或は他の官に遷りしが、凡そ十九箇年は太學を離れざりき、

祖曰旭、袁州宜春尉、父曰婼、豪州定遠丞、妻曰太原王氏、先生卒、子曰友直、明州鄮縣主簿、曰友諒、太廟齋郎、系曰、

段落　第四大段なり、

講說　先生の祖父は名を旭と曰ひ、袁州宜春の尉を勤め、父は名を婼と曰ひ、豪州定遠の丞を勤めたり、妻は姓を太原の王氏と曰ひ、先生より以前に卒す、先生の子は其名を友直と云ふ者、明州鄮縣の主簿を奉職し、友諒と云ふ者、太廟の齋郎を奉職す、系は左の如し、

注解　「系」繼ぐと云ふが如し、敍に繼ぐ辭にして、卽ち他の篇に謂はゆる銘詞、

先生之祖、氏自施父、其後施常、事孔子以彰、讎爲博士、延爲太

卒し、其同僚なる太原の郭伉と云ふ者、石を買ひ其墓を標し、昌黎の韓愈、其誌文を作れること左の如し、

注解　「貞元」德宗の年號、「士丐」施氏の名なり、「寮」同官を寮と云ふ、

先生明毛鄭詩、通春秋左氏傳、善講說、朝之賢士大夫、從而執經考疑者繼於門、太學生習毛鄭詩春秋左氏傳者、皆其弟子、貴游之子弟、時先生之說二經、來太學、帖々坐諸生下、恐不得卒聞』

段落　第二大段の第一小段なり、平日人に服せられし事を叙す、

講說　先生は毛氏、鄭氏の詩經の傳に明かに、又春秋左氏傳に通達して講義に上手なりしかば、朝廷の賢明なる士大夫等が先生に就き、經書を手にして疑問を請求する者、先生の門に引きも切らざる有樣なり、又太學生にて毛鄭の詩、春秋左氏傳を習ふ者は、別に入門せずとも皆先生の弟子なりき、貴公子にて先生の二經の講義を傍聽せんとて太學に來る者は、オトナシク學生の末座に坐し、最後まで聞き卒らざることを氣遣ひし程なりき、

注解　「毛鄭詩」漢の時、魯人毛亨の傳へたる詩經を毛經と曰ふ、後には詩經の異名となる、後漢の鄭玄字は康成、毛詩箋を作る、箋は猶ほ注の如し、「帖々」安定の貌、

文法　明毛鄭詩の三句は一篇の綱、

先生死、二經生喪其師、仕於學者亡其朋、故自賢士大夫、老師宿儒、新進小生、聞先生之死、哭泣相弔、歸衣服貨財』

段落　第二大段の第二小段なり、死後人に思はれし事を叙す、

講說　先生死去せられしかば、詩經と春秋科との學

を渡るに、子は揭々と其上に超越す、世上の人は氣を忍び聲を呑んで命を偸むに、子は獨り義を以て命を割斷す、是れ世上の人が餘りに汚れたるにより、己れ玉雪となつて之を勵ますなり、仁義を利器となす以上、萬世を歷とも缺け折るゝことなし、死すと雖も芳名の無窮なるを知るが故に、猛然として死に就けるのみ、自ら道義に伸び、非道非義は之を屈する能はず、我れ銘を作つて之を貞石に勒するは、不肖者を呵責する所以なり、

注解　「徹也」師弟の關係あるが故に直に其名を呼べるなり、「揭々」高く擧る貌、「噫喑」噫は咽ぶ、喑は聲出でぬなり、「玉雪」潔白にして染まざるを譬ふ、「明」「闇」明は道なり、闇は非道、

韻法　隔句にして、上下の句共に推す、奇格なり、

總　說

唯其大節を敍して、通篇皆活す、

纂　評

○沈德潛評　中一段凛々生氣あり、何ぞ太史公に滅せん、銘詞古奥、亦韓公獨り此格を創む、

施先生墓銘

主意　講說を善くしたる一事を以て其人を不朽にせんとするに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「韓愈爲之辭曰」に至るまでを第一大段となす、先づ墓に銘する事を敍す、「先生明毛鄭詩」より「歸衣服貨財」に至るまでを第二大段となす、講說の人に過ぎたる事實と結果とを敍す、「先生年六十九」より「不離太學」に至るまでを第三大段となす、官爵履歷を敍す、「祖曰旭」より「太廟齋郎」に至るまでを第四大段となす、血族を敍す、

貞元十八年十月十一日、太學博士施先生士丐卒、其寮太原郭伉買石誌其墓、昌黎韓愈爲之辭曰、

段落　第一大段なり、

講說　貞元十八年の十月十一日太學博士施先生士丐

聲に談話せしめず、醫者の呑ますする藥料には空青、雄黃等の稀有なる品多く、從つて價も嵩み、藥價は數十萬錢に達せり、君は介抱極めて忙はしかりしを皆己れ自身之に當り、人手に任せず、斯くて物入多く一家貧困にして、妻子は常に飢えたる色あり、

祖某某官、父某某官、妻韓氏、禮部郎中某之孫、汴州開封尉某之女、於余爲叔父孫女、君常從余學、選於諸生、而嫁與之、孝順祇修、群女效其所爲、男若干人、曰某、女子曰某、銘曰、

段落　第五大段なり、

講說　祖父の名は某、某官たり、父の名は某、某官たり、妻は韓氏、禮部郎中某の孫にして汴州開封府の尉某の女なり、余より言へば叔父の孫女に當る、張君は嘗て余に從つて學べり、乃ち諸生中より選んで此女を君に嫁せしが、孝順にして謹み深く行ひ善く多くの女子皆其所爲を手本とせり、男子若干人、名は某、女子某、銘は左の如し、

嗚呼徹也、世慕顧以行、子揭々也、噎喑以爲生、子獨割也、爲彼不淸、作玉雪也、仁義以爲兵、用不缺折也、知死不失名、得猛厲也、自申於明、鬧莫之奪也、我銘以貞之、不肖者之咀也、

讀方　嗚呼徹や、世慕ひ顧みて以て行く、子は揭々たり、噎喑以て生を爲す、子獨り割くなり　彼の淸からざるが爲に玉雪と作れり、仁義以て兵となす、用ひて缺折せざるなり、死を知つて名を失はず、猛厲を得るなり、自ら明に申びて、鬧之を奪ふなきなり、我れ銘じて以て之を貞にするは、不肖者の咀なり、

講說　嗚呼徹よ、世人の人は利を慕ひ害を顧みて世

僕雲長佐鄆使、請於其帥馬僕射、爲之選於軍中、得故與君相知張恭李元實者、使以幣請之范陽、范陽人義而歸之、以聞、詔所在給船轝、傳歸其家、賜錢物以葬、長慶四年四月某日、其妻子以君之喪、葬於某州某處、

段落　第三大段なり、

講說　此事睿聞に達せし處、天子之を壯烈なりとて給事中を贈官あり、其友なる僕雲長と云ふ者鄆の節度使の佐官なりしが、其帥なる馬僕射に乞ひ、張君の爲に嘗て張君と相知れる張恭、李元實の二人を軍中より選び、幣物を持參して范陽に赴き、遺骸の引渡を求めしに、范陽の人は義なりとして、骨を歸せり、之を天子に奏聞しければ、各地に詔を下して途中の船又は輿を給し、次次に送り傳へて其家に歸し、錢及び品物を賜ひて葬を營ましめ給へり、是に於て長慶四年四月某日を以て、君の妻子は君の柩をば某の州某の地に葬れり、

君弟復亦進士、佐汴宋、得疾、變易喪心、驚惑不常、君得閒即自視衣褥厚薄、節時其飲食、而匕箸進用之、禁其家、無敢高語出聲、醫餌之藥、其物多空靑雄黃諸奇怪物、劑錢至數十萬、營治勤劇、皆自君手、不假之人、家貧、妻子常有飢色、

段落　第四大段なり、

講說　君の弟の復も君と同じく進士の出身にて、汴宋の佐官となりたるに、一朝病氣に罹り、變じて瘋癲となり、忽ち物に驚き忽ち惑亂に及びけるが、君は暇あれば自身患者の衣服布物の厚薄を檢し、其飲食物を加減し、匕や箸を以て養ひ取らせ、家族に命じて高

皆屠死、肉餧狗鼠鴟鴉、汝何敢反、汝何敢反、行且罵、衆畏惡其言、不忍聞、且慮生變、即擊君以死、君抵死口不絕罵、衆皆曰義士義士、或收瘞之以俟、

段落　第二大段なり、

講説　張公范陽に歸着せしより五六日を經て、范陽の軍隊暴動を作し、平生府の從事を怨む所より盡く之を殺して、軍帥たる節度使張弘靖を押込め、斯くして彼等互に約すらく、張御史は君子人にして、平日我々を侮辱迫害せしが如き事なければ殺すべからずと因つて之を帥と同一の所へ囚へ置きけり、其れより一箇月餘を過ぎけるとき、張公は京師より中貴人此に派遣せられて、暴動の原因を取調ぶることを聞き、帥に向つて謂ふやう、公は此土地の人に罪を負ふ所なきことゆゑ、上使來りなば面會を請うて辯疏し給ふべし、都合好く運ばゞ逃げ歸ることを得んと、因つて帥に代つて使者に逢はんとて、直ちに門を推して出でんとせしかば、監守人は之を暴動の巨魁に告げし處、巨魁を初め其徒皆駭いて曰ふ、門より出でんとする者は張御史に相違なし、張御史は忠義に凝りたる人なれば、必ず其帥の爲に暴動の事情を告ぐるならん、斯くては不利益なれば之を別館に移すに若かずと、乃ち衆と君を出だせしに、君は門を出づるや賊を罵つて曰く、汝何とて反せるぞ、前日は吳元濟東市に斬られ、昨日は李師道軍中に斬られ、同惡の者は父母妻子までも皆屠り殺され、其肉は狗鼠又は梟鴉などの餌食となりしに非ずや、斯かる目前の戒あるに汝何とて大膽にも反せしぞと、行きながら罵りしかば、賊徒は其言ふ所を忌み恐れ、殆ど聞くに堪へざりしと、且つ君を生かし置くときは事變を生ぜんことを氣遣ひ遂に君を擊ち殺せしが、君は死に絕ゆるまで罵り續けに罵りぬ、賊徒は流石に其忠義に感じけん、皆義士義士とぞ稱しける、或人は公の尸骸を棄つるに忍びず、假りに之を埋めて他日の禮葬を待てり、

注解　「餘人」蔣注に從つて衍とす、

事聞、天子壯之、贈給事中、其友

侍御史、加賜朱衣銀魚』

段落　第一大段なり、

講説　張君の名は徹、字は某、進士の出身にて、次第に官途を歴て范陽府の監察御史に至れり、長慶元年、今の宰相牛公が御史中丞なりし頃、君の名聲と行事とが御史の候補に堪へたることを奏上せしかば、詔を以て直ちに御史に任命あり、范陽府の帥は君を手放すことを惜みたれども、勅命なれば留め得ず、之を京師に差出し置き、而して密に奏すらく、此幽州の將は、是迄父子相繼ぎ朝命を經ることなくして其任に在りたること殆ど久しかりき、然るに今朝廷新に此地を收めて其日尚ほ淺く、其上臣も近頃來りしことなれば、衆心未だ附かず、孤立無勢力なるにより、有力の輔佐を得て始めて遣り遂ぐることを得べしと、此密奏の結果、君は范陽を發して京師に至る途中に於て詔あり、君をば范陽へ還されき、因つて官職を陞せて殿中侍御史となし、更に朱衣と銀魚帶とを賜はれり、

注解　「牛宰相」牛僧儒、「怯」力なきなり、

至數日、軍亂、怨其府從事、盡殺之、而囚其帥、且相約張御史長者、毋侮辱轢蹙我事、無庸殺、置之帥所、居月餘、聞有中貴人自京師至、君謂其帥、公無負此土人、上使至、可因請見自辯、幸得脫免歸、即推門求出、守者以告其魁、魁與其徒皆駭曰、必張御史、張御史忠義、必爲其帥告此、餘人不如遷之別館、即與衆出君、君出門罵衆曰、汝何敢反、前日吳元濟斬東市、昨日李師道斬於軍中、同惡者、父母妻子

有する多ければなり、之を知らんと欲せば宜しく此文を考察すべし、

總說

此文は極めて眞面目なりと雖も、殊に人を動かす處を見ず、傑作と稱すべからざるに似たり、唯だ銘の中に其形貌を點出せしは、賴山陽の云へるが如く、太子公の留侯世家竝に李將軍の傳の法にして學ぶべし、

纂評

○沈德潛評　大概略叙して、獨り嶺南の諸政を詳にす、乃ち輕重を見る、後代の文字、生平を縷述し、剌々休まざるに似ざるなり、中間黃家の賊に處する一段、事を生じ功を邀ふるの心を描寫し、肺肝掲ぐるが如し、此れ尤も通體力を着くる處、

故幽州節度判官贈給事中清河張君墓誌銘

主意　張氏の忠義を寫すに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「加賜朱衣銀魚」に至るまでを第一大段となす、范陽府に惜まるることを叙す、「至數日」より「或收瘞之以俟」に至るまでを第二大段となす、大節に死するを叙す、「事聞」より「葬於某州某所」に至るまでを第三大段とす、葬事を叙す、「君弟復」より「妻子常有飢色」に至るまでを第四大段となす、友愛に厚きを叙す、「祖某」より篇尾に至るまでを第五大段となす、家系及び眷族を叙す、

張君名徹、字某、以進士累官至范陽府監察御史、長慶元年、今牛宰相爲御史中丞、奏君名迹、中御史選、詔即以爲御史、其府惜不敢留遣之、而密奏幽州將父子繼續不廷、選且久、今新收、臣又始至、孤怯須強佐、乃濟、發半道、有詔以君還之、仍遷殿中

舍人平陽路隨、其季者幼、公之昆弟五人、載戡戢戳、公於次爲第二、

段落　第三大段の第一小段なり、系統親姻を叙す、

講説　曾祖諱は務本、滄州東光縣の令、祖諱は如珪、海州の司戸參軍にして、贈官は尚書工部郎中、父君の諱は岑父、秘書著作佐郎、贈官は尚書左僕射、公の夫人は京兆の韋氏、父は神仲大理評事たり、公は四子あり、長男を溫質と曰ひ、四門博士、次の遵儒、遵憲、溫裕の三人は、皆明經科の及第生なり、女子は長女の方は中書舍人平陽路隨に嫁し、季の方は尚ほ幼なり、公の兄弟は、公を併せて五人、載と云ひ、戡と云ひ、戢と云ひ、戳と云ふ、公は其順序に於て第二番なり、

公之薨、戢自湖南入爲少府監、其年八月甲申、戢與公子、葬公於河南河陰廣武原、先公僕射墓之左、銘曰、

段落　第三大段の第二小段なり、葬地を叙す、

講説　公の薨ずるや、弟の戢は、湖南より中央政府に入りて少府監となり、其年の八月、公の諸子と共に公を河南河陰縣の廣武原なる其父僕射の墓の左に葬れり、銘は左の如し、

孔世卅八、吾見其孫、白而長身、寡笑與言、其尚類也、莫與之倫、德則多有、請考於文、

讀方　孔世三十八、吾れ其孫を見る、白にして長身、笑と言と寡し、其尚類あるなり、之と共に倫するなし、德則ち多くあり、請ふ文に考へよ、

講説　孔子の世代は三十八を經たるが、吾れ其三十八代の孫に遇へり、其人となり、色白く長高く、笑ふこと稀に言ふこと少し、此人と類する者は尚ほ之あるべけれども、此人と肩を並ぶる者あらず、是れ德を

護の李象古を殺し桂の將裴行立と容の將楊旻と、何れも何等の功なく、數月の後皆自殺し、嶺南は人民頗る喧囂を致せり、

祠部歲下廣州、祭南海廟、廟入海口、爲州者皆憚之、不自奉事、常稱疾命從事自代、唯公歲常自往、官吏刻石、爲詩美之、

段落　第二大段の第五小段なり、神を敬し、職を盡すことを敍す、

講說　祠部より年々令を廣州に下し、南海廟を祭らしむる例なる處、此廟は海灣の內に在りければ、州を治むる者卽ち刺史は、皆之が危險を恐れて自身祭典を執行せず、從事に命じて己れに代らしめ來りしに、公は每年必ず自ら往いて祭を行ひしかば、官吏は其事を石に刻し、詩を作つて之を譽めぬ、

十五年遷尙書吏部侍郎、公之北歸不載南物、奴婢之籍、不增一人、長慶元年、改右散騎常侍、二年而爲尙書左丞、

段落　第二大段の第六小段なり、清廉の一例を擧ぐ、

講說　十五年に尙書吏部侍郎に轉任して京師に歸りけるが、其歸るや南方の物を携帶せず、奴婢の人數の如きも一人を增さゞりき、

注解　「南物」南方に產する珍品奇貨を指す、

文法　首段の守節清苦に應ず、

曾祖諱務本、滄州東光令、祖諱如珪、海州司戶參軍、贈尙書工部郎中、皇考諱岑父、秘書省著作佐郎、贈尙書左僕射、公夫人、京兆韋氏、父种、大理評事、有四子、長曰溫質、四門博士、遵孺遵憲溫裕、皆明經、女子長嫁中書

其擄掠、請合兵討之、冀一有功有所指取、當是時、天子以武定淮西、河南北用事者、以破諸黄爲類、向意助之、公屢言遠人急之則惜性命、相屯聚爲寇、緩之則自相怨恨而散、此禽獸耳、但可自計利害、不足與論是非、天子入先言、遂斂兵江西岳鄂湖南嶺南、會容桂之吏以討之、被霧露毒相枕藉死、百無一還、安南乘勢、殺都護李象古、桂將裴行立、容將楊旻皆無功、數月自死、嶺南囂然、

段落　第二大段の第四小段なり、公の苗夷に對する遠見を叙す、

講說　山谷の間に住める諸黄族は世々自ら聚つて勢を振ひ、官吏の彼を待つ厚薄と寛嚴とに隨つて、或は叛き或は服せり、時に容管節度使と桂管節度使とは彼等を掠めて利を得んとする目的を以て、双方の兵を合せ諸黄を討たんことを請ひ、幸に功を立てゝ或る報酬を指定して之を取らんとするの希望を抱けり、是時に當り、天子は方に武を以て淮西を平げ、河南河北に於て兵權を握れる者は皆諸黄を破ることを以て一類となり、熱心に容桂二管の意見に賛成せしが、公は屢ば言へらく、遠方化外の民は、急に之に迫るときは性命を惜み、共に屯聚連合して寇をなせども之を緩にして放任するときは、彼等の内互に不和となつて散ずるなり、彼等は禽獸に過ぎず、利害を計つて之を處すべく、是非を論ずるの價値なしと、然るに天子は先入主となり給ひ、遂に江西、岳、鄂、湖南嶺南の地方に於て兵を召集し、容桂の吏と諸黄を討ちし處、蠻地の露や霧の毒に中り、臥し重なつて死し百人の中一人も還る者なかりき、安南は勢に乘じて都

海道以年計往復、何月之拘、苟有驗者、悉推與之、無算遠近、厚守宰俸、而嚴其法、嶺南以口為貨、其荒阻處、父子相縛為奴、公一禁之、有隨公吏、得無名兒、蓄不言官、有訟者、公召殺之、

段落　第二大段の第三小段なり、嶺南に於ける政道を述ぶ、

講説　十二年に國子祭酒より御史大夫、嶺南節度等の使に拜せしが、其財政は節約を主として、不足なからしめたり、管下諸州の官に負ひし金額二百萬に至りしが、盡く其儘にして回收せざりき、外國船の波止場に至るものは碇泊税あり、又節度使の始めて任に到るとき、貨物検閲の宴會あり、犀や珠の如き珍寶堆く、皆官吏の懐に歸し、僕隷までも之に與りしが、公は共に之を廢せり、又遠海の商人此地に來つて死亡する者あるときは、官其貨物を保管し、滿三箇月の後遺族の之を請求する者出でざる場合には、盡く官物となすの規定なりしに、公の曰く、海路の往復は年を以て計算するほどに長日月を要する者なれば、何として滿三箇月と云ふが如き月數に拘はるべけんや、苟も證據さへ確ならんには悉く差出して還付すべく、遠近を論ずべからずと、又當局者の俸給を厚くすると同時に規律を嚴肅にせり、嶺南の地は元來人を賣買せし處にて、其邊鄙の地に至れば、父子諸共其身を賣り縛せられて奴となる者ありしが、公は嚴に之を禁せり、又公に隨從せし役人にて、出所不明の小兒を得たる者あり、之を蓄へ置きながら屆出でざりし處、訴ふる者ありしかば、公は直ちに其役人を召して之を殺せり、

注解　「泊步」はとば「閲貨之燕」貨物を検閲すとの名義にて賄賂品陳列の祝宴をなすなり、「吾地」公を主として云ふ、嶺南なり、「以口為貨」口は人口の口、人を商品となすの意、

山谷諸黄、世自聚為豪、觀吏厚薄緩急、或叛、或從、容桂二管、利

段落　第二大段の第一小段なり、外任の功一、

講說　明州は歲每に海蟲淡菜蛤蚶等の食用に供すべき海產を貢することとなるが、海上より京師に至るまで水陸の道中を運搬する人足の手間を積むときは、四十三萬六千人の多きに至る、公は上書して之を廢せり、

下邽令笞外按小兒、繫御史獄、公上疏理之、詔釋下邽令、而以華州刺史爲大理卿、

段落　第二大段の第二小段なり、外任の功二、

講說　下邽の縣令が外按の小兒を笞ちたりとの罪を以て御史の獄に入れたるとき、公は上疏して之を審理せり、是に於て詔あつて下邽の令を釋放し、公に命じ、華州の刺史を帶びながら大理卿の職に就かしめたり、

注解　「外按小兒」每歲の冬、鷹と犬とを率ゐて近畿に出でゝ狩を習ふものを外按使と名づく、其徒數百、恩を恃んで恣なり、郡邑皆禮を厚くして之を迎へ、百姓之を畏るゝ、寇盜の如し、元和九年裴寰下邽の令となりしが、其人を害するを惡み、但だ制規の待遇をなせしのみにて歡心を迎へざりしかば、使者歸つて衆に無禮の言ありと讒せり、天子大に怒り、不敬を以て論せんとせしに、宰相武元衡、裴度、懇救に及び、爲に宥さるゝ事を得たり、但し田獵を以て宮廷に供給する者を五坊の小兒と曰ふ、

十二年、自國子祭酒、拜御史大夫、嶺南節度等使、約以取足、境內諸州、負錢至二百萬、悉放不收、蕃舶之至泊步、有下碇之稅、始至、有閱貨之燕、犀珠磊落、賄及僕隸、公皆罷之、絕海之商、有死於吾地者、官藏其貨、滿三月、無妻子之請者、盡沒有之、公曰、

も三四人に過ぎざれば、陛下は彼れが乞へるまゝに其辭職を聞届けあつて、御輔佐の爲に引留め給はざるは然るべからずと、然るに此上疏は採用なかりき、

明年長慶四年正月己未、公年七十四、告薨於家、贈兵部尚書、

段落　第一大段の第四小段なり、薨年と贈官とを叙す、

講説　明年長慶四年正月己未、公は年七十四、其家に薨じ、遺族より其旨を言上せしに、兵部尚書を贈られたり、

公始以進士佐三府、官至殿中侍御史、元和元年以大理正徵、累遷江州刺史諫議大夫、事有害於政者、無所不言、加皇太子侍讀、改給事中、言京兆尹阿縱罪人、詔奪京兆尹三月之俸、權知尚書右丞、明年拜右丞、改華州刺史、

段落　第二大段の第一小段なり、內外の官歷を雜叙す、

講説　公初め進士を以て尚書吏部禮部の三府を佐け官は殿中侍御史に至れり、元和元年大理正の官に徵せられ、次第に江州の刺史諫議大夫に移る、苟も事の政に害なる者あるときは、一も議論せざるなし、皇太子の侍讀を加へられ、給事中に改まる、此時京兆の尹の勝手に罪人を許せしことを告發せしかば、詔して京兆の尹三箇月分の俸給を削れり、權に尚書右丞の事を掌りしが、明年右丞に拜し、改めて華州の刺史に任せり、

明州歲貢海蟲淡菜蛤蚶可食之屬、自海抵京師、道路水陸、遞夫積功、歲爲四十三萬六千人、奏疏罷之、

やと孔公云ふ、吾敢て君に向つて無理なる事をなさんや、七十は致仕の年なり、吾年已に七十に達したれば、是れ去るべき一の理由なり、吾れ左丞の職に居りながら郎官を進退する能はず、是れ去るべき二の理由なりと、愈曰く、昔時に於て郷里に退隱する者は、自ら樂を爲さんとてなり、苦む爲に非ず、里門も井戸も田宅も悉皆存在し、親戚の仕官せざる者と、已に仕官すれども倦んで歸り來れる者と、東の阡に在らざれば南の陌に在り、杖を曳き履を穿いて互に往來することを得るが故に、話相手もあつて樂しきなり、然るに今の世は是と異り、何人も一生官途に居ることゆゑ、公は歸られたりとて誰と交際すべき、且つ公は位貴きに拘らず別段貯蓄とて有らざれば、何を宛に歸らるゝやと、公曰く、吾れ二つの去るべき理由を負へるからは、此上何とて足下の言を顧みんやと、愈は之を聞き、孔公の目前にて嘆ずらく、公は此の如き心懸に在せばこそ、遙に人より賢り給ふなれ、

注解　「阡陌」東西を阡と曰ひ、南北を陌といふ、

文法　賢遠於人の一句、下文の伏線たり、

明日奏疏曰、臣與孔戣、同在南省、數與相見、戣爲人守節淸苦、論議正平、年纔七十、筋力耳目未覺衰老、憂國忘家用意至到、如戣輩在朝不過三數人、陛下不宜苟順其求、不留自助也、不報、

段落　第一大段の第三小段なり、奏疏を叙して、其文中より其賢を見はす、

講說　明日天子に奏上すらく、臣は孔戣と共に南省に在り、數ば之と會見せしことなれば其人となりを承知せり、彼は節を守ること淸白にして刻苦、議論は正當公平なり、年は方に七十に達すれども、筋力と云ひ耳目と云ひ、未だ衰老を覺えざるほどなれば、尙ほ國家の御役に立ち申すべし、抑も國を憂へて己れの家を忘れ、用意の周到なる戣輩の如きは、朝廷に於て

孔子之後三十八世有孫曰戣字君嚴、事唐爲尚書左丞、年七十三、三上書去官、天子以爲禮部尚書、祿之終身、而不敢煩以政、

段落　第一大段の第一小段なり、致仕を乞ふを叙す、

講說　孔子の後三十八代にして一の裔孫あり、名を戣と曰ふ、字は君嚴、唐に仕官して尚書左丞の官なりしが、年七十三に及び、三たび書を天子に上つて辭職を乞へり、然るに天子は之を禮部尚書となし給ひ、終身俸祿を賜り、而も政事を以て公を煩し給はざりき、

文法　孔子の子孫に銘するが故に、先づ孔子を以て叙起す、自ら敬意あり、眞に能く體を得たり、

吏部侍郎韓愈、常賢其能、謂曰、公尚壯、上三留、奚去之果、曰、吾敢要君、吾年至、一宜去、吾爲左丞、不能進退郎官、唯相之爲、二宜去、愈又曰、古之老於鄉者、將自佚、非自苦、閭井田宅具在、親戚之不仕、與倦而歸者、不在東阡在北陌、可杖屨來往也、今異於是、公誰與居、且公雖貴、而無留資、何恃而歸、曰、吾負二宜去、尚奚顧子言、愈面嘆曰、公於是乎賢遠於人、

段落　第一大段の第二小段なり、二人の問答より其賢を見はす、

講說　吏部侍郎韓愈は常に孔公の才能を賢なりとせしかば、公の位を去らんとするに當り、之に謂ひけるやう、公は尚ほ壯健に在す、其上主上三たびも留め給ふ、然るに何とて去るに就いて斯くも思ひ切り強き

謗詈に罹らず、以て力を外に致す者、其謀あるを總叙し、復た其治を爲すの道、富を致すの法、威福行はれて以て力を内に致すもの、其本あるを總叙す、上には其然るを言ひ、此には其然る所以を言ひ、方に他の畢生の本領を盡し得たり、惟だ是れ弘は、淮西の都統たる時、自ら擅にするを樂み、淮西の速に平かなるを願はず、美婦を索めて李光顏に遺る、寇を養ひ君を要するの意なからず、元濟縛に就き、懼れて自ら將として李師道を擊つ、亦罪を畏れて晩に盡すの意なからず、師道首を函にし、方に始めて入朝す、則ち此より先き並に未だ入朝せざるを知るべし、皆之を純臣と謂ふべからず、公、裴晉公に從ひ、淮西に往いて師を督する時、傳邁、弘に說き、力を協さんを請ふ、早く已に其心を窺ふ矣、前に平淮西の碑を作り、都統弘責戰益急の七字を以て、代つて回護をなし、絹五百疋を受く、物議を招かんを恐れ、上疏題明す、故に茲篇中只其功業富貴を言ひ、曹成王と並に忠を以て稱せず、誠に敢て再び輕假し、以て墓に諛ひ、議を後代に貽さず、此れ則ち公の苦心なり、唐史、其功名を以て終る、天幸に出づと稱するを觀れば、則ち之を知る矣、

○沈德潛評　吳少誠を擊つは外寇を走らすなり、劉鍔を誅するは內亂を靖むるなり、李師道を距ぐは逆を助けざるなり、田弘正を衞るは能く順を助くるなり、吳元濟を討つは同じく叛を除くなり、京師に朝するは臣職を盡すなり、段を逐うて叙次し、自ら章法を成す、而して治をなすの嚴整、刑を用ふるの帖服を以て通篇を收住す、倍す結束力あるを覺ゆ、

唐正議大夫尚書左丞孔公墓誌銘

主意　節を守る賢臣なることを表彰するに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「贈兵部尙書」に至るまでを第一大段となす、其人となりを槩叙す、「公始以進士佐三府」より「爲尙書左丞」に至るまでを第二大段となす、履歷を述ぶ、「曾祖諱務本」より篇尾に至るまでを第三大段となす、家系血族を叙す、

べき賞あるまじ、悠々たる四方の地、王權に歸する虜已に廣く且つ長く、外憂全く跡を絶ち、朝廷善く治まれり、許公是に於て來朝せしが、車馬簇り干戈連り、相にやあらん、威儀實に盛なり、將は則ち實に其職に在り、相としては三公に位せり、河中の兵十萬を留め置き、歸つて廟堂に立てり、主上の喪に居り給ふとき公は太宰を讓り、蒲安の地に休養せしが、其地位たる萬邦比倫なかりき、賢弟あり、賢子あり、皆兵を提けて藩を守り、父子兄弟一時に三侯竝び立ち、人敢て攀づる者なし生きては榮譽之と均しきものあらず、歿しては令名之と比するものあらず、文を此碑に刻し、以て益す其福を大にす、

注解　「猘」狂犬なり、「愒」息ふ、「元孫」大なる孫、憲宗を指す、「壖」岸なり、「嚬呻」眉を蹙め呻吟するなり憂苦の貌、「睨眴」邪視なり、惡計を企つるを謂ふ、「跽」つまづく、「墟」廢址、「槁乾」木の枯れ水の乾ける如く、勢盡きたるを謂ふ、「濡」槁乾を受けて云ふ、「鉏」鋤くなり、「常山幽都」常山は成德、王承宗の軍、幽都は范陽、劉總の軍、「不逋」漏さずと云ふが如し「賚」たまもの、「三公」冢宰となり、河中に節度たりし事、「上」穆宗なり、「歸居廟堂」疾を以て歸を乞ひ、司徒中書令に拜せしを謂ふ、「萬邦絶等」中書令を以て蒲を治めしこと、「有弟有子」弟の克、子の公武、「扳」攀に同じ、「鴻」大なり、

總　說

唐の藩鎭皆兵を擁して自ら驕り、敢て京師を尊ばず、韓弘獨り入朝して臣禮を盡す、是れ其大節なり、故に篇中特に之を詳にせり、起手一段、簡勁にして古法あり、

纂　評

○林西仲評　韓弘は劉洽の甥を以て軍士に立てらる諸藩鎭の自ら留後となる者と異なるなし、但だ宣武は蔡鄆二寇の間に居り、且つ五亂の後を承け、功を立て國に報いんと欲すと雖も內外手を著け難し、此に其蔡鄆の兵を遏め蔡鄆の黨を離し、弱を扶け正を助けて、卒に能く戎首を取り、以て天誅を致すを叙し而して初めて命を受けて卽ち亂卒を鋤き、久しく鎭に在つて能く蓄儲を廣むるを以て錯綜穿挿し、其二寇の間、五亂の後に於て內外均しく成績を著はし、貴むべしとなすを總見せしなり、末に其私交を受けず、

厥慶、

讀方　貞元の世に在り、汴兵五猘、將、其人を得、衆乃ち一惕す、其人誰とかなす、韓姓の許公、其梟狠を磔し、養ふに雨風を以てす、桑穀奮張、其壤大に豐、貞元の元孫命じて我が宇を正す、公臣宗たり、處、其所を得、河流兩壖、盜連に群をなし、雄唱へ雌和す、首尾一身、公其間に居り、帝の爲に姦を督す、其嚬呻と其睍眴とを察す、左顧視を失ひ、右顧して踧く、蔡鄆に先きだつて鉏す、三年にして墟、槁乾四呼終に敢て濡るゝなし常山幽都孰れか扶く、天施留めず、其討逋れず、許公預かる焉、其賚如何ん、悠々たる四方、既に廣く既に長く、外事あるなし、朝廷の治、許公來朝す、車馬干戈相なるか將なるか、威儀の多き、將なれば則ち是矣、相なれば則ち三公、師十萬を釋き、歸つて廟堂に居る、上の憂に宅る、公太宰を讓り、安を蒲坂に養ふ、萬邦等を絕つ、弟あり子あり、兵を提げ藩を守り、一時三侯、人敢て扳するなし、生きて與に榮なるなく、歿じて與に命なるなし、文を此碑に刻し、以て厥慶を鴻にす、(終)

講說　貞元の時代に於て汴の兵は五たび狂ひ暴れき將軍其人を得たるにより、人民始めて休息を得たるが、其人は誰なるかと云はゞ、則ち韓を姓とせる許公是れなり、梟の如き狠の如き賊徒を磔殺し、仁惠を以て人民を養ふこと、風雨の植物に於けるに均しく、人民は安んじて耕作に從事し、從つて桑や穀物は勢ひよく生長し、其土地は大に豐れり、貞元帝の御孫に至り、命を下して此唐の天下を正さんとし給へる時、公は臣下の頭となつて、其處る所は誠に便宜の地に在り、黃河の兩岸には盜賊相續いで群を成し、宛も牡雞の唱へて牝雞の之に和すると一般、大盜起れば小盜之に應じ、首尾の異りあれども本と是れ一體にして、行動を共にせしが、公は其間に在つて天子の爲に姦賊を監督し、彼等の弱點と惡計とを洞察し、之をして左顧すれば視る能はざらしめ、右顧すれば蹶かせ、蔡鄆二賊の中先づ蔡を誅戮し、三年にして一掃し、彼れ勢窮まれども之を救ふものなく、常山なり幽都なり孰か之に從ひ孰か之を扶くるものぞ、天の行ふ所留滯なく、其賊を討つや逃れしむるなし、許公此公に與る、其賞は果して如何なるべき、恐らくは之に相賞す

色に見はすことなく、唯だ法律の如何を問ひ、私情を以て之を輕重すること無かりしかば、敢て法を犯す者なかりき、銘は左の如し、

注解　「畛」田界なり、

在貞元世、汴兵五猘、將得其人、衆乃一愒、其人爲誰、韓姓許公、磔其梟狼、養以雨風、桑穀奮張、厥壤大豐、貞元元孫、命正我宇、公爲臣宗、處得其所、河流兩壖、盜連爲群、雄唱雌和、首尾一身、公居其間、爲帝督姦、察其嚬呻、與其睨眴、左顧失視、右顧而踶、蔡先鄆鉏、

三年而墟、槁乾四呼、終莫敢濡、常山幽都、孰陪孰扶、天施不留、其討不逋、許公預焉、其賚如何、悠々四方、既廣既長、無有外事、朝廷之治、許公來朝、車馬干戈、相乎將乎、威儀之多、將則是矣、相則三公、釋師十萬、歸居廟堂、上之宅憂、公讓太宰、養安蒲坂、萬邦絶等、有弟有子、提兵守藩、一時三侯、人莫敢扳、生莫與榮、歿莫與令、刻文此碑、以鴻

公が中間に居て己れの不利なるを憂へ、身を卑下し辭を佞媚にして公と好を結ばんと求め、女子を提供して婚をなさんことを請ひ、其使は日に月に至りし程なるが、既に目的を達せざるに及び、今度は其方針を易へ、謀を他に通じ謗を構へて公を離間せんと試みしかども、公は其手を動かすに先だつて彼等の端緒を破りしかば、奸計も發するを得ず、遂に彼等をして天誅に服せしめたり、其功を第一とし之が位地を定むるに、誰か公と高下を爭ふ者あらん、公の子公武は公と倶に一時兵權を授かり、藩に居て將となり、父子の治めし處、互に相望めり、其後公武は母の喪の爲に藩鎭を去りたれども、公の同母弟克は、金吾より代つて渭北の將となり、又公が司徒中書令を以て蒲を治むるに當つては、弟克は鄭滑の節度より宣武の亂を平げ、司空の官のまゝ汴に居れり、斯く一家盡く顯榮を極めたるは、唐の興りし以來之と肩を竝ぶる者なき所なり、

注解　「弓鉞」兵權の代稱、「母憂」母の死すること、「母弟」同母弟なり、

公之爲治、嚴不爲煩、止除害本、不多教條、與人必信、吏得其職、賦入無所漏失、人安樂之、所在以富、公與人有畛域、不爲戲狎、人得一笑語、重於金帛之賜、其罪殺人、不發聲色、問法何如、不自爲輕重、故無敢犯者、其銘曰、

段落　第十大段なり、

講説　公の政を行ふや、嚴なれども煩雜ならず、只だ害の根本を除くのみにて、訓令等を多くせず、人に對しては必ず信あり、部下の役人皆其稱に叶ひ、賦稅の收入漏失する所なく、人皆公の政治に安んじて幸福を樂み、到る處爲に富めり、公は人に接する上に於て隔あり、戲れ狎るゝが如き事をなさず、故に人々公の一笑一語を得るときは、金帛の賜を得たるより貴重とせり、公は人を死罪に行ふとき、平然として音聲顏

段落　第八大段なり、

講説　元和十五年今上帝位に卽き給ふや、公は宰相となり、其官の儘、河東の節度使に除せられしが、節度使の鎭府に在ること三年にして病氣の爲め都に歸らんことを乞ひ、復び司徒中書に拜せしかども疾重くして朝すること能はず、長慶二年十二月三日を以て永崇里の邸に薨ぜり、年は五十八、天子は之が爲に、出御を廢せらるゝこと三日、太尉を贈り給ひ、又布米等の恩賜あり、葬式一切の用具は其掛の役人より之を給し、葬式には京兆の尹監護せり、翌年七月の某日萬年縣少陵原に埋葬す、其地は京城の東南三十里の處に在り、楚國夫人翟氏之に合葬せり、子は男兒二人長男を肅元と曰ひ、某官たり、次男を公武と曰へり、某官たり、肅元は早世せし上、公の薨ずるに少し先だちて公武も急病にて死せしかば、公は之を悲み、其結果にや、一箇月餘にして遂に薨じぬ、別に子なかりしかば、公武の子にして孫に當れる紹宗を以て後嗣となしき、

汴之南則蔡、北則鄆、二寇患公居間爲己不利、卑身佞辭、求與公好、薦女請昏、使日月至、既不可得、則飛謀釣謗、以間染我、公先事候情、壞其機牙、姦不得發、王誅以成、最功定次、孰與高下、公子公武、與公一時俱授弓鉞、處藩爲將、疆土相望、公武以母憂去鎭、公母弟充、自金吾代將、渭北、公以司徒中書令治蒲、於時弟充自鄭滑節度、平宣武之亂、以司空居汴、自唐以來、莫與爲比、

段落　第九大段なり、

講説　汴の南は則ち蔡、北は則ち鄆なるが、此二賊は

に貯蓄の出來得ることなかりしが、是に至つて公私官民の財貨充實し、雨晒となして垣もせざる程になれり、

注解　「露積」屋外に積み置くなり、

文法　是れ貢獻の多かりし根本を示せしなり、

冊拜司徒、兼中書令、進見上殿、拜跪給扶、贊元經體、不治細微、天子敬之、

段落　第七大段の第三小段なり、天子の優待を敍す、

講說　冊命を以て司徒の官に拜し、中書令を兼任せしが、謁見の時殿に上るや、天子に向ひ拜跪の禮を行ふに介添を要せり、但し公は帝者の化育を贊襄し、國家の大體を經營するを任とし、區々たる事爲を顧みず、天子は之を敬ひ給ひぬ、

注解　「拜跪給扶」公は足疾ありしが爲に、内官の者之を抱へて此禮を行はしむるなり、「贊元」王化を翼贊するを謂ふ、

元和十五年、今天子卽位、公爲家宰、又除河中節度使、在鎭三年、以疾乞歸、復拜司徒中書令、病不能朝、以長慶二年十二月三日、薨於永崇里第、年五十八、天子爲之罷朝三日、贈太尉、賜布粟、其葬物有司官給之、京兆尹監護、明年七月某日、葬於萬年縣少陵原、京城東南三十里、楚國夫人翟氏祔、子男二人、長曰肅元、某官、次曰公武、某官、肅元早死、公之將薨、公武暴病先卒、公哀傷之、月餘遂薨、無子、以公武子孫紹宗爲主後、

鄆部既平、公曰、吾無事於此、其朝京師、天子曰、大臣不可以暑行、其秋之待、公曰、君爲仁、臣爲恭可矣、遂行、既至、獻馬三千匹、絹五十萬匹、他錦紈綺纈又三萬、金銀器千、而汴之庫廐、錢以貫數者、尙餘百萬、絹亦合百餘萬匹、馬七千、糧三百萬斛、兵械多至不可數、

段落　第七大段の第一小段なり、貢獻の盛なりしを敍す、

講說　鄆部已に平定に及ぶや、公曰く、吾れ今此地に於て別に爲すべき事なし、誓つて京師に赴き天子に朝すべしと、（此事を上奏しけるに）天子の仰に、卿は國家の大臣にして自重せざるべからざるが故に、今此大暑の時に旅行するは不可なり、秋の時節を待つて入朝する方然るべしと、公の曰く、君は仁をなして臣下を憐み給ふは然もあるべし、臣下は亦恭敬を盡すに於て差支なしと、遂に出立に及び、既に京師に入るや、馬三千匹、絹竝に他の錦、薄綾、織物、縮緬三萬疋、金銀の器物千個を獻納せしが、此の如く夥しき獻品をなせしに拘らず、汴に於ては尙ほ其庫の中に錢の貫にて數ふる者百萬に餘り、絹も亦百餘萬匹計り、廐には七千頭の馬あり、其外糧米三百萬斛、兵器の類は數へ難く多かりき、

注解　「鄆部」李師道の總べたる處、

初公有汴、承五亂之後、掠賞之餘、且斂且給、恒無宿儲、至是公私充塞、至於露積不垣、

段落　第七大段の第二小段なり、治所の富を敍す、

講說　初め公が汴を有せし際は五回の亂後にてあり又賊の奪掠、功卒の賞與等にて貨財窮乏を極め、公は一方より取り立てつゝ一方に支給する有樣にて、常

ふ、我は利害を知らず、唯だ天子の詔を奉じて事を行ふを知るのみ、若し汝の兵北に向つて河を過ぎば、余は我が兵を東に向け曹を取るべしと、師道懼れて手を出さゞりしかば、田弘正は遂に目的を達するを得たり、

注解　「開魏博」田弘正此二州を朝廷に奉還せしこと「非其族」弘正は前の節度使田季安の從昆弟なる廷玠の子なるを以て云ふ、「首變兩河事」朝廷の法令を奉じ、版籍を還し官吏を請ふ等、皆從來藩鎭が獨立的態度を取りたる慣例を變じたる者なり、「成德」王承宗の軍、

誅吳元濟也、命公都統諸軍、曰、無自行、以遏北寇、公請使子公武以兵萬三千人會討蔡下、歸財與糧、以濟諸軍、卒擒蔡姦、於是以公爲侍中、而以公武爲鄜坊丹延節度使、

段落　第六大段の第一小段となす、平蔡の功を叙す、

講說　朝廷の吳元濟を誅せし時に於ては公に命じて諸軍の都統たらしめ、詔して曰く、自身出陣することなく、北方の寇を制すべしと、公は因つて朝廷に請ひ其子の公武をして一萬三千人を率ゐて諸軍と蔡下に會合して賊を討たしめ、金錢糧食を送致して諸軍を補助し、卒に蔡の奸賊を擒にするに至れり、是に於て朝廷は公を以て侍中となし、公武を以て鄜坊丹延の節度使となせり、

注解　「都統」元和十年九月、韓弘を以て淮西行營都統使となす、「北寇」鄆を指して云ふ、「歸」餽に同じ、

師道之誅、公以兵東下、進圍考城克之、遂進迫曹、寇乞降、

段落　第六大段の第二小段なり、平鄆の功を叙す、

講說　李師道の誅せられし時に於ては公兵を率ゐて東方に向ひ進んで考成を圍んで之を拔き遂に進んで曹に迫りければ曹の賊降を請へり、

を刈り道を平にしつゝあれば、其兵近くに來るならん、防備をなし給へと、公曰く、眞に兵が來るなれば、決して道普請などをなさゞるなりと、何等の處置を爲さゞりしかば、師古も此上詐るべき術なく、機變の計ひ盡きはてしかば、愚圖々々して兵を返せり、

少誠以牛皮鞵材遺師古、師古以鹽資少誠、潛過公界、覺皆留輸之庫、曰、此於法不得以私相餽、』

段落　第四大段の第二小段なり、蔡鄆兩黨の聯絡を絶てることを叙す、

講說　吳少誠は牛の皮と鞋を作るべき材料とを師古に贈り、師古は又鹽を吳少誠に供給するため、双方とも密々に公の界を通過せり、然るに其發覺するや諸共に其品物を拘留して、之を府庫に運搬して曰く、此等の物は國法上互に進物となすことを得ざるものなり、

注解　「鞵」鞋に同じ、

田弘正之開魏博、李師道使來告曰、我代與田氏約相保援、今弘正非其族、又首變兩河事、亦公之所惡、我將與成德合軍討之、敢告、公謂其使曰、我不知利害、知奉詔行事耳、若兵北過河我卽東兵以取曹、師道懼不敢動、弘正以濟、』

段落　第五大段なり、

講說　田弘正が魏博二州を朝廷に開け渡すに當り、李師道は使を遣し公に告ぐるやう、我は代々田氏と互に保護援助を約せしかども、今弘正は田氏の族に非ず、又首として兩河の事體を變じ、中央政府に從ひしが如きは、公に於ても惡まるゝ所ならん、因つて我れ將に成德軍と連合して之を討たんとするなり、右敢て御通知に及ぶ(間、妨げ給ふ勿れ)と、公其使に謂

段落　第三大段の第二小段なり、亂卒を誅せしことを叙す、

講說　公云ふ、吾が舅司徒の歿せしより五度汴に亂ありしが、此亂を作せし者は吾れ已に手に苗を拔くが如く櫛にて拔髮を去るが如く、大抵誅し盡したれども、尙ほ同類も一齊に絕さゞれば恐懼せしむるに足らずと、因つて劉鍔に命じ、其卒三百人を從へて命を門に待たしめ、彼等が幾度となく亂に與しながら自ら功となせし罪を責め、劉鍔を始めとし之を斬罪に處して一般に示せしが、之が爲め血は流れて道路に波立つ程なりき、是より公が京師に朝する時に至るまで二十一年の間、敢て城郭に騷ぎ呼ぶ者なかりき、

注解　「媷」拔くなり、「揃刈」揃は剪に同じ、「震駴」駴は駭に同じ、「數」數へ擧げて責むるなり、

文法　朝京師は後段の脈絡、

李師古作言起事、屯兵於曹、以嚇滑帥、且告假道、公使謂曰、汝能越吾界而爲盜耶、有以相待、無爲空言、滑帥告急、公使謂曰、吾在此、公無恐、或告曰、翦棘夷道、兵且至矣、請備之、公曰兵來不除道也、不爲應、師古詐窮變索、遷延旋軍、

段落　第四大段の第一小段なり、鄆の李師古を壓倒せしことを叙す、

講說　李師古は僞つて開戰すべしと宣言に及び、曹の地に兵を屯して滑州の鎭將を威嚇し、一方に於て公の管轄地を通過するの承諾を求めしが、公は人を以て李師古に謂はしむるやう、汝能く吾が界を通り拔けて盜を爲さんとする乎、果して然らば此方にも致し方あり、嘘を言ふ勿れと、滑の鎭將は切迫の趣を訴へ來りしに、公又謂はしむるやう、吾れ此に在り、公は恐れ給ふに及ばずと、或人告げゝるやう、敵は棘

血縁の人にて士卒に慕ひ頼らるゝ者を擇んで之に委すべし、今差當り韓甥より外身寄の者なく、且つ韓甥は功最も大なるが上に器量も優れたればとて、直ちに之に節度使の權柄を授け、而して正式の任命を天子に請願せしに、天子も然るべしと思召し、遂に大理評事より工部尚書に拜し、逸淮に代つて宣武の節度となり、悉く其勇なる司徒の兵士と土地とを有するに至れり、

當此時陳許帥曲環死而吳少誠反、自將圍許、求援於逸淮、啗之以陳歸汴、使數輩在館、公悉驅出斬之、選卒三千人、會諸軍擊少誠許下、少誠失勢以走、河南無事、

段落　第三大段の第一小段なり、吳少誠を擊ちしを敍す、

講說　此時に當り陳許の帥曲環死して、吳少誠反旗を揚げ、自ら兵を率ゐて許を圍み、劉逸淮に援兵を請ひ、陳は汴に歸せしむべしとの條件を提出し、此の利を以て釣らんとし、其使五六人は逸淮の死後尚ほ客館に在りしが、公は悉皆之を逐出して斬殺し、卒三千人を選び、諸軍に會して、吳少誠を許の城下に擊ち、少誠は勢力を失つて逃走せしかば、河南無事なることを得たりき、

注解　「河南」陳許は河南の地に在り、

公曰、自吾舅歿、五亂於汴者、吾苗媷而髮櫛之、幾盡、然不一揃刈、不足令震駴、命劉鍔以其卒三百人、待命於門、數之以數與於亂、自以爲功、并斬之以徇、血流波道、自是訖公之朝京師廿有一年、莫敢有讙呶叫號於城郭者、

及、』

段落　第二大段の第一小段なり、志氣材能を叙す、

講説　公は少きとき舅氏の厄介となり、書を讀み、馬術、弓術等を習ひしが、親に事へて孝行謹愼なりき、常に己れの身持を剛直になし、靑年に有り勝ちなる贅澤放埒の事をなさず、出入ともに恭敬にして自ら常人と異なりしかば、軍中にても皆目を着けたり、嘗て一たび京師に抵り、明經科の試驗に應じたる事ありしかども、退いて曰く、此れ名を世に出し事業を成すの價直なしと、復び立歸り舅氏に從つて學べり、數百人の兵に將となりし處、一々部下の能力の賢愚と臆病とを見分け、凡そ舅氏の指揮委托せし事に就いては皆適任たる事を示せしかば、司徒も之を嘆賞せり、されば士卒も心を勵し、多くの老將も皆及ばずと思へり、

注解　「舅」母方の叔父なり、「司徒」即ち司徒玄佐、「偘々」侃々に同じ、剛直の貌、「縱」ほしいまゝ、「自將」己れを引廻す、「華靡」華奢と云ふが如し、

司徒卒、去爲宋南城將、比六七歲、汴軍連亂不定、貞元十五年劉逸淮死、軍中皆曰、此軍司徒所樹、必擇其骨肉爲士卒所慕賴者付之、今見在人、莫如韓甥、且其功最大而材又俊、卽柄授之、而請命於天子、天子以爲然、遂自大理評事、拜工部尙書、代逸淮爲宣武軍節度使、悉有其舅司徒之兵與地、』

段落　第二大段の第二小段なり、衆に推されしことを叙す、

講説　司徒の歿せし後去つて宋の南城の將となり、六七年に及びし頃、汴の軍引續き亂れて定まらざりし處、貞元十五年に汴軍の將劉逸淮の死するや軍中皆云ふ、此軍は司徒の組織せし所なれば、是非とも其

公諱弘、公之父曰海、爲人魁偉沈塞、以武勇游仕許汴之間、寡言自可、不與人校、衆推以爲鉅人長者、官至游擊將軍、贈太師、娶鄕邑劉氏女、生公、是爲齊國太夫人、

段落　第一大段の第二小段なり、父母を叙す、

講説　許國公の諱は弘、父を海と曰ひ、其人となり巨大にして沈默なりしが、武を以て許汴の地方に仕官せり、寡言を以て自ら是なりとし、敢て人と爭はず、衆人推し尊んで大人長者とせり、官は游擊將軍まで進みしが、死後に太師を贈られたり、其同鄕なる劉氏の女を娶つて公を生めり、此女こそ齊國太夫人のことなり、

夫人之兄曰司徒玄佐、有功建中貞元之間、爲宣武軍帥、有汴宋亳潁四州之地、兵士十萬人、

段落　第一大段の第三小段なり、舅氏を叙す、

講説　夫人の兄を司徒玄佐と曰へり、建中貞元年間に功ありしかば、宣武軍の帥卽ち節度使となり、汴宋亳潁四州の地と兵士十萬人とを有てり、

注解　「玄佐」劉洽の改名、「宣武軍」初め汴宋軍と稱せり、「建中貞元」德宗帝の年號、

公少依舅氏、讀書、習騎射、事親孝謹、偘々自將、不縱爲子弟華靡遨放事、出入恭敬、軍中皆目之、嘗一抵京師、就明經試、退曰、此不足發名成業、復去從舅氏學、將兵數百人、悉識其材鄙怯勇、指付必堪其事、司徒歎奇之、士卒屬心、諸老將皆自以爲不

謂ふ、許國公は韓弘の爵なり、

主意 公が能く吳李二賊を制し、慶福を享けたることを敍するに在り、

段落 凡そ十大段より成る、篇首より「兵士十萬人」に至る迄を第一大段となす、血族關係を敍す、「公少依舅氏」より「悉有其舅司之兵與地」に至るまでを第二大段となす、宣武節度使となりたる事由を敍す、「當此時」より「莫敢有讙呶叫號於城郭者」に至るまでを第三大段となす、蔡と絕ち汴を鎭めたることを敍す、「李師古作言」より「不得以私相餽」に至るまでを第四大段となす、蔡鄆の謀を破りしことを敍す、「田弘正之開魏博」より「弘正以濟」に至るまでを第五大段となす、田弘正の歸順を助けたることを敍す、「誅吳元濟也」より「曹寇乞降」に至るまでを第六大段となす、蔡鄆の討滅に功ありしことを敍す、「鄆部既平」より「天子敬之」に至るまでを第七大段となす、朝貢を敍す、「元和十五年」より「爲主後」に至るまでを第八大段となす、死葬及び子孫の事を敍す、「汴之南則蔡」より「莫與爲比」に至るまでを第九大段となす、善く蔡鄆二寇の間に立ちて功を收めたることを補敍す、「公之爲治」より篇尾に至るまでを第十大段となす、其情操を敍す、

韓姬姓、以國氏、其先有自潁川徙陽夏者、其地於今爲陳之太康、太康之韓、其稱蓋久、然自公始著、

段落 第一大段の第一小段なり、世系を敍す、

講說 韓は姬姓なるが、其國の名韓を以て氏とし、韓氏となる、其祖先に潁川より陽夏に移り住みたる者あり、陽夏は今日の陳の太康なるが、此太康の韓氏は斯く稱へ來りしこと已に久し、然れども此碑の主人なる公よりして始めて著はれぬ、

注解 「以國氏」韓姓は周の成王の弟唐叔虞より出でたり、曲沃の韓叔の子萬と云ふもの韓の地に領主たりしゆゑ、韓を以て氏とせり、秦の始皇韓を滅し其地を以て潁川郡とす、「陽夏」隋の時改めて太康とす、

り、仕途中任を歴るもの九、銜を加ふるもの四、職を受けて未だ任に至らざるもの五、然れども其治功總べて江西の害を去り利を興し、大に軍民に益あるに過ぐるなし、歿後四十年に至つて、八州の老幼猶ほ之を思うて衰へず、宣宗、杜牧に命じ、爲に功德碑を撰せしむ、且つ其子宙を錄して監察御史となす、其治狀必ず大に人に過ぎたる者あらん、篇中歩々分叙し、却つて歩々埋伏す、江西を寫すの一大段に至つては卽ち條分縷折、備極周詳、輕重法あらざるなし、但だ名存し謗歸するは、理の必ず至る所、君閽萬里、誅を逋るゝの小卒を以て、片紙誣を飛ばし、乃ち能く至尊に上達し、平日其賢たるを稱し其忠たるを信ずるの大臣をして、羞を三褫に貽し、法庭に簿責せしめ、是非已に白するの後に迨びても、絕えて其爵を復釋するを聞かず、絕えて其官を加贈するを聞かず、絕えて其葬に給賜するを聞かず、卽ち官を罷め辯を待つの詔、因なしとなさず、而して未だ辯せず、疾を得、先づ薨ずるも、亦故なきに非ざるを知るべし矣、此意明叙するに便ならず、只得て憲宗の爲に回護數語、却つて銘詞中に於て無疵の二字を點出し、又名聲之下云々を謂ひ、以て江西竝に不法の事なく、只盛名の致す所、公の道人に在つて、名終に掩はれざるに及び、忌者猶ほ餘恨の未だ消せざるあつて、已甚しき無からざるを見はすなり、卒を指して言ふが如く、又卒を指して言はざるが如く、呑吐隱現の間、良工の心獨り苦むと謂ふべし矣、

○沈德潛評　此れ白樂天の謂はゆる韋丹之碑無愧辭ものなり、碑は杜牧の作る所に係かる、新唐書の循吏傳に、杜の碑及び此誌を取つて本とす、篇中、人に敎へて瓦屋を爲り、隄を築きて江を扞ぎ、陂塘に灌ぐに至るまで、一切利を興し害を除く諸政を叙する、綱擧り目張り、條分縷晰、眞に才能の臣と謂ひ、忠臣と謂ふべし矣、沒後四十年、老幼之を思うて忘れず、以あるかな、

司徒兼侍中中書令贈太尉許國公神道碑銘

解題　神道碑とは、墓に赴く路に建つる所の碑を

人となり、矯々官となる、爰に江西に及び、功德具完す、名聲の下、獨り處る難しとす、辯じて益す明か、仇者の歎ずる所、墓前に碑す、維れ美を昭にする故、銘を墓中に納め、以て公の墓を識す、

講說　武陽公の學業を受けしは太師を師とせしに始まれり、初め己が官をば兄に讓り、自身は必ず復び科第を取る自信を抱いて疑ふ所なく、紫閣の峰に勤苦を積み、飽くまで身を卑うして益を求めたるが、此の如き學問の淵源あれば、終に之が爲に過失なしと謂ふべし、其人となりは慊々として得意とならず、官吏としては矯々として手剛く、茲に江西に臨むに及んで功德十分に備はれり、然るに名譽の下には獨り處ること難く、忌む者あり譏する者ありしかども、之を辯じて其名譽益す明なりしが如き、仇人の失望して嘆息する所なり、今墓の前に碑を建つるは、公の美を發表して世人に示す所以なり、銘を墓の中に納むるは、其れ因つて長く公の墓たることを識す所以なり、

注解　「武陽」公は武陽郡公たり、「太師」顏眞卿の贈官、「紫閣」叙に出づ、「慊々」足らざるが如き貌、「矯々」强なり、「功德具完」害を去り利を與せしこと、

文法　公の寃罪已に白にして復職の事なかりしは、是れ當然必ず朝廷の中に於て忌む者ありしなり、然るに叙中之を明言せず、銘に於て「名聲之下、獨處爲難」の二句を挾み、聊か眞相を洩せしは、用意頗る微なりと謂ふべし、

總說

公の表すべき處は才能に在り、而して才能を以て名を得たるは、適に其禍に遭ひたる所以なり、故に一篇名聲と才能とを以て針線とし、曰く益有名、曰く上以爲賢、曰く謇然有直名遂號爲才臣、曰く上以爲忠、曰く公名才能臣、曰く公能益明と、蓋し此の如くならざれば收拾する能はず、

纂評

○林西仲評　韋公一生、事々俱に人の頭地に出でんを要す、卽ち初め出身の時、再び科第を取るに由る、斯れ已に奇矣、且つ職を奉じ自任に勇、凡そ內に在り外に在る、議論措置、皆井々條あり、機宜に合ふ、故を以て聲名日に盛、其謂はゆる才能の臣は乃ち其定評、謂はゆる職を張つて國家の費を爲すは乃ち其素志な

相續す、後添の夫人は蘭陵の蕭氏にして、中書令華の女、殿中侍御史恒の女なりしが、二夫人ともに公より前に總れり、女一人あり、凡そ（庶出の子を算へて）公の男子若干人、女子若干人なり、

明年七月壬寅、後葬二萬年縣少陵原一、

段落　第七大段の第二小段なり、葬處を叙す、

講說　翌年の七月壬寅の日を以て萬年縣の少陵原に葬れり、

注解　「後」解し難し、韓文起に從に作る、從ふべし、

將レ葬、其從事東平呂宗禮與二其子寘一謀曰、我公宜下得二直而不一レ華者銘上、傳二於後一固不朽矣、寘來請レ銘、銘曰、

段落　第八大段なり、

講說　已に葬らんとする際、公の從事なる東平の呂宗禮と云ふ者、公の子寘と相談すらく、我が公は正直にして華ならざる人の銘を得て後世に傳へ、飽くまで不朽ならしめざるべからずと、相談の結果寘は愈の所に來り、銘を作ることを求めたり、銘ずること左の如し、

武陽受レ業、始二於太師一、以レ官讓レ兄、自待不レ疑、勤二於紫閣一、取レ益以レ卑、可レ謂レ有レ源、卒用無レ疵、慊々爲レ人、矯々爲レ官、爰及二江西一、功德具完、名聲之下、獨處爲レ難、辯而益明、仇者所レ歎、碑二於墓前一、維昭レ美故、納二銘墓中一、以誌二公墓一、

讀方　武陽業を受くる、太師に始まる、官を以て兄に讓り、自ら待つて疑はず、紫閣に勤め、益を取るに卑を以てす、源あれば卒に用て疵なしと謂ふべし、慊々

かば、固より國法を枉ぐべからず、且つ以爲へらく、公は才能ある官吏なりとの名を受け、行政の功績天下に聞ゆることゆゑ、此儘にして審判なさゞる時は必ず名譽を汚すに至らんと、因つて詔を下し公の官を罷め、江西に留まつて審判を待たしめしに、使の未だ到着せざる中に病死せしが、事件の起つてより一箇月餘の事なりき、使至つて卒の告發したる若干條を取調べしに、皆少しも事實なかりしかば、誣告の罪により其卒を一百笞つて嶺南に流し、公の能は益す世に明白となれり、薨せし年は五十八、元和五年八月六日なり、

注解　「絲毫」少許なり、「春秋」年齡、

公好施與、家無贏財、自校書郎至爲觀察使、擁吏卒前走七州刺史、與賓客處、如布衣時、自持卑一不易』、

段落　第六大段なり、

講說　公は人に物を施與することを好み、從つて家に餘財なく、校書郎の微官より觀察使となり、廝吏兵卒を擁し、江西七州の刺史をして前導せしむる有力の位地に至るまで、其賓客との態度は布衣たりし時に異らず、己れの身を持すること卑下にして、而も終始同一、易ることなかりき、

文法　平日の人と爲りを叙するは、不法の事を爲さゞる本領を見はせしなり、

娶淸河崔氏、故支江令諷之女、某官某之孫、有子曰寘、年十五明經及第、嗣其家業、後夫人蘭陵蕭氏、中書令華之孫、殿中侍御史恒之女、皆先公終、有女一人、凡公男若干人、女若干人』、

段落　第七大段の第一小段なり、妻子を叙す、

講說　公は淸河の崔氏を娶つて夫人とせり、夫人は故の支江の縣令諷の女、某の官を勤めたる某の孫なり、寘と曰ふ子あり、明經の科に及第して公の家業を

の四、

講說　明年隄を築いて江水の汎濫を防ぎしが、其長さ十二里に亘り、處々に水門を設けて雨水を排泄せり、公の位を去りし翌年、江水漲つて隄防と一樣の高さに及びけるが、老幼を問はず涙を流し公を追思して云ふ、若し此堤なからんには、吾が屍は流れて海に入りしならんと、陂塘五百九十八箇所より水を灌注して、田一萬二千頃を得たり、

凡爲民去害興利若嗜慾、居三年、於江西八州無遺便、其大如是、其細可略也』

段落　第四大段の第五小段なり、江西に於ける事業を總ぶ、

講說　凡そ人民の爲に害ある事を除き利ある事を興すに熱心なる、殆ど嗜慾に因つて然る者の如く、洪州に居ること三箇年にして江西の八州は、便利として擧行せられざる者なかりき、公の事業の大なる者此の如し、其細事は略するも差支なし、

卒有違令當死者、公不果於誅、杖而遣之、去、上書告公所爲不法若干條、朝廷方勇於治、且以爲公名才能臣、治功聞天下、不辯則受垢、詔罷官、留江西待辯、使未至、月餘公以疾薨、使至辯凡卒所告事若干條、皆無絲毫實、詔笞卒百、流嶺南、公能益明、春秋五十八、薨於元和五年八月六日』

段落　第五大段なり、

講說　卒の中に公の命令に違ひ死罪に當る者ありしが、公は之を誅するに忍びず、杖刑に處して放逐せし處、彼は去つて公の所爲の不法なる者若干條を朝廷に上書せり、朝廷は宛も行政に力を奮ひし時なりし

注解 「漿」飲料、「與」爲にと訓ず、「八州」江西省に屬するもの、

別命置南北市營、諸軍歲旱、種不入土、募人就功、厚與之直、而給其食、業成人不病飢、爲長衢、南北夾兩營、東西七里、人去渫汚氣益蘇、

段落 第四大段の第二小段なり、洪州に於ける事業の二、

講說 別に命じて南市北市と南北營とを設け、商は市に兵は營に、各其居る所を定めて混ぜざらしめ、屯田諸軍の田畝が旱魃のため種を播くも土に入らざる場合には、人を募つて灌漑の仕事に就かしめ、之に賃銀を與ふるが上に、食物を給して慰勞する所あり、其業成就に及び、饑饉を憂へざるに至りぬ、又長き街路を作り、南北相向へる兩營の間を通じて東西に連亘す、其長さ七里、不潔の氣を除き去つて、人民は蘇生の想をなしぬ、

注解 「功」仕事、「直」價値、「渫」散なり、除なり、

復作南昌縣、徙廐於高地、因其廢倉大屋、馬以不連死、

段落 第四大段の第三小段なり、洪州に於ける事業の三、

講說 此外南昌縣を作り、廐を高地に移し、其處にある不用の倉若しくは大なる屋舍を其儘用ひしかば、馬も之が爲に濕氣を免れて、引續き斃るゝが如きことなかりき、

明年築隄扞江、長十二里、疏爲斗門、以走潦水、公去位之明年、江水平隄、老幼泣而思曰、無此隄、吾屍其流入海矣、灌陂塘五百九十八、得田萬二千頃、

段落 第四大段の第四小段なり、洪州に於ける事業

ば補充に乏しきが故に、梓州を與へて其地の士心を收攬せしむべしと、天子之に從ふ、「縣男」男は爵なり、「不如屬之河東」河東に從來節度使あるゆゑ、兼任せしむべしと、

公既至、則計口受俸錢、委其餘於官、罷八州無事之食者、以聚其財、始教人爲瓦屋、取材於山、召陶工教人陶、聚材瓦於場、度其費以爲估、不取贏利、凡取材瓦於官、業定而受其償、從令者免其賦之半、逃未復者、官與爲之、貧不能者畀之財、載食與漿、親往勸之、爲瓦屋萬三千七百、爲重屋四千七百、民無火憂、暑濕則乘其高、

段落　第四大段の第一小段なり、

講説　公既に洪州に至れば、家族の人數を計り、其比例にて俸給を受け、餘分は官に收めたり、又は州の職務なくして官に衣食する者を罷め、其金を保留し、事業の資に充つ、從來此地は茅葺屋根なりしに、始めて瓦葺になすべき事を教へ、山より材料を取出し、陶工を招き寄せて人民に燒方を教へしめ、材料竝に既成品を廣場に集め、實費を計算して價格を定め、利益を取らず、凡そ官より此等の品を拂下ぐる者あるときは、其者の業定まつて後代金を取る、令に從つて瓦屋を建つる者は年貢の半額を免じ、逃込みて未だ復歸せざる者は、官の方にて暫時代つて作り置き、貧乏にて作る能はざる者には之に金を與ふ、公は飲食物を車に載せ、自身出向きて其工事を勵まし、遂に瓦屋一萬三千七百と、二重の屋根四千七百とを爲り、之が爲に人民は火災の憂なく、熱き時は風を受くるが爲に、濕へる時は之を避くるが爲に二重屋根に登り、大に便利を得たり、

晉慈隰等州觀察防禦使、自扶風縣男、進封武陽郡開國公、食邑二千戸、將行、上言臣所治三州非要害地、不足張職爲國家賚、不如屬之河東便、上以爲忠、一歲拜洪州刺史江南西道觀察使、以晉慈隰屬河東』

段落　第三大段の第五小段なり、公義に因つて事を處することを叙す、

講說　劉闢反して梓州を圍みしかば、朝廷公を以て東川の節度使御史大夫となして、之に當らしむ、公、都を發して漢中まで至り、其處より上書して言ふ、梓州は敵に圍まれ居れども防禦に力を盡す最中なれば、主將を更迭せしむべからずと、是に於て召されて還り、蜀の問題に就いて意見を諮詢せられ、已にして劉闢梓州を引き揚げしかば赴任するの必要なきを以て、梓州を高崇文に讓り、己は晉慈隰等の州の觀察防禦使に拜し、扶風縣男より武陽郡開國公に封ぜられ、二千戸の領地を授けられしに、赴任の際上言すらく臣の治むる三州は要害の地に非ざるゆゑ、職務の效を十分に擧げて國家の爲に收入を增すに足らざれば、之を河東に屬せしむる方便利なるべしと、天子は公が己れの都合を謀らざるを以て忠なりとせられき、一年を經て洪州の刺史江南西道の觀察使に拜し、晉慈隰は、公の建議の結果、遂に河東に屬するに至れり、

注解　「劉闢反」永貞元年八月節度使韋皐卒し、度支副使劉闢自ら留後となる、九月朝廷給侍中の官を以て闢を徵せしに、詔を受けず、群臣此を不問に付せんと欲せし處、韋丹獨り上書して曰く、今之を放任するときは誰か叛をなさゞらんやと、天子之を然りとし、公を本文の官に拜し、李康に代らしむ、「東川」卽ち梓州「不可易將」將とは當時東川の節度使たりし李康を指す、「劉闢去梓州」李康の賊に執へらるゝや、神策行營節度高崇文は急に梓州に向ひ、闢の將邢泚遁れ去る、「讓高崇文」韋丹の上言に云ふ、崇文遠來の兵なれ

還、拜容州刺史、容管經略招討使、始城容州、周十三里、置屯田二十四所、化大行、詔加太中大夫、

段落　第三大段の第三小段なり、容州の經營を叙す、

講說　鄆州に至りし時、新羅より新に國王となるべき君死せりとの報告に接せしかば引返せり、已にして容州の刺史、容管の經略招討使に拜せしが、公は始めて容州に城を築き、其周圍十三里あり、又屯田二十四箇所を置けり、此に因り民安く兵強く、訓示命令自然に行はれ、其功により詔して太中大夫を加ふるに至れり、

注解　「所當立君死」俊邕死し子重興立ち、事體一變せしを以て、更に冊命書を作り、改めて使を派遣せざるべからざるが故に引返せしなり、

順宗嗣位、拜河南少尹、行未至、拜鄭滑行軍司馬、始至襄陽、詔拜諫議大夫、既至、日言事不阿權臣、謇然有直名、遂號爲才臣、

段落　第三大段の第四小段なり、諫議として職を盡すを叙す、

講說　順宗位を嗣ぎ、天子となり、公を河南尹に任せしが、赴任の途中改めて鄭滑二州の行軍司馬に拜し、襄陽に到着せしに、間もなく詔を以て諫議大夫に拜せり、已に京師に來り職に就くや、日日意見を述べて權力ある重臣に阿らず、議論一直線にして剛直の名あり、遂に才能ある臣下と稱せられき、

注解　「權臣」韋執誼、王伾、王叔文等を指す、

劉闢反、圍梓州、詔以公爲東川節度使、御史大夫、公行至漢中、上疏言梓州在圍間、守方盡力、不可易將、徵還、入議蜀事、劉闢去梓州、因以梓州讓高崇文、拜

段落　第三大段の第一小段なり、最初官途の五遷を叙す、

講説　校書郎及び咸陽の尉を歴て邠寧軍の幕僚となり、更に監察御史より殿中侍御史となり、黜せられて太子舍人に拜し、益す名聲を得、起居郎に遷れり、吳少誠の反して許州を襲ひし時河陽の行軍司馬に拜せしが、未だ赴かざる中に少誠死せしかば、改めて駕部員外郎となれり、

文法　有名の二字は韋公の害を受けたる根本なるが故に、先づ一たび此處に於て點出す、

新羅國君死、公以司封郎中兼御史中丞、紫衣金魚、往弔立其嗣、故事使外國者、常賜州縣官十員、使以名上、以便其私、號私覿官、公將行曰、吾天子吏、使海外國、不足於資、宜上請、安有賣官以受錢耶、即具疏所以、上以爲賢、命有司與其費、

段落　第三大段の第二小段なり、新羅に使せんとせし時の事を叙す、

講説　新羅の國王死するや、公は司封郎中を以て御史大夫を兼ね、紫色の衣に金魚帶の服裝にて、之を弔するとともに嗣王を立つべき使命を蒙れり、先例に據れば外國に使する者あるとき、天子より十名の者を州縣の役人となすの許を賜ひ、使は其名を奏上する也、是れ彼等より報酬を得て費用となすが爲にして、使の都合を善からしめんとするなり、此をば私覿官と稱せしが、公は行くに臨み云へるやう、吾は天子の官吏なり、君國に勤むるは當然の職務のみ、今海外の國に使するに就き、費用不足ならんには上申して請求すべし、何とて官を賣つて金錢を受くべき道理あらんやと、直ちに十人の名を上聞せざる理由を陳述せし處、天子は、賢者なりとて之に費用を賜へり、

注解　「司封」爵秩を主る官、「覿」面なり、「新羅國君死」其王敬信なり、「立其嗣」先王の嫡孫俊邕、

至鄆州、會新羅告所當立君死、

公諱丹、字某、姓韋氏、六世祖孝寬、仕周有功、以公開號於鄖、鄖公之子孫、世爲大官、唯公之父政、卒雒縣丞、贈虢州刺史、

段落　第一大段なり、

講說　公の諱は丹、字は某、姓は韋氏、六代の先祖孝寬は周に在官して功あり、始めて鄖に於て公號を得たり、鄖公の子孫は世大官たりしが、唯だ碑文の主たる韋公の父のみは雒縣の丞にて終り、朝廷より虢州の刺史を贈られたり、

注解　「某」其實、文明と曰ひたるなり、「孝寬」字は叔裕杜陵の人、「仕周」大司空たり、

公既孤、以甥孫從太師魯公眞卿學、太師愛之、擧明經第、選授峽州遠安令、以讓其庶兄、入紫閣山、事從父熊、通五經、登科、

段落　第二大段なり、

講說　公は孤兒となりし後　甥孫に當る所より太師魯眞卿に就いて學びしに、其能く敎を受くるを以て太師は之を愛せり、明經科の試驗に擧げられ、選ばれて峽州遠安の縣令を授けられしかども、此地位を腹違の兄某に讓り、紫山閣に入りて從父なる熊と云ふ人に事へ、五經に達し、再び擧に應じて登第せり、

注解　「甥孫」姉妹の孫なり、「太師魯公眞卿」顏眞卿、太師と諡せらる、「以讓其庶兄」縣令にては長を見はすに足らず、又庶兄が自ら之を得べき能力なきを以てなり、但し當時、隨意に此の如き資格を讓り得たるなり、奇妙と謂ふべし、「紫閣山」終南山の別峰の名、

歷校書郎、咸陽尉、佐邠寧軍、自監察御史、爲殿中侍御史、徵拜太子舍人、益有名、遷起居郎、吳少誠襲許州、拜河陽行軍司馬、未行、少誠死、改駕部員外郎、

総説

通篇、他人の口を借りて權の好處を寫す、曰く皆相謂云々と、曰く朝士慶得人と、曰〻天下稱其能と、曰く天子以爲云々と、曰く皆曰善人死矣と、又第二段は公の好處を虛述す、第三大段は之を實擧す、而して虛述の處、拉々雜々中自ら界線あり、是れ此文の特色、

纂評

○沈德潛評　異を立てず、傾軋せず、累遷相位に至つて、人忌嫉するなし、學を好み文を善くして、之を行ふに孝敬祥順を以てするに由るなり、然れども模稜〔無主義と云ふが如し〕に近きを恐る、故に陽城を助け于頔を救ふに事を提出して、以て之を表す、一生を叙次する、平直を嫌はず、韓文の和易中正なるもの、

卷六（韓愈著）

唐故江西觀察使韋公墓誌銘

解題　墓誌銘とは、人死して之を葬るとき、其人の世系、名字、爵里行狀、壽年、卒葬の年月と其子孫の大略とを述べ、石に勒し、蓋を加へて壙前三尺の地に埋めて他日地形變遷の時に備ふるものなり、

主意　韋公の才能を表するに在り、

段落　凡そ八大段より成る、篇首より「贈虢州刺史」に至るまでを第一大段となす、世系を叙す、「公既孤」より「通五經登科」に至る迄を第二大段となす、其學問を叙す、「歷校書郎」より「厲河東」に至るまでを第三大段となす、官歷を分叙す、「公既至」より「其細可略也」に至るまでを第四大段となす、特に洪州に於ける事業を叙す、「卒有違令當死者」より「薨於元和五年八月六日」に至るまでを第五大段となす、寃罪の始末を叙す、「公好施與」より「卑一不易」に至るまでを第六大段となす、公の平日に於ける行動を叙す、「娶清河崔氏」より「後葬萬年縣少陵原」に至るまでを第七大段となす、妻子及び葬處を叙す、「將葬」より篇尾に至るまでを第八大段となす、銘を作る所以を叙す、

公勇爲之、人所競馳、公絕不窺、孰克知之、德將在斯、刻詩墓碑、以永厥垂、

讀方　權は商周に在り、世、存せざるなし、楚に滅び秦に徙り、嬴劉の間、甘泉始めて侯、以て安邱に及ぶ、浮屠を詆訶し、皇極之れ扶く、貞孝の生るゝ、鳳鳥至らず、爵位豈に多からんや、半塗以て税む、壽考豈に多からんや、四十にして逝く、惟だ其れ有せず、以て厥後を惠む、是れ相君を生じ、朝の德首たり、行は世之を祖とし、文は世之を師とす、流連六官、出入屏毗、黨なく讎なく、擧世疵しむなし、人の爲すを憚る所、公之を勇爲し、人競馳する所、公絕えて窺はず、孰か克く之を知る、德將た斯に在り、詩を墓碑に刻し、以て厥垂を永うす、

講說　權氏は、殷周の時代に於て何れの世にも其國を保たざりし事あらず、一旦楚に滅びて秦に徙り、秦漢の間を經て存せざる事あらず、甘泉に於て始めて侯となり、安邱に及んで公となれり、佛法を排斥して皇道をば扶植せり、貞孝の生れし時は鳳鳥も至らぬ亂世にして、爵位の貴き筈なく、半塗にして仕官を止め、壽も多しとは謂ふべからず、僅か四十にして卒したれば、惟だ壽祿とも其身に有せざりし替りに、此を子孫に惠み遺せり、此人相君を生み、相君は朝廷に於て德行家の首に居り、行は世世之を祖とし、文は世世之を師とす、六官を歷任して、出入とも君國の輔佐となり、敵もなく黨もなく、世を擧げて之を譏る者なく、人の爲すことを憚る所は公進んで之をなし、人の競爭する所は公絕えて之を窺ふことなし、孰か克く公の此の如き事實を知るや、其德人たる所以は應に此に在るなるべし、乃ち詩を墓碑に刻して、其流傳を不朽ならしめんとす、

注解　「嬴」秦の姓、「安邱」權翼の公に封ぜられし地、「詆訶浮屠」秦の苻堅、釋道安に命じて、己れと輦を同じうせんとせしに、翼の曰く、道安は毀形の賤士、宜しく神輿に參すべからずと、「鳳鳥不至」聖人上に在れば鳳鳥出づ、「税」息むなり、「六官」吏戶禮兵刑工の六部、「毗」輔なり、「人所憚爲」裴延齡を劾せしを言ふ、「公絕不窺」名譽を賣らず、

段落　第三大段の第四小段なり、平生讀書に專なるを叙す、

講説　學問を始めし時より病氣の重る日まで、一日たりとも書物を手離して覩ざりしことあらず、公既に文章の伎倆ある事を以て朝廷の上に獨り名譽を得、從つて卿大夫の墓銘を作りたるもの多し、然るに一方に於て其家を治むるに帳簿などを吟味せず、金錢の有無を問はず、又費用は餘分を蓄ふることなかりき、

注解　「病」重病、「偫」音ぢ、儲なり、

文法　上の好學に應ず、

公娶清河崔氏女、其父造嘗相德宗、號爲名臣、

段落　第四大段の第一小段なり、夫人を叙す、

講説　公は清河の崔氏の女を娶りしが、夫人の父造と云ふ人は嘗て德宗の宰相となり、名臣の名ありき、

既葬、其子監察御史璩、纍然服喪、來有請、乃作銘文曰、

段落　第四大段の第二小段なり、其子の銘を請ふを叙す、

講説　既に葬りし後、其子の監察御史璩は、疲勞の姿にて喪服を着けて來り請求せしかば、銘文を作ること左の如し、

權在商周、世無不存、滅楚從秦、嬴劉之間、甘泉始侯、以及安邱、詆訶浮屠、皇極之扶、貞孝之生、鳳鳥不至、爵位豈多、半塗以稅、壽考豈多、四十而逝、惟其不有、以惠厥後、是生相君、爲朝德首、行世祖之、文世師之、流連六官、出入屛毗、無黨無讎、擧世莫疵、人所憚爲

既貰不競、宜因賜寬詔、上曰、然、公爲吾行諭之、頔以不憂死、

段落　第三大段の第二小段なり、人を救ふを叙す、

講說　于頔が其子の殺人罪を犯せし事の連累を以て位を失ひ、自ら幽囚するや、親戚も其の家に立寄つて安否を問ふ者もなく、朝廷に於て救護の言を出す者もなかりしに、公は適ま東都の留守として赴任するの際なりしが、天子に言上するやう、頔の罪は已に御勘辨ありたるに、尙ほ法律の手續完結せざるは憐むべきなれば、之に就いて之を慰むる寬大の詔を下されて然るべしと、主上は、尤もなり、公朕の爲に往いて諭せよとの仰せあり、于頔は之れが爲め憂ひて死せざるを得たり、

注解　「于頔」時に司空同平章事たり、其の子敏をして梁正言に賂を送り、出でて節度使となる運動を賴みけるに、正言僞つて之を諾し、賂を着服して敏の目的達せざりしかば、敏は其の返還を求めし處、彼返さざりしにより、彼の奴を誘ひて之を膾切にせり、

文法　上の中於和節に應ず、

前後考第進士、及庭所策試士、踵相躡爲宰相達官、與公相先後、其餘布處臺閣外府、凡百餘人、

段落　第三大段の第三小段なり、人を擧ぐるを叙す、

講說　前後試驗に及第せしめたる進士、並に禮部の庭に於て策問を以て試みたる人は、殆ど踵を接して宰相其他の高官となつて公と前後し、其外臺閣若しくは地方に散在する者凡そ百餘人、

文法　上の貢試を典つて人を得たる一段に應ず、

自始學、至疾未病、未嘗一日去書不觀、公既以能爲文辭、擅聲於朝、多銘卿大夫功德、然其爲家不視簿書、未嘗問有亡、費不俟餘、

することを勸め、政治は溫和簡易なりしかば、之が爲に人民は安堵して便利を喜べり、

以疾求還、十三年某月甲子、道薨於洋之白草、奏至、天子痌傷、爲之不御朝、郎官致贈錫、官居野處、上下弔哭、皆曰善人死矣、其年某月日、葬河南北山、在貞孝東五里、』

段落 第二大段の第十小段なり、死葬を敍す、

講說 已にして病の爲に鄕に還るを求めて許されしが、十三年の某月日を以て其途中洋州の白草縣に薨じ、其奏聞京師に達せし時、天子は深く悼み給ひ、之れが爲め朝廷の出御を停められ、郎官を以て香奠を賜はり、而して官に處る者と野に在る者との區別なく、上下の人々共に其の死を弔して之を哭し、皆惜しきことに善人死したりと言ひ合へり、其年の某月日に河南の北山に葬る、其場處は貞孝里の東方五里に在り、

文法 好學孝敬祥順は第一の贊語なり、鉅人長德は第二の贊語なり、道德人は第三の贊語なり、此に至り、善人の二字を以て之を收む、

公自陪屬升列、年除歲遷、以至公宰、人皆喜聞、若已與有、無忌嫉者、

段落 第三大段の第一小段なり、人に愛せらるゝことを敍す、

講說 公は屬官より長官の列に入り、年々歷任して遂に宰相となりたる事なれば、他人の妬みを免れざるべきを、人皆其進級を聞いて之を喜び、宛も自己的關係の如く、忌み惡む者なかりき、

文法 上の天下稱其能に應ず、

于頔坐子殺人、失位自囚、親戚莫敢過門省顧、朝莫敢言者、公將留守東都、爲上言曰、頔之罪

不矜主己』、

段落　第二大段の第六小段なり、行、

講說　時に天子思ひ給ふやう、宰相は道德の人を參加せしむる方然るべしと、因つて公を禮部尙書、同中書門下平章事に拜せり、公は謝辭したれども許されず、已に其職に就きしより、施設と云ひ行動と云ひ、皆寬大を主として敎化を期せしが、果して扶植作興せし所多かりき、又天子の過失を匡し遺缺を調護して正道を失はず、中庸の程度に當らしめたり、而して己れは名聞を出すことをなさず、人の善を其儘用ひ人の賢を贊成して、自身誇り顏に事功の發起人とならざりき、

注解　「娛」當に譔に作るべし、「聲章」聲は名譽、章は美觀、

以吏部尙書、留守東都、東方諸帥、有利病、不能自請者、公常與疏陳、不以露布、

段落　第二大段の第七小段なり、行、

講說　吏部尙書を以て東都の留守となりしが、東方の諸帥等が自身朝廷に申し出づる能はざる利害問題あるときは、公毎に彼等の爲に代つて陳情せしかども、露布を用ゐざりき、

注解　「留守東郡」相を罷められて扶風郡公に進む、「露布」帛に書して漆竿の上に建て、廣く人に知らしむるもの、

復拜太常、轉刑部尙書、考定新舊令式、爲三十編、舉可長用、

段落　第二大段の第八小段なり、學、

講說　復び太常に拜し、刑部尙書に轉じ、新舊の法令式典を考定して三十編と爲せしが、皆永久に用ふべきものなり、

其在山南河南、勤於選付、治以和簡、人以寧便、』

段落　第二大段の第九小段なり、行、

講說　公の山南河南に在るや、人を選んで之に委任

の種類により集めて五十卷となせり、天下の人之を觀て、其伎倆を稱せざる者なかりき、

注解 「知制誥」詔勅冊命を掌る官を知制誥と曰ふ、

十八年、以中書舍人典貢士、拜尙書禮部侍郎、薦士於公者、其言可信、不以其人布衣不用、卽不可信、雖大官勢人交言、一不以綴意、奏廣歲所取進士明經、在得人、不以員拘、

段落 第二大段の第四小段なり、學、

講說 十八年に中書舍人を以て貢士の事を掌り、尙書禮部侍郎に拜せり、公に士を推擧する者あるとき、若し其言ふ所信ずべくば、布衣の賤しき人なりとて採用せざるが如きことあらず、又信ずべからずば、大官若しくは有力者が交も言ふことも少しも心に留めず、奏すらく、每年取る所の進士明經を擴張し、人を得ることを主として員數に拘らざるやうになさんと、

轉戶兵吏三曹侍郎、太子賓客、復爲兵部、遷太常卿、天下愈推爲鉅人長德、

段落 第二大段の第五小段なり、行、

講說 戶兵吏三曹の侍郎太子賓客に轉じ、復び兵部となり、太常卿に遷りしが、其歷任せし官職、皆鮮人の德を以て勤めしかば、天下益す推重して偉人大德と謂へり、

時天子以爲宰相宜參用道德人、因拜禮部尙書、同中書門下平章事、公旣謝辭、不許、其所設張擧措、必本於寬大、以幾教化、多所助與、維匡調娛、不失其正、中於和節、不爲聲章、因善與賢、

有其人、及長好學、孝敬祥順、

段落　第二大段の第一小段なり、人物の本領を掲ぐ、

講說　公生れて三歲の時文字の四聲を變化することを知り、四歲にて詩を作ること出來、七歲の時父の貞孝公卒せし處、公の哀慕の情至つて切なりしかば、來弔の人々公の顏色を見、音聲を聞き、皆言ひ合へるは、權氏は世々人物を出すと、生長するに及び學問を好み、孝敬にして善良溫和なりき、

注解　「四聲」文字の性質に從つて其音に上下淸濁の差あり、分つて四となす、之を四聲と曰ふ、平上去入是れなり、

文法　四聲を知り詩を作るは學を好むの本、喪に哀を盡すは孝敬の本、此文學と行爲とを以て錯綜して組織す、及長の二句、一篇の綱領、

貞元八年、以前江西府監察御史、徵拜博士、朝士以得人相慶、改左補闕、章奏不絕、譏排姦佞、與陽城爲助、

段落　第二大段の第二小段なり、行、

講說　貞元八年に前の江西府の監察御史を以て徵されて博士となりしに、朝廷の人々、善き人を得たりとして之れを祝せり、左補闕に改められたるが、建白絕ゆることなかりき、奸佞の寵臣を攻擊し、陽城の爲めに助勢せり、

注解　「拜博士」太常博士、「章奏不絕」江淮の大水に因つて租を免ずべしと言ふの類、「譏排姦佞」上書して裴延齡の判度支なるに反對せしこと、「與陽城爲助」與は爲にと訓ず、陽城は諫議大夫、第一卷の注參看、城の裴が宰相となることを諫止せし際、公之れに力を添へたるなり、

轉起居舍人、遂知制誥、凡撰命詞、九年、以類集爲五十卷、天下稱其能、

段落　第二大段第三小段なり、文、

講說　起居舍人の職に轉じ、其れより知制誥となりしが、凡そ勅命等の文を草せしこと九箇年なるが、其

涼公文誕、爲唐上庸太守荊州大都督長史、焯有聲烈、平涼曾孫諱倕、贈尚書禮部郎中、以藝學與蘇源明相善、卒官羽林軍錄事參軍、於公爲王父、郎中生贈太子太保諱皐、以忠孝致大名、去官、累以官徵不起、追謚貞孝、是實生公、

段落　第一大段の第二小段なり、祖先を叙す、

講説　苻秦が中國に王たりし時、其臣に安邱公翼と云ふ者ありしが、大臣として恥しからざる言論あり、後六代を經て平涼公文誕に至り、唐の上庸の太守、荊州の大都督長史たり、焯として名聲あり功績ありき、平涼の曾孫諱は倕は、尚書禮部郎中を贈らる、文藝學術を以て蘇源明と親しく、羽林軍の錄事參軍を勤めし中に卒せしが、此の人は公に對して祖父に當る、郎中は贈太子太保諱は皐を生み、忠孝を以て大なる名譽を輝して辭職し、屢ば官を以つて徵されしかども起たず、卒して後より貞孝と謚せしが、此人こそ公を生みたる父なれ、

注解　「苻秦」秦の苻堅、

公在相位三年、其後以吏部尚書授節鎭山南、年六十以薨、贈尚書左僕射、謚文公、

段落　第一大段の第三小段なり、年壽謚號を叙す、

講説　公は宰相の位にあること三年なりしが、其後吏部尚書の官を以て節を授けられ山南を鎭せり、年六十にして薨じ、尚書左僕射を贈られ、文公と謚せり、

注解　「鎭山南」鎭府は襄陽に在り、

公生三歲、知變四聲、四歲能爲詩、七歲而貞孝公卒、來弔哭者、見其顏色聲容、皆相謂權氏世

なり、事を叙する、簡貴、銘も亦雅に入る、○古人事を叙する、其重且つ大なる者を擧ぐ、河南北六州を帥ゐて命に歸す、此れ忠孝の大、餘倶に刪棄すべきなり、古文を作る者、宜しく棄取の法を知るべし、

唐故相權公墓碑

動機　韓退之の博士たりし時、權公方に宰相となりしが、李吉甫、李絳と同じく進學を見て之を奇とし、遂に退之をして比部郎中に遷り、知制誥たらしめたり、即ち權公は退之に取り文章の知己にして、退之も亦終身忘れず、此の碑文に因つて聊か之れに報いんとせしなり、

主意　公が和順の人たる處を寫すに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「謚文公」に至るまでを第一大段となす、世系を叙す、「公生三歳」より「在貞孝東五里」に至る迄を第二大段となす、官歷を叙す、「公由陪屬升列」より「費不待餘」に至るまでを第三大段となす、其特に稱すべき點を補叙す、「公娶淸河崔氏女」より篇尾に至るまでを第四大段となす、文を作る所以を叙す、

上之元和六年、其相曰權公、諱德輿、字載之、其本出自殷帝武丁、武丁之子降封於權、權江漢間國也、周衰入楚、爲權氏、楚滅徙秦、而居天水略陽、

段落　第一大段の第一小段なり、里居を叙す、

講説　今上の元和六年に於ける宰相を權公と曰へり、諱は德輿、字は載之、其系統の本は殷の天子武丁より出でたり、武丁の子は王室より降つて權に封ぜられしが、權は揚子江と漢水との間に在る國なり、周衰へし時楚に入りて權氏となり、楚亡びたる後秦に從つて、天水略陽に住居せり、

苻秦之王中國、其臣有安邱公翼者、有大臣之言、後六世至平

ト筮の上に見え、其所に建築せしかば、祖考の靈も喜びて降臨せり、勇敢なる田侯、文武ともに之を兼ねたれば、其の外官としての功業を全うしたる曉には、中央の宰相となつて政治を輔くべし、扨も田侯、遲速に拘らず、朝參と廟視と、宜しく適當の時を以てすべし、汝の祖は、常に汝が參朝の折に其の廟に至り祭をなさんことを思ひ給ふなり、

注解　「太寧」太平と云ふが如し、「燕盜」安祿山、史思明の徒、「大聖」寧宗、「業々」危き貌、「嬰兒」田懷慶を指す、「莫保腰頸」田氏の臣蔣士則と云ふもの、愛憎を以て諸將を移易し、人皆憤怨せしことを指す、「始復故初」五十餘年の間、殆と獨立の有樣をなせり、「迨」及ぶ、「夏卿」兵部尚書を謂ふ、「暨々」果毅の貌、

總　說

其職は太史なり、其作は勅撰なり、故に措辭嚴重なること此の此し、而して銘を主とするが故に、叙は略に從ひ、且つ田弘正の功を叙する、「籍其軍之衆與六州之人還之朝廷」の二句に止まる、之を簡と曰ひ、之を潔と曰ふ、銘は古峭の中に奇麗の處あり、極めて合作なり、

纂　評

○林西仲評　魏博は、代宗の實應より以來、田承嗣自ら將吏を署し、貢賦を供せず、其姪田悅留後となり、四出侵暴し、子緒、孫季安の立つ、皆朝命に由らず、此れ河北相沿るの故事、但に一の魏博然りとなすのみならざるなり、弘正能く五十餘年王化に沾はざるの六州を以て、一旦籍を按じて朝に歸せしは、何の忠か之に如かん、其父廷玠、承嗣の磁相を盜むに當り、既に節に抗して汚れず、田悅の恒鄆に從ふに及び、又切責して憂死す、謂ふべし、心王室に忠なりと、弘正此擧、實に父の志を繼いで之を行ふ、何の孝か之に若かん、贈三代に及び、廟を京師に立て、德を崇み功を報ゆるの典、殊に過ぎたりと爲さず、忠孝の二字を提出して眼となせしは、乃ち其の實錄、竝に溢美の詞に非らず、起手詔書を叙して、史克が頌を作りしを引いて證となす、莊重確切、銘詞昌明古雅、其忠孝の功、家國に賴あるを總寫す、大手筆を以つて此等の大題目に遇ふ、自然に一篇應詔の大文字を成し得たり、

○沈德潛評　勅を奉じ文を撰む、自ら典重肅穆なるべし、入手一段、公故と吉甫、史克を以て自ら任ずる

度程を校考し、彊を提げ戶を籍し、來つて邦經に復す、帝良臣を欽して曰く、維れ予に錫ふと、嗟我が六州、始めて故初に復す、慶を宗に告げ、以て命書を降す、旌節韜あり、豹尾神旗、櫜兜、戟纛、以て、魏師に長たらしむ、田侯稽首、臣愚不肖茲の成るあるに追ぶ祖考の教、帝曰く兪るかな、維れ汝忠孝、予乃父を思ふ、追ひて夏卿に秩す、德に媲び賢を振む、梁國是れ榮、田侯廟を作り、方を相阯を視る、蓍龜に見はれ、祖考咸喜ぶ、暨々たる田侯、文武を兩有す、其外庸を訖へば承輔となすべし、咨汝田侯、亟なる勿れ遲き勿れ、觀饗時を式てせよ、爾が祖爾を思ふ、

講說　唐は古の帝王を繼いで天下を一統し、海外諸國に至るまでも亦制御を受く、其の全盛時代は此くの如くなりしに、太平に狎れしため燕賊の亂を生じて騷動に及ぶ、而して群黨其餘類を收めて命を拒みしかば、河北の平和忽ち破れたり、已にして年號は元和となり、大聖の君主茲に經營なし給ひ、風の物を靡すが如く、日光の氣持好きが如く、皆朝廷の指麾命令に從へり、然るに槧々として危險なる魏州に於ては小兒の戲兵同樣にして、其吏と云ひ兵と云ひ毒虐に

苦み、殆と其の生命の安全を保ち難し、人々皆云ふやう、田侯こそは倚賴すべき德ありと叫び合ひて奔り集まり、其門に乘り上つて起たんことを請へり、田侯、節度使の事を假に取扱ひて我が天子の明威を奉じ、弓矢を束縛し法律を考察し、其の土地を引上げ其戶籍を纏め、來つて國家の常法に復せしかば、帝此良臣を忝く思ひ給ひ、維れ天より我に幸を賜へるなり、嗟我が六州の地始めて最初の情態に反れり、其慶を宗廟に告げ、且つ節度使の辭令を田弘正に下すべしと、旌や節や各包に收め、豹尾にて飾りたる神旗、弓の袋、兜、戟、羽の幟等、盛なる儀仗を以て魏の軍隊の長とならしむ、田侯稽首の禮を行ひ拜謝すらく、臣愚不肖にて、此度の事の如き、微力の致す所にあらず、茲の成功に至りては全く祖父や父の教訓に因りしのみと、天子宣はく、然樣なる次第なるか、維れ汝は國を靖んずるの忠と親を顯すの孝とあり、朕は乃の父の精神を嘉して、高位の卿たる爵秩を追贈すべく、又汝の母は夫の德に竝び、而して汝の如き賢者を生みたる人ゆゑ、梁國夫人の榮譽を與ふべしと、田侯、廟を作り方角を擇び、場所を察せしに、其の吉なること

太寧、燕盜以驚、群黨相維、河北失平、號登元和、大聖載營、風揮日舒、咸順指令、窠々魏土、嬰兒戲兵、吏戎愁毒、莫保腰頸、人曰田侯、其德可倚、叫噪奔趨、乘門請起、田侯攝事、奉我天明、束縛弓戈、考校度程、提壃籍戶、來復邦經、帝欽良臣曰、維錫予、嗟我六州、始復故初、告慶於宗、以降命書、旄節有韜、豹尾神旗、櫜兜戟纛、以長魏師、田侯稽首、臣愚不肖、迨茲有成、祖考之教、帝曰俞哉、維汝忠孝、予思乃父、追秩夏卿、媲德娠賢、梁國是榮、田侯作廟、相方視阯、見於蓍龜、祖考咸喜、暨々田侯、兩有文武、訖其外庸、可作承輔、沓汝田侯、勿亟勿遲、覲饗式時、爾祖爾思、

讀方 唐古帝に繼ぎ、海外制を受く、太寧に狎れ、燕盜以て驚き、群黨相維ぎ、河北平を失ふ、號元和に登り、大聖載ち營す、風揮日舒、咸指令に順ふ、窠々たる魏土、嬰兒戲兵、吏戎愁毒、腰頸を保つなし、人曰く田侯、其德倚るべしと、叫譟奔趨、門に乘じ起たんことを請ふ、田侯事を攝し、我が天明を奉す、弓戈を束縛し

悉除河北故事、比諸州、故得用
爲帥、

段落　第二大段なり、
講說　謹んで調査するに、魏博の節度使、銀青光祿大夫、檢校工部尚書、兼魏州大都督府の長史、御史大夫沂國公田弘正は北平盧龍の人にして、從前魏博の雜將なりしが、人となり忠孝にして、法を畏れ身を愼めり、節度使田季安卒するや、其の子幼弱なりしが、先例に因り父に代りたれども、吏民之に附せずして、田弘正を其家より迎へ來り、軍事を領せしめたり、弘正は、全權の己れに歸すると共に、其軍の兵士と六州の戶口とを登錄して、之れを朝廷に奉還し、悉く河北の先例なる獨立的制度を除いて、他の州と一樣にせり、故に朝廷より節度使に任ぜらるゝことを得たり、
注解　「魏博諸將」牙內兵馬使たりし事、「田季安」田承嗣の子を緒となし、緒の子を季安となし、季安の子を懷慶とす、「六州」魏博貝衞檀相、「比諸州」南方諸州と同じく朝廷の法令を守り、官吏を請ひ、貢賦を供するを謂ふ、「得用爲帥」魏博の節度使に任じたること、

已而復贈其父故滄州刺史兵部尚書、母夫人鄭氏梁國太夫人、得立廟祭三代、曾祖都水使者府君祭初室、祖安東司馬贈襄州刺史府君祭二室、兵部府君祭東室、其銘曰、

段落　第三大段なり、
講說　程過ぎて其父なる故の滄州の刺史に兵部尚書の贈官あり、母夫人の鄭氏に梁國太夫人の贈爵あり、廟を立てゝ三代を祭ることを許さる、是に於て曾祖なる都水使者をば廟の第一室に祭り、祖父なる安東司馬贈襄州の刺史府君を第二室に祭り、父なる兵部府君を東室に祭る、銘は左の如し、
注解　「曾祖」名は璟、「祖」名は延惲、「父」名は廷玠、「府君」神靈の尊號、官府の君に比するなり、

唐繼古帝、海外受制、狎於

上閤門、拜疏辭謝、不報、退、伏念昔者魯僖公能遵其祖伯禽之烈、周天子賓命其史臣克、作爲駉駜泮閟之詩、使聲於其廟、以假魯靈、今天子嘉田侯服父訓不違、用康靖我國家、蓋寵銘之、所以休寧田氏之祖考、而臣適執筆隷太史、奉明命、其可以辭、

段落 第一大段の第二小段なり、辭すべからざる所以を叙す、

講說 臣韓愈、此命を承けて恐縮に及び、翌日東上閤門に至り、再拜陳辯して辭退しけれども受理せられず、其の儘退出せり、伏して念ふに昔し魯の僖公、能く其祖父たる伯禽の功を受け繼ぎしかば、天子其史臣に命じ、駉駜泮閟の詩を作らしめ、其廟中に歌つて魯の先祖の神靈を降臨せしむ、今天子は、田君が父の遺訓を守つて違ふことなく、因つて我が國家を安寧にせんことを嘉し給ひ、之に銘を賜ふは、田氏の祖先の靈を賞し安んずる爲めにして、而して適ま筆を執つて太史に屬する身分なるに、又詔命を受けたることなれば、何とて辭することを得んや、

注解 「遵」從ふなり、「伯禽」周公の子「烈」功の盛なるなり、「駉駜泮閟」魯頌中の四篇の名、「聲」ならすと訓ず、「假」いたす、「休寧」は休は美、寧は安、

謹案、魏博節度使銀靑光祿大夫、檢校工部尙書、兼魏州大都督府長史、御史大夫沂國公田弘正、北平盧龍人、故爲魏博諸將、忠孝畏愼、田季安卒、其子幼弱、用故事代父、人吏不附、迎弘正於其家、使領軍事、弘正籍其軍之衆與六州之人、還之朝廷、

元和八年十一月壬子、上命丞相元衡、丞相吉甫、丞相絳、召太史尚書比部郎中韓愈、至政事堂、傳詔曰、田弘正始有廟京師、朕惟弘正先祖父、厥心靡不嚮帝室、訖不得施、乃以敎付厥子、維弘正銜訓嗣事、朝夕不怠、以能迎天之休、顯有丕功、維父子繼忠孝、予維寵嘉之、是以命汝愈銘、欽哉。

段落　第一大段の第一小段なり、詔旨を叙す、

講説　元和八年十一月壬子の日、主上は丞相元衡及び吉甫並に絳に御沙汰あり、太史尚書比部郎中韓愈を政事堂に召し、詔を傳へけるが、其の詔に曰く、田弘正は今度始めて京師に祖宗の廟を有することゝなれるが、朕思ふに、弘正の亡祖父と云ひ亡父と云ひ、其の心は帝室に歸向せざりしに非ざれども、終に之を事實に行ふことを得ざりき、因つて敎訓を以て其子弘正に授け、弘正は誠に其遺訓を奉じ其の遺跡を繼ぎ、朝夕怠たることなく、以て天の福命を迎へて赫々として大功あり、實に父子忠孝を繼ぐ者にして、朕は之を奇特に思ふが故に、汝韓愈に命じて彼が廟の銘を作らしむ、因つて十分念を入るべし、

注解　「元衡」武氏、「吉甫」「絳」倶に李氏、「田弘正」魏博の節度使、原の名は興、元和八年に名を弘正と賜ふ、「先祖父」祖は田承嗣が從父たり、父は廷玠、魏博の副使たり、「訖不得施」訖は終なり、廷玠は、節度使の田悅叛するや、力諫せしかども聽かれず、因つて憤死せり、「銜」物を含むを銜と曰ふ、猶ほ奉ずと云ふが如し、「丕」大なり、

文法　忠孝の二字、一篇の眼目なり、初め元衡等の三人、一に丞相と云ふは、最高の官なるが故に鄭重にして總叙せざりしなり、

維時臣愈承命悸恐、明日詣東

じく廟を京師に立つと雖も迥に相侔しからず、蓋し乃父に追贈して尙書となせしとは、乃父生前の官爵其勞を償はざるを以つてのみ、卽ち其れ廟を以て享せよと云へども、未だ嘗て當に京師に在るべしと明言せず、又未だ嘗て三代竝び祀るべしと明言せざるなり、唐に二品は四廟を祀るを得るの制ありと雖も、從より四廟中の祖追贈なく、且つ妣配たるを得ざる者あらず、三室同字、河陽先づ一番の遷就回護あり矣、但だ二祖の名爵を提出せざれば、則ち廟に入る因なし、苦だ突叙に便ならざるに在り、看よ、他の烏氏の世派を把つて遠々叙し來り、二祖を帶出して內に在り、末段只だ乃父の功績を單叙するを、則ち此の舉專ら乃父一人の爲めにして、二祖の廟に入るは河陽の私意に出づる、已に概見すべし、銘辭內但だ數備り禮登しと言へども、絕えて半字も天子其廟を京師に立つるを許すに道び及ぶなし、只だ他に一個の孝を致すを還して便ち了る、此等の文字、當に看るべし、其步々遷就、步々回護、輕筆を純用し、唯だ一字の紙に着かんを恐るゝなり、千餘年來、讀む者皆魏博の廟碑と一例に看却し、用意の處を把つて盡く埋沒を行ふ、豈に惜むべからざらんや、

○沈德潛評　高文典冊、老幹枝なし、入手重胤の義勇を寫し、毛髮動かんと欲す、

魏博節度觀察使沂國公先廟碑銘

解題　沂國公は田弘正の爵なり、此の碑面には朝議郎守尙書比部郎中史館修撰護軍韓愈奉勅撰、朝議大夫安定胡證書竝篆額、

主意　田弘正の歸順せし忠義は父訓に本づけるを言ふ、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「其可以辭」に至るまでを第一大段となす、銘を作る來歷を叙す、「謹案」より「故得用爲師」に至るまでを第二大段となす、田弘正の功を叙す、「已而復贈其父故滄州刺史兵部尙書」より篇尾に至るまでを第三大段となす、廟の緣起と內容とを叙す、

士有二怠息一、來觀來齋、以饋二黍稷一、

讀方　烏氏唐に在り、初に家あり、左武左領、二祖紹いで居る、中郎少くして卑し、尙書に屬す、其勞を償はず、乃ち大夫を相く、我に戎節を授け壃墟を制有す、數備はり禮登くして以て宗廟を有す、廟を天都に作り以て其孝を致し、祖を右にし孫を左にし、茲に其報を饗く、云に誰か子なからん、其孫なきあらん、克く對して羞づるなし、乃ち惟れ人あり、念ふ昔し平盧艱を爲し瘁を爲し、大夫之を承け、危きも義を棄てず、四方其れ平、士怠息するあり、來り覲し來り齋し以て黍稷を饋らん、

講說　烏氏は唐代に於て其初より已に家を起し、左武と左領と、高祖、曾祖相繼いで右の職に居り、祖父の中郎は少き時地位卑く、一に父の尙書に寄り係れり、然るに尙書の禍分も其の勞を償ふに足らざりしかば、乃ち陰に大夫の烏公を助けて成功を得せしめ、烏公に節鉞を授けて疆界を制有せしむ、斯く大夫は富貴なりしかば、物を備へ禮を盛にして祖先の祭を爲すを得、廟を天子の都に作つて其孝を致し、右には祖左には孫を控へ、茲に其報を受けぬ、夫れ何人か子なからん、又孫なき者あらんや、然れども子たる孫たる名に對して羞ぢざる者にして、始めて子孫と謂ふを得べし、念ふ昔し平盧は艱苦盡瘁せしが、大夫烏公も之を承けて多少の苦辛を經歷し、而かも危きに當つて義を棄てず、子ある事此くの如くにして、始めて子ありと謂ふべきのみ、今や四方已に平にして士民も安息の時なれば、大夫には京師に來つて天子に謁見し、齋戒黍稷を廟に供へ、祭祀を行ふべきなり、

注解　「有家於初」家を武德の時に起せしを言ふ、「左武左領」烏察、左武衞大將軍となり、其の子令望、左領軍衞大將軍となる、「中郞」烏蒙、中郞將たり、「相」助くる、「數備禮登」數は物登は尊、「天都」京師、「危不棄義」甲士を軍門に叱せしこと、

總說

諫辭なく冗語なく、正實平直にして、碑文の正體此に在り、其苦心の處は、林評之を得たり、

纂評

〇林西仲評　烏河陽如何んぞ田魏博に比し得ん、同

爲某官、

段落　第四大段なり、

講說　開元中に尙書は平盧先鋒の軍屬を支配し、奚、契丹を破り、從つて捺祿山に戰つて契丹の將可突干を走らせたり、又渤海騷動に及びし時、海上より馬都山に至るまで官吏人民亂を避け居を移して、爲に其業を失ひしが、尙書は所部の兵を率ゐて其道を塞ぎ、原に塹を作り、石を累して壁となし、其長さ四百里に連り、塹の深さ、壁の高さ、共に三丈あり、渤海の寇進むことを得ず、民の離散せし者皆其舊宅に歸れり、人民業に復し、其生產に因つて軍隊に供給するに足るを以て、糧食運搬費三千萬文を罷むるに至る、黑水の室韋と云ふ部落五千騎を以て來り屬せしかば、尙書の邊疆に於ける威風益す盛なるを致せしが、其後耿仁智と相談の上、史思明を說いて降らしめたる處、思明再び叛するに及び、兄承恩と之を殺さんとせしに、發覺して一族盡く殺され、尙書のみ逃れて免れたり、李光弼此事を上奏せしにより、詔して冠軍將軍守右威衞將軍檢校殿中監に拜し、昌化郡王に封じ、石嶺軍使となる、米を蓄へ兵を厲まし、入つては耕し出でゝは戰ひけるが、病氣の爲め職を去り、貞元十一年二月丁巳の日を以て華陰の告平里に薨じ、年は若干、其地に就いて之を葬る、二子あり、大夫烏公は其長男にて、季を重元と曰ひ、某の官たり、

注解　「渤海」遼西國、「緜」連亘なり、

烏氏在唐、有家於初、左武左領、二祖紹居、中郎少卑、屬於尙書、不償其勞、乃相大夫、授我戎節、制有壇壝、數備禮登、以有宗廟、作廟天都、以致其孝、右祖左孫、爰饗其報、云誰無子、其有無孫、克對無羞、乃惟有人、念昔平盧、爲艱爲瘁、大夫承之、危不棄義、四方其平、

主となれり、唐の初め烏察と云ふ人左武衞大將軍となりしが、此人は張掖の烏氏なり、其子を令望と曰ひ左領軍衞大將軍となる、孫を蒙と曰ひ、中郎將たり、此蒙は贈尚書諱は承玼字は某を生めり、烏氏は莒齊秦の大夫にてありし以來、皆才能力量を以て名を輝せしが、武德となつてより以來、始めて武功を以て名將の家柄となれり、

注解　「世本」書名なり、十五卷あり、黃帝以來、帝王、諸侯及び卿大夫の系氏を錄するもの、「姓苑」十卷あり、何承天の著、「在莒者」左傳昭公二十二年に見ゆ、國人を率ゐて莒子を逐ひたる人、「在齊」餘は左傳襄公二十四年、枝鳴は昭公二十一年に見ゆ、「在秦」烏獲と云ふ力士、「鄱陽」今の江西省、「張掖」今の陝西省、「君長」烏桓を謂ふ、

開元中、尚書管平盧先鋒軍屬、破奚契丹、從戰捺祿、走河突干、渤海擾海上至馬都山、吏民逃徙失業、尚書領所部兵塞其道、塹原累土、緜四百里、深高皆三丈、寇不得進、民還其居、歲罷運錢三千萬餘、黑水室韋、以騎五千來屬麾下、邊威益張、其後與耿仁智謀、說史思明降、思明復叛、尚書與兄承恩謀殺之、事發族夷、尚書獨走免、李光弼以聞、詔拜冠軍將軍守右威衞將軍、檢校殿中監、封昌化郡王、石嶺軍使、積粟厲兵、出入耕戰、以疾去職、貞元十一年二月丁巳薨於華陰告平里、年若干、卽葬於其地、二子大夫爲長、季曰重元

氏沛國太夫人、八年八月廟成、三室同宇祀、自左領府君而下、作主於第、乙巳升於廟、

段落　第二大段なり、

講說　詔あつて烏公の父に工部尙書を贈られ、其上に廟を建てゝ祀れとの命ありしかば、其年尙書の廟を京師の崇化里に造營せし處、烏公の幕僚等竊に議するやう、先公既に常伯の位に升られしに、先夫人に贈爵なきときは名號稍や卑きが故に、先公との釣合宜しからずと、此言上聞に達せしより、詔して先夫人の劉氏に沛國太夫人を贈られたり、八年八月廟成り、祖父と父夫婦との三室は同一の廟宇に祀り、別々に祭らざることゝし、左領府より以下は神主を私邸に作り、乙巳の日に之を廟に升せけり、

注解　「常伯」工部尙書を云ふ、「左領府君」曾祖なり、

烏氏著於春秋、譜於世本、列於姓苑、在莒者存、在齊有餘枝鳴、皆爲大夫、秦有獲、爲大官、其後世之江南家鄱陽、處北者家張掖、或入夷狄爲君長、唐初察爲左武衞大將軍、實張掖人、其子曰令望、爲左領軍衞大將軍、孫曰蒙、爲中郞將、是生贈尙書諱承玼字某、烏氏自莒齊秦大夫以來、皆以材力顯、及武德以來、始以武功爲名將家、

段落　第三大段なり、

講說　烏氏は春秋に著はれ、世本に譜あり、姓苑に列し、莒に在る者は存と云へる人、齊に在つては烏餘、烏枝鳴あり、皆大夫なりき、秦には烏獲あり、大官なりき、其後裔の江南に往きし者は鄱陽に住ひ、北に處る者は張掖に住へり、又或る者は夷狄に入つて其君

早速執へ來れと、其年の四月、中貴人承璀は直ちに誘つて之を縛せし處、從史の部兵は皆鎧を着て出で來り、武器を手にして騷動しけるに、牙門都將なる烏公重胤は軍門に立塞がり叱して云ふ、天子の御沙汰なるぞ、官軍に從はゞ賞あらん、敢て命に違ふ者は斬るべしと、是に於て兵士は皆武器を收めて己が營に還り、卒に從史を京師に牽き來れり、

注解　「始立議用師於恒」元和五年三月、成德の節度使王士眞卒し、其子の承宗自ら留後となる、天子、河北節度使世襲の弊を革めんとするの志ありしに、從史は時に昭義の節度使にして父の喪中なりしが、在軍中尉吐突承璀に因つて天子に說き、本軍を發して承宗を討たんことを請へり、是に由り喪中の從史を起して之に成功を責め、十月詔を以て承宗を削り、承璀を以て詔討宣慰使となし、恒州四面の藩鎭に命じ、各兵を進めて共に討ちしなり、「陰與寇連」逗留して進まざりしなり、「不遜言」諸道寇に通じ、兵を進むべからずと誣奏せしを謂ふ、「誘而縛之」承璀、從史と營を對し、詐つて共に相親み、一日召して博戲を試み、壯士を幕外に伏せ、擒にして車中に納る、

壬辰、詔用烏公爲銀青光祿大夫、河陽軍節度使、兼御史大夫、封張掖郡開國公、居三年河陽稱治、

段落　第一大段の第二小段なり、定治の功を叙す、

講説　壬辰に詔を以て烏公を銀青光祿大夫、河陽軍節度使、兼御史大夫となし、張掖郡の開國公に封ぜり、斯くて三年を過ぎける處、河陽は善く治れりとの名あり、

注解　「銀青」銀の印、青き綬、

詔贈其父工部尚書、且曰、其以廟享、卽以其年營廟於京師崇化里、軍佐竊議曰、先公既位常伯、而先夫人無加命、號名差卑、於配不宜、語聞、詔贈先夫人劉

そ文詞を爲る、宜しく略ぼ字を識るべし、此碑中用ふる所の剜蘇鐙掀撇掇筴跐等の字の如き是なり、君に忠親に孝、民を治め兵を用ふ、篇中の眼目たり、而して詞を遣り字を錬り、剳削生新、人の口吻をして倶に棘ならしむ〔讀み惡くして口さきに刺を立て、えらえらするが如し〕、然れども其脈絡を尋ね、其辭義を繹ぬれば、卽ち韓子の謂はゆる文從ひ字順ふ者なり、若し以て汰損增加すべきあれば、便ち高文に非ず、

烏氏廟碑銘

解題　本文に詳なり、

動機　烏尚書の功を擧ぐるに在り、

主意　烏氏三世武功あることを言ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「河陽稱治」に至るまでを第一大段となす、當主烏重胤の功を叙し、父祖三世の贈位を起す、「詔贈其父工部尙書」より「乙巳升於廟」に至るまでを第二大段となす、立廟の顚末を叙す、「烏氏著於春秋」より「爲名將家」に至るまでを第三大段となす、家世を叙す、「開元中」より篇尾に至るまでを第四大段となす、尙書の功績履歷を叙す、

元和五年、天子曰、盧從史始立議、用師於恒、乃陰與寇連、夸謾凶驕、出不遜言、其執以來、其四月、中貴人承璀卽誘而縛之、其下皆甲以出、操兵趨譁、牙門都將烏公重胤當軍門叱曰、天子有命、從有賞、敢違者斬、於是士皆斂兵還營、卒致從史京師、

段落　第一大段の第一小段なり、烏公亂を定むる功を叙す、

講說　元和五年天子宣ふやう、盧從史は始めて首倡者となり、恒を伐つに至りしに反つて陰に賊と通じて進軍せず、横着傲慢にして無禮の言を出すにより、

ふ、貞觀二十一年に封ず、高宗詔して巣王の後となす、畏は則ち勇なし、塞は則ち智少し、永隆中、太子賢の事に坐し、降つて零陵に王たり、黔州に遷つて殺さる、罪を國に得るを以て材の及ばざるありとなす、是れ回護の處、「零王黎公」長子俊嗣いで零陵の王となり、次子傑は黎國公に封ぜられ、垂拱中に竝に誅を受く、之を「或は亡ぶ」と謂ふ所以、「子父易封」傑の子胤匿れ免る、中宗の神龍の初、黎國公の舊爵を改め、嗣いで曹王に封ず、「三王守名」再び子の戩に傳へ、通計するに、三世、王となる、然れども但だ空名を守り、未だ嘗て功を國に立てず、「一自其躬」學受くる所なくして崛起せしを謂ふ、「齦」嚙むなり、「奸倡」李希烈を指す、「畯」大なり、「王之所」沔蘄安黃の四州、「蹶々陛々」蹶々は動いて事に敏きこと、堂に升るの階段を陛と云ふ、陛々は事を行ふの條次あるを言ふ、

總　說

此文、王の戰功を叙する處務めて奇字艱句を用ひ、其古怪を極む、故に唐荊川、李之翹竝に賴山陽の如きは頗る意に滿たず（下評參看）就中山陽は、皇甫湜の代作なるやを疑ふに至る、此一點に就いては余も亦作者の爲に之を辯護するを得ずと雖も、通體より之を論ずれば決して擯棄すべき者に非ず、何となれば、通篇、直叙と追叙と相間して行はれ、條緒分明、一絲紊れざるが故なり、

纂　評

○唐荊川評　昌黎每に自ら喜んで陳言之れ務めて去る、故に曹成王の碑、當に亦公得意の文に屬すべし、而して愚は則ち謂ふ、務めて陳言を去り、却つて穿鑿生割を行ふも亦昌黎の病處、特に其識正しうして語確、故に學者訾る能はず、

○李之翹評　黃山谷曰く、好んで奇語をなす、是れ文章の一病、退之此に坐するを免れず、

○林西仲評　忠孝の二字是れ本領、治民用兵の四字是れ作用、一は提して前に在り、一は點じて後に在り已に線綫の手に在るあり、中間瑣々分叙、正に見る其治民用兵各條次あり、而して忠孝も亦其内に穿挿す、任他あれ十分の高手も總べて布置詳核ににして錯綜變化此の如くなる能はざるなり、

○沈德潛評　朱子云ふ、曹成王の碑、造語子雲に法るなり、退之性書（書經）を喜ばず、然れども嘗て云ふ、凡

烈も亦淮西に據れり、「昆弟在」兄象古、尙ほ生存す、

太支十三、曹於第季、或亡或微、曹始就事、曹之祖王、畏塞絕遷、零王黎公、不聞僅存、子父易封、三王守名、延々百載、以有成王、成王之作、一自其躬、文被明章、武薦畯功、蘇枯弱强、齟其奸猖、以報於宗、以昭於王、王亦有子、處王之所、唯舊之視、蹶々陛々、實取實似、刻詩其碑、爲示無止、

讀方　太支十三、曹は第に於て季、或は亡び或は微、曹始めて事に就く、曹の祖王、畏塞絕遷、零王黎公聞かず僅に存す、子父封を易へ三王名を守る、延々百歲以て成王あり、成王の作る、一に其躬よりす、文、明章を被り、武、畯功を薦む、枯を蘇し强を弱くし、其奸猖を齟み、以て宗に報じ、以て王に昭にす、王も亦子あり、王の所に處る、唯だ舊之れ視る、蹶々陛々、實に取り實に似る、詩を其碑に刻し爲に無止に示す、

講說　太宗の支流十三人の內、曹は其順序に於て尤も季なるが、十三人の子孫、或は亡び或は衰へたるに曹始めて一定の封に就けり、曹の祖王は怯愚にして封土絕え、其身遷され、零王黎公、別に其名聞えずして僅に存し、子父の封に易り、三王唯だ空名を守つて功を立つる者なく、國家の命脈百年に傳へて絕えざりし所以は、成王あるが爲にして、成王の作りしは一に自己より崛起せし者あり、文は明々たる綾を被り、武は大功を奏し、枯れたる民を蘇らせ、强き敵を弱め彼の奸雄を噬み、以て祖宗に報い、以て王たる實を明にせり、王に王と類せる子あり、王の曾て治めたる所に處り、唯だ父王の舊跡を視て、敏捷に齊整に善く取り善く似たり、詩を其上に刻して、爲に無窮に示す、

注解　「太支」唐の 太宗の 支流、「畏塞絕遷」林西仲云

しめ、其使令する所あるや、家毎に之に從ひ戶每に注意し、奸惡の者は容るゝ所なく、府中に急步疾呼するが如き事なし、王の民を治め兵を用ふる、各條理あり世傳へて法則とせり、又馬彝即ち幕府の有司及伊愼、王鍔、李伯潛等の諸將を任用し、一同に其力量才能を盡せり、薨じて右僕射を贈られ、元和の初、子の道古の朝廷に在りし所より、更に太子太師を贈られたり、

道古進士、司門郎、刺利隨唐睦、徵爲少宗正、兼御史中丞、以節督黔中、朝京師、改命觀察鄂岳蘄沔安黃、提其師以伐蔡、且行、泣曰、先王討蔡、實取沔蘄安黃、寄惠未忘、今予亦受命有事於蔡、而四州適在吾封、庶其有集、先王薨、於今二十五年、吾昆弟在而墓碑不刻、無文、其實有待、子無用辭、乃序而詩之、辭曰、

段落　第九大段なり、

講說　道古は進士出身にて初め司門郎となり、利隨唐睦の四州に刺史となり、徵せられて少宗正兼御史中丞となり、節を以て黔中を督し、京師に朝せしとき、改めて鄂岳蘄沔安廣の觀察使を命ぜられ、此地方の兵を提げて蔡を伐つこととなる、出立の際泣いて愈に告げて曰く、先王は蔡を伐ち給ひて沔蘄安黃の四州を取り、其恩澤の四州に寄する者今尙ほ忘れられざるに、今余も亦命を受けて征蔡の事あり、然るに四州は適ま余の封內に在り、其兵を提ぐることゆゑ、必ず先王の恩を念うて力を効すべければ、成功あるべしと思はるゝなり、先王薨去より今に至るまで二十五年になりぬ、吾が兄弟尙ほ生存するに、墓碑も刻するに及ばず、文なくして其儘に爲し置きたるは、子の如き大作手を待ちたるのみ、されば足下は辭し給ふべからずと、乃ち序を作り、而して又詩を賦せり、

注解　「伐蔡」吳元濟を討ちしなり、「先王討蔡」李希

注解 「賈」價に同じ、「再換節」貞元元年に荊南節度使となり、三年に襄州刺史山南東道の節度使となりしを謂ふ、「眞食」名義上に對して云ふ、

文法 此一大段直叙法、

王之在兵、天子西巡於梁、希烈北取汴鄭、東略宋圍陳、西取汝薄東都、王坐南方、北向落其角距、賊死咋不能入寸尺、亡將卒十萬、盡輸其南州、』

段落 第七大段なり、

講說 王の兵陣に在りし間、天子は西方の梁に巡狩し、賊李希烈は汴鄭を取り、東は宋を略し陳を圍み、西は汝を取つて東都に迫り、賊勢は三路とも勢振へるに、王は南方に坐し、北に向つて敵の爪牙を剪り落し、賊は死物狂となつて嚙み附けども、寸尺も喰ひ入る能はず、其將卒を亡ふこと十萬に及び、彼が占領せし南部諸州は、擧げて官軍の手に渡れり、

注解 「角距」牛は角を以て鬪ひ、雞は距を以て鬪ふ、

文法 此一大段直叙、

王始政於溫、終政於襄、恒平物估、賤斂貴出、民用有經、一吏軌民、使令家聽戶視、奸宄無所宿、府中不聞急步疾呼、治民用兵、各有條次、世傳爲法、任馬彝將、愼將鍔將潛、偕盡其力能、薨贈右僕射、元和初、以子道古在朝、更贈太子太師、』

段落 第八大段なり、

講說 王は政治の始は温州にして、其終は襄州なり、常に物價を平かにし、廉き時に買入れ高き時に賣出し、民之が爲に一定の産あり、役人を束ねて其職務に異同なからしめ、人民を法度に入れて僭越ならざら

卒、嬴越等の法を教へ、曹誅五畀の制を立て、水陸の卒二萬人を以て賊と出遇ひ、蔡山に鋒を集中して之を倒し、蘄州の黃梅縣を削平し、大に長平縣を蹂躪し、廣濟の賊を刈り、蘄春を取り、蘄水を範圍に入れ、黃岡を我が手に拾ひ、漢陽を擧げ、行く行く汊川を經過し、還つて大に蘄水の界中に迫り、安州の三縣を開通して遂に其州を拔き、賊の自立せし刺史を斬り光州の北山を擊ち、民の貪婪にして賊に附せし者も大に其志を改めたり、乃ち光州を束縛して自由行動を取ること無からしめ、十人の中より一人の未丁年者を抽き出して州の東北屬鄉の救兵とし、還つて陣門を開いて殘黨降伏を受けたり、

注解　「李希烈反」德宗の建中二年、李希烈自ら天下都元帥と稱す、「帥江西」節度使に任ぜしなり、「鬭我」鬭は白すなり、「搏力」柔術、「勾卒」左右屯、「嬴越」秦及び越王勾踐の用ひたる法、「曹誅五畀」敗るゝ時は其組合を誅し、勝つときは其伍に戰利品を分つ、「艦」敵を防ぐ船、「還」遇ふ、「嘬」一擧して盡く殺すなり、又聚り食ふの意、「踣」仆なり、「剜」削る、「鞣」なめし皮なり、蹂躙して鞣の如くならしむ、「鏺」兩刃木柄、草を刈る具、刈るの意に用ふ、「掀」取る、「撇」引く、「掇」拾ひ取る、「筴」はさみて擧げる、「跳」踏む「膊」迫る、「安山縣」山は三に通ず、安州の三縣、「標」擊つ、「豬」大食なり、「梏」かせ、「推」二十歲以下を推となす、

大小之戰、三十有二、取五州十九縣、民老幼婦女不驚、市賈不變、田之果穀、下無一跡、加銀青光祿大夫、工部尚書、改戶部、再換節、臨荊及襄、眞食三百』、

段落　第六大段の第二小段なり、戰功を總叙す、

講說　大小の戰合せて三十二、取る所の地五州十九縣、其間人民を害せざりしが故に老幼婦女も驚き騷ぐことなく、强買せざりしが故に市の物價も變ずることなく、民を掠めたることなき證據には、田畝の果穀の下に一人の足跡をも止めざりき、乃ち此戰功により銀青光祿大夫工部尚書を加へられ、尋で工部を戶部に改め、再び節を換へて荊と襄とに臨み、實祿三百斛を賜りぬ、

に職を辭せずして所部に還りしが、前に國良を降せし功を以て、秩を進められて散騎常侍となれり、

明年李希烈反、遷御史大夫、授節帥江西、以討希烈、命至、王出止外舍、禁無以家事關我、裒兵大選江州、群能著職、王親教之搏力勾卒嬴越之法、曹誅五畀、艦步二萬人、以與賊遌、嘬鋒蔡山、踣之、剜蘄之黃梅、大鞣長平、鏺廣濟、掀蘄春、撇蘄水、掇黃岡、筴漢陽、行跐汊川、還大膊蘄水界中、披安山縣、拔其州、斬僞刺史、標光之北山、𨃮隨光化、梏其州、十抽一推、救兵州東北屬鄉、還開軍受降、

段落　第六大段の第二小段なり、戰功を分敍す、

讀方　明年李希烈反す、御史大夫に遷る、節を授け江西に帥とし、以て希烈を討たしむ、命至る、王出でゝ外舍に止まり、禁ず家事を以て我に關する無かれと、兵を裒めて大に江州に選ぶ、群能職に著く、王親ら之に搏力、勾卒、嬴越の法を敎へ、曹誅五畀、艦步二萬人、以て賊と遌ふ、鋒を蔡山に嘬して、之を踣す、蘄の黃梅を剜り、大に長平を鞣み、廣濟を鏺り、蘄春を掀り、蘄水を撇き、黃岡を掇ひ、漢陽を筴げ、行く行く汊川を跐む、還つて大に蘄水界中に膊し、安山縣を披き、其州を拔き、僞刺史を斬り、光の北山を標ち、𨃮隨も光化し、其州を梏し、十に一推を抽き、州の東北屬鄉に救兵とす、還つて軍を開き、降を受く、

講說　翌年李希烈の謀叛せし時御史大夫に遷り、節を授かりて江西の帥となり、希烈を討つの任に當れり、此命の至るや、王は私邸を出てゝ外の宿所に止り家人を禁じて云ふ、家事を以て我に告ぐる勿れと、兵を召集して大に之を江州に選擇し、才能ある多數の士皆用ひられて職を帶びたり、王は自身之に搏力、勾

抵良壁、鞭其門大呼、我曹王、來受良降、良今安在、良不得已、錯愕迎拜、盡降其軍、

段落　第五大段なり、

講說　初め觀察使暴虐なりしかば、彼が部將國良を遣して界上を守備せしに、良武岡に據つて叛し、之に屬せし衆一萬ありき、因つて荊黔洪桂等の兵を取揃へて之を伐ちしかども、二年にして賊勢尤も振へり、是に於て王を湖南の帥とし、五萬の兵を將ゐ、良の討伐に從事せしむ、然るに王は、湖南に至ると均しく、其兵を屛けて用ひず、乃ち戰はずして敵を屈すべき計に出で、書簡を良に送り、其弱點なる隱微の事を言ひて中てければ、良は且つ羞ぢ且つ畏れて降を乞ひけれども一方には部兵が己れの隱微を知つて叛かんを恐れ、一方には降るとも或は誅せられんを恐れ、狐鼠進退をなし、未だ決する所あらず、王は乃ち僞つて使者の風をなし、僅に一人の騎馬武者を從へ、馳すること五百里、良の壘壁に達し、其門を鞭にて打ち大に呼はるやう、我は曹王なり、良の降參を受けんが爲に來れり、良は今何處に居るかと、良は已むなく驚愕狼狽して迎へ拜し、其軍盡く降參せり、

注解　「國良」姓は王、「武岡」蜀の寶慶府、「忌諱」隱祕にして他人に告ぐべからざる事、「踔」はするなり、「狐鼠進退」狐水を渡るときは必ず潛かに音を聽き、鼠穴を出づるときは必ず四邊を望む所より、事を果さゞるの譬となす、

文法　此一大段追敍法、

太妃薨、王棄部、隨喪之河南葬、及荊被詔責還、會梁崇義反、王遂不敢辭以還、升秩散騎常侍、

段落　第六大段の第一小段なり、國難の爲に喪に遇うても職を辭せざりしを敍す、

講說　母太妃の薨ずるや、王は其治所を棄て、柩に從つて河南に赴き、之を葬らんとして荊に及びし時、朝廷より治所に還るべしとの命に接せり、會ま山東の節度使梁崇義の反ありしかば、王は敢て母の喪の爲

て見習より升つて衡州の本任刺史となりしが、法成り令修まり、政治は或は張つて嚴にし或は弛めて寬にし、名聲生じ勢力長ず、觀察使は之を妬み、己れ一言も言ふ能はざる所より王に罪過ある由を誣告し、御史之に徒黨せしかば、潮州の刺史に貶せられぬ、然るに楊炎道州より起つて德宗の宰相となり、王を衡州に還して以前の寃罪を正せり、

注解　「部」治所を部と曰ふ、「眞」實職なり、「張施」施は弛なり、「噎媢」妬み怒る、「謾」前に誣ふる所の過犯なり、

文法　此一大段直叙法なり、

王之遭誣在理、念太妃老將驚而戚、出則囚服就辯、入則擁笏垂魚、坦々施々、即貶於潮以遷入賀、至是然後跪謝告實、

段落　第四大段なり、

講說　王が誣告に遭ひ審理を受けつゝありし時、母の太妃が老いたるゆゑ、之を驚いて悲み悶へんことを懸念せしかば、法廷に出づるときは囚人の服にて陳辯に就き、自邸に戻れば笏を抱へ魚帶を垂れ、禮服の姿にて平坐舒行し、何事もなき風を粧ふ、其潮州に左遷せられし時は、升任なりとて母の室に入り悦を言ひけるが、寃罪釋けて復任するに及び、始めて跪き謝して有りし事實を告げたり、

注解　「跪謝」此より前、實を以て告げざりしことを、己れの罪として謝せしなり、

文法　此一大段直叙法、

初觀察使虐、使將國良往戍界、良以武岡叛、戍衆萬人、斂兵荊黔洪桂伐之、二年尤張、於是以王帥湖南將五萬士、以討良爲事、王至則屛兵、投良以書、中其忌諱、良羞畏乞降、狐鼠進退、王即假爲使者、從一騎踔五百里、

する、内外兩ながら條理あり、是に由つて朝廷は益す之を治民の事に試みんと欲せり、

注解　「斬々」截然と筋の立つこと、「滋」益すなり、

文法　「朝廷云々」上の天子念之の句に應ず、此一大段追叙法、

上元元年、除温州長史、行刺史事、江東新刳於兵、郡旱饑、民交走死無弔、王及州不解衣、下令掊鎖擴門、悉棄倉實與民、活數十萬人、奏報、升秩少府、與平袁賊、仍從秘書、兼州別駕、

段落　第三大段の第一小段なり、温州の長史たりし時の事を叙す、

講説　上元元年に温州の刺史の長史に除し、刺史の職事を取扱へり、此時江東は新に兵の爲に掻きさらはれ、一郡旱魃と饑饉との爲に或は流浪し或は死亡すれども、弔する人なく、甚だ處し難き場合なりしが王の州に至るや、衣を脱がず直ちに令を下し、城門の錠を打落し、門を開き、出入自在なれば急に走るに及ばざることを示し、倉中の米粟を棄てゝ人民に與へ、數十萬人を活し、此事を上聞せし處、功を以て秩を升せて少府に任ぜられ、袁賊を平ぐるに及び、仍ほ秘書に徙り州の別駕を兼ねたり、

注解　「上元」肅宗の年號、「刳於兵」民間の財物、兵の爲に搜掠せられて殆ど盡き、猶ほ物を剖いて其中を空にせるが如きを言ふ、「掊」擊なり、「袁賊」袁晁、

部告無事、遷眞於衡、法成令修、治出張施、聲生勢長、觀察使噎媢、不能出氣、誣以過犯、御史助之、貶潮州刺史、楊炎起道州、相德宗、還王於衡、以直前謾、

段落　第三大段の第二小段なり、衡州の刺史たりし時の事を叙す、

講説　其治所善く治まつて、無事なりと稱す、是に於

民伍、得間走蜀從天子、天子念之、自都水使者、拜左領軍衞將軍、轉貳國子秘書、

段落　第一大段の第二小段なり、蜀に在りし時の官爵を叙す、

講說　成王、曹の封土を繼承せしより三年にして河南河北に兵亂起り、天下騷動に及べり、此時王は母なる太妃を奉じて民間に禍を避け、隙に乘じて蜀に走り、天子に從ひしかば、天子其忠節を心に留め給ひ、都水使者の職より升せて左領軍衞將軍に任じ、其れより國子秘書の副官に轉ぜり、

注解　「兵作」安史の亂を云ふ、「民伍」人民の群集する處、

文法　奉母太妃は下の孝の字を伏せ、從天子は下の忠の字を伏す、

此一大段は直叙法、

王生十年而失先王、哭泣哀悲、弔客不忍聞、喪除、痛自刮磨豪習委己於學、稍長重知人情、急世之要、恥一不通、

段落　第二大段の第一小段なり、心を實用に留むるを叙す、

講說　王生れて十歲になりし時其父王を失ひしが、哭泣悲哀の有樣、弔客其聲を聞くに忍びざりし程なりき、喪終へて後、嚴しく自身に貴族的習慣を削り去り、一身を學問に委ね、少しく長じてより人情を知ることを重んじ、社會の要を急務として一も通ぜざることを恥ぢとせり、

文法　哭泣悲哀の二句、又下の孝の字を伏す、

侍太妃、從天子於蜀、既孝既忠、持官持身、內外斬々、由是朝廷滋欲試之於民、

段落　第二大段の第二小段なり、忠孝の本領を揭ぐ、

講說　太妃に陪侍して蜀に赴きて天子に從ひしが如く孝なるが上に、又忠なる本領あり、官を守り身を持

三段、儒者の言に非ざるに似たり、劉昫〔舊唐書の選者〕貶して紕繆となす者此れなり、迎送神詞宛然たる九歌〔屈原の作〕、宜なり、朱子采つて楚辭の後に附すること、

曹成王碑

解題　事本文に見ゆ、

主意　王の治民用兵の能力を傳ふるに在り、

段落　凡そ八大段より成る、篇首より「轉貳國子秘書」に至るまでを第一大段となす、字格及び幼時の經歴を叙す、「王生十年」より「欲試之於民」に至るまでを第二大段となす、功業の根柢を叙す、「上元元年」より「以直前譲」に至るまでを第三大段となす、外任に於ける作用を叙す、「王之遭誣」より「跪謝告實」に至るまでを第四大段となす、孝を叙す、「初觀察使虐」より「盡降其軍」に至るまでを第五大段となす、用兵の妙を叙す、「太妃薨」より「眞食三百」に至るまでを第六大段となす、戰功を叙す、「王之在兵」より「輸其南州」に至るまでを第七大段となす、勢位の及ぶ所を叙す、「王治政於温」より「更贈太子太師」に至るまでを第七大段となす、一生を總叙す、「道古進士」より篇尾に至るまでを第八大段となす、碑文を作る所以を叙す、

王姓李氏、諱皐、字子蘭、謚曰成、其先王明、以太宗子國曹、絕復封、傳五王至成王、

段落　第一大段の第一小段なり、名字世系等を叙す、

講說　曹成王は李氏にて、諱は皐、字は子蘭、謚して成と曰ふ、其先王たる明は、太宗の子なるより曹の國を授けられしが、一旦斷絕の後復た曹に封ぜられ、五王を傳へて成王に至れり、

成王嗣封、在玄宗世、蓋於時年十七八、紹爵三年、而河南北兵作、天下震擾、王奉母太妃、逃禍

我々に福を與へ壽を授け、民を害する癘鬼を山の左に逐ひ除け給へ、下き處は濕氣に苦むことなく、高き處は乾燥に苦むことなく、稻は有り餘るほど豐熟して、其族れる樣、蛇蛟の蟠るが如くなれかし、我が人民は祈りて利益を得れば、必ず神に報いて怠らず、今よりして世々欽んで侯の祭を怠らざらん、

注解　「兩旗」柳州の風俗によれば、神を迎ふるに一艘の舟と二旒の旗とを以てし、舟中に木馬と偶人とを置き、音樂にて舟を導き、岸に上つて廟に赴くことなり、「嚬」顏を皺むるなり、「齒々」列する貌、「北方之人爲侯是非」在朝の人、王叔文の事件により柳宗元を譏るを謂ふ、「秔稌」秔は稻の粘せざる者、稌は稻の濕地に利ある者、「其始」新に廟を建てたるを言ふ、

文法　初より不嚬以笑までは迎享の曲、以下は送神の曲、○世世は上の千秋萬歲に應ず、

總說

全力を詩に用ひ、沈麗巧雅を極むるが故に、敘文は唯だ布置を以て體面を成せり、是れ濃淡相配するの手段なり、

纂評

○茅鹿門評　予昌黎の柳州を碑するを覽るに、柳州德政の載すべきを載せず、而して其死して神となるの一節を載す、狎に似て莊少し、

○林西仲評　死を以て民に勤むるは祀典に列在す、柳侯生前能く蠻瘴邊徼の民をして禮法に化せしめ、因つて客死、神となる、則ち一方に廟食するも、自ら是れ個の淫祀ならず、篇中其民を鄙夷せざる處を將て段々に其成效を敘し、其事蹟を列して、神となるの靈を以て點綴し、柳侯の時に用ひられず、一生の精誠、倶に柳州に在り、或は祈或は報、必ず其祭を歆けて之に福を降す、庸て疑なきを見はすなり、迎享送神の詞三閭〔屈原〕の手筆に逼眞す、人只だ起語數句、上九歌を追ふを知つて、北方の人侯の是非を謂ふの句は、乃ち招魂の意を用ひて脫化して出づるを知らず、朱晦翁、採つて楚詞後語に入る、皆此れを以てなり、茅鹿門、其狎にして莊少きを評す、碑文中の形を見はし夢に入る數行を指して、怪誕となすに過ぎず、卽ち唐の史臣の譏る所の意、阮千里〔阮籍〕無鬼論の唾餘を拾ふのみ、豈に空論ならんや、

○沈德潛評　吾れ將に死せんとす、死して神となる

我民レ兮不レ嚬以笑、鵝之山兮柳之水、桂樹團々兮白石齒々、侯朝出游兮暮來歸、春與レ猨吟兮秋鶴與飛、北方之人兮爲ニ侯是非一、千秋萬歲兮侯無ニ我違一、福レ我兮壽レ我、驅ニ厲鬼一兮山之左、下無ニ苦濕一兮高無レ乾、秔稌充美兮蛇蛟結蟠、我民報レ事兮無レ怠、其始レ自レ今兮欽ニ於世々一、

讀方　茘子丹兮蕉黃なり、肴蔬に雜ふ兮侯の堂に進む、侯の船兮兩旗、中流を度る兮風之を泊す、侯を待つ來らず兮我が悲を知らず、侯駒に乘ず兮廟に入り、我が民を慰む兮嚬せず以て笑ふ、鵝の山兮柳の水、桂樹團々兮白石齒々、侯朝に出でゝ游ぶ兮暮に來歸す、春は猨と吟ず兮秋は鶴と與に飛ぶ、北方の人侯の是非をなす、千秋萬歲兮侯我れを違る無かれ、我れに福し我を壽す、厲鬼を驅る兮山の左、下に苦濕なし兮高きに乾なし、秔稌充羨兮蛇蛟結蟠す、我が民事を報ゆる兮怠るなし、其今より始めて世世に欽まん、

講說　茘枝の實丹きと芭蕉の實の黃なると、之に野菜などを取り雜せて侯の堂に供へ、神靈の來り給ふを待つ、侯の乘り給ふ船には二本の旗あり、中流を度れる頃風の勢之を止め、侯を待ちても來り給ふことの遲く、何故我が悲を知り給はざるにや、速に降臨なし給へ、豈に測らん、侯は馬に乘り、陸路より來つて廟に入り、我が此の人民を慰め、苦々しき顏色をなすことなくして欣然笑を含ましむ、

山には鵝の山あり、水には柳の水あり、山上の桂の木は團々として生ひ茂り、水中の白石は齒々として散布し、如何にも優美なる景色の處に、朝は出でゝ游び、暮は來り歸り、春は猿と吟じ、秋は鶴と飛ぶ、斯く樂むべき以上、侯は他に往き給ふべからず、北方の人は侯の事を彼れ此れ申すが故に、千秋萬歲までも我が柳の人民を棄て去り給ふ勿れ、永く此地に留り、

明年春魏忠、歐陽翼、使謝寧來京師、請書其事於石、余謂柳侯生能澤其民、死能驚動福禍之、以食其土、可謂靈也已、作迎享送神詩、遺柳民俾歌以祀焉、而幷刻之、

段落　第四大段なり、

講說　翌年の春、魏忠、歐陽翼の二人は、謝寧を使として京師に來らしめ、以上の事を碑に書かんことを請へり、余は思ふ、柳侯、生ける時は能く其人民に德澤を及ぼす、死しては又能く人民を驚動し、賞罰して其土に神と祀らるゝは、靈なりと稱すべしと、神を迎ふると送るとの詩を作つて柳州の人民に贈り、之を歌つて神を祭らすると共に石に刻せしめぬ、

文法　生能澤其民は第二大段を收め、死能驚動福禍之は第三大段を收め、而して總べて一の靈の字に歸入す

柳侯河東人、諱宗元、字子厚、賢而有文章、嘗位於朝、光顯矣、已而擯不用、其辭曰、

段落　第五大段なり、

講說　柳侯は河東の人にて、諱を宗元と曰ひ、字を子厚と曰ふ、賢なるが上に文學的技能あり、嘗て朝廷に立ちて頗る顯榮なりし處、後に至り排斥せられて用ひられざりき、其辭は左の如し、

注解　「其辭」迎享送神の詩を指す、

文法　柳宗元の祀るべきは其循吏なるが爲なるゆゑ通篇、其政績と、神となる所以とを敍し、其名里、官歷の如きは、僅々數句を以て最後に出だす、老手たる所以なり、○擯不用は上の棄於時と相應ず、

茘子丹兮蕉黃、雜肴蔬兮進侯堂、侯之船兮兩旗、度中流兮風泊之、待侯不來兮不知我悲、侯乘駒兮入廟、慰

廟を修め、城郭市街道路等何れも端正になし、名木を植ゑ付けしかば、柳の人民は皆悦喜せり、

注解　「國之故」戸口の舊冊、

常與其部將魏忠、謝寧、歐陽翼、飮酒驛亭、謂曰、吾棄於時、而寄於此、與若等好也、明年吾將死、死而爲神、後三年爲廟祀我、及期而死、

段落　第三大段の第一小段なり、豫め死期を知るを叙す、

講說　嘗て己れの部下の將魏忠、謝寧、歐陽翼と宿の割烹店にて酒を酌みし時、之に語れるやう、吾は時に棄てられて此地に寄寓し、諸君と懇意になれるが、來年は吾れ將に死すべし、死すれば神となるべし、三年經なば廟を立てゝ我を祀れと、然るに其言ひたる時期に及びし處、果して死せり、

三年孟秋辛卯、侯降於州之後堂、歐陽翼等見而拜之、其夕夢翼而告曰、館我於羅池、

段落　第三大段の第二小段なり、神靈の降臨を叙す、

講說　三年後の初秋辛卯の日に、侯は州の府廳の後堂に姿を現し、歐陽翼等は見て之を拜せり、其夜翼の夢中に示現を垂れて曰く、我を羅池に住はせよと、

其月景辰、廟成大祭、過客李儀醉酒慢侮堂上、得疾、扶出廟門即死、

段落　第三大段の第三小段なり、罰を行ひしを叙す、

講說　其月の丙辰の日に至つて廟の建築落成せしかば、大に祭典を擧げし處、來合せし所の客李儀と云ふ客酒に醉うて、堂上に無禮の擧動ありしが、病氣となり、人々介抱して廟門を出でたれば、直ちに死亡せり、

注解　「景辰」景は、丙とすべきを、世祖の諱を避けて景とせしなり、

新屋、歩有新船、池園潔修、豬牛鴨雞、肥大蕃息、子嚴父詔、婦順夫指、嫁娶葬送、各有條法、出相弟長、入相慈孝』

段落　第二大段の第一小段なり、政令の仁、民に及ぼせし效果を叙す、

講說　凡そ命令に指定せし時事には民自ら進んで逸早く之に赴き、先となり後となるが如きことなく、必ず其時に當り皆能く令を奉ぜり、是に於て民の產業に筋道あつて生活に困まず、官府に對して年貢の未納者なく、他處へ移住逃亡せし者は四方より歸り、各生產を樂み事業を興して遊民なく、從つて居所には新なる家屋あり、波止場には新なる船舶あり、池の如き園の如き掃除善く行き屆き、其中に飼へる豕牛鴨雞など肥え太りて蕃殖し、人民の食料不足を告げず、(衣食足りて禮節を知り)子は父の語を畏み重んじ、妻は夫の指圖に服從し、婚禮葬儀等其れ其れ條理法則あり、他人と交りては長者に兄事し少者を弟撫し、家庭にあつては父は慈を垂れ子は孝を盡せり、

注解　「流逋」流は流居、逋は逃亡、「詔」つぐる、名辭として用ふ、「步」江岸に於て其處より引舟を以て上下する地點、

先時民貧、以男女相質、久不得贖、盡沒爲隷、我侯之至、按國之故、以傭除本、悉奪歸之、大修孔子廟、城郭巷道、皆治使端正、樹以名木、柳民既皆悅喜』

段落　第二大段の第二小段なり、政績を叙す。

講說　此の以前人民は貧窮にして、往々男女の子を質として金を借り、久しくなりて贖ふこと出來ざるときは、其債主は盡く之を取上げて奴隷となすの風習ありき、然るに我が柳君の至るや、土地の舊き戶籍簿を取調べて之に據り、其奴隷とせられし者の勞力を賃錢に見積り、此れで元金を引去り、悉く債主の戶より奪ひ取つて之を父母に返し遣せり、大に孔子の

一を叙す、「常與其部將」より「扶出廟門卽死」に至る迄を第三大段となす、神となり靈あるを言ふ、「明年春」より「而幷刻之」に至るまでを第四大段となす、碑を立つべき理由を擧ぐ、「柳侯河東人」より篇尾に至るまでを第五大段となす、平生を叙す、

羅池廟者、故刺史柳侯廟也、柳侯爲州、不鄙夷其民、動以禮法、三年、民各自矜奮、茲土雖遠京師、吾等亦天氓、今天幸惠仁侯、若不化服、我則非人、於是老少相敎語、莫違侯令、凡有所爲於其鄕閭及於其家、皆曰、吾侯聞之、得無不可於意否、莫不忖度而後從事、

段落　第一大段なり、

講說　羅池廟は以前の刺史柳君の廟なり、柳君の此州を治めたる仕方は、其人民を邊鄙蠻夷の徒として之を扱はず、上國の人民と同じく禮儀法度を以て之を御せり、斯くて三箇年を經たる處、人民は各自ら重んじ勉めて、邊鄙野蠻の人たることを恥ぢて云ふやう、此の土地は都を隔つる遠けれども吾等も亦天の民なり、而して今や天より幸にも仁愛の御方を惠み給ひて之を太守と戴く以上、若し其風に化し其政に服せざらば我輩人間とは謂はれまじと、是に於て老少互に忠告して語るらく、侯の令に違はぬやうになすべしと、因つて何事によらず其村里に於て若しくは自身の家に於て爲す所あらんとする場合には、孰れも吾が侯此事を聞きて宜しからずと思召さゞるべきかとて、禮法を打算して始めて着手せざる者なし、

注解　「爲州」爲は治なり、「茲土」柳州、

凡令之期、民勸趨之、無有後先、必以其時、於是民業有經、公無負租、流逋四歸、樂生興事、宅有

○唐荊川評　此文爾雅説文體を用ふ、別に是れ一調、
○林西仲評　案ずるに、公の廟を修め祭を致すの時、本と再び舊碑を刻して其陰に銘せんと欲す、舊碑破落多く、其文盡く識るべからず、其實を失はんを恐るるに因り、故に是の文を作つて石に刻するなり、全篇引證辯駁して、二妃の舜に功あるは即ち天下に功あり、當に廟祀すべきの意を以て個の結局となす、看來れば、謀を以て舜に語ぐる、列女傳云ふ所の鳥工龍工の説の如き、未だ必ず荒唐に渉らずんばあらず、故に既曰の字を用ひ、輕々に提過し、即ち人の敬する所は即ち神の馮る所たるに倒入し、以て廟當に修むべくして、碑の當に立つべきを明かにす、然らざれば歇手すべき處なきなり、之を總ぶるに舜征苗巡狩の事なし、即ち二妃の湘水に至る、自ら是れ不根而して世代荒遠、考據すべからず、之を辯ずるも亦勝げて辯ずべからず、昌黎止だ皆不可信の四字を用て斷となし、多少の葛藤を省却す、但だ神の靈たる、以て遠として至らざるなし、原と死して此に葬り、方で此に廟祀するを得るに拘定せざるなり、理を見る者に非ざれば道ふ能はず矣、

○沈德潛評　純に訓詁體を用ひ、朴老簡古、郭璞、王逸の説を掃去す、眞に乃ち書を讀み間を得、○孟子云ふ、舜鳴條に卒すと、鳴條は安邑の西北に在り、平陽に屬す、則ち舜の蒼梧に死する、史記正義に見ゆる者恐らくは亦後世傳聞の謬なり、舜未だ蒼梧に死せず、二妃安んぞ從つて沅湘に死するの事あるを得ん、篇中辨明、快甚し、

柳州羅池廟碑

解題　柳州は柳宗元の謫せられて刺史となりし處なるが、死後其靈示により羅池に廟を建つ、退之廟を祀るの詩を作り、碑に刻せしめたるなり、

動機　宗元の祀るべき資格あることを言ふに在り、

主意　宗元は靈なりと謂ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「莫不忖度而後從事」に至る迄を第一大段となす、民の畏敬して服從するを言ふ、「凡令之期」より「柳民既皆悅喜」に至るまでを第二大段となす、民心を得たる事實

史、明年九月、拜國子祭酒、使以私錢十萬抵岳州、願易廟之圮桷腐瓦於刺史王堪、

段落　第五大段の第一小段なり、廟を修めしことを敍す、

講說　元和十四年の春、余は政事のことに就き上言せしため罪を得て官を黜けられ、遠く潮州の刺史となりしが、潮州の土地は漢の世に於ける南海の揭陽にて、瘴厲の毒氣の聚まれる所、不健康の場處なれば命を全うし難きことを恐れ、途中黃陵廟を過ぎける時之を禱れり、然るに果して靈驗あり、其冬は袁州の刺史に轉じ、翌年の九月には國子祭酒の官となり、京師に歸ることを得しかば、人をして私財十萬錢を齎して岳州に至らしめ、州の刺史王堪に向つて廟の桷の圮れたる者、瓦の腐れたる者を新にせんことを願出でたり、[illegible]

文法　過廟而禱之は上の進禮を承く、

長慶元年、刺史張愉自京師往、與予故善、謂曰丐我一碑石、載二妃廟事、且令後世知有子名、愉曰、諾、既至州報曰、碑謹具、遂篆其事俾刻之、

段落　第五大段の第二小段なり、立碑の事を敍す、

講說　長慶元年に新刺史張愉と云ふ者、京師より岳州に赴任せしが、余は此人と舊くより親しかりければ、此折告げて言ひけるやう、先方に往かれなば、我が爲に一の碑石を調へくれらるべし、さるときは之に二妃の廟の事を記し、一には後世に足下の姓名を遺さんと思ふなりと、愉は之を承諾し、州に至りて後報知して云ふ、碑は謹んで調へたりと、遂に其書を篆書にて書きしるし、之を其碑石に刻せしめたり、

總　說

此れ考證を以て組織せし文字にして、淸朝人の喜ぶ所なり、唯其考證と雖も用筆靈活、毫も乾燥の病なきは尋常の手腕に非ず、

纂　評

皆陟と曰へり、陟は昇るなり、書經に般の禮は陟りて天に配すと、其意味は、道義を踐んで一生を終り、其德は天に竝ぶと云ふことなり、書經に舜の沒せしを記して涉と云へるは、竹書竝に周書と同一の字なり、(即ち陟の字の解義は現に此二書の據るべき者あり)其下文に方乃死と言へるは、陟は死ぬることなるを說明せんが爲なり、元來地理の形勢は西北高く、東南は低し、故に若し舜が南巡して死せし事を言はんには、方に下ると言ふべき筈なり、方に陟るとは言ふべからず、此れに據れば、舜が死して蒼梧に葬りしと謂ひ、二妃之に從はんとして追付かず、途中に溺死せしと謂ふは、皆信ずべからず、

注解　「書曰」書經の舜典、「傳」孔安國の作りし書傳、「竹書紀年」晉の太康元年に、汲郡の人、古冢を發して之を得、竹簡を以て之を寫せしかば竹書と曰ふ、「書曰般禮」書經の周書、君奭篇、「同文」古は字を稱して文となす、

二妃既曰以謀語舜脫舜之厄、成舜之聖、堯死而舜有天下爲天子、二妃之力、宜常爲神食民之祭、今之渡湖江者、莫敢不進禮廟下、

段落　第四大段なり、

講說　二妃は、舜の父兄の奸謀を舜に告げて其厄難を免れしめて、舜の聖德を成せしと云ふ以上は、堯が死して舜が天下を有ち、天子となりしは二妃の力なれば、宜しく常に神となり民の祭を受けて、其供物を食ふべき筈なり、今の湖江を渡る旅人は、敢て廟下に進んで拜禮をなさゞるはなし、(已に神なる以上、人心敬を致さば則ち必ず降臨するを以て、其沅湘に死せしと否とを論ずるの必要あらず)、

元和十四年春、余以言事得罪、黜爲潮州刺史、其地於漢南海之揭陽、而厲毒所聚、懼不得脫死、過廟而禱之、其冬移袁州刺

君也、』

段落　第三大段の第一小段なり、郭璞の失を正す、

講說　堯の長女娥皇は舜の正妃（本妻）なりしが故に君と曰ふ、次女の女英は、無論一等を降して夫人と曰はざるべからず、故に九歌の辭にも娥皇を君となし、女英を帝子となすは、双方とも其盛なる者より推言せしなり、「一方は舜本位にて娥皇を君とし、一方は堯本位にて女英を帝子とす、其に盛に言ひ得るだけの事を主として立派の名を附せしなり」禮記に小君又は君母等の名あるに由れば、彼が正に自ら君と稱することを得るや明白なり、

注解　湘君と湘夫人とを娥皇と女英とに分屬するは作者の見解にして、郭璞の失を正す所以なり、

書曰、舜陟方乃死、傳謂舜昇道南方以死、或又曰、舜死葬蒼梧、二妃從之不及、溺死沅湘之間、余謂竹書紀年、帝王之沒皆曰陟、陟昇也、書曰、殷禮陟配天、言以道終、其德協天也、書紀舜之沒云涉者、與竹書周書同文也、其下言方乃死者、所以釋陟爲死也、地之勢、東南下、如言舜南巡而死、宜言下方、不得言陟方也、以此謂舜死葬蒼梧、於時二妃從之不及而溺者、皆不可信、』

段落　第三大段の第二小段なり、王逸の誤を正す、

講說　書經に曰く、舜陟方乃死すと、傳の考にては、舜が南方の道に昇り、以て死せしなり（是れ陟方の二字を誤解せるものなり）、或る說には又曰ふ、舜は死し、蒼梧と云ふ處に葬られしが、娥皇、女英の二妃は其跡を追ひしかども、及ばずして沅湘の間に溺死せりと、（是れ又傳に南方の二字あるより其場所を誤り指せしなり）、余は思ふ、竹書紀年に、帝王の沒せるは

神而謂湘夫人乃二妃也、從舜南征三苗不及、道死沅湘之間、山海經曰、洞庭之山、帝之二女居之』

段落　第二大段の第三小段なり、廟神に關する第二說、湘君を以て水神となすの說、王逸の言ふ所、

講說　王逸の解釋には以爲へらく、湘君は其の水神なる所より謂ひ、湘夫人は乃ち舜の二妃なり、舜が南の方三苗を征伐せし時、其跡を追ひしも及ばず、其途中沅湘の間に死す、其證據には、山海經に曰く、洞庭の山は帝の二女之に居ると、（明に堯の二女、神となれるなり）、

注解　「三苗」今の苗族の先、「沅湘」沅水、湘水、俱に今の湖南に在り、

郭璞疑二女者帝舜之后、不當降小水爲其夫人、因以二女爲天帝之女、

段落　第二大段の第四小段なり、廟神に關する第三說、湘夫人は堯の二女に非ずとの說、郭璞の言ふ所、

講說　晉の郭璞は疑つて以爲へらく、二女は帝舜の后なれば、此の如き小川に降つて其夫人となるべき理なしと、因つて二女を以て天帝の女とせり、

以余考之、璞與王逸俱失也、』

段落　第二大段の第五小段なり、前述の諸說を斷ず、

講說　余の調査に因れば、郭璞と王逸とは共に誤れり、

文法　此一小段上を收め下を起す、

堯之長女娥皇爲舜正妃、故曰君、其二女女英、自宜降曰夫人也、故九歌辭謂娥皇爲君、謂女英帝子、各以其盛者推言之也、禮有小君君母、明其正自得稱

庭有石碑、斷裂分散在地、其文剝缺、考圖記、言漢荊州牧劉表景升之立、題曰湘夫人碑、今驗其文、乃晉太康九年、又其額曰虞帝二妃之碑、非景升立者、

段落　第一大段の第二小段なり、碑文の信ずべからざるを言ふ、

講說　廟の庭に石碑あり、其碑は割れて、幾片ともなく地上に散亂し、其文は磨滅缺損して讀むべからず、圖記を調べ見るに、漢の荊州の牧劉表景升の立てたる者にて、題して湘夫人碑と曰ふとあり、然るに今此碑の文を檢すれば、晉の太康九年に立てたる者、又碑の額に虞帝二妃の碑とあるが故に、劉景升の立てたる者とは違へり、

秦博士對始皇帝云、湘君者堯之二女舜妃者也、劉向鄭玄、亦皆以二妃爲湘君、

段落　第二大段の第一小段なり、廟神に關する第一說、卽ち湘君と曰ひ、湘夫人と曰はざる說、

講說　秦の博士は始皇帝に對へて、湘君は堯の二人の帝女にして舜の妃にてありし人なりと曰へり、漢の劉向、鄭玄の二人も亦此二妃を以て湘君とせり、

注解　「秦博士云々」始皇二十六年南遊して、湘山の祠に至り、風に遇ひ、博士に湘山の神を問ひける時、斯く答へたるなり、始皇怒つて山の木を伐らせ、赭にして之を辱めたることは、史記の本紀に審なり、

而離騷九歌、旣有湘君、又有湘夫人、

段落　第二大段の第二小段なり、異論の本づく所を敘す、

講說　然るに離騷九歌の中には既に湘君の名あり、又湘夫人の名あり、

注解　「離騷九歌」楚の屈原の作る所、

王逸之解、以爲湘君者、自其水

なきに似たり、文の佳の如きは、排山倒海の力を以て濟すに敲金戛玉の韻を以てす、尤も得易からざるなり、

○沈德潛評　平淮西の碑、書に似たり詩に似たり、此の篇漢賦に似て、通體文瀾、俱に祀時多大風の一語より生出す、奇光異采、人をして心目俱に眩せしむ、

○賴山陽評　平淮西の碑、劈頭天の字を下し、南海の碑、劈頭海の字を下す、這老の胸宇、天空海豁なるを想ひ見るべし、

又曰く、公の他文、用字往々剗刻精悍、獨り此篇奇にして險ならず、色味音香みな濃厚溫潤、司馬長卿の髓を擢き、己れの精液を以て之を和成するなり、

黃陵廟碑

解題　黃陵は山名、湘江の尾洞庭の口に在り、長沙府に屬す、相傳ふ、舜の二妃を葬むる處と、

動機　廟神の靈あることを表揚するに在り、

主意　舜の二妃の神となるべきを言ふ、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「非景升立者」に至るまでを第一大段となす、舊碑の不完全なることを敘す、「秦博士對始皇帝云」より「璞與王逸俱失也」に至るまでを第二大段となす、古來の衆說を列擧す、「堯之長女」より「皆不可信」に至る迄を第三大段となす、其中の謬說を正す、「二妃既曰」より「莫敢不進禮廟下」に至るまでを第四大段となす、二妃、神たるの所以を言ふ、「元和十四年」より篇尾に至るまでを第五大段となす、碑を立つるの來歷を敘す、

湘旁有廟曰黃陵、自前古以祠堯之二女舜二妃者、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ廟と廟神とを點出す、

講說　湘の旁に黃陵と曰ふ廟あり　古來より堯の二女卽ち舜の二妃にてありし人を祀り來れり、

注解　「前古」何の世より立てたるかを知らざるが故に、前古と曰へり、

央政府の政綱を執らしめんと欲す、嗚呼天下の爲には公は一日も早く朝廷に擧げらるべく、決して遲々たる勿れ、然れども又一方より言へば、公は急に此の土を去る勿れ、我が私情を以つて公を留むるに非ず、神も人も共に公に依賴するが故に、公の去るは神の不幸なればなり、

注解「墟」大叡なり、「南伯」廣州の刺史を謂ふ、「右」補助するなり、「事樞」政治の樞要、

文法　神人の二字を取つて經となす、

總　說

事既に鬼神に關するが故に、其の行文も亦莊重の中に幽眇の筆を挿み、立意の正、造語の奇、眞に昌黎獨得の境なり、詩に至つては、獨り天子に本づいて孔公を頌するの體を得たるに止まらず、其の行くを祝し、又其の留るを欲するの一解、情味限りなく、而して語氣は則ち莊にして狃れず、極めて本題に稱へり、

纂　評

○唐荊川評　賦頌の體を以て事を敍す、亦魏晉以後の絕調なり、

○高梅亭評　人を治め神に事ふる、是れ通篇の大關鍵、巨麗を肅括に斂め、森羅を凝厚に現す、

○林西仲評　題は是れ南海神廟の碑、文は却つて是れ孔公重修碑の記、但だ重修の一事を記すのみならず、且た純に是れ孔公廣州政の碑なり、開手、南海の神最も貴く、本朝の祀典最も隆にして、是より前奉行度まざるを說き、亦孔公の爲に一反襯話頭となす、次に孔公の、人を治むるに明を以てし、神に事ふるに誠を以つてするに轉入し、二大段を分敍し、贊揚を備極す、卽ち舟行祭を敍し、海洋に往返し、許多の異景を舖張するも、總べて其誠あれば必らず格るを言ふ、神靈を寫すと雖も、亦是れ孔公を寫すなり、若し廟碑の正格を論ぜば、末段許多の政績、一齊に攙入すべからず、故に昌黎、政績を敍するの前に於て耋艾歌詠の四字を加へ、末又云ふ、咸願刻廟石以著其美而繫以詩と、是れ明に稱頌の詞を以て百姓の意を借り、個の卸擔の法となす、獻諛に涉るを恐れて然るに非ずと謂はんや、案ずるに、孔公字は君嚴、孔子三十八世の孫、徧いで尙書左丞となり、老を以て致仕す、公曾て上疏、留めんを請ひ、薨ずるに及び、又爲に墓誌銘を作る、皆其の淸正を敍す、亦以て此碑の言に當つて媿づる

咸願下刻二廟石一以著二厥美一、而繫以上レ詩、乃作レ詩曰、

段落　第四段の第二小段なり、選文の由を叙す、

讀方　咸廟石に刻し、以て厥美を著はし、而して繫くるに詩を以てせんを願ふ、乃ち詩を作つて曰く、

講說　州人皆廟の石に文を刻りつけて、公が政績の美なるを著はし、其上に詩を附せんことを願ふが儘に、詩を作ること左の如し、

南海陰墟、祝融之宅、即祀二於旁一、
帝命二南伯一、吏惰不レ躬、正自二今公一、
明用享レ錫、右二我家邦一、惟明天子、
惟愼二厥使一、我公在レ官、神人致レ喜、
海嶺之陬、既足既濡、胡不二均弘一、
俾レ執二事樞一、公行勿レ遲、公無二遽歸一、
匪二我私一レ公、神人俱依、

讀方　南海の陰墟、祝融の宅、卽ち旁に祀り、帝南伯に命ず、吏惰り躬らせず、正す今の公よりす、明かに用つて錫を享け、我が家邦を右く、惟れ明天子、惟れ厥使を愼む、我が公官に在り、神人喜を致す、海嶺の陬、既に足り既に濡ふ、胡ぞ均弘して事樞を執らしめざらん、公の行る遲き勿れ、公遽に歸る無かれ、我れ公に私するにあらず、神人俱に依る、

講說　南海の幽陰なる谷間は、祝融神の鎭座します所なり、因つて其の旁に廟を建て、祭祀を行ふことなるが其の祭祀は、天子より南方の伯に命じ給ふ、然るに吏たる者其の職を怠りて、自身祭を行はざりし處、斯かる不都合を改めしは、實に今の刺史たる孔公より始まれり、之れが爲め公は明かに神の賜を享け、災止み年豐かにして、我が天子の方家に裨益せり、是れと云ふも明天子が其使たる人を鄭重に選びて、輕く委任したまはざりしに由る、我が公は天子の御明察に違はず、刺史の官にあるや、神も人も共に喜べり、南海の五嶺の邊鄙なる地方は、公の德化により既に足り既に濡へるが、此の上の希望には、公の德を弘く天下に及ぼし、均しく天下に遍からしむる爲に、中

『擇ニ處所ニ、事レ神ニ治レ人ヲ、其可レ謂ニ備至ニ耳矣』、

段落　第四大段の第一小段なり、人を治むるに明を以てするを叙す、

讀方　始め公の至る、盡く他名の税を除き、官に衣食するの去るべき者を罷め、四方の使、資を以て交らず身を以て帥となす、燕享時あり、賞與節を以てす、公藏私蓄、上下與に足る、廣州負逋の緡錢廿有四萬、米三萬二千斛を免じ、金を賦するの州耗金一歳に八百、困償ふ能はず、皆以て之を丐ふ、西南守長の俸を加へ其尤も無良令を聴かざる者を誅す、是に由り皆自重法を愼む、人士の南に落ち、歸る能はざる者、流徙の冑百廿八族と、其才良を用ひて、其告ぐるなき者を廩し　其女子嫁すべきは之に錢財を與へ、時を失ふなからしむ、刑德竝び流れ、方地數千里盜賊を識らず、山行海宿、處所を擇ばず、神に事へ人を治むる、其れ備に至ると謂ふべき耳矣、

講說　其初孔公の此州に至るや、本税以外種々の名目を以て徴收し來れる雜税を廢し、官途に衣食する中にて去るべき冗員あれば、之を罷め、四方よりの使は、貨財的交際をなさず、己れ率先して部下の模範となり、宴會等も自ら適當の時期に於てし、賞與も程度を立て、濫費を省けり、其結果として公私の貯蓄成立して、上下共に足れり、是に於て廣州の負税逋税の緡錢二十四萬と米三萬二千斛とを免じ、金納の州不足金一年に八百兩あり、困窮して償ふ能はざりしに、皆之を與へけり、又西南部に於ける守長の俸給を加へ、守長中尤も不良にして命令を奉ぜざりし者を誅せしかば、皆自重して法規を太切にするに至れり、其他人士の此南方に落ち込みて歸る能はざる者、及び流徙の刑に由つて此に來りし者の子孫に就き、彼等の中の才能善良の士をば擧げ用ひ、病癈孤寡の如く頼るべき所なき者には扶持米を與へ、女子にて嫁入すべき年齢となれる者には錢財を與へ、嫁期を失はざるやうに致し遣し、威刑恩德竝びに行はれ、方數千里の間盜賊を知らず、山に行くも海に宿するも、何の場處と云ふ差別なく、安泰なり、されば公が神に事へ人を治むるは、誠に十分至極せりと謂ふ外はあらず、

文法　事神治人の一句、上文を總收す、

修めたる結果を叙す、

讀方　之を祀るの歳風災熄滅し、人魚蟹に飽き、五穀胥熟す、明年祀り歸り、又廟宮を度つて之を大にし、其庭壇を治め、東西兩序を改作し、齋庖の房、百用具修す、明年某時公又固く往き、懈らず益す虔む、歳仍つて大に和し、耋艾歌詠す、

講說　南海神廟に祭典を行ひし歳は、風災跡を絶ち、大漁なりしため、人々魚類に厭きる程にて、陸に於ては五穀皆熟したり、翌年又祭を行つて歸るや、廟の建築を測量して之を擴張し、庭と壇とに修繕を加へ、東西の兩序を改造し、齋房並に庖厨の室等有らゆる用度を完備し、其明年公又例を守つて祭に赴き、少しも懈怠することなく、一層恭しかりしが、其年も大に順調にして、老若とも歡喜して歌咏せり

注解　「熄」やむ、「胥」皆なり、

文法　風災熄滅は上の盲風怪雨に反映す、○此段、尤も上の事神以誠の句を具體的に說明せしものと謂ふべし、

始公之至、盡除ニ他名之稅一、罷下衣ニ食於官一之可レ去者上、四方之使、不下以レ資交上、以レ身爲レ帥、燕享有レ時、賞與以レ節、公藏私蓄、上下與足、於レ是免ニ屬州負逋之緡錢二十有餘萬、米三萬二千斛一、賦レ金之州、耗金一歲八百、困不レ能レ償、皆以丐レ之、加ニ西南守長之俸一、誅ニ其尤無良不レ聽レ令者一、由レ是皆自重愼レ法、人士之落レ南不レ能レ歸者、與ニ流徙之冑百廿八族一、用ニ其才良一而廩ニ其無レ告者一、其女子可レ嫁、與ニ之錢財一、令レ無レ失レ時、刑德並流、方地數千里、不レ識ニ盜賊一、山行海宿、不

文法　各執其職は上の吏滋不供に反映し、牲肥酒香は上の牲酒瘠酸に反映し、罇爵淨潔は上の猥藉籩豆に反映し、降登有數は上の不中儀式に反映し、神具醉飽は上の神不顧享に反映す、

闔ㇾ廟旋ㇾ艫、祥飇送ㇾ颿、旗纛旄麾、飛揚晻藹、鐃鼓嘲轟、高管噭譟、武夫奮ㇾ櫂、工師唱和、穹龜長魚、踊躍後先、乾端坤倪、軒豁呈露』

段落　第三大段の第四小段なり、祭後の光景を叙す、

讀方　廟を闔ぢ艫を旋せば、祥飇颿を送り、旗纛旄麾飛揚晻藹、鐃鼓嘲轟、高管噭譟武夫櫂を奮ひ工師唱和し、穹龜長魚踊躍後先、乾端坤倪軒豁呈露す、

講說　祭典終りければ廟を閉ざし、艫を回らして歸路に就きしに、目出たき早風は追手にて帆を吹き送り、旗指物等は舞ひ揚りて空にたなびき、鐃や鼓の聲轟き、高調子の簫笛なども之に和して、喧しきほどに奏樂の響舟中に起り、武夫は櫂を奮つて歌ひ船頭は之と唱和し、舟の外には甲高き龜、身長き魚など、後となり先となり躍り上つて護送するものゝ如く、見渡せば天地の極端までも高く廣く、目に入らざるなし、

注解　「闔」閉づるなり、「旋」轉ずる、「飇」疾風、「颿」帆に同じ、「纛」毛羽の旗、「晻藹」たなびき、「鐃」どら、「噭」吼なり、「穹」圓く高まりたる貌、「端倪」端は山巓倪は水滸、猶ほ際限と云ふが如し、「軒豁」高大、

文法　海洋中天氣佳麗にして、神靈擁護するを叙する所、古雅幽麗、

祀ㇾ之之歲、風災熄滅、人厭二魚蟹一、五穀胥熟、明年祀歸、又度二廟宮一而大ㇾ之、治二其庭壇一、改二作東西兩序一、齋庖之房、百用具修、明年某時、公又固往、不ㇾ懈益虔、歲仍大和、耊艾歌詠』

段落　第三大段の第五小段なり、公の祀を致し、廟を

牽牛正中、公乃盛服執ㇾ笏、以入卽ㇾ事、文武賓屬、俯ㇾ首聽ㇾ位、各執二其職一、牲肥酒香、罇爵淨潔、降登有ㇾ數、神具醉飽、海之百靈秘恠、慌惚畢出、蜿々蛇々、來享二飲食一、

段落　第三大段の第三小段なり、祭時の光景を叙す、

讀方　公遂に舟に陞る、風雨少しく弛む、櫂夫功を奏し、雲陰駁を解き、日光穿漏し、伏波興らず、牲を省みるの夕、載ち暘り載ち陰る、事を將ふの夜、天地開除し、月星明穊、五鼓既に作り、牽牛正に中す、公乃ち盛服笏を執り、以て入りて事に卽く、文武賓屬、首を俯し位に聽き、各其職を執る、牲肥え酒香し、罇爵淨潔、降登數あり、神具に醉飽し、海の百靈秘怪、慌惚畢く出で、蜿々蛇々來つて飲食を享く、

講說　孔公愈よ舟に乘られし處、風雨も少し穩かとなり、櫂を操る舟子等功を奏し、是まで大空を蔽へる雲も婆羅婆羅となり、日の光其間より漏れて、晴るべき模樣あり、波浪も鎭まつて興らざりき、牲の如何を吟味せる夜、或は晴れ或は曇れり、神事執行の當夜に至れば、天地晴れ亘つて一點の雲なく、月色は明に星光は密なりしが、五更を報ずる太鼓の聲已に鳴り響き、牽牛の星は中天に在り、公は乃ち立派なる服裝をなし、笏を手にし、廟に入つて祭典に從事し、文武の賓客屬僚等、皆首を俯して其位席に從ひ、各擔當の事務を執る、今度の祭には牲肥え酒香しく、酒壺と云ひ杯と云ひ、清潔を極め、役人の階級段を升降するも一定の準度あり、是に於て神も感應あつて、十分に飲食を聞し召し、神の眷屬と云ふべき海中の有らゆる怪物は、夢か幻の如くに畢く波上に出でゝ、によろ〳〵のたく〳〵と來つて供物を享けたり、

注解　「陞」のぼる、「弛」俗に云ふなぐなり、「駁」まざる、「省」檢査なり、「載暘載陰」晴れたり陰つたり、「將」行ふ、「穊」稠密なり、「牽牛正中」季春の月には、夜明に牽牛星正中す、「罇爵」罇は酒樽、爵は杯の一種、「慌惚」それか、あらぬか、「蜿々」龍蛇の如くうねうねしたる狀、「蛇々」のたくりて機嫌よき貌、

明日吏以二風雨一白、不レ聽、於レ是州府文武吏士凡百數、交謁更諫、皆揖而退、

段落　第三大段の第二小段なり、祭前に於ける公の態度を叙す、

讀方　州に至るの明年、將に夏ならんとす、祝冊京師より至る、吏時を以て告ぐ、公乃ち齋祓し、冊を視る、群有司に誓つて曰く、冊に皇帝の名あり、乃ち上の自署する所、其文に曰く、嗣天子某謹んで官某を遣し、敬んで祭ると、其恭且つ嚴是の如し、敢て承けざるあらんや、明日吾將に廟下に宿し、以て晨事に供せんとすと、明日吏風雨を以て白す、聽かず、是に於て州府文武吏士凡そ百數、交る交る謁し、更も諫む、皆揖して退く、

講說　公が廣州に赴任せし翌年、夏に入らんとする頃、都より祝詞の文書到着しければ、屬吏より祭典執行の時期なることを公に告げたり、公は是に於て物忌して不祥を拂ひ、其文書を熟覽し、諸役人に誓ふやう、此文書に天子の御名あり、是は實に主上手づから書き給ひしものにして、其文に、相續せる天子某謹しんで官某を遣し、敬んで祭るとあり、其恭謹にして嚴格なること此の如くなる以上、如何にして勅命を奉行せざることあらんや、明日此方將に廟の下に宿し、翌朝神事を行ふの準備をなすべしと、其翌日になりし處、下吏は、風雨なれば御見合せあるべしと申立てしも、公聽き入れざりしかば、州府の文武官凡そ百人計り立ち替り入り替り公に謁して諫めたれども、皆揖手の禮を施し挨拶せしのみにして、之を退かしめぬ、

文法　將夏は上の立夏氣至に應じ、以風雨白は常多大風に應じ、諫を不聽は委於副と憂慼とに應ず、

公遂陞レ舟、風雨少弛、櫂夫奏レ功、雲陰解レ駁、日光穿漏、伏波不レ興、省レ牲之夕、載暘載陰、將レ事之夜、天地開除、月星明概、五鼓既作

文法　海事及び海常多大風は上の海道に應じ、下の怪々奇々の狀を伏す、

元和十二年、始詔用二前尚書右國子祭酒魯國孔公一爲二廣州刺史兼御史大夫一、以殿二南服一、公正直方嚴、中心樂易、祗二愼所一レ職、治レ人以レ明、事レ神以レ誠、内外單盡、不レ爲二表襮一、

段落　第三大段の第一小段なり、新刺史の本領を敍す、

讀方　元和十二年始めて詔して、前尚書右國子祭酒魯國孔公を用ひて廣州の刺史兼御史大夫となし、以て南服を殿（サダ）む、公正直方嚴、中心樂易、職とする所を祗愼し、人を治むるに明を以てし、神に事ふるに誠を以てし、内外單（コトゴト）く盡し、表襮（バク）をなさず、

講說　元和十二年始めて詔して、前の尚書右國子祭酒魯國の孔公を以て廣州の刺史兼御史大夫となして、南部を鎭定せしめたるが、公は其行公正方嚴にして、其心中は穩和の人なり、其職に關する所を愼み、明を以て人を治め、誠を以て神に事へ、内外ともに力を盡くして外飾をなさず、

注解　「孔公」天寶十二年七月、孔戣（キ）を以て嶺南の節度使とす、「殿」詩の小雅釆菽篇に、殿二天子之邦一とあり、注に云ふ、殿は定なり、「單」すべてなり、「表襮」表は表面襮は衣領、

文法　治人の二句は一篇の眼目なり、其神に事ふるを敍せんと欲し、先づ人を治むるを敍す、事に於ても文に於ても此の如きを體を得たりとなす、

至二州之明年一、將レ夏、祝冊自二京師一至、吏以レ時告、公乃齋祓、視レ冊、誓二群有司一曰、冊有二皇帝名一、乃上所二自署一、其文曰、嗣天子某謹遣二官某一敬祭、其恭且嚴如レ是、敢有レ不レ承、明日吾將下宿二廟下一以供中晨事上、

郡邑を觀察すべし、南方の事に於て統べざる所なし、地大以て遠し、故に常に重人を選用す、既に貴うして富み、且つ海事に習はず、又祀時に當り、海常に大風多し、將に往かんとす、皆憂慼す、既に進む、觀顧怖悸す、故に常に疾を以て解をなし、而して事を其副に委す、其來る已に久し、故に明宮齋廬、上雨旁風、蓋障する所なく、牲酒瘠酸、具を臨時に取え、水陸の品籩豆に狼藉たり、薦裸興俯、儀式に中らず、吏滋す供せず、神顧み享けず、盲風怪雨、發作節なく、人其害を蒙る、

講說　而して此の廣州の刺史は、五嶺地方の諸軍を監理すると共に、地方官たる本職の儘に其管內に於ける郡邑を觀察すべき任務なるを以て、南方の事に於ては總べざる所のものなく、又其土地は大なるが上に、遠く京師を離るゝが故に、常に位置重き人を選びて、之を刺史に任用することとなるが、此種の人は既に位貴く家富み、實務に適せざるのみか、海事に經驗なく、其上祭祀の時に當りては、每も海には大風多き爲め、愈よ廟の所在地に往くとなれば、皆憂ひ悲しみ已に進行するに及んでは前後を見廻し、荒海の光景に恐怖するが故に、常に病氣を以て言拔となし、萬事を副官に委ぬる始末なるが、斯かる習慣は、由來する所已に久しき事なり、されば神殿と云ひ物忌の小屋と云ひ、大破の儘にて上より雨漏り込み、橫よりは風吹き入れども、屋根もなく、戶襖もなく、神に供ふる牲は瘠せたる物を用ひ、酒は酸くなるものを用ひ、間に合せの物品を取り、山海の珍味も食器に散亂して不秩序を極め、供物を捧げ裸の禮を行ふに、其身の興き俯しの如き、儀式に合はず、役人は次第に供へ物を怠り、神靈は終に見向きて納受し給はず、（其罰として）亂暴なる風、氣味惡き雨は發作して、底止する所を知らず、人民は之が爲に其害を蒙れり、

注解　「悸」おびゆる、「明宮」神殿なり、「齋廬」神を祭るに先きだち物忌して身を淨むる爲に設けたる小屋「蓋障」蓋はおほふ、上に係り、雨の字を承け、障はさゝふ、旁に係り、風の字を承く、「瘠酸」瘠は牲、酸は酒「籩豆」籩は竹製、豆は木製、倶に食を盛る器、「滋」ますますと訓ず、「裸」鬱鬯の酒を地に灌ぎ、神靈を呼び起す祭、

文法　古爵は上の三代を照らし、大神は鉦の字を照らし、崇極は最貴を照らす、與次倶昇は上の次に應す、

因其故廟、易而新之、在今廣州治之東南海道八十里、扶胥之口、黃木之灣、常以立夏氣至、命廣州刺史、行事祠下、事訖驛聞、

段落　第一大段の第三小段なり、祭祀の舊例を叙す、

讀方　其故廟に因り、易へて之を新にす、今廣州治の東南海道八十里、扶胥の口、黃木の灣に在り、常に立夏氣に至るを以て、廣州刺史に命じ、事を祠下に行はしむ、事訖つて驛聞す、

講說　其從來の廟の處其儘に改めて、之を新にせしが、其位置は今の廣州府廳の東南に當り、海路八十里なる扶胥の口、黃木の灣に在り、常に立夏の氣候に至る時に於て、廣州の刺史に命じ、祠廟の下に祭典を行はしめ、祭典終れば宿次に之を朝廷に報告す、

注解　「治」地方政廳の在る處、

而刺史當節度五嶺諸軍、仍觀察其郡邑、於南方事、無所不統、也、地大以遠、故常選用重人、既貴而富、且不習海事、又當祀時、海常多大風、將往、皆憂慼、既進、觀顧怖悸、故常以疾爲解、而委事於其副、其來已久、故明宮齋廬、上雨旁風、無所蓋障、牲酒瘠酸、取具臨時、水陸之品、狼藉籩豆、薦裸興俯、不中儀式、吏滋不供、神不顧享、盲風怪雨、發作無節、人蒙其害、

段落　第二大段なり、

讀方　而して刺史は當に五嶺諸軍を節度し、仍ほ其

位地最も貴く、他の北海東海西海の三神、及び河の神の上に在り、之をば祝融と號したり、

注解　「祝融」山海經に、南方は祝融、獸身人面、兩龍に乘ずと、注に、火神なりとあり、但し南海は、其管轄する所なり、

文法　起し得て鄭重を極む、

天寶中、天子以爲古爵莫貴於公侯、故海嶽之祝、犧幣之數、放而依之、所以致崇極於大神也、今王亦爵也、而禮海嶽、尚循公侯之事、虛王儀而不用、非致崇極之意也、由是册尊南海神爲廣利王、祝號祭式、與次俱昇、

段落　第一大段の第二小段なり、陞爵の事を敍す、

讀方　天寶中天子以爲へらく古爵公侯より貴きはなし、故に海嶽の祝、犧幣の數、放つて之に依る、崇極を大神に致す所以、今や王も亦爵なり、而して海嶽を禮する、尚ほ公侯の事に循ひ、王儀を虛しうして用ひず崇極を致すの意に非ざるなり、是に由り册して南海の神を尊んで廣利王となし、祝號祭式、次と俱に昇る、

講說　天寶年間に時の天子思ひ給ふやう、古の爵位は公侯より貴き者なかりしが故に、海と嶽との崇拜的名稱及び之に捧ぐる犧牲と幣帛との數量も、公侯に準じて其實例に依りしは、大神に最尊崇を致す仕方なりしも、今日に於ては王も亦爵なり、然るに海や嶽を禮するに、尚ほ昔の如く公侯の資格通りにて、王爵の典禮を明け置き用ひざるは、最尊崇を致すの精神に違へり、是に由り册書を以て南海の神を尊び、廣利王となし、崇拜的名稱及び祭禮の儀式等も、南海の神の位地が斯く昇るに從つて昇進せり、

注解　「天寶中」玄宗の年號、「祝」祭典などの時に用ふる神の呼名、「放」倣に同じ、「嶽」五嶽なり、「致崇極」禮の王制に云ふ、天子は天下の名山大川を祭り、五嶽は三公に視ふ、四瀆（江淮河漢）は諸侯に視ふと、

文を觀るに、中に愬の部將の姓名史旻、仇良輔、李祐、李誠義、田進誠の類の如き、一々臚列す、理或は然らんなり、然らざれば、愬、蔡に入るとき、櫜鞬〔弓矢を受くるもの〕を具へて晉公〔裴度〕を迎へ、以て上下の分を明にす、而して此れ必ず功を文字の間に爭ふを欲せんや、羅紀、從ふべきに似たり、

南海神廟碑

解題　此れ南海神廟を重修せし事を記するの碑なり、

動機　廣州の刺史孔公の政績を頌するに在り、

主意　孔公の適任にして、神人共に喜を致せしことを表するに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「事訖驛聞」に至るまでを第一大段となす、南海神廟の緣起を叙す、「而刺史當節度五嶺將軍」より「人蒙其害」に至るまでを第二大段となす、從來の刺史親ら祀らずして人民に不幸を蒙らせし事を言ふ、「元和十二年」より「耋艾歌詠」に至るまでを第三大段となす、孔公親ら祭り人民に幸を及ぼしたるを言ふ、「始公之至」より篇尾に至るまでを第四大段となす、孔公の廣州に於ける政績を叙す、

海於天地間、爲物最鉅、自三代聖王、莫不祀事、考於傳記、而南海神次最貴、在北東西三神河伯之上、號爲祝融、

段落　第一大段の第一小段なり、南海神の貴きを敍す、

讀方　海、天地の間に於て物たる最も鉅、三代聖王より祀事せざるなし、傳記に考へ而して南海の神の次最も貴し、北東西三神河伯の上に在り、號して祝融となす、

講說　海は天地の間に於て最も巨大なる者にして、三代の聖王を始めとして祀り事へざるはなかりき、傳記を取調べ見るに、同じ海の中に於て南海の神の

り前藩鎮、討を懼るゝも、猶ほ能く刺客をして皇都に入らしめ、宰相を殺して其顱骨を取れり、況や擧朝謀を協せ、憾を釋かんとす、何をか求めて得ざらん、且つ天子の萬幾を以て、能く其をして闕廷に親訊せしむ、其中必ず之に主たる者あり矣、石孝忠自ら惟ふ、碑を推し吏を殺さば、既に以て盈朝の懽を結ぶべし、又恃む所あれば、必ず死に至らず、更に何を憚つて爲さゞらんやと、段文昌作る所を讀むに及んで、則ち所謂乃詢廷議、咸願假以墨經、授以兵符等の語あり、是れ明々に擧朝皆蔡を討たんを欲するを言ひ、昌黎の文と大に牴牾す、益す知る、孝忠、李逢吉輩の陰遺たる、疑なし矣、其後裴公、蔡鄆兵を用ひ、天子機略に憂勤せしを纂述し、内より印出吏官に付せんを請ふ、上許さず、亦盈朝の自ら安んぜざるを恐るゝなり、此意誰か能く窺破せん、案ずるに、此碑立てゝ河南汝寧府の城内に在り、本州の守陳珦、段の作を磨り去り、仍ほ韓文を刻す、千古の快擧と謂ふべし、李商隱の詩に云ふ、公之斯文若元氣、先時已入人肝脾、と、蚤く其必ず得て磨滅せざるを知れり、孰か文章定價なしと謂ふや、

○沈德潛評　儲同人云ふ、序は書の如く、文は詩の如し、李斯石に勒す、詩書を變じて碑文となす者なり、韓公此篇、碑文を復して詩書となす者なり、○李義山の詩に云ふ、點竄堯典舜典字、塗改淸廟生民詩と、嗚呼之れを書す矣、段文昌、駢四儷六蛙鳴蟬噪の音を以て鈞天の奏に易ふ、直に人間、羞恥の事あるを知らず○畔亂を記し、赦宥を記し、廷議を記し、將を命ずるを記し、戰功を記し、論功を記し、而して總べて天子の明且つ斷に歸す、井々整々、肅々穆々、江漢、〔詩經の大雅尹吉甫が宣王を美するの詩〕常武〔召穆公の宣王を美するの詩〕の詩を讀むが如し、西京〔前漢を謂ふ〕後第一篇の大文字、○東坡、臨江驛の詩に云ふ、淮西功業冠吾唐、吏部文章日月光、千載斷碑人膾炙、不知世有段文章と、文昌、詔を奉じて作る、唐文粹に載す、○舊史に云ふ、李愬、功を裴度に歸するを平とせず、愬の妻は唐安公主、禁中に出入し、碑詞實ならざるを訴ふ、詔して原文を磨去し、段文昌に命じて改作せしむ、又羅隱、石烈士の事を紀して云ふ、部將石姓不平、其碑を仆す、時に廟堂主なく、碑を仆すの人を罪せず、因つて段文昌に命じて改作せしむと、今碑

力量と云ひ、倶に絶頂に至る、

文詞の簡老なるは固より論ずるまでもなし、其起手の如き、叙は先づ天を呼び、次の唐を呼ぶ、文は先づ唐を呼び、次に天を呼ぶ、錯綜の妙あり、末段天子天子を連呼し、終に明斷を點出す、萬壑一流に歸するが如し、洋々たる大觀、是に於てかあり、

余は唯だ一議論あり、此種の金石文字は、主とする所詩銘に在り、故に詩銘に詳なるは、叙事に於て之を略すべく、叙事已に言ふ以上は、詩銘は別方面より筆を着けざるべからず、然るに此篇は、事實議論の上に詳略あるのみにして、竝び存するの要を見ず、故に古來大手筆の稱あるに拘らず、聊か歉焉たらざる能はず、

纂評

○林西仲評　此れ昌黎、天子の命を奉じて作る所乃ち全集中第一の用意文字、語々功を天子の明斷に歸し、莊重體あり、古雅絶倫、其叙事段落井々たる、昔人〔唐の李商隱〕の謂はゆる、堯典舜典の字を點竄し、淸廟生民の詩を塗改するものなり、但だ此碑、改めて段文昌を用ふる始末、〔後に載する沈德潛評の舊史云云々參看〕、羅照諫は以爲へらく、李愬の將石孝忠、其功を裴相に歸し、愬の功を以て顏胤と齒するを怒り、因つて之を仆す事、朝に聞す、又其吏を殺す、天子親訊し、段文昌に命じて改め作らしむと、評者謂ふ、昌黎既に實錄を欠き、裴晉公も亦休々美を讓るに懐なし、謗を致す因ありと、余獨り以爲へらく、然らず、細玩するに、李愬の功を叙する、最も詳明たり、原と顏胤と迥に別、裴相を叙するに至つては、前段は乃ち天子度に命ずるの詞、起行の時に在り、後段は乃ち度、天子の恩を宣ぶ、平蔡の日に在り、皆其功あるを言ふものに非ず、唯だ中段、「丞相度至」師の一語を插む、則ち盡く功を歸するの說誣矣、蓋し淮蔡兵を用ふる當日、李逢吉輩皆執つて以て行ふべからずとなし、既に討つの後、猶ほ屢ば兵を罷めんと請ふ者あり、故に昌黎文中一には則ち曰く、一二臣の外と、再には則ち曰く惟だ汝予と同じと、三には則ち曰く、群公上言惠來に若くはなしと、四には則ち曰く、卿士隨ふなし、小大竝び疑ふと、此說や昌黎に在つては、天子の明且つ斷を顯さんと欲するに非ざるなきのみ、乃ち此輩尙ほ曉々として國事を議論せんと欲す、之を見て能く自ら安んぜんや、夫れ重賞の下には必ず死夫あり、此よ

天子活之、始議伐蔡、卿士莫隨、既伐四年、小大並疑、不赦不疑、由天子明、凡此蔡功、惟斷乃成、既定淮蔡、四夷畢來、遂開明堂、坐以治之』

段落　第五大段なり、平淮の大功は天子の明斷に成ることを言つて、以て全篇の結となす、

讀方　淮蔡亂を作す、天子之を伐つ、既に伐つて饑う天子之を活す、始め蔡を伐つを議す、卿士隨ふなし、既に伐つ四年、小大竝び疑ふ、赦さず疑はず、天子の明に由る、凡そ此蔡功、惟れ斷乃ち成る、既に淮蔡を定め、四夷畢く來る、遂に明堂を開き、坐して以て之を治めん、

講說　淮蔡亂を作せしが故に、天子伐つて罪を正し給ふ、既に伐ちたる後饑ゑければ、天子救ひて之を活かし給へり、其始め蔡を伐つに就き廟議あるや、公卿士大夫睿慮に贊同する者なく、又愈よ征伐に及び四年を經たるに、大小の官吏竝に成敗を疑つて、軟論を吐けり、然るに伐つて赦すことなく、遂行して疑はざりしは全く天子の明智に由る、凡そ此の蔡を平げたる功業は、實に果斷の力にて始めて成就せしものなり、既に淮蔡を定め、四方の夷狄に至るまでも朝威に服して、畢く來貢せざるなし、遂に明堂を開いて坐して之を治むべし、

注解　「小大並疑」小大は前の卿士、卿は大、士は小、李逢吉等、兵を罷むべしとの意見を進めたるを言ふ、

總　說

劈頭先づ天の字を以て喝破し來り、起勢堂々、已に名分の正さゞるべからざるを見る、藩鎭の萠芽を點出する、婉微の語を用ひ、罪を文武諸臣に歸せしが如き體を得たる者と謂ふべし、憲宗に入るや特筆擡起し「予其少息」の句、頓挫の法に因つて以て下段の勢を蓄へ、其諸將の部署兵數を叙するに當り、憲宗の口中より呼出し、一個洩す所なくして而も煩瑣の病なく、憲宗の英風又紙上に生動するを覺ゆ、戰功を叙する一段、約にして能く該ね、裴度の大體を綜ぶる、李愬の首功を建てたる、明白見るが如し、遂に功を皇帝に歸し、而して篇首の天と祖宗と終始一貫、法度と云ひ、

訓するのみにて税を徴することを爲さず、

注解　「盱」晩なり、

蔡人有レ言、始迷不レ知、今乃大覺、羞二前之爲一、蔡人有レ言、天子明聖、不順族誅、順保二性命一、汝不二吾信一、視二此蔡方一、孰爲二不順一、往斧二其吭一、凡叛有レ數、聲勢相倚、吾強不レ支、汝弱奚恃、其告二而長而父而兄一、奔走偕來、同二我太平一』

段落　第五大段なり、蔡人の口を借りて勸戒鼓舞す、

讀方　蔡人言ふ有り、始め迷うて知らず、今乃ち大に覺（サト）る、前の爲を羞（ハ）づと、蔡人言ふ有り、天子明聖、不順は族誅、順は性命を保つ、汝吾を信ぜずんば此蔡方を視よ、孰か不順をなす、往いて其吭に斧せん、凡そ叛に數（タノ）あり、聲勢相倚る、吾が強支へず、汝の弱き、奚（ナニ）をか恃まん、其れ而（ナンヂ）の長、而の父、而の兄に告げ、奔走偕に來り、我が太平を同じうせよ、

講説　蔡人の言へる語に、吾人始めは順逆を知らざりしが、今に至つては大に覺（サト）り、從前の行動を心に羞づるなりと、又言ふ、天子明聖に在（イマ）し、順（シタガ）はざる者は族類までも誅し給へども、順ふ者は性命を保たしめ給ふ、汝吾が言を信ぜずんば、此蔡の地方を視よ、何よりの實例なり、天下何物ぞ、朝廷に對し奉り不順の事を爲す者ぞ、斯かる不埒の者あらば、往いて斧を以て其吭を切らん、凡そ叛（ソム）く者一二に止まらざる時は、虛實の形勢必ず互に相倚つて立つ者なり（一方亡ぶれば、他の叛部は復た支持すべからず）、吾が蔡の強きすらも尚ほ官軍を支へざりしに、汝の如き弱勢にて、何をか恃み天兵に抗せんとするや、取敢へず汝の主長、汝の父兄に告げ、奔走して共に朝權の下に來つて一般の太平に與（アヅカ）るべしと、

注解　「汝」各方の鎭將を指す、時に淄靑の李師道等尙ほ朝命に抗するを以て、作者、蔡人の言を借り、之を警めたるなり、「而長」而は汝なり、以下二の而亦同じ、

淮蔡爲レ亂、天子伐レ之、既伐而饑、

降る、「往釐」裴度に命じて戰を督せしむ、「復屯」易の卦名、復は善に歸(カヘ)るの義、屯は物の始めて生ずる義、「西師躍入」李愬の夜襲を謂ふ、「頽々」惡を肆(ホシイマヽ)にするなり、

帝有二恩言一、相度來宣、誅止二其魁一、釋二其下人一、蔡之卒夫、投レ甲呼舞、蔡之婦女、迎レ門笑語、蔡人告レ饑、船レ粟往哺、蔡人告レ寒、賜以二繒布一、始時蔡人、禁不二往來一、今相從戲、里門夜開、始時蔡人、進戰退戮、今旰而起、左レ餐右レ粥、爲レ之擇レ人、以收二餘憊一、選レ吏賜レ牛、敎而不レ稅、

段落　第四大段なり、蔡人を生(イカ)すの實を叙す、

讀方　帝恩言あり、相度來り宣す、誅は其魁に止まり其下人を釋(ユル)す、蔡の卒夫甲を投じて呼舞し、蔡の婦女門に迎へて笑語す、蔡人饑(ウヱ)を告ぐ、粟を船にして往いて哺す、蔡人寒を告ぐ、賜ふに繒布を以てす、始時蔡人禁じて往來せず、今相從つて戲れ、里門夜開く、始時蔡人、進めば戰、退けば戮、今旰(カン)にして起ち、餐を左にし粥を右にす、之が爲に人を擇び、以て餘憊を收め吏を選び牛を賜ひ、敎へて稅せず、

講說　天子より有難き御沙汰あり、宰相裴度來つて之を宣言す、則ち誅は賊の巨魁に止まり、手下(テシタ)の者は之を釋放すと、蔡の兵卒は之を聞き、甲を投げ出して叫び舞ひ、蔡の婦女は其夫の赦されて歸るを喜び、門に待ち迎へて笑を含みつゝ物語る、斯くて蔡の人民が饑を訴ふれば、船に米粟を積み、往いて之に食はしめ、蔡の人民が寒を訴ふれば、又朝廷より絹や布を賜ひて之を救す、始め蔡の人民は交通往來を禁ぜられしに、今や互に相寄りて戯れ、里の門も用心の必要なくして、夜々開放に任す有樣なり、始め蔡の人民は、進んでは戰はざるを得ず、退いては戮(リク)せらるゝが如き苦境に在りしに、今や日が高くなつてより起き出で、左右に食物の設あり（全く前日と幸不幸を異にせり）、加之朝廷は之が爲に適當の人物を擇んで尙ほ殘餘の疲勞者を始末し、官吏を選り拔き賜ひ、人民を敎

復屯相望、兵頓不レ勵、告レ功不レ時、帝哀ニ征夫一、命レ相往釐、士飽而歌、馬騰ニ於槽一、試ニ之新城一、賊遇敗逃、盡抽ニ其有一、聚以防レ我、西師躍入、道無ニ留者一、頟々蔡城、其疆千里、既入而有、莫レ不ニ順俟一、

段落　第三大段なり、攻戰を叙す、

讀方　乃ち顔胤愬武古通に勅して、咸弘に統べしめ、各汝の功を奏せよと、三方分ち攻む、五萬其師、大軍北より乘じ、厥數之に倍す、常て時曲に兵す、軍士蠢々、既に凌雲を翦り、蔡卒大に窘む、之に邵陵に勝ち、郾城來り降る、夏より秋に入り、復屯相望み、兵頓して勵まず、功を告ぐる、時あらず、帝征夫を哀み、相に命じ往いて釐めしむ、士飽いて歌ひ、馬槽に騰る、之を新城に試む、賊遇うて敗逃す、盡く其有を抽き聚めて、以て我を防ぐ、西師躍り入り、道に留むる者なし、頟々たる蔡城、其疆千里、既に入りて有つ、順俟せざるなし、

講說　乃ち顔胤愬武古通等の諸將に勅し、咸く弘の統轄を受けしめ、各自其效を奏せしむ、彼等三方より路を分つて攻擊し、其兵數は五萬あり、大軍は北より乘じて、其數は三路の兵に倍す、嘗て時曲に戰ふや、軍士蠢々として動搖し、既に凌雲を剪取るに及び、蔡の卒は大に窮迫に及べり、然るに又邵陵に於て蔡の兵を破り、郾城は來降せり、夏より秋に入り、好運頻に至りしが、兵止つて勵まず、勝戰の報知一定せざりければ、天子從軍の徒の困苦を哀み給ひ、宰相を遣して撫慰せしめられ、從つて士は食に飽きて歌ひ勇み、馬は槽に飛上るほどの勢となり、新城に士氣を試むれば、賊之に遇うて敗走し、盡く其有する軍卒を拔き集合して防ぎし處、西路の官軍躍つて賊地に入り、道に止むる者なく、暴虐の本據たる蔡城、其領界は千里に亘れども、官軍已に入りて之を有すれば、兵民順ひ服せざるなし、

注解　「時曲」地名、「蠢」動搖、「蔡卒大窘」顔胤、凌雲の柵を拔く、「郾城來降」鄧懷金郾城を以て光顔に

與レ神爲レ謀、乃相同レ德、以訖二天誅一、

段落　第二大段なり、討蔡問題の廟議と宸斷とを叙す、

讀方　帝時に位を繼ぎ、顧瞻咨嗟、惟れ汝文、武、孰か予が家を恤ふる、既に吳蜀を斬り、旋つて山東を取る、魏將義を首め、六州降從す、淮蔡順はず、自ら以て强となす、兵を提げ叫讙、故常を事とせんと欲す、始め命じて之を討つ、遂に奸隣を連ね、陰に刺客を遣はし、來つて相臣を賊ふ、戰未だ利あらざるに方り、內京師を驚かす、群公上言、惠來に若くはなしと、帝聞かざる爲して、神と謀をなす、乃ち相德を同じうし、以て天誅を訖ふ、

講說　今上皇帝時に位を繼ぎ、此の如き有樣なるより、四方を振向き嘆息して宣はく、扨も汝等文武百官の中、何人か予の家を憂慮するものぞ、已に吳蜀を斬り平げ、又山東を取りしに、魏の將首として大義に服し、六州從つて降りしに、淮蔡のみは順はず、自ら强しとなし、兵を提げて叫び騷ぎ、從前の如く專斷を事とせんとす、乃ち命じて之を討ちしに、遂に姦邪なる隣近と連合し、陰に刺客を派して宰相を害せしめ、戰の未だ勝利あらざるに當り、內京師を驚かす、大官の人々上言するやう、淮蔡の賊には武力を用ゐず、懷けて歸服せしむるに若くはなしと、天子は此の俗論を聞き給へども聞き給はざるが如き風にて、神明と征伐の事を謀り給ひしに、宛も宰相は天子と德を同じうして主戰論なりしかば、是に於て飽くまで天誅を遂げんとし給へり、

注解　「魏將」魏博の田弘正、「賊相臣」淄青の李師道の刺客、武元衡を殺し、裴度を傷く、「乃相同德」裴度、兵の中止すべからざるを言ふ、

文法　叙文の第三大段第四大段に配す、

乃勅二顏胤愬武古通一、咸統二於弘一、

各奏二汝功一、三方分攻、五萬其師、

大軍北乘、厥數倍レ之、常兵二時曲一、

軍士蠢々、既翦二淩雲一、蔡卒大窘、

勝二之邵陵一、郾城來降、自レ夏入レ秋、

す、

讀方　唐、天命を承け、遂に萬邦を臣とす、孰か近土に居り、襲盗以て狂する、往に玄宗に在り、崇極つて圮る、河北悍驕、河南附いて起る、四聖宥さず、屢ば師を興し征す、克つ能はざるあり、益す戍するに兵を以てす、夫耕すも食せず、婦織るも裳せず、之を輸するに車を以てし、卒の爲に糧を賜ふ、外多くは朝を失し、曠しくして岳狩せず、百隷官に怠り、事其舊を亡ふ、

講說　唐は天命を承けて天子となり、萬邦に君臨して皆臣下ならざるなきに、何者ぞ、京畿附近の地に居りながら地を襲ひ物を盗みて狂妄を逞うするぞ、元來此の如く王命を拒む者ある可らざるの理なり、昔し玄宗皇帝の時、隆盛の極崩壞を來たし、河北は驕り悍つて政府に服せず、河南の地も亦之に附和して起れり、四代の天子之を宥し給はず、幾度も兵を興して征伐に及ばれしが、克つ能はざりしかば、益す守備を派遣するに至り、從つて男子は耕せども養ふに物なく、婦人は織れども衣裳なき有樣にして、車を以て糧食を輸送し、軍隊に供給する等、仲々の騷動なり、而して獨り此等の地方に止まらず、外藩の臣多くは朝貢せず、天子の巡狩も暫く廢絶して、中央の威令行はれず、百官は職に怠り、百事舊態を失へり、

注解　「崇極而圮」物餘りに高ければ崩れ損ずるの意「四聖」肅代德順の四宗、「不裳」下ばきもなしとの事、「岳狩」昔し天子四方に巡狩して諸侯を會し、四方の岳を以て之が會處となす、唐の世には初めより巡狩等の事なれども、茲には借りて諸侯を制するの道を缺きしを言へるなり、

文法　叙文の第一第二段に配す、

帝時繼㆑位、顧瞻咨嗟、惟汝文武、
孰恤㆓予家㆒、既斬㆓吳蜀㆒、旋取㆓山東㆒、
魏將首㆑義、六州降從、淮蔡不㆑順、
自以爲㆑强、提㆑兵叫讙、欲㆑事㆓故常㆒、
始命㆑討㆑之、遂連㆓奸鄰㆒、陰遣㆓刺客㆒、
來賊㆓相臣㆒、方㆓戰未㆑利、內驚㆓京師㆒、
群公上言、莫㆑若㆓惠來㆒、帝爲㆑不㆑聞、

紫光祿大夫、以舊官相、而以其副總、爲工部尙書、領蔡任、

段落　第七大段の第二小段なり、行賞を叙す、

講説　功を書き留め、之に對する賞典を行ひ、弘には侍中を加へ、愬は左僕射となり、山南東道の節度使に任じ、顏、胤には皆司空を加へ、公武は散騎常侍を以て鄜坊丹延の帥となり、道古は大夫に進み、文通には散騎常侍を加へ、宰相の裴度は、京師に朝する途中に於て晋國公の爵に封ぜられ、位階を升せて金紫光祿大夫となり、舊官の儘宰相に据置き、其副の馬總を以て工部尙書となし、蔡の任地を領せしむ、

注解　「副總」馬總、裴度の副として淮西を宣慰せり、

既還奏、群臣請紀聖功、被之金石、皇帝以命臣愈、臣愈再拜稽首而獻文曰、

段落　第八大段なり、

講説　既にして諸將還りて淮西平定の事を奏聞し、群臣は天子の功を紀して、之を金石に載せて不朽に傳へんことを奏請せし處、聽納あり、皇帝臣愈に之が撰文を命じ給へり、臣愈謹んで再拜稽首して文を獻ずる左の如し、

注解　「文」是迄の碑の文を叙と曰ひ、是より後の文を文と謂ふ、凡そ詩文と竝稱する時の文は普通謂はゆる文章なるが、文章の內にて單に文と云へば有韻文の事なり、

唐承天命、遂臣萬邦、孰居近土、襲盜以狂、往在玄宗、崇極而圮、河北悍驕、河南附起、四聖不宥、屢興師征、有不能克、益戍以兵、夫耕不食、婦織不裳、輸之以車、爲卒賜糧、外多失朝、曠不岳狩、百隷怠官、事亡其舊、

段落　第一大段なり、從來名分を正さゞりし事を叙

殺さず、此等の者の策を用ひて戰爭は引續き勝利を得たり、十二年八月宰相裴度は軍營に達し、諸軍の都統韓弘は益す急に戰爭を促せしかば、顏胤武の三將連合して、益す其命令を奉行せり、是に於て吳元濟は其全軍を洄曲に集合して、之に備へし處、十月壬申の日、李愬は其虜にしたる賊將を利用し、文城より大雪に乘じて急行すること百二十里、夜半に蔡に到り、城門を破つて元濟を捕へ、之を朝廷に獻じ、盡く元濟の有せし人民士卒を得たり、辛巳の日宰相裴度蔡に入り、皇帝の命を以て蔡人の元濟に從ひし者を赦し、淮西此に至つて平定せり、

注解　「得賊將」丁士良、陳光治、吳秀琳、李祐等を擒にせしこと、「所得賊將」李祐を指す、

文法　先づ顏胤武三人の戰功を敘し、次に李道古の戰功を敘し、次に李文通の戰功を敘す、最後に李愬の戰功を敘する、尤も詳なり、

大饗賚功、師還之日、因以其食賜蔡人、凡蔡卒三萬五千、其不樂爲兵、願歸爲農者十九、悉縱之、斬元濟京師、

段落　第七大段の第一小段なり、淮西戰後の處分を敘す、

講說　大に宴會を開いて戰功ある者を慰勞し、軍隊凱旋の日、其儘捕虜降卒を蔡人に賜ひ、凡そ蔡の卒三萬五千ありしが、其中兵たることを欲せず、田里に歸つて農とならんことを願へる者十人に九人なりしが一々其自由に任せ、賊魁吳元濟を京師に於て斬首の刑に付せり、

注解　「賚」たまふ、

册功、弘加侍中、愬爲左僕射、帥山南東道、顏胤皆加司空、公武以散騎常侍、帥鄜坊丹延、道古進大夫、文通加散騎常侍、丞相度朝京師、道封晉國公、進階金

樞密より宣慰監軍となる、「節斧」鈇鉞なり、賞罰の權を表す、「通天御帶」天子の用ひ給ふ犀皮の帶なり、「臨門」門は通化門を指す、

曰御史、予閔士大夫戰甚苦、自今以往、非郊廟祠祀、其無用樂、

段落　第五大段の第二小段なり、天子の憂勤を叙す、

講説　宣はく、御史、予は士大夫の戰爭の甚だ困苦なることを哀むにより、今日より後は郊廟の祭典の外音樂を廢し、之を用ふる勿れと、

顏胤武合攻其北、大戰十六、得柵城縣二十三、降人卒四萬、道古攻其東南、八戰降萬三千、再入申破其外城、文通戰其東、十餘遇、降萬二千、愬入其西、得賊將、輒釋不殺、用其策、戰比有功、

十二年八月、丞相度至師、都統弘責戰益急、顏胤武合戰益用命、元濟盡幷其衆洄曲以備、十月壬申、愬用所得賊將、自文城因天大雪、疾馳百二十里、用夜半到蔡、破其門、取元濟以獻、盡得其屬人卒、辛巳、丞相度入蔡、以皇帝命赦其人、淮西平、

段落　第六大段なり、

講説　李光顏、烏重胤、韓公武の三將は賊地の北を攻め、大戰十六回にして柵若しくは城又は縣を得たること、其數合せて二十三、民兵四萬人を降せり、李道古は東南を攻め、八回戰つて一萬三千人を降し、二度申に入つて其城の外郭を陷れ、李文通は其東に戰ひ、敵と鋒を交ふること十四回、一萬二千人を降し、李愬は其西に入り、賊將を擒にせしかども手輕く釋して

曰度、汝其往衣服飲食予士、無寒無饑、以既厥事、遂生蔡人、賜汝節斧通天御帶、衞卒三百、凡茲廷臣汝擇自從、惟其賢能、無憚大吏、庚申予其臨門送汝、

段落　第五大段の第一小段なり、天子將に命ずるの語を叙す、

講説　天子宣はく、光顔、汝は陳許の帥となれ、さるに因つて河東、魏博、郃陽、此三軍の出征すべき者は汝皆之を率ゐよ、宣はく、重胤、汝は舊來河陽と懐とを有ちしが、此度益すに汝州の節度使を以てす、さるにより汝の配下たる朔方、義、成陝、益、鳳翔、延慶此の七軍の出征すべき者は、汝皆之を率ゐよ、宣はく、弘、汝は兵卒一萬二千を率ゐ、汝の子の公武に屬し、往いて賊を討て、宣はく、文通、汝は壽州の守となれ、さるにより宣武、淮南、宣歙、浙西、此の四軍の壽州に赴く者は、汝皆之を率ゐよ、宣はく、道古、汝は鄂岳二州の觀察たるべし、宣はく、愬、汝は唐鄧隨三州の帥となり、各州の兵を率ゐて進擊せよ、宣はく、度、汝は御史に長たるが故に、往いて軍隊を監督すべし、宣はく、度、扨も汝は予と意見同じければ、遂に予を輔弼して命を用ふる者を賞し、命を用ひざる者を罰せよ、宣はく、弘、汝は節を以て諸軍の總司令官たるべし、宣はく、守謙、汝は常に左右に出入して、汝こそ近臣なれば、往いて軍隊を慰問すべし、宣はく、度、汝は往いて予が兵士に衣服飲食を給し、飢寒の憂なからしめて征伐の功を成し、遂に蔡人の艱苦を救ひ、之を生かすべし、因つて汝に節斧と通天の御帶、儀衞兵三百人を賜ふ、凡そ茲に在る朝廷の群臣中、汝は隨行の者を自ら撰擇して之を伴ふべく、偏に賢能の士を擇び、大吏と雖も憚るに及ばず、庚申の日には予門に臨んで汝の出張を見送らんと、

注解　「光顔」姓李、陳州の刺史となり、忠武軍の都知兵馬使に充つ、「重胤」姓烏、河陽懐汝の節度使に充て從つて汝州を理す、「弘」姓韓、淮西諸軍の都統、「文通」姓李、壽州の團練使、「道古」姓李、鄂岳の團練使、「愬」姓李、唐隨鄧の節度使、「度」姓裴、「守謙」姓梁、知

へ、其根本を樹うるつくること甚だ堅く、兵器は鋭利、士卒は頑強にして、他の藩鎮と同様ならず、若し其儘懐柔して版圖と爲し置かば、穩便にして異變なかるべしと、此の如き議論は、大官連が勝手に定めて動議を起せしに、萬人皆此說に附加し、遂に一人の口より出づるが如く、鞏固にして破り難し、然る處皇帝宣はく、抑も天なり祖宗なりが予に委任付與せられし點は、如何にも此に在りと覺ゆ、予何として奮勵一番せざらん、況や群臣の中に於ても一二人は予と同じく主戰論なれば、全く助なきには非ざればと、

注解　「蔡將」吳少陽、「一二臣」裴度、李吉甫、武元衡等、「三姓四將」三姓とは李忠臣の李、陳奇の陳、吳少誠の吳を指し、四將とは李忠臣、李希烈、吳少誠、吳少陽を謂ふ、「唱聲」發言なり、

文法　惟天惟祖宗は、仍ほ首段と第二十段とを承く、

○此段、功を君主の獨斷を歸す、

曰光顏、汝爲陳許帥、維是河東魏博郃陽三軍之在行者、汝皆將之、曰重胤、汝故有河陽懷、今益以汝、維是朔方義成陝益鳳翔延慶七軍之在行者、汝皆將之、曰弘、汝以卒萬二千、屬而子公武往討之、曰文通、汝守壽、維是宣武淮南宣歙浙西四軍之行於壽者、汝皆將之、曰道古、汝其觀察鄂岳、曰愬、汝帥唐鄧隨、各以其兵進戰、曰度、汝長御史、其往視師、曰度、惟汝予同、汝遂相予、以賞罰用命不用命、曰弘、汝以其節都統諸軍、曰守謙、汝出入左右、汝惟近臣、其往撫師、

んと、

注解　「容聖文武皇帝」元和三年に群臣の憲宗に上りし尊號なり、解は送殷員外序の注に在り、「事事」上の事は活用、職事を實行するなり、「郊廟」郊は天を祀る處、廟は先祖を祀る處、「震慴」ふるひ、おびえる、「率」循なり、由なり、「夏」楊惠琳の據りし處、「蜀」劉闢の據る處、「江東」李錡の據る處、「澤潞」盧從史の據る處、「易定」張茂昭の據る處、「魏博」田興の據る處、「貝衞澶相」此の四州も亦田興に屬せし處なり、

文法　郊廟の句、郊は首段の天を承け、廟は第二大段の祖宗を承く、○群臣震慴は上の文恬武嬉に反映す、○上に相臣將臣を出し、此に又群臣を出し、常に君を擧ぐれば必ず臣下を附す、針線最も密なり、

九年、蔡將死、蔡人立其子元濟以請、不許、遂燒舞陽、犯葉襄城、以動東都、放兵四劫、皇帝歷問於朝、一二臣外皆曰、蔡帥之不廷授、於今五十年、傳三姓四將、其樹本堅、兵利卒頑、不與他等、因撫而有、順且無事、大官臆決唱聲、萬口和附、并爲一談、牢不可破、皇帝曰、惟天惟祖宗所以付任予者、庶其在此、予何敢不力、況一二臣同、不爲無助、

段落　第四大段なり、

講說　元和九年に蔡の將死亡せしに、蔡の者等其子の元濟を立てゝ後任となし、允可を請ひけるに、朝廷許さゞりしかば、遂に暴動を始め、舞陽を燒き葉襄城を犯して東都を脅し、兵を放つて四方を掠めたり、是に於て皇帝は順次を以て朝廷の群臣に之が處分を問はれ、討否の決を取られんとせしに、一二人の外は皆云ふやう、蔡の主將に就いては朝廷の任命を經ざること今に至るまで五十年、姓は三變し將は四人を傳

木の横生えの如き者發生せり、肅宗、代宗、及び祖皇なる德宗、父皇なる順宗の四代は、或は勤めて之を除き或は容れて之を赦せしが、大惡方に去りしに拘らず、田に譬ふれば害草の如き者は其儘にして、除き去るに及ばず、而して宰相と云ひ大將と云ひ、文武兩つながら安逸氣樂にして、餘りに見聞に慣れたる爲め、當然の事として怪む者なし、

注解　「中宗」中宗、睿宗の略、「熾」火の盛に燃ゆるなり、「孽牙」孽は蘖に同じ、牙は芽に同じ、藩鎭跋扈の始を譬ふ、「順考」考は父、父の順宗、「大憝」安祿山、史泚、李希烈等の亂を謂ふ、「恬嬉」恬はやすらか、嬉はたのしむ、「稂莠」はぐさ、「薅」くさぎる、

睿聖文武皇帝既受群臣朝、乃考圖數貢曰、嗚呼天既全付予有家、今傳次在予、予不能事事、其何以見於郊廟、群臣震懾奔走率職、明年平夏、又明年平蜀、又明年平江東、又明年平澤潞、遂定易定、致魏博貝衛澶相、無不從志、皇帝曰、不可究武、予其少息、』

段落　第三大段なり、

講說　我が今上睿聖文武皇帝、既に即位あつて群臣の朝拜を受け給ふや、版圖の廣狹を取調べ、貢賦の多寡を計算して宣はく、扨も天既に天下をば全然予が此の唐家に付し給ひて、世天子となり、今其順次を傳へて予の身に在り（是れ余此版圖を支持するに就いて天と祖宗とに責任あるなり）、然るに予若し予の職を行ふ能はざるときは、何如にして天と祖宗とに見えんやと、群臣恐れ畏み奔走して、文武各其職務に從て機關の活動をなし、明年に夏を平げ、又其明年に蜀を平げ、又其明年に江東を平げ、又其明年に澤潞を平げ、遂に易定を定め、魏博を歸服せしめ、貝衞澶相の四州も志の如くならざるはなかりき、皇帝宣はく、極端まで武を用ふべからず、予兎も角も少しく休息せ

奏」より篇尾に至るまでを第八大段となす、碑文を撰むの由を記す、

天以唐克肖其德、聖子神孫、繼々承々、於千萬年、敬戒不怠、全付所覆四海九州、罔有内外、悉主悉臣、』

段落 第一大段なり、

講説 天帝は、唐が十分其の德に類似して慈仁廣大に、神聖なる天子の子孫繼ぎに繼ぎ、承けに承けて、千萬年の久しきに至り、而も事を敬ひ惡を戒め怠らざる處より、天の覆へる四海九州を擧げて之を唐に授けたるが故に、内外の區別なく、唐は悉く其主となり人は悉く唐の臣となれり、

注解 「繼々承々」二字を重ねたるは重く言ひたるなり、

文法 凡そ文章は起手を太切とす、從つて最も難き處も亦此に在り、況や大題目に於てをや、此篇の如きは、尤も其適例なり、賴山陽云ふ、昌黎畢生の大手筆、事實此篇を爲る、試に想へ、其詔を受け思を運び、先づ一筆を下すに、如何んか語を着けん、看る、他の口を開けば則ち一の天の字を唱起し、次に一の唐の字を以て勢を趁ひ叙筆す、何等の眼孔、何等の手腕と、

高祖太宗既除既治、高宗中睿、休養生息、至於玄宗、受報收功、極熾而豐、物衆地大、孽牙其間、肅宗代宗德祖順考、以勤以容、大慝適去、稂莠不薅、相臣將臣、文恬武嬉、習熟見聞、以爲當然、』

段落 第二大段なり、

講説 高祖、太宗の兩皇帝、既に群雄を除き大亂を治めて創業の後、高宗、中宗、睿宗の三帝は兵を休め民を養ひ、生産安息を事とせられしが、玄宗に至りては祖宗辛勞の報酬を受け、効果を收め、極めて隆盛富裕の御宇を開き、物産衆く版圖廣かりしかども、其間に

に直らず矣、〇柳州云ふ、之を讀む、龍蛇を捕へ虎豹を搏つが若く、急に之と角して、力敢て暇あらず、引重する者至れるなり、

平淮西碑

解題　唐の中葉より藩鎭跋扈して、朝命を奉ぜず、蔡の如きは、其節度使、自立世襲の有樣にして、元和九年吳少陽の死するや、其徒私に少陽の子元濟を立てゝ、事後任命を請ひ來りしに、朝廷許さゞりしかば、遂に叛す、憲宗、裴度の意見を用ひ、衆議を排して之を討つに決し、度を以て淮西宣慰處置使兼彰義軍節度使となせしが、度は韓退之に請ひ、行軍司馬たらしむ、淮西とは淮水の西一帶の地にして、卽ち蔡の在る處なり、淮西已に平定に及ぶや、退之は裴度に從つて朝に還り、功を以て刑部侍郎を授かり、又平淮西の碑を撰すべしとの詔を受く、此れ臺閣文士として退之一生の大文章にして、最も心を苦め最も力を用ひたる者なり、故に韓文の代表的傑作を數ふるときは、此碑文必ず其一二に居る、

動機　淮西の一役が中央集權を恢復したる大功を標するに在り、

主意　此の征討の擧が天子の獨斷に出でたることを明にするに在り、

段落　凡そ八大段より成る、篇首より「悉主悉臣」に至るまでを第一大段となす、唐の主權は天の付する所にして、臣下の僭竊を容さゞるを言ふ、「高祖大宗既除既治」より「以爲當然」に至る迄を第二大段となす、前代の君臣が征討に出でざりしを言ふ、「睿聖文武皇帝既受群臣朝」より「予其少息」に至るまでを第三大段となす、憲宗の世に入り、急に淮西を討たざりし由を言ふ、「九年蔡將死」より「況一二臣同不爲無助」に至る迄を第四大段となす天子の英斷を掲ぐ、「曰光顏」より「其無用樂」に至るまでを第五大段となす、諸將の部署任命を叙す、「顏胤武合攻其北」より「淮西平」に至るまでを第六大段となす、戰功を叙す、「大饗賚功」より「領蔡任」に至るまでを第七大段になす、賞罰を叙す、「既還

獨中山之族、不知其本所出、子孫最爲蕃昌、春秋之成、見絶於孔子、而非其罪、及蒙將軍拔中山之豪、始皇封之管城、世遂有名、而姬姓之無聞、穎始以俘見、卒見任使、秦之滅諸侯、穎與有功、賞不酬勞、以老見疏、秦眞少恩哉、

右は論贊なり、

講說　太史公云ふ、毛氏は兩族あり、其中の一は姬姓なり、但し周の文王の子にて毛の地に封ぜられし者あり、謂はゆる魯衞毛聃の四國なるが、戰國の時に毛公毛遂あり、然るに中山の族は、其本と何れより出でたるかを知らず、子孫は最も繁殖して、隆盛なり、春秋の書成りし時孔子より絶交を受けたれども、是は毛氏の罪にあらず、蒙將軍が中山の豪を拔き、始皇が又之を管城に封ずるに及び、代々有名となりけれども、姬姓の毛氏は世に聞えざりき、穎は初め捕虜として始皇に見え、終に任用を受けて、秦の諸侯を滅ぼせしに就いては穎も之に關係して功ありき、然るに其賞は功勞に相當せず、老いたりとて疎んぜられたり秦は眞に無情にこそ、

注解　「文王之子」文王の第九子毛に封ぜられて、毛伯と稱す、「魯衞毛聃」左傳僖の二十四年に出づ、「毛公毛遂」毛公は詩を治め、毛遂は史記の信陵君傳に見ゆ、「見絶於孔子」孔子春秋を書し、筆を獲麟に絶つ、「穎與有功」兵を用ふる時も亦筆を離し得ざるを以て云ふ、

總說

此種の假設の文は、莊子の寓言に本づき、司馬相如の子虛烏有を承けたる者にして、無を以て有となすの文、而して其行文は則ち史記を學び、神髓を得たり、宜なり、方望溪の如き、韓の文章を以て班固の上に在りとなすや、

纂評

○沈德潛評　遊戲の文字、章法謹嚴、後人擬作、一笑

因免冠謝、上見其髮禿、又所摹畫不能稱上意、上嘻笑曰、中書君老而禿、不任吾用、吾嘗謂君中書、君今不中書耶、對曰臣所謂盡心者、因不復召、歸封邑、終於管城、

段落　第五大段の第一小段なり、老死を叙す、

講説　後調見せし折、主上は之に何かの用事を命じ玉はんとて、手を以て拂ひ給ふ機に冠を脱いで謝せり〔筆の鞘を取ること〕、然るに主上は其髮の禿げたるを見給ひ〔筆の先、毛切れたること〕、又彼の計畫〔字をかくこと〕する所、主上の思召に叶はざりければ〔筆の先毛切れて、思ふやうに字のかけぬこと〕、主上は笑つて宣はく、中書君は年寄つて頭も禿げたるゆゑ、最早吾が役に立たず、吾れ常に君を中書と呼ぶに、君は今反つて書に不適當なるかと〔中書の字に因みて謔れたるなり〕、穎答へて曰く、臣は謂はゆる心を盡す者に之あり、苦心の結果斯く老いたるのみと〔筆の心盡くれば字を書するに堪へず、今心の字を利用して文を巧にせしなり〕、因つて復び召出さるゝことなく、己が領分に歸り、管城に死せり、

注解　「管城」筆の管を地名とせしなり、「嘗」常に通ず、

其子孫甚多、散處中國夷狄、皆冒管城、惟居中山者、能繼父祖業、

段落　第五大段の第二小段なり、後代を叙す、

講説　穎の子孫は甚だ多く、諸方に散じて中國にも居り、夷狄にも居り、何れも管城の名を被れり、其中中國に居る者のみ、能く父祖の業を繼ぐ、

太史公曰、毛氏有兩族、其一姬姓、文王之子封於毛、所謂魯衛毛聃者也、戰國時、有毛公毛遂、

せざるはなし、加之穎は善く人の心に隨ひ、正直と云ひ邪曲と云ひ、巧拙と云ひ、唯相手次第にて、縱令之に棄てらるとも、終に默して不平を洩すことなし、武士のみは元來氣に入らざりしかども、先方より請ひ來る時は亦往きし場合もあり、

文法　筆は人として用ふべからざるなきを點出す、

累拜中書令、與上益狎、上嘗呼爲中書君、上親決事以衡石自程、雖宮人不得立左右、獨穎與執燭者、常侍上休方罷、

段落　第四大段の第二小段なり、榮幸を叙す、

講説　穎は次第に進んで中書令に任じ、天子と益す心安立てとなり、天子は常に呼んで中書君と云へり、天子自身に政務を裁決あり、秤を以て今日は文書何程と、其取調の量を定めらるゝこととなるが、宮女と雖も左右に立つを得ず、然るに獨り穎と燭を持する者とは常に其側に侍し、天子休息せらるゝに及び始めて退出す、

注解　「衡石」衡は秤の棒、石はフンドン、

文法　筆の時として離るべからざるを叙す、

穎與絳人陳玄、弘農陶泓、及會稽褚先生友善、相推致、其出處必偕、上召穎、三人者不待詔輒俱往、上未嘗怪焉、

段落　第四大段の第三小段なり、伴侶を叙す、

講説　穎は、絳の人陳玄、弘農の人陶泓、及び會稽の褚先生と親しく交際をなし、互に推擧し合ひ、其仕官するも退隱するも必ず行動を共にせり、天子穎を召す時、他の三人の者は詔を待たずして毎も穎と同行することとなるが、主上は未だ嘗て怪み給はざりき、

注解　「絳人云々」陳玄は墨の異名、陶泓は硯の異名、褚先生は紙の異名なり、唐の時、絳州は墨を貢し虢州の弘農は硯を貢し、會稽は紙を貢す、

後因進見、上將有任使、拂拭之、

けるが、毛氏の族は、一まとめとなして束縛を加へぬ、秦の皇帝は恬に命じ、毛穎に湯沐の邑を賜はしめ、之を管城に封じ、管城子と呼べり、此れより日に親近寵愛せられて、職務を課せられけり、

注解　「豪」暗に毫を指す、「束縛」筆の毛は束ぬるが故に、「湯沐」ゆあみしろなり、

穎爲人、强記而便敏、自結繩之代以及秦事、無不纂錄、陰陽、卜筮、占相、醫方、族氏、山經、地志、字書、圖畫、九流、百家、天人之書、及至浮屠、老子、外國之說、皆所詳悉、又通於當代之務、官府簿書、市井貨錢注記、惟上所使、

段落　第三大段なり、

講說　穎の人となりは記憶力强くして敏捷に、結繩の古代より秦の代に至るまでの事は、集めて記錄せざることなく、陰陽卜筮、人相家相、醫術、族姓、山經地志、字書圖畫、九流百家、天人關係の書又は佛老其他外國の說に至るまで、皆十分なる知識を有するが上に、現代の務に通じ、官府の文書より市井の錢勘定に至るまで、惟だ上の使ふ儘に用を爲さゞるなし、

注解　「結繩」太古の時文字なく、大事あれば大繩を結び、小事あれば小繩を結び、之を報ず、「山經」山脈系統を記せしもの、「九流」九種の學派、

自秦皇帝及太子扶蘇、胡亥、丞相斯、中車府令高、下及國人、無不愛重、又善隨人意、正直邪曲巧拙、一隨其人、雖見廢棄、終默不洩、惟不喜武士、然見請亦時往、

段落　第四大段の第一小段なり、遇合を敍す、

講說　秦の始皇帝、太子扶蘇、次子胡亥、丞相李斯、中車府の令趙高より、下は一般の國民に至るまで愛重

秦始皇時、蒙將軍恬南伐楚、次中山、將大獵以懼楚、召左右庶長與軍尉、以連山筮之、得天與人文之兆、筮者賀曰、今日之獲、不角不牙、衣褐之徒、缺口而長鬚、八竅而趺居、獨取其髦、簡牘是資、天下其同書、秦其遂兼諸侯乎、

段落　第二大段の第一小段なり、卜筮を叙す、

講說　秦の始皇の時、將軍蒙恬は南方の楚を伐つて中山に軍を宿り、將に大に山野に獵して、楚に對し示威運動を行はんとし、左右の庶長及び軍尉を召し、連山の易を以て獵の結果を占ひし處、天より人文を與ふるの兆を得たり、占ふ者賀して云ひけるは、今日の獲物は角ある者にもあらず、牙ある者にもあらず、毛布を着たる類にして、三つ口なる上、長き鬚あり、八穴あつて趺座する者なるが、獨り其中の優れたる者を取り、文書の資にせば、天下は盡く文字を同じうするに至るべく、秦は遂に諸侯を併すべきかと、

注解　「蒙恬」始めて毛筆を造りし人、「連山」夏の時代の易の名、「八竅」埤雅に、咀嚼する者九竅にして胎生、獨り兎は八竅と、「簡牘」木札なり、物を書する所のもの、

遂獵、圍毛氏之族、拔其豪、而載穎而歸、獻俘於章臺宮、聚其族而加束縛焉、秦皇帝使恬賜之湯沐、而封諸管城、號曰管城子、日見親寵任事、

段落　第二大段の第二小段なり、出身を叙す、

講說　遂に獵をなして毛氏の一族を圍み、其中の豪傑を拔き、穎を車に載せて歸り、捕虜を章臺宮に獻じ

は概ね兎の毛を用ふるより、毛穎の故郷とす、「明眎」眎は視に同じ、明眎は禮記に出でたる兎の異名なり、俗説に兎は明月の精にして、月を視て生ると云ふ、故に明眎と名づく、「東方土」東方の房宿（星）は卯宮に屬す、「爲十二神」十二支、皆神とす、兎、其一に居る、「吐而生」王充の論衡に、兎は毫を舐りて孕む、其子を生むに及び、口よりして出づとあり、

明眎八世孫䨲、世傳當殷時居中山、得神仙之術、能匿光使物、竊姮娥騎蟾蜍入月、其後代遂隱不仕云、

段落　第一大段の第二小段なり、中間著名の先祖を擧ぐ、

講説　明眎の八世の孫を䨲と云ふ、世に傳ふる所に由れば、殷の時に當り中山に住ひけるが、神仙の術を得て能く光を匿し又は物を使役し、姮娥を竊み蟾蜍に騎つて月に入る、其後裔は遂に隱遁して仕へざりしと云ふ、

注解　「姮娥云々」羿、不死の藥を西王母に請ひ得たるに、其妻姮娥之を竊んで月宮に奔る、是を蟾蜍とす、右淮南子天問に出づ、張衡の靈憲に又之を引く、此文は右の典據を少しくもぢりたるなり、

居東郭者曰䨲、狡而善走、與韓盧爭能、盧不及、盧怒與宋鵲謀而殺之、醢其家、

段落　第一大段の第三小段なり、族派を叙す、

講説　毛氏の中にて東郭に居りし者は䨲と云ふ名なりしが、狡にして上手に走れり、韓盧と競走せしに、韓盧及ばざりしかば、怒つて宋鵲と謀り䨲を殺し、其一家を鹽漬にせり、

注解　「韓盧」韓國の黒犬して、善く走るもの、盧は黒色を謂ふ「宋鵲」宋の良犬の名、

文法　「東郭」東の字は上の東方の東を承く、○毛の族派、一は隱れ、一は滅びたることを言ひ、以て下の用ひられたる意味を強くす、

けて功なき者、宜しく奉じて以て箴銘となすべし、○此れ史家、言を記するの體なり、

毛穎傳

解題 毛穎とは筆の異名なり、毛は筆の毛、穎は筆の尖、此文は全く擬人法を用ひ、筆を人として之が傳を作りし者にて、此の如きを假傳と曰ふ、時に諷意を寓すること なきに非ざれども、多くは滑稽を主とする遊戯文字なり、

動機 自ら叙事の才を試みんとて之を作れるなり、

主意 筆の功あつて棄てらるゝことを表するに在り、

段落 凡そ五大段より成る、篇首より「醢其家」に至るまでを第一大段となす、世系を叙す、「秦始皇時」より「日見親寵任事」に至るまでを第二大段となす、出身を叙す、「穎爲人強記而便敏」より「惟上所使」に至るまでを第三大段となす、材能を叙す、「自秦皇帝」より「上未嘗怪焉」に至るまでを第四大段となす、進用を叙す、「後因進見」より篇尾に至るまでを第五大段となす、老退を叙す、

毛穎者中山人也其先明眎佐禹治東方土養萬物有功、因封於卯地、死爲十二神、嘗曰、吾子孫神明之後、不可與物同、當吐而生、已而果然』

段落 第一大段の第一小段なり、開祖を叙す、

講説 毛穎は中山の人なり、其祖先の明眎と云ふ者、夏の禹王を佐けて東方の土地を治め、萬物を生育して功ありしかば、卯地に封ぜられ、死して十二神の一となれり、明眎嘗て云ひけるは、吾が子孫は神明の後裔なることゆゑ、他の者と一様になり難し、則ち子を生むに當り、口より吐いて之を生む事とすべしと、其後果して此言の如くなり、

注解 「中山人」中山は多く兎を産する處、而して筆

明す、揚筆を用ふ、

講說　彼の利己主義に失する者の、世間の名利を得ざれば得たしとて憂へ、得れば失はんかとて憂ふる者、人生の情慾を遂げんとて、貪邪無道にして己が身を亡ぼす者に比すれば、其賢れる事は隨分遠きなり、

又其言有可以警余者、故余爲之傳而自鑒焉』

段落　第五大段の第四小段なり、傳を作る所以を言ふ、

講說　其上に彼の言は余を警省せしむべき者あるが故に、余は之が傳を作つて自ら警戒となすにこそ、

總說

是れ傳の中に於て托傳體に屬する者にして、後世幾多の法門を開く、

纂評

○高梅亭評　通篇都べて圬者の言を假り、以て天下の祿を食んで功なき者の爲に其正意を儆む、篇末に至り、方に中幅の議論を點出す、波瀾尤も奇警たり、

○林西仲評　王承福本と官勳あり、身富貴を致すに難からず、其之を棄てゝ圬を業とする所以の者は、自ら度るに、其能以て其事に任ずるに足らず、故に寧ろ賤且つ勞し、自ら其力に食むをなし、一個の心安く、媿づるなきを博し得るのみ、此れ卽ち富貴に處らず、貧賤を去らざる一幅の大本領なり、若し仕官の人肯て是の念を存せば、必ず能く清官たらん、必ず能く勞臣たらん、君を致し、民を澤するの道、此に盡く矣、其言ふ所の二段は、自ら其圬を業とする所以の意と妻子を蓄ふる能はずとの因を疏す、語々總べて是れ自ら本分に安んず、中間卽ち鏝を摻るの所見を借り、富貴の家自ら保つ能はざるを叙す、擧朝の尸位素餐輩を把つて盡く罵殺を行ふ、但だ之を罵るのみならず、且つ之を詛ふ矣、何等の淋漓盡致ぞ、末段の斷語二抑二揚、俱に深意あり、蓋し承福仕官を肯んぜざるを惜み、擧朝の爲に風氣を挽回し、又世の得を患へ、失を患へ、貪邪亡道、尸位素餐に止まらざるを歎じ、一層を進めて之を罵り、之を詛ふ、時を疾む、已に甚しきの言なり、嗚呼千古斯の如し、蓋し其罵に勝へず、其詛に勝へざる者あり矣、

○沈德潛評　中間說き得て凜々、畏るべし、富貴を享

にて心と力と二種の任を負ふことは、聖人と雖も能はざる所なり、

愈始聞而惑之、又從而思之、蓋賢者也、蓋所謂獨善其身者也』、

段落　第五大段の第一小段なり、粗ぼ其人となりを評す、

講說　余は彼の言を聞きし最初には、妙な考を抱く者かなと窃に惑ひたるが、又其言ふ所に就いて思ひ看るに、如何にも賢者と思はる、如何にも獨り己れの一身を善くする者と思はる、

文法　聞而惑は抑筆なり、賢者也、獨善者也は揚筆なり、而して賢者は揚中の揚、獨善者は揚中の抑なれども、一見痕跡なし、〇上の聽其言約而盡の句を收む、

然吾有譏焉、謂其自爲也過多、其爲人也過少、其學楊朱之道者邪、楊之道、不肯拔我一毛而利天下、而夫人以有家爲勞心、不肯一動其心以畜其妻子、其肯勞其心以爲人乎哉』、

段落　第五大段の第二小段なり、獨善を非とす、抑筆を用ふ、

講說　然れども余は彼に就いて譏るべき點を有す、右は彼が己れの都合を謀ること多きに過ぎ、人の利益を謀ること餘りに少しとの意味なり、如何にも楊子の道を學びたる人のやうなり、楊子の道は、天下の利なりとても己が身の毛一本をも拔くことを飽くまで拒むなり、彼の王承福は、家族ある事を心を勞すとなし、肯て一たび其心を動かして妻子をも蓄へざる程なれば、何とて己が心を勞して他人の爲になることをなさんや、

雖然其賢於世之患不得之而患失之者、以濟其生之欲、貪邪而亡道、以喪其身者、其亦遠矣』、

段落　第五大段の第三小段なり、其賢なる所以を說

荒地となり居るなり、二度三度往きし處あり、今度往けば又荒地となり居るなり、其隣家にて尋ね見れば、一軒の方は云ふ、扨も彼の主は刑戮せられたるなりと、一軒の方は云ふ、彼の主は既に死し、其子孫有つこと能はずして他人の物となりしなりと、又一軒の方は云ふ、彼の主は死して官に沒收せられしなりと、吾れ是を以て之を觀るに、此人々は、謂はゆる食へども其の職務を怠りしが爲め天の殃を受けたるにはなきか、無理に心を責めて智慧を出せども十分に出でず、然るに己が才の適不適をも擇ばずして過分の地位を冒せしには非ざるか、多く愧づべき事を行ひ、行ふべからざるを知りながら强ひて之を爲せしにてはなきか、若しくは富貴守り難く、功の薄きに拘らず報酬厚かりしか、それとも財產の如意と不如意とは各其時あり、來るかと思へば去り、去るかと思へば來り、一定すべからざる者なるか、吾れ心の中に傷ましく思ふなり、是故に己が力の出來べき事（左官業）を擇んで行ふに過ぎず、富貴を樂んで貧賤を悲む人情に於ては、我と雖も眞坂に人と異ならんや、

注解　「豐悴」豐は裕、悴は窶る、猶ほ盛衰と云ふが如し、

文法　前段と一正一反の筆を用ひ、讀んで之を覺えざらしむるは、文氣の活動するが故なり、

又曰、功大者、其所以自奉也博、妻與子、皆養於我者也、吾能薄而功小、不有之可也、又吾所謂勞力者、若立吾家而力不足則心又勞也、一身而二任焉、雖聖者不可能也』

段落　第四大段なり、

講說　又曰ふ、仕事の大なる者は從つて己が身に供給する程度も亦博し（妻子眷族を養ふに何の困難かあらん）、元來妻と子とは皆己れに養はるゝ者なり、然るに吾は能薄くして働き小なれば、之を有たざる方然るべし、又吾は前に謂はゆる力を勞する者なるに、若し一家を作り、妻子などありて力足らざる時は、力を勞する上に心も勞することゝなる、凡そ一つの身

て心安きを言ふ、

講說　夫れ鏝は上達すること容易にして力を用ふるに足るものなる上に、眞に其れだけの仕事あつて賃金を取るときは、骨折るれども愧づる所なきゆゑ、吾が心は安泰なり、元來力は勉めさへせば功ある者にて心は勉めさへせば智の出るものなり、力を用ふる者は人に使はるゝ資格にして、心を用ふる者は人を使ふ資格なるが、是も亦各其適當を得るなり、吾は特に爲し易くして愧づるなき此左官業を擇んで取りしのみと、

注解　「直」價なり、「强」つとめてと讀む、

文法　首段の賤且勞及び自得の語を具體的に說けるなり、

嘻吾操鏝以入貴富之家有年矣、有一至者焉、又往過之、則爲墟矣、有再至三至者焉、而往過之則爲墟矣、問之其隣、或曰、噫刑戮也、或曰、身既死而其子孫不能有也、或曰、死而歸之官也、吾以是觀之、非所謂食焉怠其事而得天殃者邪、非强心以智而不足、不擇其才之稱否而冐之者邪、非多行可愧、知其不可而强爲之者邪、將貴富難守、薄功而厚饗之者邪、抑豊悴有時、一去一來而不可常者邪、吾之心憫焉、是故擇其力之可能者行焉、樂富貴而悲貧賤、我豈異於人哉、

段落　第三大段なり、

講說　扨も吾れ鏝を持つて富貴の家に入ること已に多年なるが、一度往きし處あり、二度目に往けば最早

文法　一篇の議論は有官勳棄之來歸の七字より生發す、

又曰、粟稼而生者也、若布與帛、必蠶績而後成者也、其他所以養生之具、皆待人力而後完也、吾皆賴之、然人不可徧爲、宜乎各致其能以相生也、故君者理吾所以生者也、而百官者、承君之化者也、任有小大、惟其所能、若器皿焉、食焉而怠其事、必有天殃、故吾不敢一日舍鏝以嬉、

段落　第二大段の第一小段なり、人各其能を盡さゞるべからざるを言ふ、

講說　彼れ又云ふ、米は耕して生ずる者なり、布と帛との如きも、必ず養蠶、紡績等の手數を經て成る者なり、其他人間生活の機關は、皆人力を待つて始めて完全となる者なり、吾は此等の物に盡く依賴す、然れども人は百事を兼ねて行ふべからざるを以て、銘々各の能を盡して生活するは當然の事なり、故に君は我々を治めて生活を得しむるものにてあり、百官は君の政化を承け行ふ者なり、任に大なると小なるとあれども、何れも唯だ其所長を用ふべきは、猶ほ家具の如きものなり、糊口をなしながら己れの當に務むべき事を怠れば、必ず上天の禍を受く、されば吾れ敢て一日たりとも鏝を棄てゝ遊び樂まざるなり、

夫鏝易能可力焉、又誠有功取其直、雖勞無愧、吾心安焉、夫力易強而有功也、心難強而有智也、用力者使於人、用心者使人、亦其宜也、吾特擇其易爲而無愧者取焉、

段落　第二大段の第二小段なり、己れの能に衣食し

其色若自得者、聽其言、約而盡、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ虚筆を以て王承福の概念を掲ぐ、

講説　塗飾の業は技藝として賤しきが上に、骨の折るゝものなり、然るに之を營業とする人なり、其の顔色を觀るに自ら得たる者の如く、其言ふ所を聽けば、簡略なれども道理盡きたり、

文法　賤の字は下の使於人の句を伏し、勞の字は下の用力の句を伏し、自得の字は下の心安の句を伏し、聽言の字は下の兩個の曰を伏す、

問之王其姓、承福其名、世爲京兆長安農夫、天寶之亂、發人爲兵、持弓矢十三年、有官勳、棄之來歸、喪其土田、手鏝衣食餘三十年、舍於市之主人、而歸其屋食之當焉、視時屋食之貴賤、而上下其圬之傭、以償之、有餘則以與道路之廢疾餓者焉、

講説　第一大段の第二小段なり、實筆を以て其生涯を叙す、

講説　其人に尋ねて見たる處、王と云ふ姓にて承福と云ふ名なるが、代々京兆なる長安の農夫なりき、天寶の亂に民を徴發して兵となせし時、王承福は弓矢を持つて從軍せしこと十三年、官に對して勳功ありしかども之を棄てゝ故郷に歸り來りしに、出役の間所有の田畝も人手に歸せしかば、鏝を手に持ち左官となつて生活を營み、三十年の上を過ぎぬ、其生活をなすや、市の或る人の家に寓し、室賃、食料等を償ひ、室賃、食料の相場の上り下りに從つて己れの賃銀を增減して之を拂ひ、餘あるときは道路の不具者又は飢餓の者に與ふ、

注解　「天寶之亂」天寶十四年安祿山反す、帝、郭子儀を以て節度使として之を討つ、時に内府の錢帛を出だし、京師に於て兵を募り、十一萬を得、皆市井の子弟なり、「屋食之當」當は價直の意、

此の如くなるを、進士となる能はざるに因り、故に仍ほ太學生と稱す、既に進士となるの後、諸生、助敎、博士、又太學生の名色を以て之を司業、祭酒に申し、禮部に達せんとする者に非ざるなり、其の去りて歸養するや、久しく太學に在り、祿仕する能はず、此に留まるも益なきを以てす、諸生は、其の學成り行尊く、必ず當さに用ひらるゝの日あるべきを念ふ、故に其捨て去るに忍びず、人此番留れば、則ち過せられざるに非ざるなり、蕃既に歸り養ふ、則ち進取の道絶え、仁且勇の資ありと雖も、之を天下に施す能はず、故に川澤を以て比となし、士は必ず時を待つて而して後に立つ所あり、以て後に傳ふるを謂ふ、誠に惜んで悲むなり、

○沈德潛評　士必ず科名を取り、然る後能く施設する所あり、以て世に傳ふるを見る、否れば則ち純孝仁勇蕃の如き、斗筲〔答崔立之書に見ゆ〕の夫、徒に對偶聲律〔老蘇の田樞密に上る書に見ゆ〕に工なる者、有用をなすに如かざるなり、末に川澤を以て喩をなす、士は必ず時を待つて施す所遠きに及ぶを謂ふ、之を惜む者深く、之を悲む者至る矣、

圬者王承福傳

解題　圬者は壁などを塗る職工なり、左傳襄公三十一年の杜注に塗者とあり、

動機　不義にして富貴なる者を警省するに在り、

主意　王承福の獨善者たる人格を描寫するに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「則以與道路之廢疾餓者焉」に至るまでを第一段となす、王承福圬者となりし履歴を摘載す、「又曰」より「吾特擇其易爲而無愧者取焉」に至るまでを第二大段となす、王承福が自ら己れの業に安んずるを言ふ、「嘻吾操鏝」より「我豈異於人哉」に至るまでを第三大段となす、王承福の官勳を棄て圬者となりたる動機を敍す、「又曰功大者其所以自奉也」より「雖聖者不可能也」に至るまでを第四大段となす、王承福が妻子を蓄へざる所以を敍す、「愈始聞而惑之」より篇尾に至るまでを第五大段となす、論賛なり、

圬之爲技賤且勞者也、有業之、

れば澤となつて下位に居る作用と雖も、亦功德ありと謂ふべきか、或は之に反して功德を施すは、川たる地位に待つあるものか、

注解　「其亦有施乎」此施は、施の結果功德を指して直ちに施と云ひたるなり、「彼」古人の注、多くは大に志を得るの時を指すとあり、勿論意味には誤なけれども、是れ用字法を知らざるの説にして、此の彼は澤に對する彼なれば、川を指せしものなること疑なし、

故凡貧賤之士、必有待、然後有所立、獨何蕃歟、吾是以言之、無亦使其無傳焉、

段落　第四大段の第二小段なり、蕃の地位を得ざるを惜む、

講說　故に凡そ貧賤の士は、是非とも地位を得で、始めて自立して施用する所あり、是れ獨り蕃に限りたる事に非ず、世の不遇なる者、何ぞ數ふべけんや、吾れ之が爲に蕃の事を言ひ傳はることなからしむる事あらざらんとするなり、

文法　上の無成功の三字を收む、

總說

譬喩の一段筆力尤も活し、八家中他の諸人に無き所なり、

纂評

○林西仲評　按ずるに、何蕃の太學を去る、陽城が道州に貶せらるゝの時に在り、是を德宗の貞元十四年となす矣、既に太學に入る、二十餘年と稱す、則ち初め入る時は當に代宗の永泰十三四年間に在る當きなり、朱泚の亂は正に此の二十年中に在り、歐陽詹、公と同じく考試第に登る、乃ち貞元八年、嗣いで國子監四門助教となる、而して蕃は尙ほ太學に在り、蕃を知る、最も深し、蕃去るの明年に及び、諸生を率ゐ闕に伏し、公を擧げ博士となさんと欲す、則ち知る、此傳の事實、當に詹の口に出づべし、故に中段に於て皆詹の言を用ふるなり、其歲ごとに進士に擧げらると云ふは、每年擧子の試に禮部に應ずるを謂ふ、祭酒揚瑒の疏を觀る、每年擧に應ずる、尙ほ千數ありの語あり、即ち贈張童子序亦云ふ、禮部に擧げらるゝ者、歲ごとに三千人に至ると、則ち知る、歲々間の科、唐の制

由にするに足らず、蕃の容貌は自己の心を掩ふに足らざることとなれば、勇ありとは思はれずと、

注解　「字」はごくむなり、「惠之大小必以力復」一説に之を釋して言ふ、人の惠を受くるときは、必ず己れの力を盡し之に報ゆるなりと、

歐陽詹生曰、朱泚之亂、太學諸生、擧將從之、來請起蕃、蕃正色叱之、六館之士不從亂、茲非其勇歟、』

段落　第三大段の第三小段なり、其の勇を斷ず、

講說　歐陽詹生は之に對して曰ふ、朱泚の亂に太學の諸生擧つて賊に投ぜんとし、蕃の所に來り、起つて己等と行動を共にせんことを請ひける時、蕃は色を正しくして之を叱し、之れが爲め六館の士は亂徒に從はざりし事あり、茲れ蕃の勇ある證據に非ずやと、

惜乎蕃之居下、其可以施於人者不流也、譬之水、其爲澤、不爲川乎、川者高、澤者卑、高者流、卑者止、是故蕃之仁義、充諸心、行諸太學、積者多而施者不遐也、天將雨、水氣上、無擇川澤澗谿之高下、然則澤之道、其有施乎、抑有待於彼者歟』

段落　第四大段の第一小段なり、大に用ひられざれば大功なきを言ふ、

講說　惜むべきことには、蕃は下位に居るが故に其人に施すべき功德が廣く及ばざるなり、之を水に譬へんに、蕃は澤となつて、川とならざる者の如し、川は高く、澤は卑し、高ければ流れ、卑ければ止まる、是故に蕃の仁義は心中に充滿すれども、是を大學內に行ふことなれば、積み蓄ふる方は多きに拘らず、施し行ふ方は遠くに及ばざるなり、但し天の雨を降らす以前には水蒸氣立上ることとなるが、此の水蒸氣は、川澤澗溪、即ち高處の水と低處の水との區別なし、左す

講說　蕃は淮南の人にして、父母ともに猶生存せり、蕃が太學に入りし當座、毎年大方一度は歸省せし處、父母は其業を妨げんことを恐れて之れを止めたるに因り、以後は一二年置きに歸りしに、父母之をも止めたれば、其次は歸らざること五年の久しきに及べり、蕃は一圖に孝心の人なりしが、父母の老衰せるを憂苦して自ら忍ぶ能はず、一日太學の諸生に挨拶して、其故郷なる和州に歸り父母を養はんとせり、諸生等之を止めんとして力に及ばざりしかば、蕃を空舍の中に閉込め置き、斯くて太學及び六館の士百餘人は、又蕃の道德的行狀を司業の陽城先生に陳述し、蕃を說諭して留めしめんとせり、然るに此の際太學に祭酒の人を闕き、陽先生中央政府より道州に出し遣られしかば、遂に蕃を留むること叶はずして、彼が太學を去り歸養することに任せけり、

注解　「閔」憂へ悲しむ、「不自克」制しきれざるなり、「六館」國子館、廣文館、四門館、律館、書館、算館を謂ふ、「請諭留蕃」適合の機會を待たしめんが爲に、

歐陽詹生言曰、蕃、仁勇人也、

段落　第三大段の第一小段なり、蕃の仁勇を掲ぐ、

講說　歐陽詹生は蕃の人となりを評して曰く、仁あり勇あるの人なりと、

或者曰、蕃居太學、諸生不爲非義、葬死者之無歸、哀其孤而字焉、惠之大小必以力復、斯其所謂仁歟、蕃之力不任其體、其貌不任其心、吾不知其勇也、

段落　第三大段の第二小段なり、仁の信ずべく勇の疑ふべきを曰つて波瀾を作る、

講說　或人之を聞いて曰く、蕃の太學に在りける時、諸生等蕃の感化を受け、蕃の人格に恥ぢて非義の事を爲さず、蕃は死して取引手なければ、己れ之を葬り、又其の孤兒を哀みて養育を加へ、恩惠は大小となく、己れの力の有る限りを盡くし、其目的を達するまで幾度となく之を行ふ、此の所行は歐陽氏の仁と稱する點ならんか、然れども蕃の力は自己の體をも自

爲禮部、爲禮部者、率蕃所不合者、以是無成功。』

段落　第一大段なり、

講説　太學生何蕃は、太學に入ること二十餘年にもなりぬ、毎年進士に擧げられしが、學問は完成し行状は優れたりければ、太學の學生は之を推頌して、敢て蕃と同等の地位に立たず、共同して助教博士に申出で、助教博士は其の始末をば司業祭酒に具申し、司業祭酒は又蕃の種々なる行の中に就いて尤も著しきもの數十餘條を書き列ね、之を禮部まで差出して天子の上聞に達し（特旨を以て進士及第の上大いに用ひられんことを期せり）、京師の諸生等、蕃を薦むることを名譽として、之を利用して己れの説を飾る者殆と調査しかぬる程なりき、而して公卿大夫の人々にて蕃を知る者は、肩を竝べて立ちたれども、生憎貢擧の主務省なる禮部に居る者なく、禮部の役人大抵蕃と種類の異なる人なりしかば、之が爲め蕃は進士となつて功を世に立つる能はざりき、

注解　「齒」同じやうに竝ぶ、「司業祭酒」國子監の長にして、祭酒とは元來一位の長にて、周の成王の時、形伯始めて此名あり、古は會食の時、老者一人、酒を擧げて地を祭るが故に祭酒と名づく、「選記」算ふなり、

蕃淮南人、父母具全、初入太學、歳率一歸、父母止之、其後間一二歳乃一歸、又止之、不歸者五歳矣、蕃純孝人也、閔親之老、不自克、一日揖諸生、歸養於和州、諸生不能止、乃閉蕃空舍中、於是太學六館之士百餘人、又以蕃之義行、言於司業陽先生城、請諭留蕃、於是太學闕祭酒、會陽先生出道州、不果留。』

段落　第二大段なり、

馬と渉るものあるは山川にあらずや、人に驅牧するあり、馬に樹を磨するあるは草木に非ずや、人に含して食を具するあり、廬舍に非ずや、人に挹み注ぐあり、火に附くるあるは水火に非ずや、人に偃寢するあり、馬に秣かふ者あるは床榻槽櫪に非ずや、凡そ畫中に有する所、以て記に入り難き者、歴々として見るが如くならざるなし、之を神に入ると謂ふ所以なり、

○沈德潛評　敍次錯綜、後に趙侍御の戚然感あるに因り、卷いて之を歸す、尤も曠懷高識、尋常に同じからざる處、

太學生何蕃傳

動機　何蕃の學成り行尊く、仁且つ勇なるを以て、成功なきを惜みて作れるなり、

主意　何蕃の仁勇を寫すに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「無成功」に至るまでを第一大段とす、學行の二點を以て人物の梗概を標す、「蕃淮南人」より「不果留」に至るまでを第二大段となす、孝を抽き出して行尊の首とす、「歐陽詹生言曰」より「茲非其勇歟」に至るまでを第三大段となす、仁勇を抽き出して行尊の事を言ふ、「惜乎蕃之居下」より篇尾に至るまでを第三大段となす、用不用を論じて痛惜の意を發す、

太學生何蕃、入太學者廿餘年矣、歲舉進士、學成行尊、自太學諸生推頌、不敢與蕃齒、相與言於助教博士、助教博士以狀申於司業祭酒、司業祭酒撰次蕃之群行焯々者數十餘事、以之升於禮部、而以聞於天子、京師諸生以薦蕃名文說者、不可選記、公卿大夫知蕃者比肩立、莫

に遊歴せしとき遺失しけり、爾來間居して獨り住の時は紛れるすべもなく、時々心中に往來して思ひ斷えざりしが、是れ最初之を寫せし時骨折れたると、幼少より嗜好深かりしが爲めなり、今日は縱令手本に遇ひたりとて、再び之を寫す力もなき事ゆゑ、兎も角畫工を求め大略を寫させ、保存したしと、

注解　「戚然」心痛ましき貌、「居間處獨」間居獨處を倒用せしなり、「大都」あらまし、

余既甚愛之、又感趙君之事、因以贈之、而記其人物之形狀與數、而時觀之以自釋焉、

段落　第三大段の第二小段なり、畫を記すの必要を云ふ、

講說　余は初より甚だ之を愛せしかども、又趙君の來歷談を聞くに及んで其事に感じたるより、之を趙君に贈り、而して其の人物の形狀と其數とを記し、折々之を觀て自ら手放したる殘念を慰むるにこそ、

總　說

此れ退之二十八歲の時の作に係る、蔣注には之を考工記に得とあれども、其尤も學びたるものは書經の顧命篇なり、

纂　評

○林西仲評　記本と畫に因つて作る、然れども記中實に畫あり、當日に在り、畫固より入神の畫たり、而して記尤も入神の記たるなり、中に人の事を分つて一段となし、馬の事を一段となし、諸蓄器物其に一段となし、而して穿插變化、人をして端倪すべきなからしむ、人を記する一段の中の馬は、馬を記する一段の內に於て點出し、擁する所、牽く所、騙くる所、臂にする所の蓄、及び被むる所、載する所、執る所、植つる所、奉ぐる所、挹み注ぐ所、婦人と孺子と載る所の具を以て、皆諸蓄器物を記する內に於て點出するが如き、是れ亦參伍稽核し難からず、但だ當時畫卷中、定めて是れ這些人物を把り寫して、空々一個の地面に在らず、必らず山川草木、廬舍水火床榻槽櫪等の件あり、然る後に人蓄行くべく止まるべく、器物藏むべく出すべきなり、細思するに、如何にして一併記し入らん、看る他の記に人上下するあり、馬陟降するあり、人と

段落　第二大段なり、

講說　貞元甲戌の年余京師に在り、甚だ閑暇なりき、同居に獨孤申叔生と云ふ人あり、始めて此の畫を手に入けるが、余と彈棊の勝負をなし、此の畫を賭けたる處余幸ひにして勝ちたれば遂に之を得たるが、心に甚だ之を愛惜し考へけるは、此の畫は迚も一人の畫工が思案を運らしたればとて出來べきに非ず、恐らくは衆多の畫工の長所を集めたるに相違なからん、百兩の大金と雖も此品に易ふることを望まずと、

注解　「彈棊」二人局に對し、黑白の駒を分つこと各八個、互に彈き合ふ遊戲にて、彈き將棊の如きもの、

文法　自ら人に贈らざるの意を伏す、

明年出京師、至河陽、與二三客、論畫品格、因出而觀之、座有趙侍御者、君子人也、見之戚然若有感然、少而進曰、噫余之手模也、亡之且二十年矣、余少時常有志乎茲事、得國本絕人事而模得之、遊閩中而喪焉、居閒處獨時往來余懷也、以其始爲之勞而夙好之篤也、今雖遭之、力不能爲矣、且命工人存其大都、焉、（國は故に作るべし）

段落　第三大段の第一小段なり、以前の所有者を記す、

講說　翌年京師を出でて河陽に至り、二三人の來訪者と畫の品格に就いて評論せし砌、此卷を出して之を示せし處、其座に趙侍御と云ふ人あり、元來君子人なりしが〔其人信ずべし〕、之を見て物悲しき樣子にて感ずる所あるやうに見受けたり〔其色信ずべし〕、暫くして進み出でゝ云ふ、扨も是は余が自身に寫せし者なり、之を失ひてより殆んど二十年に近し、余は若かりし時繪畫の事に志あり、古き手本を得しより日常の事を打ち棄てゝ之を模し得たるに、其後閩中

として同じき者なし、

文法　唯だ騎者の二字を用ゐて、他の馬は空身馬なることを理會せしむ、

牛大小十一頭、橐駝三頭、驢如橐駝之數而加其一焉、隼一、犬羊狐兎麋鹿共三十、旃車三兩、雜兵器、弓矢、旌旗、刀劍、矛、楯、弓服矢房、甲冑之屬、缾盂、簦笠、筐筥、錡釜、飲食服用之器、壺矢博奕之具、二百五十有一、皆曲極其妙、

段落　第一大段の第三小段なり、諸蓄及び器物の數を記す、

講說　牛は大小合せて十一頭、駱駝三頭、驢馬は駱駝の數と同じく、別に一疋は離れてあり、隼一、犬羊狐兎麋鹿共に三十、旃車三輛、種々の兵器、弓矢、旌旗、刀劍、矛、楯、弓入れ、箙、甲冑の類、瓶、皿、長柄の笠、普通の笠、方圓の竹箱、脚附の釜、普通の釜、其他飲食、服裝の器、棋象戲盤等二百五十一にして、皆十分に其妙を極めたり、

注解　「橐駝」橐を負ひ物を駝するより云ふ、「旃車」旗印を建てたる車、「麋鹿」澤に產する鹿を麋と云ふ、「缾盂」缾は瓶に同じ、盂は皿小鉢、「簦笠」笠に長き柄あるもの、手に持つて頭に翳す、「筐筥」方を筐と曰ひ、圓を筥と曰ふ、竹を以て作る、「錡」釜に脚あるもの、「曲」つぶさに、

貞元甲戌年、余在京師、甚無事、同居有獨孤生申叔者、始得此畫、而與余彈棊、余幸勝而獲焉、意甚惜之、以爲非一工人之所能運思、蓋藂集衆工人之所長耳、雖百金不願易也、

いで渉らんとする者一人、寒しとて火に近寄れる者一人、色々なる器物を持つて働く者八人、壺矢を捧げ持つ者一人、小屋に到着して食事の仕度を爲す者十一人、挹んで注ぐ者四人、牛を牽く者二人、驢馬を驅る者四人、一人は杖をつきて人を負へり、婦人が子供を引きつれ、車に載れる者、六人のみは見るを得べく舟の上り降りをせしむる者三人、子供の戯れ居る者九人、凡そ其事柄は三十二にして、人の數は大小百二十三あり、而も一人として同じき者なし、

注解 「隼」鷹の屬、「幟」のぼり、「壺矢」投壺とて矢を壺に投入れて勝負をなすの遊戯あり、其矢を謂ふ、「孺子」小兒、

文法 句法の變化を視るべし、

馬大者九匹、於馬之中、又有上者、下者、行者、牽者、涉者、陸者、翹者、顧者、鳴者、寢者、訛者、立者、人立者、齕者、飲者、溲者、陟者、降者、痒磨樹者、噓者、嗅者、喜相戲者、怒相踶齧者、秣者、騎者、驟者、走者載服物者、載狐兎者、凡馬之事二十有七、爲馬大小八十有三、而莫有同者焉、

段落 第一大段の第二小段なり、馬の狀と數とを記す、

講說 馬は大なる者九匹あり、馬の中に於て上等の者、下等の馬、行く者、物を牽く者、水を涉る者、陸に上る者、體を持揚ぐる者、振り向く者、鳴く者、臥す者、身動きする者、立つ者、人の如くに立つ者、草を齕む者、水を飲む者、小便する者、坂を上る者、降る者、痒しとて體を樹木に擦する者、息を長く吹出す者、香を嗅ぐ者、喜んで互に戯るゝ者、怒つて齧合ひ、蹴合ふ者、馬草を飼はるゝ者、人を乘する者、駈け出す者、飛び行く者、器具を載する者、狐兎を載する者あり、凡そ馬の動作二十七、馬の數は大小八十三、而かも一

者一人、騎而驅涉者二人、徒而驅牧者二人、坐而指使者一人、甲冑手弓矢、鈇鉞植者七人、甲冑執幟植者十人、負者七人、偃寢休者二人、甲冑坐睡者一人、方涉者一人、坐而脫足者一人、寒附火者一人、雜執器物役者八人、奉壺矢者一人、舍而具食者十有一人、挹且注者四人、牛牽者二人、驢驅者四人、一人杖而負者、婦人以孺子載而可見者六人、載而上下者三人、孺子戲者九人、凡人之事、三十有二、爲人大小百二十有三、而莫有同者焉、

段落　第一大段の第二小段なり、人物の狀と數とを記す、

講說　馬に乘つて立つ者五人、馬に乘り鎧を着、武器を載せて立つ者十人、一人は馬に乘り、大旗を持つて前に立ち、馬に乘り鎧を着、兵器を載せて行きつゝある者と、馬を下り牽き行く者と十人、馬に乘りながら物を負ふ者二人、馬に乘つて器物を手に持つ者二人、馬に乘つて獵犬を抱く者一人、馬に乘りながら之を牽く者二人、馬に乘りながら之を驅る者三人、首綱手綱を持つて立つ者二人、馬より下り、馬に身を持たせ、隼を臂に載せて立つ者一人、馬に乘りながら驅つて水を涉る者二人、步行しながら馬を驅り牧ふ者二人、座りながら指圖する者一人、甲冑を着け、手に弓矢を持ち、鈇鉞を突建てゝ居る者七人、甲冑を着け、幟を持つて、地に建てゝ居る者十人、物を負へる者七人、橫樣に打臥して休息する者二人、甲冑の儘居睡する者一人、水を渡りかけて居る者一人、座して履物を脫

ず、而して崔君丞たるべからざるの意、俱に見えざるなし、末に崔君松に哦し人に對ふるの言を敍し、以て其周舍の外に超然たるを明かにし、代つて許多の地を占却す、結語の意住を細玩するに、此後又一語を加へ得ず、眞に古今有數の奇文、
○沈德潛評　末に從容悶なき意を寫し出す、最も身分を占む、○斯立は貞元四年進士、六年博學宏詞の科に中る未だ嘗て屈せざるなり、屈の字疑ふらくは出の字の誤、

畫記

解題　韓退之が人より得て、又他の人に贈りたる畫卷の記なり、具に本文に見ゆ、
動機　畫其物の代として之を保存せんとするに在り、
主意　同上、
段落　凡そ三大段より成る、篇首より「曲極其妙」に至るまでを第一大段となす、畫の內容を記す、「貞元甲戌年」より「雖百金不願易也」に至るまでを第二大段となす、畫を得たる來歷を敍す、「明年出京師」より篇尾に至るまでを第三大段となす、畫記を作る所以を敍す、

雜古今人物小畫共一卷

段落　第一大段の第一小段なり、全篇の總敍、
講說　種々雜多なる古今の人物の密畫、合せて一卷、
注解　「雜古今人物」一事の人物に非ざるが故に雜と曰ひ、一時の人物に非ざるが故に古今と曰ふ、

騎而立者五人、騎而被甲載兵立者十人、一人騎執大旗前立、騎而被甲載兵行且下牽者十人、騎而負者二人、騎執器者二人、騎擁田犬者一人、騎而牽者二人、騎而驅者三人、執羈靮立者二人、騎而下倚馬臂隼而立者二人、騎而下倚馬臂隼而立

二本の松を植ゑて、日々其間に吟咏をなし（誠に心淋しき生活なり）若し來訪者あれば直ちに挨拶して云ふやう、余は丁度公事あるゆゑ、先づ御歸り下されと、

注解　「故」前になり、「壞漏汚」壞漏は屋宇に係り、汚は壁に係る、「桷」椽の方なるもの、「虢々」虢音カクカク、水の聲、「痛」十二分に、「問者」訪問者、「余方有公事子姑去」崔の吟咏して日を消するは無事の極なり、然るに公事ありと云ふは、無事を以て公事となすものにして、無事を以て公事となす、其公事なきや知るべし、

文法　松は節操の木なり、之を植うるに據れば、牙角崖岸の意猶ほ存す、哦の一字、種學績文の業を廢せざるを見る、而して無事を以て公事となせば、則ち己れと丞と兩つながら背かざるべし、是れ安身立命の語なるが如くにして、中に不平無聊の感慨を含む、

總　說

通篇叙事を用ひ、議論を挾みしは唯だ「丞之設豈端使然哉」の一句に過ぎず、而して官制の實なき所以斯立の所を得ざる所自ら見はる、結末眞に奇想、人の意表に出づ、

纂　評

○林西仲評　縣丞の一席、國家官を設くるの意を論ずれば、一邑に於て問ふべからざる所なし、其後に及び、嫌を避くるの例あり、又一邑に於て問ふべき所のものなきなり、文書方に行はるゝとき、吏成案を抱いて署を請ふ景況、但に簿尉に如かざるのみならず、反つて吏の猶ほ知る所あるに如かざる知るべし矣、諺に丞を以て慢語となし、相訾謷するに至つては、但に其有用の官たるを成さゞるのみならず、且つ其有用の人たるを成さず矣、丈夫は當に雄飛をなすべし、雌伏をなすべからず、此地位に到つては、畢生の學問氣節を把つて、倶に應に一刀兩斷之を東流の大海に付すべし、卽ち平日短長する所なきの人も且た堪ふる能はず、況や崔君をや、昌黎、丞の當に邑の事を問ふべきを說くに便ならず、又崔君の丞たるべからざるを說くに便ならず、只だ丞の職例施用を得ざるを痛發し、轉じて崔君平日學問あり氣節あれども、此に到つては例に循つて行かざるを得ざるに入る、卽ち其兩番唱歎の言を以て叙入す、則ち丞は原と空設に非

之』、

段落　第二大段の第二小段なり、丞の職が崔の能力を無用に歸せしむるを言ふ、

講說　崔君が藍田縣に來りし當座嘆じて曰く、丞の官たる決して卑きことなし、反つて能力が其責を全うするに足らざるを恐ると、（慨然として事務を擧ぐるの志ありき）、然るに程經て口出し出來ずして、其才を施用することを得ざりしかば又大息して曰く、丞や丞や予は汝に負かざれども、丞こそ予に負けりと、斯くて盡く己れの氣慨を取り棄て、專ら舊例に從つて主簿尉の自由に任せ、胸中の意氣地を破つて之を爲せり、

注解　「喟」太息、「噤」口閉づる、「余不負丞而丞負余」予の能力は丞に不適當なるに非ず、丞の職反つて余の能力を施すことを許さずの意、「枿去」斬り取る、「牙角」氣骨と云ふが如し、「躡」ふむ、「崖岸」人に對する心の牆壁、

文法　枿去牙角、破崖岸は上の言得失に反應す、得失を言ふが如きは牙角崖岸あるを以てなり、

丞廳故有記、壞漏、朽不可讀、斯立易桷與瓦、墁治壁、悉書前任人名氏、庭有老槐四行、南牆鉅竹千梃、儼立若相持、水㶁㶁循除鳴、斯立痛掃漑、對樹二松、日哦其間、有問者、輒對曰余方有公事、子姑去』、

段落　第三大段なり、

講說　丞の官房に從來記文ありしが、破損雨漏等の爲め壁も汚れて、記文は讀み得難くなりぬ、崔斯立は脩繕を加へて桷と瓦とを新にして、壁は之を塗り更へて、悉く前に丞になりし人々の姓名を書せり、庭には年經たる槐四列あり、南の牆には大なる竹千本儼然と立ち竝びて、互に持合ふ姿をなし、水はゴウゴウと階に附いて鳴り響く（誠に寂寞たる光景なり）、斯立は落葉を掃ひ、槐と竹とに水を灌ぎ、又向ひ合せに

て文書を見極むることなく、何事なるやを知らず、故に官こそ尊かれ、勢力に至つては反つて主簿尉の下に出づるの事實なり、諺に、人侮辱するものを擧げるときは必ず丞と曰ひ、丞を口にして互に惡口し謔ふに至る、本來丞と云ふ官職を設けたる精神は、誠に此の如く丞を輕くするに在らんや、

注解　「偪」先方を逐ひのけるほど近きを謂ふ、「嫌」類するより、之を憚る義に轉ず、「詣」至る、「鉗」つかねはさむ、「雁鶩行」ノソノソ歩く、「慢」注意せざること、「呰謷」呰は毀つ、謷は謔する、「端」正にと讀む、

文法　主簿尉の丞を輕んずる情態を寫す處、眞に逼る、故に樓防評して云ふ、畫の如しと、

博陵崔斯立、種學績文、以蓄其有、泓涵演迤、日大以肆、貞元初挾其能、戰藝於京師、再進再出於人、元和初以前大理評事、言得失、黜官、再轉而爲丞茲邑、

段落　第二大段の第一小段なり、崔の藍田縣の丞となりし事を叙す、

講說　博陵の崔斯立は、學問を種ゑ育て文章を組織して其實力を蓄へ、學問の博厚にして文章の縱橫なる、前者は日に廣大となり、後者は日に自由となれり貞元の初、自己の所長を提げて京都の試驗場に藝を競爭せし處、再び進んで再び人の上に出でたり、元和の初、前の大理評事の資格にて、政事の是非を論議せし爲め官を黜けられ、其後再び轉任して茲藍田に丞となれり、

注解　「崔斯立」名は立之、貞元四年の進士にて、同六年に博學宏詞の科に中る、「泓涵」水の弘くして浸すなり、「演迤」のびる、

始至、喟曰、官無卑、顧材不足塞責、既噤不得施用、又喟曰、丞哉丞哉、余不負丞、而丞負余、則枿去牙角、一躡故跡、破崖岸而爲

尾に至るまでを第三大段となす、表面崔氏の自得を寫して、裏面に其不平を示す、

丞之職、所以貳令、於一邑無所不當問、其下主簿尉、主簿尉乃有分職、

段落　第一大段の第一小段なり、官制に在つては丞の職權重きを言ふ、

講說　丞の職は縣令の副たる地位にして、大體を總ぶるものなれば、凡そ其一都會（縣治）の事に就いては、關係すべからざる者なし、丞の下役には主簿尉あり、此役は特に分ち與へられたる職務を有するなり、

注解　「主簿尉」書記官の如きもの、

丞位高而偪、例以嫌不可否事、文書行吏抱成案詣丞、卷其前、鉗以左手、右手摘紙尾、雁鶩行以進、平立睨丞曰、當署、丞涉筆占位署惟謹、目吏、問可不可、吏曰得則退、不敢略省、漫不知何事、官雖尊、力勢反出主簿尉下、諺數慢、必曰丞、至以相訾謷、丞之設、豈端使然哉、

段落　第一大段の第二小段なり、實際に於ては丞の勢力、主簿尉に及ばざるを言ふ、

講說　丞の位は高くして縣令に逼る爲め、縣令に對する遠慮より、慣例上事務の可否を裁決することなく、文書を發する時、主簿尉は出來上りたる案を抱へて丞の席に至り、其書の上の方を卷き、左の手にて之を束ね、右の手にて末の方を摘み、雁や鶩のやうなる步み方をなしながら進み行き、直立の儘、丞を睨み、此れに署名なさるべしと曰ふ、丞は筆を運び、名前の場所に書き入るゝことと一圖に恭しく、書き了れば主簿の方を見て、此れにて差支なきやと問ひ、主簿尉は宜しと曰へば退出するなり、此の如くなれば丞は敢

○林西仲評　陽山の連州に於ける、屬邑たり、且つ參軍と同じく是れ官を貶せらる、州に到つて往來必ず頻ならん、故に其作る所の亭の爲に名を命じ記を作る、通篇逐句に分寫し、萬疊千波、奇を爭ひ秀を疊むが如し、看來れば只だ四段を得、而して四段中又全く首段に山水諸勝を把り、不經意よりして得、既に得るの後は復た朝夕游賞、暫くも忘るゝ能はざる處に在つて、描寫勢を取れり、下の三段は此れに就いて生發點綴するに過ぎず、其實は是れ一片の文字なり、次段の名を命ずる皆德に歸本し、以爲へらく、諸勝、王君あるに因つて纔に自ら其奇を見はすを得たり、王君に在つては得て之を私にすべし矣、第三大段は州老の天作り地藏すとの言を借り、正に不經意にして得る者、實に偶然に出づるに非ざるを見はす、第四大段は、王君連に到り、許多の山水を歷盡すれども、猶ほ之を好み已まざるを謂ひ、正に朝夕游賞して暫くも忘るゝ能はざる者は、乃ち其素性の然らしむ、其智仁の德たるを成す所以なるを見はす、一も首段中より生發點綴せざる者ありや、途中經る所を把り、拉々雜々許多の地面を數へ出すに至つては、昧者は以爲へらく、甚だ煩なりと、蓋し此の如くならざれば、則ち又首段の許多の佳勝に襯起せず、此れ文字布置秘密の法なり、末は好の字より仁智の本領を生出し、以爲へらく、以て大用せらるべし、將に此を去つて朝に歸らんと、常調に屬すと雖も、然れども說いて此に到らざれば、則ち晨往而夕歸は竟に了局なし、又全文を結び住めず、惟だ此道に深き者、其れ之を知らん、

藍田縣丞廳壁記

解題　丞は縣令の副官なり、其官房の壁上に記せる文なるが故に云ふ、

動機　丞に職權なき惡習慣を慨して作れるなり、

主意　崔斯立が有用の材を以て此無用の官に在るを惜み、之に同情を寄するに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「丞之設豈端使然哉」に至るまでを第一大段となす、當時の習慣が官制の實を失へる事を示す、「博陵崔斯立」より「破崖岸而爲之」に至るまでを第二大段となす、崔氏の能力を沒却するを言ふ、「丞廳故有記」より篇

湍、臨漢水、升峴首、以望方城、出荊門下、岷江、過洞庭、上湘水、行衡山之下、繇郴踰嶺、猿狖所家、魚龍所宮、極出遐瑰詭之觀、宜其於山水、飫聞而厭見也、今其意乃若不足、傳曰智者樂水、仁者樂山、弘中之德、與其所好可謂協矣、智以謀之、仁以居之、吾知其去是而羽儀於天朝不遠矣、遂刻石以記、

段落　第四大段なり、

講説　王弘中は吏部郎より位階を貶され、左遷せられて茲に來りたるなるが、其京師より通過に及びたる道筋を擧げ見れば、藍田より商洛に入り、淅湍を渉り漢水に臨み、峴首に升つて方城を望み、荊門を出で岷江を下り、洞庭を過ぎ湘水を泝り、衡山の麓を行き淅州に傍うて五嶺を踰ゆ、此れ皆猿猴の住に非ずんば魚龍の棲所にして、奥深く且つ奇怪なる狀を極むるが故に、此間を旅行し來れる王君に於ては、飽くまで山水の勝を聞き、飽くまで山水の勝を見たる筈なり、然るに今其心に於ては反つて足らざるが如く、此地の山水に汲々たるは何ぞ、傳に云ふ、智者は水を好み、仁者は山を好むと、弘中の德は、其好む所の山水と誠に善く適合すと謂ふべし、若し果して智を以て事を謀り、仁を以て身を据ゑなば、弘中が此土地を去つて天朝に用ひらるゝこと遠かるまじと思ふが故に、遂に此記をば石に刻せり、

注解　「狖」黒猿、「瑰詭」奇偉非常、「傳曰」論語雍也篇の語、「羽儀」易の漸の上九に、鴻陸にすゝむ、其羽以て儀となすべしとあり、

文法　既に其德あれば自ら當に大用せらるべき所より、上の貶秩而來の句に應じて結となす、

總説

淡雅中に巧思を寓せし文なり、

纂評

に知られずして今日に至り發見せしは、竢の道理あればなり、其石谷をば謙受の谷と呼び（虚なる故に）、瀑をば振鷺の瀑と呼べり（白き故に）、是れ谷は德を言ひ瀑は容を言ひたるなり、其土谷をば黄金の谷と呼び（土は黄なるを正色となす故に）、瀑をば秩々の瀑と呼べり（順序ある故に）、是れ谷は容を言ひ、瀑は德を言ひたるなり、洞をば寒居の洞と呼べり、是れ其之に入りたる時寒氣を覺ゆるに因り、其事を記念とせしなり、池をば君子の池と呼べり、是は其中空虚にして其美を集め、盈ちて其惡（惡水汚物）を出せばなり、泉の源をば天澤の泉と呼べり、高き處より卑きに施せばなり、合せて名づくるに東屋の名を以てして、燕喜の亭と呼べり、是は詩經に、魯侯燕喜すとあるに取りたるなり、

注解　「竢」立つて待つを竢と曰ふ、「鍾」あつむ、「詩」魯頌閟宮篇、「頌」蔣注に從つて衍文とす、「燕喜」燕飲喜樂なり、此亭に飲んで樂む所より言ふ、

文法　以上名を命じたる意義を説明し暗に下文の仁知之德云々とある句の伏脈となせしなり、

於是州民之老、聞而相與觀焉、曰、吾州之山水名天下、然而無與燕喜者比、經營於其側者相接也、而無直其地、凡天作而地藏之、以遺其人乎、

段落　第三大段なり、

講說　亭已に成り、名も亦定まるや、州民の故老等之を聞き傳へ、相與に此亭を觀て云ふやう、吾が州の山水は天下に有名なり、然れども燕喜と肩を竝ぶる者なし、古來此附近に亭を築きたる者は前後に相接せり、而も此處の景色に當る者なし、凡そ天が之を作り地が之を收め置き、以て發見の人を待ちたるにやあらん、

注解　「直」當る、

弘中自吏部郎貶秩而來、次其道途所經、自藍田入商洛、涉淅

段落　第一大段なり、

講説　太原の王弘中、連州に在つて、景常、元慧と云ふ二人の僧と遊びけるが、一日此二人と其住宅の後に當れる荒邱の間を散歩せし折柄、高き處に上つて望みたるに、面白き場處を見當てぬ、因つて其場處に至り先づ生ひ茂れる茅を斬り拂ひたれば、美しき樹木連なりて見えたり、路に横はれる石を取り除け見れば清き泉迸り出でたり、其れより惡土を運び棄て、枯木や草などの蒙れるを燒き立て、是れにて如何あらんと、少し後の方へ却き立ちて善く視れば、上に出づる者はニヨキリと岡を成し、下にヘコメルは、ガランとして谷を成し、窪みたるは池、缺けたるは洞と云ふやうに、種々なる地理的形象出來上り、鬼神や變怪など陰かに來て之れを手傳へるかと思はるゝ計りなり、是より王弘中は二人の僧と朝より遊びに往き、夕刻までも歸ることを忘るゝ程に愛賞しけり、因つて東屋を立て、風雨寒暑を避くる計をなせり、

注解　「王弘中」前篇にありし太原王公仲舒の字なり、「輂」舁くことにて、運搬の義に用ふ、「樒翳」樒は木の立枯れ、翳は草蔓などの蔽へる處、「呀然」口を張る貌、

既成、愈請名之、其邱曰竢德之邱、蔽於古而顯於今、有竢之道也、其石谷曰謙受之谷、瀑曰振鷺之瀑、谷言德、瀑言容也、其土谷曰黄金之谷、瀑曰秩々之瀑、谷言容、瀑曰德也、洞曰寒居之洞、志其入時也、池曰君子之池、虛以鍾其美、盈以出其惡也、泉之源曰天澤之泉、出高而施下也、合而名之以屋、曰燕喜之亭、取詩所謂魯侯燕喜者頌也、

段落　第二大段なり、

講説　右の東屋落成に及びければ、韓愈名を附けんことを申出で、其丘をば竢德の丘と呼べり、是昔は人

感慨を續發するを知つて、前段の雨の遊ぶを得ざるは乃ち中段の遊ぶを得ざるの襯筆、中段の遊ぶを得ざるは乃ち王公の政績を叙する襯筆なるを知らざるなり、且つ政績を叙する處、春秋陰陽湖山千里等の語を練出し、閣上の佳勝と相擊射し、文心絶せんと欲す之を讀めば、天半の彩霞、望むべくして卽くべからざるが如し、異樣の神品、

○沈德潛評　總て未だ造觀を得ざるを以て情を生じ態を作す、此れ記體中、別に一路を行くの法なり、末段意言倶に盡きず、讀者、徘徊之を賞す、

燕喜亭記

解題　亭名の出處意義、倶に本文中に在り、

動機　主人の爲に他日の幸福を祝するに在り、

主意　苟も德あれば大用を得べしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「以避風雨寒暑」に至るまでを第一大段となす、亭を作る所以を叙す、「既成」より「取詩所謂魯侯燕喜者」に至るまでを第二大段となす、命名の義を説明す、「於是州民之老」より「以遣其人乎」に至るまでを第三大段となす、山水の勝を言ふ、「弘中自吏部貶秩」より篇尾に至るまでを第四大段となす、山水より引いて祝すべき點に説き及ぶ、

太原王弘中在連州、與學佛人景常元慧游、異日從二人者、行於其居之後、荒邱之間、上高而望、得異處焉、斬茅而嘉樹列、發石而淸泉激、輦糞壤、燔椔翳、却立而視之、出者突然成邱、陷者呀然成谷、窪者爲池、而缺者爲洞、若有鬼神異物陰來相之、自是弘中與二人者、晨往而夕忘歸焉、乃立屋以避風雨寒暑、

工既訖功、公以衆飲、而以書命愈曰、子其爲我記之、愈既以未得造観、爲嘆、竊喜載名其上、詞列三王之次、有榮耀焉、乃不辭而承公命、

段落　第三大段の第一小段なり、記を作る所以を叙す、

講説　修繕の工事已に落成せしかば、公は衆人を引連れて祝宴を催し、書簡を以て韓愈に命じて、足下我が爲に記文を作れと、韓愈は夙に滕王閣に至つて観ることと出來ざるを心外と思へることとなれば、喜んで以爲へらく、名を閣上に載せ、吾が文、三王の次に列するは榮耀ある次第なればと、乃ち辭退せずして公の命を奉せり、

注解　「造」いたる、

其江山之好、登望之樂、雖老矣、如獲從公游、尚能爲公賦之、

段落　第三大段の第二小段なり、餘波、

講説　其山水の見事なる、登望の愉快に至つては、韓愈年老いたりとは云へ、若し公の處に至り陪遊する日あらば、尚ほ公の爲に之を咏じて御覽に入るべし、

文法　首段に應ず、

總説

未だ見ざる處なれば、本と記すべきものなし、又土木の費用等を記したればとて、何等の雅致なし、是れ別方面を着想したる所以にして、此文は、韓の堂記中最も品位優上なるものなり、

纂評

○林西仲評　凡そ閣を修むるを記す、必ず閣を修むるの人を記す、況や屬員、上司（上官）の爲に筆を執るの人を記す、

行ふべき者は行ふ、

文法　王公の治績を寫さんとし、全く己が遊ぶ能はざる處より、力を極めて點綴すること一番、布局の巧なる、思議すべからず、

其歲九月、人吏浹和、公與監軍使燕於此閣、文武賓士、皆與在席、酒半、合辭曰、此屋不修且壞、前公爲從事此邦、適理新之、公所爲文、實書在壁、今三十年、而公來爲邦伯、適及期月、公又來燕於此、公烏得無情哉、公應曰、諾、於是棟楹梁桷板檻之腐黑撓折者、蓋瓦級甎之破缺者、赤白之漫漶不鮮者、治之則已、無修前人、無廢後觀、

段落　第三大段の第二小段なり、再修繕を叙す、

講說　其歲九月、官吏と人民と共に和合に及び、泰平無事なりしかば、公は監軍使と滕王閣に宴を張り、文武の賓客部員等皆列席に及べり、酒宴半なりし頃、此等の人同音に云ふやう、此建築は若し脩復を加へざらば今にも破損すべし、昔し公此邦の從事にて在られし頃、丁度之を修繕せられ、公の作り給ひし文、現に壁上に在り、今其時より三十年を過ぎて、公は來つて邦伯となられ、方に一箇月にして、又此閣に來つて宴會を開かる、公此閣を觀、其文に對して如何んぞ情なきを得んやと、公應じて曰く、承知せりと、是に於て棟楹　梁桷板檻などの腐れて黑色となり又は撓み折れたる者、竝に屋根瓦や階段の敷瓦の破れ缺けたる者、彩色の赤白のメッチャとなり鮮明ならざる者、皆之に手を入れたるが、唯だ修復なしたるまでにて、前人の時より修ることなく、さりとて後に於て見惡くからぬやうにせり、

注解　「邦伯」觀察使を指す、「燕」宴に同じ、

治所、八州人、前所不便、及所願欲而不得者、公至之日、皆罷行之、大者驛聞小者立變、春生秋殺、陽開陰閉、令修於庭戸、數日之間而人自得於湖山千里之外、吾雖欲出意見、論利害、聽命於幕下、而吾州乃無一事可假而行者、又安得捨已所事以勤館人、則滕王閣又無因而至焉矣』、

段落　第一大段の第四小段なり、三たび遊ぶ能はざりしことを叙す、

講説　愈が袁州に至りしより七箇月目に、詔あつて中書舍人なる太原の王公を御史中丞に任じ、江南江西の觀察使とせられたり、是に於て洪州、江州、饒州、虔州、吉州、撫州、信州、袁州等は悉く其管轄に屬せり此は州の人民の從前不便となせし所のもの又は希望を有すと雖も遂ぐる能はざりし事共は、王公が任所に至りし日皆之を取捌き、不便の事を廢して希望の事を行ひ、重大の事件は宿次にて之を天子に奏聞し、小事は專斷を以て立に變じ、恩を施すや春の物を生ずるが如く、威を加ふるや秋の物を殺すが如く、利を興すは陽にして開くなり、害を止むるは陰にして閉づるなり、法令は戸庭の近きに修まり、而して其經過數日を出でざるに、湖山千里の外に在る人民に至るまで滿足せざるなかりき、此の如き次第なれば、吾れ意見を案出し地方の利害を論議し、往いて幕下に指令を仰がんと欲するに拘らず、吾が支配地なる袁州は一事も之をダシにして、大府へ出張すべき者なく、(若し强ひて行かんには官務を放任する次第となり)何として自身の仕事を打棄て置き、役所の人間を鞭策することを得べけんや、是に於て滕王閣は此度も往くべき因緣なかりき、

注解　「王公」名は仲舒、「所不便」罷むべきもの、「所願欲而不得」行ふべきもの、「罷行」罷むべき者は罷め

注解　「三王」王勃序あり、王緒賦あり、王仲舒記あり、

十四年、以言事斥守揭陽、便道取疾以至海上、又不得過南昌而觀所謂滕王閣者、

段落　第一大段の第二小段なり、再び遊ぶ能はざりしを叙す、

講説　十四年に政治の事を建議せしため斥けられて揭陽郡の守となりしが、此時は急行を主として便宜の道筋を取り、海上に至りしかば、南昌に立寄つて名高き滕王閣を観ることを得ざりき、

注解　「十四年」元和、憲宗の年號、「南昌」滕王閣の所在地、今の江西省に屬す、

其冬以天子進大號、加恩區内、移刺袁州、袁於南昌爲屬邑、私喜幸自語以爲當得躬詣大府、受約束於下執事、及其無事且還、儻得一至其處、竊寄目償所願焉、

段落　第一大段の第三小段なり、往觀の機會に接近せしことを叙す、

講説　其冬天子は大號を進めて恩を天下に加へ給ふや、愈も揭陽より轉じて袁州の刺史となれり、此袁州は南昌に附屬の都會なれば、私に心嬉しく自ら語りていふやう、斯かる關係なれば、吾が身何時かは大府なる南昌に至りて、命令を屬官方に仰ぐことを得べく、其時別段の公務もあらずして引還さんとする折、殊に因れば一たび滕王閣の處に至り、竊に之を眺めて、豫ねてより遊覽したしと願ひ居りたる心を果すことを得んかと、

文法　此願の字、上の願莫之遂に應ず、

至州之七月、詔以中書舍人太原王公爲御史中丞、觀察江南西道、洪、江、饒、虔、吉、信、撫、袁、悉屬

點して全文を收束す、看來れば還つて是れ河東公一人を單寫する文字なり、知らず、當日落筆、多少の結構を費し了るを、

○沈德潛評　四番叙述して其冗を見ず、轉た其勁を見る、是れ大手筆、○五人錯綜叙次して、主意全く河東公に在り、却つて又痕跡を顯露せず、故に妙、

新修滕王閣記

解題　唐の高祖の子元嬰、洪州の刺史となりし時此閣を造る、其滕王に封ぜられしより滕王閣の名あり、

動機　太原王公の治績を表するに在り、

主意　法令修り吏民和げることを云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「又無因而至焉」に至るまでを第一大段となす、己れの遊觀を得ざりし遺憾を述ぶ、「其歲九月」より「子其爲我記之」に至るまでを第二大段となす、修繕を記す、「愈既以未得造觀爲嘆」より篇尾に至るまでを第三大段となす、餘波を以て前を結ぶ、

愈少時側聞江南多遊觀之美、而滕王閣獨爲第一、有瑰偉絕特之稱、及讀三王所作序賦記等、壯其文辭、益欲往一觀而讀之、以忘吾憂、係官於朝、願莫之遂、

段落　第一大段の第一小段なり、一たび游ぶ能はざりしを叙す、

講說　韓愈若かりし時、側に江南の地は眺望の美なる處多く、就中滕王閣は第一等にて、雄大超絕なりとの名ある由を聞けり、其れより王氏三人の作りし序や賦や記等を讀むに及び、其文辭を壯なりとし、益す往いて一たび滕王閣を見、其壁に書かれたる此等の文章を讀み、憂晴をなしたく思ひしかども、役人として朝廷に束縛せられ居る身なるを以て、願望を抱きながら之を遂ぐることなかりき、

參集す、又江陵は昔の楚の都にして（地も亦廣し）戎士五萬あり、（兵も亦多し）、此三公同時に千里の間相對して各雄藩をなせるは、如何にも見事なる次第と謂ふべし、

注解　「序」順次に排列するなり、「銜」參なり、

河東公、名均、姓裴氏、

段落　第四大段の第三小段なり、

講說　河東公は名は均、姓は裴氏なり、

文法　最後に至り始めて姓名を點出す、後來遂に一格をなす、

總說

此種の文は、初學の徒、漫然として之を讀むときは、何の妙味をも覺えざらん、然れども試に本題を課せられたる者として自ら趣向を立て、而して此文を看ば、如何に文思の汪洋にして力量の廣大なるかを認むるに足らん、其小巧を弄せざる處、實に大家の手段なり、

纂評

○林西仲評　記、江陵參軍の手に出で、石も亦刻して河南參軍の舍中に在り、原と河東公先に參軍となり、後に鎭帥となるが爲にして作れり、若し河東公一人を單說せば、一篇の履歷を代叙するに過ぎず、毫も出色なし、必ず河東公の口を借り、正に同時の四人を扯き出し、陪伴點綴すべし、然れども河東公又自己逐一數へ出だし、誇詡に渉るを致すに便ならず、只好く輕々に五人の二字を提出し、却つて之を天子群臣の、愼重官を授け大小を論ずるなきの意に歸し、個の榮寵となす、但に鄭重體あるのみならず、且つ見得たり、五人皆實に落々將となり相となるの本領あり、一時の天幸に非ざるを、中間五人前後の官職、平叙兩段ならざるを得ず、功績を論ずるに至つては、三相は則ち之を史冊に推し、顧公は則ち之を時譽に推し、河東公を單把し、寫し了り又寫し、賛し了り又賛し、其將相を兼ぬべきを言ひ、而して五人同じからざる所なきの處を以て總發前に應じ、且つ之を好んで故事を語る者の口に歸し、亦た自ら斷せず、輕重詳略、其妙を曲盡せざるなし、末段石に刻するの時に于いて、又河東公兼ねて將相となるを把つて、尊貴比なきを說き得、只三人同時に藩を開くの盛なるを以て、一句を略

有聞而問者、於是焉書』

段落　第三大段の第二小段也、記を作る所以を叙す、

講説　河東公の話（首段に述べたる事）を聞いて委細を問ふ者あるが故に、一々之に答ふるの煩を避くるが爲め斯くは記述に及びしなり、

既五年、始立石刻其語河南府參軍舍庭中、於時河東公爲左僕射宰相、出藩大邦、開府漢南、鄭公以工部尚書留守東都、趙公以吏部尚書鎭江陵、

段落　第四大段の第一小段なり、五公現在の地位を叙す、時に顧盧二公は已に死せしを以て、止だ裴鄭趙三人の事を叙す、

講説　既にして元和五年に始めて石を立てゝ河東公の語を刻し、之を河南府の參軍舍の庭中に置けり、此時河東公は左僕射宰相となり、出でゝ大邦の藩鎭に任じ、幕府を漢水の南に開けり（是に至り將相を一身に兼ぬ）、鄭公は、工部尚書の儘、東都の留守となり、趙公は、吏部尚書の儘、江陵の鎭臺即ち節度使となれり、

注解　「出藩大邦」山南東道節度使となりし事を云ふ、

漢南地連七州、戎士十萬、其官宰相也、留守之官、居禁省中、歲時出、旌旗序、留司文武百官、於宮城門外而衙之、江陵、故楚都也、戎士五萬、三公同時、千里相望、可謂盛矣』

段落　第四大段の第二小段なり、前に述べたる三公の地位の盛なるを叙し、就中河東公の尊貴を表す、

講説　漢南の地は七州を合せたる者にして（最も廣く）、戎士十萬あり（最も多し）、而して其官は宰相なり（最も貴し）留守の官は平生は禁省の中に居り、其期節毎に出でゝ、東都に赴くときは旌旗を竝べ、東都留守の役所に於ける文武百官は、行宮の門外に迎へて

なく、南荊の帥となるや其名譽善くして著しく武勇の氣象も已に勢を増して、文學敎化も亦弘まり、三槐の位に登り天地の化育を賛くる　以上、其慶福は將に至極の處に達せんとす、

注解　「愿」謹厚朴直、「作帥」節度となりし事を謂ふ、「登槐」周禮に、三槐に面し、三公位焉とあり、三公の位を指す、「元」元化卽ち大なる化育、天物の萬物を愛育する作用、「且至」且は恐らく具の誤、

文法　將相五人の功績を叙して獨り河東公を詳にするものは、此記本と河東公の爲に作れる者なるを以てなり、蓋し河東公は主にして、他の四公は客なり、又河東公は將なれば、相は又位地に於て客たり、此に於て三相國之勞在史冊の一句を以て三相を撇脫し、廳吏部は同じ客の中に於ても河東公と共に將なれば二句を以て之を撇脫す、之を觀て以て文の主客繁簡の法を悟るべし、

故好語故事者、以爲五公之始迹也同、其後進而偕大也亦同、其稱名臣也又同、官職雖分而功德有巨細、其有忠勞於國家也同、有若將同其後、而先同其初也、」

段落　第三大段の第一小段なり、河南の人材を出す、偶然ならざるを言ふ、

講說　故に好んで昔物語をなす者は以爲へらく、五公の初の履歴は同一なり、其後榮進して何れも大官となりしも同一なり、其名臣と稱せらるゝも同一なり、扨官職こそ區別あれ、功德こそ大小あれ、五公が國家に忠誠あり勞苦あるに至つては同一なり、如何にも後に至り此の如き同一の美事あるが爲に、最初の履歴同一なりしが如き趣あり、

文法　五公之始迹は上の河南に在りし一段を收め、其後進而偕大は河南を去る一段を收め、其稱名臣は史冊、有聲、休顯の三句を收め、官職分は三相之勞、吏部愼職、河東公行茂、事脩等の句を收む、此處篇首の同時の二字を取り、無數の同の字を生出して全文を引纒む、筆力千鈞、

事中爲宰相、顧公去登封爲監察御史、其後由京兆尹至吏部尙書東都留守、我公去府爲長水尉、其後由膳部郎中爲荊南節度行軍司馬、遂爲節度使、自工部尙書、至吏部尙書、

段落　第二大段の第二小段なり、五人河南を去る後に於ける榮進の徑路を敍す、

講説　右の中盧公は河南を去つて右補闕となり、其後尙書左丞より宰相に至れり（相一人）、鄭公は汜水を去つて監察御史となり、山南軍を佐（タス）けしが、其後工部侍郎より宰相に至り、一度罷められたれど重ねて宰相となれり（相一人）、趙公は陸渾を去つて右拾遺となり、其後給事中より宰相となれり（相一人）、顧公は登封を去つて監察御史となり、其後京兆の尹より吏部尙書東都留守に至る（將一人）、我が公は府を去つて長水の尉となり、其後膳部郎中より荊南節度行軍司馬となり、遂に節度使となり、工部尙書より吏部尙書に至れり（將一人）、

三相國之勞在史册、顧吏部愼職小心、於時有聲、我公愿潔而沈密、開亮而卓偉、行茂於家、事脩於官、嗣紹家烈、不違其先、作帥南荊、厥聞休顯、武志既揚、文敎亦熙（ヒロマル）、登槐贊（タスクル）元、其慶且（マサニ）至、

段落　第二大段の第二小段なり、將相五人の功績を敍す、

講説　盧趙鄭の三宰相の功勞は國史の記錄に詳なれば、此に分つて敍するの必要なし、顧吏部は職を愼むこと誠に用意周到にして、當世に好評あり、而して我が河東公は、其人となり謹直廉潔にして沈着緻密なると共に、其才能は開通明白にして卓越偉大なり、又自家に於ける私行は誠に立派にして、官途の事務は善く調ひ、其家の功烈を受け繼いで祖先と異なる所

候補中の最良なる者を取る（卽ち如何に卑き官職と雖も、人選を重んずる事此の如くなりき）、然り而して河南が同時に人材を出したるは、天下に在つて此より多き處なしと言はれたる程にて、將相五人を出せしは天下獨り河南のみなり、

注解　「永貞」順宗の年號、「法曹參軍」隋以前法曹は司法官なりしかども、唐に於ては軍の參謀官なり、「河東公」裴均なり、河東の人なるを以て云ふ、「天子始紀年更元」大曆十五年正月に建中と改元す、天子は德宗を謂ふ、

文法　將相五人の四字は一篇の眼目にして、同時の二字を以て線となす、

故於府之參軍、則得我公、於河南主簿、則得故相國范陽盧公、於汜水主簿、則得故相國兮太子賓客滎陽鄭公、於陸渾主簿、則得相國今吏部侍郎天水趙公、於登封主簿、則得故吏部尙書東都留守吳郡顧公、

段落　第二大段の第一小段なり、五人の姓名を點出す、

講說　故に府の參軍よりは我が河東公出でたり、河南の主簿よりは故の相國なる范陽の盧公（名は邁）出でたり、汜水の主簿よりは故の相國今の太子賓客なる滎陽の鄭公（名は餘慶）出でたり、陸渾の主簿よりは相國今の吏部侍郎なる天水の趙公（名は宗儒）出でたり、登封の主簿よりは故の吏部尙書東都留守なる吳郡の顧公出でたり、

盧公去河南、爲右補闕、其後由尙書左丞、至宰相、鄭公去汜水、爲監察御史、佐山南軍、其後由工部侍郎、至宰相、罷而又爲、趙公去陸渾、爲右拾遺、其後由給

所謂記事文是なり、此篇は寧ろ記事文にして、初め河南府に於て同じく官吏たりし者が、後に至り共に將相の大官となれる顚末を記せしなり、

動機　河東公の榮達を述ぶるに在り、

主意　河南府出身の五公は始終相同じと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「獨得將相五人」に至るまで第一大段となす、河南より將相五人を出したることを擧げて大綱となす、「故於府之參軍」より「其慶且至」に至るまでを第二大段となす、五人の姓名官歷功績を述ぶ、「故好語故事者」より「於是焉書」に至るまでを第三大段となす、以上に對する論賛なり、「既五年始立石」より篇尾に至るまでを第四大段となす、石を立つる當時に於ける五人の位地を述べて前記を補す、

永貞元年、愈自陽山移江陵法曹參軍、獲事河東公、公嘗與其從事言、建中初、天子始紀年更元、命官司舉貞觀開元之烈、群臣惕慄奉職、命材登良、不敢私違、當時自齒朝之士而上、以及下百職事、官闕一人、將補、必取其良、然而河南同時於天下稱多、獨得將相五人、

段落　第一大段なり、

講説　永貞元年に、韓愈は陽山縣より轉任して江陵の法曹參軍となつて、河東公の手に屬くことを得たるが、公は嘗て其從事と語れるやう、建中の初、天子始めて卽位し給ひて、年號を改められ、當局者に命じ以前の貞觀開元時代の如き太平の治績を擧げよとありければ、群臣皆畏れ謹みて其職を太切になし、人材を任命し良士を登庸するに、敢て私の心を以て、聖旨に違ふ者なかりき、其結果、苟も朝廷に列する高官の人より下は凡百の小役人に至るまで、若し一人にても定員に缺員あつて之を補充せんとする時は、必ず

一藝專門「毫釐分寸」大小長短、

兩府之從事、與部屬之吏、屬而和之、苟在編者咸可觀也、宜乎施之樂章、紀諸冊書、從事曰、子之言是也、告於公、書以爲荊潭倡和詩序、』

段落　第二大段の第二小段なり、全體に就いて言ふ、

講說　兩府の從事竝に部屬の官吏等、次第に兩公の詩を和せしが、苟も載せて此編に在る者は皆觀るに足る者なり、之を音樂に合せ、之を書冊に留めて然るべしと、從事曰く、足下の言ふ所は尤なりと、之を公に告げて荊潭唱和詩の序とせり、

注解　「兩府」兩觀察府なり、「公」裴均、

總說

此れ韓の序文中に在つて別に稱すべきものに非ず、唯だ「懽愉之辭難工、而窮苦之言易好也」の二句、長く成語となつて引用せらるゝのみ、

纂評

○沈德潛評　詩を作る、毫釐分寸を較量するに非ざれば必ず工なる能はず、燕許故と是れ大家、「燕國公張說と許國公蘇頲、共に唐人、文章を以て顯はれ、名を等しうす、時に燕許大手筆と稱す」然れども杜陵「杜甫」の新詩改罷自長吟、晩歲漸於詩律細、何時一尊酒、重與細論文に比すれば、終に別あるなり、此れを以て裴楊二公を美す、性能く之を好み、燕許杜陵を合して一手となすを見る矣、時に昌黎、江陵府法曹參軍たり、長官の詩を序す、此の如く論を立てば、乃ち體を得となす、

卷五（韓愈著）

河南府同官記

解題　記とは事物の現狀を寫し留むる文體にして堂記亭記の如き建築物の記あり、遊記の如き地理の記あり、物記の如き器具の記あり、又事記あり、一事件問題に就て見聞せし所を錄するものあり、

に浮ぶ所あるまゝ仰いで言ふやう、元來氣の穩かに心樂しき時の韵語は淡薄なれども、憂愁思慮の時の韵語は氣が利きて巧妙なり、則ち愉快なる境遇の辭は工なること難くして、窮苦の境遇の辭は好くし易し、是故に文章の是ぞと云ふべき作品は、常に旅行や田野の間に發し、王公貴人などは意氣滿ちて得意なるを以て、（作る所懽愉の辭なれば）性來能力あつて其上に之を好むに非ざれば、作るに暇あらず、

文法　懽愉は和平に當り、窮苦は愁思に當る、

今僕射裴公開鎭蠻荊、統郡惟九、常侍楊公領湖之南、壤地二千里、德刑之政並勸、爵祿之報兩崇、乃能存志乎詩書、寓辭乎詠歌、往復循環、有倡斯和、搜奇抉怪、雕鏤文字、與韋布里閭、憔悴專一之士、較其毫釐分寸、鏗鏘發金石、幽眇感鬼神、信所謂材全而能鉅者也、

段落　第二大段の第一小段なり、裴楊二人は貴人を以て、其作る所貧賤の士に讓らざるを言ふ、

講說　今僕射裴公は藩鎭の府を蠻荊の地に開き、郡を統ぶること九に及び、常侍楊公は湖の南方を領し、其土地二千里に亘り、德化刑法の政治並に人民を報奬し、高爵厚祿の報酬は双方ともに崇きなり、此の如き身分なるに拘らず、詩書に志を存し詠歌に辭を寄せ、二公の間に詩を往復して互に循環し、一方が唱ふれば一方が之に和し、奇怪を搜り取り文句を細工し、民間無位の貧賤なる技藝家と優劣を爭ふ、其音調は善く響きて、金石より發するが如く、其思想は深微にして、鬼神を感動すべし、是れ謂はゆる才力全くして能力巨なる者なり、

注解　「蠻荊」荊は、古蠻夷の地なるを以て言ふ、「湖之南」湖は洞庭、「抉」くじる、「雕鏤」ほりつくる、「韋布」布の衣、韋の帶、「里閭」村町、朝廷に對して言ふ、其處に住む者、「憔悴」憂苦して瘦せ衰ふなり、「專壹」

知る、篇中言ふ所、俱に是れ實錄、諛詞なきことを、序文、筆致蒼勁、直ちに西漢に逼る、詩詞、一唱三歎、雅頌の遺音を得たり、此れ公晚年登峰造極の作、楊升菴以爲へらく、文頗る質に近し、未だ絢爛の極一種の至理なるを知らず矣、言ひ難し、言ひ難し、

○沈德潛評　敍事議論を夾み、字々心に鏤し肝を雕して出づ、詩も亦古峭、李杜の束縛を受けず、宜なり、皇甫持正持〔皇甫湜の字〕降旗を豎て、歎じて人能く及ぶなしと爲すや、

荊潭唱和詩序

解題　唱和とは、甲一首を作れば、其作に對して又一首を作つて、之に應ずるなり、荊は荊南、潭は湖南、此唱和は裴均と楊憑との間に行はれたる者にして均、字は君齊、貞元十九年五月を以て荊南節度使となり、憑は十八年九月に湖南觀察使となる、韓愈は、永貞元年を以て均を佐け、江陵の法曹となる、

動機　裴の篤好にして伎倆あることを言ふに在り、

主意　裴は材全くして能大なりと云ふに在り、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「不暇以爲」に至るまでを第一大段となす、普通の貴人は文辭を能くせざるを言ふ、「今僕射裴公」より篇尾に至るまで第二大段となす、裴の詩を能くするを言ふ、

從事有示愈以荊潭酬和詩者、愈既受而卒業、因仰而言曰、夫和平之音淡薄、而愁思之聲要妙、懽愉之辭難工、而窮苦之言易好也、是故文章之作、恒發於羈旅草野、至若王公貴人、氣滿志得、非性能而好之、則不暇以爲、

段落　第一大段なり、

講說　觀察使の或る從事は、韓愈に荊潭唱和詩と云ふ者を示せり、愈之を受けて盡く讀み了り、因つて胸

中流に在り、左右に詩書を置き、坐(キ)ながら太平の治を成せり、公は我々鄆人を見棄ることなく、長く此に留まつて此邦をば庇護し給へ、

以上、上勤下順の效驗を叙す、

注解 「壖」壥に同じ、家宅なり、九壖は卽ち九州、禹王、天下を分つて九州となす、「葉」世なり、「荒不條」草の亂雜にして條理を成さゞるが如きを言ふ「憲考」憲宗、考は君主なり、「尸」主なり、「徇」示す、「吟」うなる、「蟊」根を食ふ蟲、「螟」物の心を食ふ蟲、「羊狠狼貪」史記項羽本記に、狠如羊、貪如狼とあり、此に本づく、「以口」前の虎狼を承く「煦」息を吹きかくる也、「拊」輕く打つなり、父母が小兒を背を打つのうつ、「箴石」針治の具、「膊」皮を剝ぐ、「寧」但だにと訓ず、「播々」連なる貌、「駭々」疾くして大なる貌、「考々」和する貌「暨」及びなり、「諏」はかる、「差」たがふ、「賓」大萍、「菼」大にして薄き水草、「麻」おほふ、

總說

此文は質にして飾らず、其妙、古雅なるに在り、功の大小難易を論じたる一段は全篇の擅場と謂ふべし、詩に至つては尤も工力を用ひたる者にして、叙甚だ淡なるが故に、詩を濃(コマヤカ)にして配合を取りしなり、

纂評

○林西仲評 平盧軍の十二州は、寇の據となる六十年、既に分つの後、三節度或は死し或は亡び、而して幽魏再び失ひ、復た取るべからず、皆亂後甫(ハジ)めて平らぎ、措置方に乖(ソム)くに由るの致す所、惟だ鄆は馬總を得て鎮となし、全く始めて至りし時恩威並び用ひ、許多の苦心を費却せるに在り、治成り制定まるに及び、自然上下の禮あるを知り、其素習を變じ、惟だ令之れ從ひ、諸方の率(シタガ)はざる者の、得て扇動する所に非ず矣、兹篇、沂密幽魏再び亂れ、併せて徐が三方の外に在るを以て亦、同時に變をなす處を以て相形する一番、治功の大小前に難く後に易きの同じからざるを分ち出し、則ち一方奠定して高爵獨り膺(アタ)る、安んぞ谿堂之れ作つて以て其盛を紀するなかるべけん、亦安んぞ詩歌之れ傳へて、鄆州の人をして自る所を忘れず、永く矢(チカ)つて替る勿(ナカ)らしむる無かるべけんや、是れ堂と詩と大に關係ある、此の如し、公が京兆の尹となり、馬公を擧げて自ら代るや、其文武資を兼ね、寛猛所を得方鎮を累更して皆功能ありと稱するを觀れば、則ち

講說　天子昔し九州を定めて家となし給ひしより、幾年を經りたる處、其中亂れて緒に就かざる地方あり、何れの地方なるかと云ふに、黃河と泰山との間、卽ち鄆(ウン)の地是れなり、然るに我が憲宗皇帝の御宇に至り、一たび賊を平げて其地を回收なし、邦の事情を察し、之が侯たる人を選び、遂に我が馬公に命じ、來つて主とならしめ給ひぬ、

以上、馬公が鄆の鎭將たりしを言ふ、

馬公來つて此地の主將となられしかども、久しく賊の支配に慣れたる事とて、其初めは人之を信ぜず、公は飮食の暇もなき迄に之を敎へ之に示し、何人が飢(ウ)ゑて食なきか、何人が呻吟し歎息するか、心を悉して之を探り、何人の寃と雖も棄て置くことなく、己れの分限(ブンゲン)の願を遂ぐるを得ざるの者の如きも、亦其所を得しめんとせり、(是れ皆民の疾苦する者なるが)一方に於ては何人が國家に取つて蝨の如き害なし、又節(フシ)や根(モト)を害するの害蟲の如くなる者ぞ、彼等は又羊の如くに狠り、狼の如くに貪り、大に其口を張つて城を覆さんとす、公は之を吹いて涼しからしめ、之に息(イキ)をかけて溫かならしめ、手を摩(コス)りて其背を拊(ナ)で、此の如くにして其勞苦を撫恤し、箴(ハリ)や石を以て其害を救ひ、若し强硬にして服せざる者あれば、其衣を剝ぎ其身を磔(ハリツケ)にす、

以上、馬公が邦を蓄(ヤシナ)ふの勤勞を敍す、

凡そ公の封ぜられたる地は、東西南北の區別なく、民富み兵强く、皆公を父なりと謂ふ、從つて誰か復た公の令に違ふ者あらん、斯く心服する以上は、之を率ゐて出征することを得、唯だ邦を守るべきのみにあらず、

以上、鄆人の服從せしことを敍す、

公は新に谿堂を作られしが、其溪(タニ)には水流れが播々と連つて絕えず、淺き處には蒲や蓮あり、深き處には葭(ヨシ)や葦あり、公は此處に客と酒宴を開かれ、音樂の鼓(ツヅミ)急に大に鳴り渡る、公の谿堂に宴するや、賓客皆十分に飮食し、堂に倚つて堂外の物を看れば、流には魚跳り、岸には鳥集まり、歌ひつ舞ひつ、太鼓の聲は考々として和げり、公は此谿堂に在つて琴瑟を玩び、又幕賓、從官等と經書に考へ法律に謀つて政治を行ふに、其施用違ふことなく、人之が爲に窮困せず、此谿には蘋や蓏の如き浮草(ウキクサ)あり、鼈も棲(ス)めば魚も住めり、公は

孰饑無食、孰呻孰歎、孰冤不問、
不得分願、孰爲邦蟊、節根之螟、
羊狠狼貪、以口覆城、吹之煦之、
摩手拊之、箴之石之、膊而磔之、
凡公四封、既富以彊、謂公吾父、
孰違公令、可以師征、不寧守邦、
公作谿堂、播々流水、淺有蒲蓮、
深有葭葦、公以賓燕、其鼓駭々、
公燕谿堂、賓校醉飽、流有跳魚、
岸有雀鳥、既歌以舞、其鼓考々、
公在谿堂、公御琴瑟、公暨賓贊、
稽經諏律、施用不差、人用不屈、
谿有薈苽、有龜有魚、公在中流、
右詩左書、無我斁遺、此邦是庥、

讀方　帝九堰を奠む、葉あり年あり、荒れて條せざるあり、河岱の間我が憲考に及び、一たび之を收正し、邦を視、侯を選び、公を以て來り之を尸らしむ、公來り之を尸る、人始め未だ信ぜず、公飲食せず、以て訓へ以て徇ふ、孰か饑ゑて食なき、孰か吟じ孰か歎ずる、孰が冤か問はざらん、分願を得ず、孰か邦蟊をなす、節根の螟、羊狠狼貪、口を以て城を覆す、之を吹き之を煦め、手を摩し之を拊し、之を箴し之を石す、膊して之を磔す、凡そ公の四封、既に富み以て彊し、公を吾が父と謂ふ、孰か公の令に違はん、以て師征すべし、寧邦を守らざらん、公谿堂を作る、播々たる流水、淺きに蒲蓮あり、深きに葭葦あり、公以て賓燕す、其鼓駭々、公谿堂に燕す、賓校醉飽流に跳魚あり、岸に集鳥あり、既に歌ひ以て舞ふ、其鼓考々、公谿堂に在り、公琴瑟を御す、公暨び賓贊、經を稽へ律を諏り、施用差はず、人用て屈せず、谿に薈苽あり、龜あり、魚あり、公中流に在り、右詩左書我を斁ひ遺つるなく、此邦是れ庥へ、

既饗、其從事陳曾謂其衆言、公之蓄此邦、其勤不亦至乎、此邦之人、纍公之化、惟所令之、不亦順乎、上勤下順、遂濟登茲、不亦休乎、昔者人謂斯何、今者人謂之何、雖然斯堂之作、意其有謂、而喑無詩歌、是不考引公德、而接邦人於道也、乃使來請、其詩曰、

段落　第三大段の第二小段なり、記を請はれしことを叙す、

講説　既に宴會を開きし處、其從事の官を勤むる陳曾、一同に向つて言ふ、公が此邦を撫育するの勤勞は如何にも至極せずや、此邦の人が公の政化に繋がれ、唯だ令するまゝに働くは如何にも從順ならずや、在上者は勤勞し下民は從順にして此好結果のなせるは如何にも美ならずや、昔は斯地に就いて世人は何と謂ひしぞ、今は又此地に就いて世人は何と謂ふぞや、其れは兎も角も、此堂の建築せられたるは、考ふるに意味あることなり、然るに口を閉ぢて詩歌を作らざるときは、是れ公の德〔勤〕を擧證して邦人を道〔順〕に引入れざる次第となると、是に於て人を以て韓愈に詩を請ひ來れり、其詩は、

注解　「蓄」牧蓄の蓄、「纍」秩序的に綴らるゝなり、「濟登」ナスと訓ず、成し遂ぐるなり、「喑」聲出でざるなり、

文法　其勤不亦至乎は前の「憊心罷精磨以歲月」を以てするなり、惟所令之不亦順乎は前の「戴公爲親父母」となすなり、

帝奠九壥、有葉有年、有荒不條、河岱之間、及我憲考、一收正之、視邦選侯、以公來尸、公來尸之、人始未信、公不飲食、以訓以徇、

爲赤子、一以爲龍蛇、憊心罷精
磨以歳月、然後致之、難也、乃敎
之行、衆皆戴公爲親父母、夫叛
父母從仇讎、非人之情、故曰易、

段落　第二大段の第二小段なり、難易の點より前に云へる功の大小を斷定す、

講說　何故に安治の功を大となし、事變なきの功を小とするや、曰く、公の此地方に到りし當座は人民未だ公の政化に慣れざりしかば、武を以て之を治むれば忿然として怨を抱き、恩を以て之を治むれば我儘にして放埒となる、一たびは赤子となり、單純にして御し易しと思へば、忽ち龍蛇となつて、變化測られず故に心を疲らし精力を疲らし、鄭重に鄭重を重ね段々と歳月を積み、然る後之を爲すを以て安治は難し、(難きゆゑ大と曰へるなり)其れより敎化の行はるゝに及び、人民は皆公を戴いて親愛の父母とせり、夫れ父母に叛いて仇敵に從ふことは人情に於てあらざる所なり、故に亂に黨せしめざるを易しと曰へるなり、(易きがゆゑに又其功を小となすなり)、

注解　「乃敎之行」一本に乃を及ぶに作る從ふべし、

於是天子以公爲尚書右僕射、
封扶風縣開國伯、以褒嘉之、公
亦樂衆之和、知人之悅、而侈上
之賜也、於是爲堂於其居之西
北隅、號曰谿堂、以饗士大夫、通
上下之志、

段落　第二大段の第一小段なり、谿堂を作る所以を敍ぶ、

講說　されば天子は公を尚書右僕射の官とし、扶風縣開國伯の爵に封じ、公の功勞を褒賞あり、公も亦人民の和するを樂み、官吏の滿足するを知り、而して天子の恩命を大なりとする所より、堂を其宅の西北隅に作り、號して谿堂と曰ひ、玆にて士大夫の宴會をなし、上下の意思を疏通すべき機關とせり、

不平なるより、煽動して變亂を續發し、復た昔日の情態に戻り、徐も亦此の形勢に乘じ、鎭將を逐ひ、勝手に其帥を置くこと、他の三方と同じかりしに、唯だ馬公の治むる鄆のみは切目正して其間に介在し、嘗て動搖することなかりしかば、四隣の地方は之を望むこと、隄防の洪水を制して汎濫せしめざるが如く、鄆を恃にして安心せり、

然而皆曰、鄆爲虜巢、且六十年、將彊卒武、曹濮於鄆、州大而近、軍所根柢、皆驕以易怨、而公承死亡之後、掇拾之餘、剝膚椎髓、公私掃地赤立、新舊不相保持、萬目睽々、公於此時、能安以治之、其功爲大、若幽鎭魏徐之亂不扇而變、其功反小、

段落　第二大段の第一小段なり、安治の功大にして、亂に黨せざるの功小なるを言ふ、

講說　鄆の形勢は此の如くなりしも人皆言ひけるは鄆が賊の巢窟にてありしこと殆ど六十年、將は強く卒は猛く、又曹濮は鄆より大にして、土地は相接し、軍の本據とする所なれば、何れも驕慢にして怨望なし易し、然るに馬公は兵民死亡の後を承け、財政空乏の餘を承け、皮を剝ぎ骨を削るまでに費消せられ、公私兩ながら空々たる有樣にして、新舊互に親密ならず、此前途如何になるべきやと、萬人は目を張つて注視せり、馬公は此時に於て能く人民を安んじて之を治めたる功は偉大也、幽鎭魏徐諸州の亂に、煽動し受けて事變を生ずる事なかりしは其功反つて小なり、

注解　「虜」李師道を謂ふ、「六十年」代宗の廣德より、命を拒むこと六十年、「易怨」離叛の勢あるを言ふ、「死亡之後」兵亂の爲に人民の死亡せしなり、「掇拾之餘」かきあつめの財政と云ふが如し、「睽々」目を張る貌、

何也、公之始至、衆未熟化、以武則忿以憾、以恩則橫而肆、一以

「三分」鄆曹濮を一道とし、馬總之を鎭す、淄青齊登萊を一道とし、薛平之を鎭す、兗海沂密を一道とし、王遂之を鎭す、

上卽位之二年、召公入、且將用之、以其人之安公也、復歸之鎭、

段落　第一大段の第二小段なり、馬公の再赴任は其人望を得るに由ることを叙す、

講說　今上皇帝卽位の二年に詔を以て馬公を召し、上京せしめ、之を中央政府の重職に任ぜんとせられしかども、鄆の民が公の政治に安んじて深く之を戴かんと欲せしかば、復び之を任地に還すことゝなれり、

注解　「上」穆宗を指す、

上之三年、公爲政於鄆曹濮也、適四年矣、治成制定、衆志大固、惡絕於心、仁形於色、竱心一力、以供國家之職、

段落　第二大段の第一小段なり、政績を叙す、

講說　今上の三年は馬公が三州に政を行ひしより丁度四年目なるが、政治は行屆き、法制は定まり、民心大に堅固となり、心中に惡念の萌すことなくして、仁愛の心顏色にも出づる程にて、力を專らにし力を合せて、國家に對する義務に應ぜり、

注解　「竱」專に同じ、

文法　末段の伏案、

于時沂密始分、而殘其帥、其後幽鎭魏不悅於政、相扇繼變、復歸於舊、徐亦乘勢逐帥自置、同於三方、惟鄆也截然中居、四隣望之、如防之制水、恃以無恐、

段落　第二大段の第二小段なり、公の治所のみ四隣の叛亂に動かされざりしことを叙す、

講說　時に東平三部の一なる沂密は始て分裂して其鎭將王遂を殺せしが、其後幽鎭魏の三處も施政上に

○沈德潛評　來龍〔出發點〕、過脈〔連鎖關係〕、結穴〔終局〕、去路、井々條〔筋〕あり、而して後半は出沒變化人をして目眩せしむ、韓文中絕奇の作、

鄆州谿堂詩序

解題　馬總と云ふ人の鄆州に於て新築せし堂に就いて韓退之の咏せし詩の來由を叙べたる者にして此篇は當時皇甫湜の極めて推服したる文なり、

動機　主人の功德を頌して、鄆人を導かんとするに在り、

主意　馬總が鄆を安んじ治めたる功の大なることを論證するに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「復歸之鎭」に至るまでを第一大段となす、鄆人の馬總に信賴せんことを叙す、「上之三年」より「恃以無恐」に至るまでを第二大段となす、馬總の任地に於ける四年間の情態を叙す、「然而皆曰」より「故曰易」に至るまでを第三大段となす、馬總の兩大功の難易を比較す、「於是天子」より篇尾に至るまでを第四大段となす、堂の緣起と作詩の事由とを叙す、

憲宗之十四年、始定東平、三分其地、以華州刺史禮部尚書兼御史大夫扶風馬公、爲鄆曹濮節度觀察等使、鎭其地、既一年褒其軍號曰天平軍、

段落　第一大段の第一小段なり、馬公の鄆を鎭することを叙す、

講說　憲宗皇帝の十四年の始めて東平を平定し、其地を三部に分ち、華州の刺史にして禮部尚書兼御史大夫なる扶風縣の馬公を以て、三部の一なる鄆濮曹三州の節度使觀察使となして、此地方の藩鎭たらしめしが、其より一年を過ぎける時、此鎭臺の軍號に美稱を賜ひ、天平軍と曰へり、

注解　「始定東平」東平は李師道の據りたる十二州なり、劉悟が李を殺せしにより、此地の亂始めて始まる

吾が謂ふ所の魁奇にして迷溺する者なるか、

廖師善知人、若不在其身、必在其所與遊、訪之而不吾告、何也、於其別、申以問之、

段落　第四大段の第二小段なり、餘波、

講說　廖師は善く人物を知る、如し本人が謂はゆる魁奇の士に非ざれば、必ず其交際せる人物中に之れあるべし、余は之を尋ぬるに拘らず、廖師が余に話さざるは何故ぞ、今之と別るゝに臨み、言立てゝ之を問ふ、

文法　豈の一句、斷じて仍ほ疑ふの語氣、何也の二字到底疑の語氣、其直說すれば、露骨にして味なきを以てなり、○郴民の二字は第二段を收め、衡山の二字は第一大段を收む、

總　說

是れ地靈人傑論を以て排佛論を發揮せし者なるが、排佛を主とせる送序中、此れ最も辭令の妙を得たり、起手頗る突兀、結法亦烟波あり、蘇東坡方山子傳の一結は、蓋し之を學びたる者の如し、

纂　評

○林西仲評　老佛を闢くは是れ此篇の正旨、但だ廖師衡山より來り、昌黎と必ず往來相識る處あり、故に其別に於て序を作り、之を送る、若し純ら老佛を闢く語頭を用ふ、未だ詆訾唐突に渉るを免れず、反つて送らざるの愈るを爲すに如かざるなり、看よ、他の開手〔起し〕に衡山郴州の形勢を把り、緩に說き入り、神氣の兩字を逗出す、見得たり、人傑地靈、神を降し氣を賦する、原と虛生せず、自ら此身に辜負〔そむく〕し、異端の學を爲して世に不用なるべからず矣、妙は廖師の魁奇迷溺を將て疑惑不定の語をなし、輕々提過し、便ち衡山郴州必ず奇人あるに入れ、廖師既に我と往來するを知れば、是れ人を知るの鑒あり、斷じて其與に遊ぶ所の者を識らざるなしと云ふに在り、純ら是れ董邵南を送り、望諸君を弔し、市中の屠狗を觀せしむると一樣の結構にして、正に老佛を闢く所以なり、其行文、雲委波屬、極めて步驟あり、俗評止だ其飄忽眩奇を稱するは、何ぞ啻靴を隔てゝ痒を搔くのみならんや、

獨當也、』

段落　第三大段の第二小段なり、物産を擧ぐ、

講說　水陸の産する所の者、卽ち山の神靈と地の氣化との感ずる所の者には、白金や、水銀や、丹砂や、石英や、鍾乳石や、橘柚の包皮や、竹の見事なる、千尋の長さある名木等あり、然れども此等は水土地氣の靈に當るに足らず、（然らば之に當るべきものは何ぞや）、

文法　物に轉入す、是れ第五層○不能獨當也の一句、下を起す、

意必有魁奇忠信材德之民生其間、』

段落　第三大段の第三小段なり、人物との關係を說く、

講說　想像する所、必ず大人物、奇士、忠信の者、才德ある人民の此間に生ずることあらん、（何となれば、人傑こそ地靈に當る價直あればなり）、

注解「魁」大なり、

文法　人物に轉入す、是れ第六層、

而吾又未見也、其無乃迷惑溺沒於佛老之學而不出邪、』

段落　第三大段の第四小段なり、郴州に地氣相當の人傑なき源因を推言す、

講說　郴州の地氣は人物を出すべき理なるに、吾は又未だ之を見ず、恐らくは郴の人が道敎、佛敎等の異端を迷信し、之に溺るゝが爲に出でざることならん、

文法　文凡そ七轉して此に到る、前段は皆句に落し込む準備なり、

廖師郴人而學於衡山、氣專而容寂、多藝而善遊、豈吾所謂魁奇而迷溺者邪、』

段落　第四大段の第一小段なり、本題に入り、廖師の人傑にして世に用なきを言ふ、

講說　廖師は郴州の民にて、衡山に學べり、其氣象專一にして容貌は寂寞、才藝多くして善く交際す、豈に

講說　衡山より南方八九百里の間、地勢は益す高く、山岳は益す屹立し、水は清くして益す急流なり、
注解　「駛」急なり、
文法　單に衡山の南に就いて言ふ、是れ第三層、

其最高而橫絕南北者嶺、郴之爲州、在嶺之上、測其高下、得三之二焉、中州清淑之氣、於是焉窮。』

段落　第二大段の第一小段なり、郴州の風土を說く、
講說　山の中にて最も高く、南北の間に連亘して之を隔斷する者は嶺なり、郴と云ふ州は此嶺の上に在り、其高さを測量するに衡山の三分の二に當る、中州の清善なる氣は此土地に至つて窮まる、
文法　衡山より郴州に轉入す、是れ第四層、

氣之所窮、盛而不過、必蜿蟺扶輿、磅礴而鬱積。』

段落　第二大段の第三小段なり、
講說　凡そ氣の窮まる所、盛にして外に洩れざるときは、必ず屈曲し開張し蟠つて凝結す、
注解　「蜿蟺」屈曲、「扶輿」開張、「磅礴」混同の貌、
文法　上の靈の字と對す、

衡山之神既靈、而郴之爲州、又當中州清淑之氣、蜿蜒扶輿磅礴而鬱積、

段落　第三大段の第一小段なり、一筆を以て上を總べて下を生ず、
講說　衡山の神は前に述べたるが如く靈驗なるに、郴の州は又中州の清くして善良なる氣が盤結する所に當る、（其物界、人界に及ぼす結果は如何ん）、

其水土之所生、神氣之所感、白金、水銀、丹砂、石英、鍾乳、橘柚之包、竹箭之美、千尋之名材、不能

るを惜み、廖を借りて之を發せしなり、

主意　廖の如きは、奇士にして老子の學に迷へる者なりと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「其神必靈」に至るまでを第一大段となす、衡山の靈山なるを説く、「衡之南八九百里」より「磅礴而鬱積」に至るまでを第二大段となす、郴州の靈地なるを説く、「衡山之神既靈」より「而不出邪」に至るまでを第三大段となす、地理的影響により非常の人物出づべき理なるを言ふ、「廖師郴人」より篇尾に至るまでを第四大段となす、不了語を以て廖の境遇を諷す、

五岳於中州、衡山最遠、

段落　第一大段の第一小段なり、衡山の遠きを言ふ、

講説　五岳の中國に於ける距離を云へば、衡山（即ち五岳中の南岳）最も遠し、

注解　「五岳」東の泰山、西の華山、中央の嵩山、南の衡山、北の恒山、

文法　天下の名山を合せて言ふ、是れ第一層、

南方之山、巍然高而大者以百數、獨衡爲宗、

段落　第一大段の第二小段なり、衡山の高大なるを言ふ、

講説　南方の群山中、その巍然として高く且つ大なる者幾百と云ふ程多けれども、獨り衡山が其本宗たり、（最も高大）、

文法　南方の諸山を合せて言ふ、是れ第二層、

最遠而獨爲宗、其神必靈、

段落　第一大段の第三小段なり、衡山の威靈あるを斷ず、

講説　夫れ衡山が最も遠くして且つ獨り宗主たる以上、其山の神は必ず靈驗ある者なり、

文法　遠の字は第一小段を收め、宗の字は第二小段を收む、

衡之南八九百里、地益高、山益峻、水淸而益駃、

段落　衡南の地靈を説く、

語叙述の處、亦大に莊子に類せり、
○高梅亭評　釋氏寂滅を以て宗となし、而して張旭草書を以て名を著す、全く其心上に得るに在り、故に閑の善書を借りて引入る、用心以て其寂滅の説を破るが爲にするあり、仍ほ是れ佛を闢く本旨、
○林西仲評　書は六藝の一、然れども藝の精なる者未だ道に通せざるあらず、若し但だ其跡を逐うて其心を求めず、謂はゆる舟を刻して求め、圖を按じて索む、豈に復た劍と馬とあらんや、高閑草書を善くす、想ふに頗る張旭の形似を得、而して昌黎特に一の心字を拏つて許多の妙諦を發出せり、大旨を細譯するに、純ら是れ闢佛の口角、蓋し昌黎佛を闢く、向きより未だ佛の宗旨を提出せず、此れ特に草書の一事を借り、觸るゝ有つて發する處より、長を見はさんを要す、死生の一にし外膠を解くの心、以て糊塗從事すべきに非ず、見得たり、佛法は人情物理の外に在り、其世用爲るに堪へざるは、大小となく一なり、篇首の各技能を擧ぐるも先づ堯舜禹湯治天下の一句の提せしを玩んで、其意見るべし、末は幻の字を用ひて餘波をなす、寬筆を用ひたるに非ず、乃ち言ふ、浮屠の爲す所は本領已に失す、卽ち偶ま當るあるも亦眞才實能と算し得ず、此れ佛の宗旨を提出して痛く之を闢く矣、其利害必明を言ふ六句、能く浮屠の用心に勝るを謂ふ、人以爲へらく、亦吾が道の許す所に非ずと、知らず、此れ單に書を學ぶに就き觸發して言ひ、且つ以て吾が道は先づ人情物理上より操練し過し來り、方に能く外物に膠せざるを明にし、下文浮屠の爲に反襯の語をなす、吾が道の究竟法に非ざるなり、若し詞を以て意を害せば、則ち之を失ふ矣、
○沈德潛評　汪洋恣肆［水の涌き溢るゝが如く筆の滯らずして自由なること］善く莊子の文を學ぶ、亦文中の顚［狂］と謂ふべし矣、

送廖道士序

解題　永貞元年、韓愈陽山より徙つて江陵の掾となりし際、道を衡山に取りしが、此は其時の作なり、

動機　奇士の僧となり道士となつて世用を爲さゞ

今閑師浮屠氏、一死生、解外膠、是其爲心、必泊然無所起、其於世、必淡然無所嗜、泊與淡相遭、頽墮委靡、潰敗不可收拾、則其於書得無象之然乎、』

段落　第三大段の第三小段なり、上人は寂滅主義の佛者なれば、草書を善くする能はざるべき理なるを言ふ、

講說　今高閑上人は佛を師とするの人なり、隨つて死生を同一視して利害の念もなければ、外物の執着を解脱するが故に利欲の爭ひもなく其心たる、必ず水の澱みたるが如くに亢奮する所なく、又何等の味なくして嗜好を有せざるなり、亢奮せざると嗜好なき心狀相合する結果、無統一無氣力にして、散り亂るゝ儘に取止め出來ず、さすれば其草書も、其心の通りの樣を呈することなからんや、（旭の如き變動端倪すべからざるの草書は望み難し）、

注解　「浮屠」前篇に出づ、「外膠」外物の心に附着するなり、「泊然」水の靜にして波なき貌、「頽墮委靡」くづれおち、衰へ弱る、「象之」之は心の代名詞、

然吾聞浮屠人善幻、多技能、閑如通其術、則吾不能知矣、』

段落　第三大段の第四小段なり、愚弄を以て結ぶ、

講說　然れども吾が聞く所に據れば、佛者は魔術に長じ、伎能多き由、上人も若し其術に通じて居る事ならんには、無心なりとて草書を善くするも知り難し、

總說

縱令佛を排することを以て本領となすにせよ、每々個人的に攻擊を加ふるに至つては禮を知らざる行爲にして、此文の病は前篇に同じ、又文章として之を觀るも、莊子に似たるは則ち之あり、然れども莊子の如き哲理的思力なく、徒に其奇變なる處を學びたれば、反つて行文中矛盾に類する點あり、

纂評

○茅鹿門評　其用意莊子に本づき、而して其行文造

故旭之書、變動猶鬼神、不可端倪、以此終其身、而名後世、』

段落　第二大段の第三小段なり、張旭を結ぶ、

講說　右の如くなるゆゑ、張旭の書は變動限りなく、猶ほ鬼神の測り窺ふべからざるが如し、此の技藝を以て一生を徹底し、而して長く後世に草書の大家と云へる名を殘せり、

注解　「端倪」山のはしを端と云ひ、水のはしを倪と云ふ、際限なきことより、窺ふべからざるの意に用ひらる、

文法　終其身は上文の終身不厭に應ず、

『今閑之於草書、有旭之心哉、不得其心、而逐其跡、未見其能旭也、』

段落　第三大段の第一小段なり、

講說　今高閑上人の草書を書くや、旭の心ありや否や、疑問なり、若し旭の心を手に入れずして其字形のみを事とせば、旭の草書とは似つかざるなり、

『爲旭有道、利害必明、無遺錙銖、情炎於中、利欲闘進、有得有喪、勃然不釋、然後一決於書、而後旭可幾也、』

段落　第三大段の第二小段なり、謂はゆる旭の心を說明す、

講說　旭となるには其仕方あり、則ち利害を知ること明白にして、錙銖ほどの小利害をも放棄せず、情は火の如く身中に燃え、利欲の念奮闘して、或は得ることあるにつけ、或は失ふことあるにつけ、心ムラムラとして落着かず、斯くして一たび此の心意狀態を書の上に注ぎ入る、此く如くあつてこそ、旭となることを期待し得べきなれ、

注解　「錙銖」輕微を謂ふ、算法に十黍を絫となし十絫を銖となし二十四銖を兩となし、八兩を錙となすと、

講說　夫れ外來の事物に心を引かされて己れの業とする所を變更する者は、其伎術の門に入れども堂に上らず、伎術の善きを知れども其味を知らざる者なり、

注解　「造」いたる、「胾」肉の大なる切れ、「嚌」嘗むるなり、食ふなり、

往時張旭善草書、不治他技、喜怒窘窮、憂悲愉快、怨恨思慕、酣醉無聊不平、有動於心、必於草書焉發之、

段落　第二大段の第一小段なり、張旭は其心の發動を草書に出せしことを擧ぐ、

講說　昔し張旭は草書に巧にして、他の技藝を治めず、專門に之を研究せしが、凡そ喜怒なり、窮迫なり、心配なり、愉快なり、怨むこと、慕ふこと、或は沈醉、鬱悶、不平の事あつて、心中に感動を起す每に、必ず草書に於て其心意狀態を發せり、

注解　「窘」音キン、俗に云ふヨワル、

文法　六句中、四句は四字、一句は六字、亦變化あり、

觀於物、見山水崖谷、鳥獸蟲魚、草木之花實、日月列星、風雨水火、雷霆霹靂、歌舞戰鬪、天地事物之變、可喜可愕、一寓於書、

段落　第二大段の第二小段なり、張旭が外物の心意に映ずるものを書にあらはすことを擧ぐ、

講說　張旭は事物を觀察して、山水や崖谷等の地理的形狀、又は鳥獸蟲魚等の動物、植物にては草木の花なり實なり、又宇宙の現象なる日月諸星、風雨水火、若しくは電雷、娛樂の歌舞、悲慘の戰爭に至るまで、天地間に於ける事物の變の、或は喜ぶべく或は愕くべきもの目に入るときは、之を己が草書に寫し入るゝなり、

注解　「霆」大雷、「霹靂」電、

文法　四字句の中、「草木之華實」の一句を五字として不齊ならしむ、

の主たるを言ふ、

講說　何事にあれ、己れの巧智を寄せ（藝術の如き）、機關の働を心の通になし、神經の爲に控かるゝことと無からしめば、精神完全にして心の取守り堅固なれば、縱令外面より如何に感情を刺激すべき事物來るとも、心に粘着して妨をなすが如きことなし、

注解　「機」はづみと訓ず、發動の由る所なり、「膠」活用して、膠の如くに附着することなきを言ふ、

堯舜禹湯治天下、養叔治射、庖丁治牛、師曠治音聲、扁鵲治病、僚之於丸、秋之於奕、伯倫之於酒、樂之終身不厭、奚暇外慕、

段落　第一大段の第二小段なり、具體的に萬事心に本づくを言ふ、

講說　堯舜禹湯天下がを扱ふや、養叔が弓を射ることを扱ふや、庖丁が牛を扱ふや、師曠が音聲を扱ふや扁鵲が病を扱ふや、僚の丸に於ける、秋の奕に於ける伯倫の酒に於ける、之を樂んで終身厭はざりき、箇程に確實なる以上、何ぞ外來の物に心を奪はるゝことあらんや、

注解　「養叔」楚の養由基にして、弓の名人、百步を隔て柳の葉を射るに、百發百中なりきと云ふ、「庖丁」莊子に出づ、牛を屠るに巧なりし人、「師曠」晉の平公の時の音樂長、「僚之於丸」宜僚なり、楚の人、善く玉を廻せり、「扁鵲」六國の時の名醫、「伯倫」晉の劉伶の字、酒を好み、酒德頌を著す、「秋」孟子に出づ、秋は名奕は双六、双六の名人ゆゑに奕秋と稱す、

文法　終身不厭は即ち神完守固にして、奚暇外慕は不膠於心なり、○堯舜より扁鵲に至るまでの五句は、毎句治の字を共用して同一の句法なり、然るに僚より以下三句は、治の字の替に於の字を用ひて一變せり、

夫外慕徙業者、皆不造其堂、不嚌其胾者也、

段落　第一大段の第三小段なり、前者と反對の者を論ず、反筆なり、

の盛大なるを說くに至つては、浮屠の贈序として甚だ爭氣あり、且つ人情を失す、又文辭其物が果して聖人の道と何の交涉かある、下に載する諸評が溢美に失するは、皆儒者流の見地より來れる者なり、余は敢て之に雷同する能はず、唯だ烏俛の一節、造句の古鍊なるに至つては退之の退之たる所以なり、

纂　評

○唐荊川評　開闔圓轉、眞に盤に走るの珠の如し、此れ天地間有數の文字、通篇一直說して、前後照應其中に在り、

○林次崖評　此篇、其明なる處に因り其蔽ふ所を通す、其法、孟子に得、言ふ所皆聖賢の道理、文字亦佳、董仲舒以後、人の此に說き到る者なし、

○沈德潛評　衆人投贈の文を以て撇開し〔除く〕、聖人の道に引入る、以下原道の旨を約し文を成して、語更に遒鍊、原道篇の「古無₌聖人₋、人之類滅久矣云云」の如き、此に約するに「弱之肉彊之食」の六字を以てす、尤も人をして心を驚かし目を動かさしむるなり、末に前文を收束し、一絲走らず、

送₌高閑上人₋序

解題　上人とは佛道階級の名、

動機　情慾の到底滅すべからざることを諷して、佛說を排するに在り、

主意　佛徒は情慾を去るが故に、草書を善くすべき理なき筈なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「不嚌其胾者也」に至るまでを第一大段となす、凡そ術藝は皆心に本づく者なることを言ふ、「往時張旭善草書」より「終其身而名後世」に至までを第二大段となす、張旭の書を引き、其心より會得したるを言ふ、「今閑之於草書」より篇尾に至るまでを第三大段となす、疑團を設けて暗に主意の在る所を示す、

苟可₌以寓₌其巧智₋、使₌機應₌於心₋、不₌挫₌於氣₋、則神完而守固、雖₌外物至₋、不₌膠₌於心₋、

段落　第一大段の第一小段なり　抽象的に心の萬事

が害を加へんことを恐れて、用心するなり、然るに此の如くになせども猶ほ其害を脱るゝこと叶はず、弱者の肉は强者の餌となる、然るを今吾と文暢と、安穩に住居し物靜かに食事をなし、至極呑氣に一生を送り、禽獸のあさましき生活と異なる者は、何として其源因を知らずして可ならん、（儒道の恩澤を知らざるべからず）、

注解　「俛」俯に同じ、「簡」折々なり、「自」由るなり、

文法　夫鳥云々は、上の禽獸夷狄の句に根し來る、○結一句は末段を喚起す、

夫不レ知者、非二其人之罪一也、知而不レ爲者惑也、悅二乎故一、不レ能レ即二乎新一者弱也、知而不二以告一レ人者不仁也、告而不レ以レ實者不信也、余既重二柳請一、又嘉三浮屠能喜二文辭一、於レ是乎言、

段落　第四大段なり、

講說　夫れ聖人の道を知らざるは其人の罪に非ざれば、責むに足らず、知つて爲さゞる、（文暢如き者は）惑なり、舊習に拘泥して新に就く能はざるは弱なり、又知つて人に告げざる者は不仁なり、告ぐるは告ぐれども實を以て告げざる は不信なり、余は已に柳君の請求を重んじ、文暢が佛者にてありながら能く文辭を好むことを心床しく思へり、是に於て以上の說を言ふなり、

注解　「知而不爲」儒者の文章を好むことを知りながら儒者とならざるを謂ふ、

文法　悅乎故不能即乎新の句は、上の拘其法而未能入を收む、知而不以告人者は、聖人の道を以て之に告げざることにして、遙に在夷狄進之に反應し、告而不以實者は徒擧浮屠之說贈焉を收む、○喜文辭三字は、明に上に應ず、

總說

「喜文辭」は文暢を褒めしなり、然れども此れ本と聖人の道に說き落さんが爲め設けたる把柄にして、文辭を好みながら儒者とならざるは惜むべしとて儒道

宜、措之於其躬、體安而氣平、堯以是傳之舜、舜以是傳之禹、禹以是傳之湯、湯以是傳之文武、文武以是傳之周公孔子、書之於冊、中國之人世守之、今浮屠者孰爲而孰傳之耶、

段落　第三大段の第一小段なり、儒道の傳承を述ぶ、

講說　抑も人類の生じたる當初に在っては、固より禽獸夷狄の如き情態なりき、然るに聖人と云ふ所の一種の大德有力者位に立ち、其れより始めて穴居を止めて家居に住ひ、農業を爲して穀食することを知り、親族を親み、長上を尊ぶことを知り、骨肉の生ける者は之を養ひ、死せし者は之を葬ることを知りぬ、されば道は仁義より大なる者なく、敎は禮樂刑政より正しきはなし、此の政敎を天下に施せば、萬物皆其宜しきを得、之を其身に行ふときは、身體安くして神氣平かなり、其傳來を語れば、堯は此二者を舜に傳へ、舜は禹に傳へ、禹は湯に傳へ、湯は文王、武王に傳へ、文王、武王は周公、孔子に傳へ、之れを書物に載せて、吾が中國の人、先祖より代々之を守り、以て今日に至る、今浮屠の道は、果して誰が之を作り、誰が之を傳へたるや、

注解　「冊」書冊の冊、

夫鳥俛而啄、仰而四顧、夫獸深居而簡出、懼物之爲己害也、猶且不脫焉、弱之肉、彊之食、今吾與文暢、安居而暇食、優游以生死、與禽獸異者、寧可不知其所自耶、

段落　第三大段の第二小段なり、佛徒も亦聖人の功德中に在ることを言ふ、

講說　夫れ鳥は俯して食物を啄み、時々上に向き又四方を見廻して、油斷せず、獸は深く山奥に隱れ、食物を求むるが爲め罕に村落に出で來る、是れ皆他物

其說而請之、如吾徒者、宜當告之以二帝三王之道、日月星辰之行、天地之所以著、鬼神之所以幽、人物之所以蕃、江河之所以流、而語之、不當又爲浮屠之說而瀆告之也、

段落　第二大段の第三小段なり、佛說を告ぐるの不必要を言ふ、

講說　夫れ文暢は佛者なり、故に若し佛に關する說を聞きたくば、自己の師に就いて之を問ふが至當なり、何の理由あつて吾が儒者の徒に謁見し、來り請ふ事をなさん、蓋し彼は吾が儒者の道に於ける君子父子の美と文明事業の盛なるとを見て、其心に慕ふ所あり、唯だ佛の法則に拘つて未だ吾が儒の道に入る能はず、故に責めては儒の說を聞くことを樂みて、吾が徒に之を告げんことを請へるなり、然る以上吾が徒の如きは、宜しく之に告ぐるに唐虞二帝夏商周三王の道、日月星辰の運行する所以、天地の著明なる所以、鬼神の幽玄なる所以、人間萬物の繁殖する所以、江河の流るゝ所以を以て之に告ぐべく、佛說を以て五月蠅く彼に告ぐべきにあらず、

注解　「謁吾徒而來請」謁と來請と兩事、「懿」美なる、「事爲」事物行爲、「日月星辰之行」二帝三王の、仰いで政治の元則を抽象する所のもの、「天地之所以著鬼神之所以幽」帝王の道、著れて天地の如く、幽にして鬼神の如くなるを取る、「人物の所以蕃江河之所以流」帝王の治むる所、安んずる所のものを擧げたるなり、「瀆」けがすなり、

民之初生、固若禽獸夷狄、然聖人者立、然後知宮居而粒食、親々而尊々、生者養而死者藏、是故道莫大乎仁義、教莫正乎禮樂刑政、施之於天下、萬物得其

に倚れば則ち之を靡す、惜しいかな、衣未だ成らずして轉じて裳となるや、「靡」揮に同じ、手を以て向へ逐ふなり、

文法　儒名墨行は、暗に當時の士大夫、佛を好む者を指し、墨名儒行は、僧中、儒敎文學を好む者を指す、

浮屠師文暢喜文章、其周遊天下、凡有行必請縉紳先生、以求詠歌其所志、貞元十九年春將行東南、柳君宗元爲之請、解其裝、得所得叙詩累百餘篇、非至篤好、其何致多如此邪、惜其無以聖人之道告之者、而徒擧浮屠之說贈焉、

段落　第二大段の第一小段なり、文暢の墨名儒行なるを言ひ、之を進むる者なきを慨す、

講說　浮屠の法師文暢は文章を好み、其天下を周遊するや、凡そ新に出向ふ所あれば、必ず縉紳諸先生に請うて、己れの志す所を詩に咏ぜんことを求むることとなるが、貞元十九年の春、東南地方に行かんとするに際し、柳宗元君より彼の爲に賴まれたれば、試に其荷物を開けて見たるに、彼が人より得たる序文並に詩を發見すること百餘篇の多きに及べり、篤好の極端なるに非ざれば、如何にして斯くも多數なる詩文を得んや、只惜むべきは、右の詩なり文なり、聖人の道を以て彼に告ぐる者なく、佛の說を擧げて彼に贈ることとなり、

注解　「縉紳」前に出づ、

夫文暢浮屠也、如欲聞浮屠之說、當自就其師而問之、何故謁吾徒而來請也、彼見吾君臣父子之懿、文物事爲之盛、其心有慕焉、拘其法而未能入、故樂聞

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「吾取以爲法焉」に至るまでを第一大段となす、僧侶と關係を絕たざる理由を言ふ、「浮屠師文暢喜文章」より「不當又爲浮屠之說而瀆告之也」に至るまでを第二大段となす、聖人の道を以て彼に告ぐる所以を言ふ、「民之初生」より「寧可不知其所自耶」に至るまでを第三大段となす、聖人の道を說く、「夫不知者非其人之罪」より篇尾に至るまでを第四大段となす、己が文暢に聖人の道を告ぐるの任に當らざるを得ざるを言ふ、

人固有儒名而墨行者、問其名則是、校其行則非、可以與之遊乎、如有墨名而儒行者、問其名則非、校其行則是、可以與之遊乎、揚子雲稱在門墻則麾之、在夷狄則進之、吾取以爲法焉、

段落　第一大段なり、

講說　人の中に儒者と云ふ名前にて墨子流の行を爲す者、兎角之れある事なるが、其名を問へば儒者なるゆゑ是なり、其行を調ぶれば墨者ゆゑ非なり、此の種類の人物は之と交際すべきや、（恐らくは不可なり）、又若し墨者と云ふ名前にて儒者の行を爲す者あり、其名を問へば墨者なるゆゑ固より非なれども、其行を調ぶれば儒者なるゆゑ是なり、此種の人物は之と交際すべきや、（宜しく交際すべきに似たり）、楊子雲の言に、孔子の門墻にありながら異端を行ふ者あれば之を逐遣り、夷狄に在りと雖も孔子の道を行ふ者あれば之を吾が方に進むと、吾は此主義を取つて方針となすなり、

注解　「墨行」墨翟の徒の行と云ふ意、墨翟は孔子より後にて孟子より前の學者にして、兼愛の說を唱ふ、孟子以來儒者は、楊朱と共に之を異端として敵視す、「校」調査する、「遊」交るなり、「楊子雲稱」子雲は漢の楊雄の字、其法言に曰く、或人問ふ、人孔子の墻に倚り、鄭衞の聲を絃じ、韓莊の書を誦すれば、則ち諸を門に引かんか、曰く、夷貉に在れば則ち之を引き、門墻

吾用是知齊生後日誠良有司也、能復古者也、公無私者也、知命不惑者也、

段落　第四大段の第二小段なり、齊生を贊す、

講說　吾れ世間の人に就いて觀察するに、苟も志を得ざることあれば在上者を非る者多く、己れ自身の能不能を討つて正當の判斷をなす者なし、齊生の若きは、其業已に至極せるに、我は未だ至らずとて有司の不公を憂へざるが、此の如き人は如何にも少からずや、吾れは是の一事を以て齊生が他年必ず良有司となるべきを知る、能く古に復する者なるを知る、公にして私なき者なるを知る、命を知り惑はざる者なるを知る、

總　說

此れ作者二十四歲の文、鍊熟未だ足らずと雖も氣勢餘り、末段四句を以て一々前段を疊收せるは亦一格、

纂　評

○林西仲評　齊皡其兄の故を以て數ば有司に擯せらる、乃ち以て枉となさずして、自ら其學の至らざるを咎む、此れ古道なり、有司に在つては嫌を避けて取らざるも亦時俗の見に出づ、奈何んともすべきなし、是の篇、公私の二字を以て世道の盛衰を分出し、又深く其此を致す所以の故を惟ひ、以て古道の必ず復すべからざるを見はす、層々推勘して世情を曲盡す、末盛に齊生の得難きを贊して上文を總收す、公少年の筆力、即ち周匝此の如し、豈に多く得べけんや、

○沈德潛評　齊生の下第を送る、故に力めて避嫌の私を言ふ、其實唐代、人を取る、盡く然らざるなり、文の輕快流美、最も擧業〔受驗〕に利、而して韓文中に於て平調たり、

送浮屠文暢師序

解題　浮屠は佛なり、

動機　文暢を儒教に導くに在り、

主意　人の禽獸に異なる所を知らざるべからずと云ふに在り、

には次第あり、其起りには根源あり、そは己れの親しき者に私ずるより生じて、己が身に私するに成る、則ち己れの不直なるよりして他人も亦皆不直なりと思ふなり、此の如き惡習を植ゆること固より久しきが故に、之を除くことは實に難く、百年の長き代數を經ざれば化することを得べからず、天命を知り疑はざる者に非ざれば改むることを得べからず、是非なき次第なるかな、到底能く古の公正に復することあるべき、

若高陽齊生者、其起予者乎、齊生之兄、爲時名相、出藩於南、朝之碩臣、皆其舊交、齊生擧進士、有司用是連枉齊生、齊生不以云、乃曰、我之未至也、有司其枉我哉、我將利吾器而俟其時耳、抱負其業、東歸於家、

段落　第四大段の第一小段なり、齊生が有司の不公を怨みざることを述ぶ、

講說　高陽の齊生の如き人は、如何にも吾れを啓發する者のやうに思はる、そは齊生の兄は當時の名相なるが、地方に出でゝ南部の藩鎭たり、斯かる地位なるが故に朝廷の大臣は皆其舊友にして、謂はゆる親且つ邇なる者なり、齊生の進士に擧げられたる時、右の事情に因り有司は一度ならず齊生に違法處分を行へり、（嫌疑を恐れて採用せざりき）、齊生は此の事をば云ひ立てず、反つて曰ふやう、是は我れの行屆かざるにて、有司何とて我を枉げんや、我れ將に吾が器を磨ぎ澄まして、用ひらるべき時を待つ外はあらずと、其業を抱いて東の方家に歸れり、

注解　「齊生之兄」名映、「出藩於南」江西の觀察使、

吾觀於人、有不得志、則非其上者衆矣、亦莫計其身之短長也、若齊生者既至矣、而曰我未也、不以閔於有司、其不亦鮮乎哉、

なることを憚つて敢て擧げざるなり、一の不善行を見たりとするも、若し疏き者と遠き者なるときは、疎遠なるが爲め棄つとの謗を恐れて敢て去らず、衆人の共に好む所を無理に斥くるは反つて公道なり、衆人の共に惡む所を激して之を擧ぐるは反つて忠義なり、是に於て乎、心に違ふの行あり、目的に悖るの言あり、內心に病しとの評判あり、右の如き者は、俗に云ふ所の良有司なり、切迫の訴も君に行はれざれば、又上手なる讒謗も人より生ずることなし、

烏虖、今之君天下者不亦勞乎、爲有司者不亦難乎、爲人嚮道者不亦勤乎』

段落　第二大段の第二小段なり、前段の結果を述ぶ、

講說　扨も今に於て天下に君臨するも隨分骨折れずや、役人たる者隨分困難ならずや、人を手引する者隨分手數ならずや、

注解　「嚮道」猶ほ汲引と云ふが如し、

是故端居而念焉、非君人者之過也、則曰有司焉、則非有司之過也、則曰今擧天下人焉、則非今擧天下人之過也、蓋其漸有因、其本有根、生於私其親、成於私其身、以己之不直、而謂人皆然、其植之也固久、其除之也實難、非百年必世、不可得而化也、非知命不惑、不可得而改也、已矣乎、其終能復古乎』

段落　第三大段なり、

講說　是の故に端坐して之が源因を念ふに、右は人に君たる者の過に非ざるなり、人君の過に非ざる以上、有司の過なるかと云ふに、有司の過に非ず、有司の過に非ざる以上、今日滿天下の人の過なるかと云ふに、又今日滿天下の人の過に非ず、蓋し其成り來り

を擇び、平然として下の者の怨望非難等に就いて心配なく、下の人も自己を制し行狀を謹み、强固に上の人の愛憎を疑ふことなし、

注解 「邇」近なり、「誼」義なり、理なり、「坦乎」平なる貌「克」尅に同じ、

是故爲君不勞而爲臣甚易、見一善焉、可得詳而擧也、見一不善焉、可得明而去也』

段落 第一大段の第二小段なり、以上の効果を言ふ、

講說 此の如くなれば、君の方に在つては勞することなく、臣の方に在つては甚だ易し、一の善を見れば、善く取調べて其人を登庸するを得べく、一の不善を見れば、明白にして其人を除去するを得べし、(甚だ單純なり)、

及道之衰、上下交疑、於是乎擧讎擧子之事、載之傳中而稱美之、而謂之忠、見一善焉、若親與邇不敢擧也、見一不善焉、若踈與遠不敢去也、衆之所同好焉、矯而黜之乃公也、衆之所同惡焉、激而擧之乃忠也、於是乎有違心之行、有怫心之言、有內媿之名、若然者俗所謂良有司也、膚受之訴、不行於君、巧言之誣、不起於人矣』

段落 第二大段の第一小段なり、今の私なる事實を述ぶ、

講說 道德の衰ふるに及び、上下互に疑を抱く、是の時代に於てと云ふものは、或は己れの讎を擧げ或は己れの子を擧げたる事實は、之を書物の中に載せ、人皆稱美して忠なりと云ふ、(仇なるを以て排斥せず己れの子なるを以て遠慮せざるが故に)一の善行を見たりとするも、若し親しき者又は近き者なれば、親近

虐、兄弟相讎、食君之祿、而使父母愁、亦獨何心、嗟哉董生無與儔、

送齊皞下第序

解題　齊皞は文中に審なり、下第は卽ち落第、

動機　齊生の落第は有司の嫌を避くる私心に因るを以て、時世の不公なるを痛斥せんとするに在り、

主意　齊生の有司を咎めず己れに反求することを擧げて、他日良有司たるべき豫言をなすに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「可得明而去也」に至るまでを第一大段となす、古人の公にして私なきは人の取舍己れの本心に出づるに在るを言ふ、「及道之衰」より「爲人嚮道者不亦勤乎」に至るまでを第二大段となす、後世の私にして公ならざるは、人の取舍矯飾に出づるに在るを言ふ、「是故端居而念焉」より「其終能復古乎」に至るまでの第三大段となす、古道公義の復し難きを言ふ、「若高陽齊生者」より篇尾に至るまでを第四大段となす、齊生を贊美して前段を總收す、

古之所謂公無私者、其取舍進退、無擇於親疎遠邇、惟其宜可、其下之視上也、亦惟視其擧黜之當否、不以親疎遠邇疑乎其上之人、故上之人行志擇誼、坦乎其無憂於下也、下之人克己愼行、確乎其無惑於上也、

段落　第一大段の第一小段なり、古の公なりし事實を述ぶ、

講說　古に於て公にして私なしと云へる事は、人を取捨し進退するに其人の親疎と遠近とを問はず、惟だ適當を得るに外ならず、下に在つて登庸を待つ者が在上者を視るや、是れも亦擧げると黜くるとの當不當を視るのみにて、親疎遠近の關係に因つて上の人を疑はず、故に上の人は己れの志を行ひ當然の理

り、朝命を奉せざるの藩鎭に合はんことを求めんと欲するに非ざるなし、之を送る者、斷じて其往くべきを言ふの理なし、若し明かに其往くべからざるを言はゞ、則ち又此一送多きなり〔送るだけ餘計〕、細思するに、此等の題目如何んが落筆せん、乃ち韓公口を開いて今日の河北を言はず、止だ昔日の燕趙を言ひ、併せて燕趙爵位あるの人を言はず、止だ燕趙志を得ざるの士を言ひ、謂ふ董生彼に到らば、自ら此等と意氣投合せんと、其此行、用ひられんを干むるの意あるが如くならざる者の若く然り、次段復た感慨悲歌の士は仁義天性に出で、同調相憐めば、決して其必ず合はんを言ふ、是れ明々に仁義の二字を以て董生の身上に硬坐在〔緊く押しつくる〕するなり、何等の勤勉ぞ、三段暗に指す、藩鎭命を拒み、風俗漸く改れば、恐らく昔日の燕趙に非ず、未だ必ず感慨悲歌其人なる者あらじ、止だ董生の合不合の處に於て之を決せんとすれば、則ち董生の此行自ら少くべからず、末段古人を弔し、而して今人をして來り仕へしむ、正に其自ら處するを知らしめんと欲するの意、通篇風俗、化と移易するの句を以て上下の過脈とし、而して古今の字を以て呼應し、呑吐の妙を曲盡す、

○沈德潛評　嗚咽馳驟〔すゝり泣くが如き感慨、馳するが如き健筆〕、既に才を愛し亦國を憂ふ、○韓公又嗟哉董生行あり、極めて其孝行を言ふ、其人應に苟も就かざるべき者、故に行を送る序を作り、以て之を諷す、

附

嗟哉董生行

淮水出桐柏山、東馳遙々千里不能休、淝水出其側、不能千里、百里入淮流、壽州屬縣有安豐、唐貞元時、縣人董生召南隱居行義於其中、刺史不能薦、天子不聞名聲、爵祿不及門、門外唯有吏日來徵租更索錢、嗟哉董生朝出耕、夜歸讀古人書、盡日不得息、或山而樵、或水而漁、入廚具甘旨、上堂問起居、父母不戚々、妻子不咨々、嗟哉董生孝且慈、人不識、惟有天翁知、生祥下瑞無時期、家有狗乳出求食、雞來哺其兒、啄々庭中拾蟲蟻、哺之不食、鳴聲悲、彷徨躑躅久不去、以翼來覆待狗歸、嗟哉董生誰將與儔、時之人夫妻相

疑詞を以て之を出だせしは文章の婉曲なる處、

吾因レ子有レ所レ感矣、爲レ我弔二望諸君之墓一、而觀二於其市一、復有二昔時屠狗者一乎、爲レ我謝曰、明天子在レ上、可二以出而仕一矣、

段落　第四大段なり、

講說　余は足下が行くに就いて心に感ずる所あり、何とぞ先方へ行かれなば、我が爲に望諸君の墓を弔ひくれよ、又其市中にて觀察を施し、昔し犬殺の高漸離の如き者ありたらんには我が爲に告げて云はるべし、今や明天子上に在すことなれば、出でゝ仕官すべしと、

注解　「望諸君」燕の昭王の將樂毅なり、毅は齊を破り大功ありしかども、昭王の子惠王之を疑ひしかば趙に奔れり、然るに尙ほ燕を忘れず、趙、之を封じて、望諸君と號せり、「屠狗者」荊軻燕に至り、屠狗（犬殺し）及び高漸離と日に酒を飲み、酣歌す、「謝」告ぐるなり、

文法　樂毅は忠義の臣なり、今其墓を弔せよと云ふ、董生に忠義を守らしむるの意、言外に在り、燕趙の、志を得ずして卑賤なる者に出仕を勸めしむ、董生の往くべからざるや自ら明かなり、明天子在上の五字は、不臣なる藩鎭を壓倒するに餘あり、此の五字大義儼然たり、

総　說

其意正大にして其語悲壯、文表裏あり、曲折窮らず、情理竝び至り、絕世の文神、是れ韓公の本色、

纂　評

○朱子評　此篇、燕趙の士の仁義、其性に出づるを言ふ、乃ち故に其詞を反し、以て深く其不臣にして亂に習ふの意を譏る、故に其卒章又爲に上の威德を道ひ、以て警動して之を招徠す、其旨微なり矣、

○茅鹿門評　文僅に百餘字にして古今を感慨す、燕趙豪儁の士と、其間に叱咤嗚咽をなすが如し、一唏一嘆其味窮らず、昌黎序文、當に第一首に屬すべし、

○金聖嘆評　結句字々花、字々火、字々淚、字々血、

○林西仲評　河北の諸道、趙は成德軍に屬し、燕は幽州營に屬す、其河北に往くは、己れの志を得ざるを憤

注解　「燕趙」戰國時代の二國の名なり、古俗を言はんとするが故に、河北の古代的地名を用ひたるなり、今の直隷山西地方、「感慨悲歌之士」樂毅、荊軻、高漸離等の如き者を指す、「連」しきりにと訓ず、幾度もなり、「利器」役に立つべき才能、「茲土」燕趙の故地、

文法　多感慨悲歌之士は後の伏案、〇楚運云ふ、兀然として起り、上風を以て論を立つと、

夫以子之不遇時、苟慕義彊仁者皆愛惜焉、矧燕趙之士、出乎其性者哉、

段落　第二大段なり、

講說　夫れ足下は世に不遇なるが爲に、苟も義を慕ひ仁を勉むる者は何人も足下を愛すると共に、足下の去るを惜まざるはなし、況や燕趙の士の如き、仁義に感憤することが其天性に發する者に於てをや、（是れ必ず投合すべしと云ふ所以なり）、

注解　「彊」つとむる、自然に非ず奮發して爲すを彊と謂ふ、「出乎天性」慕と彊とに對して云ふ、

文法　茲に仁義の字を提出したるは、宜しく着目すべし、是れ暗に仁義の人が董生の去ることを悅ばざるを示して、董生の去るは仁義に於て不可なる所あるを諷し、其仁義に由らんことを欲するなり、仁義は大義名分に充てゝ言ふ、

然吾嘗聞風俗與化移易、吾惡知其今不異於古所云邪、聊以吾子之行卜之也、董生勉乎哉、

段落　第三大段なり、

講說　然れども吾が嘗て聞きたる所に據れば、土地の風は氣運に從つて變遷する者なり、さすれば吾れ何として燕趙の今日は古に云へる所と異つて、感慨悲歌の士なきことを知らんや、（或は之れなかるべし）兎も角足下が行きたる樣子に因つて古今の異るか異ならざるかを占ひ見ん、董生勉めて行けや、

注解　「化」時運、「古所云」感慨悲歌の士多し、

文法　唐の天寶より以後は、河北の藩鎮、政府の命を受けず、不臣の徒にして昔日燕趙の比に非ず、然るに

送董邵南序

解題　董邵南は壽州安豐の人、孝行あり、韓愈嘗て嗟哉董生行と云へる詩を作つて、之を贈る、此文は彼が河北道に之くを送りし者なり、

動機　貞元中に、仕進の道塞がりしかば、有爲の士多く不平を抱く、兩河の藩鎭（封建的實體となれる總督）、之に乘じて才儁を招き、謀主となし、朝命を奉せずして專横を極めたり、董邵南も、志を官途に得ざるが爲め、今や往いて河北の藩鎭に倚らんとす、韓愈は大義上之に不贊成なれども、送序に於て明言すべきに非ざるが故に、裏面より其不可なることを曉らしめんとせしなり、

主意　董生往かば、河北の人に說いて、朝廷に歸順せしむべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「吾知其必有合也董生勉乎哉」に至るまでを第一大段となす、河北の民俗古代の如くならんには、必ず意氣投合すべきを言ふ、「夫以子之不遇時」より「矧燕趙之士出乎其性者哉」に至るまでを第二大段となす、意氣投合すべき理由を說明す、「然吾嘗聞」より「董生勉乎哉」に至るまでを第三大段となす、今或は古に異るを以て、恐らくは投合する能はざるべきを言ふ、「吾因之有所感矣」より篇尾に至るまでを第四大段となす、燕趙を諷し、兼ねて董生を諷す、

燕趙古稱多感慨悲歌之士、董生擧進士、連不得志於有司、懷抱利器、鬱々適茲土、吾知其必有合也、董生勉乎哉』

段落　第一大段なり、

講說　燕趙卽ち河北の地は、其昔時世を慷慨し、志を得ずして悲歌を唱へたる人多かりしとの事なり、董生は嘗て進士に擧げられたれども、每も有司に阻まれて仕進の志を遂げず、不平の結果、有爲の器量を抱きながら心鬱々として燕趙の地に赴かんとす、董生の人物此の如く、燕趙の士風、彼の如くなれば余は双方の意氣必ず投合すべきことを知る、董生勉めて行けや、

夢中傍に笑ひし者、是れ兩人の文詞皆本と天授にして、最得意の友たり、而して是の篇は最得意の文たるなり、其大意に以爲へらく、千古の文章、人に出づと雖も、都べて是れ天の現身、人の聲口を借つて發出するに過ぎず、猶ほ人の樂を作す、樂器を借つて傳ふ、樂器の自ら能く傳ふるに非ざるなり、故に凡そ人の言ある、皆故なくして言ふに非ず、其胸中已む能はざる者あり、這已む能はざるは便ち是れ其平を得ず、天に假らるゝ處、篇中、物の聲より說きて人言に到り、人言より說きて文辭に到り、歷代より說きて唐朝に到り、總べて天善鳴を假るの一語を以て骨となし、個の千古能文、千古才人を把て、看得て異樣に鄭重にし、然る後東野の身上に落入し、其詩を盛稱し、歷代と相較する一番、其天に假らるゝ、自ら當に天の命ずる所に聽すべきを知る、又李翺張籍の二人を扯いて伴說し、從吾遊の三字を用ひ、自己を連ねて其中に插入す、自ら命ずる、小ならず、此れを以て人世の得失升沈を視れば、宜しく以て其胸次に入るゝに足らざるべきなり、語々悲壯、俗眼、不平の二字を錯り認め、用ひらるゝを得ず、扼腕すとなす、何ぞ啻だ千里のみならんや獨り思はずや、篇中皐陶を言ひ、禹を言ひ、夔を言ひ、伊尹を言ひ、周公を言ひ、皆其鳴るの善を稱す、其不平の處、豈に亦用ひらるゝを得ざるが爲にして然らんや、卽ち末段、東野の身上に說き入る、亦國家の盛を鳴すと自ら不幸を鳴らすとの兩意を以て双敲し、原と未だ嘗て東野が一生必ず用ひらるゝを得ざるの到底を料り定めざるなり、安んぞ不平の二字を以て疑を爲すを得んや、

○沈德潛評　物聲より說いて人聲に到り、人聲より說いて文辭に到り、上古の文辭より歷數（次第に數へて）以て下り、說いて有唐に到り、然る後轉じて東野に落す、位置秩然として出すに離奇惝怳（變化名狀しがたきこと）を以て讀者をして其言を河漢にせしむ（河漢のことは上襄陽于相公書に見ゆ）其實法律謹嚴、此文を蹈ゆるなきなり○通篇、其文辭を表し、末に性とする所の分定まるを以て、其中懷の抑鬱を解す、此れ竿頭更に進む、餘波游衍の比すべきに非ず、外間但だ其四十鳴字を連用するを賞するは猶ほ皮相なり、

水のひたしてしみこむ事、「李翺」韓の門下、文章を以て韓李と竝稱せらる、「張籍」亦韓の門下、盲詩人、「尤」すぐる、

文法　存の一字、在下の二字を以て孟郊に入る處、筆力比なし、其高出魏晉は上文魏晉を收め、及於古は上文の不及於古に反映す、李張二人を以て陪客とし、三子者之鳴を以て主客幷述べ、命懸乎天も亦三子に共通す、格法頗る奇、

東野之役於江南也、有若不釋然者、故吾道其命於天者以解之、

段落　第三大段の第二小段なり、序を作る所以を言ふ、

講說　孟東野が江南に赴任するや、平然たらざる樣子あり、（其才學に副はざる地位なるが故に）吾れ此の如き境遇も天より命ぜられたる者なることを述べて、之を慰解するなりと、

注解　「釋然」心打ちとけて蟠なきなり、

文法　竟に天の字を脫せず、

總說

此文は文章軌範にも見え、古來人口に膾炙し、名文と稱せらるゝ者にして、其妙處の如きは、古人の評之を盡せり、然れども余を以て之を觀れば、物不平なれば鳴るとの着想は頗る理致あるに拘らず、不平の適用と天の文辭を假りて鳴すとの說明とは、論理上牽强を免れざる處多し、是れ蓋し其奇巧を弄したるに由る、故に立格の奇創と造句の變化とを除くの外、余は未だ其喜ぶべきを覺えず、

纂評

○謝疊山評　此篇凡そ六百二十七字、鳴の字三十九、讀む者其繁を覺えざるは何ぞや、句法變化凡そ二十九樣、頓挫あり、升降あり、起伏あり、抑揚あり、層峰疊巒の如く、驚濤怒浪の如し、一句の怠慢なく、一字の塵埃なし、愈よ讀み、愈よ愛すべし、

○林西仲評　按ずるに、昌黎少き時、人、丹篆（篆書の仙書）一卷を與へ、强ひて之を呑ましむ、傍に一人、掌を拊て笑ふと夢む、覺めて後胸中物あつて、咽を下るが如し、是より文章日に麗し、後に孟郊を見る、乃ち

以其詩鳴、其高出魏晉、不懈而及於古、其他浸淫乎漢氏矣、從吾遊者、李翺張籍其尤也、三子者之鳴、信善鳴矣、抑不知天將和其聲而使鳴國家之盛邪、抑將窮餓其身、思愁其心腸、而使自鳴其不幸邪、三子者之命、則懸乎天矣、其在上也、奚以喜、其在下也、奚以悲。

段落　第三大段の第一小段なり、天の假りて鳴すべき資格ある以上、窮達の意に介するに足らざるを言ふ、

講說　唐が天下を有つことゝなりてより、陳子昂、蘇源明、元結、李白、杜甫、李觀等の人々、皆各自の所長を以て鳴れり、（鳴ることは不同なれども、皆天の假る所にして、善く鳴る者なり、）此等の人は已に過去に屬すれども、今現に存在し、而して其地位は下に在る者を求むるに、孟郊字は東野は詩を以て鳴る、彼の作たる、其高き者は、魏晉の作者の上に出で、若し弛ぶことなくして勉めなば、古三代の文辭にも及ぶべく、縱令然らずとすとも、漢氏と混じて區別なき程なり、吾れに從つて遊ぶ者の中に於て李翺、張籍は殊に傑出せし者なるが、孟李張の三人の鳴ることは信に善く鳴る者なり、然し天は、之をして上位に在らしめ、其聲を平和にして國家の盛運を鳴さしむるの意なるや、其れとも之をして下に在らしめ、其身を苦しめ餓し、其心腸を憂愁せしめて、自ら其不幸を鳴さしめんとするの意あるやを知らず、何れにせよ、三人の者の運命は天に懸れり、（己れの自由ならざる者あり）上に在ればとて喜ぶに足らず、下に在ればとて悲むに足らず、

注解　「陳子昂」字は伯玉、唐詩を一變せし人、「蘇源明」字は弱夫、唐書文藝傳に出づ、「元結」字は次山、韓柳以前の古文家、「李白」字は太白、詩仙、「杜甫」字は子美、詩聖、「李觀」字は元賓、太子の校書たり、「浸淫」

子春秋を著す、「老聃」老子を著す、「申不害」黄老刑名の學を以て韓の昭侯に相とし、申子を著す、「韓非子」韓の疏遠なる王族、韓非子を著す、「愼到」韓の大夫、愼子を著す、「田駢」齊人、談論を好み、談天口と稱す、「尸佼」魯人、商鞅の師なり、尸子を著す、「孫武」齊人、兵書十三篇を著す、孫子是れなり、「張儀」魏人、六國の同盟を散じ、之をして秦に事へしむ、「蘇秦」洛陽の人、六國に遊說し、相印を握る、「李斯」秦の始皇の相、其文、諫逐客書あり、「司馬遷」史記を著す、「相如」司馬相如、賦家なり、子虛上林等の賦あり、「楊雄」太玄法言等の書を著す、

文法　句法錯落、人をして煩を覺えざらしむ、就中夔弗能以文辭鳴の一句、楚大國也の一句は、波瀾を起して平板の病を救ふ、

其下魏晉氏、鳴者不及於古、然亦未嘗絕也、就其善鳴者、其聲淸以浮、其節數以急、其辭淫以哀、其志弛以肆、其爲言也亂雜而無章、將天醜其德莫之顧邪、何爲乎不鳴其善鳴者也』

段落　第二大段の第三小段なり、後の善く鳴らざる者を擧げて、天の假る所に非ざるを示す、

講說　魏晉氏の世となりては、其鳴る者古代に及ばざりき、さりとは云へ未だ皆無にはあらざりき、唯其中の善く鳴る者にしても、聲は淸くして浮き、其調は迫つて急に、其辭は耽つて哀しく、其志想は制裁なくして放縱に、其文章の格は亂雜にして秩序なし、如何にして其善く鳴る者を鳴さずして、此の如くなりしや、想ふに天が魏晉兩朝の德を穢として之を顧みざりしが故ならんか、（さもなくば、善く鳴る者を鳴らすべき筈なり）、

文法　是れ文章の抑處、將に唐を揚げんとするの準備なり、

唐之有天下、陳子昂、蘇源明、元結、李白、杜甫、李觀、皆以其所能鳴、其存而在下者、孟郊東野始

鄒衍、尸佼、孫武、張儀、蘇秦之屬、皆以其術鳴、秦之興李斯鳴之、漢之時司馬遷、相如、楊雄最其善鳴者也、

段落　第二大段の第二小段なり、古の善く鳴る者を擧げ、天の假る所なるを示す、

講說　天の假りたる者、唐虞卽ち堯舜の時代に在つては咎陶並に禹は善く鳴る者なりしかば、天は之を假りて鳴らしめたり、夔は文辭にて鳴ること出來ざりしかば、韶と云ふ音樂を假りて鳴れり、夏の時には五子其の作りたる歌を以て鳴り、伊尹は殷に鳴り、周公は周に鳴れり、凡そ詩經、書經等の六經に出でたる文章は皆鳴ることの善き者なり、周の衰へしころ孔子の師弟此時に鳴りしが、其の聲大にして遠方までも聞ゆ、傳に云ふ、天は夫子を以て木鐸となさんとすと、如何に其言の如くならずや、周の末世に及びては、莊周彼の大げさなる文辭を以て鳴れり、楚は大國なるが、其滅亡せんとするや屈原の鳴るあり、臧孫辰、孟軻、荀卿は道を以て鳴り、楊朱、墨翟、管夷吾、晏嬰、老聃、申不害、韓非、愼到、田駢、鄒衍、尸佼、孫武、張儀、蘇秦の屬は皆其術を以て鳴り、其れより秦の興りし際は、李斯其時代に鳴り、漢の時には、司馬遷、相如、楊雄の如き、善く鳴る者の中に於て第一流の者なりき、

注解　「咎陶」皐陶なり、「夔」舜の時、樂を典る、「韶」舜樂の樂器、「五子」大康、洛水の邊に田獵し、百日も反らず、有窮の君羿、兵を擧げて之を黃河に拒む、大康の弟五人、其母と洛水の岸に待ち、其兄大康の無道を怨み、國祖禹王の訓戒を述べて歌を作る、今も書經にある五子之歌是れなり、「傳」論語を謂ふ、聖經に對するの稱、「天將以夫子爲木鐸」木鐸は金口木舌の鈴なり、布告を達する時用ふ、天は、夫子を以て宛も木鐸が布告を達するが如く道を天下に傳へしむる意なりとのこと「莊周」著す所莊子あり、案ずるに別本此句、荒唐之辭鳴の下に於楚の二字あり從ふべし、「荒唐」大言なり、「屈原」離騷の作あり、「臧孫辰」魯の大夫臧文中、「孟軻」孟子七篇を著す、「荀卿」荀子を著す、「管夷吾」管仲のこと、管子を著す、「晏嬰」晏

鳥を以て春に鳴し、雷を以て夏に鳴し、蟲を以て秋に鳴し、風を以て冬に鳴す、此の如く四季の次第に推移りて夏が春を奪ひ、秋が夏を奪ふと云ふやうに入れ替り押し除くは、則ち天時が平均を得ざる者あるが如くに思はる、

注解　「敓」奪なり、

文法　始め天を出す、○推敓は不平を爲す所以、是れ聲の由つて出づる所なり、四時の聲あるは天の假る所なるを言ひ、下文の天が文詞を假ると云へる旨意を起せしなり、

其於人也亦然、人聲之精者爲言、文辭之於言、又其精者也、尤擇其善鳴者而假之鳴、

段落　第二大段の第一小段なり、天が人の文辭を借りて世に鳴すを言ふ、

講說　天の人に於けるも亦猶ほ時に於けるが如し、但し人の聲の中にて精妙なる者は言語なるが、（咳喘、嘆叫等に對して）文辭は又言語の中に於て精妙なる者なり、天は尤も其善く鳴る者即ち文辭を善くする者を擇び、之を假りて世に鳴すなり、

其在唐虞、咎陶禹其善鳴者也、而假以鳴、夔弗能以文辭鳴、又自假於韶以鳴、夏之時五子以其歌鳴、伊尹鳴殷、周公鳴周、凡載於詩書六藝、皆鳴之善者也、周之衰、孔子之徒鳴之、其聲大而遠、傳曰、天將以夫子爲木鐸、其弗信矣乎、其末也莊周以其荒唐之辭鳴、楚大國也、其亡也以屈原鳴、臧孫辰、孟軻、荀卿以道鳴者也、楊朱、墨翟、管夷吾、晏嬰、老聃、申不害、韓非、慎到、田駢、

凡出乎口而爲聲者、其皆有弗平者乎、

段落　第一大段の第二小段なり、人も故なくして言を發する者に非ざるを言ふ、

講說　人の言語に於ける動機も亦其如く、（其平を得ず）已むを得ざるより始めて言ふ也、彼の歌つて聲を出すは考ふる所あるが故也、哭して聲を出すは念に觸るゝ所あるが故也、凡そ口より出でゝ音聲を爲す者は、何さま皆平かならざる事あるが如くに思はる、

文法　有思有懷は、前の或激之、或梗之、或炙之と、自動他動の差に因つて句法自ら變ず、

樂也者鬱于中而泄于外者也、擇其善鳴者而假之鳴、金石絲竹匏土革木八者、物之善鳴者也、

段落　第一大段の第三段なり、樂に就いて不鳴の鳴は善く鳴る者を假るを言ふ、

講說　音樂と云ふ者は、感情が中に鬱積（不平）して外に泄るゝものなり、音樂は、其善く鳴る物即ち樂器を擇び、其物を利用して鳴す者にして、金石や絲竹や匏土や革木の八者は、物の中にても善く鳴る者即ち善き聲を發する者なり、

注解　「金石云々」金石は鐘磬の類、絲竹は琴笛の類、匏は笙の類、土は缶の類、革は皮張の器にて、鼓の類、木は木板又は木魚の如き樂器、

文法　樂の字は、間接に上の金石之無聲を承け、直接に上の歌、哭より轉ず、又此の樂の字より善の字、假の字を出して、下文の伏脈となす、

維天之於時也亦然、擇其善鳴者而假之鳴、是故以鳥鳴春、以雷鳴夏、以蟲鳴秋、以風鳴冬、四時之推敓其必有不得其平者乎、

段落　第一大段の第四小段なり、

講說　扨天の四時に於けるも亦此の如く、其時節中善く鳴る者を擇び、之を假りて不平を鳴らす、此故に

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「其必有不得其平者乎」に至るまでを第一大段となす、凡そ物に不平あれば音聲を發し、而して又必ず音聲の最も善き者を借りて之を發するを言ふ、「其於人也亦然」より「何爲乎不鳴其善鳴者也」に至るまでを第二大段となす、前代の鳴る者を擧げて其清濁を論評す、「唐之有天下」より篇尾に至るまでを第三大段となす、東野の如何に鳴るかは天に在ることを言つて、以て送別の主意を述ぶ、

大凡物不得其平則鳴、草木之無聲、風撓之鳴、水之無聲、風蕩之鳴、其躍也或激之、其趨也或梗之、其沸也或炙之、金石之無聲、或擊之鳴、

段落　第一大段の第一小段なり、物の鳴るは必ず之をして鳴らしむる者あるを言ひ、一篇の大綱を揭ぐ、

講說　大凡そ物は、不得其平とて常態を失ふ時は鳴る、則ち聲を發するものなり、其例を擧げんに、草木の如き本來聲なき者も、風が之を撓ませば鳴り、水の如き聲なき者も、風が之を動かせば鳴る、水の跳ね上るは之を激するに因り、水の急に流れだすは之を塞ぎしに因り、水の沸騰するは之を火に掛くるに因る、（皆不自然なり）又金や石の如きも本と聲なきに、若し之を打ちたゝけば鳴る、

注解　「撓」おしまげる、「蕩」ゆりうごかす、「梗」つかへさす、

文法　不平の二字は一篇の線、鳴の字は一篇の字眼、○躍る、趨る、沸く、皆聲あり、蕩と云ひ、梗と云ひ、炙ると云ふ、皆水をして不平ならしむる行爲、三様の句法を味ふべし、

草木之無聲――風撓之鳴　二句
水之無聲――風蕩之鳴―其躍也或激之、其趨也或梗之、其沸也或炙之、　五句
金石之無聲――或擊之鳴　二句

人之於言亦然、有不得已者而後言、其歌也有思、其哭也有懷、

結び了る、

總　說

本意前篇と同じくして、立案更に婉曲、兩々對看すれば、則ち其如何に變化を取りしかを見るべし、

纂　評

○林西仲評　唐の中葉賦斂最も重し、刺史催科を以て考成となし、撫の字を言はず、故に是篇、許郢州を送ると、皆民窮し斂急なるを以て論を立つ、然れども其行文は則ち又廻別、郢州の序は、觀察と刺史と情相通ずるを言ひ、此れは則ち刺史と小民と情隔つべからざるを謂ふ、郢州の序は贈あり、規あり、分明に于公、許公の二人を揭出し來る、此れは則ち刺史たる者の難きを泛論し、于公、崔公の仁賢、復人をして其体澤を蒙らしむべきを轉出し、直ちに頌す、到底未だ嘗て規せず、未だ嘗て贈らず、而して規贈の意、隱々言外に在るなり、蓋し觀察は位尊く、小民は分疎なり、其情の相通ずる、權各屬するあり、一例を以て論ずべからざるのみ、讀む者、安んぞ囫圇に一例となし、看却すべけんや、

○謝疊山評　觀察使、賦斂苛急なれば、則ち刺史たる者其難きを見て其榮を見ず、觀察、賦斂寬緩なれば、則ち刺史たる者其榮を見て其難きを見ず、此れを以て公に諷す、最も切、

○沈德潛評　極めて民窮し斂急なるを言ひ、刺史の爲し難きを見る後轉じて崔君の仁、又于公の賢に遇ふ、則ち難者難からずして復た人の其体澤を蒙るべきに到る矣、篇中頌あり規なく、而して規は則ち頌中に寓す、許郢州を送る作と意同くして作法又別、

送孟東野序

解題　孟東野は第三卷に出づ、此時東野は江南溧陽の尉たり、

動機　東野の江南の尉となつて赴任する時、不平の色ありしかば、之を慰めんが爲に作りし者なり、

主意　東野は詩を以て鳴る者なるが、其上に在つて國家の盛運を鳴すも、下に在つて己れの不平を鳴すも皆天の爲す所なれば、悲むに足らず、喜ぶに足らずと云ふに在り、

らざる災難あり、人民の生活の伸びると縮まるとは、一に州即ち刺史の處置如何に在り、然るに下は州に屬する縣令、人民の實況を州に具申せず、上は州より、府即ち觀察使に上申すれども、彼之を信ぜず、是に於て人は次第に窮に陷るに拘らず、賦斂は益す嚴急なり、故に余より言へば、刺史は中間に在つて尤も手を着けかぬる立場なり、

注解　「城邑」都會の城壁を周らせるを城と曰ひ、然らざるを邑と曰ふ、「鄕里之吏」黨正、族師、閭胥、比長の屬を言ふ、

崔君爲復州、其連帥則于公、崔君之仁、足以蘇復人、于公之賢、足以庸崔君、有刺史之榮、而無其難爲者、將在於此乎、

段落　第三大段の第一小段なり、入題して前の二段を收む、

講說　崔君今復州の刺史となる、復州の觀察使即ち古制の連帥に當る者は于公なり、崔君の仁なる、（民情を聞かざる所なきが故に）復州の民をして蘇生せしむるに足り、于公の賢なる、（州の上申を信ぜざる所なきを以て）崔君の言を用ふるに足れり、斯くてこそ刺史の榮はあれども刺史の苦しき立場なきか、

愈嘗辱于公之知、而舊遊於崔君、慶復人之將蒙其休澤也、于是乎言、

段落　第三大段の第二小段なり、序を作る由を述ぶ、

講說　韓愈は嘗て于公の知己を辱くし、又崔君と從游して親しき間柄にして、善く其仁賢なることを知る故に復州の人民が兩氏の休養の恩澤を蒙らんとするを目出度き事に思ふなり、是に於て一言を呈す、

注解　「連帥」禮記の王制に、千里の外方伯を設け、五國を以て屬となし、屬に長あり、十國を以て連となす、連に帥ありと、一方面の總督を謂ふ、「于公」前篇に見えたる于頔、

文法　有刺史之榮は第一大段を收め、無其難爲者は第二大段を收む、而して于公、崔群、復州の民一併に

境之人懼、丈夫官至刺史亦榮矣、』

段落　第一大段なり、

講說　土地を有つこと數百里、（管轄區域廣し）命を受け用を足して奔走する所の役人は、長史、司馬などより以下數十人（其地位尊し）、其俸給は其三族を惠み、延いて其朋友並に舊識の人にまで及ぼすに足り（俸祿厚し）、心中に樂あるときは、一境の人其機嫌善きを見て之を喜び、心中樂まざるときは、一境の人怒に觸れんかとて懼る、（威令行はる）、されば丈夫たる者、官員となつて刺史までに至れば隨分榮譽なり、

文法　筆を起す處、一の主格を擧ぐるの暇もなく十數句相啣んで下り、一氣呵成、亦榮矣の矣を以て一頓す、

雖然幽遠之小民、其足跡未嘗至城邑、苟有不得其所、能自直於鄉里之吏者鮮矣、況能自辨於刺史之庭乎、繇是刺史有所不聞、小民有所不宜、賦有常、而民產無恒、水旱癘疫之不期、民之豐約懸於州、縣令不以言、連帥不以信、民就窮而斂愈急、吾見刺史之難爲也、』

段落　第二大段なり、

講說　然りと雖も僻村遠疆の細民などは、交通の不便其他にて足跡は都會の地に至りたる事なければ、縱令其所を得ざるありとも、自身鄕里の吏員に向つて權利を訴ふることの出來得る者少き程なれば、況んや縣廳の役人に向つて彼れ此れ申立つること出來んや、又況や刺史の廣場に出でゝ辨ずること出來んや、之が爲め刺史は人民の事情に就いて耳に入らざる事あり、小民は己れの意思に於て達せざる所あり、其結果は如何ん、凡そ租稅は一定の額あるに民の生產は一定せず、洪水旱魃流行病の如き豫測すべか

なり、賦休まず歛愈よ急なるを單說し、絕えて刺史其民に私するの弊を提げず、其自同に成ると言ふなり、亦政必ず均しく、令必ず行はるゝを單說し、絕えて刺史其官に安んずるを得るの美を提げず、語意の輕重、謝疊山の謂はゆる計量を待たずして見はるゝ者矣、然れども又唐突を以て罪せられんを恐るゝなり、故に末段、府の州を視るは猶ほ州の縣を視るが如く、上に事へ下に臨むの間、同に成り異に敗る、總べて是れ一個の道理なるに因り、即ち于公に贈る者を以て鄂州を規す見得たり、上文の語意の偏重なる處、是れ故意に觀察使を耑指せず、亦刺史に責備する所以、謂はゆる刺史の事を道ふ者此れなり、斡旋の苦心、實に此に踰ゆるなし、

○沈德潛評　鄂州を送るは、則ち鄂州是れ主、于公は是れ賓、然れども鄂州を借りて以て公の重歛を規す又于公は是れ主、鄂州是れ賓、末段仍ほ鄂州を規す、却つて隱然として于公に帶著す、作法の妙、思議すべからず、

贈崔復州序

解題　崔復州、名は群、字は敦詩、韓愈と同年の進士なり、復州は今の湖北の沔陽州なるが如し、

動機　此文も亦崔復州を借りて于公を諷し、苛稅を徵せざらしめんとするに在り、

主意　崔は刺史たるの榮あつて、刺たるの苦しき立場ならんと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「丈夫官至刺史亦榮矣」に至るまでを第一大段とす、刺史となるの榮を言ふ、「雖然幽遠之小民」より「吾見刺史之難爲也」に至るまでを第二大段となす、刺史の立場困難なるを言ふ、「崔君爲復州」より篇尾に至るまでを第三大段となす、主意を發揮す、

有地數百里、趨走之吏、自長史司馬以下數十人、其祿足以仁其三族、及其朋友故舊、樂乎心、則一境之人喜、不樂乎心、則一

反對すれば敗るゝことは、州と縣との間に於ても亦眞理なり、使君の如き賢者に非ざれば、何人あつて之を信ぜん、使君こそ必ず之を實行すべき人なり、

愈於使君、非燕游一朝之好也、故其贈行、不以頌、而以規、』

段落　第三大段の第二小段なり、送序を作る所以を云ふ、

講說　愈の使君に對する關係は、宴席などにて懇意になりたるが如き一朝一夕に非ざるが故に、今使君の行くに臨み、之に贈るに頌贊の語を用ひずして戒の語を用ひたり、

注解　「燕游」燕は宴に同じ、「規」正すこと、

總　說

許郢州を送る序なるに、大部分は于公に贈る語より成る、是れ顧廻瀾の謂はゆる變體なるが、作者をして斯かる變體に出でしめたる者は抑も亦故あり、則ち從來府と州との間は兎角圓滑を缺けるに、今や許郢州は往いて于公の下に立たんとす、而して于公は作者の曾て緣故を有する人なるが故に、兩者の間に立ち豫め調停の勞を取りたるに外ならず、蓋し郢州の刺史として最も處し難きは府の誅求なり、況や于公の貪婪なる尋常に非ざるをや、作者乃ち此點を擧げて諷する所あり、獨り人道より立案せしのみに非ず、而して餘勢の及ぶ所、進んで許郢州が縣に對するの道は宜しく府の州に對する道を以てすべきを言ふ、文題の上より言へば此處主なれども、作者の本意より言へば帶說にして、客なり、其他下に附する評善く盡せり、

纂　評

○林西仲評　郢州は今の安陸府、許君、或は名を仲輿と注し、或は志雍に作る、時に觀察使于頔、賦斂に急、所屬の州と、其情未だ必ず相違せず、篇中、自同に成り、自異に敗るの二句を以て骨となし、上に事へ下に臨むは、情相通ずるを以て貴しとなすを謂ふ、起手に前番〔先度〕書を與へて答へられしを叙す、則ち此番の言を贈る、方に來歷あり、その道刺史之事と曰ふは、則ち此れを借り、移して公に贈り、方に迹を着けず、中段に刺史を以て伴〔附帶して說く〕すと雖も、實は重き觀察使の一邊に在り、故に自異に敗ると言ふ

天下之民也、惠不可以獨厚、觀察使亦曰某州之民、天下之民也、歛不可以獨急、如是而政不均、令不行者、未之有也、」

段落　第二大段の第三小段なり、自同にして成る事情、積極の方面、

講說　誠に若し刺史は己れの管下の民を庇ふことなく、觀察使は租稅を嚴急にすることなく、刺史は、吾が州の民は天下の民なれば是のみに特別恩惠を與へ難しと曰ひ、觀察使も亦、何州の民は天下の民なれば是のみ嚴急租稅を徵し難しと曰ひ、双方此の如く折合ひながら、政治の一樣に行亘らず、命令の行屆かざることとは決してあらざるなり、

文法　前の一小段は消極、此一小段は積極、一反一正の筆なり、即ち裏より言ひ、又表より言ひ、以て文の効力を增す所の方なり、○不可獨厚と不可獨急とは是れ自同の事實、

其前之言者、于公既已信而行之矣、今之言者、其有不信乎、」

段落　第二大段の第四小段なり、贈言の用ひらるべき望あるを言ひ、以て贈言を結束す、

講說　余が前に陳述したる先進後進論は、于公已に信用して實行せられ居ることなり、則ち今申立てたる異同成敗論は、恐らく信ぜられぬ事はなかるべし、

文法　前之言は第一大段を收め、今之言は第二大段を收む、

縣之於州、猶州之於府也、有以事乎上、有以臨乎下、同則成、異則敗者皆然也、非使君之賢、其誰能信之、」

段落　第三大段の第一小段なり、前段の議論は州縣の關係に於ても同一なる所以を言ふ、

講說　今縣の州に對する關係は、猶ほ州の府に對する關係に異らず、州は上に向つて府に事ふる場合あり、下に向つて縣に臨む場合あり、一致すれば成り、

凡天下之事、成於自同、而敗於自異、

段落　第二大段の第一小段なり、贈言の大綱を掲ぐ、

講說　凡そ天下の事は人々互に一致するに因つて成就し、人々互に反對するに因つて失敗す、（上は下と一致を謀り、下は上と一致を謀るときは成り、上は上のみに私し、下は下のみに私し、步調揃はざれば敗る）、

注解　「自同自異」自の字各互の意、有心的の義を含む、

文法　成の字、敗の字、一段の字眼なり、

爲刺史者、恒私於其民、不以實應乎府、爲觀察使者、恒急於其賦、不以情信乎州、繇是刺史不安其官、觀察使不得其政、財已竭而斂不休、人已窮而賦愈急、其不去爲盜也亦幸矣、

段落　第二大段の第二小段なり、自異にして敗るゝ事情、消極の方面、

講說　州の刺史を勤むる者は、常に己れの管下の人民なる故を以て、觀察使の府より租稅を課し來るとき、實情を以て應ずることなくして人民を庇ひ、又觀察使の職に居る者は、常に租稅の取立を嚴にし、情狀を酌んで州の刺史に信を及ぼさず、之が爲め刺史は觀察使より憎まるゝ結果、其地位に留る能はず、觀察使の方も政治善く行はれず、財力已に竭くるも取立ては止むことなく、人民已に困むも課稅は益す嚴急なり、然らば人民は最早其地を去つて賊となるより外はあらず、然るに尙ほ未だ賊とならぬこそ仕合なれ、

注解　「府州」府は觀察使に係り、州は刺史に係る、「斂」取入るゝ、

文法　不以實應と不以情信とは是れ自異の事實、

誠使刺史不私於其民、觀察使不急於其賦、刺史曰吾州之民、

聞に通ず、

于公身居方伯之尊、蓄不世之材、而能與卑鄙庸陋、相應答如影響、是非忠乎君而樂乎善、以國家之務爲己任者乎、』

段落　第一大段の第二大段なり、于公の國家本位なることを斷ず、

講說　于公は其身は地方總督の尊き地位に居り、數世の間に一二人と云ふが如き大器量を蓄へながら、身分卑く才識凡劣なる余輩と應答せらるゝこと、影の形に從ひ響の聲に應ずるが如し、是れ君に忠あつて善を樂み、國家の務を以て自己の責任となすと外は思はれざるなり、

注解　「方伯」一方の總督、節度使觀察使の如きもの、「不世」一代に必ずあると限らざる、

文法　前段は事實なり、此節は其事業に就いての論斷なり、此より將に忠言を進めんとす、故に先づ之を譽めて其意を迎ふ、

愈雖不敢私其大恩、抑不可不謂之知己、恒矜而誦之、情已至而事不從、小人之所不爲也、故於使君之行、道刺史之事、以爲于公贈、』

段落　第一大段の第三小段なり、前節を承けて贈言をなす所以を言ふ、

講說　愈は敢て于公の大恩を私的とはなさゞれども、亦之を知己とは謂はざるを得ず、其れゆゑ常に人に誇つて于公の復書を讀み聞かせたる程なり、斯く于公に對する感謝の情至極せるに、行爲の之に伴ふことなきは小人と雖も爲さざる所にして、愈の如きも必ず之を實現せんと思へるが故に、今使君の出立に際し刺史の役向に干する事を述べて、于公に贈らんとするなり、

注解　「不敢私其大恩」前に國家之務とあるに因る、

文法　前後の過接なり、

利用し、之を諷諫せんとしたるなり、

主意　凡そ天下の事は自同に成つて自異に敗ると云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「以爲于公贈」に至るまでを第一大段となす、于公に贈言をなすの來歷を述ぶ、「凡天下之事」より「今之言者其有不信乎」に至るまでを第二大段となす、于公への贈言を叙す、「縣之於州」より篇尾に至るまでを第三大段となす、許鄂州への贈言を叙す、

愈嘗以書自通於于公、累數百言、其大要言、先達之士、得人而託之、則道德彰而名問流、後進之士、得人而託之、則事業顯而爵位通、下有矜乎能、上有矜乎位、雖恒相求、而喜不相遇、于公不以其言爲不可、復書曰、足下之言是也、

段落　第一大段の第一小段なり、于公の知を得たるを叙す、

講說　韓愈嘗て書簡を以て自ら于公に申出でたるが其文は數百字の長きに及びしかども、大體の主意は左の如くなりき、即ち先達の士が善き人物を得て之に事業を託するときは、己れの道德明白となつて名譽博まり、後進の士然るべき人を得て之に身事を託するときは、事業顯著となり、爵位も伸ぶるを得、然るに下に在る後進の士己れの能に慢じ、上に在る先進の士己れの位に慢ずることあれば、先進と後進と、元來常に相求むるにも拘らず、兎角出遇はずして止むと、于公は余の此の議論をば不可とせられず、答書賜ひて曰く、足下の申條は尤千萬なりと、

注解　「于公」于頔字は允元、襄陽の大都督となり、累進して檢校尙書左僕射同中書門下平章事に至る、作者貞元十八年を以て書を于頔に上る、今文章軌範の開卷第一に在る者是なり、「矜」ホコル、「喜不相遇」兎角なり、撝堂文話の中に其考證見えたり、「名問」問は

似て勉勵に非ず、絶えて一字の跡を著くるなし、上文の間々布置大意已に盡くるを以てなり、眞に鏡花水月の筆、

○沈德潛評　醉鄕を借りて點染す、〔取合はす〕、中に阮陶顏曾を將て校量〔比較〕一番、聖人を得て師とならせば其心自ら平に必ず不遇を以て悲となさざるを見るなり、此れ行文最も地步を占むる處、離迷〔ちらつく〕變滅一片の雲烟、

○茅鹿門評　昔人用ひられざるを以て醉鄕に入る、今之と酒を飲む、限りなき意あり、

附

醉鄕記

醉之鄕去中國、不知其幾千里也、其土曠然無涯、無邱陵阪險、其氣和平一揆、無晦明寒暑、其俗大同、無邑居聚落、其人甚精、無愛憎喜怒、吸風引露、不食五穀、其寢于々、其行徐々、與鳥獸魚鼈雜處、不知有舟車器械之用、昔者黃帝氏嘗獲游其都、歸而杳然喪其天下、以爲結繩之政已薄矣、降及堯舜、作爲千鍾百壺之獻、因姑射神人以假道、蓋至其邊鄙、終身太平、禹湯立法、禮繁樂雜、數十代與醉鄕隔、其臣羲和棄甲子而逃、冀臻其鄕、失道而夭、故天下不寧、至乎末孫桀紂、怒而昇其糟邱、階級千仞、南向而望、遂不見醉鄕、武王得志于世、乃命公旦立酒人氏職、典司五齊、拓土七千里、僅與醉鄕達焉、故三十年刑措不用、下逮幽厲、迄乎秦漢、中國喪亂、終與醉鄕絕、而臣下之愛道者、往々竊至焉、阮嗣宗陶淵明等十數人、竝遊于醉鄕、沒身不返、死葬其壤、中國以爲酒仙云、嗟乎醉鄕氏之俗、豈古華胥氏之國乎、何其淳寂也、如是今余將游焉、故爲之記、

送許郢州序

解題　郢州の刺史許を送るなり、許、名は志雍、郢州は今の安陸府、

動機　當時山南東道の觀察使于頔、民の租稅を誅求すること甚しかりければ、退之、許郢州の赴任を

於其行姑與之飲酒、

段落 第二大段の第三小段なり、悲みを慰むることを敍す、

講説 斯く思ふが如くならぬ故、秀才の去るに方り、欝を忘れんして姑く共に酒を飲めり、

文法 到底醉鄕を脫せず、

總説

一篇感慨の文なり、唯秀才の不遇を言はんと欲するに、其先祖王績の醉鄕記より筆を下し、初に酒に溺れたるかを疑ひ、次に其不遇なるが爲なることを解決し、顏曾を引いて不遇の爲に酒に逃るゝの未だ道を得ざるに由るを示せしは抑なるが如し、然るに顏曾の如く聖人の師を得ざりし故なりとて、遂に不遇の益す悲むべきに歸到す、其間の曲折、頗る波瀾あり、而して入題の後己が秀才の不遇を救ふ力なきことを嘆ずるの餘、曩には排斥したるに拘らず、己れも亦醉鄕に入つて自他の不遇を忘れんとすと云ふ、一見稚の如く痴の如くにして、文情絶佳、

纂評

○林西仲評 王含遇はずして行く、正に無聊不平の際に當る、之を送る者、若し君相の才を用ふる能はざるを言へば時忌を犯すあり、卽し其聖人を以て師となし、汲々自ら治むべく、必ずしも不遇を以て意に介せざることを勉めば、又未だ迂濶を以て唐突するを免れず、倶に筆を下し難きなり、昌黎恰に含の祖宗を尋ね出し來り、彼の起引となし、而して其醉鄕記を作るの用心を揆り、旦夕聖人を得て師となさゞるを以て之に代つて惋惜し、隱々に見得す、自治を知る者必ず不遇を以て悲となさず矣、然れども醉鄕の徒の不遇は、時勢爲すべからざる上を指して說く、故に春秋亂世、顏曾窮に居るを以て對看す、建中の初、貞觀開元の丕績に意あるが如き、時勢、爲すべき者あるに似たり、而して醉鄕の後世又直を以て廢す、遇ふと雖も而して猶ほ遇はず其實は廢處正に、其良臣の烈たるを成す、則ち不遇を以て遇となし、尤も悲むを待たず矣、末王含の身上に轉入し、止だ其文行の佳を稱し、己れ振ふ能はざるを惜むとなし、而して姑與飲酒の一句を以て結となし、便ち了り、暗に醉鄕に應ず、感慨に似て感慨に非ず、慰藉に似て慰藉に非ず、勉勵に

建中初、天子嗣位、有意貞觀開元之丕績、在廷之臣爭言事、當此時、醉鄕之後世、又以直廢、

段落　第二大段の第一小段なり、醉鄕の子孫の忠直にして不遇なりし一事跡を補叙す

講說　建中の初、天子卽位あつて、昔の貞觀並に開元時代の立派なる功績を擧げんとするの意あり、是に於て朝廷に仕ふる人々　先を爭うて 政治上の意見を上陳せしが、此當時王績の子孫の某と云ふ者も亦建白をなせし處、剛直の爲に免官となりし事あり、

注解　「建中」德宗の年號、「貞觀開元」上は太宗の年號、下は玄宗の年號、「丕」大なり、

吾既悲醉鄕之文辭、而又嘉良臣之烈、思識其子孫、今子之來見我也、無所挾、吾猶將張之、況文與行、不失其世守、渾然端且厚、惜乎吾力不能振之、而其言不見信於世也、

段落　第二大段の第二小段なり、主意を出だす、

講說　吾れ既に王績が醉鄕の文辭を悲み、又直言をなしたる、良臣の忠烈を嘉し、其子孫を見識らんことを思ひ居りたる處なれば、今足下が此に來つて余に逢はるゝや、縱令足下に何の抱負なしと云ふとも、吾れは之を大に世間に紹介せんとするに、況や其文學と云ひ行狀と云ひ、代々所有し來りたる所を失はずして祖先の面影あり、ムックリとして圭角なく、端正にして手厚きに於てをや、然るに惜むらくは吾は微力にして、之を世に振起せしむること能はず、而して吾が足下の人物に就いて言ふ所は世人より信せられざることを、

注解　「渾然」圓滿の貌、

文法　悲醉鄕之文辭は第一大段に係り、嘉良臣之烈は前一小段に係り、思識其子孫を以て之を承くると共に、秀才を逼り出す、文は前の醉鄕之文辭に應じ、行は前の良臣の烈に應ず、

文法　主客を以て言へば、王含は主なり、王績は客なり、阮と陶とは客中の客なり、抑揚を以て言へば、無所累於世は揚なり、猶有是言は抑なり、不欲與世接は揚なり、不能平其心は抑なり、案ずるに醉鄕記の中に、阮嗣宗、陶淵明等十數人、身を沒するまで返らざるの語あり、因つて其詩を把つて之を讀み、彼等が酒を借りて自ら慰むるは、眞に累なきに非ず、亦味を旨とするに非ざるを知りしなり、

若顏氏子、操瓢與簞、曾參歌聲若出金石、彼得聖人而師之、汲々毎若不可及、於其外也固不暇、尙何麴蘖之託、而昏冥之逃耶、吾又以爲悲醉鄕之徒不遇也』

段落　第一大段の第二小段なり、酒に托するに至りたる所以を言つて之を悲む、

講說　彼の孔子の高足弟子なる顏氏の子は、一瓢の飮み物一簞の食物と云ふが如き貧苦の中に其樂を樂み、曾子が、金や石より出づるが如き美聲を以て咏歌なしつゝ不遇の境涯を意に介せざりしが如き、此の二人は孔子と云ふ聖人を師とすることを得、汲々として平生道德に追付かざるを憂ふる有樣なりしなり、されば身外の事に於ては固より心に懸くる暇すら無かりしことなれば、其れに何とて酒に事寄せ、沈醉に逃るゝことあらん、（是に由つて見れば、醉鄕の徒卽ち王績などは、聖人の道を樂み自得すべき機緣なき爲め、酒を借りて不平を慰めたる者ゆゑ）吾は又彼等の爲に其不遇なりしことを悲むなり、

注解　「顏氏子」顏回なり、「瓢簞」論語雍也篇に、賢哉回也、一簞食、一瓢飮、在陋巷、人不堪其憂、回也不改其樂、賢哉回也とあり「操」とる、手に扱ふなり、「曾參」孝經の作者曾子、其事は莊子讓王篇に出づ、「汲々」氣せはしき貌、「麴蘖」糀のこと、酒を指す、「昏冥」醉うて前後を辨せざる情態、「其外」事物、「不遇」顏子、曾子の如きは不遇なりしかども聖人を師とすることを得たれば、尙ほ樂むに足りたれども、醉鄕の徒は然らざるゆゑ、其不遇尤も悲むに足るなり、

動機　王秀才の不遇を悲むに因つて作る、
意意　醉鄕の徒の同情すべきを言ふ、
段落　凡そ二大段より成る、篇首より「吾又以爲悲醉鄕之徒不遇」に至るまでを第一大段となす、醉鄕記を讀みて起りたる感想を叙す、「建中初」より篇尾に至るまでを第二大段となす、王秀才に對する感情を叙す、

吾少時讀醉鄕記、私怪隱居者無所累於世、而猶有是言、豈誠旨於味耶、及讀阮籍陶潛詩、乃知彼雖偃蹇不欲與世接、然猶未能平其心、或爲事物是非相感發、於是有託而逃焉者也、

段落　第一大段の第一小段なり、王績が醉鄕記を作りし動機を推定す、
講說　吾れ少かりし時醉鄕の記を讀みけるが、内心不思議に思ひしは、凡そ隱遁者は自ら社會と關係を絶ちたる者ゆゑ、世間の事の煩累なく、從つて不平など無かるべきに、猶ほ醉鄕の記の如き言あるは如何に、眞實酒の味を旨と思ひしなるか、（恐らく左にあらざらん）と、其後阮籍や陶潛の詩を讀んで、始めて了解せしは、彼れ傲り高ぶつて世間と交際する事を欲せざりしとは云へ、猶ほ其心中には不平あることを免れず、時としては世間の事物に觸れて發動し、如何んとも爲すべからざるが爲に、酒に託し醉に紛らはして自ら慰藉を試むる者なることを、
注解　「醉鄕記」唐の王績の著せし文なり、王績字は無功、隋末の大儒王通の弟にして、絳州龍門の人なり、大業中六合丞となりしが、酒を嗜み事を事とせざりしより、劾せられて家に還り、北山東皐に游んで書を著し、自ら東皐子と號す、武德の初、前官を以て詔を門下省に待つ、先例により官より酒を給すること日に三升なりし處、侍中陳叔達、彼が美酒を飲むことをのみ樂みとするを聞き、日に一斗を給せしかば、是より斗酒學士と呼ばれたり、「阮籍」晉代の人、字は嗣宗性不羈にして酒を嗜む、竹林七賢の一なり、「陶潛」字は淵明、晉の田園詩人、「偃蹇」驕傲の貌、

漢以來孟子を貴ぶ者、退之に若くはなし、原道已に其道統を受けたるを言ふ、此篇に至つては更に語つて詳なる者あり、文章としては韓の常調にして、特異の點なけれども、唯だ其孟子を推尊せる一事、深く宋儒輩の心を得、又漢文は名教的議論を以て上乘と見なすの習慣上より、此篇の如き、較や名篇を以て目さるゝなり、

纂　評

○茅鹿門評　通じて孟子を以て主となす、是れ退之自己の門戸を立つ、故に其文一世を雄視するの氣あり、

○林西仲評　聖人の書を讀むは賢人の道を學ぶ所以然れども、必ず其從つて入るの途を審にし、而して後其學を爲すの正を得、唐の時、孟子、荀楊老莊諸子と竝び行はれて甚だ軒輊（高下）なし、此れ王塤、孟子を讀むを知るに因り、故に層々孟子傳ふる所の正しきは、曾子、子思の一派より得來るを發出す、蓋し其能くする所の者に卽いて之を勉むるなり、孟子、楊墨を闢く、末に楊墨を言つて忽ち老莊佛を挿入するは、上文先づ莊周を提出せし伏脈あるにより、老莊は本是れ一流にして、佛の慈悲不殺も亦墨氏兼愛の變なる者、故に類を連ねて之に及び、總べて其孔子の道に非ざるを明にするのみ、後世、學庸孟子を以て魯論に配し、四書となし、學宮に頒行するを知る、此の數語之を啓くに非ずや、宋儒其近世豪傑の士たるを稱する者此れなり、

○沈德潛評　李原菴云ふ、此れ韓子の文、醇乎として醇なる者なり、前に承くる所なくして斷置分明此の如し、亦頗る楊雄の意を採る、然れども楊、此の如く條暢（筆の善く伸る）なる能はず、故に原道、雄の語つて詳ならざるを譏る、洵に然り、學、孟子を以て歸となす、而して孟子、統を孔子に得、曾思孟の正傳、歷々指出、此れ昌黎道を見る親切なる處、公以前、此論を持する者なし、

送王秀才序

解題　王秀才、名は含、唐の王績の後、元和八年の進士、

を讀むに、好んで孟子の言ひたる說を擧げたり、又其人と談論を試みたる處、信に孟子を悅んで、孟子の文章を贊稱すること一二回に止まらず、

文法　好學の字、信悅の字、屢贊の辭、着眼を要す、

夫沿河而下、苟不止、雖有遲疾、必至於海、如不得其道也、雖疾不止、終莫幸而至焉、故學者必愼其所道、道於楊墨老莊佛之學、而欲之聖人之道、猶航斷港絕潢、以望至於海也、故求觀聖人之道、必自孟子始、

段落　第二大段の第二小段なり、孟子に由つて聖人に至るべきを言ふ、

講說　夫れ河の流に順つて川下に下るときは、途中にて自ら止まらざる以上、遲速こそあれ、必ず海に達すべし、（學問も順路に由れば聖域に達す）若し其道筋を得ざるときは、縱令疾行して止まらずとも、終に海に達することを僥倖すべからず、（學問も道を失へば、聖域に達し難し）故に學者は必ず取るべき徑路を太切になすなり、若し楊、墨、老、莊、佛等の學に由り聖人に入らんと欲せば、是れ猶ほ行止りの入江や出口なき池を航して海に至ることを求むるが如し、故に聖人の道を看んと欲せば、順路なる孟子より始むべき理なり

今塤之所由、既幾於知道、如又得其船與檝、知沿而不止、嗚呼其可量也哉、

段落　第二大段の第三小段なり、且つ勸め且つ贊して結を爲す、

講說　今塤は孟子を悅ぶ人ゆゑ、其徑路とする所、先づは道を知りたる者なり、されば此上船と檝とを得、流に沿うて止まざるときは、扨も其造詣する所、豫め量るべけんや、

總說

證據なり）、

注解　「莊周」謂はゆる莊子、

荀卿之書、語聖人必曰孔子子弓、子弓之事業不傳、惟太史公書、弟子傳有姓名字、曰馯臂子弓、子弓受易於商瞿、

段落　第一大段の第三小段なり、商瞿の派一、傳はらず、

講說　荀卿の著書中、聖人の事を語る場合は必ず孔子子弓と曰ふ、然れども此子弓の事業、後に傳はらず、惟だ太史公の書の弟子傳に其姓名及び字見え、馯臂子弓とあり、子弓は商瞿に就いて易學を受けたり、

注解　「荀卿之書」荀子なり、「太史公書」史記なり、

孟軻師子思、子思之學、蓋出曾子、自孔子沒、群弟子莫不有書、獨孟軻氏之傳得其宗、故吾少而樂觀焉、

段落　第一大段の第四小段なり、曾子の派一、孟子正傳を得たり、

講說　孟軻は孔子の孫子思を師とせり、而して子思の學は、其本を尋ぬるに曾子より出でたり、孔子歿せし以來、衆くの門弟子書を著さゞる者なけれども、其中孟軻の傳ふる所、卽ち孟子其書のみ孔子の本宗を得たり、故に吾れ少時已に孟子を看ることを樂めり、

文法　孔門の三派を擧げて、孟子の獨り其宗を得たるを論定す、卽ち孟軻一段は主にして、子夏及び荀卿の二段は客なり、而して三派の叙方三樣の筆を用ひ、主を設くるの段尤も莊重なり、

太原王塤、示予所作文、好擧孟子所道者、與之言、悅孟子而屢贊其文辭、

段落　第二大段の第一小段なり、王塤の著目正しきことを掲ぐ、

講說　太原の王塤、余に向つて自作の文を示せり、之

送王塤序

解題　王塤の傳、審ならず、

動機　自己の尊孟說を主張するに在り、

主意　孟子獨り聖人の正嫡なるを言ふ、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「吾少而樂觀焉」に至るまでを第一大段となす、作者自身立脚の地を示す、「太原王塤」より篇尾に至るまでを第二大段となす、王塤の爲に立脚を示す、

吾嘗以爲孔子之道、大而能博、門弟子不能徧觀而盡識也、故學焉而皆得其性之所近、其後離散分處諸侯之國、又各以所能授弟子、原遠而末益分、

段落　第一大段の第一小段なり、孔門の分派せる所以を言ふ、

講說　吾れ嘗て思ひけるは、孔子の道は大なるが上に博きことも博ければ、門弟子も遍く其大なる所を窺ふことも出來ざれば、其博き所を識ることも出來ざりしゆゑ、孔子の博大なる道を學んで各己れの性質の近き所を得たり、（是れ學問が孔子の神髓を得る能はざる理由なり）孔子の歿後彼等は離れ離れとなり列國に分れて居り、又各己れの能くせし所を以て其弟子に授けしかば、之を水に譬ふれば、源が遠く隔たる程、支流が多くなるが如し、（是れ敎が孔子の本旨を傳ふる能ざる所以なり）、

蓋子夏之學、其後有田子方、子方之後、流而爲莊周、故周之書喜稱子方之爲人、

段落　第一大段の第二小段なり、子夏の派一、異端となる、

講說　但し子夏の學は、後に其派を受けたる者に田子方あり、田子方の後は流れ下つて莊周となれり、故に莊周の著書（莊子）には好んで田子方の人となりを稱せり、（是れ異端の莊周が孔門の子夏より出でたる

未だ必ずしも其本懷を遂ぐるならず、謂はゆる大丈夫の言、或は愿に出づる、或は愿に出でず、倶に未だ知るべからず、細思するに、此等の題目、這般の作法を得ざれば、便ち許多の手に礙〔差支へる〕する處あり、未只だ聞言壯之の四字を用ひて結過し、就ち勢を趁うて歌を撰出し來る、眞に蜻蜓點水〔輕妙〕の妙手、歌中の無不足の句を玩ぶに、暗に足るを知れば辱められざるの良規を寓す、當に言外に於て之を求むべし、更に案ずるに、廣輿記に盤谷は懷慶府濟源縣に屬す、乃ち公の故里也、愿曾て此に居り、公と舊あり、稱して友人となす所以なり、其節度使たる、元和十年に至り、猶ほ奏して李道の軍を破る、歸るを送ると云ふ者は、職を去るの後之が故居に還るを送る也、此番、盧郎中雲夫も亦歸るを送る詩兩章あり、公の和詩內に愿を稱して李侯となす、則ち此序、愿が未だ仕へざるの先作る所に非ざる、知るべし矣、且つ云ふ、我今進退幾時決。十年蠢々隨朝行と愿の歸るに能く進退を決するを以てなり、而して公國子博士より算起すれば、班に隨つて朝に在る、此に至つて恰も是れ十年、一たび口を開く毎に便ち時忌を犯し、目前淮西の事宜を論じ、執政に疾まるゝが如き、自ら蠢々として以て自見するなきを恨むなり、故に又云ふ行抽手板付丞相。不待彈劾還耕桑と、即ち序末に謂はゆる車に膏し馬に秣ひ子に盤に從ふの意にして、愿の彈劾せられて、職を去るも亦言外に在り、是れ元和十一年の作る所たる、疑なし、乃ち舊本に云へるあり、三十四歲に作ると、誠に其何の據る所なるを知らざるなり、

○沈德潛評　斷語を下さず、間々文を成す、又是れ一格、〔○西平〔李晟西平王に封せらる〕の子、李愬の兄、亦名は愿、史に其荒侈を以て敗れ、權近に結納するを言ふ、篇中述ぶる所と正に復た相反す、明に一人に非ず矣、應に必ず當時適ま姓名を同じうして、高隱を樂む者なるべし、公又、盧郎中、盤谷子を送るに和する詩あり、序は貞元十七年に作る、西平子方に朝列に官す、詩元和七年に和す、西平子正に節旄を擁す、更に官を棄てゝ高蹈する者に非ざる、知るべし、蔡尙書聞之の言に然か云ふ、此に附錄す、

講説　盤谷の中こそ足下の家の在る處、盤谷の地味は以て穀物を植附くべし、盤谷の泉は物を濯ふべく、又沿うて遊ぶべし、盤谷の遠隔なる、何人が足下の居場所を爭はん、奥まりて深く、ガラリとして容積廣く、迂回して屈曲し、往くと思へば又立戻るが如き地勢なり、扨も盤谷の樂しさ、其樂しさは殆と窮りなく、山に虎豹の如き惡獸は跡を遠ざけて去り、水には蛟龍の如き害物も遁れて影を隱し、鬼神は此靈地を守護して、種々の不祥を禁壓し、此に飲み此に食ひ、壽命長久にして健康を保ち、已に不足の事なければ、何ぞ別に望む所あらん、余は吾が車に脂を指し、吾が馬に草を飼ひ、足下の跡を盤谷に追ひ、一生を終ふるまで遊び回らん、

注解　「宮」家宅なり、「稼」種を植ゑつくる、「窈」奥深きなり、「殃」央に同じ、きはまる、「呵禁」叱り斥ける、

文法　此歌は如往而復の上は二語一韻、其より以下は又一韻到底、但し叶韻を用ひたる處、稼の土に於ける容の深に於ける是なり、○可以稼は上の土肥の句に應じ、可濯可沿は上の泉甘の句に應じ、盤之阻は上の勢阻の句に應ず、

〔 **總　説**

歐陽修は此文を稱して唐文第一となし、蘇東坡も亦且く退之をして獨歩せしめんと云ひたるが、此二評は稍溢美の感あれども、此より先き此の如き奇格を作りたる者なきが故に、恐らく結構上其獨創なるを見て斯く許せしならん、何をか獨創と謂ふ、通篇全く李愿の説話を擧げたるのみにて、自説は一二語に過ぎざればなり、

纂　評

○林西仲評　李愿の盤谷に歸る、高隱者に似たり、文を以て之を送る、當に其人の道を抱いて仕へざるを痛發し、然る後其歸隱の樂を叙し、方に高處を見得すべし、此篇は只間々に盤谷の地の隱るべきを寫し出し、李愿之に居るに落下し、即ち李愿の言を借り、滔々汩々一篇の大文を弄成し、李愿は何許の人を知らざる者の如し、人止だ其造語の奇なるを羨み、而して良工の心此に於て獨り苦むあるを知らざるなり、按ずるに、李愿は西平王晟の子、左僕射愬の兄たり、嘗て武寧の節度使となり、罪を以て職を去る、但に道を抱いて仕へざるの眞面目に非ず、即ち歸隱の樂も亦

あり、然るに萬に一僥倖を恃みになし老いて死するまで非分の望を抱く者の如き、其人格は果して賢か不肖か、孰れなるべき、

注解　「趦趄」進まんとして進まざる樣子、「囁嚅」言はんと欲して言はざる樣子、

文法　此種の人物の賢不肖は已に定論あるに、反つて之を斷言せず、唯だ何如と云ひて聽者の判斷に任す處、反つて斷言するよりも冷酷なり、辛辣なり、

昌黎韓愈聞其言而壯之、與之酒、而爲之歌曰、

段落　第五大段なり、

講說　昌黎の韓愈、李愿の此議論を聞いて壯なりとし、李愿に別杯を酌み、李愿の歸るが爲に左の如く歌へり、

文法　壯之の二字、前段數百言の議論を斷ず、

盤之中、維子之宮、盤之土、可以稼、盤之泉、可濯可沿、盤之阻、誰爭子所、窈而深、廓其有容、繚而曲、如往而復、嗟盤之樂兮、樂且無殃、虎豹遠跡兮、蛟龍遁藏、鬼神守護兮、呵禁不祥、飲且食兮、壽而康、無不足兮、奚所望、膏吾車兮、秣吾馬、從子於盤兮、終吾生以徜徉、

讀方　盤の中維れ子の宮、盤の土以て稼すべし、盤の泉濯ふべし沿ふべし、盤の阻誰か子の所を爭はん、窈にして深く、廓として其れ容るゝあり、繚りて曲れり、往くが如くして復る、嗟盤の樂み兮、樂且つ殃なし、虎豹跡を遠ざく兮、蛟龍遁藏す、鬼神守護す兮、不祥を呵禁す、飮んで且つ食ふ兮、壽にして康し、足らざるなし兮、奚ぞ望む所あらん、吾が車に膏さし兮吾が馬に秣ひ、子に盤に從ひ兮、吾が生を終はるまで以て徜徉せん、

山美可茹、釣於水鮮可食、起居無時、惟適之安、與其有譽於前、孰若無毀於其後、與其有樂於身、孰若無憂於其心、車服不維、刀鋸不加、理亂不知、黜陟不聞、大丈夫不遇於時者之所爲也、我則行之、』

段落　第三大段なり、

講説　浪人暮しの侘住をなし、何の務もなき事とて、或は高き岡などに登つて眺望を樂み、又は終日茂れる樹木の蔭に坐し、又は清き泉の在る處に至り、手足を洗つて身體を清め、山に見事なる薇を採り、水に新鮮なる魚を釣つて之を食ひ、起きるも臥すも一定の時なく、惟心の儘なるを善しとす、要するに前に譽めらるゝよりは後に毀られざるが増なり、肉體の快樂を得るよりは精神に苦勞のなきが増なり、車服〔官爵の替稱〕の爲に維がるゝことも無ければ、刀鋸〔刑罰の替稱〕に遇ふこともなく、刑賞ともに及ばざる生涯を保ち、世の治亂も官吏の進退も知らず聞かずして、政治と無關係なるは、大丈夫の世に用ひられざる者の爲す所にして、余は此方を取るなり、

注解　「茹」食ふなり、「與孰若」よりはいづれと讀む、「理亂」理は治なり、「黜陟」官を降すと升す、

伺候於公卿之門、奔走於形勢之途、足將進而趑跙、口將言而囁嚅、處穢汚而不羞、觸刑辟而誅戮、僥倖於萬一、老死而後止者、其於爲人、賢不肖何如也、』

段落　第四大段なり、

講説　彼の公卿の門に伺候して其歡心を求め、官祿の途に奔走して運動を試み、足は進まんとして尻込し、口は言はんとして口籠り、穢しき場合に身を置いて羞づることなく、徒に刑罰に觸れて誅せらるゝ事

世者之所爲也、吾非惡此而逃之、是有命焉、不可幸而致也、

段落　第二大段なり、

講説　李愿の議論を聞くに左の如し、世に大丈夫と謂はるゝ人は如何なる者なりや、我れ之を知れり、即ち利益恩澤を人に施し、名譽世に顯はれ、廟堂朝廷の上に坐して百官の黜陟を行ひ、上は天子の輔弼となつて命令を發す、此人地方に出づる時は旗を立て弓矢を列ね、護衛の兵士は前驅をなして往來の人を叱り退け、扈從の家來は道路狹き迄に立塞がり、調度運搬の人足共は銘々荷物を持ち、二列をなして驅け足をなす、其威權の盛なる、喜べば賞與あり、怒れば刑罰あり、門下の客なる英才の士は其前に滿ち、古今の例を引いて主人の徳を頌するが如き、流石に之を聞いて心惡くゝ思はれず、地藏眉にフックラとせる頰つきの美人、聲は澄み、體はしなやかに、容姿の優れたると共に心利きて怜悧なるが輕き裾を飄し長き袖を翳し、歌ひつ舞ひつ主公の心を慰め、其化粧はと云へば、白粉の白きと眉墨の綠なると映り合ひて、言はん方なし、此等の妾ども其房屋を並べて、別に何等の仕事もなく、他人の寵愛せらるれば之を妬み、己れ寵愛を受ければ之を誇り、容貌を磨き立てゝ主公の愛憐を引かんとす、此の如き富貴の情態は、大丈夫の天子の知遇を蒙り、力を國務に用ふる人の爲す所なり、吾は此を嫌うて避くるには非ざれども、此の地位を得るには得べき運あつて得ることにて、得たしと思ひて得べきものに非ず、

注解　「昭」明か、「樹」立つる、「旄」旗の頭に牛の尾を附けたる者、「供給之人」衣食及び手廻の品を持つ者、「便體」しなやかなる體つき、「惠中」惠は慧の意、「翳」面に振りかざす、「黛」まゆずみ、

文法　先づ大丈夫を總起し、功立つを言ひ、名成るを言ひ、在朝を寫し、外任を寫し、次は威令、次は門客、更に又姬妾を寫し、富貴の形容を極め、大丈夫の一句を以て首に應じて之を收め、吾非の三句、此生涯を撇去して下段を迫り出す、

窮居而閒處、升高而望遠、坐茂樹以終日、濯清泉以自潔、採於

或曰、謂其環兩山之間、故曰盤、或曰、是谷也、宅幽而勢阻、隱者之所盤旋、

段落　第一大段の第二小段なり、地名の緣起を說明す、

講說　或人の說によれば、此谷は兩山の間を卷き廻ると云ふ意味より盤と名づけたるなりと、又或人の說によれば、盤谷と云ふ谷は、其位地たる幽靜にして、地勢は外と阻隔せるが故に、隱者の盤旋る所なれば盤と云ふなりと、

注解「故曰盤」盤は皿小鉢、

文法　地名の二說を竝擧したるは頗る古味あり、而して二說を竝擧すれども後說に重きを置きたるにて、下の隱者たる李愿を呼起す、

友人李愿居之、

段落　第一大段の第三小段なり、主人の名を點出す、

講說　此の如き土地に友人李愿は住まふなり、

文法　凡筆なれば、友人李愿居盤谷其爲地也と云ふが如き書き方をなし、先づ李愿の名を出すべきに、此に出したるは後學の心得置くべき處なり、

愿之言曰、人之稱大丈夫者我知之矣、利澤施於人、名聲昭於時、坐於廟朝、進退百官、而佐天子出令、其在外、則樹旗旄、羅弓矢、武夫前呵、從者塞途、供給之人、各執其物、夾道而疾馳、喜有賞、怒有刑、才俊滿前、道古今而譽盛德、入耳而不煩、曲眉豐頰、清聲而便體、秀外而惠中、飄輕裾、翳長袖、粉白黛綠者、列屋而閒居、妒寵負恃、爭妍而取憐、大丈夫之遇知於天子、用力於當

句便ち了す、空に憑つて不知楊侯去時の一段を撰出し、又不知二疏云云を轉出し、奇幻極まる矣、楊と二疏との同じきを寫さんを要す、反つて未だ其同不同を知らざるより、以て極めて其同を爲す、此種の文心最も後學に補あり、

前に二疏の有する所を說く、或は少尹の無き所、後に少尹の有する所を說く、或は二疏の無き所、婉轉廻環、無中に有を生ず、○韓文人に勝れる處を看破するに只是れ翻空、若し沾々粘滯（ニチヤニチヤ粘りつく）實說せば、乃ち後人應酬文字（御附合の書き方）而して近代此れを以て體を得るとなす、怪むべきなり、

送₂李愿歸₁盤谷₁序

解題　愿は洮州臨潭の人、西平忠武王晟の子、盤谷は懷慶府に在り、退之の故里なり、尙ほ詳細なることは、林西仲の評を看るを要す、

動機　李愿の出處、大丈夫たるに背かざることを言ふに在り、

主意　李愿の議論は壯なりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「友人李愿居之」に至るまでを第一大段となす、先づ李愿の任地なる盤谷の地勢を叙す、「愿之言曰」より「不可幸而致也」に至るまでを第二大段となす、志を世に得る者の事を言ふ、「窮居而閒處」より「我則行之」に至るまでを第三大段となす、志を世に得ざる者の事を言ふ、「伺候於公卿之門」より「賢不肖何如也」に至るまでを第四大段となす、枉げて志を得るの人たらんと欲する者の事を言ふ、「昌黎韓愈」より篇尾に至るまでを第五大段となす、李愿の議論を評し且つ歌詞を起す、

大行之陽有₂盤谷₁、盤谷之間、泉甘而土肥、草木叢茂、居民鮮₂少、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ土地の佳なることを叙す、

講說　大行山の南に當り、盤谷と云ふ處あり、其盤谷の間は水の味甘くして、地味は肥え、草木は繁茂し、其地に住へる人民は僅少なり、

は、此篇を歌ひて前途を祝するなり、詩は天子が賓客を宴することを賦せしものなり、「先人」亡父、自他共に用ふ、

古之所謂郷先生沒而可祭於社者、其在斯人歟、其在斯人歟、』

段落　第三大段の第二小段なり、咏嘆を以て楊少尹を稱賛す、

講説　古の謂はゆる郷先生が死すれば、之を土地の社に祭ることとなるが、此の如きは、今日楊侯其人なるべし、楊侯其人なるべし、

注解　「郷先生」昔し士大夫の致仕する者、郷里の學校の先生となり、年齢と徳とを以て尊敬せられ、已に歿すれば、里社の中に入れて祭らる、

總説

此れ客を以て主を形せる文體にして、其實、此文の客たる二疏の故事を思ひつきたるより趣向を立てたる者なり、尤も着目すべき處は、主客の取組上、巧に言ひ廻したる點に在り、而して中に自己の病んで送る能はざりしことを利用し、無數の波瀾を起す、是を無中有を生ずと謂ひ、又空中の樓閣と謂ふ、末段楊少尹の郷に歸りたる時の光景を想像して、童子の時に及ぶ、眞に是れ奇情妙筆、

一篇賢の字を以て字眼とすれども、最後には郷先生祭るべしと曰ひ、賢者たる實を擧げ、却つて賢の字を出さずして中に藏む、

纂評

○林西仲評　七十は仕を致すの年なり、楊侯原と高じとなすを得ず、秩を増して其俸を奪はず、亦國家優老〔老人優遇〕の典なり、楊侯又奇と爲すを得ず、行を送り倡和するに至つては乃ち古今の通套〔アリキタリ〕にして、其郷を去らざるは尤も本等〔郷人等を指す〕の常事に屬す、看來れば一も筆を著くべき處なし、昌黎偏に漢朝絶好的の故事を尋出し來り、他の位を辭し秩を増し、及び歌詩の數事、同じきあり同じからざるある處、彼此相形して許多の曲折を作了す、末に復た中世絶だ好からざる的の事を把つて反襯語をなし、他が郷に歸るの賢を逼出す、便ち件々色を出すを覺ゆ、皆筆を著くべき無き處より筆を著くるなり

○沈德潛評　儲同人云ふ、只だ楊と二疏と異らず、一

せり、扨彼の二疏の去りたる當時此の如き優待の事ありしや否や（恐くは無かりしなるべし）、

注解　「少尹」唐の州郡に府あり、其長を尹と曰ふ、尹に亞ぐ者之を少尹と曰ふ、

文法　又不知の三字は前段の不知の字に反應す、

古今人同不同未可知也』

段落　第二大段の第四小段なり、楊疏を總收す、

講說　されば古人と今人と同じきか同じからざるか未だ知るべからず、

講說　古の字を以て疏を收め、今の字を以て楊を收め、又古今人不相及の句に應ず、

中世士大夫以官爲家、罷則無所於歸、楊侯始冠、擧於其鄕、歌鹿鳴而來也、今之歸、指其樹曰、某樹吾先人之所種也、某水某邱、吾童子時所釣游也、鄕人莫不加敬、誡子孫以楊公不去其鄕爲法也』、

段落　第三大段の第一小段なり、楊君の鄕に歸るの稱すべき所以を說く、

講說　中世の士大夫は官職を以て家となし、故鄕の田宅をも顧ざる結果、一旦官を罷めらるれば歸るべき所もなく、氣の毒の有樣なるに、楊君は然らず、其二十歲の頃、鄕里より帝都受驗の候補者に擧げられ、鹿鳴の歌を歌はれて上京せり、然るに今や多くの年月を經て鄕里に歸ることとなるが、懷かしき故鄕の地に至らば、其邊にある樹木を指して那の樹は吾が亡き父の種ゑ給ひし者なるに、斯くも生長せしかと曰ひ、那の川、那の丘は吾が子供の折に遊びたる處、釣せし處なり、久しく見ざりけりと、心樂しく老を忘るる懷あらん、是に於て土地の人々は益す楊君を敬はざる者なく、楊君が故鄕を見棄てざる事を手本にせよとて、子孫を戒むべし、

注解　「中世」漢より唐に至る間、「鹿鳴」詩經の篇名、此時代に地方より京師に貢士となつて上る者ある時

嘆息知其爲賢與否、而太史氏又能張大其事、爲傳繼二疏蹤跡否、不落莫否、見今世無工畫者、而畫與不畫固不論也。

段落　第二大段の第二小段なり、楊氏の二疏に及ばざるべしとの想像を描く、

講説　余は忝く公卿の末席に在り、無論送別會に出席すべき筈なりしかども病氣の爲出づること能はざりしかば、楊君の出立の砌、城門の外の送り人が幾人ありしか、車は幾輛なりしか、馬は幾匹なりしか、途中の見物人が嘆息して其賢者なることを知る者ありしや否やを知らず、而して太史氏（朝廷の史官）が又其事實を大げさに書き立てゝ傳記を作り、二疏の跡方を繼ぐや否や、書き立てたる處にて淋しからざるや否や、但し今日は上手の畫工なきことゆゑ、送別の光景を畫に書くと書かざるとは論ずる必要なし、

注解　「忝」かたじけなく、有りがたくも、「在公卿後」作者時に正四品吏部侍郎たり、「楊侯」侯は君と云ふが如し、「張大」仰山にする、「落莫」物足らぬこと、「見今」見は現なり、

文法　二疏の條に對して馬を添へたり、「言其賢」の言の字を知の字に變じたり、而の一字、現在と將來とを別つ、畫の一事を撇却せしが如きは殊に妙なり、

然吾聞楊侯之去、丞相有愛而惜之者、白以爲其都少尹、不絕其祿、又爲歌詩以勸之、京師之長於詩者、亦屬而和之、又不知當時二疏之去有是事否。

段落　第二大段の第三小段なり、二疏の楊に及ばざる想像を描く、

講説　然れども今楊君の退引に就いては、宰相の中に其人を愛して其去るを惜む者あり、天子に上申して河中の少尹となし、之が俸祿の絕えぬやうに取料ひ、又自ら歌首を作つて之を勸奬せり、是に於て京師に於て詩に長じたる人々も、其詩に和

又圖其迹、至今照人耳目、赫々若前日事、』

段落　第一大段の第二小段なり、二子去りし後の效果を叙す、

講說　漢の歷史は既に二疏の位を辭したる事跡を書き殘せる上、後世畫の上手なる者又其事跡を畫に書けり、されば今日に至るまで其情況は世人の耳目を照して明かなること殆ど幾日も經たざる出來事に異らず、

注解　「漢史」漢書に疏廣傳あり、「耳目」は耳は附屬字、

國子司業楊君巨源方以能詩訓後進、一旦以年滿七十、亦白丞相去歸其鄉、世常說古今人不相及、今楊與二疏、其意豈異也、』

段落　第一大段の第二小段なり、楊疏とも歸鄉の意は一なるを言ふ、

講說　今國子司業の楊君巨源は詩を能くするにより後進の士に敎授しつゝありしに、一旦年齡が七十に滿ちたるを以て、昔の二疏の如く宰相に申立て退官して故鄉に歸る次第なり、世人は常に古の人と今の人とは大違ひなりと云へども、今楊と二疏と、其位を去つて故鄉に歸るの意思に至つては、何として異る所あらん、

注解　「國子司業」唐の大學國子監の敎授、「亦」二疏に對す、「其鄉」河中なり、「古今人不相及」今の人は古の人に及ばず、

文法　楊と二疏とは固より同一の談に非ず、然るに今之を牽合せんとするに、形迹を以てすれば比較にならざるゆゑ、之を脫却するが爲に意の字を出して吾が論據とす、〇宰相の二字、後を伏す、

余忝在公卿後、遇病不能出、不知楊侯去時、城門外送者幾人、車幾兩、馬幾匹、道傍觀者、亦有

て名を知られたり、

動機　當世の老年に至るまで官爵に戀々たる者を諷するに在り、

主意　楊少尹の能く本を忘れずして故郷に歸るは漢の二疏と同一の美談なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「赫々若前日事」に至るまでを第一大段となす、二疏の故郷に歸りたる典故を擧ぐ、「國子司業楊君巨源」より「古今人同不同未可知也」に至るまでを第二大段となす、二疏と楊少尹とを對照して其意の一致を論結す、「中世士大夫以官爲家」より篇尾に至るまでを第三大段とす、楊少尹を稱賛して其賢なるを示す、

昔疏廣受二子、以年老一朝辭位而去、於時公卿設供帳、祖道都門外、車數百兩、道傍觀者多嘆息泣下、共言其賢、

段落　第一大段の第一小段なり、二疏の官を辭したる當時の光景を叙す、

講說　昔し疏廣、疏受の二人は、自分等が老年に及びたるを以て、一朝位を辭して都を去れり、其時に於て朝廷の公卿等は東門の外に幕張の宴席を設けて、之を見送りしが、送別人の車は數百兩も連なり、道傍にて此盛況を見物せし人々は多く感嘆して落涙に及び共に二人の賢なることを語り合へり、

注解　「疏廣受」疏廣は漢代の人、其官太子大傅に至る、兄の子疏受は太子少傅たり、位に在ること五年、廣は受に謂つて曰く、足るを知れば辱められず、止まるを知れば危からず、官成り名立つ、此の如くにして去らざれば恐らく後悔あらんと、乃ち上書して位を辭せり、「供張」幕を打廻し、宴席を備ふるなり、「祖道」黄帝の子纍祖と云ふ者、遠遊を好み、旅中に死せりとて、後世之を旅行の神とす、即ち祖道神なり、吾が猿田彥に類す、凡そ旅行する者あれば、送者此神に前途の無事を祈る處より、送別又は別宴の名となる、「兩」輛なり、

文法　一朝辭位而去の六字は是れ一篇の骨子、

漢史既傳其事、而後世工畫者、

文品なり、

纂評

○林西仲評　德宗、李希烈の亂を以て、建中四年二月に於て河陽の三城懷衞州を以て河陽軍となす、此れ此より先き、昭義の管せし所を以て別に一軍と爲せしなり、溫造、字は簡輿、元和の間、王屋に隱居す、後穆宗の時に當り、侍御史たり、李祐が敕に違ひ馬を進めしを奏す、祐自ら言ふ、之が爲に膽落つと、則ち其賢知るべし、烏公の擧ぐる所、實に石生を延致するの後に在り、且つ石生を用ひて代請す、石生を幷敘せざるを得ず、已に石生を敘す、又廣攬（廣く人を取る）を以て美を烏公に歸せざるを得ず、忽ち幸語をなし、忽ち怨語をなす、其謂はゆる時事の艱と、軍を佐くるの要と、夫の節度、處士の賢とは一概に閣起し、一字を道はず、的に是れ後次再擧の文、他篇移用し得ず、人以て奇肆となす、其實は乃ち一定の法なり、但だ敘し得て淋漓跌宕、人をして自ら其奇肆を見せしむるのみ、讀者當に其鍊局の妙を玩ぶべし、

○林次崖評　此篇都べて溫の賢を說くを待たず、只だ溫生既に取られて東都の士遂に空しきを說く、溫生の賢、昭然見るべし、文字法度あり、

○沈德潛評　是篇正喩夾寫の祖たり、蘇氏の行文每に此れより出づ、○造（溫處士の名）大金吾李祐詔に違ひ馬を進めたるを劾す、祐曰く吾れ夜蔡州に入り、吳元濟を擒にす、未だ嘗て心動かず今膽、溫御史に落つ矣と、造故と矯々風裁あるもの、石處士の若きは其後考ふる所なし、未だ以て同じく論ずべからず、

○金聖嘆評　前、空に馮り冀北の馬を以て起し、中、空に馮り、無數人の怨嗟を撰出し、後又空に馮り結ぶに自己の嗟怨を以てす、但に是れ空に馮るの文字、

送楊少尹序

解題　楊は姓、其名を巨源と曰ふ、字は景山、少尹は官名にて、府尹の副なり、貞元五年の進士、國子司業の官に在りしが老年を以て之を辭し、東都の少尹となる、但し祿あつて務なし、此人詩を能くし、嘗て三刀夢益州、一箭取遼城の句あり、白樂天詩を贈つて云ふ、曾聞一箭取遼城と、遂に詩を以

「介然」挾む所あるなり、こだはるなり、

生既至、拜公於軍門、其爲吾以前所稱、爲天下賀、以後所稱、爲吾致私怨於盡取也、』

段落　第三大段の第三小段なり、全篇を總收す、

講説　温君既に河陽に至り、烏公を軍門に拜するの時、吾が爲に前に言ふ所を以て天下の爲に賀し、後に稱する所を以て吾が爲に盡く人材を取り上げたるに就いての私怨を述べくれよ、

注解　「軍門」烏公の鎭將たるを以て言ふ、「以前所稱」夫南面云々を指す、「以後所稱」愈縻於茲云々を指す、

文法　爲天下賀は上文の求無治不可得の句を收め、致私怨於盡取也は上文の爲有力者奪之の句を收む、○盡取の二字は、上文の空の字、無人の替字、

留守相公首爲四韻詩、歌其事、愈因推其意而序之、』

段落　第三大段の第四小段となす、送序の由を言ふ、

講説　留守の相公を始めとして四韵の詩を作り、其事を歌へり、愈因つて其意を推して之が序を作れり、

注解　「留守相公」留守は東都の留守鄭餘慶にして、宰相の官あり、

文法　言ふ所の主意も亦留守相公の意に出で、作者一己の私言に非ざることを示し、以て上の居守河南尹云々の句に應ず、

總説

凡そ文は變化あるを要す、見よ石處士と温處士とは一樣の人物にして、之を擧げたる者も同一の人なり、擧げたる事情、擧げたる地位、一として同じからざるはなし、而して退之已に石處士を送るの序を作りしことなれば、今又温處士を送るに當り、普通の者に在つては殆んど如何に着筆すべきや、乃ち作者は大に面目を更め、彼は正體を用ひ、此は變體を用ひたり、何故に變體なるかと言へば、議論中に叙事を挾みたればなり、又彼は理窟を主とし、此は感情を主とす、蓋し任官の人を送るには、悲喜の情交る者なり、今此文は兩情を寫し出して、眞に能く人を動かす、絶世の

講說　右の如き次第なる以上、大夫烏公が一たび河陽を鎭撫することゝなるや、東都の處士の廬に絶えて人なしと曰はんも、何とて不都合ならんや、

文法　無人焉の三字は馬群遂空と無馬とに應ず、

夫南面而聽天下、其所託重而恃力者、惟相與將耳、相爲天子得人於朝廷、將爲天子得文武士於幕下、求內外無治不可得也、

段落　第三大段の第一小段なり、天下の爲に賀すべきを言ふ、

講說　夫れ天子が南面の御座に在して天下の政務を聽かるゝ上に於て、重任を託し力を恃む所の者は唯だ宰相と將軍、此文武の二大官のみ、而して宰相は天子の爲め朝廷の上に人材を得て、之を用ひ、將軍の爲め幕府に文武の士を得て、之を用ひば、內外の治まらざるを欲するとて得べからず、（如何にしても治まらずには在らざるなり）

注解　「南面」君臣の坐位、君は南面、臣は北面、南面而とは君臨してと云ふが如し、「聽」天子は、群臣を用ひて天下を治め、己れは群臣の事を奏するを聞き、可否するのみにて、自ら政務を行はざるが故に聽と云ふ、「託重」重任をまかす、「力」權力、

文法　內は宰相に係り、外は將軍に係る、

愈縻於茲、不能自引去、資二生以待老、今皆爲有力者奪之、其何能無介然於懷耶、

段落　第三大段の第二小段なり、己れの私情に於ては不便を感じ、怨むべきを言ふ、

講說　余は茲に縻がれて自ら引去る能はざれば、溫生、石生の二人をたよりとして老年を送らんとせしに、今何れも有力者の爲に奪はれたる事なれば、何として心中蟠なきを得んや、

注解　「縻於茲」河南の縣令として官途に拘束せられ居ることを云ふ、「資」たすけとし賴む所あるを云ふ、

通、事有所可疑、奚所諮而處焉、士大夫之去位而巷處者、誰與嬉遊、小子後生於何考德而問業焉、搢紳之東西行過是都者無所禮於其廬、

段落　第二大段の第二小段なり、東都に人なき光景を叙す、

講説　東都は實際人材多き處なれども、朝に一人の石生を取つて人材中の傑物を拔き去り、暮に又一人の温生を取つて人材中の傑物を拔き去りたることなれば、上は東都の居守、河南の知事、地方諸官職の役員より、下は吾が輩二縣の大夫とに及ぶまで、政治上或は方針に苦み或は疑ふべきものありとも、最早何處に持行き、意見を求めて處置せんや、士大夫の已に官途を罷めて町住を爲す者、誰と共に遊び樂まんや、少年後進の輩、何人に於て其道德を研究し、其學業を質問せんや、搢紳の東より西に、西より東に此地を通行する者、從來は此二生の家を禮問し來りしかども、最早かゝる禮を施す家もなからんとす、

注解　「居守」留守居役と云ふが如し、天子西都に在つて東都に在らざるゆゑ、此役を置くなり、「尤」すぐれたる者、「二縣之大夫」洛陽縣と河南縣を指す、韓愈方に河南の令たりしかば、吾輩と云へり、「諮」問ひ謀る、「巷處」官宅に住はず、町の中に住む、「搢紳」搢は挿む、紳は大帶、笏を大帶に挿むこと、即ち貴顯を謂ふ、

文法　二の拔其尤は上の「其良に遇へば輒ち取る」に應ず、以下官吏の其助を失ひたるを言ひ、隱士の仲間を失ひたるを言ひ、書生の師を失ひたるを言ひ、旅客の慰藉を失ひたるを言ふ、句法の長短見るべし、

若是而稱曰大夫烏公一鎭河陽、而東都處士之廬無人焉、豈不可也、

段落　第二大段の第三小段なり、此段を收束して譬喩の主意を全うす、

東都固士大夫之冀北也、恃才能深藏而不市者、洛之北涯曰石生、其南涯曰溫生、大夫烏公以鈇鉞鎭河陽之三月、以石生爲才、以禮爲羅、羅而致之幕下、未數月也、以溫生爲才、於是以石生爲媒、以禮爲羅、又羅而致之幕下、

段落　第二大段の第一小段なり、烏公が石生、溫生を取去りたることを敍す、

講說　東都は固より士大夫の冀北とも謂ふべき處にして、天下中斯くばかり人材の群集せる處なし、其中才能を恃んで深く之を蓄藏し、世に向つて賣らざる者二人あり、二人の名は、洛水の北涯に住めるをば石生と曰ひ、南涯に住めるをば溫生と曰ふ、大夫烏公が武權を以て河陽を鎭むることとなりしより三箇月目に石生を以て才物なりとし、禮を羅に用ひ、到頭此網に引きかけて石生を己が幕府に取込めたり、然るに其れより未だ五六箇月をも經ざるに、溫生をも才物なりとし、今度は石生を媒人とし、是れ亦石生を捕にせしと同一の手段を以て幕下に引寄せぬ、

注解　「市」賣品となすなり、「石生」前篇の主人公たる石處士のこと、「鈇鉞」斧まさかりの類、將軍に授けて生殺の權を行はしむるもの、「羅」あみなり、

文法　石生は客にして溫生は主なり、故に溫生を招く處には殊に於是の二字を加へて、主客の輕重を別つ、○羅の字を用ひたる所以は、野馬を驅る時羅にて被せ取るゆゑ、前の馬の譬に緣故を持たしめんとてなり○東都の一句は正文と譬と一致せしむる所なり、之を正喩混淆と曰ふ、

東都雖信多才士、朝取一人焉、拔其尤、暮取一人焉、拔其尤、自居守河南尹、以及百司之執事、與吾輩二縣之大夫、政有所不

實現す、「夫南面而聽天下」より篇尾に至るまでを第三大段となす、送別の情を叙す、

『伯樂一過冀北之野、而馬群遂空』

段落　第一大段の第一小段なり、一篇の提案なり、

講說　昔し伯樂が一たび冀北の原を過ぐれば、其地に於ける馬の群は皆無となれり(斯かる物語あり)、

注解　「伯樂」昔し善く馬の良否を鑑定せし人、第一卷の雜說參看、「冀北」冀州の北、馬の產出額、天下第一と稱せらる、

文法　此の如く意外の點より筆を着くるを、起し得て突兀と云ふ、○伯樂は烏公の影子、冀北は東都の影子、馬は人材の影子、

『夫冀北馬多於天下、伯樂雖善知馬、安能遂空其群耶』

段落　第一大段の第二小段なり、前段の疑案、

講說　夫れ冀北は、馬の天下に於て最も多き處なれば、伯樂如何に善く馬を知るとて、安んぞ其馬群を空にすることを得べけんや、

『解之者曰、吾所謂空、非無馬也、無良馬也、伯樂知馬、遇其良輒取之、群無留良焉、苟無良、雖謂無馬、不爲虛語矣』

段落　第一大段の第三小段なり、斷案、

講說　右の疑問を解釋する者は曰ふ、吾が空と謂ひたるは馬なしとの意味に非ず、良馬なしとの事なり、伯樂は善く馬を見分くるが故に、良馬に遇ひさへせば兎角之を取去るを以て、馬の群れの中に良馬は殘らぬこととなる、良馬なき以上は、馬なしと云ふも決して不實の語にはあらじ、

注解　「解之者」提案者と同一の人と視做すべし「輒」俗に云ふヂキニなり、「虛語」こしらへ言なり、

文法　疑問と云ひ、解釋と云ひ、皆作者の自ら假設して波瀾を作りし者にて、之を自問自答、若しくは自駁自解と曰ふ、

ざるに在つて、方に軍の急を濟ふべし、他時と同じからず、處士石洪、字は濬川、至行あり、明經に擧げられ、黃州錄事參軍となる、罷め歸つて薦に應ぜず、嵩邙瀍穀の間に居る、嵩は即ち中岳、邙は北邙なり、瀍は瀍水なり、穀は穀城山なり、皆河南府に屬す、此番行を起す、公詩を作り之を送つて云ふ、鉅鹿師欲レ老、常山險猶恃、豈惟彼相憂、固是吾徒耻、去々事方急、酒行可二以起一、蓋し時艱に嵩目し、其速に往いて事を共にするを勉めたるなり、嗣いで考功天下の從事第一たり、烏公の求むる所に負かずと謂ふべし、若し文を作るの法を論ぜば、處士の賢を說かんを要し、又節度の賢を說かんを要し、目前相得るを說かんを要し、又異日功を建つることを說かんを要す、若し俗筆の敷衍に係らば、便ち濫套を成さむ、看よ、他特地に一個の從事、一個祖餞の人を尋出し、層々說き來り、段落句法錯落、古奧ならざるはなし、乃ち知る、陳を推し新を出す、總べて練局に在るを、是れ文家秘密の訣なり、

○沈德潛評　或は敍事、或は議論、一路虛景（事實を假定）景象）而して總結相與に成すあるを以てす、謂はゆる頌を以てせずして規を以てす、

○賴山陽評　此篇敍事を以て議論をなす、鄭尙書（前に出でたる送鄭尙書序）と同一機軸（構造手段）而して彼篇渾淪（全體的）此れは則ち破碎のみ、

送二溫處士赴一河陽軍一序

解題　溫の名は造、字は簡輿、洛陽の人なり、其官、禮部尙書に至る、

動機　大夫烏公が國家の爲に人材を用ふるの篤さに感じて作れるなり、

主意　溫處士の烏公に取り去らるゝは、天下の爲に賀すべく、作者自己の爲めに怨むべしと云ふに在り、

段落　三大段より成る、篇首より「不爲虛語矣」に至るまでを第一大段となす、譬喩を以て下段の意を暗示す、「東都固士大夫之冀北也」より「豈不可也」に至るまでを第二大段となす、烏公が洛陽の名士を取り盡したることを敍し、以て前段の譬喩を

於て上の決去就の句を提へ、義の字に掛め込みて、凡去就出處何常、惟義之歸と云ひ、以て先生を壽し、其苟も去就を爲すに非ざるを明にす、○祝辭の中には忠言あれども、送者の方よりは皆祝として云ひ、先生の答辭中始めて之を出だす、主客に因り斯く變化を取りしものにて、用意の密なるを窺ふに足る、

於是東都之人士、咸知大夫與先生、果能相與以有成也、』

段落　第二大段の第三小段なり、先生の仕官の結果を豫言して全文を收む、

講說　斯くて東都洛陽の人士は、何れも大夫烏公と石先生とは相與に國の爲を謀りて、必ず成功あるべきことを知りぬ、

文法　成の字は是れ一篇の歸宿、卽ち前半は求字の注脚、後半は是れ成字の說明、

遂各爲歌詩六韻、退、愈爲之序云、』

段落　第二大段の第四小段なり、送序の由を敘す、

講說　遂に銘々歌詩六韻を作りて、散會に及ぶ、愈其送別詩卷の序を作ること此の如し、

注解　「歌詩六韻」二句每に韻を押すの格なるがゆゑに、十二句より成れば歌詩なり、

總說

楚遲は此れを評して、「純に議論を以て敘事を行ふ、局面却つて好し」と云へども當らざるが如し、余は寧ろ儲同人の說を取る、曰く、「是れ議論を以て敘事を行ふならず、正に是れ敘事を以て議論を行ふのみ」と、末段他人の口を借りて主客齊しく收め、終に相與有成の一句に歸到する處、章法絕奇と謂ふべし、又爵を執つて言ふ所の辭は四段にして、倶に祝曰を以て之を起すと雖も、其實前の二段は祝にして、後の二段は規なり、而して先生起拜の語、之を竝び收むるに祝規の二字を以てす、力ある所以なり、此文亦古來送序中の名篇として稱せらる、

纂評

○林西仲評　元和元年烏公河陽の節度を授けられし時、方に王承宗を討つ、河陽は饋運の衝にして、貴むべき人を得て相助くるに在り、吃緊尤も其利を私せ

祝曰、使先生無圖利於大夫、而私便其身、先生起拜祝辭曰、敢不敬蚤夜以求從祝規、

段落　第二大段の第二小段なり、送別の祝辭を叙す、

講說　翌朝に至り、平生交際せし人々盡く來會し、上東門の外に於て送別の宴を開き、酒三度順に行り、將に別れて出立せんとするに臨み、杯を取り擧げ言ふ者あり、曰く、大夫烏公は眞に能く義を以て人を用ひ先生は眞に能く道を以て自ら任じ、此れに因つて去就を決し、遂に仕官せられんとす、謹んで此に送別に及ぶと、斯くて今度は酒を其杯に注ぎ祝して曰く、凡そ人の去就と出處とは何の定まりたる場合あらん、唯だ義に之れ歸するのみ、斯かる義を行ふ所の先生に御祝儀を申すと、更に酒を酌んで祝して曰く、大夫に於ては何卒其初めの志を變ずることなく、己が家を富ますことに力を用ひて、其軍隊をして食に餓ゑしむることなく、佞人の言を悅び用ひて、表面のみ正直の士を尊敬することなく、惟だ先生の意見のみを聽き、此れに因つて能く成功を得て、天子の寵命を保たしめたき者なりと、又祝して曰く、先生に於ては、大夫の個人的利益を計畫し、而して又自己の都合を善くするなきを望むと、先生起立して祝辭を拜謝して曰く、僕何として朝夕に御祝詞御忠告に從ふことを心懸けざらんやと、

注解　「畢至」前文の語尾を承けたる者にして、即ち常に來往せし所の人殘らず至りしなり、「張」幕を張り、其内に宴を設けて送るなり、「上東門」洛陽の城門「爵」杯の一種、「祝」未來に就いて神に祈るなり、「去就出處」從ひ行くと棄て去る、仕官すると處士にて居る、「壽」祝儀、「寵命」有りがたき命令、節度使の職任を言ふ、「敢不」不敢と同じからず、反語にして、敢て何々せざらんやと讀む、「規」忠言なり、諫むるなり、

文法　此一段は張城東門外の一句より生ず、○大夫眞能以義取人は前の求士爲國不私於家より來る、先生能以道自任は前の仁且勇より來る、而して決去就は先生不告於妻子の一節を斷定せしもの、但し平日之に仕を勸むれども應ぜずして、大夫一たび請へば即ち行くが如き、前後兩樣の人物なるの觀あり、是に

注解　「馬幣」馬と幣帛、幣帛とは反物なり、

文法　求の字、自ら石處士が隱者にして其住所の知れ難き意を帶び、又篇首の求士の求に應ず、〇招待鄭重なる、是れ義を以て人を取る處、

先生不告於妻子、不謀於朋友、冠帶出見客、拜受書禮於門內、宵則沐浴、戒行李、載書冊、問道所由、告行於常所來往、

段落　第二大段の第一小段なり、石處士聘に應じて出立することを叙す、

講說　先生は此招待を受くるや、妻子にも話さず、朋友にも相談せず、冠を着け帶を結び禮裝をなし、門外に出でゝ使者に逢ひ、大夫の書札と禮物とを門內に於て拜受し、宵に入つて沐浴し、荷物を整へ、書物を車に積載せて、河陽に赴くべき順路を問ひ、平生往來せる人々に今度出立の由を通知せり、

注解　「書禮」招待の書札と禮物、即ち前の馬幣、「戒」用意する、準備する、

文法　首段に之に仕を勸むれば則ち應せずとあり、此には直ちに仕官を諾し、如何にも早急の狀あるは、是れ義に因つて行動せることを示す所以にして、矛盾に非ず、反つて着意の文字なり、

晨則畢至、張上東門外、酒三行且起、有執爵而言者曰、大夫眞能以義取人、先生眞能以道自任、決去就、爲先生別、又酌而祝曰、凡去就出處何常、惟義之歸、遂以爲先生壽、又酌而祝曰、使大夫恒無變其初、無務富其家而飢其師、無甘受佞人而外敬正士、無昧於諂言、惟先生是聽、以能有成功保天子之寵命、又

耕收、財粟殫亡、吾所處地、歸輸之塗、治法征謀、宜有所出、先生仁且勇、若以義請、而強委任焉、其何說之辭、」

段落　第一大段の第三小段なり、大夫と從事と、先生を招くに就いての相談を叙す、

講說　大夫は之を聞いて云ふ、先生は獨り老後を送りつゝあり、人に求むる所なければ、何として此方の爲に出仕することを承諾すべきと、頗る之を危み相談に及びしに、從事は云ふ、今大夫に於ては文あり武あり、忠孝の御方に在らせられ、其賢士を求め給ふも國家の爲にして、一家の私事にあらず、而して國家の形勢如何んと云ふに、目下敵兵、恒州の地に集まり、官軍は其四方を取り卷いて、征伐に從事す、百姓も騷亂の爲めに農業を勤むるを得ず、從つて此地に於ては貨財穀物、消費缺乏に及び、他の地方より供給を仰がざるを得ざる有樣にて、吾軍の處る所の地は糧運輻輳の區なれば、關係極めて大なり、是に因つて民を治むるの法、賊を討つの謀、宜しく其策源あるべし、是れ先生を要する所以なるが、先生は仁且つ勇なり、仁なれば上下の難儀を坐視するに忍びざるべく、勇なれば事に臨んで恐るゝ所なし、則ち若し義を以て出仕を請ひ、無理に委任せば、先生何の辭を以て之を辭せんや、必ず此に來るべし、

注解　「肯」承諾するなり、「寇聚於恒」元和四年節度使王士眞卒し、其子承宗叛す、中尉吐突承璀に詔し、恒州四面の藩鎭に命じ、各兵を進めて招討す、「殫亡」盡き亡ぶ、「歸輸」歸は饋に同じ、糧食なり、

文法　文武忠孝の字、仁且勇の字、皆下の伏線を爲す、

於是譔書詞、具馬幣、卜日以授使者、求先生之廬而請焉、」

段落　第一大段の第四小段なり、先生を聘迎することを叙す、

講說　愈よ先生を迎ふることに決せしかば、大夫は先づ書簡の文句を撰定し、馬と反物とを用意し、吉日を擇んで之を使者に授け、先生の廬を探し求めて、招待に及べり、

尚なり)冬は一枚の皮衣、夏は一枚の葛衫、食は朝夕に飯一椀、野菜一皿、(其衣食、淡泊なること此の如し)人其貧窮に同情を寄せて金錢を與ふれば、辭して取らず、(其清廉無慾なること此の如し)與に出遊せんと請へば、決して事故を言ひ立て斷ることなし、(其洒落なること此の如し)而して之に仕官を勸むれば返答せず、(其世に求むる心なきこと此の如し)常に一室の中に坐し、左右に圖書を置き、學問を以て樂とす、(其養ふ所ある、此の如し)先生と或は道理上の話をなし、或は古今の事跡に就いて其當不當を辨じ、人物の高下若しくは其人の行爲の結果成功すべきや不成功なるべきやを論ずれば、河を下流に切落し、水筋なる東方に注ぐが如くに何等の滯なく、四疋の馬を輕やかなる車に附け、行き慣れたる道路を走らせ、而も馬を扱ふことに就いて古今の達人たる王良、造父が前後に乘つて之を御するが如くに何等の錯誤なく、夜中燈を以て照し見るが如く、算盤を執つて物を數ふるが如く、龜の甲を燒いて事を占ふが如くに何等の差異なし、(其才智見識此の如し)、

注解　「嵩邙瀍穀」嵩山邙山瀍水穀水なり、皆洛陽の區域に在り、「盂」椀なり、「盤」小鉢なり、「東注」支那の川は大抵東海に注す、「熟路」幾度も通行せし路、「王良造父」古へ御術を以て有名なりし二人の名、「龜卜」龜の甲を炙り、其裂目に因つて吉凶を占ふの方にして、蓍にて占ふを筮と曰ひ、龜にて占ふを卜と曰ふ、

文法　此段の句法は極めて變化を盡し、字數少きは四字、多きは九字にして、長短錯落なるが上に、或は一事に三句を用ひ、或は一句に三事を說き、面目一として異らざる者なし、其譬の如き、河決は道理を語るに關し、駟馬は古今の當否を辨ずるに關し、燭照は人の高下云々を論ずるに關す、然るに本文は本文にて三項を疊み、譬喩は譬喩にて三條を重ね、各一括して分排したるが如き、眞に奇法なり、

大夫曰、先生有以自老、無求於人、其肯爲某來耶、從事曰、大夫文武忠孝、求士爲國、不私於家、方今寇聚於恒、師環其疆、農不

河陽軍節度使御史大夫烏公、爲節度之三月、求士於從事之賢者、有薦石先生者、

段落　第一大段の第一小段なり、發端を叙す、

講說　河陽軍の節度使御史大夫烏公が節度使の任に就きたるより三箇月目に、有用の人物を得んとて、其屬官中の賢者に向ひ之を尋ねたる處、石先生をば推薦せし者ありけり、

注解　「御史大夫」唐書百官志に、大夫一人、正三品、刑法典章を以て百官の罪惡を糺正することを掌るとあり、「烏公」名は重胤、字は保君、元和五年四月を以て河陽軍の節度使となる、

文法　求士於從事之賢者の一句は上半篇の出づる處、求の字之が眼目たり、唯だ從事と言はずして賢者の二字を加へたるは尤も妙なり、何となれば賢者に非ざれば賢者を知る能はざればなり、○大夫と先生と主客兩位を點出して、全文の針線となし、徹底一貫して相離れず、

公曰、先生何如、曰、先生居嵩邙瀍穀之間、冬一裘、夏一葛、食朝夕飯一盂、蔬一盤、人與之錢則辭、請與出游、未嘗以事免、勸之仕則不應、坐一室、左右圖書、與之語道理、辨古今事當否、論人高下、事後當成敗、若河決下流而東注、若駟馬駕輕車、就熟路、而王良造父爲之先後也、若燭照數計而龜卜也、

段落　第一大段の第二小段なり、具體的に石先生の賢者なることを叙す、

講說　烏公は從事が石先生を薦むるに因り問うて云ふ、先生は如何なる人物ぞと、從事答ふるやう、先生は嵩邙二山と瀍穀二水との間に住す、（其住所已に高

纂評

○林西仲評　區生南海の人を以て其陽山に到るは、實に其學ぶ所を質さんとす、後世遊客の宰官に謁する、全く澤を干むるが爲に見を起すが若くなるに非ず、乃ち昌黎正に寂寞無聊の時に當つて忽ち之を得、自然に喜慰已ず、此篇窮の字を提出し、其山川の險阻官署の荒凉を極寫し、人をして驚懾凄愴せしむ、云ふ所の賓客從遊の士、爲にする所にして至るなしとは、擧世熙々攘々往來絶えざる者は、皆其間に爲にする所あるを見得す、而して區生誓言相好せんとし、特に窮邑に至つて窮官を訪ひ、險阻荒凉を顧みざるを得難しとなすのみ、初めは其威儀文辭を叙し、以て其外の著はるゝ所を嘉し、繼いで其志あり守あるを叙し、以て其內の存する所を贊するは、則ち區生の學問人品も亦槩見すべし、文中歷々として繪の如し、眞に寫生の妙手なり、

○沈德潛評　極窮の境に處りて能く險阻を顧みず、後輩の禮を以て交を世外に定む、眞に能く勢利を遺外にし、詩書仁義の說を得るを求むる者なり、前に窮境を鋪叙し、造化を鐫鑱す（巧に彫刻せるやうに造化の工を筆に見はすを謂ふ）筆々神あり、

送石處士序

解題　石處士、名は洪、字は濬川、洛陽の人、明經の科に擧げられ、黃州錄事參軍となり、罷められて後洛陽に退隱して、仕へざりしこと十年、烏重胤、河陽の節度使となるや、賢者を求め、石洪を得たり、乃ち之を以て其軍の參謀とす、處士は居士に同じ、學んで仕へざる者の稱、

動機　石處士をして公道を重んじ私利を謀らしめざるの意に出で、兼ねて烏公を諷する所あり、

主意　烏公と石處士と心を同じうせば、大事を成すを得べしと云ふに在り、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「求先生之廬而請焉」に至るまでを第一大段となす、烏公の石處士を求むることを叙す、「先生不告於妻子」より篇尾に至るまでを第二大段となす、石處士の招に應じて出立することを叙す、

難きに）まして區生の如き人物は如何にして得易からんや、（其喜び譬ふるに物なし）

注解　「挐舟」舟を牽く、「賓階」堂に上るに階段二箇處あり、一は主人の升る者、一は客の升る者、「卓然」高く抜出でたる貌、「莊周云」莊子の徐無鬼篇に出づ、「跫然」足音の形容、

文法　儀觀甚偉は禮あるなり、文義卓然は學あるなり、如斯人とは、則ち此禮あり學あるを承けて云ふ、

入吾室、聞詩書仁義之說、欣然喜、若有志於其間也、與之翳嘉林、坐石磯、投竿而漁、陶然以樂、若能遺外聲利、而不厭乎貧賤也、

段落　第三大段なり、

講說　其れより吾が室に入り、詩書仁義の說を聞き、欣然として喜ぶ様子を觀れば、聖賢の道ありと覺ゆ、（誠に得難き志なり）、之と共に散歩し、見事なる林の蔭に涼を取り、或は石磯の上に坐し、釣竿を投じて魚を取る時など、如何にも心地好げに樂む様子を觀れば、名譽利益を放擲して貧賤の境涯を厭はざるが如し、（誠に得難き操守なり）、

注解　「翳」蔭なり、樹木の下蔭に憩ふこと、「磯」岩などの水邊に突出して釣を垂るゝなどに善き處、

文法　守あり、志あり、尋常の賓客門生と同一ならざるを示す、

歲之初吉、歸拜其親、酒壺已傾、序以識別、

段落　第四大段なり、

講說　年始の吉日に、區生は郷里に歸つて其父母に賀儀を奉らんとす、因つて心計りの別杯を傾けたるが酒壺も已に飲干してければ、此文を書き綴つて別離の記念とはなすなり、

注解　「歲之初吉」元日のこと、「酒壺」酒樽の如き者、

總說

初め陽山の地の土俗を寫す處、尤も簡古にして、一篇の勝場なりと謂ふべし、

段落　第一大段の第二小段なり、民俗の野蠻を叙す、

講說　縣城の郭内には居民なく、又官には丞尉等の副官屬官なく、江の兩岸に茫々たる茅や竹藪など生ひ茂げる間に、小役人の家十餘軒あるのみ、土地の人は皆言語訛りて鳥の囀るが如く、面貌は奇怪にして夷狄の如く、言語は通ぜざるゆゑ、地面に字を書いて談話に易へ、此の如くにして始めて租稅を出すべきと、政府の期約を守るべきことを告ぐるを得るなり、

文法　士人の蠻風を叙して、窮處たる所以を說明す、

是以賓客遊從之士、無所爲而至、

段落　第一大段の第三小段なり、窮處なるが故に交るべきの人なきを言ふ、

講說　此の如き土地の情況なるを以て、賓客從遊の士此處に來るべき必要なく、從つて態々來る者あらず、

注解　「無所爲而至」所の字の上に有の字を加へて看るべし、

文法　賓客從遊の士なきを言つて下文の有るを起す、

愈待罪於斯且半歲矣、有區生者、誓言相好、自南海挐舟而來、升自賓階、儀觀甚偉、坐與之語、文義卓然、莊周云、逃空虛者、聞人足音跫然而喜矣、況如斯人豈易得哉、

段落　第二大段なり、

講說　韓愈此地にて官に居り、失職の譴責あらんかとて在勤すること殆と半年に及ぶ、然るに區生と云ふ人あつて、飽くまでも韓愈と交際を結ばんとて、南海より舟に乘つて來り、來訪の砌、客の階段より堂に上るに、其威儀風采甚だ堂々たる者にて、互に賓主の坐に就き、談話を交へたる處、學問上の意見高尚なることを認めたり、莊周の言に、山谷に隱れ住む者、人の足音のコトンコトンと響くを聞けば心嬉しく思ふものなりと、（此陽山の地、普通の人の來訪すら期し

送區册序

解題　區册の人物に就いては別に考證なし、區の音歐、

動機　韓愈陽山と云へる窮僻の地に居り、別に來訪する讀書人なかりしに、區册が遠方より來つて從遊せしかば深く之を喜び、其歸鄕の際覺えず其感想の發露せしなり、

主意　區册が窮境に來つて己れと交を結びしは、志あり守ある人なるが故なりと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「是以賓客遊從之士無所爲而至」までを第一大段となす、陽山の險處にして交るべきの人なきを言ふ「有區生者」より「豈易得哉」に至るまでを第二大段となす、區生の來りしことを叙す、「入吾室」より「而不厭乎貧賤也」に至るまでを第三大段となす、區生の人となりを叙す、「歲之初吉」より篇尾に至るまでを第四大段となす、叙を作るの由を叙す、

陽山、天下之窮處也、陸有邱陵之險、虎豹之虞、江流悍急、橫波之石廉利侔劍戟、舟上下失勢、破碎沈溺者、往々有之、

段落　第一大段の第一小段なり、土地の險惡を叙す、

講說　陽山は天下に於て是ぞと云ふべき僻地にして、陸には丘陵の險阻あり、虎豹の如き猛獸の危害あり、又江流は勢荒く瀨急なるに、波間に橫はる所の岩石は、銳く尖れること劍戟に均しく、舟にて江流を上り下りするに當り、少しく舵の操り方にても誤るときは、難破沈沒すること屢ば之れあり、

注解　「侔」ひとし、

文法　窮處の二字は全篇議論の發する處、其下の數句に往來の困難を叙して窮處たる所以を說明す、

縣郭無居民、官無丞尉、夾江荒茅篁竹之間、小吏十餘家、皆鳥言夷面、始至、言語不通、畫地爲字、然後可告以出租賦奉期約、

宙に於ける地位を掲げて內治を叙し、外交に入る、其間年號を書し尊號を書し、卽位を書し、特に詔を載せて一字を增減することなく、殷大夫と言ひて位階を呼び、右庶子と言ひ　官名を記する等、皆臺閣の筆法に非ざるものなし、

纂　評

○林西仲評　回鶻叛服常ならず、甚だ唐の害をなす、肅宗、幼女寧國公主を以て之に妻せ、代宗、咸安公主を以て之に歸がしむ、皆已むを得ざるに出づ、此の番憲宗、淮西を討つに方り、回鶻婚を請ひ已まざるに因り、有司度るに、費當に五百萬なるべし、故に宗正少卿李誠、太常博士殷侑を遣し、往いて之に諭して以て其期を緩うせしむ、詔中に告之朕意と云もの此れなり、序を作り行を送るに、若し一個の字を提出せば便ち國體を失はん、且つ殷侑本と正使に非ず、若し國事を以て專に責めば、李誠を何の地に置かん、看來れば實に筆を着くべき處なし、故に口を開けば只だ唐の盛時、外國を臣服し、而して憲宗位に卽き強藩を削平せしを叙し、已に許多の地步を占め了り、然る後輕々に詔書を以て叙入す、其實は、云ふ所悉く方內を治めて法度に就かしむとの二語、則ち兵を淮西に用ふるの意隱に自ら見はる、而して詔中云ふ所、回鶻唐に於て最も親しく、職を奉ずる尤も謹むとの二語は、則ち婚を請ふに因り諭して以て期を緩うせしむるの意も亦隱に自ら見はるゝなり、隨つて詔中の學經法あり、時事に通知するの二語を借り、殷侯身上に向つて攷驗する一番、此番の使を奉ずる、何事の爲にして行くを知らざる者の如し、純ら無中有を生ずるの法を用ふ、且つ移して李誠「正使」に贈るを得ず、知らず、當日落筆の時、如何が着想して此一篇の妙文をなせしを、篇中の輕重を知るは、國事を以て重しとなし、家事を以て輕しとなすを謂ふ、卽ち時事を通知するは總べて學有經法に由り、一串說き來る、照應完密、尤も結構精神を見る、

○沈德潛評　時事を通知すれば自然輕重を知る、而して總べて學經術あるに由る、言を立つる體あり、○正使を宗正少卿李孝誠とす、殷侑は其副なり、是の役、侑、言を以て河汗の無禮を折く、虜其言を憚る、君命を辱めずと謂ふべし、

於言面、豈不眞知輕重大丈夫哉』

段落　第三大段の第二小段なり、殷侯の非凡なる氣象を叙す、

講說　今君は萬里を隔てたる外國に使せらるゝに、旅行離別の感想僅ばかりも言語容貌に發することなし、何と事の輕重を辨へたる大丈夫に非ずや、

注解　「幾微」少しなり、「知輕重」輕は私家の事、重は國家の事、

文法　萬里外は數百里と反映し、外國は三省と反映し、獨無の一句は前の可憐の色刺々の語と反映す、

丞相以子應詔、眞誠知人矣、士不通經、果不足用』

段落　第三大段の第三小段なり、使節其人を得たるを言ひ、以て前文を結ぶ、

講說　丞相が天子の詔に對し、君を薦めて聖旨に應じたるは如何にも善く人物を看知りたる者なり、詔に學有經法者とあるが、殷君の使節たることに因つて見るも、士にして經に通ぜざれば、實際用ふるに足らざるなり、

注解　「眞誠」唐時の慣用語なり、

文法　丞相以子應詔は前文の丞相其選に應じ、士不通經は前文の學有經法に應ず、

於是相屬爲詩、以道其行云』

段落　第三大段の第四小段なり、送序を作る所以を言ふ、

講說　斯くて大夫等相和して詩を作り、以て殷侯の出使を送ること此の如し、

注解　「屬」和するなり、和すとは、一人詩を作れば、他の一人其意に附して叉詠ずるなり、

文法　相屬は朝之大夫を承く、

總說

凡そ文の體裁は其題の性質に應ぜざるべからず、今其事は天子の詔なり、其任は敕使なり、其往く所は外國なり、事體極めて輕からず、中國の地歩を占めて體面を全うすべきは勿論なると共に、苟も彼の惡感情を買ふが如きことあるべからず、是に於て莊重謹嚴、一字と雖も苟もせず、先づ天命より說き起し、唐の字

講說　以上の詔ありしかば、殷侑は太常博士の官より新に尚書虞部員外郎に遷り、朱衣を着し象牙の笏を執り、使節の任命を受けて出立に及ぶ、

注解　「殷侯」侯は猶ほ君と云ふが如し、敬稱なり、「太常博士」吉凶軍嘉賓の五禮の儀式を掌る、「尚書虞部員外郎」位は從六品の上、京城街巷種植山澤苑囿草木薪炭田獵の事を掌る、「侍御史」百官を彈劾し、刑事を鞫問することを掌る、「朱衣象笏」朱衣は侍御史の小禮服象笏は五品以上の服飾、

文法　朱衣象笏の四字僅に服裝を寫し、謹嚴の文中に文學的色味を加へたり、

朝之大夫、莫不出餞、酒半、右庶子韓愈執盞言曰、殷大夫、今人適數百里、出門惘々有離別可憐之色、持被入直三省、丁寧顧婢子、語刺々不能休、

段落　第三大段の第一小段なり、凡人の痴態を敘す、

講說　朝廷の大夫城外に出でゝ、殷君を餞別せざる者なし、送別の酒宴半なる頃、右庶子の官に居る韓愈は杯を手に持ち、演說して曰く、殷大夫よ、今世間の人、僅か數百里の旅行をなすにも、家の門を出づるに何となく心淋しく、妻子と別れ惜し氣なる樣子あり、役人などが夜具を持參し三省に宿直する時、幾度となく妾共を振向きて咄をなし、ベチャベチャ何時までも喋り續けて容易に塗切れず、何等の意氣地なしぞや、

注解　「右庶子」令書、令旨及び表啓を行ふことを掌る、「數百里」一里は四百二十メートル、「惘々」失意の貌、「被」夜具、當直の時は己れの夜具を持行く習慣なり、「三省」中書省、門下省、尙書省を謂ふ、「丁寧」再三なり、「婢」婦人の賤稱、「刺々」多言の貌、

文法　惘々有離別可憐之色は面に出づるなり、語刺刺不能休は言に出づるなり、殷侯の大丈夫たることを言はんとするが故に、先づ反對の人物を寫し出して人の感想を强むるの手段を用ふ、

今子使萬里外國、獨無幾微出

段落　第二大段の第一小段なり、內治の完全なるを言ふ、

講說　元和叡聖文武皇帝既に天子の位を嗣ぎ給ひてより、盡く四方の內を治め、國民をして秩序に從はせ、規律に服せしめ給へり、

注解　「元和睿聖文武」元和は憲宗の年號、睿聖文武は臣下より憲宗に奉りたる特別の尊號にして、普通の敬稱に非ず、猶ほ淸國の西太后を慈禧端祐皇太后と稱するが如し、「方內」外國に對して唐の版圖を指す、

文法　外國に使節を派遣するを言ふに先だつて內治の完きを言ふ、是れ亦體を得たる書法なり、

十二年詔曰、四方萬國、惟回鶻於唐最親、奉職尤謹、丞相其選宗室四品一人、持節往賜君長、告之朕意、又選學有經法、通知時事者一人、與之爲貳、」

段落　第二大段の第二小段なり、使節派遣の詔を敘す、

講說　元和の十二年詔あつて云ふ、四方萬國の中唯だ回鶻のみ吾が唐に於て最も親密にして、屬國たる職を盡すこと、尤も恭謹なり、されば丞相は宗室の內より四品の位ある者一人を選び、節を持して回鶻の國に至り、其君長に物品を賜ひ、之に朕が回鶻を嘉する意を告げしめよ、學問は經法の素養あつて、時世の事に通ずる者一人を擇び、正使に對して副使となせよ、

注解　「惟回鶻於唐最親」安祿山の亂に、肅宗、回鶻の力を借り、長安を恢復し、又皇女を嫁せし緣故あり、「節」旄と云つて羽の附きたる小旗、使者の印として先方へ持行くもの、「貳」は副ふなり、

由是殷侑、自太常博士、遷尚書虞部員外郞、兼侍御史、朱衣象笏、承命以行、」

段落　第二大段の第三小段なり、殷侑の詔を奉じて使に行くことを敘す、

せし時、韓愈此文を作て之を送る、史を案ずるに、殷侑の回鶻に使するや、河汗〔王なり〕驕ること甚しかりしが、侑、毫も屈せざりしかば、虜其倨傲を責めけるに侑曰く、河汗は唐の壻なるに、坐して使者を屈し、拜せんとするは乃ち河汗の無禮、使者の倨に非ずと、虜其言を憚り、敢て逼らざりしと云ふ、事の顚末は林西仲の評に詳なり、

動機　使節其人を得たるを賀するに在り、

主意　殷侑は輕重を知る大丈夫なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「小者附集」に至るまでを第一大段となす、唐の外國に於ける勢力の盛なるを叙す、「元和睿聖文武皇帝」より「朱衣象笏承命以行」に至るまでを第二大段となす殷員外の使節となれる事を叙す、「朝之大夫莫不出餞」より篇尾に至るまでを第三大段となす、送別の辭を叙す、

唐受天命、爲天子、凡四方萬國、不問海內外、無小大咸臣順於朝、時節貢水土百物、大者特來、小者附集、』

段落　第一大段なり、

講說　唐の君は天の命を受けて天子となる（何れの國か之に服せざらん）、是に於て四方萬國、其海內に在ると海外に在るとを問はず、大國小國の別なく、盡く臣下として朝廷に服從し、時節時節に其國の水產陸產種々の物を貢獻し、大國は特に使者を以て來朝し、小國は大國の使に附して京師に參集す、

注解　「時節」四季若しくは春秋等、

文法　先づ唐の字を出し、次に天の字を出し、又四方萬國の字を出し、極めて莊重なる起筆を用ふ、是れ其事件の重大なるが爲にして、次に回鶻を言はんとするより先づ萬國を統御することを言ひ、次に唐より往いて賜ふことを言はんとするより先づ來貢の事を言ふ、用意見るべし、

元和睿聖文武皇帝既嗣位、悉治方內、就法度、

故に議論に落ちず、而して一篇全く「大臣方持其議」の一句より出づ、

纂　評

○林西仲評　史を按ずるに、元和六年振武軍饑う、宰相李絳は營田を開き、度支漕運及び和糴欺隱を省すべきを請ひ、憲宗、善と稱す、乃ち韓重華を以て振武京西營和糴水陸運使となす、然らば則ち開屯の擧憲宗、李絳と早く定謀あり矣、贓罪の吏、逋する所四十萬斛、想ふに歷年和糴欺隱の數に係かる、追比償ふなし、轉運給せざる所以の者、强半此に坐す、九百餘人便近の地を耕し、以て逋を償はしめ、餘力あるに當り、即ち營田の法を開き、而して之を小試する者、課最も效あるに及び、遂に請うて募を益し、屯となし堡となす、果して歲に度支の錢を省く、算なし、則ち八年冬入朝、奏する所、四千頃を益開し、兵食交貧、亦此を推して之を廣むるに過ぎず、以て朝行して夕效すべし、再計を待たずして決する者なり、乃ち大臣其議を持して下さず、他故あるに非ず、時に李絳屢ば足疾を以て位を辭し、九年春に至り、罷めて禮部尚書となり、中より之を賛する者あるなし、故に序末に於て止だ言ふ、天子方に群策を擧げ、以て太平の功を收むと絕えて宰相に一字を道ひ及ぼさず、暗に君あり臣なきの意を寓し、隨つて中臺士大夫の公論を引き、逐段贊を致す、其用を盡す能はざるを謂ふ、深く之を惜む所以なり、其筆力遒健、眞の西京に逼る矣、

○沈德潛評　營田の法を開いて之を行ふ、此より先、已に成效あり、則ち八年の冬入朝奏する所、此れを推して之を廣むるに過ぎず、以て其兵農兼ね得るをトすべきなり、乃ち大臣議を持し下さず、深く惜むべしとなす、公篇末に於て美を天子に歸し、又中臺「尙書省」士大夫の公論を引て用を盡す能はざるの意を致す、君あつて臣なき、言外に隱然たり矣、文筆朴老、猶ほ西漢に近し、

送殷員外序

解題　員外は員外郎の略、殷の名は侑、陳州の人、虞部員外郎たり、即ち虞部に於て定員外の郎官たりしなり、回鶻は西方の夷種なるが、殷侑、元和十二年を以て、宗正少卿李孝正の副として回鶻に使

數千里に及び、其間人畜の死する者あり、此運送の爲に通行する人夫牛馬等は道路に入り亂るゝ程にて、其費用は殆ど數ふべからず、中國は見す見す金穀を消費し、而して邊疆の吏は恒に糧食の道絶ゆることを苦む、今君の開拓せんと願出でたる土地は、以前秦漢の時郡縣にてありし處にて、耕作の望あるが上に君の事業功績は過去の成迹によつて已に明白なるを以て、若し君の建言に從ふときは其利益一二を以て數ふべからず、殆ど無限ならん、今天子は方に衆人種々の計策を用ひて太平の功を收めらるゝ時なれば、人材をして十分其才を用ひられずとの嘆聲を發せしめ、非常の意見を懷く者をして其實行を得ざらしむることあらんや、然らば君に於ても其開拓策は早晩行はるべければ、何ぞ深く心配するに及ばんや、

注解　「哺」口中へ物を含むること「傚」雇ふ「蹄踵」牛馬の蹄と人の踵、「耗」消、「驗白」驗は效驗なり、「奇見」面白き考、

而中臺士大夫亦同言、侍御韓君前領三縣、紀綱二州、奏課常爲天下第一、行其計於邊、其功烈又赫々如此、使盡用其策、西北邊故所沒地可指期而有也、聞其歸、皆相勉爲詩、以推大之、而屬余爲序、』

段落　第四大段なり、

講說　而して中臺の士大夫も亦た余の考の如く一同に言ふやう、侍御韓君は前に三縣を領し、又二州の紀綱を立てたる人にして、其朝廷に報告せる職務の成績は常に天下第一たり、又國の邊疆に於て其計策を行へば、其功の盛なる又此の如し、されば若し盡く其策を用ひなば國家が西北邊に於て以前失ひたる土地と雖も時日を限つて恢復するを得べしと、今其任地に歸るを聞き、皆奮發して詩を作り、重華の志を推して廓大ならしめ、韓愈に託して其序を作らしめたり、

總說

此れ亦通篇敍事を用ひ、意見を漏せし所と雖も、亦自己の言として他人の言とし、客觀的に之を出せるが

持其議、

段落　第三大段の第一小段なり、重華の建策を掲げ、併せて其懸案に屬することを叙す、

講說　元和八年に及び、天子は重華の功勞を賞し給ひ、詔を下して侍殿中御史に任命あり、朱銀の服裝を賜はれり、其冬重華は來朝して奏聞しけるは、此上更に四千頃の田地を開拓する時は、塞下五箇城に糧食を給することを得ん、元來五千頃の田を開くには七千人を要することとなるが、臣は吏をして無事の時に於て弓矢の術を習ひ、攻守の準備を爲さしめ、此に因つて夷狄を制すべし、此法は謂はゆる兵農兼帶にして一擧兩得の手段の如くに存ぜらると、然るに朝廷の大臣は此意見を握潰しとなして、行はず、

注解　「朱銀」朱服、銀魚袋の略稱、五品官相當の服裝なり、魚袋は銀製の魚を袋に盛りたる者にして、之を腰に帶ぶ、「兼事」併せ務むるなり、

吾以爲邊兵皆不知耕作、開口望哺、有司常僦人、以車船自他郡往輸、乘沙逆河、遠者數千里、人畜死蹄踵交道、費不可勝計、中國坐耗而邊吏恒苦食不繼、今君所請田、皆故秦漢時郡縣地、其課績又已驗白、若從其言、其利未可遽以一二數也、今天子方擧群策、以收太平之功、寧使士有不盡用之歎、懷奇見而不得施設也、君又何憂、

段落　第三大段なり、

講說　余の所見によれば、國の邊疆を守る所の兵士は皆耕作の事を知らず、唯だ口を開いて人の哺みくるゝを待つ者なれば、有司は常に人夫を雇ひ、舟車の運輸機關を以て他郡より持運び、或は沙漠を横ぎり或は河流を遡り、險阻を冒すことなるが、遠き方面は

武、轉而西、過雲州界、極於中受降城、出入河山之際、六百餘里、屯堡相望、寇來不能爲暴、人得肆耕其中、少可以罷漕輓之費、朝廷從其議、秋果倍收、歲省度支錢千三百萬、

段落　第二大段なり、

講説　重華の言に、此等の微功は天子の爲に彼是れ言ふに足らざる者なりとて、朝廷に申請しけるやう、益す人を募つて十五屯となし、一屯毎に百二十人を置いて百頃の田を耕すことゝし、又各屯をして高地を利用して堡を設けしめ、其區域は東方振武を起點とし、折れて西に向ひ、雲中の界を過ぎ、中受降城を終點となし、或は山或は河と、離合して連亘すること六百餘里、屯と堡と相望んで聯絡するが故に、寇敵來るとも侵掠する能はず、從つて人民は此範圍内に於て何の憚る所もなく心の儘に耕作するを得ることなれば、少しは糧食輸送の資用をも節減し得んと、朝廷其意見に從ひし處、秋に至り果して平年に倍額の收穫あり、此より毎歳度支部よりの支出一千三百萬錢を省くに至れり、

注解　「屯」屯田の一區なり、「百頃」田百畝を頃となす、殆ど我が一町に當る、「中受降城」東西中の三受降城あるに因て云ふ、「漕輓」漕は舟にて水運するなり、輓は車にて陸送するなり、「度支」財務省なり、我が大藏省の如し、

八年詔拜殿中侍御史、賜服朱銀、其冬來朝、奏曰、得益開田四千頃、則盡可以給塞下五城矣、田五千頃、法當用人七千、臣令吏於無事時、督習弓矢、爲戰守備、因可以制虜、庶幾所謂兵農兼事、務一而兩得者也、大臣方

至則出贓罪吏九百餘人、脫其桎梏、給耒耜與牛、使耕其傍便近地、以償所負、釋其粟之在吏者四十萬斛不徵、吏得去罪死、假耕種、齒平人、有以自效、莫不涕泣感奮、相率盡力、以奉其令、而又爲之奔走經營、相原隰之宜、指授方法、故連二歲大熟、吏得盡償其所亡失四十萬斛、而私其贏餘、得以蘇息、軍不復飢、

段落　第一大段の第二小段なり、

講說　重華其任所に至るや否や、收賄吏九百人を牢中より出して手械足械を取り除き、之に鋤鍬並に牛等を給して、其傍の便利にして且つ接近せる土地を耕して彼の負ひたる罪を償はしめ、役人の着服したる米四十萬石は其儘にして、徵收せざりき、役人は已に死罪を赦されたる上、耕作の種子までも貸渡され無罪の平人に伍して自ら罪を償ふことを得しかば、感謝の涙を流して奮ひ勵み、諸共に力を盡して命令を奉せざりし者なかりしが、重華は又彼等の爲に奔走經營して地質を觀察に及び、耕作の方法を敎示せり、故に二箇年引續きて非常に豐作なりければ、役人は己が失ひたる四十萬石の米を償ひし上、尙ほ幾何かの餘分は自己の所得となり、之が爲に復活して姑く落着くことを得たり、

注解　「贓」贓は收賄を謂ひ、其他苟も取るべからざるに取りたる貨財は皆之を贓と曰ふ、「桎梏」足かせを桎と曰ひ、手かせを梏と曰ふ、「耒耜」クハとスキ、「斛」石に同じ、「平人」普通の人民、罪人に對して言ふ「原隰」高地と低地、「贏」餘分なり、

君曰、此未足爲天子言、請益募人爲十五屯、屯置百二十人、而種百頃、令各就高爲堡、東起振

送水陸運使韓侍御歸治所序、

解題　韓侍御とは殿中侍御史韓重華なり、憲宗、李絳の議を用ひ、此人を以て振武京西營田和糴水陸運使とす、治所は其任地にして、今侍御が京師より任地に歸るに就いて之を送りしなり、

動機　侍御の建策の用ひられざるを惜み、暗に朝廷を諷するに在り、

主意　其策用ひらるゝ時は、西北の版圖恢得を得べしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「軍不復飢」に至るまでを第一大段となす、彼が飢を救ひたる功績を叙して其才幹を示す、「君曰此未足爲天子言」より「歲省度支錢千三百萬」に至るまでを第二大段となす、彼が屯田の經營を立てゝ國費を省きたる功績を叙して復た其才幹を示す、「八年詔拜殿中侍御史」より「君又何憂」に至るまでを第三大段となす、彼の建策を論ず、「而中臺士大夫亦同言」より篇尾に至るまでを第四大段となす、送別の事を叙す、

六年冬、振武軍吏走驛馬、詣闕告饑、公卿廷議、以轉運使不得其人、宜選才幹之士往換之、吾族子重華適當其任、

段落　第一大段の第一小段なり、就職の源因を掲ぐ、

講說　元和六年の冬、振武軍の役人は宿次の馬を走らせ、宮闕に至つて同軍の饑饉なることを上申に及び、處置を仰ぎし處、朝廷に於ける公卿の會議は、轉運使が適任に非ざるため此に至りしなれば、宜しく事務の働きある人を選び、之を派遣して現任者と更迭すべしと云ふに一決せり、其結果吾が族子の重華と云ふ者、丁度其役に任命せられき、

注解　「六年」元和六年なり、「振武軍」朔方節度使、「詣」至る、「才幹」幹は木の幹より假借し、己れ自ら本となつて事を取捌く力を謂ふ、「族子」從子と同じ、

文法　重華の才幹あることを、廷議の言を以て點出す、

爲上言、元年之言殆合矣』、

段落 第一大段の第四小段なり、二人の談話を收束す、

講說 今李公は既に宰相となつて、朝夕天子の左右にあれば必ず屢ば天子の爲に太平を致すの道を言ふなるべし、然らば元年に我が二人の話し合ひたる言は殆ど實現するなるべし、

注解 「數々焉」數は音サク、

端公歲時來壽其親東都、東都之大夫士、莫不拜于門、其爲人佐、甚忠、意欲司徒公功名流千萬歲、請以愈言爲使歸之獻』、

段落 第二大段なり、

講說 端公は歲時に東都に來て其親の爲に祝壽の宴を開くに、東都の士大夫は端公の門に來て之を拜せざる者あらず、是れ端公が人の從事の地位に居り、甚だ忠實なるが爲なり、されば其長官たる司徒公の功名をして千萬年の後までも傳へんと欲するならん、何卒愈の言ふ所の事をば、今度の使命の土産として司徒公に獻ぜられよ、(公の功名をして千萬年に流れしむる道なるを以てなり)、

注解 「爲人佐」人は司徒公、即ち劉濟を指す、

總說

此れ殷員外を送る序と共に、韓文中名分を論ずる者に係る、但し此文は李端公をして間接に劉濟の入覲を促さしむるものなるが故に、尤も筆を着け難し、今乃ち李藩との話說を借りて此意を發揮す、眞に奇格なり、

纂評

○沈德潛評 憲宗の五年、劉濟自ら將として以て王承宗を擊つ、其朝廷に背くなき知るべきなり、濟果して能く率先職を奉ず、是れ濟の忠、端公能く之を佐く、是れ端公の忠、亂極り、當に治まるべきの時に說到す、機會尤も知らざるべからざるを見る、是れ文章立意最も高き處、

る節度使の資格を以て、斯く武裝をなして道の傍に出迎へたり、拙者は禮を施し辭して曰く、公は司徒の官あり、天子の宰相なれば、此の如く卑下し給ふに及ばずと、進んで州の府廳に至りしに、司徒公は尙ほ前の武裝の儘事を執りしかば、拙者又曰ひけるは、公は三位の公なれば、武將の服にて詔を受くるに及ばずと、然れども拙者は竟に辭することを得ず、堂に上り客の位に卽けば、公は毎も東に向つて座し、尊敬の禮を盡しぬ、

注解　「告禮幽州」德宗崩御の事を宣達せしなり、「迓勞」迓は迎ふ、勞は慰勞、「韔」弓の容器なり、

愈曰、國家失太平、于今六十年、夫十日十二子相配、數窮六十、其將復平、平必自幽州始、亂之所出也、今天子大聖、司徒公勤於禮、庶幾帥先河南北之將、來覲奉職如開元時乎、李公曰然、

段落　第一大段の第三小段なり、韓自身の言を叙し、幽州の先づ王室に服すべきを言ふ、

講說　愈の曰ひけるやう、我が國家が太平を失ひ、叛亂の世となりしより、今に至るまで六十年になりぬ、夫れ十干十二支の配當は、其數六十に至つて盡き、復た新起元となる、されば六十年を經たる今日は、泰平に復せんとす、其泰平は必ず幽州より始まるべし、何となれば幽州は叛亂の始まりし處なればなり、今天子は大聖に在し、司徒公は禮を勤むること御話の如き次第なれば、河南府の諸將を率ゐて京師に參內し、臣たるの職を盡す、開元時代の如くなるべきかと思はると、李公は、然なりと首肯せられぬ、

注解　「十日」十干の事、卽ち甲乙丙丁戊己庚辛壬癸、「十二子」子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥「數窮六十」干支合同の一廻、「亂之所生也」天寶十四年、安祿山幽州より叛す、幽州は一に范陽と稱す、祿山は范陽節度使たり、「今天子」憲宗、

文法　勤於禮の三字は「迓勞之使里至」より以下の數十字を括す、

今李公旣朝夕左右、必數々焉

るに在り、

主意　李端公をして、劉濟に入覲を勸告せしめんとするに在り、

段落　凡そ大段より成る、篇首より「元年之言殆合矣」に至るまでを第一大段となす、宰相李藩の言を敘し、暗に劉濟の入覲すべきことを說く、「端公歲時來」より篇尾に至るまでを第二大段となす、端公に傳言を囑す、

元年今相國李公爲吏部員外郎、愈嘗與偕朝、道語幽州司徒公之賢曰、

段落　第一大段の第一小段なり、問答の發端を敘す、

講說　元和の元年、今の相公李公が吏部員外郎なりし頃、韓愈は或る時諸共に朝廷に出勤せしが、其途中にて李公は幽州司徒公の賢なることを愈に語るやう、

注解　「司徒公」節度使劉濟のこと、

某前年被詔、告禮幽州、入其地、迓勞之使里至、每進益恭、及郊、司徒公紅帓首、鞾袴握刀、左右雜佩、弓韔服、矢插房、俯立迎道左、某禮辭曰、公天子之宰、禮不可如是、及府、又以其服即事、某又曰、公三公、不可以將服承命、率不得辭、上堂即客階、坐必東向、

段落　第一大段の第二小段なり、李公の口より劉濟の恭敬にして賢なることを言ふ、

講說　拙者前年詔を被り、朝廷の凶禮を告げんが爲め幽州に赴きけるが、其州に入るや、出迎慰問の使一里毎に至り、次第に進むに從ひ、益す丁寧を極め、郊外まで到着せし時、司徒公は紅の巾を以て頭を包み、靴を穿き袴を着け、刀を手に握り、腰の左右には種々なる物を佩び、弓を革袋に入れ矢を箙に插み、武官た

して艱澁ならず、西漢文に擬して作りたる者なりと雖も、神を學んで貌を襲はず、是れ退之の文たる所以なり、

纂　評

○林西仲評　初め嶺南節度使の尊貴を叙し、繼いで隷する所二十二州、地方の險遠、民人の治め難きを叙し、又海外諸國往來利害を叙し、總べて重きを帥を選んで人を得るに歸し、而して帥たる者、當に廉介を以て主となすべく、治才之に次ぐ、蓋し沿海の州郡、中國の治を以て之を治むべからず、而して海外の寶物往來、尤も視て以て進退をなす、謂はゆる「此鄕の寶玉多し、愼んで清貧を厭ふ勿れ」即ち小吏猶ほ當に以て戒となすべきなり、

○高梅亭評　公の序、行文多く議論を用ひ、疎宕を以て勝る、此れ獨り叙事體を用ふ、古奥謹嚴、雄傑の意、楮墨に蟠結す、此等の文、洵に八代の衰を起すに足る、

○沈德潛評　蔡聞之云ふ、首に其權の大、以て爲すあるに足るを叙し、次に關係の重きを叙し、勉むるに處置の宜しきを以てすること言外に在り、末に其廉を規し、其政を成して來らんことを祝す、筆極めて雅、古奥錯綜、法度亦極めて嚴整、○鄭權、鄭注に因るに、王守澄〔宦官の名〕に通じ以て節鎭を得、清節者に非ず、文中廉を以て之を風し、〔諷に同じ〕其仁にして富まざるを稱す、即ち岑參、〔唐の詩人〕人の南海に尉となるを送るに、云々〔林評に載せたる詩〕と謂ふなり立言の妙此の如し、

○賴山陽評　始め其體面を失ふべからざるを諷し、次に其苛細なるべからざるを諷し、俗に其貨に敗るる勿きを諷す、蓋し皆鄭權頂門の一鍼、

送幽州李端公序

解題　李は名を益と曰ふ、字は君虞、端公とは侍御の官を謂ふ、唐人の俗稱なり、此人大曆四年の登第出身なれども、心疾の爲に用ひられず、後幽州の劉濟と云ふ節度使の從事となれり、其東都に上り來りし時、公此序を送りしなり、

動機　君臣の禮を正し、王室を重からしめんとす

富之效也、』

段落　第三大段の第一小段なり、鄭公の官歷生活を叙して適任者たることを示す、

講說　長慶三年四月、工部尚書鄭公を以て刑部尚書兼御史大夫となし、嶺南に往いて大府帥の任に就かしめたり、鄭公の履歷を案ずるに、嘗て節刀を授けられて襄陽の節度使となり、又滄州、景州、德州、棣州の帥となり、河南の尹、華州の刺史等の地方官を歷任せしが、何れの地に於ても譽むべき功德を留めたり、其後中央政府に入りて金吾將軍、散騎常侍、工部侍郎、尚書の四官を歷たり、然るに清廉の人なるゆゑ、家屬百人に及べども數畝の宅を所有せず、借家住をなす處を以て之を觀れば、位貴きも家貧しく、仁を行ふ者は富まざるの結果と謂ふべし、

注解　「僦」賃借なり、「爲仁不富」陽貨の辭、孟子公孫丑上に出づ、

文法　貴而能貧の二句、其廉潔なることを稱して之を勵ます、語少くして主意甚だ明なり、

及是命、朝廷莫不悅、將行、公卿大夫士、苟能詩者、咸相率爲詩、以美朝政、以慰公南行之思、韻必以來字者、所以祝公成政而來歸疾也、』

段落　第三大段の第二小段なり、送別の狀を叙ぶ、

講說　天子より鄭公を嶺南節度使に任命あるに及び、朝廷の百官皆適任を得たることを悅ばざる者なく、出立の際に臨み、公卿を始めとして次は大夫、次は士、其身分の如何に拘らず皆相與に詩を作つて、朝廷の政治の能く人材を用ひたることを頌美し、且つは公が遠隔の地たる嶺南に赴任する心中を慰めたるが詩の韻に必ず來と云ふ字を践みたる理由は、公が政治上成功をなして早く來り歸るやうとて之を祝する爲なり、

總說

首段中腹ともに虛叙を用ひ、末段に至り始めて鄭公に入れども、尚は叙事を離れず、而して議論自ら其中に在り、眞に送序の正體なりと謂ふべし、句法古雅に

不相寇盜賊殺、無風魚之災、水旱癘毒之患、外國之貨日至、珠香象犀玳瑁、奇物溢於中國、不可勝用、故選帥常重于他鎮、非有文武威風知大體可畏信者、則不幸往々有事、』

段落　第二大段の第四小段なり、大府帥たる人の選擇甚だ重要なるを言ふ、

講説　若し嶺南の帥、即ち大府帥其人を得るときは、南方の一帶盡く治まり、夷民ともに盜賊殺傷することなく、颶風惡魚の災なく、洪水旱魃及び傳染病の害なく、外國の貨物は日々に輸入せられ、眞珠、香木、象牙、犀角、玳瑁等の珍しき物産は中國に溢れ、需用するに餘あり、故に此地の帥を選ぶは他府の帥を選ぶより重大にして、文武を兼備し、堂々たる威風あり、能く大局に通じて人民の畏服もし、信賴もする的の人物に非ざれば不可なり、若し此の如きの人物に非ざるときは、不幸にして往々事變を生ずるなり、

文法　帥を選ぶ常に他鎮より重しの句を以て大府帥の人選重大なるを示し、文武威風の句を以て大府帥たるべき資格を點じ、上段無數の文字を收容すると共に下の鄭公を呼起す、而して大體を知るの一語、内治と對外の任務を併せ示したる者にして、簡節疎目の如きも隱然其中に在り、

長慶三年四月、以工部尚書鄭公爲刑部尚書、兼御史大夫、往踐其任、鄭公嘗以節鎭襄陽、又帥滄景德棣、歷河南尹、華州刺史、皆有功德可稱道、入朝爲金吾將軍、散騎常侍工部侍郎尚書、家屬百人無數畝之宅、僦屋以居、可謂貴而能貧、爲仁者不

人間なれど、一たび怒るときは獸類の如く、殆ど手を着け難し、故に彼等を御するの方法として其租税を輕くし、法律の如きも大體に止め、竹なれば節を遠くし網なれば目を荒くすると同じ心得なるべく、時に政治教育の及ばざる點ありとも强ひて迫ることとなく、小兒を撫育養成するの道を以て恩愛を加へ、紛亂して治むること出來ざる場合に至れば、今度は草を芟るが如く、鳥を捕ふる如くに征伐を施し、木の根株まで引拔くと同樣、飽くまで滅して後止むべし、

注解　「飄風」飄は帆に同じ、動詞として活用せしなり、「踔」音ちやう、踰ゆるなり、走るなり、「控」馬を止むること、押へ引く、「機毒矢」一說に、機毒兩字とも動詞とす、此場合に機は矢に工夫を仕懸けるにて、連發の如き製造を謂ふ、「撞搪」擊觸なり、「爬梳」爬は爪にて搔き取る、梳は櫛にてすき取る、「簡節疎目」制度を簡略にし、條目を疎濶にすること、「獮」擒へ殺す、

文法　好則人怒則獸の句及び草薙禽獮の句は作者が始めて錬り出せし者にて、此の如きを造句と謂ひ、又錬句と謂ふ、

其海外雜國、若躭浮羅、流求、毛人、夷、亶之州、林邑、扶南、眞臘、于陀利之屬、東南際天地、以萬數、或時候風潮朝貢、蠻胡賈人、舶交海中、

段落　第二大段の第三小段なり、外國との關係を言ふ、

講說　南州に緣ある海外の諸國には、躭浮羅と曰ひ、流求と曰ひ、毛人國と曰ひ、夷州、亶州と曰ひ、林邑、扶南、眞臘、于陀利の類の如き、東南天地の果まで萬を以て數ふるごとく多數なり、此中時に風位と潮流との便に乘じて朝貢に來り、我が版圖なる蠻人胡人の商船は海中に入り亂る、

注解　「躭浮羅」高麗の別國、「流求」琉球、「毛人」「夷亶」二州の名、蝦夷人、「林邑」交趾、「扶南」安南、「眞臘」暹羅、

若嶺南帥得其人、則一邊盡治、

飾なり、「度」づゝしむ、

文法　此等の處句法儀禮を學びたるものなり○十分に嶺南の地位尊きことを形容す、

隸府之州、離府遠者、至三千里、懸隔山海、使必數月而後能至、蠻夷悍輕、易怨以變、

段落　第二大段の第一小段なり、地遠くして便ならず、蠻夷猛くして化し難きを言ふ、

講說　府に屬する諸州の中、府を離るゝこと遠きものは三千里に及び、山や海を隔つる者に至つては、使を派するも五六箇月を經て始めて達する程なり、且つ其地の蠻夷は性急暴にして向背定らず、動もすれば怨んで騷動を起すことあり、

其南州皆岸大海、多洲島、颿風一日踔數千里、漫瀾不見蹤跡、控御失所、依險阻、結黨仇、機毒矢、以待將吏、撞搪呼號、以相和應、蜂屯蟻雜、不可爬梳、好則人、怒則獸、故常薄其征入、簡節而疏目、時有所遺漏、不究切之、長養以兒子、至紛不可治、乃草薙而禽獮之、盡根株痛斷乃止、

段落　第二大段の第二小段なり、南州の御し難きを言ひ、之を御するの方法に說き及ぶ、

講說　府に屬する南方の州は皆大海に沿ひ、海には島嶼多し、蠻民等風に帆を揚ぐれば、一日に數千里の路を走るべし、波濤は漫々として、殆ど何處を行くか其痕跡を認むる能はず、若し彼等を制御するに其處置を誤るときは、險阻の地に依り傍ひ、徒黨して仇となり、毒矢を仕込みて朝廷の武官役人に向ひ、攻擊吶喊して互に寄合ふ樣、蜂の屯するが如く蟻の入り雜るが如くなれば、フケや垢の爪にも櫛にも掛らざると一般、除き去る能はず、彼等機嫌善きときは普通の

大府始至、四府必使其佐啓問起居、謝守地不得即賀、以爲例、歳時必遣賀問、致水土物、大府帥或道過其府、府帥必戎服、左握刀、右屬弓矢、帕首袴鞾迎郊、及既至、大府帥先入據館、帥守屏、若將趨入拜庭之爲者、大府與之爲讓、至一再、乃敢改服、以賓主見、適位執爵、皆興拜、不許乃止、虔若小侯之事大國、有大事、諮而後行、

段落　第一大段の第二小段なり、四府の大府を尊敬する光景を寫す、

講說　大府の帥始めて任地に至れば、四府より必ず其助役をして機嫌を伺はせ、帥自身は任地を守り居るため往いて賀する能はざる由を謝し、斯くて此手續は例となり來れり、又年末年始其他の季節には必ず祝儀の使を發し、任地の產物を贈る、又大府帥が何等かの都合を以て其府を通過することあれば、府帥は必ず武裝をなし、左の手に刀を握り、右の手に弓矢を引附け、鉢卷の如き者を頭に加へ、袴を着け鞾を穿き、郊外まで出で迎ふ、大府帥已に小府に至り、先づ館中に入つて居場處に就けば、小府帥は低き屏の處に身を据ゑ、其れより小足に進み入り、庭上にて大府帥を拜せんとする樣子をなす（屬官の禮）、大府帥は讓つて拜を受けず、一二度押問答の末小府帥は始めて平服と着替へ、主客の禮にて會見することとなるが、小府帥が己れの座に就く時並に杯を執るとき、一々身を興して拜するの式にして、大府帥が其儀に及ばずとて許さゞるに至り始めて止む、其恭謹なる、宛も小諸侯が大國に事ふるが如く、苟も府治に大問題あるときは自ら專斷せず、必ず伺を立てゝ後施行す、

注解　「遣賀問」使を遣して賀問するなり、「水土物」其地の水產物と陸產物、「帕首」絹の切にて頭を包む、

り、忠告に出づるあり、經歴を述ぶるあり、交際を擧ぐるあり、惜別あり、激勵あり、然れども已に叙と曰ふ以上、叙事を以て正統とし、縱令議論を寓すとも語氣に意を用ひ、純然たる論文と異らしめざるべからず、

鄭尙書、名は權、字は復常、其嶺南節度使として赴任せんとするに當り、韓退之此文を作りて、之を送りしなり、

動機　韓文の蔣註に云ふ、公の鄭尙書を送る、不滿の意あるに似たり、殊に相合はず、此れ退之、其豪侈を見る、故に特に是の語をなし、以て諷するのみと、今此文を觀るに、不滿の意ありや否やは明白ならざれども、聊か諷規を寄せたるに至りては復た疑なし、卽ち作文の動機は、其淸廉を望むに在り、

主意　嶺南の府帥たる者は、文武威風あり、大體を知つて畏信すべき人ならざるべからず、而して鄭公は貴くして能く貧に、仁を爲して富まざる人ゆゑ、善く其任に適すべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「有大事諧而後行」に至るまでを第一大段となす、大府の尊を言ふ、「隷府之州」より「則不幸往々有事」に至るまでを第二大段となす、節度の難きを言ふ、「長慶三年四月」より篇尾に至るまでを第三大段となす、鄭公の成功を期する意を言ふ、

嶺之南、其州七十、其二十二隷二嶺南節度府一、其四十餘分二四府一、府各置レ帥、然獨嶺南節度爲二大府一、

段落　第一大段の第一小段なり、大府の四府に勝るを言ふ、

講說　嶺の南に當る地方に於ては州の數七十あり、其内の二十二州は嶺南節度府の管轄に屬し、殘りの四十餘州は四府に分つて之を管轄し、府には各帥を置いて之を統ぶる事なるが、同じく府なれども嶺南節度府は管轄する所の州多きが故に、特に大府として、地位他の四府の上に在り、

注解　「嶺南」大庾、始安、臨賀、桂陽、揭陽を五嶺と曰ひ、其南を嶺南と稱す、

○林西仲評　公、盧と、想ふに舊識あり、若し薦を求むるの語を作さば反つて其特達の明に負かん、若し恩に感ずるの詞をなさば又媚を獻ずるの態に近し、故に但だ書中に於て侯生平日賢を負うて不遇なる處を把つて、說き得て十分寥落、隨つて侯生の口を借り、他の盧公に知らるゝ處を把つて十分珍喜し、因つて天下の賢刺史の名色を以て盧公の身上に加在し、反覆曲折、只だ大賢の知は貴ぶべく、知己は遇ひ難く、實に侯生は千歲の一時なるを謂ひ、倶に之を侯生を賀するの言に托し、敍述一番するに過ぎざるのみ、未だ嘗て代つて薦を求むるを爲さずと雖も、乃ち暗に胸中仕進の路ある一語を挿むは、薦を求むるに非ずして何ぞ、未だ嘗て代つて恩に感ずるを爲さずと雖も、乃ち暗に士は知己の爲に死すの一語を挿む、恩に感ずるに非ずして何ぞ、末に又言ふ、侯生の爲に謀るに非ずと、但だ問ふ、盧公の德は宜しく如何が之を大にすべき、侯生の心宜しく如何が之を憐むべき、則ち其侯生の爲に謀る者至る矣、措辭婉曲、古今文人其右に出づる者ある罕なり、此篇は、李本各狀の編內に彙入す、但だ各狀は皆國事を論し、之を當宁に上る、一人を刺史に論薦する者と同じからず、看來れば還つて是れ書體、此卷の末に附せざるを得ず、

○沈德潛評　侯生を薦むるのみ、偏に知己の感古今難き處を寫し出し、專ら侯生の爲に見を起さゞるが若き、最も地步あり、

○茅鹿門評　文婉曲感慨、盧郞中當に刺心推轂すべし

○高梅亭評　末段自己殷勤の意、盧公士を好むの心、侯生知遇の感を以て一齊に收む、

卷四（韓愈著）

送鄭尙書序

解題　序は敍なり、事を敍するなり、古は人を送るに詩歌を以てし、文は唯だ其光景事情を敍するに止まりしが、後世直ちに文を以て人を送ることなり、詩歌と竝び行はる、其體裁に至つては、或は感情を主とし、或は理論を主とし、紹介に出づるあ

き賢刺史なり、然るに從來人を引立てたることを聞かざるが、是は引立つべき人物が得難きと、之に任ずべき仕事を太切として妄に人に委ねざるなり、今足下は見事にも第一に選み出だされたる事なれば、死すとも恨みずと云はるゝも無論當然の儀なり、古人が知己と謂へるも、正に此の如き關係を指せる外はあらず、身貧賤の境遇に在り、天下何人にも知られざる處、反つて大賢に知られてこそ始めて知己として貴ぶべけれ、若し己れに名聲あつて又權勢ある人に身を寄せなば、是は商賣的行爲にして、何ぞ貴ぶに足らんや、足下が盧公に知られたるは此れと異りて、眞の知己なり、抑も士が身を修め節を立てゝ、究竟知己に遇はずして終る者は、古昔より數へ難き程多くあり、或は膝と膝と突き合せながら互に知らずして終り、或は時代を異にして慕ふ、世を同じうして相知るは殊に得易からず、知己に遭遇するの難きに因り、萬一にも之に遇へば其滿足は譬ふるにも物なきを以て、士は知己の爲に死すと云へる語あり、何ぞ眞理に非ずや、何ぞ眞理にあらずや、

注解　「市道」賣買的行爲、

閣下既已知侯生、而愈復、以侯生言於閣下者、非爲侯生謀也、感知己之難遇、大閣下之德、而憐侯生之心、故因其行、而獻於左右焉、謹狀、』

段落　第四大段なり、

講說　閣下は愈の言を待たず、夙に侯生を知り給ふに愈が今更侯生の儀に就て閣下に言上するは、侯生の爲に運動する次第に非ず、唯だ人生に於て侯生の閣下に於けるが如き知己の得難きことに感じ、閣下が侯生に加へらるゝ恩惠を大なりとし、又侯生が久しく零落して用ひられんことを待つの心を憐むが故に　今彼が汝州に行くにつけ、此文を御近侍の人まで差出すものなり、謹んで收文を草す、

總　評

林評沈評皆肯綮に中る、仔細に看るを要す、

纂　評

んとせし處、丁度彼に家事の都合あつて其儘身動きも出來ず、苦境に陷り、又一箇年浪人に及べり、然るに愈が春の末都より還りし後、彼より久しく何等の通信なかりしかば不思議に思ひ居けるに、五月の初此東都に尋ね來り、愈に向ひ、閣下に知られたりと云つて其語氣は調子高く、顏には得意の色あり、語るらく侯喜死すとも恨なし、喜が父母の膝下を辭して關に入りしより旅路を彷徨ひ、其間見えたる王公は數百人なれども、盧公の如くに我を知りくれたる者あらず、近來は自分にても諦めて、泥の中に棄て置かれ草深き處に老朽づる分際を覺悟し居りたるに、今や胸中の氣ムラムラと振ひ起り、仕進の路あるに由つて勢づきたりと、

注解　「調遷」江陵參軍より國子監博士に移りしことを指す、「分」分とするなり、俗に云ふ覺悟、

愈感其言、賀之以酒、謂之曰、盧公天下之賢刺史也、未聞有所推引、蓋難其人而重其事、今子鬱爲選首、其言死不恨、固宜也、古所謂知己者正如此耳、身在貧賤、爲天下所不知、獨見遇於大賢、乃可貴耳、若自有名聲、又託形勢、此乃市道之事、人何足貴乎、子之遇知於盧公、眞所謂知己者也、士之修身立節而竟不遇知己、前古已來不可勝數、或日接膝而不相知、或異世而相慕、以其遭逢之難、故曰士爲知己者死、不其然乎、不其然乎、

段落　第三大段なり、

講說　愈は侯喜の話に感じ、酒を擧げて彼を賀して語り出でけるやう、盧公は天下に於て是ぞと云ふべ

與之還往歲月已多、嘗欲薦之於主司、言之於上位、名卑官賤、其路無由、觀其所爲文、未嘗不拚卷長歎、

段落　第一大段なり、

講說　右に姓名を錄したる人物は、其文章の作り方甚だ古代的にして、志の立て方は甚だ堅固に、其動作する所、取舍する所、士君子の持前あり、然るに家は貧しく父母は年老い、而して朝廷に於ては力を添へくるゝ者なく、試驗場裏にあること十餘年になれども竟に知られず、用ひられず、韓愈は嘗て彼の才を慕ひ、其才ありながら伸びざるを恨めり、韓愈は彼と往來して交りしより、已に多くの歲月を經たり、之を試驗官に薦め、又之を大官に申立てんと欲せしかど、愈の名聲卑く官職賤しき爲め其手掛なく、彼が作れる文章を觀るにつけ、斯かる手腕ありながらと、每も長く嘆ずることとなり、（而して嘆ずるのみにて如何とも爲すべからず）、

注解　「右其人」此れは狀の始めに進士侯喜と記する一行あるが故に云ふ、

去年愈從調選、本欲攜持同行、適遇其人自有家事、迍邅坎坷、又廢一年、及春末自京還、怪其久絕消息、五月初至此、自言爲閣下所知、辭氣激揚、面有矜色、曰侯喜死不恨矣、喜辭親入關、羈旅道路、見王公數百、未嘗有如盧公之知我也、比者分將委棄泥塗、老死草野、今胸中之氣、勃々然復有仕進之路矣、

段落　第二大段なり

講說　去年愈が京師に榮轉の時、手を携へて同行せ

るを肯んぜずの二句に在つて眼を着け、總べて之を樸茂の美意と謂ふなり、譬若し能く自ら師を得んとせば、書中已に其非を講去して是に趨かしむ矣、筆致横絶、怒馬の羈紲すべからざるが如し、其語意を玩ぶに、以て人を朝に進むべし、則ち其吏兵侍郞爲りし時作りし所なるを知るべし、晩年の文吏に進む、乃ち爾り、

○沈德潛評　或は擒、或は縱、末段己れを責むる者を以て其立朝の氣節を卜す、眼界同じからず、總べて山人の狂簡を裁して、進むるに道を以てせんと欲するなり、

與汝州盧郞中論薦侯喜書

解題　此れは推薦狀にして侯喜字は叔記、上谷の人、官は國子監の主簿に止まる、盧郞中は名を虔と曰ふ、侯喜の人となりを知り、之を客養せしかども、未だ朝廷に薦むるに至らざりければ、韓愈之を刺激せしなり、

動機　之を朝廷に薦めんことを希ふに在り、

主意　盧は侯の唯一の知己なれば、更に恩惠を加ふることを望むに在り、感知己之難遇大閣下之德而憐侯生之心とは主意歸宿の處なり、

段落　凡そ四大段より成る　篇首より「未嘗不掩卷長歎」に至るまでを第一大段となす、韓愈と侯生との關係を述ぶ、「去年愈從調選」より「勃々然復有仕進之路矣」に至るまでを第二大段となす、侯生の感想を叙す、「愈感其言」より「不其然乎」に至るまでを第三大段となす、己れの侯生を賀せし詞を以て郞中の心を動かす、「閣下既已知侯生」より篇尾に至るまでを第四大段となす、侯生を薦むる所以を言ふ、

右其人爲文甚古、立志甚堅、行止取舍、有士君子之操、家貧親老、無援於朝、在擧場十餘年、竟無知遇、愈常慕其才而恨其屈、

げて人の機嫌を取ることを肯んぜざるの點は灼々として明なり、されば足下を坐せしめ、三たび浴して其垢を去り、三たび香を薫べて其品を高めんとす、（之を朝廷に進めんとするなり、）足下僕に任すべし、少しく落着きて躁ぎ給ふこと勿れ、

注解　「繫」つきかけるなり、はく、「率然」紹介も申込もなく、「灼々」火の明白なる貌、「三浴三薫」薫は香を以て身に塗るなり、仕官の準備として身を清めるなり、

文法　「責不足於我」の句は、其死に趨き利害去就を顧みざる氣象の一端として之を點出せしものなり、

總說

呂毉山人なる者韓退之の書を觀て、己れに道を問へるものとなす、其得意想ふべし、彼已に退之以上の學者を以て自ら居るが故に、退之の卑下せざるを責めて益す傲慢の態度を取る、然るに退之は先づ一語を以て信陵の故事を喝破し、世若し孔子なければ當に弟子の列に在るべからずと云ふ、是れ俗に謂はゆる高飛車の手段にして、以て山人の膽を破るに足る、成熟せるか、之を友とせんとす、成熟せざるか、非を去つて是に赴かしめんと欲す云々を讀むに至りては、山人も呆然として自失せざるを得じ、山人の氣節を嘉し又之を朝に薦めんとし、到底其美處を沒せざるが如き、擒縱自在、少しく安んじて躁ぐ勿れとは父師の子弟に對する口氣にして、山人を視る小兒と一般なり、夫れ然り、此文單刀直入の法を用ひ、語に鋒鋩あり、峻絶快絶、

纂評

○林西仲評　昌黎は絶學（絶えたる學問）を唱明し、師道を以て自ら任ずる者なり、呂毉乃ち貧賤を以て人に驕り、信陵君の轡を執るが如くならしめんと欲す、自ら是れ高低を知らざる的の狂子、但だ之を時俗に習熟し巧言に工なる輩に比すれば、猶ほ樸茂の美意ありて存す焉、昌黎先づ信陵の作用を把つて提破し、因つて高く自ら位置し、問を設くるの意は、皆後學を曲成し、聲勢を以て天下を取る者と迥別なるを見得す、則ち毉の人を擬する、倫に非ざるを見るべし矣、中に毉の朝に進むべき處は文學知識に非ざるを言ひ末に毉が己れを過責する處、正に三浴三薫に堪へたるに在り、全く利害去就を顧みず、阿曲人に事ふ

陵比、』

段落　第三大段なり、

講説　方今天下の朝廷に仕官する者は、其出身の逕路、進士明經の試驗學科に非ざれば、則ち卿大夫の家に生れたる點を以て特典を被るに由る、此等の人は率ね當時の風俗に習慣老熟し、語振り巧にして、官海の事情を識り、善く人主の意向を窺ひ求めて其氣に入らんとす、故に天下は次第次第に惡風に靡きて日々衰へ敗れ、復び振起すべからざるが如き恐あり、是に於て余は熱心に一死を期して利害去就を顧みざる足下の如き人物を朝廷に進めて、今日の弊風を救はんと欲するのみ、當今公卿の間に足下程の文學知識なしと謂ふに非ず、(足下の硬骨を取れども文學は言ふに足らず、文學の言ふに足らざる者に向つて從を乞ふ此方ならんや)、足下は信陵君を以て僕を比することを得ず、(僕の謙遜を望む、足下分を知らざるなり)、

注解　「候」うかがふ、

然足下衣破衣、繋麻鞋、率然叩吾門、吾待足下、雖未盡賓主之道、不可謂無意者、足下行天下、得此於人蓋寡、乃遂能責不足於我、此眞僕所汲々求者、議雖未中節、其不肯阿曲以事人者灼々明矣、方將坐足下三浴而三薫之、聽僕之所爲少安無躁』

段落　第四大段なり、

講説　然れども足下破れたる衣を着、麻の鞋を穿き、突然として吾が門を叩き訪問せらる、吾れ足下を待遇するに十分主客の禮を盡さゞりしかども、足下に心なき者とは謂ふべからず、足下天下中を巡るに、他人より愈の如き扱を得ることは大方少かるべし、然るに反つて禮遇が不足なりとて僕を責む、是れ眞に僕の汲々として求むる所の人物なり、足下の言論は未だ程度に叶はざれども、足下は人に阿り、己れを曲

人之宗、後世習傳、雜而不貫、故設問以觀吾子、夫已成熟乎、將以爲友也、其未成熟乎、將以講去其非而赴是耳、不如六國公子有市於道者也、

段落　第二大段なり、

講說　但し足下今山を出で來りし當座にて尙ほ質朴の意あり、恐らくは未だ社會の事に錬磨せざるならん、又周より以來文章惡しくなり、諸學者の書を著すや、各自ら一家を立て聖人の本宗を亂り、其れをば後の學生等習ひ傳ふるが故に、其道たるや雜駁にして一貫せず、足下の學風は此れと同じきか異なるか知るべからざるが故に、玆に問を設けて足下を觀察し、若し已に成熟せしものならば朋友として交らんとせしなり、又未だ成熟せざるものならば、其缺典を講求して取り除き、是に赴かんとせしなり、（初めより益を乞ふの意なし）六國の公子が道を以て商品とするとは異れり、（吾れ問を設けて山人に對する師友關係を定めんとせしは、道の爲に外ならず）、

注解　「礱磨」すりみがく、「六國公子」齊の孟嘗君、楚の春申君、趙の平原君、魏の信陵君等を謂ふ、「市」賣買を謂ふ、

文法　信陵君の轡を執るが如き態度に出でざりし理由を正面より說き來つて、先づ彼の氣勢を挫く、

方今天下入仕、惟以進士明經及卿大夫之世耳、其人率皆習熟時俗、工於語言、識形勢、善候人主意、故天下靡々日入於衰壞、恐不復振起、務欲進足下趨死不顧利害去就之人於朝、以爭救之耳、非謂當今公卿間無足下輩文學知識也、不得以信

有市於道者也」に至るまでを第二大段となす、前回書を與へたる本意を擧げて信陵を屑とせざるを言ふ「方今天下入士」より「不得以信陵比」に至るまでを第三大段となす、山人が己れに向つて信陵を云々すべき資格なきを言ふ、「然足下衣破衣」より篇尾に至るまでを第四大段となす、山人の長所を揚げて、己れ之を朝廷に薦むる意あるを言ふ、

愈白、惠書責以不能如信陵執轡者、夫信陵戰國公子、欲以取士聲勢傾天下而然耳、如僕者自度若世無孔子不當在弟子之列、

段落　第一大段なり、

講說　愈白す、御書を惠まれ、愈が信陵君の轡を取りたるが如くに卑下せざることを以て愈を責め給ふ貴旨を拜承せり、夫れ信陵君は戰國の公子なりしかば、士を愛養するの名聲を以て天下を壓倒せんと欲して、此の如き態度に出でたるのみ、愈の如きは、自ら量り見るに、世に孔子なき以上は弟子の列に在るべき者ならず、（其他の者は固より之を師とするの價値なし、信陵何かあらん）、

注解　「信陵執轡」魏に侯嬴と云へる隱士あり、年七十にして、家貧しく、大梁の夷門の監者（門衞）たり、信陵君其賢を聞き、往いて之を招き、厚く物を贈りしに、肯て受けずして云ふ、臣身を修め行を潔くする數十年、今監門の如き貧賤の職に在れども、之が爲に公子の財を受けずと、信陵君是に於て宴を開き、大に賓客を會し、坐定まるや車騎を從へ、左（尊者は左に坐するの禮なり）を虛にして侯嬴を迎ふ、侯嬴弊き衣冠の儘、直ちに上つて公子の上坐に載り、讓る所なく、以て公子の態度を觀たるに、公子轡を執ること愈よ恭しかりき、「聲勢」名譽氣勢、「度」はかる、

以吾子始自山出、有朴茂之美意、恐未礱磨以世事、又自周後文弊、百子爲書、各自名家、亂聖

明にして疎ならず、後段、古文時文を分劈し、「欲仕乎」と「非仕之謂」の二語を以て古文の道德に關し、時分の勢利に關するを示す、而して一結自家の地步を占むる極めて卓、而して其傲を覺えず、文の巧妙なる遙に前篇の上に在り、

纂　評

○林西仲評　文は實に本づく心を立て行を勵ます是なり、起手、心と行との二字を提出す、則ち知る、古人言を立つる苟もせず、後世の雕琢に從事し、以て仕を求むるの資となすが如き者に非ざるなり、尉遲生の問、想ふに仕を求むるの意を忘るゝ能はず、故に中を分言し、其自擇に聽す、時に應ずるの文を把つて、明々に他は行を顧みず、中よりせずと說く、羞づべし、醜とすべし、

○沈德潛評　文は必ず其實に本づく、猶ほ白賁飾なく、自然飾を致して亨るが如きなり、「易の賁の卦上九に云ふ、白賁无咎と、注に賁は飾の極、則ち華僞に失す、唯だ能く其質を質白にすれば、過失の咎なしと」若し其實存せざれば、木に根なく水の源なきに同じ、立どころに其枯涸を見るのみ、手に入る一段、文を論ずるの義已に盡く、今に繼いで以て言はむ、引いて之を申ぬと爾云ふ、豈に此を外にし別に文章の道あらんや、

答呂毉山人書

解題　山人は其經歷人物審ならず、此文に因つて之を觀るに、一種疎狂傲岸の人なるが如し、韓退之書を與へて之を試みたるに、山人は韓退之を以て己れに敎を乞ふものとなして、敎を乞ふ以上は信陵君の故事の如く謙遜せざるべからずとて、之を責めたるが、此文は之に答へし書簡なり、

動機　己れの立脚地を揭げて山人の傲慢を挫くに在り、

主意　信陵君を以て己れに擬するの不倫なることを辨ずるに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「不當在弟子之列」に至るまでを第一大段となす、先づ己れの本領を示す、「以吾子始自山出」より「不如六國公子

抑所能言者、皆古之道、古之道、不足以取於今、吾子何其愛之異也、

段落　第二大段の第二小段なり、古文を言ふ、

講説　然りとは云へ、韓愈の能く言ふ所のものは古の道なるが、此の古の道は今日に於て用ふるに足らず〔仕官の階梯にあらず〕然るに足下之を愛すとせば、足下の愛する所は何として斯く世人と異るぞや、

賢公卿大夫、在上比肩、仕進之賢士、在下比肩、彼其得之、必有以取之也、

段落　第二大段の第三小段なり、時文を言ふ、

講説　今賢公卿大夫は上に肩を竝べ、始めて仕官せし賢士は下に肩を竝べ、〔共に少からざることなるが〕、彼等が此地位を得たるは、萬々此地位を致すべき手段あるなり〔時文〕、

子欲仕乎、其往問焉、皆可學也、

段落　第三大段の第一小段なり、時文の仕官に必要なるを言ふ、

講説　足下若し仕官の希望ならんには、此等時文に因つて地位を得たる先輩の處へ往きて問ひ給はゞ、孰れも敎を受くるに足れり、

若獨有愛於是、而非仕之謂、則愈也嘗學之矣、請繼今以言、

段落　第三大段の第二小段なり、己れの古文を以て自ら任ずるを言ふ、

講説　若し足下は他人に異つて古文を愛する意あつて、仕官の意味なきに於ては、韓愈は嘗て此の古文を學びたることあり、聊か心得居れば、今日より何時にても古文の御話を致し申さん、

文法　「繼今以言」の句は上の「敢有愛於言乎」の句に應ず、

總説

首段、平日文を論ずる主旨を概括して、之を言ふ所備

必有諸其中、是故君子愼其實、實之美惡、其發也不揜、本深而末茂、形大而聲宏、行峻而言厲、心醇而氣和、昭晰者無疑、優游者有餘、體不備、不可以爲成人、辭不足、不可以爲成文、愈之所聞者如是、有問於愈者、亦以是對』

落段　第一大段なり、

講說　愈、尉遲生足下に白す、夫れ文と云ふ所の者は、是非とも其本質が其人の心中にあつて然る後筆に發する者なり、此故に君子は、華たる文を作るに就いて實たる德行を愼む、實の美惡の外に發して文となるや隱されざる者にして、譬へば木の根深き者は其枝葉茂り、物の形大なる者は其音響大なるが如し、卽ち行の高く鋭き人は其言厲しく、心のオツトリとして厚き人は其氣象溫和なり、言辭のハツキリしたる者は其心に疑なきが故なり、言のユタカに伸びたる者は其行に餘裕あるが故なり、凡そ五體揃はざれば完成の人と爲すべからざるが如く、言辭十分ならざるは完全の文となすべからず、韓愈の聞き知れる所は以上の如し、故に韓愈に文章の事を問ふ者あるときは、必ず是の話を以て之に對ふるなり、

注解　「有諸其中」有之於其中に同じ、「揜」掩なり、「宏」大なり、「昭晰」明亮なり、

今吾子所爲皆善矣、謙々然若不足、而以徵於愈、愈又敢有愛於言乎、』

段落　第二大段の第一小段なり、來書に答ふべき由を敘す、

講說　今足下の作られたる文章は何れも善し、然るに如何にも謙遜的にして缺典あるが如くに思はれ、態々韓愈に意見を求めらるゝ以上、韓愈之に對して言を惜みて述べざるが如きことあらんや、

其意の至る所に隨つて之を出し、卽ち易ふべからざるの詞となる、首段三問三答を作すと雖も、其實は一氣にして下るなり、古聖賢人を以て法となす、亦是れ異を立つるに意あるならず、世人の自ら樹立せず、古聖賢人を以て法となす者なきに因る、看來れば是れ個の異のみ、其實は還つて是れ易ふべからざる的說話、傳ふべき所以の者此に在り、而して後世の君子、道を樂んで之を傳ふる亦此に在り、篇中起落あり頓挫あり、分合あり、收束あり、此れ蘇明允の謂はゆる溫醇の作なり、

○沈德潛評　儲同人云ふ、劉正夫に答ふる、是れ文を作る要旨、李翊に答ふる、是れ功を用ふる節奏、二書一を闕く、不可、

古聖賢人を師とし、其意を師とす、惟だ其是れ三層卽ち是れ異を立つ、異を立つれば卽ち是れ能く自ら樹立する者、文を作る要領、拈出人に示す、後人、但だ鴛鴦繡出君看に從ふと云ふに似ず、「鴛鴦繡出從君看、莫把金針度與人とは元好問の句なり」○古聖賢人を師とせず、雷動勦說「雷同は人の言に附加す、勦說は人の說を盜む」のみ、如何んか異を立て、如何んか能く自ら樹立する、近人、古を師とすると異を立つるとを將て、看て兩層と作す、詭幻百出、文品日に下る所以、

答尉遲生書

解題　生名は汾、

動機　生をして時文を鄙め古文を尊ばしめんとするに在り、

主意　文は根柢を愼むべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る　篇首より「有問於愈者亦以是對」に至るまでを第一大段となす、文を作るの法を論ず、「今吾子所爲皆善矣」より「必有以取之也」に至るまでを第二大段となす、古文時文の今日に於ける利害を言ふ、「子欲仕乎」より篇尾に至るまでを第三大段となす、古文時文の取舍に就いて言ふ、

愈白、尉遲生足下、夫所謂文者、

者は古聖賢を法とすべきを言ふ、

講説　今日後進の徒が文を作るに於て能く淵源を探り、力めて道理を取り、古の聖人賢人を以て手本となす者は、必ずしも盡く非凡とは云ひ難けれども、要するに、若し古の司馬相如、太史公、劉向、楊雄の徒出づることあらば、必ず古聖賢の法に依り、而して普通世俗の徒に依らざるべし、元來若し聖人の道が文章を不必用とせば是非なけれども、若し必用とせば必ず能文の士を貴ぶに相違なく、其能文の士は他に非ず、能く自ら獨立して他人に附隨せざる者なり、凡そ文字の成立以來今日に至るまで、何人か文を作らざらん、誰しも作ることは作れども、其今日に存する者は皆能文の士の作れる所の者なり、抑も後進に接する時は、常に以上の事を以て説話なすに過ぎざるなり、

文法　「以古聖賢人爲法」は上の「宜師古聖賢人」に應ず、循常は「與世沈浮」に應ず、「能自樹立不因循者是也」は「不自樹立」に應ず、而して存於今の三字を以て無後世之傳也を收む、

愈於足下、忝同道而先進者、又常從遊於賢尊給事、既辱厚賜、又安得不進其所有以爲答也、足下以爲何如、愈白、

段落　第四大段なり、

講説　韓愈は足下との關係に於て忝く學ぶ所の道を同じくし、先進の地位に在り、又昔し尊父從事君の御交際を辱くせり、斯かる縁故あるが上に、此度厚き御忠言を賜りたることなれば、何として己れの懷抱する所を申述べて來旨に答へざるべき、足下は如何に考へ給ふや、愈白す、

注解　「先進」先づ進士となれるを以て言ふ、「常」嘗と通ず、「賢尊」御賢父、

總説

此れ前篇と同じく文を論じたるの作なれども、文品筆力大に下れり、

纂評

○林西仲評　一篇の大旨、只だ古聖賢人を師とする一句に在り、古聖賢人是れ文を爲るに意あるならず、

必無後世之傳也、足下家中百物皆賴而用也、然其所珍愛者、必非常物、夫君子之於文豈異乎是乎』、

段落　第三大段の第二小段なり、傳ふべき文は非常なる者に在るを言ふ、

講説　夫れ凡べての品物に在つても、朝夕見慣れたる品は誰も善く目を附けて視ざるなり、然るに目の前に珍しき物あるときは、何人も均しく集まり見て之を評判す、文章も何として此譬に異ならんや、漢朝の人は文章の出來ざる者なかりしが、其中司馬相如、太史公、劉向、楊雄のみ第一等の文人なり、さすれば苦心經驗を用ふる者は名譽を得ること永遠に及ぶ、若し世の流潮に從つて浮沈し、自ら獨立する能はざれば、當時の人には怪まれざると共に後世に傳はることなきも亦必定なり、足下の家に在る種々なる品物は、皆缺くべからずして使用する所の者なり、然れども其珍で愛する所の者は必ず非常の物ならん、君子の文に於けるも豈に是の譬に異らんや、(其非常の文を取つて之を傳ふるや必せり)、

注解　「太史公」司馬遷なり、

今後進之爲文、能探而力取之、以古聖賢人爲法者、雖未必皆是、要若有司馬相如太史公劉向楊雄之徒出、必自於此、不自於循常之徒也、若聖人之道、不用文則已、用則必尚其能者、能者非他、能自樹立不因循者是也、有文字來、誰不爲文、然其存於今者、必其能者也、顧常以此爲說耳』、

段落　第三大段の第三小段なり、能く自ら樹立する

に限る、

有来問者、不敢不以誠答、或問爲文宜何師、必謹對曰、宜師古聖賢人、曰古聖賢人所爲書具存、辭皆不同、宜何師、必謹對曰、師其意、不師其辭、又問曰文宜易宜難、必謹對曰、無難易、惟其是爾、如是而已、非固開其爲此、而禁其爲彼也、

段落　第三大段の第一小段なり、作文の大要を揭ぐ、

講說　後進の士愈の處に來り質問する者あるときは、誠意を以て之に答へざることなし、されば文章を作るに何を手本とすべきかと問はるれば、必ず謹んで古の聖人賢人を手本とすべしと答ふ、古の聖人賢人の書は具に存在すれども、其文章皆同じからざれば、其中何れを手本とすべかと問はるれば、必ず謹んで其意を手本とすべし、其文句を手本とすべからずと答ふ、又骨を折つて書くべきか樂に書くべきかと問はるれば、必ず謹んで骨折つて書くに定まらず、樂に書くに定まらず、只だ正當なるべきのみと、僕の答ふる所は此の如くなるに過ぎず、固より僕の主張する文を勸めて世俗に流行する文を禁ずるにはあらず、（唯だ其理を語るのみ）、

文法　師古聖賢人の一句此篇の大綱、

夫百物、朝夕所見者、人皆不注視也、及觀其異者、則共觀而言之、夫文豈異於是乎、漢朝人莫不能爲文、獨司馬相如、太史公、劉向、楊雄爲之最、然則用功深者、其收名也遠、若皆與世沈浮不自樹立、雖不爲當時所怪、亦

主意　文章は古聖賢を師とすべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「幸甚幸甚」に至るまでを第一大段となす、來書に就いて言ふ、「凡舉進士者」より「謗之所歸也」に至るまでを第二大段となす、後進に接する點に就いて辨ず、「有來問者」より「顧常以此爲說耳」に至るまでを第三大段となす、後進に告げたる作文の心得を敍す、「愈於足下忝同道而先進者」より篇尾に至るまでを第四大段となす、答書すべき所以を言ふ、

愈白進士劉君足下、辱牋教以所不及、既荷厚賜、且愧其誠然、幸甚幸甚、

段落　第一大段なり、

講說　韓愈、進士劉君の足下に申す、書簡を下され、愈の行屆かざる點を御敎示あり、已に厚意を荷ひ、且つ誠に來書の如くなるに恥入れり、貴書有り難き次第に存せらる、

注解　「牋」書狀なり、

凡舉進士者、於先進之門、何所不往、先進之於後輩、苟見其至、寧可以不答其意邪、來者則接之、舉城士大夫莫不皆然、而愈不幸獨有接後輩名、名之所存、謗之所歸也、

段落　第二大段なり、

講說　凡そ進士に舉げらるべき者は、何れの先進の家にも往きて益を求めざるなし、而して此の先輩も亦後進の士に對して、苟も來訪を受くる上は何とて來意に答へずして可ならんや、來訪者に應接することは、城中總べての士大夫皆然樣にせざる者なし、然るに僕のみ獨り不幸にして後輩に接するとの評判あり、此の如き評判の在る所は必ず又謗の集まる所なり、

注解　「先進」先きに進士となりたる者、「寧」此にてはナンゾと讀むべし、ムシロ と讀むは比較的の場合

るゝ勿れの註脚、得手の後に至りては尤も須く氣を養ひ、本を探り源に溯るべし、謂はゆる仁義の人其言藹如、自然にして然るの妙あり矣、末段樂悲の二意を以て見得たり、古の立言を學ぶ、必ず人に用ひられて人に取らるゝを蘄むる能はず、悲を耐へ得過ごして方に樂を期し得來るを、原と敢て此れを以て褒貶を其間に加へ、世人をして必ず此に從事せしめず、但だ其人の志何如んを論ずるのみ、此れ一篇の大旨なり、其行文、曲折數なく轉換窮らず、文章の致を盡す矣、後に李生貞元十八年の進士、謂はゆる人に勝つて人に取らるべき者は、公已に先づ之を決せり、古の立言に進むを求むるが如きは、公嘗て其出群の才たるを稱す、想ふに必ず此に得る所あらん、公之を玉成するに非ずと謂はんや、

○高梅亭評　古の立言を以て期となす、入手立志に在り、以て其始を端にす、學成る、養氣以て其終を要するに在り、其中功夫力を得、次第歷々、自ら甘苦を道ふ明火を觀るが如し、端貫珠の如し、百代に師宗す、

○沈德潛評　古の立言を以て期となす、自ら甘苦を道ひ、而して之を終ふるに養氣を以てす、之を究むるに氣を養ふ所以の者は、仁義の途に行き詩書の源に游ぶなり、孟子云ふ所の養氣と異にして、未だ嘗て同じからずんばあらざるなり、後、蘇明允、歐陽公に上る書、末段全く此處を學ぶ、而して生平得力又自ら各別、

答劉正夫書

解題　韓文蔣註に云ふ、此書賢尊給事と謂ふものは劉伯芻なり、伯芻の三子、寛夫、端夫、嵓夫、正夫と名づくる者なし、豈に正夫卽ち嵓夫か今且つ舊に從ふと、

動機　劉正夫の書簡を審にせざれば此文の動機を察し難きものありと雖も、想ふに韓愈が後輩に接する事に就き忠告に類したる言あり、又其後輩に接して作文の事を指導するより文章に言ひ及ぼせしならん、是に於て韓愈は後進に接することの已むを得ざると、其作文に就いて後進に告げたる注意とを以て之を辨じたるが如し、

於今、吾誠樂而悲之、亟稱其人、所以勸之、非敢褒其可褒而貶其可貶也、』

段落　第四大段の第二小段なり、古立言の當世に用ひられざるを慨するの意を洩す、

講說　古の道に志ある人は如何にも少きことなるが古に志すときは必ず今の世に構ひつけられぬなり、故に余は實に一方に於て其道を樂むと共に又其不遇を悲まざるを得ず、乃ち屢ば古に志ある人を譽むるは、其の人の志あるに因つて之を引立つる所以にして、善く言ふべき者〔吾れの學〕を善く言ひ、惡く言ふべき者〔世俗の學〕を惡く言ひ、我が田に水を引くにあらず、

問於愈者多矣、念生之言不志乎利、聊相爲言之、』

段落　第四大段の第三小段なり、

講說　韓愈に質問する者は少からざることなり、其中、生の言ふ所は利に志さゞる者なるを念ふが故に、聊か生の爲に斯くは告ぐるなり、

文法　不志於利は卽ち古に志すの換語、志の字は首段の「抑不知生之志蘄勝於人而取於人邪」の志を結ぶ、

總說

韓退之、絕大の文豪を以て其工夫の在る處を說く、親切明白、大に後學に功あり、蓋し韓の諸作中、文を論ぜる者、此を第一とす、

纂評

○林西仲評　李生立言を以て昌黎に問ふ、其文の工を求めんと欲するに過ぎざるのみ、初めより未だ嘗て古の立言を以て期と爲さゞるなり、昌黎却つて其問ふ所に就き其志す所を詰り、人に用ひられて人に取らるゝを求むる伎倆を把つて一邊に閣置し、而して古人立言不朽の處、功を用ひ效を取るを以て說過一番、然る後一生の工夫を把り、層々叙出す、其二十年、亦有年、終其身と曰ふ等の語は、是れ速成を望む勿れとの註脚、其非笑たるを知らず、笑へば則ち喜び譽むれば則ち悲むと曰ふ等の語は、是れ勢利に誘は

ぶものなり、氣の言に於ける關係も猶ほ此の如く、氣盛なるときは、言論の長短、音調の高下何れも宜しからざるなし、

文法　此一小段は上文の「根之茂者其實遂」の二句に應ず、

雖如是其敢自謂幾於成乎、雖幾於成、其用於人也奚取焉』

段落　第三大段の第七小段なり、實驗談の收束、

講說　僕の作文に於ける方針と實驗とは以上の如くなれども、何として自ら成就の域に近しと謂はんや、自ら其域に達せしとは思はざるなり、扨縱令成就の域に近しとすとも、人に採用せられて立身する上に於ては何の取る所あらん、其方の利益は之なきなり、

文法　上句は前を結び、下句は後を起す、用於人也奚取焉の一語は上の勝於人而取於人の句に應ず、

雖然待用於人者、其肖於器耶、用與舍屬之人、君子則不然、處心有道、行己有法、用則施諸人、舍則傳諸其徒、垂諸文而爲後世法、如是者其亦足樂乎、其無足樂也』

段落　第四大段の第一小段なり、君子は用不用を顧みざるを言ふ、

講說　然りと雖も人に用ひらるゝことを待つ者は先つ器物に似たるやうに思はる、器物は之を用ふると之を舍つると、人次第なり(自主的に非ず)、君子は然にあらず、心の据ゑ方に道あり、己れを扱ふに方あり人吾れを用ふるときは己れの道德を人民に施し、人吾れを用ひざれば己れの道德を門人に傳へ、又之を長く文章の上に遺して、後世の手本となす、右の如きは如何に樂むべき價値ありや、樂むべき價値なきや、(豈に無上の樂に非ずや)、

注解　「肖」類似、

有志乎古者希矣、志乎古、必遺

段落　第三大段の第三小段なり、第三次に於ける作文の情態、

講說　此の如き方針にありしこと亦多年なりしが、然る後吾が文は始めて浩然として大海の限量なきが如く、沛然として水勢の押寄せ來るが如くなりき、

吾又懼其雜也、迎而距之、平心而察之、其皆醇也、然後肆焉、

段落　第三大段の第四小段なり、第四次に於ける作文の情態、

講說　吾れ又思想中に不良分子を混ずる者あらんかとて之を懼るゝより、文を書くに臨み先づ心構をなして之を豫防し、又氣を平にして之を察し、先づは皆醇正にして混和物なき處にて、始めて思の儘に筆を走らす、

雖然不可以不養也、行之乎仁義之途、游之乎詩書之源、無迷其途、無絕其源、終吾身而已矣、

段落　第三大段の第五小段なり、文氣を養ふの方法を言ふ、

講說　然れども此迄に至るには文氣を養成せざるべからず、其養成の方法は、吾が精神を仁義と云ふ德の途に行かしめ、詩書と云ふ道の源に泳がしめ、途に迷うて他に行くことなく、源を絕つて思想を枯すことなく、終身此の如くする外はあらず、

文法　第一小段より此に至るまでは、古立言を致すべき工夫にして、「無望其速成」の句に應ず、

氣水也、言浮物也、水大而物之浮者大小畢浮、氣之與言猶是也、氣盛則言之短長與聲之上下者皆宜、

段落　第三大段の第六小段なり、文氣を養成したる効力を言ふ、

講說　氣は譬ふれば水なり、言は譬ふれば水に浮ぶ物なり、水大なれば、浮ぶ所の者大小の別なく盡く浮

り笑ふ者ありとも、(己れは深く信ずる所ありしかば)其譏り笑ふことを知らざりし程なりき、

注解　「注於手」水の注ぐが如く速に、且つ混々と思想を筆執る手の方へ運び行くなり、「陳言」陳腐の言、古人の使ひふるしの者、「戛々」俗に謂ふカチカチ堅き物の相觸るゝ形容、圓滑に運び難きを言ふ、

如是者亦有年、猶不改、然後識古書之正僞、與雖正而不至焉者、昭々然白黑分矣、而務去之乃徐有得也、當其取於心而注於手也、汩々然來矣、其觀於人也、笑之則以爲喜、譽之則以爲憂、以其猶有人之說者存也、

段落　第三大段の第二小段なり、第二次に於ける作文の情態、

講說　右の有樣にてありしこと餘程の年數に及びしが、猶は其方針を改めず、斯くて後古書の眞物と僞作とを見分け、其眞物なる者と雖も純善ならざる者を見分け、ハキハキとして黑白分明となりぬ、而して今度は務めて其僞書と僞書に非ざれども不完全なる者とを取除き、此に始めて徐々と心に會得する所あり、思想を心より取出し、之を手に注ぐに當り、スラスラとよどみなく筆に乘る、又之を人に示し、人が笑へば喜び、譽むれば憂へけるが、是れ猶ほ時俗の悅ぶ所の調子あるを以てなり、(流行的の調子なれば必ず世人は歡迎して之を譽む、世人に譽めらるゝ文章は卽ち古立言の反對にして、作者の尤も排斥する所なるが故に、苟も人に譽めらるれば、我が文章は猶ほ純粹ならずとて之を憂ふるなり)、

注解　「白黑」白は眞書にして、且つ道理純粹なる者、黑は眞書の道理純粹ならざる者と僞書、「汩」音イツ、水の流るゝ貌、

如是者亦有年、然後浩乎其沛然矣、

を結ぶを待て、（燈火を以て譬へんか、）其油を澤山にして其光線の明なるを希へよ、根の茂れる木は其實十分にして、油の滿ちたる燈は其光輝く、之と同じく仁者（根と油即ち道、）の言（實と光即ち文、）は藹如として盛なり、

注解 「蘄」求むるなり、「勝於人而取於人」下の人は採用する人、即ち在上者を謂ふ、「竢」待つ、「膏」燈油、「遂」發育十分、「沃」俗に謂ふタップリ、「曄」俗に謂ふキラキラする、

文法 古の立言は即ち道德的の言文にして、外の文に非ざる者、上の孔子を承け下の仁者の言を伏す、

抑又有難者、愈之所爲、不自知其至猶未也、雖然學之二十餘年矣、始者非三代兩漢之書不敢觀、非聖人之志不敢存、處如忘、行如遺、儼乎其如思、茫乎其如迷、當其取於心而注於手也、唯陳言之務去、戛々乎其難哉、其觀於人、不知其非笑之爲非笑也、

段落 第三大段の第一小段なり最初に筆を下すの尤も困難なるを言ふ、

講說 さりとて之を實現するに容易ならざる點あり韓愈の爲れる文章は、自ら其果して以上の域に至るや猶ほ未だ至らざるやを知らず、然れども之を學ぶこと已に二十餘年の久しきを經たり（隨つて多少の實驗なきに非ず）最初は夏殷周時代又は兩漢の古書に非ざる者は決して觀しことなく、聖人の志に非ざる者は決して胸中に置かず、（二六時中唯だ此れのみに心を込めたれば）平生家に在つても忘れたるが如く、途を行きても物を取り落したるが如く、堅くなりて、何事をか思ふが如く、茫然として迷ふが如く、文を作る砌、趣向を心より取り出し、之を手に注ぐに當り、偏に古臭き文句を掃ひ除けることに力を用ひたれども、コツコツとして扨も容易ならざりしことよ、而して斯くて書き上げたる作品を人に見し、之を識

の資格なきことを謙遜して言ふ、

講説　其れかと云つて韓愈は謂はゆる孔子の門や墻を望みたるのみにて、其家の内へ入らざるが如く、孔子の道に於ては其表面を窺ひたるに止まり、内容に通ずるに至らざる者なれば、何とて是と非とを知らんや、然りと雖も李生折角の問と云ひ、其人の殊勝なると云ひ、李生の爲に之を言はざることを得ず、

注解　「望孔子之門墻」論語子貢の語に本づけるなり、

文法　李生の問は文に在り、而して韓退之の言はんと欲する所は其根柢たる道に在り、故に孔子を出す、

生所謂立言者是也、生所爲者、與所期者、甚似而幾矣、抑不知生之志、蘄勝於人而取於人邪、將蘄至於古之立言者邪、蘄勝於人而取於人、則固勝於人而可取於人矣、將蘄至於古之立言者、則無望其速成、無誘於勢利、養其根而竢其實、加其膏而希其光、根之茂者其實遂、膏之沃者其光曄、仁義之人、其言藹如也、』

段落　第二大段なり、

講説　生の立言と謂はるゝ所は至當なり、又生が作る文章と其理想とを比ぶるに、甚だ道に似て近く思はる、所で拙者には分らねども生の目的は、文章を以て他人に勝ち上の人に採用せらるゝことを求むるか其れとも古の立言其物に至らんことを求むるか、他人に勝ち上の人に採用せられんことを求むるなれば無論他人に勝ち從つて上の人に採用せらるゝことを得ん、(是は甚だ難事に非ず)之に反して古の立言なる者に至らんことを求むるならば、(其心得あり、)其業の速成を望むべからず、權勢利益の誘惑に陷るべからず、(樹木を以て譬へんか、)其根を培養して其實

義之人其言藹如也」に至るまでを第二大段となす、古の立言を致すべき方法を示す、「抑又有難者」より「其用於人也奚取焉」に至るまでを第三大段となす、自家の經驗を逃べて參考に供す、「雖然待用於人者其肯於器耶」より「貶其可貶也」に至るまでを第四大段となす、古の立言の今日に於ける得失を擧げて感慨を寓す、「問於愈者多矣」より篇尾に至るまでを第五大段となす、此議論を吐く所以を言ふ、

六月二十六日愈白李生足下、生之書辭甚高而其問何下而恭也、能如是、誰不欲告生以其道、

段落　第一大段の第一小段なり、李翊が才あつて謙遜なるが故に、意見を言ふべき價値あるを言ふ、

講說　六月二十六日韓愈李生の足下に申す、生の書簡の文句は甚だ高尚なるに、其質問に至つては如何にして斯くも謙遜にして丁寧なるや、此樣に謙遜にして丁寧なる以上、何人と雖も生に生が問ひ來りし道理を告げざらん、

道德之歸也有日矣、況其外之文乎、

段落　第一大段の第二小段なり、問ひ來れる以上の進步期すべきを言ふ、

講說　文の本たる道德が生の身に歸するも近き內にあらん、況や其末なる文に於てをや、（文は道德より生ずる所の者なるが、李生は謙遜の志を以て作文の道を問ひ來れりとすれば、道德に進むを得べく、特に文の進步に止らず）、

文法　先づ文を作るの本領を提出す、是れ主意を微露せし處、

抑愈所謂望孔子之門墻而不入於其宮者、焉足以知是且非耶、雖然不可不爲生言之、

段落　第一大段の第三小段なり、己が道德を告ぐる

るは洵に志ある者の悲恨する所、崔君の宣州判官となり、人の籬下に寄ると、公の一官に落托すると、同じく苦境に在り、日月流るゝが如く、老將に至らんとす矣、能く中に甃々たるなからんや、書中先づ寛慰の語をなす、正に其悲恨を道ふ所以なり、次に朋友の中千百人ありと雖も、惟だ崔君最も賢、己れと相知る最も深きを言ひ、痛叙する一番、因つて世人の賢否食報、件々倒置、其故を求むれども得ず、奈何ともすべき無きを以て、乃ち擧げて諸を知るべからざるの天に問ふ、崔君に在つては尤も以て自ら勉むべく、而して己れは之れ困窮將に老いんとし、不遇の人たり、以て自存するなきの人たり、卑位を得と雖も、則ち旋つて以て死するの人たらんのみ、知己に一晤し、以て其懷を述べんを圖らんと欲す、總べて擧世告語すべき無きの故に因る、尤も抑鬱無聊の極矣、看よ他の毎段中無數の曲折を具へ、感慨淋漓能く千古失意の人をして、之を讀み、傷心絶せんと欲せしむ、

○沈德潛評　身を幕府に屈す、敎詩の樂む所に非ず、己れ一官に落拓すると相似たり、末段賢愚食報「應報の福分と云ふが如し」毎々倒置を以て擧げて之を知るべからざるの天に歸し、而して仍ほ身を立て己れを行ふを以て自ら勉む、蓋し知るべからざる者、之を如何ともすべきなきに聽き、主とすべき所の者は其我に在るを盡す、初めより報を責むるの心なきなり、是れ昌黎、莊子柳州より高き處、衞中行に致す書と、以て參看すべし、

答李翊書

解題　李翊の傳記は審ならず、貞元十八年の禮部に於ける試驗總監督は權德輿にして、其副は公の知人陸傪なり、公李翊を陸傪に薦め、之が爲め登第せし人なり、蓋し此文は其前年の作なるが如し、

動機　古の立言、卽ち道德的文章を勸むるに在り、

主意　速成を望む無かれ、勢利に誘はるゝ無かれと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「不可不爲生言之」に至るまでを第一大段となす、來書に答へざるべからざるを言ふ「生所謂立言者是也」より「仁

與足下相見、一道其懷、小兒女滿前、能不顧念、足下何由得歸北來、僕不樂江南、官滿便終老嵩下、足下可相就、僕不可去矣、珍重自愛、愼飮食、少思慮、惟此之望、愈再拜、

段落　第五大段なり、

講說　僕の境遇は、自ら安便を得、生活を營むに由なく、此地にて一の官職に就くと雖も、愈よ困窮甚し、行く行く伊潁の間に於て呑氣の生涯を送らんと思ひ居る處なるが結局は目的を達すべし、近來は尤も衰へ疲れ、左の下にある第二番目の齒、何事もなきに動きて脫け落つるのみか、目が曇みてチラチラする者が見え、一二間を隔てゝ人の顏色確と分らぬ程にて、双方の鬢の毛は半分白くなり、頭の髮も五分の一白くなり、鬚にも一二本白き者出で來ぬ、一體僕の家は不幸にて、叔父筋兄弟筋の者共、身體丈夫なりしに拘らず早死をなせり、されば僕の如き虛弱の者は、何とて長命を望むべけんや、之が爲め忽々として面白からず、何とぞ足下と面會して、一たび心中を語らんと思ふ、男女の子供等眼前に澤山控へ居るゆゑ、豈に心に掛らざらん、足下は何如にして此地に歸ることを得べき、僕は又江南を好まず、官期滿ちなば嵩山の下に隱居せんと欲す、足下の方より來るべし、僕よりは往いて訪ふ能はず、就いて其身を大切にし、飮食を愼み思慮を少くせられよ、唯だ此事をば偏に望むなり、愈再拜、

注解　「放」隨意なり、「伊潁」伊水、潁水、兩河の名、「左車」左の齒齦の下、「早世」わかじに、「諸父諸兄」伯叔父の列に當る人、兄弟と兄弟の子、「忽々」樂まざる貌、「嵩」五岳の一なる嵩山、

總說

此れ議論を主とせずして感慨を主とせし文にして、前後數篇の中に於て尤も情あり、色あり、書體の上乘に屬す、

纂評

○林西仲評　賢者位を得ず、因つて身を幕府に屈す

官位を得ることありとも、又間もなく死亡するに、愚者は却つて長命を保つ、造物者は如何なる意思にて斯く賢者に不幸を與へ、愚者に幸福を與ふるにや、造物者の好み又は惡む所は、人間の心と反對なるに非ざるか、又或は一向無頓着にして、死ぬも生くるも長命も短命も人間の宿命に放任するに非ざるか、孰れとも言ひかぬるなり、但し人間の中に於ても、先天的に公卿宰相の官、千乘の國の君たる位を蔑視し、却つて下等の場所に住ひ野菜の汁を食ふが如き貧賤の生活に滿足する者あり、同じく人なるに、人の中に於てすら猶ほ此の如くに好惡の異なる者あり、況や天と人とは全く別物なれば、其好惡の異なるべきは當然なり、天の好惡する所〔賢不肖〕に合ひて、〔賢者となつて不肖者とならず〕人の好惡する所〔貴賤壽夭〕に違ふ〔不遇短命〕は何の害かあらん、況や時に因つて賢と壽祿とを兼ねて得ることあるをや、されば崔君崔君、願はくは賢德を積むことを怠る勿れ、

注解　「省事」人世の事物に氣がつく、「比肩」揃うての意、「靑紫」卿大夫の服色、「旋」ぢきになり、「眉壽」長命のこと、詩經の豳風に出づ、「千乘之位」兵車千乘を出すべき土地人民を有する君卽ち諸侯、一乘は一輛、古は車戰にして、一乘の車には甲士三人之に乘り、歩卒七十二人之に隨ふ、「陋巷」貧民窟の如き裏町を謂ふ、「乖」音くわい、背く、

文法　大意は史記伯夷傳の天道是か非かより來れども、末段は孟子の天爵論の面目を變じたる者なり、

僕無以自全活者、從一官於此、轉困窮甚、思自放於伊潁之上、當亦終得之、近者尤衰憊、左車第二牙無故動搖脫去、目視昏花、尋常間便不分人顏色、兩鬢半白、頭髮五分亦白其一、鬚亦有一莖兩莖白者、僕家不幸、諸父諸兄皆康強早世、如僕者、又可以圖於久長哉、以此忽々、思

者も其清明なることを知る、又食物に譬ふるに、遠隔の地方より來れる珍味は、之を好む人あり、好まざる人あり、然るに稻や粱や膾や燒肉に至つては、嫌ふ人あらんや、崔君も之と同一なりと、疑ひし者も之を聞いて了解せり、但し疑の解くるも解けざるも崔君自身に在つては何等の損得なし、

注解　「清河」縣名、崔群の鄕里なり、借つて直ちに其代名詞とす、「芝草」吾邦のしばに非ず、國語靈芝と稱する、蕈屬の植物、王者老人を敬ひ故舊に厚ければ、生出すとの傳說あり、

自古賢者少不肖者多、自省事已來、人見賢者恒不遇、不賢者比肩靑紫、賢者恒無以自存、不賢者志滿氣得、賢者雖得卑位、則旋而死、不賢者或至眉壽、不知造物者意竟如何、無乃所好惡與人異心哉、又不知無乃都不省記任其死生壽夭耶、未可知也、人固有薄卿相之官、千乘之位、而甘陋巷菜羹者、同是人也、猶有好惡如此之異者、況天之與人、當必異其所好惡無疑也、合乎天而乖於人何害、況又時有兼得者耶、崔君崔君、無怠無怠、』

段落　第四大段なり、

講說　昔より世の中に賢者は少く愚者は多し、僕が物心つきしより今日に至るまで見たる處にては、賢者は每も地位を得ず、愚者は却つて肩を竝べ靑紫の衣服を着す、賢者は每も生存の途なきに、愚者は目的を達し、得意の境遇に在り、賢者は縱令辛うじて卑き

愚に頓着せざる者と思はんことを懼るゝが故に過ぎず、然れども又考へ見るに、已に粗足下を知れりと言ひながら、又足下が我を知らざんことを懼るゝは我が過なり、

文法　此段の結末は、意思繚繞、言ふべからざるの味あり、看よ、二人の情義は言を待たずと云ひ、言はざるを得ずと云ひ、之を言ふは殆ど痴情なるを云ふ、何等の意緒、何等の筆致、

比亦有人說、足下誠盡善盡美、抑猶有可疑者、僕謂之曰、何疑、疑者曰、君子當有所好惡、好惡不可不明、如清河者、人無賢愚、無不說其善、服其爲人、以是疑之耳、僕應之曰、凰皇芝草、賢愚皆以爲美瑞、靑天白日、奴隸亦知其淸明、譬之食物、至於遐方異味、則有嗜者、有不嗜者、至稻也粱也膾也䏑也、豈聞有不嗜者哉、疑者乃解、解不解、於吾崔君無所損益也、』

段落　第三大段なり、

講説　此頃亦或人の話すやう、足下は成程善を盡し美を盡し申分なき人なれども、其れに拘らず猶ほ疑はしき點ありと、僕は其人に如何なる點を疑ふにやと謂ひけるに彼曰く、君子は好む所の人と惡む所の人とある筈なり、（善人は之を好み、惡人は之を惡む）好むと惡むとの區別は明にせざるべからず、（卽ち人の善惡を擇んで之に交らざるべからず）然るに淸河〔崔群〕の如きは、賢人となく惡人となく其善を悅び、其人格に服せざるなし、（是れ賢愚を分たずして之に交るが故に、其交る所の人々皆之を善となす者なるべければ）是の理由を以て之を疑ふ次第なりと、僕は之に對して曰く、鳳皇や芝草や、賢愚の別なく皆美き瑞祥となし、晴天や曇らぬ太陽は、奴隸の如き蒙昧の

もあり、或は其人の行が一より十まで善と云ふわけにゆかざれども、我に交ること已に厚くなりたる以上、後悔せんとするも甲斐なき者あり、凡そ種々淺き交は、無論擧げて言ふべき價値なし、而して交の深き者とても、以上述べたる關係に過ぎず、我が心中仰ぎ尊び敬ひ服し、言行に考へて見るも缺典なく、其蘊奧を窺へば際限なく、明白淳粹何等の闇黑面なく、何等の混合物なく、其德の光日々に新なる者に至りては、唯だ吾が崔君一人のみ、

注解 「往還」互に往來するなり、「決捨」交を絶つこと、「瑕尤」瑕は玉の疵、尤はトガ、過失を謂ふ、「閫奧」閫は門のしきゐ、「畛域」限界、

僕愚陋無所知曉、然聖人之書、無所不讀、其精粗巨細、出入明晦、雖不盡識、然不可謂不涉其流者也、以此而推之、以此而度之、誠知足下出群拔萃、無謂僕何從得之也、與足下情義、寧須言而后自明邪、所以言者、懼足下以爲吾所與深者、多不置白黑於胸中耳、既謂粗知足下、而復懼足下之不我知亦過也、』

段落 第二大段の第二小段なり、互に相知るの深きを言ふ、

講說 僕は愚陋にして事物に通せず、されど聖人の書に於ては讀まざる所の者なく、其精しきと粗きと大なると小なると、或は道に合する者離るゝ者、道の明なる者昧き者、盡く辨識はせざれども、其流に涉り廣く通せざる者とは謂ふべからず、此の學問を以て之を量りたる處にて、實に足下が羣集人の上に拔き出でたる人なることを知りぬ、僕は何に因つて足下の如き人物と交ることを得たるか、殆ど意外(の幸)なり、足下に對する僕の情義は、言を待つて然る後明白ならんや(言を待たず)、然るに事新らしく之を言ふ所以は、足下は僕を以て、僕の深交者に對し多く賢

ほ能く其道德的樂を改めず、況や其地甚だ京師に近く、高官厚祿の地位に在り、又親愛厚情の人々其左右に居るに於てをや、此の如く言ふ理由は、足下は賢者なるが故に上位に在らねばならぬ、然るに幕府に身を寄するは、其所を得たる者とは爲し難し、其れゆゑ斯くは申すなり、是と云ふも親重の餘りに出でたるにて、足下の如き賢者に右の如く思ふべしと云ふに非ず、

僕自少至今、從事於往還朋友間、一十七年矣、日月不爲不久、所與交往相識者千百人、非不多、其相與如骨肉兄弟者、亦且不少、或以事同、或以藝取、或慕其一善、或以其久故、或初不甚知、而與之已密、其後無大惡、因不復決捨、或其人雖不皆入於善、而於己已厚、雖欲悔之不可、凡諸淺者固不足道、深者止如此、至於心所仰服、考之言行而無瑕尤、窺之閫奧而不見畛域、明白淳粹、輝光日新者、惟吾崔君一人、

段落　第二大段の第一小段なり、交友中敬服すべき者は崔一人なるを言ふ、

講說　僕は少時より今日に至るまで、朋友の交際に從事せしこと十七年に及ぶ、其年月は久しからずとなさず、又此間に互に往來して知人となりし者は千百人に及ぶ、多からざるに非ず、此中其骨肉兄弟の如き人も亦少なき方には非ず、其交際の關係は、或は仕事の同じきに由り、或は其人の藝あるを取り、或は一善行を慕ひ、或は久しき間の緣故ある爲に交はるもあり、或は初め深くは知らざりしかども已に懇意となり、其後別に大惡なきを以て其儘緣を切らざる

遠きとに由り、其心を累はすことあらんや、

注解　「尋承已達」韓文起に從へば、二通の手紙引續いて到達し、來意を審（ツマビラカ）にせしとの事なり、此の如く解するも亦通ず、「宣州主人」宣州は即ち崔の目的地、主人とは其地の觀察使崔衍を謂ふ、崔群は此人に倚り、其判官となれり、「同列皆君子」隴西の李博の如き人を指す、「度日」度は わたる、過ごすなり、「前修」前哲と云ふが如し、屈原の離騷に出でたる字面、「度越」のりこゆる、「靈臺」心の事なり、莊子に出づ、

宣州雖清涼高爽、然皆大江之南、風土不並以北、將息之道、當先理其心、心閑無事、然後外患不入、風氣所宜、可以審備、小小者、亦當自不至矣』、

段落　第一大段の第二小段なり、養生法を注意す、

講說　宣州の氣候は清涼にして、地勢は高爽なりとは云へ、此州は何れの部分も大江の南に在ることなれば、其風土は迚も江北と比較にはならず、衞生の法は心を治むるが第一にて、心が閑（シヅ）かにして無事なれば、外界の邪氣も始めて身體に入らざるものなり、風土氣候に適することは、研究もなし設備もなすべし、斯くすれば僅の病氣と雖も亦之に罹ることなけん、

注解　「將息」健康と云ふが如し、「小小者」極めて小さき病氣、

『足下之賢、雖在窮約、猶能不改其樂、況地至近、官榮祿厚、親厚盡在左右者耶、所以如此云云者、以爲足下賢者、宜在上位、託於幕府、則不爲得其所、是以及之、乃相親重之爾、正非所以待足下者也』、

段落　第一大段の第三小段なり、愛重の意を告ぐ、

講說　足下の賢なる、貧窮不如意の境遇に在るも猶

解題　崔群、字は敦詩、淸河の人貞元八年進士の第に中る、此時宣州判官たり、而して韓愈は四門博士たり、

動機　韓の崔と同じく不遇なるより、同情相憐む感に堪へずして此書を寄せしなり、

主意　命を天に任せて當に德を勉むべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「正非所以待足下者也」に至る迄を第一大段となす、崔群に自愛を勸む、「僕自少至今」より「復懼足下之不我知亦過也」に至るまでを第二大段となす、二人の交情を言ふ、「比亦有人說」より「於吾崔君無所損益也」に至るまでを第三大段となす、崔の賢を慕ふ者は獨り己れのみに非ざるを言ふ、「自古賢者少不肖者多」より「崔君崔君無怠無怠」に至るまでを第四大段となす、天を以て崔を慰む、「僕無以自全活者」より篇尾に至る迄を第五大段となす、己れの情況を述ぶ、

自足下離東都、凡兩度枉問、尋承已達、宣州主人仁賢、同列皆君子、雖抱羇旅之念、亦且可以度日、無入而不自得、樂天知命者、固前修之所以禦外物者也、況足下度越此等百千輩、豈以出處近遠、累其靈臺耶、

段落　第一大段の第一小段なり、崔の客中に在つて自得するを言ふ、

講說　足下が東都を出立ありし後、二度までも書信にて御尋を被り、引續いて目的地へ御到着の由を承れり、宣州の主人公は仁德賢才の人、又同僚は孰れも君子なれば、縱令足下が旅中の憂き念ありとも先づは日を送らるゝに別段の儀もなからん、何れの境涯に入りたりとて自ら滿足せぬ事なく、自然を樂み運命を知ることは、古の賢哲が外界の利害得失を防ぎて己れの思慮を亂らしめざる仕方なり、況や足下は同僚の百千人にも勝りたる賢者なるが故に、何とて身分の朝に在ると野に在るとに由り、任地の近きと

足下無以發吾之狂言」の句は、篇首の「發余」とある二字に應じ、筆頗る周匝を極む、

總　說

極めて失意の境遇より極めて得意の抱負を吐き出し一見誇るに似たれども、其實は憤悶不平の極、弔するが如く慰むるが如し、來書の玉を獻ずる者云々を把つて翻弄自在、筆力の奇勁なる、尤も人を驚かすに足る、蓋し玉を獻ずるの故事は韓非の和氏より出でたると共に、其文想も亦韓非に胚胎せし者あるを見る、

纂　評

○林西仲評　公博學宏辭の選に應じて、三番黜けらる、則ち當日主司の眼力と選を得る者の伎倆と、何ぞ再問を待たん、崔斯立は貞元四年の進士、屢ば試みられて、亦志を吏部に得ず、謂へらく仕進の門は主司の賞識を得るに非ざれば、以て自ら見はるゝなしと、其再擧を圖つて、以て知音を俟たんと欲す、之を慰め、亦以て之を勉むる所以なり、公乃ち謂へらく、擧に應ずるの文は學ばずして能くすべし、博學宏辭は、其文俳優に類す、實に羞恥すべしと、或は四擧して後に成り、或は三試して就らず、皆文章の罪に非ず、何ぞ必ず此れを藉り、以て知を俗眼に求めん、然れども此より前試を求むる所以の故は、貧の爲にして仕へ、人己れに利あらんを冀ふに過ぎざるのみ、其實は自家尙ほ兩副の大本領あり、出づれば則ち道を行ひ、處れば則ち書を著す、揣摩業已に成熟す、以て自ら天下に見はる可からざる者なし、主司の賞識すると賞識せざるとに非ざるなり、文の反覆曲折、總べて失意の時激するあつて發するに緣り、遂に勁悍の氣沛然、禦ぐなきを覺ゆるのみ、

○沈德潛評　制科不遇、玉を獻じ足を刖らるゝを以て比するを得ず、能く時艱を宏濟し、書を著し後に垂るゝ丈夫の本領、故に自在なり、胸中鬱律、（不平氣）此書を借つて傾吐す、讀み去つて風霆の其筆端を繞るあるを疑ふ、○當時進取を善くする者安んかある、而して公名日月と光を竝ぶ、人の重んずる所果して科名に在りや、

與崔群書

幾刖也、又所謂勍者果誰哉、再尅之刑信何如也、士固信於知己、微足下無以發吾之狂言』、

段落　第四大段なり、

講説　今日の處、天下の風俗尚ほ古代の美に及ばざる所あり、國の疆界邊陲の地に於ては尚ほ武裝せる者あつて、天下未だ全く太平ならず、天子も安心し玉ふことを得ず、宰相は之を憂ふ、僕は不賢なりとは云へ、此の如き時世に遭遇せし以上、其政治の得失を研究して宰相に意見を陳じ、又之を天子に建言せんとす、而して上は卿大夫の位に升り、天下の利益を謀り下は一の城壁になりとも乘つて國家の爲に力を致さん、若し皆目的を達するを得ざらば、廣く靜かなる田野に畊し、淋しき水邊に魚を釣りて世俗を離れたる生活を營み、其事實はと云へば、國家の逸事を探り賢哲の始末を調べ、唐代の一經典を作り出して之を永遠に殘し、姦佞諂諛の小人を死後に筆誅し、世に隱れたる德行の幽微なる光輝を發表せんと欲す、此の二者の內何れか其一は出來得べき者あらん、足下は僕の玉が凡そ幾度獻ぜられて、僕の足が凡そ幾たび刖られたりと思ひ給ふや、（此大本領は未だ獻じたることなく、又之が爲に罪せられたることなし）又勍者をして尅たしむる勿れと言はるゝも、勍者とは何人を指し給ふにや、再び克たれる惡結果とは何如なる者に之れありや、（我が大本領に就いては天下我より勍きものなし、從つて再び尅たるゝが如き事あるべき理なし、甚だ失禮なる議論を申したれども）士は元來知己に向つて自由を利かす者なれば、斯くも無遠慮に心事を吐きたるなれ、若し知己の足下無からんには、僕も己れの狂言を打出す機會なかりしなるべし、愈再拜、

注解　「被甲執兵」甲は鎧、兵は武器、「一障」障とは、塞の上の險阻なる處に、別に設けたる胸壁の如き者なり、「信於知己」信は伸なり、

文法　「僕之玉凡幾獻」の句は、來書の「玉を獻ずる者に比する」の句と「兩び足を刖らると雖も病と爲さず」の句に答へ、又所謂勍者果誰哉の二句は、來書の「勍者をして再び尅たしむる無かれ」の句に答へ、「微

注解　「裘葛」冬の皮衣と夏の葛衫、「獻玉」楚人和氏と云ふ者、玉を含める石を楚山の麓に得て厲王に献ぜり、王、玉細工を爲す者に鑑定せしめし處石なりと云ひければ、和氏を詐はれりと爲し、其右足を切斷す、武王の世と爲つて又之を献ぜしに、前同様の結果にて今度は左足を切斷せられぬ、文王の位に即くに及び、和氏は此玉ごもりの石を抱いて哭すること三晝夜、涕盡き血を出せり、王之を聞き、人を以て問はしめけるは、天下の人にて足を切斷せられたる者は多數にて汝のみに限るに非ず、然るに何とて斯くも哭するやと、和氏答へけるやう、吾れ刖を悲むに非ず夫の寶玉なるに石と稱し、貞士なるに詐と呼ぶを悲むなりと、王、玉細工の者をして之を扱はしめたるに寶玉を得たり、因つて和氏の璧と名づくとは韓非子に見えたり、「兩刖足」二度の落第を喩ふ、「剠者」剠は强なり、敵なり、「尅」克に同じ、「僕之玉未献」受驗科目は俗學にて、大本領は未だ人に示さゞるが故に云ふ、「足未刖」從つて大本領の爲に罪せられたる事なし、「戚々」いたましく思ふなり、

文法　小得云々は前段の己れを利するに應じ、大得云々は人の爲にするに應ず、

方今天下風俗、尙有未及於古者、邊境尙有被甲執兵者、主上不得怡、而宰相以爲憂、僕雖不賢、亦且潛究其得失、致之乎吾相、薦之乎吾君、上希卿大夫之位、下尙取一障而乘之、若都不可得、猶將耕於寬閑之野、釣於寂寞之濱、求國家之遺事、考賢人哲士之終始、作唐之一經、垂之於無窮、誅姦諛於既死、發潛德之幽光、二者將必有一可、足下以爲僕之玉凡幾獻而足凡

文法　豪傑之士は「丈夫」に應ず、

故凡僕之汲汲於進者、其小得、蓋欲以具裘葛養窮孤、其大得、蓋欲以同吾之所樂於人耳、其他可否、自計已熟、誠不待人而後知、今足下乃復比之獻玉者、以爲必竢工人之剖、然後見知於天下、雖兩刖足不爲病、且無使勍者再尅、誠足下相勉之意厚也、然仕進者、豈舍此而無門哉、足下謂我必待是而後進者、尤非相悉之辭也、僕之玉固未嘗獻、而足固未嘗刖、足下無爲爲我戚戚也、

段落　第三大段なり、

講説　されば元來僕の受驗仕官に汲々たる理由は、其得る所〔位地〕小なれば、其れにて夏冬の衣服を具へ、困窮者孤兒等を養はんと欲し、其得る所大なれば吾の樂む所を社會に推して、人と樂を同じうせんと欲する外あらず、其他の可否は、自ら計畫を立つること已に十分整ふが故に、他人の指圖を待つに及ばず、然るに今足下は之を昔し玉を獻じたる者に譬へて謂はるゝには、是非とも玉細工を爲す者が割るのを待つて始めて天下に知らるゝなれば、二度足を刖られたりとて害なし、又競爭者をして再び勝を取らしむる勿れと、實に足下が僕に勵を附け給ふ厚意は忝し、然れども仕官を謀る者は、何として此の博學宏辭の科の外に進路なからん、足下が是非に此科の成功を待つて進むべしと云はるゝは、善く僕を知る者の辭に非ざるなり、僕の玉は初より獻じたることなく、足も刖られたることとなければ、我が爲に御心配は無用なり、

前、「中書」省名、「忸怩」慙づる色、

夫所謂博學者、豈今之所謂者乎、夫所謂宏辭者、豈今之所謂者乎、誠使古之豪傑之士若屈原孟軻司馬遷相如楊雄之徒、進於是選、必知其懷慙乃不自進而已耳、設使與夫今之善進取者、競於蒙昧之中、僕必知其辱焉、然彼五子者且使生於今之世、其道雖不顯於天下、其自負何如哉、肯與夫斗筲者決得失於一夫之目、而爲之憂樂哉、

段落　第一大段の第二小段なり、豪傑の士は必ず落第すべきが故に、誇るべくとも慚づるに足らざるを言ふ、

講説　夫れ眞に博學と稱する所の者は、何として今日謂ふ博學の事ならんや、眞に宏辭と稱する所の者は何として今日謂ふ宏辭の事ならんや（今日の博學宏辭は、其實博學宏辭と云ふが如き堂々たる名を冒すべき者に非ず）、實に古の豪傑屈原の如き、孟軻の如き、司馬遷、司馬相如、若しくは楊雄の徒をして博學宏辭の試驗を受けしめんとせば、彼等は（眞正なる博學宏辭の人なれば其名あつて價直なき）博學宏辭の試驗に應ずるを心に慙ぢて自ら之を受くるを肯ぜざるべし、設し今日の仕官に巧なる者と、目先の分らぬ試驗の中に競爭せしめなば、僕は必ず落第の恥を受くべきことを知る、然れども彼の五人の者が今日に生れたりとせんか、其道は天下に顯はれずとも、其自負は果して如何んぞや、何とて彼の斗筲の輩と、一試驗官の目に因つて損得を決せらるとて憂樂をなすことあらんや、

注解　「設」もし、「蒙昧」くらきなり、試驗官の好惡に因つて及落を決するを言ふ、「斗筲」斗は十升を容る、筲は竹器、一斗二升を容る、小量に喩ふ、

ず、聖人の書を讀みて自ら思ひけるは、吾人の仕へて官吏となるは皆天下の利益を謀り、他人の爲にするに過ぎずして、自己に於て利益を求むる次第に非ずと、其後二十歳の時に至り、家の貧窮にして衣食不自由なるが爲に難儀せしかば、前途の方針を親しき人達に相談せし處、(皆々仕官を勸めければ始めて仕官することは唯だ人の爲のみに非ざるを知りぬ、其れより京師に來りし處、進士に擧げらるゝ者が世人の尊敬を受くるを見しより、自分も之を面白き事に思ひ、便(タヨリ)を求めて其術を求めたるに、或人禮部試驗の答案なる賦と詩と論策とを出して余に示し吳れたり、余は斯かる者なれば別段習はずとも出來得べしと思ひしかば、州縣に至つて擧げられんことを願ひ出でたるが、役人は心の儘に好(ス)き嫌ひを爲すものゝ事とて、四度まで試驗に出でゝ辛うじて及第せしかども、尙ほ直ちに仕官を得る運(ハコビ)とならず、已にして聞けば、吏部に博學宏辭の科を以て選ばるゝ者あり、之に擧げらるゝときは世人才子なりとし、且つ立派なる官吏に就かるゝ由、因つて其術を求めたる處、或人答案の文章を出して示せしが、是も禮部と同樣の者なりしかば、何故之を博學宏辭と云ふやと私に不思議の想(オモヒ)をなせり、然れども博學宏辭と云ふ名を善く思ひしかば、又州府に至つて擧げられんことを求めぬ、然るに一回吏部の試驗を通過せしかども、中書省にて刎(ハ)ねられたり、斯くて仕官は出來ざりしと雖も、世人の中には伎倆ありと謂ひし者もあり、因つて自分ながら如何なる風に出來たるかと、事濟みて後受驗の文を取つて讀み見たれば、何ぞ知らん全く俳優者の辭に似てあり、羞(ハヅカ)しさの餘り赤面して、心の落着かざりしこと五六月に及べり、然れども一旦受驗することゝ爲りし以上は、目的を成就する所あらんと欲したり、是れ書經に、過(アヤマチ)を恥ぢながら非を作(ナ)すと謂へる者なり、斯かる決心を以て復び擧げられんことを求めたる處、以前の如く幸なかりき、是に於て自ら考へたるには、自分の答案と及第せし人の答案とは巧拙の相異あるならんと、然るに及第者の答案を觀たる處、格別驚くべき者にも非ず、余は之と比較して大に愧づる所なし、

注解　「求其術」如何ほどの手腕が必要なるかを知らんとせしなり、「其名」博學宏辭と云へる大層なる名

僕始年十六七時、未知人事、讀聖人之書、以爲人之仕者、皆爲人耳、非有利乎己也、及年二十時、苦家貧衣食不足謀於所親、然後知仕之不唯爲人耳、及來京師、見有擧進士者、人多貴之、僕誠樂之、就求其術、或出禮部所試賦詩策等、以相示、僕以爲可無學而能、因詣州縣、求擧、有司者好惡出於其心、四擧而後有成、亦未即得仕、聞吏部有以博學宏辭選者、人尤謂之才、且得美仕、就求其術、或出所試文章、亦禮部之類、私怪其故、然猶樂其名、因又詣州府求擧、凡二試於吏部、一既得之、而又黜於中書、雖不得仕、人或謂之能焉、退自取所試讀之、乃類於俳優者之辭、顏忸怩而心不寧者數月、既已爲之、則欲有所成就、書所謂恥過作非者也、因復求擧、亦無幸焉、乃復自疑、以爲所試與得之者、不同其程度、及得觀之、余亦無甚愧焉、

段落　第二大段の第一小段なり、己れの受驗文は及第者に劣らざりしに、擧げられざりし事を叙す、

講說　僕以前年十六七歲の時、未だ世間の事を知ら

不知變、以至辱於再三、君子小人之所憫笑、天下之所背而馳者也、足下猶復以爲可教、貶損道德、乃至手筆以問之、扳援古昔、辭義高遠、且進且勸、足下之於故舊之道得矣、雖僕亦固望於吾子、不敢望於他人者耳、然尙有似不相曉者、非故欲發余乎、不然何子之不以丈夫期我也、不能默然、聊復自明、』

段落　第一大段なり、

講說　斯立足下に白す、僕は仕進の途を行くに當り、前に險阻あるを見れども止まること出來ず、受驗の擧に出でたれども、時を得ず、挫折狼狽己れの操持する所、即ち平生學びたる聖人の道を失ひ窮困の爲め方針を變ずることを知らずして吏部の試驗を受け、再三落第の辱を被るに至り、君子の憫み小人の笑ふ所となり、世間の徒は齒するに足らずとして反對の方向を取る、韓愈の腑甲斐なきこと此の如くなるに拘らず、足下は尙ほ其れにても忠告すべき價直ありとし、己れの道德を損して自ら書簡を認めて、尋ねらるゝに至る、之を披見するに、古昔の事を引證し、文辭と云ひ意義と云ひ甚だ高遠にして、或は引擧げ或は勸誘し、至らざる所なし、足下が舊友に對する道は誠に十分にて、僕と雖も亦斯くあらんことを足下に望む、他人に向つて決して望まざる所なり、然れども足下は尙ほ僕の眞意を熟知せざるが如き點あり、如何にも心外なることながら、是は足下が故意に右樣の事を書かれて、僕を啓發せんとし給ふには非ざるか、さもなくば丈夫を以て僕に期望せらるべきに、さりとは不審なり、僕も沈默に付する能はず、聊か此に辨明を試みんとす、

注解　「顚頓」コロビツマヅク、失錯の意に用ふ、「狼狽」まごつく、「扳」ひく、「曉」さとる、

文法　丈夫の二字は一篇の眼目、

適ま張建封卒して軍亂れ、府の佐鄭通誠を殺し、建封の子愔を奉じ、留後となす、而して公又事外に飄然たるを得、時に衞大受は公と善し、書を作り之を慰む、其大意以へらく、命の窮通は我れより之を爲す、公の德義既に優に、其富貴に汲々とし、世を救ふを以て事となすが若きは、當に禍亂を脫るべきものと、故に之に答ふ此の如し、大受は河南の人、後に尙書兵部郞となる、

○沈德潛評　衞の書意、大率公に亟に祿位を取り、以て天下を救ふことを勸め、誘して時命となすべからずと、公意ふ、世を救ふ、本と我が素懷、然れども必ず祿位を得んと謂はゞ、恐らく流れて道を枉げ、詭遇するの一途に入らん、惟だ其我に在るを盡し、而して窮達を知るべからざるの數に付すれば、則ち隨つて皆天を樂み命に安んずるの時に在るなり、直截了當、支詞をなさず、此れ公道を信じ、能く篤き處、

答崔立之書

解題　崔立之は字を斯立と曰ふ、貞元四年の進士なり、韓愈三たび吏部の試驗を受けたれども通過せざりければ、立之書を與へて激勵し、失望せざらしめんとせり、此書は其返簡なり、

動機　試驗の無意義に對する不平を洩すに在り、

主意　試驗に合格せずと雖も、丈夫の本領は依然たるを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「聊復自明」に至るまでを第一大段となす、答書を作る所以を言ふ、「僕始年十六七時未知人事」より「決得失於一夫之目而爲之憂樂哉」に至るまでを第二大段となす、科擧の爲すに足らざるを言ふ、「故凡僕之汲々於進者」より「足下無爲爲我戚々也」に至るまでを第三大段となす、己れの本領は科擧の如何に由つて損益せざるを言ふ、「方今天下風俗尙有未及於古者」より篇尾に至るまでを第四大段となす、本領を發揮す、

斯立足下、僕見險不能止、動不得時、顚頓狼狽、失其所操持、困

人と交通せず、一室の内に於て自ら此道を以て慰め居るなり、（右の次第なれば、此方より足下を訪ふことは出來難し）、足下余が禍を免れたることを喜び吳れ給ふ以上、落着きて綏々來るが如きことあるべからず、速に來訪あれ、

文法　正々堂々たる理論の後に淡々として尺牘の趣語を著け、色あり、味あり、

總説

此れ道德を以て己れの任となし、窮通の來る、吾が心に接せざるを以て本領とし、以て衞中行の禍福說の未だ到らざる所を發明す、大に古人砌磋の遺風あり、且つ其持論たる、退之の創說に非ずと雖も、純正堅實の見は、易、論語の旨に合す、果して此の如くならば實に大賢の主義にして、竊に孟子の後繼を以て自任するも敢て僭となさず、之を于襄陽に上る書の輕薄なるに比すれば、殆ど氷炭の差あり、全く別手に出づるが如し、孔子曰く、德ある者必ず言あり、言ある者必ず德あらずと、知らず、韓愈の本色は何れに在るや黃震の如きは善意を以て退之の志を見たる者なるが今之を左に錄せん、

曰く、憑宿に答ふる書に、京城に在り、一たびも貴人の門に入らず、人の趨る所、僕の傲る所と、其衞中行に與ふるの書に云ふ、入る所前に比すれば百倍、吾が飲食衣服亦異るありや、其仕進に忘れざる所の者、亦將に少しく其志を行はんと欲するのみと、是に由つて之を觀れば、公の三たび宰相に書を上る、豈に權勢を階し、富貴を求めんや、宰相は人才の由つて進む所、磊落明白以て之に告ぐ、公の本心青天白日の如し、後世旁蹊曲徑暮夜鑽刺して、陰に求め陽に辭し、心口二となる、妄意廉退の名、眞に墦間祭を乞ふの徒のみ、

纂評

○林西仲評　命の窮通は我より之を爲すとは惠迪從逆の說〔迪に惠へば吉、逆に從へば凶、書經の辭〕、敎を垂るゝ所以は則ち可、其實に古今來善を爲し惡をなすに、每に許多の幸不幸の處あり、篇中謂はゆる己に存し、天に存し、人に存すとは自ら是れ不易の論、王陽明先生云ふ、若し善を爲して報なくんば、便ち當に惡をなすべきかと、即ち是れ道德を以て己が任となし、窮通の來る、吾が心に接せずとの意、此書疑ふらくは、公徐州の從事となり、辭し歸るの後窮居無聊、

其所守者、豈不約而易行哉』

段落　第一大段の第二小段なり、力を用ふべき點より言ふ、

講說　賢と不肖とは銘々自身に在り、貴賤禍福は天に在り、名譽の有無善惡は他人に在り、其己れに存する者即ち賢愚の如きは自分次第なれば、將に之を勉めんとす（賢者となるを務め、不肖者とならざることを務めんとす）、天に存し、他人に存する者は固より吾が力の及ぶ所に非ず、勉めたりとて何等の效力なければ、天と他人とに放任して吾が力を用ひざらんとす、此の心得方は如何に簡單にして、實行なし易からずや、

足下曰命之窮通、自我爲之、吾恐未合於道、足下徵前世而言之則知矣、若曰以道德爲己任、窮通之來不接我心則可也』

段落　第二大段の第三小段なり、理の據るに足らざると、力の當に爲すべしとの論を總收す、

講說　足下は人の運勢の伸びて立身すると、行止つて不仕合なるとは、皆人が自己より招く所なりと言はるれども、余に於ては、道理に合はぬ言の如く思はるるなり、足下古代に證據を求められなば諒解せらるべし（前世善を爲して窮し、善を爲さずして通ずる者あれば）若し道德を以て己れの任となし、窮通の運命に遇へども吾が心に懸けずと曰はゞ則ち可なり、

注解　「接」まじはると訓ず、不接とは心に構ひつけぬなり、

窮居荒涼、草樹茂密、出無驢馬、因與人絕、一室之內有以自娛、足下喜吾復脫禍亂、不當安々而居、遲々而來也』

段落　第三大段なり、

講說　目下の詫住誠に物淋しく、周圍には草木生ひ茂れり、外出せんにも馬もなく驢もなければ、其儘に

逢ひたる節は、僕は何れの州に於ても從事の職を務め居り、日に月に俸給の收入ありしゆゑ、之を以前に比す、以前の窮約なると當時の裕なる、殆ど百倍の差あり、足下僕の飮食衣服を視らるゝに、前と異り、多少華美にせし所ありや（其然らざりし事は足下の知る所ならん）、されば僕の心は決して富貴の爲に汲々たらざるなり、唯だ仕官を忘れざる理由は、少しく其志を行はんと欲するが爲なり、但し此れは遽に言ひ易からざる所にて、理想此の如くなるのみ、

注解　「豐約」豐はゆたか、約はツツマヤカ、有餘、不足なり、「汲々」アクセク勤むる、

凡禍福吉凶之來、似不在我、惟君子得禍爲不幸、而小人得禍爲恒、君子得福爲恒、而小人得福爲幸、以其所爲似有以取之也、必曰君子則吉、小人則凶者不可也、

段落　第二大段の第一小段なり、常理の據るに足らざる點より言ふ、

講説　凡そ吉凶禍福の來るは己れ自身の爲す所に非ざるに似たり（則ち得んと欲するも得ず、避けんと欲するも避け難きものなれども、之に對して君子と小人との別あり）、唯だ君子は禍を得るを不幸となす（善を爲せば幸なるべきが故に）、而して小人は禍を得るを恒とす（惡を爲せば禍を受くべきは勿論なるが故に）、君子は福を得るを恒とし、小人は福を得るを幸とす、是れ其爲す所の善と不善とに因つて福又は禍を取ることあるが如くなればなり、（然れども事實は必ず此道理と一致せざるを以て）一槩に君子なれば吉、小人なれば凶と言ふは不可なり（決して斯く斷言することを得難し）、

賢不肖存乎己、貴與賤禍與福存乎天、名聲之善惡存乎人、存乎己者、吾將勉之、存乎天、存乎人者、吾將任彼而不用吾力焉、

之、則於交友忠而不反於背面者、少似近焉、亦其心之所好耳、行之不倦、則未敢自謂能爾也、不敢當、不敢當、

段落　第一大段の第二小段なり、之を行ひ倦まずと云へるに對して謙讓す、

講說　貴書に云ふ所の中より一二箇條聊か似寄りたる點を擇んで、竊に之に擧ぐれば、朋友に交際すること忠實にして、表裏陰日向なしとの事は少しく實に近きやうなり、併し是も亦拙者の常に之を好むより斯く言へるにて、之を行ひ倦まずと云ふに至りては、敢て自ら能く然なりとは謂はざるなり、敢て當る所に非ず、

至於汲々於富貴、以救世爲事者、皆聖賢之事業、知其智能謀力能任者也、如愈者、又焉能之、始相識時、方甚貧、衣食於人、其後相見於汴徐二州、僕皆爲之從事、日月有所入、比之前時、豈約百倍、足下視吾飲食衣服、亦有異乎、然則僕之心或不爲此汲々也、其所不忘於仕進者、亦將小行乎其志耳、此未易遽言也、

段落　第一大段の第三小段なり、富貴に汲々たらず、又敢て遽に世を救ふを以て自ら期せざるを言ふ、

講說　又富貴に汲々とし、世を救ふを以て事となすと云はれたれども、此は皆聖人賢人の事業にして、己れの智は能く謀るに足り、力は能く任ずるに足ることを知る者なり、韓愈の如きは何として之を能せん、始め足下と相識りたる時は僕の家甚だ貧なりしかば人に因つて衣食せしが、其後汴徐の二州にて足下に

ざれば、以て形するに足らざるなり、

與衞中行書

解題　衞中行、字は大受、御史中丞晏の子、貞元九年の進士なり、初め韓退之、汴州に於て董晉に從ひ徐州に於て建封に從ひしが、二人の死するや、其率ゐたる軍隊亂を作せり、然るに退之其間に在つて禍を免れしかば、衞中行之を喜び、書を送つて之を賀す、退之後に東都に寓せし時、此書を作つて之を與へしなり、

動機　衞中行の來書に、命の窮通は我れより之を爲すとの語あり、此語退之の所信と合はざるを以て之を辨ずるに在り、

主意　己れは己れに存する所の者を勉め、天に存する者の如きは之を放任すべしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「此未易遽言也」に至るまでを第一大段となす、彼が「富貴に汲々とし、世を救ふを以て事となす」と云へるに答ふ、「凡禍福吉凶之來」より「若曰以道德爲己任窮通之來不接吾心則可也」に至るまでを第二大段となす、彼が「命の窮通我より爲す」の語に答ふ、「窮居荒涼」より篇尾に至るまでを第三大段となす、情況を述べ、來唔を促す、

大受足下、辱書、爲賜甚大、然所稱道過盛、豈所謂誘之而欲其至於是歟、不敢當、不敢當、

段落　第一大段の第一小段なり、來書の全體に就いて謙讓す、

講說　大受足下に白す、御書信を辱くし、非常に有りがたく思ふ、然れども拙者の事を稱揚せられたる段、餘りに過分なり、是れと云ふも拙者を誘ひ引立てゝ、御稱揚ありし點に達せんことを欲せられての事か、何にせよ敢て當る所に非ず、

注解　「稱道」道はイフ、

其中擇其一二近似者而竊取、

起す、

講說　昔し齊侯途中にて道に迷ひし時、管子は老馬を放つて其後に附き行くべしと申立てたり、又孔子の門人樊遲、耕作の事を孔子に問ひける時、孔子は之を老農に尋ねさせ給へり、夫れ馬は智あり、管子より賢ならず、農は技術あれども孔子より聖ならず、然るに尚ほ老馬を道案内にせよと云ひ、老農に學べと云ふ所以は、聖賢の能は多く、農馬の知は專なるが故なり、(專なるが故に、其一點に於ては聖賢と雖も及ばざる所あり)、

注解　「釋」ときはなす、「稼」植附を稼と曰ふ、「夷吾」管子即ち管仲の字なり、「尼父」魯の哀公、孔子死後に尊んで尼父と曰へり、

今愈雖愚且賤、其從事於文、實專且久、則其贊王公之能、稱大君子之美、不爲僭越也、伏惟詳察、愈恐懼再拜、

段落　第三大段の第二小段なり、自己の長所を言ふ、

講說　今韓愈は性質愚鈍にして地位卑賤なれども己れ文章に從事することは專門なるが上に、年月も亦久しきを以て、文章の上に就いて王公の能力を贊揚し、又大君子の美德を稱するも老農老馬の聖賢に於けるが如きものにて、恐らくは僭越に非ざるべし、伏して惟ふに閣下此意を詳察せられよ、愈恐懼再拜、

總說

于襄陽の人となりは固より稱するに足らず、其厲と諡せられたるに由るも亦之を知るべし、小人と雖も天才は特別なれば、彼が文辭に長じたるやも知るべからず、然れども此の篇の如きは諛辭滿幅、求むる所ありて爲りし者と思はれず、作者往々此種卑屈の文章あり、頗る人をして其人品如何を疑はしむ、且つ此篇の動機と心術とは姑く之を置き、單に文字上より之れが價値を考ふるも、唯だ疵瑕のみにて、太山巨海の觀あるに非ず、若し此の如きものにして選ぶべきなれば、何の文か復た選ぶべからざらん、

纂評

○**沈德潛評**　于公を稱道する、實に過情となす、而して文を論ずる語至當切要、眞の中に得るある者に非

りとして圭角なく、極めて自然の作にして、江海の岸を見ざるに均し、其上、位の貴きことを言へば公卿宰相に達し、其威の盛なることを言へば天下を動かすに足り、上は天子の輔佐たり、下は諸侯の模範たり、故に其言語文章も其事實と均しく、其勢の恐るべきは雷霆の如く、其意義の廣大なるは天の河の如く、其音調の正しきは韶濩の樂の如く、其氣力の勁きは金石をも屈すべし　十分に言ふも一言の冗辭なく、簡略に言ふも一辭の不足なく、其事實は信にして、其道理は切實なり、

注解　「俊」大なり、「區極」天下と云ふが如し、「毗」たすけ、「倅」ひとしと訓ず、釣合ふなり、「燀赫」燀は本集に憚に作る、怖れしむ、二字にて威勢のすさまじきことゝなる、「浩汗」ひろびろと漫る貌、「韶濩」韶は虞舜の樂、濩は殷の湯王の樂、「諧」かなひ、調子合ふ也、

孔子之言曰、有德者必有言、信乎其有德且有言也、楊子雲曰、商書灝々爾、周書噩々爾、信乎其能灝々而噩々也、

段落　第二大段の第二小段なり、古語を引いて立證す、

講說　孔子の言に、德ある人は必ず立派なる言辭ありと、誠に此言の如く、閣下は德もあり、又立派なる言辭あり、楊子雲の言に、殷の文は灝々と偉大にして周の文は噩々と正明なりと、誠に此言の如く、閣下の文辭は灝々なるが上に又噩々たり、

注解　「楊子雲」楊雄の字、「灝々」偉大、「噩々」正明、

昔者齊君行而失道、管子請釋老馬、隨之、樊遲請學稼、孔子使問之老農、夫馬之智、不賢於夷吾、農之能、不聖於尼父、然且云爾者、聖賢之能多、農馬之智專故也、

段落　第三大段の第一小段なり、譬喩を以て自己を

「京兆」京兆の尹李實、「自幕府至鄧」幕府は襄陽の都督府、鄧州は作者の目的地、旅行に臨みて于頔より其作を示したることゝ見ゆ、「手批」批は本集に披に作る、意義妥當なり、

夫澗谷之水、深不過咫尺、邱垤之山、高不能踰尋常、人則狎而翫之、及至臨太山之懸崖、窺巨海之驚瀾、莫不戰掉悼慄、眩惑而自失、所觀變於前、所守易於內、亦其理宜也、』

段落　第一大段の第二小段なり、譬を以て非凡なる作品の驚くべきを言ふ、

講說　夫れ谷川の水の如きは深さ一尺位に過ぎず、土の少しく高まりたる山は高さ一間か二間に過ぎず、此の如き淺く卑き者には、人が狎近づきて之を玩べども、太山の懸崖に臨み、大海の荒浪を見るとなれば顫へ恐れ目昏みて、魂を失はざる者あらず、目に觀る所の者が前に變ずるときは心の守る所も內に變ずるは、亦然るべき道理なり、

注解　「咫尺」八寸を咫となす、「尋常」八尺を尋となし、一丈六尺を常となす、

閣下負超卓之奇材、蓄雄剛之俊德、渾然天成、無有畔岸、而又貴窮乎公相、威動乎區極、天子之毗、諸侯之師、故其文章言語與事相侔、燀赫若雷霆、浩汗若河漢、正聲諧韶濩、勁氣沮金石、盈而不餘一言、約而不失一辭、其事信、其理切、』

段落　第二大段の第一小段なり、其人物と文章との關係を說く、

講說　閣下は衆人に卓越したる無類の器量を持ち、雄剛なる大德を蓄へ、而して其才德たる、圓くオンモ

上襄陽于相公書

解題　于頔襄陽の大都督を以て尚書左僕射なりしを以て、相公と稱せり、驕傲不法の人物なり、

動機　于襄陽の文を稱賛するに在り、

主意　于襄陽の道德を兼備せることを言ふに在り

段落　凡そ三大段より成る篇首より「亦其理宜也」に至るまでを第一大段となす、于襄陽の文章の非凡なるを賛す、「閤下負超卓之奇材」より「信乎其能灝々而且噩々也」に至るまでを第二大段となす、于襄陽の文章の非凡なる所以を言ふ、「昔者齊君行而失道」より篇尾に至るまでを第三大段となす、韓愈が自ら文章を鑒識するの資格あるを言ふ、

伏蒙示文武順聖樂辭、天保樂詩、讀蔡琰胡笳辭詩、移族從幷與京兆書、自幕府至鄧之北境、凡五百餘里、自庚子至甲辰、凡五日、手批目視、口詠其言、心惟其義、且恐、且懼、忽若有亡、不知鞍馬之勤、道途之遠也、

段落　第一大段の第一小段なり、其文の爲に心を奪はれたるを言ふ、

講說　伏して御高作の文武順聖樂の辭、天保樂の詩、蔡琰の胡笳の辭を讀む詩、族從に移し、竝に京兆に與ふるの書等を御示を蒙り、幕府より鄧州の北疆に至るまで凡そ五百餘里の間、庚子より甲辰に至るまで凡そ五日間、此等の高作をば手にて點を付け、目にて熟覽し、口にて其文句を歌ひ、心にて其の意味を考へ恐懼交も至り、忽ち茫然として氣拔したるが如く、騎馬旅行の勞も道筋の遠きも覺えざりき、

注解　「文武順聖樂辭」唐の德宋以來、藩鎭多く樂府を作りて朝廷に獻ず、此れは于頔の獻じたる樂府の曲名、「天保」玄宗の年號、天寶の音通、「蔡琰」字は文姬、蔡邕の女なり、匈奴にとらはれ十二年にして歸り胡笳十八拍詞を作る、「族從」家屬從親、「移」遣すなり

月、朝夕當來此、張籍在和州居
喪、家甚貧、恐足下不知、故具此
白、冀足下一來相視也、從彼至
此雖遠、要皆舟行可至、速圖之、
吾之望也、

段落　第四大段なり、

講說　李習之は吾が亡兄の女を娶ることゝなり、婚禮は來月なれば、朝夕の內には此地に來る筈なり、又張籍は和州にて喪に籠りつゝあり、家甚だ貧窮なり、足下多分知るまじきが故に具さに今御報致すなり、足下來られなば、四人久振にて揃ふことなれば、何とぞ一たび來つて會見せられよ、貴地より此に至るには道程頗る遠くはあれど、要するに舟に乘つて來ることを得べきが故に、至急其都合をせられたし、

注解　「李習之」名は翺、韓愈の門人、文豪なり、「亡兄」名は弇、「彼」孟郊の現在地湖州武康を指す、

總說

此れ短篇なるが上に、又甚だ結構を費さずと雖も、情致あり、風韻あり、妙品と稱すべし、

本集には、「吾之望也」の下に、春且盡、時氣向熱、惟侍奉吉慶、愈眼疾比劇甚無聊、不復一一、愈再拜、の二十七字あり、始めて書牘の體を成す、然るに沈本は妄に之を删り去る、眼識なしと謂ふべし、

纂評

○林西仲評　人生知己最も相遇ひ難し、卽ち相遇ふも亦同じく一方に在る能はず、若し同じく貧賤寥落に在らば、尤も悲むべきなり、公の詩、東野と唱和聯句最も多し、化して雲龍となり、上下四方相逐はんと願ふ、則ち其交情他人の比すべきに非ず矣、攷ふるに公東野より少き十六歲想ふに交を定むる先に在らん翺籍二人、同じく文を爲るを學ぶを以て、遂に兩家の姻戚となる、其東野を送るの序も亦二人を帶叙內に在り、蓋し此れを以てなり、張徐州公を知る者に非ず其從事皆孟が比に非ず、益す與に伍を爲し難し、江湖の樂、激するあつて談ず、是書を細讀せば自ら見ゆ、

○沈德潛評　只澹々たる一二語、深情を傳出す、篇中三樂字、一悲字、一幸字、天然の關照、

且苦矣、混々與世相濁、獨其心追古人而從之、足下之道、其使吾悲也、』

段落　第二大段なり、

講說　足下は生來才高く氣清く、古人の道を行ひつつ今日の世に處り、耕すべき田もなく、辛うじて衣食し、貧窮の身ながら父母に事へ、左に右に善く介抱して、孝道に違ふことなし、足下の心を用ふることは如何にも勤めたり、足下の身を處することは如何にも勞苦なり、其外形に於ては此の世俗と共に濁れども、其心は後世より古人を慕うて其道に違はず、足下の道は吾れをして悲に堪へざらしむ、

去年春、脫汴州之亂、幸不死、無所於歸、遂來於此、主人與吾有故、悲其窮、居吾於符離睢上、及秋將辭去、因被留以職事、默々在此、行一年矣、到今年秋、聊復辭去、江湖予樂也、與足下終幸矣、』

段落　第三大段なり、

講說　去年の春汴州の亂に遇ひしが、其危難を脫し、幸に生命を全うせしかども、往いて依るべき所なかりしかば、遂に此の徐州に來れり、然るに節度使は已れと故舊の緣あり、余の困窮を憐み、余を符離なる睢水と云へる河の附近に居けり、秋に及び將に此地を辭し去らんとせし處、節度使は職務を授けて吾れを引留め、之が爲め默々として此に在ること殆ど一年に及べり、今年の秋に至らば兎も角も辭し去るの考なり、江湖は余の樂なれば、足下と共に江湖に終らば誠に幸福なり、

注解　「主人」徐州節度使張建封を指す、「留以職事」節度府の椎官となれるを謂ふ、「江湖」廊廟又は朝廷に對して言ふ、

李習之娶吾亡兄之女、期在後

段落　凡そ四大段より成る、篇首より第二の「足下知吾心之樂否也」に至るまでを第一大段となす、孟郊を思ふ所以を言ふ、「足下才高氣淸」より「其使吾悲也」に至るまでを第二大段となす、孟郊の爲に悲む所以を言ふ、「去年春脫汴州之亂」より「與足下終幸矣」に至るまでを第三大段とす、最後の理想を敍す、「李習之娶吾亡兄之女」より篇尾に至るまでを第四大段となす、徐州に來るべきことを勸む、

與足下別久矣、以吾心之思足下、知足下懸々于吾也、各以事牽、不可合幷、其於人々、非足下之爲見而日與之處、足下知吾心樂否也、吾言之而聽者誰歟、吾唱之而和者誰歟、言無聽也、唱無和也、獨行而無徒也、是非無所與同也、足下知吾心樂否也』、

段落　第一大段なり、樂まざる境遇を言ふ、

講說　足下と一別以來已に久しくなりぬ、吾が心に於て足下を慕ふにより、足下に於ても亦僕に心を寄せらるゝことゝ推察す、此の如き深交の間柄なるに、各事情の爲に牽かされて一處の地に居る能はず、斯くて他の人々は迚も足下と同一と思はれず、然るに日々其人々と居ることゆゑ、足下は吾が心の樂むや否やを知らるべし、譬へば吾れ何事か言ひ出すに、之に耳を傾くる者は誰ぞ、吾れ詩を唱ふるに之を和する者は何人ぞ、言へども聽く者なく、唱ふれども和する者なく、單獨に事を行ふのみにて相手となる者なく、是非ともに吾れと一致する者なし、足下吾が心の樂むや否やを知らるべし、

足下才高氣淸、行古道處今世、無田而衣食、事親左右無違、足下之用心勤矣、足下之處身勞

總説

韓愈は初めより淮西の事に於て主戰論者なるが故に柳中丞の風を聞き快心に堪へず、前書は乃ち其感情を發露せし者にして、文は固より巧妙なれども特別の意思あるに非ず、此篇に至りては直ちに己れの宿論を陳べ、柳中丞をして之を行はしめ、以て平賊の功を速にせんと欲したる者なり、此れを以て作者が經濟の才ありとなすは大早計なれども、其實用に志ありて、一味迂濶の文士に非ざることは亦以て見るを得べし、

文章より之を觀るに、前篇には淮右の賊勢を略して、專ら諸將の驕傲なる態度を寫せり、是れ下の書生の一段を引起すためなり、然るに此篇の主意は、末段勝を制するの策に在り、故に先づ賊の形勢より說き起せり、又中段中丞の勇を頌するは、將に召募兵を以て敵を制するの策を進めんとするの階段なり、而して行事適機宜の二語は前を束ね後を起す、末段召募の策は則ち謂はゆる機宜、

纂評

○沈德潛評　雄深雅健、我が漢京を弘む、末に召募の徵兵に勝るを以て、其甲兵用ふるに足り、以て進取を圖らんと欲す、此れ韓公の經濟、淮西の事宜を上る、已に此意を見る、而して此篇又切實に之を言ふ、

與孟東野書

解題　孟東野、名は郊、東野は其字なり、湖州、武康の人、少より嵩山に隱る、性質狷介にして人と合はず、韓退之一見して忘形の交をなす、年五十始めて溧陽の尉となる、日々詩を賦して事を事とせず、公務多く停滯せりと云ふ、卒して貞曜先生と諡す、此文は、書體の中に於て多く尺牘體を帶びたる者なり、

動機　韓愈徐州に在りし時、長官より以下僚屬に至るまで一人も心事を語るべき者なきより、昔日孟郊と交歡せし時を想起し、此書を贈りて無聊寂寞の感慨を訴へしなり、

主意　孟郊の一たび徐州に來るべきことを勸むるに在り、

何如、儻可上聞行之否、

段落　第四大段の第一小段なり、機宜に適せる意見を述ぶ、

講說　夫れ遠方より兵士を徵するときは、兵役に赴く者に在つては故鄉を離れて旅行の苦、父母妻子に別るゝ辛あり、留守に殘りて行かるゝ身に於ては空閨に怨を抱き、又は出立の仕度、見送等の騷あり、本營に於ては兵糧を送り若しくは入費多端の困難あり屯營地の方に在つては姑息手段と主客の別を立つる等の憂あり、急に之を使へば則ち怨み、緩に之を待てば命を用ひず、孤軍他處に離れ居るが故に形勢全く薄弱となり、又遠方より來りしことゝて賊の事情を審にせず、敵と對陣するに當り恐れ駭き、到底功あることを得ず、若し土人を召募せば必ず豪勇を得べく、賊を熟知せるが故に其氣力の程度をも辨ふることなれば、從つて賊が來ると聞き、驚くが如きことなく、己の鄉里を愛するに因り、進んで戰ふ勇氣あり、されば徵兵の一萬は召募兵の數千に若かず、愈は此の如き意見なるが、閣下は何如に思はるゝや、或は政府に上奏して之を施行するやうに運ぶや否、

注解　「羈旅」他鄉に行くなり、「怨曠」孟子の怨女曠夫より來る、配偶者なくして、無聊に堪へざること、「浮寄孤懸」舟の岸を離れて水上に漂ひ、物の空中に懸りて接續する所なき形容、「請委」十分知り抜くこと、「儻」もしくはと讀む、或はと云ふが如し、

計已與裴中丞相見、行營事宜、不惜時賜示、幸甚不宣、

段落　第四大段の第二小段なり、將來相談に與らんことを望む、

講說　日數里程等より考へ見るに、最早裴中丞と會見ありしならん、（然らば自然此事に就いても商議あるべし）行營の事宜は時々通知を賜りたし、惜み給はず幸甚、不宣、

注解　「裴中丞」裴度を謂ふ、裴度は五月を以て行營宣慰となれるが故に、會見の事を想像せしなり、「不宣」筆の、心の如く達せざるなり、

文法　事宜の二字は、尚ほ「機宜」の字を承く、

失地、旬載可坐而得、況此小寇、安足置齒牙間、勉而卒之、以俟其至幸甚、』

段落　第三大段の第三小段なり、答書の意に因り之を勵ます、

講說　夫れ衆人の心力耳目を一致せしめ、軍隊の至る所、時雨の降るが如く人民に恩澤を被らすが如きは、夏殷周の三代に於ける聖人の兵を用ふる仕方と雖も、此遺口の外に出でずとは御書狀に言ふ所なるが、閣下果して能く其言を履行し、從つて倦怠することなく、形勢の利益ある地點を得て甲兵も用に立つべき資格あらば、國家が以前失ひたる土地と雖も、十歲を出でず坐しながら恢復するを得べし、況や淮西の如き小敵などは、齒牙に掛くるに足らず、願はくは勉めて終りまで初めの心懸けの如くせられ、以て其成功の時を待たれなば、何の幸か之に若かん、

注解　「夫一衆人心力」來書言ふ所の意を摘して答へたるなり、「以無倦」豪傑の作用は、初に奮發して事を擧ぐるを難しとせざれども、曠日彌久の後には漸く弛怠の念を生じ、終始一の如くならずして不成功に終るの憂あり、是れ之を忠告せし所以なり、「故所失地」河西、隴右等、

夫遠徵軍士、行者有羈旅離別之思、居者有怨曠騷動之憂、本軍有饋餉煩費之難、地主多姑息形迹之患、急之則怨、緩之則不用命、浮寄孤懸、形勢銷弱、又與賊不相諳委、臨敵恐駭、難以有功、若召募土人、必得豪勇、與賊相熟、知其氣力所極、無望風之驚、愛護鄉里、勇於自戰、徵兵滿萬、不如召募數千、閣下以爲

て沈默せしめ、其生膽を拔かれたり、（是れ何等の勇氣ぞや）、

注解　「行間」行伍の間、隊列陣列の間、「凜然」きびきびし、「儒雅文字章句」經學文章讀書と云ふが如し、

愚初聞時方食、不覺棄匕箸起立、豈以爲閤下眞能引孤軍單進與死寇角逐、爭一旦僥倖之利哉、就令如是、亦不足貴、其所以服人心、在行事適機宜而風采可畏愛故也、

段落　第三大段の第一小段なり、中丞の將略を得たるを頌す、

講說　愚初め此事を傳聞せし時丁度食事中なりしが喜ばしさの餘り匕や箸を投げすてゝ起ち上りぬ、是は閤下が眞に能く孤立の一軍を引き、單獨に進行し、死にもの狂ひの敵と對抗して、一旦僥倖の勝利を爭ふことと思ひしならんや（決して之が爲め喜びしに非ず）縱令右の如しとすとも亦貴ぶに足らず、閤下が人心を服する理由は、其事の行ひ方が皆機會の適宜に發り、而して風采の畏るべく愛すべきに在るが故なり、

注解　「引孤軍」公行くとき、止だ卒六千を選んで安州の刺史李聽に屬す、

是以前狀輒述鄙誠、眷惠手翰遠答、益增忻悚、

段落　第三大段の第二小段なり、前書の答簡を得たることを叙す、

講說　右の次第なれば、前回の書狀には卑見を述べたる處、閤下には眷顧を賜ひ返簡を惠まれ、益す欣喜恐縮に堪へず、

夫一衆人心力耳目、使所至如時雨、三代用師、不出是道、閤下果能充其言、繼之以無倦、得形便之地、甲兵足用、雖國家故所

なく、洛汝襄荊許潁淮江の各地方之が爲に騷然として安からず、

注解　「比」此頃なり、「靡弊困頓」盡き疲るゝなり、「三州」申州光州蔡州なり、「蚊蚋蟻蟲之聚」烏合の賊徒を喩ふ、蚋はあぶなり、「兒豎」豎は童僕の未だ冠せざる者、賊魁呉元濟を指す、「煦濡」温め恤むなり、「提童子之手」董重質、呉光濟の謀主たり、

文法　淮西の賊小寇なるに拘らず、國家の大害を爲すを言ふ、筆勢風雨の至るが如し、

丞相公卿士大夫、勞於圖議、握兵之將、熊羆貙虎之士、畏懦蹙縮、莫肯杖戈爲士卒前行者、

段落　第二大段の第一小段なり、文武百官の無能を言ひ、以て下段中丞の大作用あることを起す、

講說　以上の形勢なるより、内に於ては宰相を始として公卿士大夫に至るまで征討の計策に心を勞し、外に於ては兵權を握れる將校より熊虎の如き武夫に至るまで、畏縮するのみにて、戈を杖つき士卒の先に進んで一軍を鼓舞する者なし、

注解　「熊羆貙虎」羆はヒグマ、貙は虎に似て五爪ある猛獸、

獨閣下奮然率先、擧兵界上、將二州之守、親出入行間、與士卒均辛苦、生其氣勢、見將軍之鋒穎、凜然有向敵之意、用儒雅文字章句之業、取先天下武夫、關其口而奪之氣、

段落　第二大段の第二小段なり、中丞の武人を壓倒するを言ふ、

講說　然るに閣下一人のみ奮つて天下に率先し、兵を國界に擧げ、鄂岳二州の州守を率ゐ、自身軍隊の間に出入して士卒と辛苦を同じうし、士卒をして元氣を生ぜしめたり、將軍の兵鋒の鋭きを見るや、武者顫をなして敵に向はんとするの意あり、閣下は儒雅文字章句の業を以て天下の武の先魁をなし、彼等をし

再與鄂州柳中丞書

解題　同前、

動機　中丞の爲に策を建て、召募の法を行はしめんとすると在り、

主意　徵兵は募兵に若かずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「洛汝襄荊許潁淮江爲之騷然」に至るまでを第一大段となす、淮西の形勢を叙す、「丞相公卿士大夫」より「而奪之氣」に至るまでを第二大段となす、中丞の勇を叙す、「愚初聞時」より「以俟其至幸甚」に至るまでを第三大段となす、中丞の復書に對する挨拶を述ぶ、「夫遠徵軍士」より篇尾に至るまでを第四大段となす、策を叙す、

愈愚不能量事勢可否、比常念淮右以靡弊困頓、三州之地、蚊蚋蟻蟲之聚、感兒豎呴濡飲食之惠、提童子之手、坐之堂上、奉以爲帥、出死力、以抗逆明詔、戰天下之兵、乘機逐利、四出侵暴、屠燒縣邑、賊殺不辜、環其地數千里、莫不被其毒、洛汝襄荊許潁淮江爲之騷然、

段落　第一大段なり、

講說　韓愈本と愚者なるが故に、時事世勢の如何なれば可にして、如何なれば不可なるを知らずと雖も、近來常に心に懸ることは、則ち淮西の賊が財力兵力兩つながら衰弱に及びたる僅か三州の地、蚊や蟻の如き寄集りの勢を以て、兇惡なる豎子の飲食其他取るにも足らぬ些細の恩惠に感じ、子供の手を取つて之を堂上に坐ゑ、奉戴して元帥となし、死力を出して天子の明詔に抵抗して天下の兵を引受け、機會に乘じ利益を逐ひ、四方に出でゝ侵略を逞しうし暴惡を行て、都會の地を屠るなり燒くなり、罪もなき人民を虐殺し、其地の周圍數千里の間は其毒を被らざる所

者、不ㇾ在ㇾ彼而在ㇾ此也』、

段落　第三大段なり、

講說　韓愈は誠に臆病柔弱にて戰時の役に立たざれども、下方に在つて閣下の風を聽き、之が爲に刺激せられて氣力を增し、朝廷に於て多數の人が寄集れる席に於て閣下の武勇を誇り、武人をして面目を失はしめ、彼れ此れ言ふ者をして、一國の兵に將とし、人の司命たるべき者は、武人に非ずして學者に在ることを知らしめんとせり、

注解　「下風」左傳僖十五年に出づ、「稠人」人ごみ、「不在彼而在此」彼は武人、此は書生、「司命」人の生死を司ると云ふ意、

文法　彼の字を以て第一大段を收め、此の字を以て第二大段を收む、

臨ㇾ敵重愼、誡ㇾ輕出入、良用自愛、以副ㇾ見ㇾ慕之徒之心、而果爲ㇾ國、立ㇾ大功ㇾ也、幸甚幸甚』、

段落　第四大段なり、

講說　敵陣に臨み大事をとり用心をなし、出入とも輕々しきことなきやうに意を着け、誠に自ら其身を愛し、閣下を慕ふ人々の心に叶はしめ、果して國の爲に大功を立て給はゞ幸の至なり、

注解　「良」誠、「副」かなふ、

總說

武人一段、書生一段、自己一段、希望一段、文の排次整然、學ぶべし、初め先づ武人の二字を出だし、閣下書生也の一句を以て直ちに柳中丞に入り、法文、就武の四字を以て前段との關係を生じ、「爲戎臣師」の一句、卽ち文武を合拍して一となす、怯弱の二字暗に書生たることを示し、在此不在彼の句前段を收拾す、而して起勢の雄悍なる、七十餘字一氣呵成、其他の文辭も亦一軟語なし、故に文法嚴と雖も乃ち能く流動す、

纂評

○沈德潛評　文獨り書生の爲に氣を吐く、時に諸將功なし、韓公淮西の事宜を論ずるに因り、執事に疾まる故に此書中に於て之を暢言す、

武、鼓三軍而進之、陳師鞠旅、親與爲辛苦、慷慨感激、同食下卒、將二州之牧、以壯士氣、斬所乘馬、以祭踶死之士、雖古名將、何以加茲、此由天資忠孝、鬱於中而大作於外、動皆中於機會、以取勝於當世、而爲戎臣師、豈常習於威暴之事、而樂其戰鬪之危也哉、』

段落　第二大段なり、

講說　閣下は元來書生なり、習ふ所は詩書禮樂、修むる所は仁義の道、守る所は法律制度なり、然るに一旦文職を去つて武事につくや、三軍を勵して之を進め、兵士を陳列して軍令を下し、親しく士卒と辛苦を同じうし、叛亂を憤慨し國恩に感動し、食物は下等の士卒と一樣にして、鄂岳二州の兵を率ゐて兵氣を引立て、其乘馬が馬卒を蹴殺したりとて其馬を斬り、馬卒の靈を祭りしが如き、其部下に於ける、古の名將と雖も如何にして此上に出づることあらん、此れ皆閣下の資性忠孝なる其精神が中に滿積せし者が作用となつて外に出でたる爲なり、さればこそ其擧措は皆時機に的中し、勝を當世に取つて武臣の模範をなせり、豈に威武暴力の爭に習ひ、而して戰爭の危險を樂まんや、（其學問道德より生ずる自然の結果なり）、

注解　「三軍」上軍中軍下軍、之を三軍と謂ふ、「陳師鞠旅」詩經釆芑篇の語、陳はツラヌ、並べる、鞠は告ぐる、二千五百人を師となし、五百人を旅となす軍隊の總稱、「踶死」蹴殺す、「作」發作の作、「戎臣」武官、

愈誠怯弱、不適於用、聽於下風、竊自增氣、誇於中朝稠人廣衆會集之中、所以羞武夫之顏、令議者知將國兵而爲人之司命

彼而在此也」に至るまでを第三大段となす、自ら誇る所以を言ふ、「臨敵重愼」より篇尾に至るまでを第四大段となす、柳中丞に對する希望を述ぶ、書式に於ける表面上の主意は此に在り、

淮右殘孽、尙守巢窟、環寇之師、殆且十萬、瞋目語難、自以爲武人、不肯循法度、頡頏作氣勢、竊爵位、自尊大者、肩相摩、地相屬也、不聞有一人援桴鼓、誓衆而前者、但日令走馬來求賞給、助寇爲聲勢而已、』

段落　第一大段なり、

講說　淮右の打洩されたる賊徒今尙ほ其棲家を守り、此敵を包圍しつゝある軍隊は凡そ十萬ばかりあるが如し、彼等官軍の情態を見るに、目をむきだし譯のわからぬむづかしき辭つきを爲して人に傲り、自ら己れは武人なりと、武人を盾として國の法規を守らず、負けず劣らず勢を張り、徒に武官たる爵位を竊み、自ら尊大に構ふる者、人にて言へば肩が觸れ合ふほど多く、地にて言へば此輩の居る所相連る、而も其中一人たりとも桴を手にして進軍の鼓を打ち、衆卒に誓つて突進する者なく、但だ日々騎馬の使を都に馳せ、恩賞を請ふことを能事となす、是れ敵を助けて勢力を附するに止まり、（國家に取り害あるも益なき輩なり）、

注解　「淮右」淮水の西部、「殘孽」孽は妖蟲なり、淮西の賊魁吳元濟を指す、「巢窟」禽の巢獸の穴、賊の根據地を賤みて言へる語、「環寇」環は取りまく、寇は讎敵、「殆且」まづ近い、「瞋目語難」瞋は怒らす、語難は澁つて重き語、莊子の說劍篇に出づ、「循」つきしたがふ、「頡頏」飛んで上るを頡と曰ひ、飛んで下るを頏と曰ふ、「屬」つらなる、「援桴」援はひくと訓ず、桴は大鼓のブチ、「前」すゝむ、

閣下書生也、詩書禮樂是習、仁義是修、法度是束、一旦去文就

に體裁も亦異らざるを得ず、卽ち佛骨表の如く君心と車體との拘束なきを以て、十分に排佛の精神を發揮して餘蘊なし、佛の信不信に關する是非は姑く措き、作者の排佛論は此に至つて根柢を見はせし者、文章の妙は諸家の評之を盡せり、

纂評

○茅鹿門評　翻覆變幻、昌黎の書、當に此を以て第一とすべし、古來書は司馬子長、任少卿に答ふるより後獨り昌黎を工となす、而して此書尤も昌黎の佳處、

○顧廻瀾評　昌黎平生轟々烈々の處、盡く闢佛の一節に在り、此れ其自負する所なり、謂ふ、言大にして誇に非ざるあり、此類に非ずや、此作自ら世道に關す又但だ文字の工のみならず、

○沈德潛評　此文乃ち原道の根柢、道字を以て骨子となす、上半、貶後に因り佛法を信奉し、以て福利を求めざるを言ひ、來書少しく釋氏を信奉する句に答ふ、下半、大に佛を闢く所以の故を明にし、道を明にするを要す、此等の文を熟讀せば、識見を增長し、又筆力を增長せん、

與鄂州柳中丞書

解題　柳中丞は名を公綽と曰ふ、鄂岳（州名）觀察使たり、元和十年正月、宣武等十道に命じ、吳元濟を討つ、二月柳公綽は、兵五千を派遣して安州の刺史李聽を援ふべしとの命を受く、公綽曰く、朝廷は我が書生にして兵を知らざるを以てか我れ豈に兵を知らざらんやとて、自ら出征を請ひて許可を得たり、已に至れば號令嚴肅にして、其軍事を處置するや諸將服せざるなく、士卒は爲に死を效すを樂み、戰ふ每に皆勝つ、

動機　學者の氣焰を吐いて、武人に對する不平を洩すに在り、

主意　將たるの資格が武人に在らずして、書生に在ることを言ふに在り、

段落　四大段より成る、篇首より「助寇爲聲勢而已」に至るまで第一大段となす、武人の驕つて用なきを譏る、「閣下書生也」より「樂其戰鬪之危也哉」に至るまでを第二大段となす、書生の反つて古名將の風あるを言ふ、「愈誠怯弱不適於用」より「不在

能はざりしに、韓愈は大經大法の已に破れたる後に於て之を保全せんとするは、扨も自己の力を量らず、其上己れの身は危險に陷り、之を救ふに先きだつて早くも死するに至るや明なり、

注解　「救之」之は道を指す、

文法　此に至つて孟子を收め去る、

『雖然使其道由愈而粗傳、雖滅死、萬々無恨、天地鬼神、臨之在上、質之在傍、又安得因一摧折、自毀其道以從於邪也、』

段落　第四大段の第三小段なり、死を以て佛を排するほど故、佛を信ずるの理なきを言ふ、

講說　縱令此道を救ふを得ずして死すとするも、若し余の守る所の道が愈に由つて少しなりとも傳はるを得ば、己れの身は死すとも萬々恨むことなし、天地鬼神臨んで上に在り、質して傍に在り、又何ぞ一たび挫折したるに因つて、自ら己れの貴き道を毀ちて夷狄の邪敎に從ふことあらんや、

注解　「粗傳」大略傳はるなり、

文法　天地鬼神の句は「天神地祇昭布森列」を承く又安云々は一篇の主意を收む、

『籍湜輩雖屢指敎、不知果能不叛去否、辱吾兄眷厚、而不獲承命、惟增慙懼、死罪死罪、愈再拜、』

段落　第四大段の第四小段なり、餘波を以て門人に及ぼし、兼ねて書翰の附言を錄す、

講說　籍湜の輩には屢ば聖敎を指敎したれども、果して堅固に之を守り、叛き去らざるや否を知らず、吾兄の厚意を辱うし而も仰に從ふ能はず、惟だ慙愧を增すのみ、死罪死罪、愈再拜、

注解　「籍湜」張籍と皇甫湜の二人にして、共に韓公の門人、

總　說

此文は佛骨表と相表裡する者にして、彼は朝廷に建言せし者、此は學者間に流傳の目的を以て書きたる者、均しく排佛の文字なりと雖も、主意已に異るが故

る大原則、「壞爛」やぶれたゞる、「存十一於千百」千の中の十を存し、百の中の一を存す、卽ち僅ばかりを存するを云ふ、「服左衽而言侏離」衣服のえりは左り前に合せ、言語は不明となる、是れ夷狄の風俗なり、「功不在禹下」禹は大洪水を治めたるが、孟子の邪說を退治せし功は、其上に出づとも之に劣らず、

漢氏已來、群儒區々、修補百孔千瘡、隨亂隨失、其危如一髮引千鈞、綿々延々寖以微滅、於是時也、而唱釋老於其間、鼓天下之衆而從之、嗚呼其亦不仁甚矣、

段落　第四大段の第一小段なり、釋老の害を論ず、

講說　漢より以來群儒區々として聖道が楊墨の爲に受けたる無數の手傷を繕ひしかども、手を入るれば入るゝほど亂れ失ひ、其危きこと、一本の毛にて千鈞の重ある者を引くが如く、綿々と細く延々と長く、次第に絶滅せんとする姿なり、此の時に當り佛法、老子の道を其間に唱へ、天下の民衆を驅り立てゝ邪道に引込むに至つては、扨も亦不仁なり、

注解　「區々」色々と手段を盡すなり、「百孔千瘡」孔はアナ、瘡は傷、百千のアナ百千の傷、「隨亂隨失」一箇處の修繕が出來たと思へば、又他の一箇處が破綻する、「綿々延々」細くなつてつゞく、

釋老之害、過於楊墨、韓愈之賢、不及孟子、孟子不能救之於未亡之前、而韓愈乃欲全之於已壞之後、嗚呼其亦不量其力、且見其身之危、莫之救以死也、

段落　第四大段の第二小段なり、謙遜の語を以て自任の意を述ぶ、

講說　佛氏、老子の害は昔の楊墨以上なるに、之を攻擊する韓愈は孟子の賢なるに若かず、孟子は六經の未だ亡びざりし以前に在つて尙ほ聖道の衰運を救ふ

始皇の設けたる所、漢の時となりても尙ほ其儘なりしが、景帝に至り始めて之を廢せり、「十亡二三」十の中失ひし者二三、「故學士」古き學者、「全經」燒けて殘缺となりし以前の經書、

其禍出於楊墨肆行而莫之禁故也、孟子雖賢聖不得位、空言無施、雖切何補、然賴其言而今之學者、尙知宗孔氏崇仁義、貴王賤霸而已、其大經大法、皆亡滅而不救、壞爛而不收、所謂存十一於千百、安在其能廓如也、然向無孟子、則皆服左袵而言侏離矣、故愈嘗推尊孟子、以爲功不在禹下者爲此也、

段落　第三大段の第三小段なり、孟子の功を贊す、

講說　正道の危機が斯くまでに至りたる禍は、楊墨が自由に世に行はるれども之を禁制せざりしに由る、孟子は聖人なれども其位を得て爲政者とならざりければ、其議論は實行の伴はざるもの、即ち空言にして施行を缺くを以て、何程切當なりとも何の利益あらん、然れども一方より言へば、孟子の議論が世に存する御蔭にて、今の學者は尙ほ孔氏を本宗とし、仁義を崇め、王道を尊び霸術を賤むを知りたり、唯だ聖人の大經大法に至つては皆滅亡して救はれず、壞れ燒けて取收められず、謂はゆる千百の中に於て十一を存する者、楊雄の謂ひたる廓如の如きは何處にありや、然れども昔し孟子なかりしならば、服は左袵となり、語は訛り、全く夷狄の風と化し去りしならん、故に韓愈は嘗て孟子を推尊し、孟子が楊墨を排せし功は、禹が洪水を治めたる功に減ぜずと爲せしは此れが爲なり、

注解　「肆行」我儘勝手に振まふなり、「切」ピッタリと當る、「宗」本家なり、「貴王賤霸」仁義を以て天下を得、天下を治むるを王者とし、術數を以て天下を取り天下を治むるを霸者となす、「大經大法」天下を治む

「廓如」グワラリとなるなり、

夫楊墨行正道廢、且將數百年、以至於秦、卒滅先王之法、燒除經書、坑殺學士、天下遂大亂、及秦滅漢興、且百年、尚未知修明先王之道、其後始除挾書之律、稍求亡書、招學士、經雖少得、尚皆殘缺、十亡二三、故學士多老死、新者不見全經、不能盡知先王之事、各以所見爲守、分離乖隔不合不公、二帝三王、群聖人之道、於是大壞、後之學者無所尋逐、以至于今泯々也、

段落　第三大段の第二小段なり、孟子死後聖道益す衰へたるを言ふ、

講說　夫れ楊墨の學行はれて正道の廢れし以來、殆ど百年を歷て秦に至りしが、秦は先王の法を滅し、經書を燒き拂ひ、學者を穴埋にし、此の如き暴政の結果天下大に亂れたり、秦亡び漢興りしより殆ど百年にも及びし頃、尚ほ先王の道を修明することを知らず、後其藏書の禁令を取去り、少しづゝ散逸せる書物を求め、民間の學者を招きし處、經書の方は或は大破或は不足と云ふ有樣にて、學士の方は老儒多く死亡に及び、新なる學者は盡く先王の事を知るを得ず、銘々自己の見識を以て是となし之を守り、學者の說種々に分れ、彼れと此れと相衝突し、古と比ぶれば一致せず、其當時より言へば公ならず、二帝三王群聖人の道是に於て大に壞れ、後の學者、あとより追つて聖人の眞義を尋ねんとすれども其手懸なく、其儘今日に至り、泯々として絕えんとするの有樣なり、

注解　「燒除經書」秦の始皇、李斯の言に從ひ六經を焚く、「坑殺學士」儒者は咸陽の穴に生埋にせしを言ふ、「挾書律」藏書を禁止する法律にして、是れ亦秦の

せば、必ず無法にも道を守るの人に禍を加ふることなけん、若し小人なりせば、其身已に死したる上、其靈魂は小人の事とて神通なき者なれば、齒牙に掛くるに足らず、天地の神祇は昭々として遍く、森々として竝べり、之を無きものと誣ふることを得ず、人何ぞ佛の靈魂をして其思ふが儘になし、神祇の昭臨まします天地間に禍福恩威を作すことを許容し給はんや、されば佛を上げて君子とすとも落して小人とすとも何れにせよ禍福をなすべき根據なし、然るに之を信ずるが如きは抑も亦惑へる者なり、

文法　惑の字は前の妄の字を受く、

且愈不助釋氏而排之者、其亦有說、孟子云、今天下不之楊則之墨、楊墨交亂而聖賢之道不明、則三綱淪而九法斁、禮樂崩而夷狄横、幾何其不爲禽獸也、故曰、能言距楊墨者、聖人之徒也、楊子雲曰、古者楊墨塞路、孟子辭而闢之廓如也、

段落　第三大段の第一小段なり、孟子楊墨を闢きし功を言ふ、

講說　且つ愈が佛を助けず却つて之を排するものは、是も又理由あることなり、孟子云ふ、今天下の人楊子の學に歸せざれば、則ち墨子の學に赴くと、楊墨交も天下を惑亂し、聖賢の道之が爲に明ならず、其結果として世道人心を維持すべき三綱は沈淪して九法は頽廢し、先王經世の機關たる禮樂も崩れて夷狄横暴を極む、其禽獸とならざるもの果して幾何ありや、概ね已に化して禽獸となれり、故に孟子は言へり、能く議論をなして楊墨を防ぎ退くる者は聖人の徒なりと、楊子雲は曰へり、古は楊墨路を塞ぎしに、孟子言辭を以て邪說を推開き、廓如とヒロビロとなれりと、

注解　「排」向の方へ押して、此方の行く路を作るなり、「楊墨」原道を觀よ、「三綱」父子、君臣、夫婦なり、「九法」書經の洪範にある九疇なり、「斁」やぶる「楊子雲」漢の楊雄の字、此語は楊子法言の君子篇に出づ

佛法に從ひ、其れに由つて福利を求むることをせんや、

注解　「孔子云丘之禱久矣」孔子疾重かりし時、子路天地の神に禱らんと願ひし時、孔子の曰はれし語にて病なりとて神に救を乞ふの要なし、平生善く人の道を守らば神の助くる所となる、卽ち是に過ぎたる禱なしとの意なり、「積善積惡」積善之家有餘慶、積惡之家有餘殃とは、易の繫辭傳の語なり、「方冊」書籍なり、

詩不云乎、愷悌君子、求福不回、傳又曰、不爲威惕、不爲利疚、假如釋氏能與人爲禍祟、非守道君子之所懼也、況萬萬無此理、

段落　第二大段の第四小段なり、佛の恐るゝに足らざるを言ふ、

講說　詩經に云はずや、温厚樂天の君子は、福を求めて邪ならずと、傳に又云ふ、威の爲に畏るゝことなく害の爲に疚しきことなしと、君子の道は此の如きものなれば、縱令佛が人に對して禍をなし祟をなすとも、道を守る君子の懼るべき所に非ず、況や佛が祟をなすと云ふが如き道理は萬々之れなきをや、

注解　「愷悌」和樂なり、「不回」回は邪なり、「傳」春秋左氏傳を謂ふ、「惕」懼なり、「與人」人に對してなり、

且彼佛者、果何人哉、其行事類君子耶、小人耶、若君子也、必不妄加禍於守道之人、如小人也、其身已死、其鬼不靈、天地神祇、昭布森列、非可誣也、又肯令其鬼行胸臆、作威福於其間哉、進退無所據、而信奉之、亦且惑矣、

段落　第二大段の第五小段なり、佛に靈驗なきを言ふ、

講說　其上彼の佛と云ふ者は一體如何なる人ぞや、其所行は君子的なるか小人的なるか、若し君子なり

と號せしが、頗る聰明の性質にて道理に通ぜり潮州は都より遠隔の僻地なれば語り合ふべき程の人物もなく、無聊に堪へざりしが故に、山寺より州廳の所在地へ呼び寄せ、十餘日も逗留せしめしが、此老僧こそ肉體を解脫し、佛理にて何事をも推通し、外物の爲に心を亂されず、之と語り見るに盡く余の辭を解せざれども、大體に於て胸中洒落、何等の蟠りなかりき斯くて得難きの人物と思ひしかば互に親しく往來し、余が神を祭る爲め海上に至りし砌も、其折を以て彼の寺を尋ねたり、後余が袁州に來ることゝなるや、衣服を彼の處に留めて名殘となせしが、此れは人の情より斯くなせしに、佛法を信じ、福田利益を求むる爲には非ず、

注解　「聰明」怜悧を謂ふ、「福田利益」果報なり、

文法　傳聞の誤は大顛と交際せしより起りたれば先づ其交際の性質を辨じたるなり、○「非崇信其法」の二句上を結び下を起す、

孔子云、丘之禱久矣、凡君子行已立身、自有法度、聖賢事業、具在方册、可做可師、仰不愧天、俯不愧人、內不愧心、積善積惡、殃慶各自以其類至、何有去聖人之道、舍先王之法、而從夷狄之教、以求福利也、

段落　第二大段の第三小段なり、守るべき聖人の道あり、佛の必要なきを言ふ、

講說　孔子は、丘の禱る久しと云はれたり、凡そ君子己れを取りまはし其身を立つるには、自ら法度となすべき者あり、即ち其法度となすべき聖賢の事業は、逐一書物の上に在り、效ふことも出來れば師とすることも出來る、此法度によれば、上を向くも下を向くも、天と人に愧づる所なく、又自己的より言へば、內心に愧づる所なし、積善には目出たきこと、積惡には不幸なる事と、各其類を以て至るが故に、君子たる者は善を勸め惡を去るを以て福を求むるの道となすのみ、何として今此貴き聖人の道を去り、夷狄の教なる

萬福』、

段落　第一大段なり、

講說　韓愈白す、先頃使番の者南方より廻つて吉州を過ぎたる節、吾兄の二十四日に御認めの手紙數枚を得たるが、之を拜讀するに及び、一は喜び一は恐れぬ、先づは秋の氣節となりし以來、睡眠食事如何にあらせらるゝや、審ならざれども、恐れながら萬々御幸福の事ならんと存ず、

注解　「行官」四方に出張する役人なり、「番」枚なり、「忻悚」書を得たるを喜び、書中の主意を恐る、「眠食」起居と云ふが如し、

來示云、有人傳愈近少信奉釋氏、此傳之者妄也、』

段落　第二大段の第一小段なり、抽象的に孟尙書の誤解を辨ず、一篇の發端卽ち一篇の大旨、

講說　御來書に申越されたる趣は、或る者が愈は近日少しく佛法を信仰するとの事を申し傳ふる由、右は然樣に申し傳ふる者の虛僞なり、

注解　「有人傳愈近少信奉釋氏」此一句は先方の書中に在る文句なり、

文法　來書中の骨子たる語を捉へ、辨明の問題とす、

潮州時、有一老僧、號大顚、頗聰明識道理、遠地無可與語者、故自山召至州郭、留十數日、實能外形骸、以理自勝、不爲事物侵亂、與之語、雖不盡解、要自胸中無滯礙、以爲難得、因與來往、及祭神至海上、遂造其廬、及來袁州、留衣服爲別、乃人之情、非崇信其法、求福田利益也、』

段落　第二大段の第二小段なり、佛を信ぜざるを言ふ、

講說　愈が潮州に居りたる時一人の老僧あり、大顚

語及同平章事を得、裴晉公を惡んで之を出さんと欲し、其刺客をして晉公の命を戕はしめんと欲すと告ぐる者あるを致す、抗直の節副がず、名を立つる者皆當に以て戒となすべし、稹の若きは惜むに足らず、
○沈德潛評　志を守り屈せざると、人の善を道ふを樂むと、史竝びに書するを得るを見る、甄濟を表する、亦以て侍御を勉むるなり、○濟字は孟成、安祿山刀を封じ之を召す、佯疾を以て免る、繼いで安慶緒之を致す、亦屈せず、後肅宗、僞命を受くる者をして遙に濟を望見し、以て其心に愧ぢしむ、蓋し之を重んずるなり、

與孟尚書書

解題　孟は姓、尚書は官名、此人名は簡、字は幾道、德州平昌の人、最も佛法を嗜み、嘗て佛敎を譯述せり、

動機　元和十四年韓愈が潮州に貶せられし時、大顚と云ふ僧と交際せしことありければ、世人は佛骨を排斥して天子の怒を犯したる韓退之も、近來は佛法を信ずるやうになれりとの風評を爲せり、孟尚書は之を聞きて深く喜び、書を與へて慫慂せしかば、韓愈は憤慨に堪へず、其誤解を辨じ己れの精神を明にせんが爲に此書を送りしなり、

主意　己れは佛教を信ぜざるのみならず、之を排斥することを以て任となす所以を說くに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「伏惟萬福」に至るまでを第一大段となす書信の常套なり、「來示云」より「亦且惑矣」に至るまでを第二大段とす、佛の信ずるに足らざるを論ず、「且愈不助釋氏」より「不在禹下者爲此也」に至るまでを第三大段となす、孟子の楊墨を排せしことを擧げ、己が排佛の淵源を示す、「漢氏已來」より篇尾に至るまでを第四大段となす、守道の志を明にす、

愈白、行官自南廻過吉州、得吾兄二十四日手書數番、忻悚兼至、未詳入秋來、眠食何似、伏惟

すは善の大なる者なれば、足下は彼の父子と關係的に歴史に書かるゝことを得べし、

足下勉逢令終始其窮、而足下年尚強、嗣德有繼、將大書特書屢書、不一書而已也、

段落 第三大段の第一小段なり、徵之に對する忠告を叙す、

講說 足下甄逢を勵まして、其窮困を最後まで繼續すとも行を變ずること無からしむべし、而して足下も今尚ほ四十歳なれば、前途少ならず、今より引續いて德を行はゞ、其事跡は大に頻繁に書せられんとす、唯だ甄濟の事に附帶して一たび書せらるゝのみならず、

愈既承命、又執筆以俟、

段落 第三大段の第二小段なり、自ら史筆に任ずるを謂ふ、

講說 韓愈は既に來意を拜承し、又筆を執つて此後史傳に書すべき事のあるを待つ、

總說

此文筆に隨つて叙し來り、濟より逢に及び、父子二人より徵之に及び、逢と徵之とを併せて之を勵まし、最後に自己を點出す、水到り渠成るが如く、一層一層蕉皮を剝ぐの妙あり、

纂評

○林西仲評　元稹の書意、甄濟の節と其子逢の行とを以て、史氏に分載せんと欲す、但だ濟の節既に朝廷の追贈を受く、史に入る、疑なし、逢は紀すべきありと雖も、安んぞ其終身渝らざるを保せん、古人の謂はゆる棺を蓋ひ論定まるは、正に此れが爲なり、然れども濟の一事あり、逢並び書すべし、卽ち稹も亦因つて書するを得べし、故に倶の字と牽連の二字とを用ひて、以て分載を待たざるの意を明にす、若し分載せんと欲せば、則ち逢果して能く其窮を守るを全うし、稹果して能く其抗直を嗣がば、將來の書す所、斷じて止だ濟が一事の爲に名を得る已ならざるなり、此れ公史館修選を授かりし時書を與へしに因り、次年に至つて之に答ふる此の此し、厥後稹宦官に附し、知制

よ、御身は眞に命に安んじて善を樂む人なり、

注解　「斥不得立朝」御史より江陵の士曹に貶せられしことを謂ふ、

謹詳足下所論載、校之史法、若濟者、固當得附書、

段落　第二大段の第二小段なり、濟に就いての答、

講説　謹んで足下の論述せし所を委細に觀て、之を歴史の法則に校べ見るに、濟の如きは無論附書を得るは當然なり、

注解　「史法」忠節を以て最も重しとなす、

今逢又能行身、幸於方州大臣、以標白其先人事、載之天下耳目、徹之天子、追爵其父第四品、赫然驚人、逢與其父、俱當得書矣、

段落　第二大段の第三小段なり、逢に就いての答、

講説　今逢は又能く其身の行を修め、地方州の大臣に愛せられ、之が爲め其亡父の事を表明して世人の耳目に知らしめ、上は天子の睿聞に達し、其父に第四品の爵を追贈あり、其名赫然として人を驚かせり、逢は此の如く能く父の名を擧げたれば、當然其父と共に史上に書することを得、

濟逢父子自吾人發、春秋美君子樂道人之善、夫苟樂道人之善、則天下皆去惡爲善、善人得其所、其功實大、足下與濟父子、俱宜牽連得書、

段落　第二大段の第四小段なり、徹之を稱贊す、

講説　濟逢父子の史傳に載ることは吾が黨の士より起る次第なるが、孔子の春秋には、君子が他人の善事を言ふを樂むことを嘉す、夫れ苟も他人の善事を言ふを樂むときは、天下皆惡を去つて善をなし、善人は榮ゆべし、此に至つては其功實に大なり、人と善をな

又論逢知讀書、刻身立行、勤己取足、不干州縣、斥其餘以救人之急、足下由是與之交、欲令逢父子名跡、存諸史氏、

段落　第一大段なり、

講説　元微之足下に白す、前年御手紙を頂戴せしが、其中に甄逢の父の濟が安祿山の必ず謀反すべきことを知り、安祿山が官を授けんとせしに、瘖となつて棄て去り、已にして祿山果して反し、天子の名號を立つるに及び、又も甄濟に迫り、己れの方へ誘はんとせし處、濟は死を以て堅く其節を守り、之に應せず、卒に祿山父子に汚されざりし事を論じ、又甄逢が書を讀むことを知り、其身を刻苦して行を立て、己れを働かして、足ることを知り、州縣に向つて位地を求むることなく、己れに餘分あれば之を取り除けて他人の難儀を救へる事を論ぜられぬ、足下は甄氏が此の如き人物なるより之と交際し、父子の名譽事實をば歴史家の記述に留め、堙滅せざらしめんと欲す、

注解　「甄濟」唐書忠義傳に見ゆ、字は孟濟、襄州の人、原と刑部員外郎、衛の青巖山に隱れ、十たび徵せられたれども起たず、「爲瘖棄去」祿山奏して賓介とし、太守鄭遵意をして命を致さしむ、濟瘖となつて免る、「死執不起」祿山、僞節度蔡希德をして白刃を以て之を脅し、以て招に應ぜしめんとす、濟頸を延べて刀を受け、希德、義として之を助けたり「不汚祿山父子事」祿山の子慶緒繼いで起り、濟を東都安國觀に囚ふ「勤己知足」力耕を謂ふ、「存諸史氏」私史に載するなり、

足下以抗直喜立事、斥不得立朝、失所不自悔、喜事益堅、微之乎、子眞安樂之者、

段落　第二大段の第一小段なり、來書に卽いて深く微之の性格を嘉す、

講説　足下は抗直なる性質にて、人の爲さゞる事を企つるを喜び、之が爲め官途より斥けられて朝廷に立つことを得ず、逆境に陷りたれども悔ゆることなく、事を爲さんとするの意思は益す堅し、扨も微之

に寄す、云ふ、少室山人高價を索め、兩たび諫官を以て徵すれども起たずと、實に渤に滿たざるあるなり、時に盧坦も亦一書渤に與ふるあり、語意渾蓄、別に是れ一樣の觀勉、公の諄切に及ばずと雖も、今人の分寸の祿に奔り絲毫の利に走る、群蟻の腥羶に附き、聚蛾の爝火に投ずるが如く、取つて醜と爲さず、貪つて死を避けざる等の語に論及するに至つては、千古仕を求むる行徑を把り、情を盡して繪き出し、渤の爲に價を增せり、快談と謂ふべし、但渤詔に應ずるの後十四年に至り、庫部員外郎となり、使を陳許に奉じ、還りて言ふ、渭南諸縣人多く流亡す、皆聚斂の官、逃戶の税を以て比隣に攤するの致す所、乞ふ詔書を降し禁絕せんと、執政之を惡む、遂に病を謝し歸る、是れ官に服して其言を盡すを得ず、反つて其身を少室に終ふるに如かず矣、噫、

○沈德潛評　其出づるを勸め復た之を激し、出でざるを得ざらしむ、後渤疾を辭すと雖も、朝政得失あれば輒ち附奏陳論、未だ必ず韓公の言に感あるに非ずんばあらず、

答元侍御書

解題　元侍御、名は稹、字は微之、

動機　來書に答ふるに因つて侍御の德を奬勵するに在り、

主意　侍御自ら勉むるときは、大書特筆後に傳ふることを得べしと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「欲令逢父子名迹存諸史氏」に至るまでを第一大段となす、來書の意を敍す、「足下以抗直喜立事」より「足下與濟父子俱宜牽連得書」に至るまでを第二大段とす、答意を敍す、「足下勉逢」より篇尾に至るまでを第三大段となす、餘意を敍す、

微之足下、前歲辱書、論甄逢父濟識安祿山必反、即詐爲喑棄去、祿山反、有名號、又逼致之、濟死執不起、卒不汚祿山父子事、

公、拾遺公倘不爲起、使衆善人不與斯人施也、由拾遺公而使天子不盡得良臣、君子不盡得顯位、人庶不盡被惠利、其害不爲細、必望審察而遠思之、務使合於孔子之道、幸甚、愈再拜、』

段落　第三大段の第二小段なり、速に出でざれば他人に害あるを言ふ、

講說　善人は善人を進むる者ゆゑ、天下の善人たる者、皆拾遺公が朝廷に立つて善人を擧げんことを望む、然るに拾遺公が萬一起つて召に應ぜざるときは、衆善人は拾遺公の惠に與ることを得ず、左れば拾遺公次第にて天子は盡く良臣を得ず、君子は盡く立派の位を得ず、一般の人民は悉く惠利を被らざることとなる、其害は決して少小にあらず、是非とも熟考あり且つ遠く慮をなし給へ、務めて孔子の道に合ふやうにせられなば大慶至極なり、愈再拜、

文法　孔子の道を以て孔子曰を收む、是れ一篇の結穴なり、

總說

此文上半は緩漫にして精采に乏しく、稍辭費の恨あり、後半に至つては、正反の法を用ひて痕跡なく章法尤も備れり、

纂評

○林西仲評　史を案ずるに、元和元年少室山人李渤を徵して、左拾遺となす、渤疾を辭して至らず、然れども朝政得失あれば輒ち附奏陳論すと、註に云ふ、嵩山の東を太室と曰ひ、西を小室と曰ふ、河南府の登封縣に在り、此書疑ふらくは、四年又河南の尹に詔し、再び之を切諭し、必ず其詔に應ぜんを欲す、公適に博士を以て東都を分守し、嘗て樊宗師盧同と往いて謁し、其復た起たざるに因り、故に又之に貽るに書を以てせしなり、始に衆望の殷、世運の隆なるを言つて、以て之を動かし、繼いで其當に起つべく、又疾く起たざるべからざるを言ひ、以て之を促し、因つて起つて疾からざれば己に累あり、起たざるに終らば人に病あるを言つて、以て之を激す、嗣いで公詩あり、盧同

ざる者なれば、孔子の如き仁者義者とは守る所を異にせり、

注解　「異守」己に不可なるの意あり、

想拾遺公冠帶就車、惠然肯來舒所蓄積、以補綴盛德之有闕遺、利加於時、名垂於將來、踴躍悚企、頃刻以冀、

段落　第二大段の第二小段なり、出づるの結果を言ふ、

講說　想ふに拾遺公にして冠を被り帶を束ね、禮裝の上すなほに來られて、平生の抱負を伸べて天子の御德の缺けたる所を補はゞ、其利益は一時に加はり、名譽は將來に垂れん、乃ち體を浮かし足を爪立て、頃刻の中に來られんことを希ふ、

又竊聞、朝廷之議、必起拾遺公、使者往若不許、即河南必繼以行、拾遺徵君若不至、必加高秩、如是則辭少就多、傷於廉而害於義、拾遺公必不爲也、

段落　第三大段の第一小段なり、速に出でざれば、己れの德を汚すべきを言ふ、

講說　又洩れ聞く所に據れば、朝廷の議に於ては是非とも拾遺公を起すべしとの事にて、使者往きても若し許諾せざらば、今度は河南の府尹が自ら出張するに相違なし、其れにても拾遺徵君（徵君とは官位を以て徵さるゝも出でざる者）若し至らざれば、必ず拾遺以上の官祿を加へて之を召すべし、斯くあるときは少き方を辭して多き方に就く次第なれば、廉潔を傷つけ義理を破ることゝなる、拾遺公は此の如きことを爲さぬは必定なり、則ち速に出づるに若かず、

文法　他の高尚の心を貪慾の如くに言廻して之を激せし處、尤も妙なり、

善人斯進其類、皆有望於拾遺

士君子、樂成而享之、斯無時矣』

段落　第一大段の第三小段なり、時の失ふべからざるを言ふ、

講説　方今天子は仁聖に在し、小大の事は皆宰相より出で、善言を樂まるゝの餘り、常に久しく善言を聞かざるが如くに思召し給ふ、されば卽位より今日に至るまで四年の間、凡そ施せし所の者宜しきを得ざるはなく、勤儉の評判と寛大の政治とは、深閨に住へる婦女、草深き處に住へる野人と雖も、皆聞きあき言ひあきる程なり、韓愈は昔の事に不案内なれば、先生に御尋致さんとす、そは別事に非ず、今の世は太平の時運に之れなきや、其上又人力に非ずして至る者あり、卽ち年の作物は豐熟饒多にして、瑞相は重なりて出で、紀綱を犯せる姦賊は逮捕せられ、亂暴の惡徒は或は解散或は畏縮し、草の風を迎へて地に迎へ伏すが如く、若し一事たりとも未だ正道に向はざるときは、自ら不完全なる人の如くに思はれ、四海の中泰平にして、一人も甲冑を被り兵器を執る者なし、此の如き時代に於て拾遺公たる者速に起つて天下の士君子と治世の成功を樂み、其效果を享有せざらば、卽ち出づべき時なからん、

注解　「幽閨」閨は婦人の居る處、「厭饜」饜に同じ、「符貺」符は目出度しるし、貺は賜、「衍」餘あること、「干紀之姦不戰而拘纍」劉闢、李錡を擒にせしこと、「强梁云々」王承宗が德州、棣州を獻せしこと、

文法　士君子は上の朝廷の士に應じ、樂成は上の景星鳳凰に應ず、又「若此時也」の一句は前二百字を括く、

昔者孔子知不可爲、而爲之不已、足跡接於諸侯之國、卽可爲之時、自藏深山、牢關而固距、卽與仁義者異守矣』

段落　第二大段の第一小段なり、出でざるの非を示す、

講説　昔し孔子は、時の道を行ふべからざるを知りたれども、尙ほ道を行はんとして已まず、其足跡は列國と相接せり、然るに若し道を行ふべき時にありながら自ら深山に藏れ、緊く門を閉ぢ固く拒んで出で

十二月某日、愈頓首、

段落　第一大段の第一小段なり、書牘の例語、

講說　十二月何日韓愈頓首して申す、

伏承天恩詔河南敦諭拾遺公、朝廷之士、引頸東望、若景星鳳皇之始見也、爭先覩之爲快、

段落　第一大段の第二小段なり、李渤の人望あるを言ふ、

講說　伏して承るに、天子より恩命を以て河南府に詔を下し給ひ、御手厚く拾遺公に御沙汰ありと、朝廷の士は公が出京の上政府に立たるゝことを聞き、首を長くして東方を望み、公の來るを待ちつゝあり、宛も目出度星や瑞鳥の鳳凰の始めて見はれたると一般先を爭うて公を見るを樂みとす、

注解　「伏承」事敕命に係るを以て敬語を用ひたるなり、「景星」天官書に曰く、景星は德星なり、其狀常なし、有道の國に出づと、

方今天子仁聖、小大之事、皆出宰相、樂善言、如不久聞、自即大位以來、於今四年、凡所施者無不得宜、勤儉之聲、寬大之政、幽閨婦女、草野小人、皆飽聞而厭道之、愈不通於古、請問先生、世非太平之運與、加又有非人力至者、年穀熟衍、符貺委至、若干紀之姦、不戰而拘纍、强梁之兇、銷鑠縮栗、迎風而委伏、其有一事未就正、自視若不成人、四海之所環、無一夫甲而兵者、若此時也、拾遺公不疾起與天下之

雄を誤了す、其謂はゆる通曉する者、時に趨くの才、時に逢ふの智あり、巧官を成全し榮樂身を終ふるに在り、君を匡し時を濟ふの事に於て渉るなし、所以に書中說過又說き、自ら憐み自ら悼み自ら悔ゆるのみ、經傳訓義句讀を究窮し、事業を襲磨し、文章に奮發するが如きは、方に是れ君を匡し時を濟ふの妙手、明君察相に遇ひ、纔に施設すべし、然らざれば世に知己なし、仕路中に於て一點も用ひ著けざるなり、再び簡編の存する所を把り、許の如く奇輿なるを說き得て、以て自己の事業文章皆此れより出づるを明かにす、何等の抱負、然る後寗戚讒明の一得、尙はくは以て知音を邀ふべき處を以て李公の能く己れを薦むるに轉入し、而して詩文を以て獻をなす、其尋常を以て待たれず、其事業文章を得せしめんを欲するなり、

○沈德潛評　力を古文に得、世故を逢迎するに於て自ら通曉せず、知己の振拔を望むあらざるを得ず、格律謹嚴、光焰騰上、第だ李巽庸劣、而して知己を以て之に望む、未だ之を人を知ると謂ふべからず、

與少室李拾遺書

解題　李拾遺名は渤、字は濬之、篤學の士なり、中岳の少室に隱居せり、元和の初、戶部侍郎李巽、諫議大夫韓況の二人天子に薦め、終に右拾遺の官を以て之を召す、河南の少尹杜兼と云ふ者使を遣はし、詔と幣物とを持し、山に卽いて殷懃に出仕を促ししかども、命を拜せざりしかば、韓愈此書を遣れり、渤は其言を善とし、山を出でゝ東都に住し、元和九年著作郞となれり、

動機　李渤をして疾く詔命に應じて出仕せしめんとするに在り、

主意　孔子の道に合せざるべからずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「斯無時矣」に至るまで第一大段となす、李渤の出づべき道理を說く、「昔者孔子知不可爲」より「頃刻以冀」に至るまでを第二大段となす、出づべき時なるを言ふ、「又竊聞」より篇尾に至るまでを第三大段となす、其出でざる害を言ふ、

施し、行は高くして德は大なり、賢人を尙び能者を擧げ、窮困する者を哀み屈する者を悼み、江西の觀察使を勤めらるゝや、江より西方一帶の地は已に其德に化し、其政行はれしが、今又入りて京官を守り、朝廷の大臣となられぬ、天子新に位に卽き、政治敎化に汲々たる時節に當ることゆゑ、善言を出し美事を行つて、宜しく施設する所あるべきや必せり、既に其言を聽くの明あり、又其人を振ふの力あらせらるゝに、若し甯戚の歌鬷明の言を閣下の左右に陳べざれば機會に後れて時を失ふべし、

注解　「鉅」大なり、「屈」志屈して伸びざる者、「內職」京外を外と云ふに對し、京を內とす、「朝廷大臣」兵部侍郎となりしを言ふ、「天子新卽位」順宗の立つを謂ふ、「汲汲」休息せざる貌、「出言擧事宜必施設」言論事業を天下に行はざるべからざるを謂ひ、暗に人材の必要を含む、

謹獻舊文一卷、扶樹教道、有所明白南行詩一卷、舒憂娛悲、雜以壞怪之言、時俗之好、所以諷於口而聽於耳也、如賜覽觀亦有可采、干黷尊嚴、伏增惶恐、愈再拜、

段落　第四大段なり、

講說　謹んで舊作の文章一卷を獻呈す、右は文教道德を扶植する上に於て世に明白にせし所あり、又南行の詩一卷を獻ず、右は憂を緩にし悲を慰め、奇怪の言と時俗の好む所を以て之を雜へたり、是れ吾が口に詠じて人の耳に入れしむる所以なり、如し御覽あらば、此中に采るべき者もあらん、御威嚴を犯し甚だ恐縮を增す、愈再拜、

注解　「謹獻」此二字南行の句に貫到す、「樹」立つるなり、

總說

茅鹿門云ふ、中多く自ら悲み幷せて以て自ら譽むと、是れ韓の常調、沈選每々此の如き作を采り、頌を憚らざるは何ぞや、

纂評

○林西仲評　時事に通曉せざる一語、古今多少の英

講說　夫れ牛角の歌は、其辭は野鄙にして其意義も拙劣なり、堂下の言は傳記に書せざれば、如何なりしかを知らず、されど齊の桓公は牛角の歌を歌ひし甯戚を擧げて宰相とし、叔向は堂下の言をなせし鬷明の手を取つて堂に登せり、是に由つて觀れば人に言ふことの難きにはあらず、其言を聽き分けくれる人こそ遇ひ難きなれ、

注解　「牛角之歌」齊の桓公或夜外出せしに、甯戚と云ふ者己が牽ける牛の角を叩いて歌つて云ふ、南山矸たり白石爛たり、生きて堯と舜との禪に遭はず、短布單衣纔に骭に至る、昏より牛を飯ひ夜半に薄る、長夜漫々何の時か旦と、桓公之を召寄せ、與に語つて之を悅び、遂に大夫とせり、「堂下之言」左傳昭公二十八年、叔向鄭に適く、鬷蔑醜惡、叔向を觀んと欲す、使の器を收むる者に從ひ、往いて堂下に立つ、一言して善し、叔向將に酒を飮まんとす、之を聞いて曰く、必ず鬷明なりと、下つて其手を執り、以て上つて曰く、昔し賈大夫惡、妻を娶つて美、三年言はず笑はず、御して以て皐に如く、雉を射て之を獲、其妻始めて笑つて言ふ、賈大夫曰く、才の以て已むべからざる、我れ射る能はざらば、女遂に言はず笑はず、夫今子少しく鬷からず、子若し言ふなければ、吾れ幾んど子を失ふ矣、言の以て已むべからざるや是の如しと、遂に故知の如し、

伏以閤下內仁而外義、行高而德鉅、尙賢而擧能、哀窮而悼屈、自江而西、旣化而行矣、今者入守內職、爲朝廷大臣、當天子新卽位、汲汲於理化之日、出言、擧事、宜必施設、旣有聽之之明、又有振之之力、甯戚之歌、鬷明之言、不發於左右、則後而失其時矣、

段落　第三大段なり、

講說　伏して以ふに閤下內には仁を蓄へ外には義を

實變之爲雷霆風雨、奇辭奧旨、無不通達、惟是鄙鈍不通曉於時事、學成而道益窮、年老而智益困、私自憐悼、悔其初心、髮禿齒豁、不見知己、』

段落　第一大段の第三小段なり、知己なきを敍す、

講說　然るに天性文學を好めるに、困窮災厄或は悲嘆或は憂愁のみの境遇に陷り、而も之を語り之を訴ふべき關係の者もあらざる處より、遂に經傳歷史及び諸子百家の說を研究し、其意義に心を潛め、其句讀を繰返し、事業を錬磨して文章に活動することを得て凡そ唐虞堯舜より以來苟も書籍の存する限り、譬へば河海の如く大なる者、山岳の如く高き者、日月の如く明なる者、鬼神の如く幽なる者、珠玉や華實の如く小奇麗なる者、雷霆風雨の如く變動的なる者、卽ち其奇なる文辭深き意志に至るまで行き涉らざる所なし、唯だ如何んせん、鄙鈍にして時事に通ぜざるが爲め、學問は成りたれども主義は益す伸びず、年老いてのち智慧益す差支ふ、是に於て我れながら氣の毒と思ひ、痛ましく覺え、文學に從事せざりせばと、當初の心を悔ゆるばかり、頭髮は已に禿げ、齒は落ちて疎となれる今日に及ぶも一人の知己あらず、

注解　「事業」行事として視る、「礱磨」石臼と挽き臼、活字として視る、すりみがく、「纖」細小なり、「珠璣」璣は玉の圓からざる者、「初心」文學を以て身を立てんとするの志を謂ふ、

文法　大之、高之の句法は本と漢代より出で、文章をして典麗ならしむる者なれども、浮誇に失するの弊あり、○不見知己の一句は一篇の骨子なり、前後の脈絡なり、謂はゆる千金の力ある者卽ち是なり、

夫牛角之歌、辭鄙而義拙、堂下之言、不書於傳記、齊桓擧以相國、叔向携手以上、然則非言之難、爲聽而識之者難遇也、』

段落　第二大段なり、

閣下內仁而外義」より「則後而失其時矣」に至るまでを第三大段となす、知己を以て侍郎に望む、「謹獻舊文一卷」より篇尾に至るまでを第四大段となす、知らるべき資料を送付するを言ふ、

十二月九日、將仕郎、守江陵府法曹參軍韓愈、謹上書侍郞閣下、

段落 第一大段の第一小段なり、書面常式の語、

講説 十二月九日、將仕郎守江陵府の法曹參軍韓愈謹で書を侍郞の閣下に上る、

愈少鄙鈍、於時事都不通曉、家貧不足以自活、應擧覓官凡二十年矣、薄命不幸、動遭讒謗、進寸退尺、卒無所成、

段落 第一大段の第二小段なり、官途の不遇を叙ぶ、

講説 韓愈は少年の時より鄙陋にして愚鈍の質なりしかば、時世に適することは悉皆不案内なるが上に、家貧乏にして自活すべき餘裕なく、隨つて試驗に應じ官職を求むること玆に二十年の久しきを經ぬ、然るに運命薄く不仕合にして、兎角人の讒謗を受け、僅かに一寸進みたるかと思へば今度は一尺も退くこととなり、卒に官界に於て何等の成功なし、

注解 「都」すべて、一切なり、「覓」求む、「進寸退尺」暫く御史となりたれども忽ち陽山に貶せられ、江陵の掾に移されし事を指す、

性本好文學、因困厄悲愁、無所告語、遂得究窮于經傳史記百家之說、沈潛乎訓義、反復乎句讀、礱磨乎事業、而奮發乎文章、凡自唐虞以來、編簡所存、大之爲河海、高之爲山嶽、明之爲日月、幽之爲鬼神、纖之爲珠璣華

○林西仲評　一篇譬喩到底、末に只だ自己を點出する一句、人以て布格〔構造方〕の奇となす、而して知らず、科目に應ずる時人に與ふるの書は分明に玉を衒ひ售るを求む、鑽營囑託と相去る幾何ぞ、地歩を自占せざるを得ず、若し喩を借らざれは、恐らくは誇詡に渉るを、況や篇中に謂はゆる尾を搖かし憐を乞ふは此より前き、擧に應ずるの徒營求卑屈、狗の人に依るが如し、謂はゆる熟視覩るなきは、此れより前試を主る諸公の黒白混淆、盲の色を辨ずるが如きを罵り盡す矣、豈に輕薄を以て罪を取らずや、按ずるに公科目に應じ、四たび擧げられて後進士となる、卞和の璞、刖られて數ば獻じ、〔崔立之に答ふる書に詳なり〕其心甚だ苦む、且つ恐らく筆を落さば、必ず許多の干碍〔妨〕あらんを、故に此に出づ、譬喩を以て奇を見すに非ざるなり、

○沈徳潛評　此文窮の字を以て眼目とす、○金人善く戰ひ、鐵騎を選んで衝突するを長技とす、鐵浮屠、拐子馬の如き皆是れ、韓文中周公水火怪物伯樂疏廣數篇、突陣法を慣用するなり、此れ吾が反周武靑の言、宋史劉錡傳に、兀朮白袍を被り、甲馬に乘じ、牙兵三千を以て督戰す、兵皆鎧甲を重ぬ、鐵浮屠と號す、又岳飛傳に、金人勁軍を選び、皆重鎧、貫くに韋索を以てす、三人聯を爲す、拐子馬と號す、官軍當る能はず、飛歩卒を以て、麻扎刀を持し陣に入り仰ぎ見ること無く、第だ馬足を斫らしむ、一馬仆るれば二馬行く能はず、遂に大に敗る、

上兵部李侍郎書

解題　兵部李侍郎とは兵部侍郎李氏と云ふに同じ、名は巽、

動機　〔是れ亦知己を求むるに在り、

主意　此の如き鑒識力量ある人に遇ひて知己を求めざるときは、機會を失ふべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「不見知己」に至るまでを第一大段となす、文學あれども世事に通ぜざるが故に、老年に及ぶも知己なきを言ふ、「夫牛角之歌」より「識之者難遇也」に至るまでを第二大段となす、知己の得易からざるを言ふ、「伏以

於て怪物は試に一たび鳴いて意中を訴ふ、何として有力者が其困窮するを哀れに思ひ、僅かの勞力を忘れて之を淸き水波の處に移しくれざることを知らん（試に試驗官に向つて哀を乞はゞ、或は及第を得べし）

注解　「有力者」韋舍人を指す、「鳴號」此書を指す、

文法　哀の字、窮の字、上文に照應す、

其哀之命也、其不哀之命也、知其在命而且鳴號之者亦命也、

段落　第一大段の第八小段なり、盡く前段を結ぶ、

講說　有力者が哀みくれるも我が自由にならぬことにて天命なり、哀みくれざるも自然の成行きなれば亦天命なり、哀みくれるも哀みくれざるも天命なることを知りながら、兎も角鳴いて之に訴ふるも已むを得ざる立場なれば、是れ亦天命なり、

文法　「其哀之命也」の句を以て五小段を收め、「其不哀之命也」の句を以て第六小段を收め、「知其在命而且鳴號之」の一句を以て第七小段を收め、四個の命の字を疊用して、自己の命が韋舍人の手に在ることを諷す、

愈今者實有類於是、是以忘其疏愚之罪、而有是說焉、閣下其亦憐察之、

段落　第二大段なり、

講說　愈は目下此の怪物の境遇と類するもの故に疏愚の罪を忘れて此の怪物の說を述ぶるに至る、閣下何卒之を憐み察せられよ、

文法　「愈今者實有類於是」　譬喩と正意とを結び憐の字上の哀の字を改む、

總說

此れ寓言の文なり、譬喩の文なり、而して結末に至り纔に正意を出だす、一篇の結構全く莊子より來り、韓文中奇變の作に屬す、且つ其莊子を學びし處全體の一部分に及び、四個の命の字を疊用せしが如き、莊子が悲の字を疊用せしを襲ひたるなり、阿房宮賦の末段亦此に出づ、

纂評

處まで持運ばんか、一たび手を擧げて足を投ぶ程の勞力に過ぎず、(救はんと欲せば容易に救ふことを得べし)、

文法　哀其窮の窮の字、上の窮涸の窮より來る、

然是物也、負其異於衆也、且曰、爛死於沙泥、吾寧樂之、若俛首帖耳、搖尾而乞憐者、非我之志也、是以有力者遇之熟視之若無覩也、其死其生固不可知也、

段落　第一大段の第六小段なり、怪物自負心あつて憐を乞はざる爲め、之を救ふ者なきを言ふ、卽ち己れ氣骨あるを以て、試驗官の同情を得ざるに喩ふ、

講說　然るに此の怪物は、己が普通の物と異り、非凡の處あるを恃むにより、兎角左の如き言を爲さんとす、曰く縱令水を得る能はずして此の儘沙泥の中に爛れ死すとも、寧ろ之を心安く思ふ、若し首を下げ耳を垂れ尻尾を振つて人に憐を乞ふは余の志す所に非ずと、之が爲め有力者が之に遇ひ篤と其有樣を見るも、知らぬ風をなして見ざるが如し、されば怪物は生くるや死するや分り難し、

注解　「負」恃むなり、鼻にかける、「爛死」水棲動物が水を離れて居ることゆゑ、日光に照されてただれ死するなり、「寧」憐を乞ふよりも寧なり、「俛」音フ、俯に同じ、「帖」たれる、「睹」目擊なり、

文法　「異於衆」は上文の「非常鱗凡介之品彙匹儔也」に應じ、沙泥は「天池之濱大江之濆」に應ず、

今又有有力者當其前矣、聊試仰首一鳴號焉、庸詎知有力者不哀其窮而忘一擧手一投足勞而轉之淸波乎、

段落　第一大段の第七小段なり、若し憐を乞はゞ救はるゝも知れざるを謂ふ、卽ち試驗官に哀訴せば或は及第を得るの望あるに喩ふ、

講說　今は又有力者ありて怪物の前に立てり、是に

字を强むる爲に用ふ、「怪物」暗に龍を指す、「常鱗凡介」並の鱗ある者卽ち魚、一般の甲ある者卽ち貝、「品彙匹儔」たぐひ、ともがら、

其得水變化風雨、上下於天不難也、

段落　第一大段の第三小段なり、怪物水を得れば其靈能を施すを得るを言ふ、卽ち自己が及第して位置を得れば功德を施すに足ることを喩ふ、

講說　此の怪物が一たび水を得れば、風や雨に從つて變化を致し、天に上り天より下ることは決して困難の事に非ず、

其不及水、蓋尋常尺寸之間耳、無高山大陵、曠途絕險、爲之關隔也、然其窮涸不能自致乎水、爲獱獺之笑者、蓋十八九矣、

段落　第一大段の第四小段なり、怪物の水に近きも達し難きを言ふ、卽ち自己が及第を得ざるの恐あるに喩ふ、

講說　怪物は已に水邊に在るゆゑ、水に屆かぬことは但し僅の距離なり、其上怪物と水との間に、高き山、大なる岡、廣き路、非常なる谷が邪魔を爲すに非ず、然れど怪物は甚だ力弱り勢涸れて自ら己れの身を水の處まで持行くことならず、神變の性質を具へながら獺の如き下等の動物に侮り笑はるゝ者十の中八九なり、

注解　「尋」八尺、「常」一丈六尺、「尺寸」一尺一寸、「曠途」だゝひろき路、「窮涸」涸は怪物が水にかつえて無氣力なるより云ふ、「獱獺」獱は小獺、

文法　窮の字一篇の字眼なり、

如有力者哀其窮而運轉之、蓋一擧手一投足之勞也、

段落　第一大段の第五小段なり、救の容易なるを言ふ、卽ち試驗官の手心にて如何樣ともなるべきに喩ふ、

講說　若し力ある者怪物の難儀を憐みて之を水ある

體紆餘端厚、最も劉子政（漢の劉向の字）の文に近し、何如んともするなし、時相は趙憬、賈耽、盧邁庸劣の徒なるを、故に三たび上書して竟に一報せず、二篇情を陳べ以て之を感ず、故に情隘れ辭蹙まる、三篇辭を直うし以て之を折す、故に聲色厲に近し、文極めて變態、而して身分太貶なからず矣、獨り首篇を存する所以、外間選本獨り首篇を去する何ぞや、

應科目時與人書

解題　科目とは、進士の試驗に博學とか書判とか宏辭とか種々の條件あり、故に試驗を指して叉科目と曰ふ、貞元九年韓退之は、制擧とて天子の親試を受けんが爲め京師に來り、此書を作りて、試驗官に與ふ、此時の試驗官は韋舍人なり、本集には「人に與ふ」を韋舍人に與ふとす、蓋し實錄なり、

動機　試驗官に知られて及第せんとするに在り、

主意　及落は天命なれども其天命は試驗官の自由なることを言ふに在り、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「且鳴號之者亦命也」に至るまでを第一大段となす、譬喩なり、「愈今者實有類於是」より篇尾に至るまで第二大段となす、實說なり、

月日、愈再拜、

段落　第一大段の第一小段なり、書牘の常式、

講說　何月何日愈再拜す、

注解　「月日」此書の正本には固より何月何日と明記したれども、文稿には略せしなり、

天池之濱、大江之濆、曰有怪物焉、蓋非常鱗凡介之品彙匹儔也、

段落　第一大段の第二小段なり、怪物の非常なるを言ふ、即ち己れの非凡を喩ふ、

講說　海の濱叉は大江の濆に怪物あり、如何にも普通一般の魚若しくは貝の種類部門に屬せず、

注解　「天池」海のこと、莊子逍遙遊に出づ、「曰」有の

似たる筈なり、初より之を模擬して作りたればなりと、第一詩を引き徐々と說き起せしが如き、特に斯かる體を用ひたるのみ、其れ然り菁々者莪を解するに呶々として二百字を費せしは煩と謂ふべく、其弊や無氣力に失す、後世宋の曾南豐、明の王遵巖の文、動もすれば經義を敷衍し、腐氣紙に滿つ、豈に韓愈此等の文、其端を開きしに非ずや、然れども又注目すべき者あり、育才を以て宰相の責となして實行を求むるは、論旨に於て緊要なるに相違なしと雖も、感情上より言へば激切ならざるが故に、力を形式に用ふるの餘裕あり、從つて立辭を古雅にし其意を婉曲にし、務めて彼の怒に觸れざらんとす、故に模擬は恰好の文體にして、又能く模擬の目的を達せし者と謂ふべし、然るに「今有人」の一段は自家の境遇に罹るを以て矯飾に暇あらず、天眞爛漫、彼の本色是に於てか出で、西漢の文に非ずして韓退之の文なり、則ち本篇に於て取るべき所も亦此に在り、之を要するに少作のことなれば、如何に大文豪と云ふと雖も一分の稚氣を免れざるは當然なり、

纂　評

○沈德潛評　儲同人云ふ、文章の西漢に至り、極めて盛ん矣、然れども西漢文原と兩種あり、其一は鄒陽、枚乘の徒たり、辭を屬し、事を綴る、藻耀風流、一家の美なり、東京〔東漢〕以後轉た相倣效、遂に多に誇り靡を鬪はし、駢四驪六の祖たり、其一鼂賈〔鼂錯と賈誼〕の事を論ずる、司馬相如の從諛、子長の發憤、體裁各出と雖も、要皆雄偉頓挫、直ちに胸臆を寫す、其尤も醇なる者則ち董仲舒、劉向楊雄、經術に原本して浮辭を爲さず、雍々乎たる儒者の言、大家の美なり、東京以後追配する者罕なり、沿して魏晉に及んで遺響絕す矣、公此の文是れ漢法を以て六朝を掃ふ、尤も漢の大家の美を以て鄒枚〔鄒陽枚乘〕を掃ふなり、學者概して言ふ、公の文西漢に紹ぐと、知らず六朝の文、其濫觴〔起源〕亦西漢の時に在るを擇ぶ所、如何を顧みるのみ、

大指謂ふ、宰相宜しく人材を長養教育すべしと、君子既に抱負己れに在り、宜しく其成就する所を出だし、以て世に用ひらるべし、上必ず其自ら擧ぐるを待たず、下亦自進に嫌せず、心事青天白日の如く後世の私人を樹て祿位を干めて已むに同じからざるなり、通

文法　曰く詩書孟子、曰く育才錫福、曰く古君子相其君、曰く自進自擧、曰く設官制祿、曰く山林逸遺、上文の各段を收束して一も漏す所なし、

其嘗所レ著文、輒採二其可者若干首一、錄在二異卷一、冀辱賜レ觀焉、干二黷尊嚴一、伏レ地待レ罪、愈再拜、

段落　第五大段の第二小段なり、知られんことを求む、

講說　嘗て作りし文を御參考に供したしと思ひ、是は其中の可なる者若干篇を拔き、別卷に載せたり、何卒御一覽を賜はるべし、尊嚴を犯し汚せし段誠に恐れ多き次第、地に伏して罪を得つ、愈再拜、

注解　「黷」けがすなり、

總　說

孟子以來の大儒を以て自ら任ずる退之の如く、支那絕代の文豪たる退之の如く　尙ほ及第の榮を得る能はずとすれば、唐の科擧なる者亦知るべきのみ、已に科擧に失敗す、如し志を變せんか、己の才學世に施すなきを如何ん、是れ知を宰相に求めて破格の出身を願ふ所以、退之此時二十八歲、年壯氣銳の餘り隱忍する能はざりしこと亦無理ならず、然れども退之の前後を通じて之を觀るに、他の俗物と同じく祿位に汲々たるの嫌あり、而して其自ら鬻ぐや、必ず之を堂々たる理由に托し心に屈して言に傲るの痕跡なきはなし、且つ當時は賢相陸贄（宣公）已に職を退き、趙憬、賈耽、盧邁の三人宰相の位に在り、賈は在職十三年の久しき、國家の安危に關し何等爲す所なく、盧は可もなく不可もなき人物に過ぎずして、趙は反覆の小人なり、此等に向ひ道理を說くも固より容るべくもあらず、縱令用ひられたりとすとも、果して能く化俗安邊の抱負を遂ぐべきや、余豈に退之を咎めんや、支那の學者が往々此の如くにして、退之は其代表者なるを見るのみ、

退之の上二宰相一書凡べて三篇にして、此れは第一書なり、謝疊山選したる文章軌範は第二第三を採り、沈氏の此本は第一を收む、是れ文章上見る所を異にせる爲にして、選者の眼識因つて以て窺ふべし、蓋し此篇は評者多く西漢文に似たりと云ふ、余は以爲へらく、

槁沈溺魁閎寛通之士、必且洋洋焉動其心、峨峨焉纓其冠、于于焉而來矣、此所謂勸賞不必偏加乎天下、而天下從焉者、因人之所欲爲、而遂推之之謂者也、』

段落 第四大段の第四小段なり、特典の效力を擧ぐ、

講說 然るに今書を以て自ら宰相に推薦して仕官を求むる者あつて、宰相は之を辱めず、天子に薦めて爵位を與へ、其書きたる文を四方に示せりと聞かば、貧にして枯木の如くに瘠せ窮して社會の下層に沈溺せる、度量あり時務に通じたる士は、洋々と水の如くに心を動かし、峨々と山の如くに高き冠の紐を結び、于々として來るならん、此の如きは謂はゆる勸賞必ず偏く天下に加へずして天下從ふ者、人の爲さんと欲する所に因つて遂に之を推すと云ふことなり、

注解 「魁閎」魁は大、閎は廣、「通達」行き亘りて融通の利くなり、「于々」步行の貌、

伏惟覽詩書孟子之所指、念育才錫福之所以、考古之君子相其君之道、而忘自進自擧之罪、思設官制祿之故、以誘致山林逸遺之士、庶天下之行道者、知所歸焉、小子不敢自幸、

段落 第五大段の第一小段なり、一々上文の要點を收む、

講說 伏して惟ふに、詩經、書經及び孟子に指示せし所を御覽あり、才を育し福を錫ふ方法を心懸けられ、古の君子が君主の宰相としての道を參考せられて、人材が自ら進み出で己れを推薦するの罪を忘れて、官を設け祿を制する根本の理由を思うて廣く山林に取り遺されたる賢者を引出しなば、天下に於て道を行ふ人士は歸向する所を知るべきか、是れ不肖一人の幸に止まらず、

絶而不悔焉、而方聞國家之仕進者、必擧於州縣、然後升於禮部吏部、試之以繡繪雕琢之文、考之以聲勢之逆順、章句之短長、中其程式者、然後得從下士之列、雖有化俗之方安邊之策、不由是而稍進、萬不有一得焉、彼惟恐入山之不深、入林之不密、其影響昧昧、惟恐聞於人也、』

段落　第四大段の第三小段なり、山林の人材、試驗に應ぜざるを言ふ、

講説　今彼等が衣食は惡しく身體は窮し、麋鹿猿狖等と深山に同棲する所以は、己が時俗に從ひ浮沈する能はざるを以て、自ら覺悟の上官界に緣を絶つて後悔もせざるのみ、然るに國家に於て仕官を爲す者は、是非とも初め州縣に擧げられ、其れより禮部吏部に升げられ、而も其試驗は奇麗なる小細工の文にして、成績の觀察點は音調文勢の順逆や篇章字句の長短に在り、斯くて合格せし上にて始めて下士の列に入ることを得、されば如何に風俗を感化し改良し、國疆を安んじて變亂なからしむべき方策を有する者と雖も、右の手續に由つて少しづゝ進まざれば、萬に一も仕官を得ず、彼等之を聞かば、唯山に入ることの深からず林に入ることの密ならざるを恐れ、飽くまでも逃げ隱れ、聲をも出さず姿をも見せず、世間に名の聞えて受驗候補者に擧げられんことを恐るゝに暇あらざるべし、

注解　「猿狖」狖は鼻高猿と訓ず、「甘心」滿足するなり、「升」のぼせらる、「繡繪彫琢」縫取模樣彫刻、「程式」一定の方式、「影響昧々」影や聲を收めて昧々と闇くして、人に知れざるなり、

今若聞有以書進宰相而求仕者、而宰相不辱焉、而薦之天子、而爵命之、而布其書於四方、枯

其良法を得れば、遍く天下中の人に勸賞を加へざれども天下は之に從ふ、良法とは何ぞや、人々の爲さんと欲する所、卽ち富を欲すれば富、位を欲すれば位、之を其人に與へ、一人より廣く千萬人に推すことを謂ふ、

文法　是れ本段の冒頭にして、主意を掲げたる處なり、

今天下不由吏部而仕進者幾希矣、主上感傷山林之士有逸遺者、屢詔內外之臣、旁求四海、而其至者蓋闕焉、豈其無人乎哉、亦見國家不以非常之道禮之不來耳、彼之處隱就閒者亦人耳、其耳目鼻口之所欲、其心之所樂、其體之所安、豈有異於人乎哉、

段落　第四大段の第二小段なり、山林の士も仕心なきに非ざるを言ふ、

講說　今天下に於て吏部の試驗を經由せずして仕官する者は殆ど罕なり、是に於て主上は山林の士に取り落されたる者あることを心憂く思ひ給ひ、屢ば內外の臣に詔を下して旁く全國に隱れたる人材を求め給ひしかども、人材の來る者は但し皆無の有樣なり、全國の廣き、何とて人材なからん、然るに其來らざる者は別儀に非ず、國家が特別の道を以て禮遇を與へざるが爲に來らざるのみ、彼れ隱れたる地に居り閑散の生涯に就く者なれども亦人なり、さすれば耳目鼻口五官の欲する所、其心の樂む所、其身體の安便とする所は、普通一般の人と異なることあらんや、（則ち彼等と雖も仕官を欲せざるに非ず、）

注解　「內外」中央と地方、「闕」なきこと、

今所以惡衣食、窮體膚、麋鹿之與處、猿狖之與居、固自以其身不能與時從順俯仰、故甘心自

用其明理、不明耳、下之修己立誠、必求其位、而居之者、非苟沒於利、而榮於名也、蓋將推己之所餘、以濟其不足者耳、然則上之於求人、下之於求位、交相求、而一其致焉耳、苟以是而爲心、則上之道不必難其下、下之道不必難其上、可擧而擧焉、不必讓其自擧也、可進而進焉、不必廉於自進也』

段落　第三大段の第二小段なり、上下交も相求むるの理を論ず、

講說　扨又聞けるに、政府が官職を設け俸祿を定め、是非に其人を求めて之を援くる理由は、一寸其才を慕ふ所から富貴の身となすに非ず、恐らくは其能を用ひて不能者を理め、其智を用ひて不明者を理めんとするに過ぎず、又下に居る者が己れの行を修め、誠を立て、是非に地位を求めて之に居る理由も、一寸利益に目が昏み名譽を榮となすに非ずして、恐らくは己れの餘りある點を以て他の足らざる者を救はんとするに過ぎず、然らば上の人を求むる事と下の位を求むることゝは、互に相求めて其趣を同じうすと云ふ外はあらず、苟も是の考を持つなれば、上の行ふ所の道も下に行はれ難きことなく、下の爲す所の道も必ず上に通じ難きことなし、擧ぐべき者あれば之を擧げ、必ず其人が自ら推薦せしことを責めず、進むべき者なれば進み出で、必ず自ら進むことに扣へずと、

抑又聞上之化下、得其道、則勸賞不必偏加乎天下、而天下從焉、因人之所欲爲而遂推之之謂也』

段落　第四大段の第一小段なり、勸賞の方法を說く、

講說　扨又聞けるに、政府が人民を化する上に於て

段落　第三大段の第一小段なり、自進に就いて辨ず、

講說　扨又聞けるに、古の君子が其君の宰相となつての心行は、一人にても安からざる者あるときは、己れが之を突き飛ばして溝の中へ落し込みたるが如くに甚だ濟まぬやうに思ふほどに同情を寄せしとか、今茲に人ありて、生れて七歲になりし頃、聖人の道を學んで己が身を修め、二十年の久しき間此れに從事せし曉、境遇已むを得ざる處より一朝にして其舊學を棄つるの場合に至るとせば、是れ亦其所を得ざる者なり、伏して考ふるに、今閣下の如き仁者が政府に居らるゝに、若し往いて事情を訴ふることをも爲さずして其儘去つて他の方面に向はゞ、是れ自ら己れを棄つるに餘り思切り善く、古君子の道ある者として吾が宰相に對せざる仕方なり、何とて然ることを爲すべけん、寧ろ往いて告ぐるに若かず、萬一往いて告ぐるに志を達すること出來ざらば、天命是非もなし、去つて他の方面に向はんのみ、洪範に曰く、凡そ一般の人民にて計畫の智あり、事業の才あり、操守の德ある者は、汝善く其人の事を心に懸けよ、假令大中の道に叶はずとも又罪惡に觸れざる者は、天子之を受け容れよ、汝其顏色を和げて彼の言ふ所を聽かんに、若し予の好む所は德なりと曰はゞ、汝は之に福を與へよと、是れ皆善人に贊成するの辭なり、抑も又聞く所に據れば、古の人の中に自ら進で用ひられんことを求むる者ありしときに、在上者は之を斥けたることなし、是れ洪範に、予好む所德、汝則ち之に福を錫へとある意なり、

注解　「內」イル、「洪範」書經の篇名、大法と云ふ義にて、殷の箕子が周の武王に授けたる政治道德の元則、「猷」ハカル、「不協於極不罹於咎」中等の人物、卽ち進めば善人となるべく、退けば惡人となるべき者、極は大にして中なる道理、「皇」君なり、「而康而色」兩而とも汝なり、「福」爵祿を指す、

文法　其亦行矣までは己れを主として云ひ以下は在上者を主として云ふ、

抑又聞上之設官制祿、必求其人而授之者、非苟慕其才而富貴其身也、蓋將用其能理不能、

文法　此節人情を寫す處頗る曲折の妙あり、

雖不足當詩人孟子之謂、抑長育之使成材、其亦可矣、教育之使成才、其亦可矣』

段落　第二大段の第四小段なり、己れの長育教育を受くるに足ることを言ふ、

講說　愈は詩人の謂ひたる所、孟子の謂ひたる所の人材には當らずと雖も、去りとて之を長育して有用の器となさしむるは、先づ以て出來得べけん、之を教育して才能を成就せしむることは、先づ以て出來得べけん、

文法　長育は詩經を受け、教育は孟子を受く、

抑又聞古之君子相其君也、一夫不獲其所、若已推而內之溝中、今有人生七年而學聖人之道、以修其身、積二十年、不得已一朝而毀之、是亦不獲其所矣、伏念今有仁人在上位、若不往告之而遂行、是果於自棄、而不以古之君子之道待吾相也、其可乎、寧往告焉、若不得志則命也、其亦行矣、洪範曰、凡厥庶民有猷有為有守、汝則念之、不協於極、不罹於咎、皇則受之、而康而色、曰予攸好德、汝則錫之福、是皆與善之辭也、抑又聞古之人有自進者、而君子不逆之矣、曰予攸好德、汝則錫之福之謂也』、

き、不如意の境遇を守ると雖も、さりとて時には恩遇に感じ或は虐待を恨み、其他奇妙不思議の文辭あり、斯くて天下に向つて知られんことを求む、但し感激怨懟奇怪の文辭と雖も、敎化に背馳するが如き性質のものに非ず、怪妄淫亂若しくは阿諛又は瞞着的の說は、決して文中に出すことあらず、

注解 「懟」亦ウラムなり、「譸張」書經の無逸篇に譸張爲幼の語あり、大言を以て人を誑すなり、

四擧於禮部乃一得、三選於吏部、卒無成、九品之位其可望、一畝之宮其可懷、遑々乎四海無所歸、恤々乎饑不得食、寒不得衣、濱於死而益固、得其所者爭笑之、忽將棄其舊、新是圖、求老農老圃而爲師、悼中志之變化、中夜涕泗交頤、

段落 第二大段の第三小段なり、自棄の悲に堪へざるを叙す、

講說 此人たる四たび禮部の試驗を受け、一たび及第したるのみ、三たび吏部の選擧に應じたれども、卒に不成功に終れり、（一たび及第すればとて、狀元に及第せざるときは官吏となることを得ざるが故に）九品の卑き位と雖も何ぞ望まるべき、一畝の宮とて小さなる家屋敷と雖も何ぞ心懸くべき、遑々然と四海の中に歸する所なく、恤々乎と餓えても食するを得ず、寒ゆれども衣るを得ず、殆ど死に近きも、志に至つては益す堅固なり、但し已に位地に有附きたる者は爭つて之を笑ふが故に、我れながら俄に是迄學びたることを打棄てゝ新なる方針を取らんとするの心を生じ、百姓に就いて農業を學ばんとは思ふものの、本來の目的を變化することなれば如何にも痛ましく、半夜思うて此に至れば、涙は鼻汁と共に頤を傳はると云ふ有樣にて、誠に悲慘の至なり、

注解 「九品」九位なり、最下級の位なり、「一畝之宮」宮は垣なり、「遑々乎」うろつき落着かざる貌、「恤々乎」憂患の貌、「涕泗」涕は涙、泗は鼻水、

て大官小官の別なく各己れの職務を守り金錢の不足糧食の缺乏又は武器兵具等の問題朝廷に來ることなし、則ち天子と宰相とは、政道を論究し國家を經營するの外、人材を長育し教育するより大なる務なかるべし、

今有人、生二十八年矣、名不著於農工商賈之版、其業則讀書著文、歌頌堯舜之道、鷄鳴而起孜孜爲焉、亦不爲利、其所讀皆聖人之書、楊墨釋老之學、無所入於其心、

段落　第二大段の第一小段なり、己れの學の甚だ正しきを言ふ、

講說　今茲に一人の男あり、生年二十八歳なるが、其職業は農工の籍にも商賈の籍にも屬する者に非ず、（即ち士なり）其業とする所は唯だ書を讀み文を作り聖教の由つて起る堯舜の道を歌ひ且つ賛し、朝、鷄の鳴く頃起出づるや、孜々として勉むれども、爲す所は善にして、利を爲さず、又讀む所は書經詩經を始めとして聖人の書に止まり、楊朱、墨翟と釋迦、老子の學は其心に入る所なし、

注解　「版」戸籍を載する板なり、「鷄鳴云々」孟子盡心篇に、鷄鳴而起、孳々爲善者舜之徒也とあり、

其所著皆約六經之旨而成文、抑邪與正、辨時俗之所惑、居窮守約、亦時有感激怨懟奇怪之辭、以求知於天下、亦不悖於教化、妖淫諛佞譸張之說、無所出於其中、

段落　第二大段の第二小段なり、己れの文の正しきを言ふ、

講說　其著述に於ては皆六經の意義を簡單に纏めて成りたる文辭にして、邪曲を抑へ正道に賛成し、時俗の惑へる點を辨ずるを特色とす、平生貧窮に身を置

英才而教育之、此皆聖人賢士之所極言至論、古今之所宜法也、

段落　第一大段の第三小段なり、人材を長育するは聖賢の道なることを示す、

講說　是を以て觀れば、君子の人材に對する仕方は既に之を長育すれば其上に爵位を授けて之を尊榮ならしめ、而して之を擧用する點に於て漏らし遺す所なかるべし、孟子の言に君子に三つの樂あり、但し天下に王となつて君臨するが如きは其三つの中に加はらず、其一には天下の英才を得て之を敎育すとあり、以上は聖人賢士が飽くまでも主張せし所にして、古今の別なく法るべき所なり、

注解　「孟子曰」盡心章に出づ、曰く、父母倶に存し兄弟故なきは一樂なり、仰いで天に愧ぢず、俯して人に怍ぢず、二樂なり、天下の英才を得、之を敎育するは三樂なりと、「極言至論」言へるだけ十分に論ずる、

文法　「君子之於人也」の四句は、上に說きし三章の意を總括せし者、即ち「既長育之」の句は詩序及び詩の第一章を收め、爵命寵貴の句は第三章を收め、「無所遺」の句は卒章を收む、

然則孰能長育天下之人材、將非吾君與吾相乎、孰能敎育天下之英才、將非吾君與吾相乎、幸今天下無事、小大之官、各守其職、錢穀甲兵之問、不至於廟堂、論道經邦之暇、捨此宜無大者焉、

段落　第一大段の第四小段なり、人材を長敎すべき責任者を點出す、

講說　されば詩經に言へるが如く天下の人材を長育する者は誰ぞ、吾君と吾相とに非ずや、孟子に言へるが如く天下の人材を敎育する者は誰ぞ、是も亦吾君と吾相とに非ずや、幸にして現今の處天下無事にし

段落　第一大段の第二小段なり、詩を引いて人材の長育すべきことを證す、

講說　詩經の序に曰く、菁々者莪の篇は人材を育することを樂むの詩なり、上に在る者能く人材を長育すれば天下の人之を喜び樂むと、扨其詩の本文には曰く、菁々たる者莪、彼の中阿に在り、既に君子を見れば樂み且つ儀ありと、之を解釋する者の言に、菁々とは盛なることなり、莪は微草とてツマラヌ草なり、阿は大いなる岡なり、在上者が人材を發達せしめ、育てあぐることは宛も大陵が微々たる草を發育せしめて菁々然と盛ならしむるが如しと云ふ意味なり、既に君子を見れば樂み且つ儀ありと云ふ者は、天下の人が之を稱美する辭なりと、又此詩の第三章に曰く、既に君子を見れば我れに百朋を錫ふと、之を解釋する者の言に、百朋とは之を多とする、即ち之に多きを與ふるの辭なりと、其意味は、君子が既に人材を長育せし以上、更に之に爵位を任命し之に厚祿を賜うて、特別に愛して貴からしむと云ふことなり、又最後の章には、汎々たる楊舟、沈を載せ浮を載す、既に君子を見れば我が心則ち休すと、之を解釋する者曰く、載はノスなり、沈浮は物なり、其意は、君子は人才に於て取らざる所なきは、舟は物に於て浮ぶべき輕き品も沈むべき重き物も皆之を載すると云ふことなり、既に君子を見れば我が心則ち休すと云ふは、右の如くなれば天下中の人の心が皆之を立派と思ふとの心なり、

注解　「詩之序」詩經の序とて、每篇の緣起性質を說明せしもの、「莪」アザミ、「長育」長はノバス、「百朋」貝五を朋となす、古は貝を以て貨幣に用ふ、百朋は鉅額の財なり、「休」美なり、

文法　先づ詩の序を引き、下文に詩を引くの導火線となし、詩の第一章は長育の效を謂ひ、第三章は長育する所以は之に爵祿を與ふるに在るを謂ふ、最後の章は、長育する所以は遺才なきに在るを謂ふ、

君子之於人也、既長育之、又當爵命寵貴之、而於其才無所遺焉、孟子曰、君子有三樂、王天下不與存焉、其一曰、樂得天下之

の文句なり、

講説　正月二十七日、前の鄕貢進士韓愈謹んで光範門の下に伏し、再拜の禮を行ひ書を相公の閤下に獻呈す、

注解　「前鄕貢進士」唐の官吏登庸試驗制度に於て學館の出身を生徒と曰ひ、州縣即ち地方の出身を鄕貢と曰ひ、及第せし者は前進士と曰ふ、韓愈は州縣の試驗に及第せしかども吏部の試驗に落ちたりしかば前鄕貢進士と稱せしなり、但し進士の科は隋の世に始まる、「光範門」京師の正門なる長樂門の別稱、「閤下」タカドノの下までの意にて、敬語なり、

詩之序曰、菁菁者莪樂育材也、君子能長育人材、則天下喜樂之矣、其詩曰、菁菁者莪、在彼中阿、既見君子、樂且有儀、說者曰、菁菁者盛也、莪微草也、阿大陵也、言君子之長育人材、若大陵之長育微草、能使之菁菁然盛也、既見君子、樂且有儀云者、天下美之之辭也、其三章曰、既見君子、錫我百朋、說者曰、百朋多之之辭也、言君子既長育人材、又當爵命之、賜之厚祿、以寵貴之云爾、其卒章曰、汎汎楊舟、載沈載浮、既見君子、我心則休、說者曰、載載也、沈浮者物也、言君子之於人材、無所不取、若舟之於物、浮沈皆載之云爾、既見君子、我心則休云者、言若此則天下之心美之也、

次に讒言の畏るべきを説き、末段自ら歎じ自ら解す、仍ほ讒言の畏るゝに足らざるを見る、此れ讒を憂ひ讒を畏るゝの辭、已むを得ずして託して寛解をなし、以て自ら慰むなり、然れども誠至れば物を感ず、究めて何ぞ韓公に損せん、彼の人を譖する者、徒に其鬼の如く蜮（イサゴムシ）の如くなるを見るのみ、

巻三（韓愈著）

上（タテマツル）宰相（ニ）書

解題　書とは人に向つて意見を陳べ若しくは事情を報ずる文體にして、目上には上ると謂ひ、同輩及び目下には與ふと謂ふ、

此文は貞元十二年に作りたる者なり、時の宰相は趙憬（ケイ）、賈耽（タン）、盧邁（マイ）なり、

動機　宰相に知られて登庸を得んとするに在り、

主意　宰相は人材を養成して之を用ふるの責あり而して已れは養成を受くべき資格あるが故に之を擧ぐべしと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「捨此宜無大者焉」に至るまでを第一大段となす、宰相の人材を成育すべきことを論ず「今有人生二十八年矣」より「教育之使成材其亦可矣」に至るまでを第二大段となす、已れの才能も養成せらるべき資格あることを論ず「抑又聞古之君子相其君也」より「不必廉於自進也」に至るまでを第三大段となす、下に在る者上に求むべく、上に在る者下に求むべきを論ず「抑又聞上之化下得其道」より「遂推之之謂者也」に至るまでを第四大段となす、已れを登庸することの、他の人材に及ぶべき效力を論ず、「伏惟覽詩書孟子之所指」より篇尾に至るまでを第五大段となす、主意を槩括して全篇を收む、

正月二十七日、前（ノ）郷貢進士韓愈謹（ンデ）伏（シ）光範門下（ニ）、再拜獻（ズ）書（ヲ）相公閣下（ニ）、

段落　第一大段の第一小段なり、上書に於ける例式

れ何を懼れて用心する必要あらん、

文法　市有虎の三句は、庸の字、聰の字、逢の字を以て韻を押せり、

既累月、上命李公相、客謂愈曰、子前被言於一相、今李公又相子其危哉、愈曰、前之謗我於宰相者、翰林不知也、後之謗我於翰林者、宰相不知也、今二公合處而會、言若及愈、必曰、韓愈亦人耳、彼敖宰相、又敖翰林、其將何求、必不然、吾乃今知免矣』

段落　第四大段の第一小段なり、辨明の機會を叙す、

講説　又數月を過ぎける後、天子は李公を宰相に任命あり、客の愈に言ふやう、足下は先頃、一人の宰相〔鄭絪〕に讒言せられしに、今李公も翰林より宰相となれり、此人には翰林時代に讒せられたる事あれば、此二人の宰相一處になりたるときは辨白の道なかるべきが故に、足下は如何にも危險なりと、愈曰く、前に我を鄭宰相に謗りし者あることは李翰林の知らざる所、又後に我れを李翰林に謗りし者あることは鄭宰相の知らざる所なり、今二公が一處に居りて會談の節、若し韓愈の事に及ばゞ必ず申されん、韓愈も亦人なる以上、利害關係は承知し居る筈なり、彼れ宰相に傲り及翰林に傲りて何の目的を達せんとするにや必定然ることあらじと、(反つて早く埒明くべきが故に、今其話を聞いて)余も無難なることを知りぬと、

既而讒言果不行』

段落　第四大段の第二小段なり、

講説　然る處其れより程經たるに、讒言は余の想像せしが如く行はれずして止みたり、

總説

是れ韓文中に於て女性的の作に屬し、文品も亦甚だ高からず、選本に入るべからざるに似たり、

纂評

○沈德潛評　先づ讒言の畏るゝに足らざるを說き、

昔し曾子費に處る、人曾參と名姓を同じうする者あり、而して人を殺す、人曾子の母に告げて曰く曾參人を殺すと、母曰く吾が子人を殺さずと、織ること自若たり、暫くありて人又曰く曾參人を殺すと、其母尚ほ織ること自若たり、之を頃くして一人又之に告げて曰く曾參人を殺すと、其母懼れ機を投じ牆を踰えて走る、夫れ曾子の賢と母の信とを以てしても、而も三人之を疑はしむるときは慈母も信ずる能はざるなり、「詩曰」小雅巷伯篇、「畀」あたへる、「有北」有は助語にして意義なし、「又曰」小雅巧言篇、「孔子曰」論語衞靈公篇、

徐又自解之曰、市有虎、聽者庸也、曾參殺人、以愛惑聽也、巷伯之傷、亂世是逢也、今三賢方與天子、謀所以施政於天下、而階太平之治、聽聰而視明、公正而敦大、夫聽明則聽視不惑、公正則不邇讒邪、敦大則有以容而思、彼讒人者、孰敢進而爲讒哉、雖進而爲之亦莫之聽矣、我何懼而愼』

段落　第三大段の第二小段なり、樂觀的の思想を叙す、

講說　兎角する中自ら之を解いて曰く、市に虎ありとは聽ける者が凡人なればなり、曾參人を殺すとは愛の爲に耳も昧みしなり、巷伯が取彼讒人と咏じて傷み悲みたるは亂世に遇ひたるが爲なり、今宰相と李公裴公との三賢は方に天子の顧問となり、政治を天下に施して泰平の世を作らんとせらるゝなれば、聽くことは善く解り、視ることは善く明に公正にして厚大なり、聽明なれば凡人に非ず、又愛にも引かされざるゆゑ惑ふことなし、厚大なれば善く人を容れ、又思慮あつて讒を信ぜず、則ち彼の讒人の徒ありと雖も、誰か敢て進み出てゝ讒を爲さんや、縱令進んで讒を爲すとも、聽く人なき以上無效なるべければ、我

注解　「階」階段の階なり、順次に進めるなり、

既以語應客、夜歸、私自尤曰、咄、市有虎而曾參殺人、讒者之效也、詩曰、取彼讒人、投畀豺虎、豺虎不食、投畀有北、有北不受、投畀有昊、傷於讒疾而甚之之辭也、又曰、亂之初生、僭始既涵、亂之又生、君子信讒、始疑而終信之之謂也、孔子曰、遠佞人、夫佞人不能遠、則有時而信之矣、今我恃直而不戒、禍其至哉」

段落　三大段の第一小段なり、悲觀的の思想を叙す、

講說　以上の如き語を以て客に應じたる後、夜に入つて歸宅せしが、熟ら考ふる所あり、自ら咎めて云ふ、否飛んでもなきことなり、虎の出づる所に非ざる市に虎が出で、孝子の曾參が人を殺せしとの話の成立するは讒者の力なり、詩經に、彼の讒人は厄介の者なれば、之を豺か虎に投げ與へん、豺虎も食ふことを屑とせざれば、北方の夷に投げ與へん、北方の夷も受附けざれば昊天に投げ與へ、昊天に始末を托する外なしと、是れは讒言を傷み惡むの餘り極端に言ひたる辭なり、又曰く、亂の生ずる端緒は、讒間が初より已に深く浸み込めるに在り、亂の更に生ずるは、上に居る者が讒を信ずるが爲なりと、是れは最初は疑へども最後には之を信ずることなり、孔子は佞人を遠けよと云ふ、夫れ佞人は遠くること出來ざる以上、時によつて之を信ずるに由る、今我れ己れの正直を恃んで用心せざるときは、禍來るやも計り難しと、

注解　「市有虎」戰國策の魏策に云ふ、龐葱、太子と邯鄲に質となる時、魏王に謂つて曰く、市に虎なき明かなり、然り而して三人言つて虎を成す、今邯鄲、大梁を去るや市より遠くして、臣を議る者三人に過ぐ、願はくは王之を察せよと、「曾參殺人」秦策に甘茂云ふ、

既累月、又有來謂愈曰、有讒子於翰林舍人李公與裴公者、子其愼歟、』

段落　第二大段の第一小段なり、翰林に於ける讒言の事實を擧ぐ、

講說　其れより月を累ねたる後、又も來りて愈に告ぐる者あり、云ふやう、或る人が足下を翰林舍人の李公と裴公とに讒言したれば、足下は用心せられよと、

注解　「翰林舍人李公與裴公」翰林學士李吉甫及び中書舍人裴垍なり、

愈曰、二公者、吾君朝夕訪焉、以爲政於天下、而階太平之治、居則與天子爲心膂、出則與天子爲股肱、四海九州之人自百官以下、其孰不願忠而望賜、愈也不狂不愚、不蹈河而入火、病風而妄罵、不當有如讒者之說也、雖有讒者百人、二公將不信之矣、愈何懼而愼、』

段落　第二大段の第二小段なり、自他の位地關係上より傲るべき理由なきを言ふ、

講說　余之に應じて曰く、李裴二公は吾が君が朝夕御諮詢あらせられ、政治を天下に行ひ、太平の御世を致す人にて、朝廷に居りては天子の爲に心臟となり脊骨となり、外に出でゝは天子の爲に股となり、肱となり、樞要の地に在るが故に、百官より以下何人か忠ならんことを欲し、從つて恩惠を望まざる者あらんや、（傲れば忠も行屆かずして、恩惠も亦至らず）愈は狂にも非ず愚にも非ざれば、河に飛入り火に飛込み、中風に罹つて妄に人を罵ることなく、（利害は自ら知るがゆゑに）讒者の說の如く人に傲るべき筈なければ、讒者百人ありと雖も二公は決して信ぜざるべし、愈は何を懼れて用心せんや、

て自ら進むものなし、然るに愈のみは、己れより求むるを待たず、宰相より先づ作品を索むる、其知己は此上もなし、夫れ恩德は大なり、待遇は過分なり、知己は至極なり、此の三つの者は同輩以下より受くとすとも如何にして報ゆべきかを知らざる程なるに、まして天子の宰相たる貴人に於てをや、(情理を以て言ふも傲るべき理由なし)人は大抵己れの才能を知らぬ者なし、凡そ實用に適する能力を才と謂ひ、事務を擔任する能力を力と謂ふ、(此才力は銘々自ら知る所なり)愈は才力に就いては日々勵むと雖も其資格に及ばず、禮服を着、大帶を束ね、笏を手にして紳士の列に立つも、不肖の點を以て斥けられざるは幸とこそ思へ、何を以て傲慢の言を吐かんや、(才力を以て言ふも傲るべき理由なし)夫れ傲慢は固より惡習慣に相違なきも必ず何か恃む所ありて行ふものなり、然るに愈の如きは親族は少く、引き立てくれる勢力なく、今尚ほ交際下手なるが故に、朝廷の上に於て先輩となりくれる人もなく、死生を共にする人もなく、名譽勢力を釣るべき財產の儲もなく、才は薄弱にして、力は腐敗物同樣役に立たず此處彼處を奔走し、時機に乘じ危險を冒して權力利益を求むる能はず、されば何を恃んで傲らんや、(勢力名聲を以て言ふも傲るべき理由なし)、勿論狂氣惑亂して精神を失へる人は河の中へも飛び入れば火の中へも跳り込むほどなれば、妄言を吐いて人を罵る者もあることなり、然れども愈に於ては人も此の病氣なきを知れり、然らば百人の譏者ありとも宰相は之を信ぜざるべし、韓愈何を懼れて用心せんや、

注解　「同遷於南者凡三人」韓愈と張署と李方叔、「坐語」目上の人に對しては起立して言ふを禮とす、「徹」通ずるなり、「敵以下」敵は匹敵の敵、同輩を謂ふ、「士大夫之行」行は坐列なり、「板聯」俗に云ふ引つぱりあひ、「巇」險なり、

文法　先收用と云ひ、愈辱賜坐語と云ひ、愈辱先索と云ひ、宰相の好意を擧げ、賜の大、禮の過、知の至りを以て一括し、何を以て報ずべきかを迫り出す、傲らざるが如きは言ふに足らず、又過矣、多矣、至矣、の三矣字は、況在天子之宰乎の乎の字を以て句調を滑にす、何ぞ敢て言に傲らんやと云ひ、夫れ何を恃んで傲らんと云ひ、自ら兩柱をなす、

莫之敢、獨愈辱先索、相國之知至矣、賜之大、禮之過、知之至、是三者、於敵以下受之宜以何報、況在天子之宰乎、人莫不自知、凡適於用之謂才、堪其事之謂力、愈於二者、雖日勉焉而不迨、束帶執笏立士大夫之行、不見斥以不肖、幸矣、其何敢敖於言乎、夫敖雖凶德、必有特而敢行、愈之族親鮮少、無板聯之勢於今不善交人、無相先相死之友於朝、無宿資蓄貨以釣聲勢、弱於才而腐於力、不能奔走乘機、抵巇以要權利、夫何特而敖、若夫狂惑喪心之人、蹈河而入火、妄言而罵詈者、則有之矣、而愈人知其無是疾也、雖有讒者百人、相國將不信之矣、愈何懼而愼歟、』

段落　第一大段の第二小段なり、傲に非ざるを辨ず、

講說　愈は之に應じて曰く、吾れ曾て御史となり、德宗皇帝の時に罪を得たるが、余と共に南方に流されたる者は凡べて三人なりしに、其中拙者のみ一番先きに召返されて朝廷に收用せられたり、是れ鄭公の力にて、其恩惠は大なることなり、又百官が宰相に謁見するときは、或は立ちたるまゝ公用を話して其儘退出するに、愈は有り難くも坐席を賜ひて相公と語を交ゆるを得、相公の禮は過分なり、四海九州の人、百官より以下、己れの技能を宰相の秘書官までも通じて知らしめんと欲する者少からず、されど皆憚つ

江陵の法曹たりし處、詔を受け國子博士となり、始めて現時の宰相鄭公に進見せし處、公は愈に坐を賜ひたる上仰ありけるは、此方足下の或る詩を見たることあるが、當時此方は翰林院に奉職し、其役向は御上に接近し、其位置は自由ならざりし爲め遂に交通もせざりしかど、今は之と事かはれば、此方の爲に足下の詩文を寫して一通となし、余の手元へ送り呉れよと、愈は再拜して冥加の由を申上げ、詩文若干篇を書き留め、善き機會を擇んで其れをば獻上に及びぬ、

注解「鄭公」名は絪、「法曹」刑官なり、「在翰林」同處は禁中に在り、天子の詔敕を掌る、

文法　先づ十分の敬意を叙し、下文の關係を作る、

於後之數月、有來謂愈者曰、子獻相國詩書乎、曰然、曰有爲讒於相國之座者曰、韓愈曰、相國徵余文、余不敢匿、相國豈知我哉、子其愼之、

段落　第一大段の第二小段なり、讒言の事實を掲ぐ、

講説　此れより後數ヶ月を經たる時、愈の處に來つて言ひ出づる者あり、足下は宰相に詩を差上げたるかと問ひければ、然なりと答へぬ、其人云ふやう扨こそ宰相の席にて讒言を爲す者あり、其言に、韓愈は宰相より余の文を差出せよと懇望ありたれば、敢て匿しもせず差出したれども、宰相には何として余の伎倆が分らうやと申せし由、されば足下は、兎も角用心するに若くはなしと、

愈應之曰、愈爲御史、得罪德宗朝、同遷於南者凡三人、獨愈爲先收用、相國之賜大矣、百官之進見相國者、或立語以退、而愈辱賜坐語、相國之禮過矣、四海九州之人、自百官以下、欲以其業徹相國左右者多矣、皆憚而

の軼事を述ぶ、拉錯綜、史筆中の變體なり、光を日月に爭ひ、氣、雲驪に薄る、文此に至つて不朽と謂ふべし、

○賴山陽評　叙議夾雜、而して風神益遒、史遷を摹せずして史遷の神髓を得たり、恨むらくは此筆を倩ひ一部の唐史を作らざることを、

釋言

解題　國語に、驪姬、奄楚をして環を以て釋言せしむと、注に、言を以て自ら解釋すとあり、此れ二字の本づく所、俗に云ふ申し開きなり、

動機　韓愈が文名の高きより官途に於て中傷を受けたるに由り、讒言を憂へて作りしなり、

主意　恃むべきは、文中に見えたる三賢其人のみと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「愈何懼而愼歟」に至るまでを第一大段となす、宰相に讒せらるゝも畏るゝに足らざるを言ふ、「既累月又有來謂愈曰」より第二の「愈何懼而愼」に至るまでを第二大段となす、李裴兩翰林に讒せらるゝも畏るゝに足らざるを言ふ、「既以語應客」より第三の「我何懼而愼」に至るまでを第三大段となす三賢の恃むべく、讒言の畏るゝに足らざるを言ふ、「既累月上命李公相」より篇尾に至るまでを第四大段となす、自ら慰めたることを叙す、

元和元年六月十日、愈自江陵法曹、詔拜國子博士、始進見、今相國鄭公、公賜之坐、且曰、吾見子某詩、吾時在翰林、職親而地禁、不敢相聞、今爲我寫子詩書爲一通以來、愈再拜謝、退錄詩書若干篇、擇日時以獻、

段落　第一大段の第一小段なり、讒言の材料を掲ぐ、

講說　元和元年六月十日を以て、吾れ韓愈是れまで

ひし語なれば、特に張籍云として、于嵩の語と區別せしなり、

總　說

此れ韓文中叙事に於て最上乘の作と稱せらる、妙は叙議相雜り、而して張南の精神躍然たるに在り、

纂　評

○林西仲評　睢陽は今歸德府たり、李翰は乃ち張巡の友人、議者巡が睢陽を守り去らざるを罪し、其人を食はんより人を全うするに曷若との說ありしに因り、故に爲に傳を作り、表して之を上せ、盛に其天下を全うせしの功を稱して、衆議始めて息む、此れ傳中闕くる所ありしに因つて其後に叙する也、翰、許遠の爲に傳を立てず、實地に遠が卽地せざるを以て疑をなす、南霽雲の若きは乃ち其用ふる所の將、則ち摘出分叙するに暇あらざるのみ、是の篇前半は遠の死を畏れざるを明にし、再び二公城を分つて守るを以て總辯一番、卽ち許遠の爲に傳を補ふなり、中間南霽雲が救を乞ひ節に死せし二軼事を叙して備曲描寫す、卽ち南霽雲の爲に首尾を補載するなり、但だ雲が節に死せしは人の知り易き所、遠が睢陽に死せずして偃師に死せしが如き、當に心地上より推勘すべし、形跡上に向つて較論すべからず、故に其雲が賊に脅降せらるゝ時を叙し、將に以て爲すあらんとするの一語を提出するは、卽ち當日顏杲卿、袁履謙が緋を衣るの意、人以て雲を單寫するとなし、而して其兼ねて雲の口を借り陰に遠の心を表するを知らざるなり、晦菴の綱目直ちに書して曰く、尹子奇睢陽を陷れ、張巡許遠之に死すと、絕えて其先後を分たず、謂ふに玆篇の意に本づき以て言を立てしに非ずや、末後張籍が之を于嵩の語に得たるを用ひ、遠の事跡亦巡より略、蓋し傳を作るもの、其實を得るを貴ぶを以てす、嵩少にして巡に依り、且圍中に在り、目睹に出づ、凡そ舊傳の闕くる所、皆、其言を以て補入すべし、其未だ曾て言はざる者は則ち增す能はざるのみ、公張籍と家中の書を閱し、翰が作を讀むを得、因つて其一時の述ぶる所を採り、綴つて序の後に在り、故に拉雜錯綜此の如し、認めて史を作るの常法となすべからず、

○沈德潛評　許遠賊に降るの理なきを辨ず、全く議論を用ふ、後老人の言に於て南霽雲の師を乞ふを補ふ全霽叙事を用ふ、末張籍口中より于嵩を述べ、張巡

數萬に近かりしに、巡は一見して其姓名を問ひし後は、盡く見覺えたり、張巡怒るとき鬚が逆だち、畏るべき威嚴あり、城陷りし後賊は巡等數十人を縛し、地に坐せしめて愈よ殺さんとせし砌、巡は小用の爲め起てり、其部下は巡が起つを見て、最早是れまでなりとて或は敬して起つ者あり、或は泣いて悲む者あり、巡の云ふやう、汝等死を怖るゝ勿れ、死は天命なりと、衆は別を惜み、泣いて仰ぎ視ること出來ず、巡は殺さるゝ時顏色少しも變らず、元氣よきこと平生の如くなりしと、

注解　「僅」あまるの意、「輒」ぢきになり、「旋」小便なり、

文法　張巡の博學强記を言ひ、文章の敏捷を言ひ、平生の記憶力に富めるを言ひ、其沈勇を言ふ、

遠寬厚長者、貌如其心、與巡同年生、月日後於巡、呼巡爲兄、死時年四十九、』

段落　第五大段の第二小段なり、許遠の事を補ふ、

講說　許遠は寬厚の德人にして、容貌も其心の如く溫和なりき、張巡と同年に生れ、月日は後れたり、常に巡を呼んで兄と言ひしが、死せし時は四十九歲なり、

張籍云、』

嵩貞元初死於亳宋間、或傳嵩有田在亳宋間、武人奪而有之、嵩將詣州訟理、爲所殺、嵩無子、

段落　第五大段の第三小段なり、于嵩の事を附記す、

講說　嵩は貞元の初め亳宋の間に於て故人となりぬ、或人の話に因れば、嵩は田地を持ち、其位地は亳宋の間に在りけるが、武人が奪ひ取つて己の所有とせしかば、嵩は州の役所に赴き訴訟せんとせし處、殺されたるなりと、彼には子なかりき、右は張籍の物語なり、

注解　「張籍云」前に「張籍曰」とあるが故に重複を疑ふ者あれど然らず、「云巡」以下は于嵩の語にして年四十九に至り、是れよりは于嵩の事に就き張籍の言

常讀書也、爲文章、操紙筆立書、未嘗起草、初守睢陽時、士卒僅萬人、城中居人、戶亦且數萬、巡因一見問姓名、其後無不識者、巡怒鬚髯輒張、及城陷賊縛巡等數十人、坐且將戮、巡起旋、其衆見巡起、或起或泣、巡曰汝勿怖、死命也、衆泣不能仰視、巡就戮時顏色不亂、陽陽如平常、

段落　第五大段の第一小段なり、于嵩の話せる巡の逸事を叙す、

講說　張籍の話に、于嵩と云ふ者あり、少き時張巡の世話になり、巡が義兵を起すに及ひ、嵩も巡に從つて籠城せり、籍は大歷中、和州の烏江縣にて嵩に逢ひたるが、此時は嵩も六十餘の老人なりき、然るに籍は其折尙ほ幼少なりしかば、ザット張巡や許遠の事を問ふとは問ひたれども、細密に聞かざりしは殘念の次第なり、其話に依れば、巡は身の長七尺餘あり、口鬚頤髯が立派にて、威貌神の如く、昔し臨渙縣の尉を勤めたる事あり、學問を好み、殆んど讀まざる書物なき程なり、或る時于嵩が漢書を讀み居けるを見て云へるやう、何とて漢書を讀むに左樣に手間取るやと、嵩は未だ十分呑込めぬ故なりと答へしに、巡の云ふ、吾は書を讀むに三遍だけにて終身忘れずと、因つて嵩の讀み居ける書を暗誦しける處、一卷の終まで一字も違はざりしかば、嵩は大に驚きしが又思ふやう、是れは巡が丁度此卷には慣れて居りしならんと、因つて他の帙を手當り次第に抽出して試みたるに、皆前と變らず盡く暗誦せしゆゑ、今度は棚の上の諸書を取り、其內容を尋ね問ひしに、巡は口から出づるまゝ讀み上げて何等の疑なかりき、さりとて嵩は年久しく巡に從ひ居りしかども、巡が常に書を讀むを見しことなしと、文章を爲るに、紙と筆とを操つて立どころに之を書き、草稿を起せしことなし、初め睢陽を守りし時士卒一萬あまり、城中に住へる人民も其戶數

城陷、賊以及脅降巡、巡不屈、卽牽去、將斬之、又降霽雲、雲未應、巡呼雲曰、南八、男兒死耳、不可爲不義屈、雲笑曰、欲將以有爲也、公有言、雲敢不死、卽不屈、

段落　第四大段の第三小段なり、南霽雲の節に死せん逸事を叙す、

講説　睢陽の陷るや、賊は及をあて巡を脅して降らしめんとせしかども巡は屈せざりしかば、之を牽き去り將に斬らんとせし際、霽雲をも降らしめんとしけるが、霽雲は何とも應ぜざりし處、巡は之を呼んで曰く、「南八〔八は親等配列の順序に於て八番目に屬す〕よ、男兒なる以上唯だ死すべきのみ、不義の爲に屈してはならぬ」と、霽雲笑つて曰ふ、「拙者は少し考ふる所ありたれども、公が斯く言はるゝ上からは如何にして死せざるべき」と、斯くて屈せざりき、

張籍曰、有于嵩者、少依於巡、及巡起事、嵩常在圍中、籍大歷中、於和州烏江縣見嵩、嵩時年六十餘矣、以巡初嘗得臨渙縣尉、好學無所不讀、籍時尙小、粗問巡遠事、不能細也、云巡長七尺餘、鬚髯若神、嘗見嵩讀漢書、謂嵩曰、何爲久讀此、嵩曰未熟也、巡曰吾於書讀不過三遍、終身不忘也、因誦嵩所讀書、盡卷不錯一字、嵩驚以爲巡偶熟此卷、因亂抽他帙以試無不盡然、嵩又取架上諸書試以問巡、巡應口誦無疑、嵩從巡久、亦不見巡

即馳去、將出城、抽矢射佛寺浮圖、矢著其上甎半箭、曰、吾歸破賊、必滅賀蘭、此矢所以志也、愈貞元中過泗州、船上人猶指以相語、

段落　第四大段の第二小段なり、南霽雲救を乞ふの逸事、

講説　南霽雲睢陽の圍を斬拔けて賀蘭に援兵を乞ひし時、賀蘭は張巡、許遠の威望功績が己れの上に出づるを嫉み、救の爲め兵を出すことを承知せざりき、されど南霽雲の勇壯なるを愛し、其言ふ所は聽入ざるに反つて無理に之を留め、美食音樂を具へ、霽雲を客間に迎へ入れ、宴席に就かしめたる處、霽雲は慷慨して曰く、雲の此に來る時、睢陽の城に籠れる人は何も食せざること一ケ月にも及べり、雲は此の如き饗應を受くれど主義として食ふに忍ひず、食したりとて咽を下らざるべしと、斯く言へるまゝ腰に佩びたる刀を拔き己が一指を切落し、血のダクダク滴れるを賀蘭に示せしかば、一座の者皆大に驚き、霽雲の義烈に感動し、其志を悲んで落涙に及びぬ、然るに雲は賀蘭が到底己れの言を聽いて出兵するの意思なきことを看て取りしかば、直ちに暇を告げて賀蘭の許を馳せ去りけるが、賀蘭の守れる城を出でんとせし時、背に負ひたる矢を拔き、傍に在る寺の塔を射しに、其矢は瓦の上に立てり、其矢の半面に記して、吾れ歸りて賊を破りなば必ず此賀蘭を滅ぼすべし、此矢は紀念の爲なりと、余が貞元(年號)中に泗州を過ぎし時、同船の人々猶ほ塔の上に矢の立ちし處を指して、當時の事を語り合へり、

注解　「賀蘭」名は進明、時に臨淮を守れり、「斷一指」唯だ此文の儘にては無意味なり、史を案ずるに、此時霽雲は賀蘭に謂つて曰く、雲已に主將の意を達する能はず、請ふ一指を留めて以て信を示し、歸り報せんと、是れにて賀蘭に救を望むの切なるに出でたる意義始めて明かなり、大家の文と雖も尙ほ此の如き疎漏あり、其名の爲に之を寬假するを得ず、「甎」瓦なり、「浮圖」塔なり、

ず、反つて二公が死を以て城を守りたることを責め、何故に早く城を棄てざりしと云ふが如き、亦自ら逆賊の仲間入を爲し、不義の辭を設けて二公を攻むる者を助くる人と視做さゞる能はず、

注解　「不可一二數」一二を以て數ふべからざるなり、

文法　强兵を擅にして坐して觀る者云々は、下文救を乞へども救はざりし事の伏線なり、○許遠を非難する者を罵るの辭、初は兒童と曰ひ、次に小人と曰ひ、此に至りて逆亂と云ふ、一層、一層より緊なり、

愈嘗從事於汴徐二府、屢道於兩府間、親祭於其所謂雙廟者、其老人往々說巡遠時事云、

段落　第四大段の第一小段なり、逸事の出處を叙す、

講說　韓愈嘗て汴州徐州二府の職に從事せし時、屢兩府の間を往來し、雙廟として知られたる二公の廟を祭りしが、其地の老人は往々巡遠の時の事を話す由、（下の話も此より出でたるなり）、

注解　「雙廟」此より先詔して巡に揚州大都督、遠に荆州大都督を贈り、廟を睢陽に立て歲時に祭を致し、之を雙廟と號せり、

南霽雲之乞救於賀蘭也、賀蘭嫉巡遠之聲威功績出己上、不肯出師救、愛霽雲之勇且壯、不聽其語、强留之、具食與樂、延霽雲坐、霽雲慷慨語曰、雲來時、睢陽之人不食月餘日矣、雲雖欲獨食、義不忍、雖食且不下咽、因拔所佩刀斷一指、血淋漓、以示賀蘭、一座大驚、皆感激爲雲泣下、雲知賀蘭終無爲雲出師意、

落されぬ以前に城を棄てゝ遁れたりとするも、此地を守ること出來ざる程なれば、避けて他處に往くも亦守る能ふまじければ何の益あらんや、已にして救援の兵もなく、愈よ切迫するに及び、傷を負ひ飢ゑ疲れたる殘兵を率ゐて去らんとすとも、目的地に達する能はざるは必定なり、二公の賢明なる、此の事理を講究せしこと精密にして、去らざるは去るべからざるが故のみ、

注解　「寧」此場合はナンゾと讀むべし、ムシロと讀むは非なり、「棄城而逆遁」當時二公が大郡に往いて籠城せず、睢陽の小邑を守つて自ら困みしとて非る者ありしが故に之に論及せしなり、

守一城捍天下、以千百就盡之卒、戰百萬日滋之師、蔽遮江淮、沮遏其勢、天下之不亡其誰之功也』、

段落　第三大段の第二小段なり、二公の罪なくして大功あることを論ず、

講說　一つの城を守つて天下を防禦し、僅に千人百人而も日々盡き行く兵卒を以て、百萬人の大敵而も日々に增し行く兵師と戰ひ、江水淮水の間の障壁となり、敵の勢を堰き止めたるは何人の功ぞや、（二公の功に非ずや）、

注解　「就盡」就はなんなんとす、

當是時、棄城而圖存者不可一二數、擅强兵坐而觀者相環也、不追議此、而責二公以死守、亦見其自比於逆亂、設淫辭而助之攻也』、

段落　第三大段の第三小段なり、

講說　張巡、許遠の籠城せし當時に於て、己れの受持てる城を棄てゝ自身の生存を圖りし者一人二人に止まらず、又强兵を己が手に握り、賊と戰ふべき力ありながら坐して傍觀せし者四面に在りき、此等の徒こそ攻擊すべきものなるに、後より其不忠不義を論せ

是哉、如巡遠之所成就、如此卓卓、猶不得免、其他則又何說』

段落　第二大段の第三小段なり、落城の責任に就て寃を雪ぐ、

講説　説を爲す者は又言ふ、許遠は張巡と城を區畫し、受持を定めて守れり、然るに城の落ちたるは遠の分擔せし處より始まれるが故に、遠は落城の責任ありと、此事を以て許遠を誹れども、此の如き考は兒童の見識と異ならず、凡そ人の將に死せんとするときは、其臟腑の中何處か先づ故障を生じて、然る後重病となり、死に至る者なり、今繩を引いて之を斷るに、何處か斷れるに相違なし、然るに觀る者繩の斷れたるを觀て、此が善からぬから切れたるなりとて之を尤むるは、道理に達せざるの論なり、(城も何處からか陷るに相違なし、許遠の罪に非ず)、兎角小人が議論を好む弊として、他人の美を成すことを好まざること此の如きかな、張巡、許遠の成功は此の如く優れて居るに、猶は譏を免れずとせば、其他の事は又何をか言はん、之を言ふも無益のみ、

注解　「城之陷自遠所分始」賊兵、遠の守りし部分より城に入りしを言ふ、「成人之美」論語孔子の語、「卓々」高く秀でたる貌、

文法　成就の二字は、上の功名を成すの句より來る、○是れまでは單に許遠の事を論じ、此下併せて許巡を論ぜんとするが故に巡の名を挿み、且つ小人議論を好むを以て後段を起す、

當二公之初守也、寧能知人之卒不救、棄城而逆遁、苟此不能守、雖避之他處何益、及其亡救而且窮也、將其創殘餓羸之餘、雖欲去必不達、二公之賢、其講之精矣、』

段落　第三大段の第一小段なり、城を棄つべかりしとの論を駁す、

講説　二公が此城を守りし最初に當り、如何にして到底援兵の來らざることを知らんや、且つ縱令攻め

者、不レ忍レ爲、嗚呼而謂二遠之賢一而爲レ之耶。

段落　第二大段の第二小段なり、遠の死を惜まざりしを斷ず、

講說　許遠實際死を畏れしならば、何を苦んで一粒程の小城を守り、其愛する所の者の肉を食つて一時城の兵の飢を凌ぎ、賊に抵抗して降らざるとあらんや、彼が敵に圍まれて籠城せし時に方り、外には蟻一疋ほどの援兵もなく、而して忠を盡さんと欲せし所のものは、國と君とあるが爲なるに、賊は僞つて國も亡び君も滅びたりと言ひ、以て之を降さんとす、許遠は援兵の來らず、而して賊軍は日々に增加するを見たる以上、賊の言を以て事實となせしは必定なり、然るに外に恃むべき援兵もなきに猶ほ死を以て城を守り、城中互に相殺して其肉を食ひ、殆んど盡きんとするに至りては、愚人と雖も何日頃は死するに相違なしと云ふことを知る、則ち許遠が死を畏れざりしは亦明白なり、何とて城は破れ同志は死果てたるに、己れ獨り恥を蒙りて活路を求むることあらん、極端の愚物と雖も爲すに忍びざる所なり、扨も其れに拘らず、許遠の如き賢者にてありながら斯かる事を爲すべしと考ふるか、

注解　「食所愛之肉」城中食盡くるや、遠も亦其奴を殺して士卒に食はしめ、巡は愛妾を殺せり、「尺寸之地」小なるを喩ふ、「蚍蜉」山蟻、「數日而知死處矣」前途の日數を計算して、守る所の地は卽ち死する所の地なるを知り、他の望なきを云ふ、

文法　是れ籠城の時死を知りて降らざりし事實に由つて、其執へられて屈せし事なきを斷ぜしなり、

說者又謂三遠與レ巡分レ城而守、城之陷、自二遠所一レ分始、以レ此詬レ遠、此又與二兒童之見一無レ異、人之將レ死、其臟腑必有下先受二其病一者上、引レ繩絕レ之、其絕必有レ處、觀者見二其然一從而尤レ之、其亦不レ達二於理一矣、小人之好二議論一、不レ樂レ成二人之美一、如

講說　許遠は才能張巡に及ばざるやうなれども、張巡が之と一手にならんとて睢陽に來るや、城門を開いて之を納れ、己れ睢陽の太守として、張巡より其位地上なるに拘らず、他より來れる張巡に權柄を授け、自ら其下に立つて少しも忌み疑ふが如きことなく、究竟張巡と諸共に死を守りて大功美名を成せり、但し落城の時に及び、許遠は張巡の如く直ちに殺されずして虜となりしが、但だ死期に於て張巡と前後の差別あるのみにて、忠義に死せし事に至りては固より同一なり、然るに張許兩家の子弟等は其器量下りければ、双方の父の志を解することなく、張巡は死して許遠は、虜となり、而も許遠は命を惜み、賊に言ひ伏せられて屈服せしと疑へり、

注解　「兩家子弟」大曆中、張巡の子去疾上書して云ふ、許遠は國威を喪衂し、巡の功業を墮敗せしむ、請ふ官爵を追奪せんと、此れは固より却下せられたり、「巡死而遠就虜」尹子奇の睢陽を陷るゝや、張巡、許遠皆執へられ、南霽雲、雷萬春等三十六人を幷せて皆之を斬り、生きながら許遠を洛陽に致せり、未だ幾もあらずして安祿山の子慶緒が俘獲哥舒翰等を殺せし時、許遠は偃師に死す、

文法　此の一節は叙事なれども、「先後異耳」の耳の字は已に議論を寓す、○子弟すらも其志を知らず、況や他人をや、李翰が傳を立てざりしも亦之が爲なり、志の一字は甚だ細なり、下文皆此字より斷ず、

遠誠畏死、何苦守尺寸之地、食其所愛之肉、以與賊抗而不降乎、當其圍守時、外無蚍蜉蟻子之援、所欲忠者國與主耳、而賊語以國亡主滅、遠見救援不至、而賊來益衆、必以其言爲信、外無待而猶死守、人相食且盡、雖愚人亦能數日而知死處矣、遠之不畏死亦明矣、烏有城壞其徒俱死、獨蒙媿恥求活、雖至愚

雪ぐ、「當二公之初守也」より「亦見其自比於逆亂設淫辭而助之攻也」に至るまでを第三大段となす、張巡、許遠の功を言ふ、「愈嘗從事於汴徐二府」より、「雲敢不死卽不屈」に至るまでを第四大段となす、南霽雲の逸事を補ふ、「張籍曰」より篇尾に至るまでを第五大段となす、張籍の傳聞を記す、

元和二年四月十三日夜、愈與吳郡張籍閱家中舊書、得李翰所爲張巡傳、翰以文章自名、爲此傳頗詳密、然尙恨有闕者、不爲許遠立傳、又不載雷萬春事首尾、

講說 時は元和二年四月十三日の夜、余は吳郡の張籍と共に家に在る舊き書籍を彼此れ閱せし中に不圖李翰の爲りたる張巡傳を見當れり、此李翰は自ら文章の名家を以て許したる人ほどありて、此傳は頗る悉しく作られたり、然れども尙ほ遺憾なるは、遺漏して足らざる點あることにて、其れは張巡と共に籠城したる許遠の爲に傳を立てざりしと、雷萬春の事の始末を載せざる事なり、

段落 第一大段なり、

注解 「李翰」翰は瀚の誤、「雷萬春」南霽雲の誤、「許遠」杭州の人にして、寬厚の長者たり、普く吏務に通す、安祿山の反せし時睢陽の太守に拜す、

遠雖材若不及巡者、開門納巡、位本在巡上、授之柄而處其下、無所疑忌、竟與巡俱守死成功名、城陷而虜、與巡死先後異耳、兩家子弟材智下、不能通知二父志、以爲巡死而遠就虜、疑畏死而辭服於賊、

段落 第二大段の第一小段なり、許遠の寃罪の案を擧ぐ、

經、五十の少進士と謂ふ、故に元稹賀に謁す、賀之を訶して曰く、明經中第何ぞ謁を用ふるを爲さんと、是れ知る、賀、進士に擧げらるゝを得ず、未だ始めより遺憾なからず矣、奈んせん唐俗已に成り、其非を知ると雖も自ら解く能はず、卽ち公當日順宗實錄を作る、世祖の名は昞なるを以て、凡そ丙申皆之を景申と謂ひ、丙戌皆之を景戌と謂ひ、賀表碑銘間ま亦之れあり、則ち嫌名も何ぞ曾て以て諱を爲さゞらんや、茲篇先づ律を按じ、次に經を引き、後に典に據り、復た二聖一賢を以て宦官宮妾と對看す、堅として破らざるなしと謂ふべし、究竟當日に在り、其紕繆を訾らざるなし、甚しいかな衆口に勝たんと欲するの難きや、

○謝疊山評　一篇の辨明、理強く氣直く、意高く辭嚴し、最も及ぶべからざる者、道理あり、以て人を折服すべし矣、全く直ちに說破せず、盡く是れ疑を設く佯つて兩可の辭をなし、智者を待つて自ら擇ばしむ、是れ一樣の文法、

○沈德潛評　先づ律を引き、次に經を引き、次に國家の典を引き、層々詰辨、一結筆畧天矯、神龍の絳霄に卷舒するが如し、

張中丞傳後序

解題　張中丞とは唐の張巡のことなり、張巡は鄧州南陽の人、博く群書に通じ陣を曉る、志氣高邁にして、小節に拘らず、開元の末進士の第に擢せられ、清河の令となり、尋で眞源の令に轉ず、安祿山の反せしを聞き、吏士を率ゐて玄元廟に哭し、兵を起して賊を討ち、睢陽に至り、太守許遠と共に防守せしが、城陷るに及び害に遇へり、李翰其傳を作る、此篇は其傳の後に置ける所の序なり、

動機　李翰の作りし傳の不完全にして、張巡及び許遠、南霽雲等の大節に關する史實の漏れたるを慨して作りしなり、

主意　天下の亡びざりしは張巡等の功なることを明にするに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「又不載雷萬春事首尾」に至るまでを第一大段となす、作文の動機を述ぶ、「遠雖材若不及巡」より「其他則又何說」にに至るまでを第二大段となす、許遠の爲に其寃を

講說　夫れ周公孔子曾參は到底之に勝る能はず、之に勝れば宦官宮妾と肩を竝ぶる事となる、さすれば宦官宮妾などは非常なる孝行者にして其孝行は彼の三人の聖賢より勝れるか、(迚も話にならぬ)、

文法　周公孔子曾參を疊用する所、即ち文の姿致を取る所なり、

總說

唐代に於て進士となるより外最も名譽ある立身の手段なし、則ち極端の變屈人に非ざる以上、苟も相當の學力ある者誰かは進士及第を希望せざらん、況や絕世の才子李賀の如き人に於てをや、然らば固より他人の勸誘を待つまでもなし、然るに韓退之が之を勸めたるに因つて觀れば、彼れ自身已に父の諱を犯すと云ふ點に於て疑ありしが如く、又李賀が結局進士の候補者とならずして終りたるを觀れば、如何に俗說が社會に勢力ありしかを知るに足れり、夫れ嫌名を諱むに至りては、諱も亦無常識を極めたりと謂ふべし、然るに因襲俗を成せる後に於ては、名賢碩儒と雖、尙ほ恬として怪まず、偶ま之を言ふ者あれば反つて之を非ること、宛も越犬の雪を吠ゆるが如し、韓愈毅然として之を辨じ、且つ流俗は到底正々堂々の議論のみを以て之を破る能はざるが故に、詼謔を以て之を弄し、眞理其中に顯はる、亦鐵中の錚々たる者と謂ふべし、

文章として之を論ずるも條理正しく筆力勁く、眞に名篇なり、

纂評

○林西仲評　李賀は唐の皇諸孫、字は長吉、詩四卷あり、公極めて其美備らざるなきを贊す、其父晉肅亦才華あり、未だ顯仕に登らず、賀七歲の時晉肅尙ほ在り、公皇甫湜と賀に命じて詩を賦せしむ、賀高軒過一首を作る、故に此より後進士に擧げらるゝを以て勸を爲せり、而して賀と名を爭ふ者因つて謂ふ、賀の父の名は宜しく諱むべし、公勸むべからずと、是れ嫌名を以てして又偏諱するを欲するなり、古より此諱法なし、皇甫湜が公の辯を置かんを欲する所以の者は、亦賀と舊識あるに因るなり、然るに唐の衆科の目、進士を尤も貴しとなす、縉紳位人臣を極むと雖も、而して進士に由らざる者終に美となさず、推重之を白衣の公卿と曰ひ、又一品白衫と曰ひ、艱難之を三十老明

又國家の法典の上に就いて取調べたる處にて、李賀の進士に擧げらるゝ事は可となすか不可となすか、(恐らくは不可と曰はれまじ)、

文法　「考之於經」は上文詩春秋を引きたる一節を收め、「質之於律」は上文律を引きたる一節を收め、「稽之以國家之典」は上文漢諱武帝の一節を收む、○以上屑々引證をして反對論者を飜駁し、李賀が進士に擧げらるゝ事の不當に非ざることを言ふ、李賀に代つて辨じたる本文は此に至りて畢る、

凡事父母、得如曾參、可以無譏矣、作人得如周公孔子、亦可以止矣、今世之士、不務行曾參周公孔子之行、而諱親之名、則務勝於曾參周公孔子、亦見其惑也、』

段落　第三大段の第一小段なり、反對論者の妄を斷す、

講說　凡そ子として父母に事ふること曾子の如くなることを得ば、譏を受けずして濟まん、又は人物の點に於て周公孔子の如くなることを得ば、其れにて十分ならん、然るに今世の士は曾子周公孔子の如き聖賢の行を行ふことには力を入れずして、親の名を諱む一點(而も無益なる事)に於ては周公孔子曾參に勝ることを務むるは如何にも惑へると外思はれず、

注解　「今世之士」李賀を毀る者と、聽いて察せざる一流の人を指す、

文法　前段は何れも結語の句尾に疑問の字を用ひしも、此處は也の字を以て之を斷じ、文始めて落着あり、

夫周公孔子曾參卒不可勝、勝周公孔子曾參、乃比於宦官宮妾、則是宦官宮妾之行、孝於其親、賢於周公孔子曾參者耶、』

段落　第三大段の第二小段なり、反對論者を嘲弄して全篇を結ぶ、

車轍之轍、爲某字也、諱呂后名
雉爲野鷄、不聞又諱治天下之
治爲某字也、今上章及詔不聞
諱滸勢秉機也、惟宦官宮妾乃
不敢言諭及機、以爲觸犯、

段落　第二大段の第三小段なり、古今朝廷の典例より之を辨ず、

講説　漢にては武帝の名の徹を諱みて、是の字を用ふる處には通を替字とせり、然れども更に車轍を諱みて或る字に更へしことをば聞かず、又呂后の名の雉を諱みて、雉の事を野雞と云ひかへたれども、更に天下を治むるの治の字を諱みて或る字に改めしことを聞かず、（徹と轍、雉と治、謂はゆる嫌名なり、而して漢の嫌名を避けざりしこと此の如し）今我が唐朝に於ても、下より上に上る所の表疏及び上より下に降す所の詔には、滸勢秉機の如き祖宗の諱に於ける嫌名を諱まず、唯だ宦官と奥向の女供のみは諭機の二字を言はず、之を言ふときは天子の御諱に觸るゝことゝ思へり、

注解　「漢諱武帝名徹爲通」蒯徹と云ふ人を蒯通とし、徹侯と云ふ爵を通侯とせし類、「上章」上表、上疏「滸勢秉機」滸は高祖の名虎に近く、勢は太宗の名世民の世に近く、秉は世祖の父の名昞に近く、機は玄宗の名隆基の基に近し、「諭及機」諭は代宗の名豫に近く、機は玄宗の名隆基の基に近し、

士君子言語行事、宜何所法守
也、今考之於經、質之於律、稽之
以國家之典、賀擧進士、爲可邪、
爲不可邪、

段落　第二大段の第四小段なり、前段を一括して反詰を行ふ、

講説　元來士君子の言論なり、行動なり、法り守るべき所は何物なりや、（經なり、律なり、國家の典ならん）今之を經文の上に參考し、之を法律の上に質し、

段落　第二大段の第二小段なり、經史の根柢より之を辨ず、

講説　夫れ諱は何れの時代より始まりしか、（先づ之が起源より論を起さん）法律制度を作り天下に教へたる人は周公孔子に非ずや、（則ち法制の一なる諱も、立法者なる二聖人を模範とすべきが）周公は詩を作りて、其父文王の名、其兄武王の名を諱まざりき、孔子は偏名を諱まずして、其母の名の一字を言はれたる事ありき、春秋は書法の謹嚴なる書なるに、嫌名を諱まざりし事實に就いて譏る所なかりき、周の康王釗の孫は實に昭王なり、釗昭は嫌名なるに之を避けざりし例なり、曾參の父の名は晳なりしかども、曾參は昔を諱まざりき、晳昔嫌名なるに之を避けざりし第二の例なり、周の時に騏期と云ふ者あり、漢の時に杜度と云ふ者あり、（此二人は共に姓と名と同音なり）此の場合に其子たる者如何樣に之を諱むべきか、（嫌名を諱まば姓を諱まざるを得ず、姓を諱まば姓を稱すること出來ず、不可能の事なり）嫌名を諱みて遂に姓までも諱む方に爲すべきか、其れとも嫌名を諱まざる方に爲すべきか（何れに定めんと欲するか）、

注解　「周公作詩不諱」周公の父文王の名は昌、兄、武王の名は發、然るに周公の作りし詩に克昌厥後の句あり、駿發爾私の句あり、「孔子不偏諱二名」孔子の母の名は徵在なり、然るに論語に杞不足徵の語あり、「春秋不譏不諱嫌名」衞公名は完なるに、諡して桓と云へるの類、諡は名の代に呼ぶべき者なるに、今春秋は之を非とせず、「曾參」孔子の弟子、謂はゆる曾子、「不諱昔」曾子曾て昔者吾友と云へり、

文法　周公孔子を出せしは、反對論者の根據を我が根據として反擊を加へ、一言なからしむる手段にして、康王昭王を出せしは、周公の禮を行ふ周室に於て已に諱まざりしことを證し、曾子を出せしは孔子の徒も亦諱まざりしことを證す、而して騏期杜度を出せしは、嫌名は諱まざるのみならず、如何にしても諱む能はざることを證せし者なり、姓の廢すべからざるは固より言を待たざれば、敢て之を正言せず、疑問を以て止めたるが如き、俗に謂はゆる眞綿にして首を絞むる手段なり、

漢諱武帝名徹爲通、不聞又諱

父名晉、子不得擧進士、若父名仁、子不得爲人乎、

段落　第二大段の第一小段なり、現行の法律に照して無罪なることを辯ず、

講說　韓愈は皇甫湜に答へて曰く、成程然るか、律には片々づゝ諱まずと、之を解釋する者の言に、孔子の母は徵在と云へる名なるが、孔子は徵と言へば在と言はず、又在と言へば徵と云はず、片々づゝは諱まずに言はれたるが如きを指すと卽ち是なり、又律にマギラハシキ名は諱まずと、之を解釋する者の言に、禹と雨、丘と蓲とのやうなる者を謂ふと卽ち是なり、（右は音まぎらはしきも、意義同じからず）今李賀の父の名は晉肅なり、されば李賀が進士に擧げらるゝことは二名律を犯すものとするか、嫌名律を犯すものとするか、（何れにも解かれざるに非ずや）父の名が晉肅なりとて其子が進士に擧げらるゝことを得ざるならば、若し父の名が仁なるときは、人と云ふ字が之と同音なる所より其子は人間たることを得ざるか、（愚も亦甚しからずや）、

注解　「蓲」音キウ、葦に似たる草の名、

文法　若し父の名仁ならば子人たるを得ざるかとは愚弄の言なるが、本と俗物に對して論ずる者なれば、冷かしの文句を以て其非を悟らしめんとせしなり、又二名の律を犯すとなすか、嫌名を犯すとなすかと云ひ、疑を設けて之を問ひ、自ら諱を犯せしに非ずと說破せざる處反つて力あり、

夫諱始於何時、作法制以敎天下者、非周公孔子歟、周公作詩不諱、孔子不偏諱二名、春秋不譏不諱嫌名、康王釗之孫實爲昭王、曾參之父名晳、曾子不諱昔、周之時有騏期、漢之時有杜度、此其子宜如何諱、將諱其嫌、遂諱其姓乎、將不諱其嫌者乎、

段となす、李賀の罪なきを辨證す、「凡事父母得如曾參」より篇尾に至るまでを第三大段となす、議者の惑へることを論斷す、

愈與李賀書、勸賀擧進士、賀擧進士有名、與賀爭名者毀之曰、賀父名晉肅、賀不擧進士爲是、勸之擧者爲非、聽者不察也、和而唱之、同然一辭、皇甫湜曰、若不明白、子與賀且得罪、

段落　第一大段なり、

講說　己れ韓愈曾て李賀に手紙を送り、進士の選に應せんことを勸めたる處、李賀は之に應じて名譽を得たり、然るに李賀と名譽を競爭する者之を毀傷して云ふやう、李賀の父の名は晉肅なり、晉肅の晉と進士の進とは其音相通ずれば、當然諱まざるべからず、李賀は進士に擧げられざるを正當とす、從つて之に進士となることを勸めたる者は不埒なりと、此言を聽ける者善くも其是非を取調べず、一人が雷同すると同時に又之を言ひ振らし、御尤御尤と皆同じやうに言ひ囃せり、余の門生なる皇甫湜は余に忠告して云ふやう、若し先生辯明し玉はざれば、先生は李賀と共に罪を得玉ふべし、早く辯明あれかしと、

注解　「毀」名譽を損害するなり、「和而唱之」和は贊成するなり、唱は動議を起すなり、「同然一辭」同然は孰れも同意なり、一辭とは言ひ方違はぬなり、上は意志を以て言ひ、下は言語を以て言ふ、「皇甫湜」韓退之の門人、「且得罪」今にも罪科に處せらるべし、唐の世には諱を犯す者に刑罰あり、

愈曰然、律曰、二名不偏諱、釋之者曰、謂若言徵不稱在、言在不稱徵、是也、律曰、不諱嫌名、釋之者曰、謂若禹與雨、丘與蓲之類、是也、今賀父名晉肅、賀擧進士、爲犯二名律乎、爲犯嫌名律乎、

○沈德潛評　四問四答、首尾關應す、此篇の作法、應に過秦辨亡王命六代の諸論に本づいて得來るなるべし、○後裴延齡、陸贄を逐ふ、城、延英閣を守り上言す帝、延齡を相とせんと欲す、城、人に語つて曰く、果して爾らば吾れ當に白麻（敕書）を取つて之を裂き、廷に哭すべしと、延齡卒に相たらず、夫れ國家の最重なる、相を任ずるに如くはなし、城、力爭して陸贄以て保全するを得、延齡顯然政を執るを得ず、其功大矣、則ち城此より前言はず、正に其事の大なるを擇び之を言ふ、言ふ能はざるに非ざるなり、然れども韓公此論、諫官たる者當に敬で之を聽くべし、亢宗（陽城の字）を執つて口を藉り、以て脂韋（滑脫）の流に入るを得ず、此義須らく分別之を觀るべし、

○高梅亭評　四問四答、一解一難、首尾相應じ波瀾疊出、攻擊嚴切の中に於て箴規屬望の意を寓す、○城、本と賢者、故に昌黎皆進むる聖賢出處語默の道若し認めて人を訕訐すとなさば、便ち此論本旨を失ふ、

諱辯

解題　諱はイムなり、支那の風俗にて、目上に對し二人稱の時、又は其死後に於て其人の名を避けて、之を口にし之を筆にせず、代ふるに謚を以てするなり、元來尊敬の虛禮なるが、周に至り文飾の盛なるに從つて此の如き習慣を生ぜり、其後唐の世に至り其弊益す甚しく、殆ど滑稽に類す、是れ此篇の如き議論ある所以なり、諱の事は支那に於て今日に至るまで行はる、

辯とは、事物の是非眞僞を分別して判定するの文體なり、

動機　本文に在るが如く、李賀が父の諱を犯せりとの譏を受けたるより、之が爲に辯護せしなり、

主意　李賀が父の諱を犯せりとて之を譏る者は、李賀の不都合なきを知らず、全く惑へる者なりと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「子與賀且得罪」に至るまでを第一大段となす、問題を揭ぐ、「愈曰然」より「爲可邪爲不可邪」に至るまでを第二大

講說　韓愈之に答へて曰く、凡そ君子たる者一つの地位に居るときは、其官職の爲に命を棄てゝ盡さんことを思ひ、未だ地位を得ずして處士なるときは、其文辭を修めて我が聖人の道を明にせんことを思ふ、余は道を明にせんとするにて、（個人を攻擊するに非ず）、己れの正直を示すが爲に人を凌ぐに非ず、且つ足下は國武子の事を引かれしも、彼は善人を得て其人に忠言せず、亂國に向つて言を盡したればこそ殺されたるなれ、傳に唯だ善人が盡言を受け容るゝ能力ありと云へり、右は人の忠言を聞いて之を改むる能力ありとの意なり、初に足下は余に向つて陽子は有道の士と爲すべきやと問はれたるが、今此の論評に由つて陽子は有道の士と云ふ程度までは、迚も及ぶまじけれども、さりとて善人たる事を得ざるにもあらざらん、

注解　「脩其辭」己れの文章を道に叶ひ疵なきやうにすること、「傳曰」國語の周語に在り、「將」恐らくはと云ふが如き語氣、

總　說

此文は四問四答より成り、段落分明にして初學の士甚だ學び易し、第一段は正面攻擊を用ひ、第二大段は側面攻擊を用ひ、第三段は半攻半守の態度を取り、第四大段は防備の態度に出で、敵をして遁辭なからしむると共に我に對し乘ずべきの隙を得ざらしむ、而して末段の「陽子將不得爲善人乎哉」は則ち一方の活路を開き窮追せざるの手段なるが、元來韓退之の陽城に於ける、固より之を輕んぜしに非ずして之を惜みたるなり、譏りしに非ずして之を諷したるなり、則ち其本意は之を激して諫めしむるに在り、故に此に至つて善人なり、忠告を受くるの資格ありと曰ひ、以て其職責を全うし有道の士たらんことを冀へるのみ、觀よ通篇「有道之士」を出だすこと四ヶ處、是れ此文の四方柱にして結構の存する所なり、而して最後に善人なることを認むるに及びても有道の士に至りては到底之を許さずして、「雖不能及已」と云ふ、作法頗る嚴密なり、

文體已に辨難攻擊に屬するが上に、作者年方に二十一歲の時なれば、筆勢極めて鋭しと雖も尙ほ融化せざる處あり、晩年の文の蒼老なるに似ず、

纂　評

乎、好盡言以招人過、國武子之所以見殺於齊也、吾子其亦聞乎。」

段落　第四大段の第一小段なり、又或人の論を叙す、韓愈の攻撃を非難す、

講説　或人曰く、余の聞ける言に、君子と云はるゝ者は人を陵ぐことを好まず、又人の惡德を訐出して己れの直なることを表はす者を惡むとか、足下の陽子を論ぜらるゝは、直きことは直きに相違なけれども、餘り殘酷なれば、足下自身の德を傷け、無益の言論に過ぎざるに非ずや、飽くまでも議論を言ひ立てゝ人の過失を揚げたるは、國武子が齊に於て殺されたる源因なるに、足下は此れを聞き知れりや、

注解　「君子不欲加諸人」論語公冶長篇に見えたる子貢の語、加諸は或る物を加ふるにて、先方に乘りかゝること、卽ち之を陵ぐなり、「惡訐以爲直者」論語陽貨の篇に在る孔子の語、「傷德」溫厚の德に疵をつくる、「盡言」會釋なく有る限りの言を述ぶるなり、「招」揚ぐる、「國武子」齊の靈公の母僑如と云ふ婦人、齊の慶克と通じ、慶克、僑如と衣を蒙り、輦に乘つて閎に入りけるを飽牽見て、國武子に告げたり、國武子は慶克を召んで之を詰責せしが、終に殺されぬ、

愈曰、君子居其位、則思死其官、未得位、則思修其辭、以明其道、我將以明道也、非以爲直而加人也、且國武子不能得善人、而好盡言於亂國、是以見殺、傳曰、惟善人能受盡言、謂其聞而能改之也、子告我曰、陽子可以爲有道之士也、今雖不能及已、陽子將不得爲善人乎哉。」

段落　第四大段の第二小段なり、或人の非難を論破し、陽城の有道の士に非ざることを決定す、

命を畏れて人民の窮するを悲みたればなり、夫れ天が人に賢聖才能を授くるは、其人のみに餘裕あらしむるのみに非ずして、天下に於ける才能の足らざる人々を補はしめんが爲なり、觀よ耳目は人身に在つて如何なる職掌あるかを、耳は聞くことを掌り、目は視ることを掌り、事の是非は耳にて聞き分け、行の難易は目にて見分け、然る後一身安全を得ることを、聖賢は其時代の人の耳目に當り、其時代の人は聖賢の身體に當る、則ち其時代の人の爲に是非を聞分け難易を見分くるは聖賢の職掌と謂はざるを得ず、且つ陽子に於て賢者に非ざりせば、宜しく賢人に使はれて政府に奉公すべき筈なり、若し又賢者なりせば、前にも云へる如く天命を畏れて人民の窮阨を憐むべきは勿論なれば、何とて自身安逸に過すことを得んや、

注解　「閔」あはれむ、「乂」をさむ、「獨善」己れ獨り才德を全うすること、「孜々矻々」孜々は勤むる貌、矻々は勞する貌、「禹過家門不入」夏の禹王は、堯の九年の洪水の時、人民の難儀を見るに忍びず、其治水に奔走せし時、三たび自宅の門を過ぎけれども入らざりしと云ふ、「孔席不暇煖」孔子は、道を行はれんが爲め列國を周遊し、今日は此國に在れども明日は他國に之くと云へる有樣なりしかば、其座席の暖まるまで一所に居らるゝことなかりき、「墨突不黔」墨は名は翟、孔子の後に生れたれども一時孔墨と竝稱せられしほどの賢者なるが、是も東西に奔走し、煙突の黑くなるまで一ヶ所にて飯を炊きたることなかりき、「二聖」禹と孔子、「一賢」墨子、「畏天命」聖賢は天よりして人民を救濟すべき任務を命ぜられし者なれば、其命令を畏れて其任務を實行するなり、「險易」道の危きと安き、行の利害を喩へて云ふ、「聖賢時人之耳目也」時人を善き方向に導きて安穩なることを得しむべしと云ふの喩なり、

文法　禹と孔子、墨子は、陽城に、反映せしむる爲に引く、又畏天命悲人窮の一句、畏天命の三字は下を喚起し、悲人窮の三字は上を收結す、

或曰、吾聞君子不欲加諸人、而惡訐以爲直者、若吾子之論、直則直矣、無乃傷於德而費於辭

於聞用也、閔其時之不平、人之不乂、得其道、不敢獨善其身、而必以兼濟天下也、孜孜矻矻、死而後已、故禹過家門不入、孔席不暇暖、而墨突不得黔、彼二聖一賢者、豈不知自安逸之爲樂哉、誠畏天命而悲人窮也、夫天授人以賢聖才能、豈使自有餘而已、誠欲以補其不足者也、耳目之於身也、耳司聞而目司見、聽其是非、視其險易、然後身得安焉、聖賢者時人之耳目也、時人者聖賢之身也、且陽子之不賢、則將役於賢以奉其上矣、若果賢、則固畏天命而閔人窮也、惡得以自暇逸乎哉、』

段落　第三大段の第二小段なり、古聖賢の世に出づるは天を畏れ人を悲むが爲なることを論じて、或人の說を破る、

講說　韓愈之に答へて曰く、古より聖人賢士は何れも名聞仕官を求むるの心ありしに非ず、唯だ其時世の平穩ならず、人民の其所を得ざるを不愍に思はれ、己れのみ善ければとて滿足せず、延いて天下をも總體に濟度せざるはなく、孜々と勤め矻々と勞し、死するまでも働きて已まず、故に禹王は公務に出張の間、三度も自宅の門を通過せしも門に入らず、又孔子は天下を遊歷して、其席の溫まる暇なく、墨子は東西に奔走して、臺所の煙突が燻る暇なかりき、彼の禹王、孔子の二聖人と墨子の一賢人が此の如く汲々として勞苦せられし所以は何故ぞ、己れの安逸に暮すことが樂なることを知らざりしか、決して然らず、誠に天

て、草深き片田舍に隱れ住みしに、陛下が其道義を履める行を賞美あり、拔擢せられて此位に在る次第なり、而して其官は諫と云ふ名義なる以上は、誠に宜しく四方後代をして、唐の德宗の時には朝廷に忌憚なく意見を吐き、嚴格にして手强き臣下あり、從つて天子が賞すべからざる者を賞するが如き過失なく、臣下の諫言に從ふこと水の流るゝと一般停滯なく、人の意見を容るゝの美德あることを知らしむべき筈なり、果して然らば、巖穴の內に籠れる隱君子も此の事を聞いて其德を慕ひ、朝服を着け大帶を束ね、振亂(フリミダ)したる髮を結び、宮闕の下に來りて胸中の意見を陳述し、吾が君を堯舜の如き聖主となし、大なる國家の名譽を無窮に廣めんと願ふやうにならん、足下の引きたる書經の語の如きは大臣宰相の爲すべき事にして陽子の如き諫官たる者の行ふべき所に非ず、且つ更に一歩を進めて之を論ぜんに、若し陽子の心は人君をして自己の過失を聞くことを嫌はしめんとするならんか、是れ其過失を導くと云ふものなり、

注解　「滋」益(マスマ)すなり、「布衣」處士の衣なり、「蓬蒿」よもぎ、あかざ、「偺」たがふ、「從諫如流」速にして且つ滯らぬこと、「巖穴之士」山野の賢人、「結髮」是れまで髮を亂し冠も着けざりしが、新に之を束ねて禮容を整ふるなり、

或曰、陽子之不求聞而人聞之、不求用而君用之、不得已而起、守其道而不變、何子過之深也、

段落　第三大段の第一小段なり、又或人の辯護を敍す、其根據は已むを得ずして仕へたるに在り、

講說　或は又曰く、陽子に於ては名聞を求めざれども賢德ありしゆゑ人々其名を聞知り、登庸を求めざれども天子其賢能なるを知つて之を任用し給へり、斯かる次第なれば、其實陽子は已むことを得ずして身を起して諫議大夫となりしなり、されば曾て隱者にてありし時の道を守りて變へざるなり、然るに足下に於て何ゆゑ之を咎むること深きや、（少しく過酷と思はる）、

注解　「陽子之」之の字、於てはと云ふが如き語氣、

愈曰、自古聖人賢士、皆非有求

進め議論をも爲すと雖も、他人に知らせぬやうにするなり、已に書經にも云へり、汝に於て善き謀計あらば、宮中に入り奧向に於て汝の君に告げ、表に出でゝは君より布令に及びたる事柄（己れの建議に成りたる）を奉承し、斯の計畫は我が君の德なりと曰ふべしと、扨陽子の心得も亦此の書經に言ふ所の如き殊勝なる者なりと、

注解　「訕」そしる、「招」擧ぐるなり、「書曰」周書君陳の篇、「嘉謀嘉猷」猷音イウ、道なり、謀なり、「后」君に同じ、

愈應之曰、若陽子之用心如此、滋所謂惑者矣、入則諫其君、出不使人知者、大臣宰相者之事、非陽子之所宜行也、夫陽子本以布衣隱於蓬蒿之下、主上嘉其行誼、擢在此位、官以諫爲名、誠宜有以奉其職使四方後代知朝廷有直言骨鯁之臣、天子有不僭賞從諫如流之美、庶巖穴之士、聞而慕之、束帶結髮、願進於闕下而伸其辭說、致吾君於堯舜、熙鴻號於無窮也、若書所謂、則大臣宰相之事、非陽子之所宜行也、且陽子之心、將使君人者、惡聞其過乎、是啓之也』

段落　第二大段の第二小段なり、或人の辯護を駁し、陽城の心得は大臣として可なれども諫官として不可なるを言ふ、

講說　韓愈之に答ふるやう、若し陽子が右の如き心得を抱くとせば、是益す心得違と云ふ者なり、內に入つては其君を諫め、外に出でゝは他人に知らしめざる者は大臣宰相の爲すべき事にして、陽子の行ふべき所に非ず、夫れ陽子は本と布衣を着たる匹夫にし

不變なること、「貞」德正しうして守ること固きなり、「夫子」男子を謂ふ、「在易」易に於てと云ふに同じ、「蠱上九」蠱の卦は䷑の如し、卦とは六線の總名、爻とは其中の一線、上九とは最上の一線なり、卦は下より數へ、最下の爻を初六と云ひ、次第に上進して六二九三六四九五上九と呼ぶ、九は陽數にして、之を表するに━を以てし、六は陰數にして之を表するに╍を以てす、「不事王侯」易卦の人位配當に於ては、九五は人君の位、上九は隱士の位なり、「蹇之六二」䷦是を蹇卦の圖とす、六二とは下より第二に當る陰爻なり、「王臣蹇々」蹇々は足の進みかぬる貌、「匪躬之故」自分の爲に非ず、「夫不以所居之時不一」蠱の場合は隱遁すべき時、蹇の場合は君の爲に艱苦を冒して働くべき時、「冒進」是非利害を顧みず進み出づる、「曠官」官職を空開にする、「尤」咎なり、「若越人視秦人之肥瘠」越は南端の國、秦は西端の國、互に相隔るが故に利害を感ぜず、先方が肥ゆるも瘠するも痛痒を感ぜず、「秩」祿の別稱、「有時乎」時に因つてはなり、「抱關擊柝」抱關は門の門を抱く、卽ち門番、擊柝は柝を打つて夜巡をなす者、「委吏」倉の出納を掌る役、「乘田」牛羊を畜ふ役、「會計當」勘定の合ふこと、「牛羊遂」遂は生長なり、「章々」判然として見える形容、

或曰否非若此也、夫陽子惡訕上者、惡爲人臣招其君之過、以爲名者、故雖諫且議、使人不得而知焉、書曰、爾有嘉謀嘉猷、則入告爾后於內、爾乃順之於外、曰、斯謀斯猷、惟我后之德、夫陽子之用心、亦若此者。

段落　第二大段の第二小段なり、或人の辨駁なり、諫めざる理由を言ふ、

講說　或人曰く否、陽城は決して足下の言はるゝが如く祿を貪つて職を曠しうするに非ず、一體陽子は目上を惡るく言ふ者を惡み、又人の臣下にてありながら、主君の過失を擧げて己が忠諫を盡せしことの名譽を求むる者を惡む、されば平生內々に諫言をも

と能はざるに至る、今陽子は諫議大夫の位に在り、久しからずとせず、隨分長き間なり、天下の利害得失を聞知すること熟せずとせず、十分聞込める筈なり、天子の之を待遇し玉ふこと手厚からざるに非ず、誠に優禮なり、(言ふべき時日あり、言ふべき材料あり、言はざるべからざる義務あるに)其れに拘らず陽子は未だ一言だにも政治上に就て言ふ所あらず、政治上の得失を視ること宛も越の人が秦の人の肥えたると瘦せたるとを視ると一般平然たる有樣にて、善ければとて喜びもせず、惡しければとて憂へもせず、一向心に頓着する所なし、(奇怪とや云はん、不埒とや云はん)、試に其官は何なるやと問へば、諫議大夫なりと曰ふ、其祿を問へば、下大夫の扶持なりと曰ふ、其政事の意見を問へば、我れ知らずと曰ふ、有道の士とも云はるゝ者が一體此の如き無責任なる人なるべきか、其上余の聞けるに、凡そ一職の守るべき者ある人、其職分を盡すこと出來ざるときは退去し、諫言をなすの責任ある者、其言論を爲すを得ざるときは是れ亦退去すべきなりと、今陽子は五箇年も言はざるに、言ふを得たりとなすか、(恐らくは然らじ)、言ふを得て言はざると、言ふを得ずして退官せざると、孰れにせよ一として可なることなし、(然れども余の推想とは異りて)陽子は祿を得んが爲に仕ふる手合ひなるか、(果して然らば又一議論あり)古の人は左の如く云へり、曰く仕官は貧乏なるが爲に爲すべきものに非ず、されど、罕に貧乏の爲に仕官をなす場合もなきに非ずと、此場合に於ては尊き官を辭して卑き官に居り、俸祿の多き地位を辭して俸祿の少き地位に居るを相當とす、(道を行ふが爲にこそ高位大祿の必要もあれ、唯だ衣食の爲とあれば活計相當にて足りぬべし)されば門番夜番の如き役にて十分なり、孔子は嘗て委吏と云ひて倉番となり、又乘田と云ひて牧畜掛となられし事あり、斯かる賤しき職なるに拘らず、高官に於けると同じく其職を放任し給ひしことあらず、常に曰はれけるは、會計の正確を致す外あらず、牛羊の蕃殖を遂ぐる外あらずと、專一に心力を盡されき、今陽子の秩祿は卑しとも少しとも云はれぬは甚だ明白なり、然るに五箇年も其職を放任して善きものなるや、

注解　「易所謂」恒の卦の六五の爻辭、「恒」つね、繼續

與不得其言而不去、無一可者也、陽子將爲祿仕乎、古之人有云、仕不爲貧、而有時乎爲貧、謂祿仕者也、宜乎辭尊而居卑、辭富而居貧、若抱關擊柝者可也、蓋孔子嘗爲委吏矣、嘗爲乘田矣、亦不敢曠其職、必曰會計當已矣、必曰牛羊遂而已矣、若陽子之秩祿、不爲卑且貧、章章明矣、而如此、其可乎哉、』

段落　第一大段は第二小段なり、答を叙す、陽城が德を變へざるは有道の士に非ざる所以なるを論ず、

講說　韓愈は此問に答へて曰く、今足下が言はれたる所、卽ち陽城が富貴の爲に其心を變へざる事は、是れ易に其德を恆にす貞、而して夫子は凶と謂へる所の者なり、（如何なる處に居るも其持前を易へざるは正しきことなれども、是れは婦人の事にて、男子は時と場合により其持前を變せざるべからざる者ゆゑ、其德を恆にするは凶なりと）已に男子の所爲に非ず、如何にして有道の士と爲すを得んや、又易に於て蠱の卦の上九の爻に於て、王侯に事へず、己れの道を高尙にすと云ひ、又蹇の卦の六二の爻には、王臣たる者困苦するは己れの爲に非ず、君國の爲なりと云ふ、斯く二卦に見えたる處身法の異るは、居る所の時、或は山林或は朝廷と云ふが如く一樣ならず、從つて踏むべき德も同じからざるが爲めなり、今夫れ蠱の上九は世に用なき地位なり、然るに此無用の地に居りながら、仕へたる王臣の如く己れの身を犧牲にするの忠節を盡し、又蹇の六二は王臣の地位なるに、此の王臣の地位に居りながら、隱士の如き仕官せざる心を高尙にする時は、前者に於ては妄進の害起り、後者に於ては其職を放任するの謗興る、元來蠱の上九に於ては志則るべく、蹇の六二に於ては尤なき易理なれども、今反對の行爲を爲す以上、其結果も亦反對ならざるを得ず、則ち其志は則るべからず、其尤は無きこ

相となるに及び、薦めて著作郎と爲せしが、德宗特に束帛を賜ひ、諫議大夫に任ず、「聞」名譽、「鄙」ゐなか、「華」榮譽、「野」朝廷に對して民間、都會に對して田舍をいふ、

文法　「居於位五年矣」の矣の字、句調の響よりして自然久しき意を見はす、又下段の「在位不爲不久」の伏線を成す、

愈應之曰、是易所謂恆其德貞、而夫子凶者也、惡得爲有道之士乎哉、在易蠱之上九云、不事王侯、高尚其事、蹇之六二、則曰王臣蹇蹇、匪躬之故、夫不以所居之時不一、而所蹈之德不同也、若蠱之上九、居無用之地、而致匪躬之節、以蹇之六二、在王臣之位、而高不事之心、則冒進之患生、曠官之刺興、志不可則、而尤不終无也、今陽子在位不爲不久矣、聞天下之得失、不爲不熟矣、天子待之、不爲不加矣、而未嘗一言及於政、視政之得失、若越人視秦人之肥瘠、忽焉不加喜戚於其心、問其官、則曰諫議也、問其祿、則曰下大夫之秩也、問其政、則曰我不知也、有道之士固如是乎哉、且吾聞之、有官守者、不得其職則去、有言責者、不得其言則去、今陽子以爲得其言乎哉、得其言而不言、

得以自暇逸乎哉」に至るまでを第三大段となす、陽子が已むを得ずして仕ふるの非を論ず、「或曰吾聞君子不欲加諸人」より篇尾に至るまでを第四大段となす、有道の士に非ざるに歸納す、

或問諫議大夫陽城於愈、可以爲有道之士乎哉、學廣而聞多、不求聞於人也、行古人之道、居於晉之鄙、晉之鄙人、薰其德而善良者幾千人、大臣聞而薦之、天子以爲諫議大夫、人皆以爲華、陽子不色喜、居於位五年矣、視其德如在野、彼豈以富貴移易其心哉、

段落　第一大段の第一小段なり、或人の問を敘す、其意は、陽城は德を變ぜざるが故に有道の士なるべしと云ふに在り、

講說　或人諫議大夫なる陽城の事を愈に問うて云ひけるやう、陽城は有道の士と爲すべきか、（己れは如何にも有道の士と思はるゝ）此の如き觀念を起したる所以は陽城は學問廣く聞見多く、己れの名聲の人に聞ゆることを求めず、古人の道を行つて晉の田舍に居りし所、晉の田夫野老など此人の德に感化せられて、善人良民となりし者幾千人もあり、此事大臣に聞え、大臣より天子に推薦し、諫議大夫の役を授けられぬ、世人は陽城が一躍して高官に升りしを見て光榮の事となせども、當人は別に喜べる顏色もなく、諫議大夫の位に居ること已に五箇年なるが、其持前を窺ひ見るに民間に居りし時と少しも變ることなし、彼れ何として富貴になりたればとて其心を變せんや、（故に有道の士なりと思はるゝが、高見は如何と）

注解　「諫議大夫」天子の過失を諫めて匡救する官職なり、「陽城」字は亢宗、定州北平の人、生來學を好みしかども貧にして書を得る能はざりしかば、集賢院の寫字生となり、官本を竊み讀みて六年の間に博覽を極め、進士及第の後中條山に隠れ居りしに、李泌宰

室自ら尊きをなし、相降厭せず、謂はゆる伸ぶる所の祭至多なる者なり、禘祫は則ち、獻祖を推して東向の位に居き、而して懿祖太祖以下は皆昭穆を叙し、南北前に相向ふ、謂はゆる祖は孫を以て尊く、孫は祖を以て屈す、而して屈する所の祭は至少なる者なり、韓公禮學精深、蓋し諸儒の及ばざる所、故に其議する所、獨り深く夫の孝子慈孫本に報じ始に反り、其由つて生ずる所を忘れざるの本意を得、但だ其文字簡嚴、讀者或は未だ遽に曉らず、故に竊に之を推し、以て其言を盡すと云ふ、

開元十年詔して九廟を立て、景皇帝の祖父を以て諡して懿獻となす、殷周の禮に乖く矣、然れども其之を擧ぐるあれば、敢て廢するなし焉、臣子を以て列祖を進退するを得ざるなり、公意謂ふ、懿獻は祧すべからざるにあらず、但だ合祭の時暫く太祖を屈し、昭南穆北の列に從ふべきのみ、唐代禮を議する文、誰か此の深切著明なるものあらん、眞西山極めて之を賞す、

爭臣論

解題　爭臣とは、大君に過失あれば、臣下の道として之を諫むる者を言ふ、唐の德宗の朝、諫議大夫の陽城と云ふ者、就職以來五年を經れども何等諫爭の事なかりしより、韓退之此論を作れり、則ち爭臣とは固より一般に渉れる語なれども、特に陽城其人に適用せしにて、今日の語にて之を言へば、爭臣として陽城を論じたる者なり、

動機　陽城をして諫言を進めしめんとするの意に出づ、

主意　陽城諫議の職に在りながら諫めざるは其職を怠る者なるが故に、有道の士と爲すべからずと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「不爲卑且貧章々明矣而如此其可乎哉」に至るまでを第一大段となす、陽城が有道の士に非ざることを喝破す、「或曰否非若此也」より「且陽子之心將使君人者惡聞其過乎是啓之也」に至るまでを第二大段となす、前論を補ふ、「或曰陽子之不求聞而人聞之」より「惡

天子の職掌なれば、衆議の取舍は聖斷に在らざるべからず、陛下、臣の議せし所を以て採用すべき點あり、大略大御心に叶ひし者と思召されば、宸斷あつて之を實行なし給へ、是れ卽ち禮となるなり、如し猶ほ疑はしきやうに御思召されば、何卒臣を召して對へしめ玉へ、直接御前に於て得失を陳述せば發明する所あるべしと存ぜらる、右謹んで獻議す、

總説

支那は古來祖先崇拜の國俗なるが故に、喪祭に關する禮の如き、尤も繁縟複雜にして、後世に在つては審になし難き者あり、況や外人に於てをや、且つ今日の初學に取り甚だ不必要なれば、宜しく其文の構造に注意すべく、制度の如きは大體を知るのみにて可なり、尙ほ意義の講説に於て不十分なる處は、左の諸評に於て之を補ふことを得べし、

纂評

○林西仲評　按ずるに唐の高祖の父名は昞、周の世に於て唐公に封ぜらる、世祖景皇帝となす、祖名は虎、西魏に仕へ、隴西公に封ぜらる、太祖となす、曾祖名は天錫、懿祖となす、高祖名は熙、獻祖となす、若し三代の定制を論ずれば、天子は七廟、三昭三穆、太祖の廟を併せても、太廟は百世遷らず、一昭一穆を宗と爲すも亦之の如し、餘は親盡くれば、迭に毀つ、唐初之に仍る、中宗に至り、方めて景皇帝は唐公に封ぜられ、高祖の自つて出づる所たるを以て、太祖の廟を東都に立て、名づけて興聖と曰ふ、猶ほ殷周の契稷を祖とするが如し、之を義に揆るに、尙ほ未だ悉く乖かず、開元十年に及び、又景皇帝の祖父を以て謚して獻懿となし、九廟を立つ、殊に畫添〔蛇足〕を覺ゆ、且つ禘祫の時に當り、甚だ措置し難し、故に議者紛々、各其説を執り、一定の見なし、但だ謂はゆる其之を擧ぐるあれば、敢て廢するなきのみ、玆篇衆議の非を歷駁し、後に禘祫の尊屈久暫、情に順つて禮を變ずるを以て説を立つ、一時の遷就に出づと雖も、然れども此れを舍いて益す喙を置くべきなし矣、文の昌明醇雅曲折詳盡なるは、人及ぶ能はず、

○沈德潛評　眞西山云ふ、按ずるに韓公の本意、獻祖は始祖、其主當に初室に居き、百世遷さざるべし、懿祖の主は、當に太廟の西夾室に遷すべく、四時の享、惟だ懿祖與らず、而して、獻祖太祖以下、各其室に祭り、

時、獻祖宜居東向之位、景皇帝宜從昭穆之列、祖以孫尊、孫以祖屈、求之神道、豈遠人情、又常祭甚衆、合祭甚寡、則是太祖所屈之祭至少、所伸之祭至多、比於伸孫之尊、廢祖之祭、不亦順乎、事異殷周、禮從而變、非所失禮也、』

段落　第四大段の第二小段なり、人情に從つて舊禮を變ずべきを言ふ、一篇の主意の歸着する處なり、

講説　傳に曰く、子が如何に賢智なりとて父に先きだちて食せずと、是れは想ふに子が父の爲には屈する者なりとの理を言へるなり、景皇帝は太祖なれども、獻懿二祖より視れば其子孫なり、されば禘祫の時に當り、獻祖は東向の位に居るべく、景皇帝は昭穆の列に從はるべし、祖は孫の關係を以て尊くなり、孫は祖の爲に屈す、之を鬼神の道に求むるも如何にして人情に遠からん、景皇帝に於ても御心安かるべし、又平生の祭は甚だ多く、禘祫の合祭は甚だ少し、されば太祖の屈する祭は極めて少く、伸ぶる所の祭は極めて多き次第なれば、之を孫の尊きを推通す爲に祖の祭を廢する仕方に比するときは、如何にも順當ならずや、事已に殷周と異なるが故に、禮も亦從つて變ず、古禮に違へばとて、禮其物を失ふことゝはならぬなり、

注解　「傳曰」左氏傳文公二年、

伏以制禮作樂者、天子之職也、陛下以臣議有可采、粗合天心、斷而行之、是則爲禮、如以爲猶或可疑、乞召臣對、面陳得失、庶有發明謹議、』

段落　第四大段の第四小段なり、附言、

講説　伏して思ふに、禮を制定し音樂を作爲するは

其所以は、已に取り毀して夾室に藏めたる位牌を取出し再び宮を築いて祭るは、不當なるが故なり、今別に二祖の廟を京師に立つべしと云ふは之と宛も同一なり、又縱令禮に違ひ廟を立つると雖、禘祫の時に至り、合食せしめんか、禘の地位なく、祭を廢せんか、義に於て差支あるの說なり、

此五說者、皆所不可、

段落　第三大段の第六小段なり、衆議を一括して其不可なることを斷言す、

講說　以上の五說は何れも皆不可なる點あり、

文法　「不可」の字、五ケ處に出でたる「臣以爲不可」の不可を收む、

故臣博采前聞、求其折中、以爲殷祖玄王、周祖后稷、太祖之上皆自爲帝、又其代數已遠、不復祭之、故太祖得正東向之位、子孫從昭穆之列、禮所稱者、蓋以紀一時之宜、非傳於後代之法也、

段落　第四大段の第一小段なり、殷周の古禮の從ひ難きを言ふ、

講說　斯く衆議皆從ふべからざるを以て、臣は博く古來の傳聞を採り、其折中を求めて思へらく、昔し殷は玄王を祖先とし、周は后稷を祖先とす、此太祖より以上は、皆天子にて在りたると其代數の遠隔なるが爲に、之を廟に祭らず、故に太祖が東向の位を正し、子孫は昭穆の列に從へり、是れ禮に稱する所なれど、恐らく一時の便宜を紀したるまでにて、後世に傳へて遵奉せしむべき法則にはあらざるなり、

注解　「折中」兩端より步み合ひの處、「玄王」堯の時司徒の職を勤めたる契のこと、

傳曰、子雖齊聖、不先父食、蓋言子爲父屈也、景皇帝雖太祖也、其於獻懿則子孫也、當禘祫之

祭如在、景皇帝雖太祖、其於屬乃獻懿之子孫也、今欲正其子東向之位、廢其父之大祭、固不可爲典矣、』

段落　第三大段の第四小段なり、陳京の議に反對す、

講説　第四説は云ふ、獻祖懿祖の廟主は景皇帝の與聖廟に附屬せしめ、禘祫の祭は爲さゞるべしと、臣是をも又不都合なりとす、傳に、祭る、在すが如しとて、神を祭るときは其神靈が目前に在すやうに思はるゝとあり、今景皇帝は太祖なれども、其系圖關係に於ては獻懿二祖の子孫に當る、今其子孫卽ち太祖の東向の位を正し、其父の大祭を廢せんとするが如きは、固より常の典例と爲すべからざる説なり、

五曰獻懿二祖、宜別立廟於京師、臣又以爲不可、夫禮有所降、情有所殺、是故去廟爲祧、去祧爲壇、去壇爲墠、去墠爲鬼、漸而之遠、其祭益稀、昔者魯立煬宮、春秋非之、以爲不當取已毀之廟、既藏之主、而復築宮以祭、今之所議、與此正同、又雖違禮立廟、至於禘祫也、合食則禘無其所、廢祭則於義不通、』

段落　第三大段の第五小段なり、柳冕の議に反對す、

講説　第五説は云ふ、獻懿の二祖は別に廟を京師に立てゝ祭るべしと、臣又是れをも不可となす、夫れ子孫の祖先に對する關係は、年代の經過するに從ひ、禮は次第に降りて薄くなり、情は減少する所あり、是の理由により廟を去つて祧に祭り、祧を去つて壇を祭り、壇を去つて墠に祭り、墠を去れば唯だの鬼（靈魂）となり、次第に遠くなるほど其祭は益す稀なり、昔し魯にて煬宮の廟を立てしをば春秋に之を非りしが、

ちたる廟主は祧廟に入れ置き、百代を經れども毀つことなく、祫の時には其廟主を太廟に陳列して合祭するなり、然るに魏晉より以來始めて廟主を取り毀し、又は埋却すべしとの議あり、此れは經書の根據あるに非ず、到底施行すべからざる者なり、今夫れ國家の德厚くして、餘光の及ぶ所九廟創立せらる、周代の制度を以て之を推せば、獻懿の二祖は猶ほ壇墠の地位に在り、況や之を毀ち之を埋めて合祭せずと云ふの法あるべきや、

注解　「祧廟」祧は遠なり、別に離れて建てたる廟なり、「天子七廟」其制左の如し、

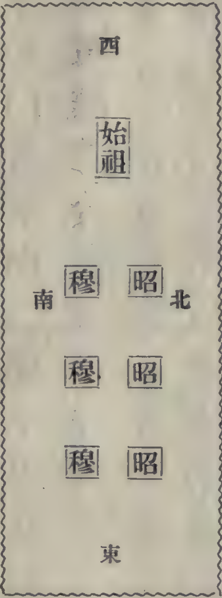

三曰、獻懿廟主、宜各遷於其陵所、臣又以爲不可、二祖之祭於京師、列於太廟也、二百年矣、今一朝遷之、豈惟人聽疑惑、抑恐二祖之靈、眷顧依遲、不卽饗於下國也、

段落　第三大段の第三小段なり、裴樞の議に反對す、

講說　第三說は云ふ、獻懿の廟主は其山陵の場處に遷すべしと、臣是をも又不都合となす、其理由は二祖が京師に於て祭られ、禘祫の祭毎に太廟に列せらるゝこと茲に二百年に及べるに、今一朝突然之を遷さば、人々之を聽いて疑惑を生ずるのみならず、恐らくは二祖の神靈が今まで慣れたる都の方を振向き振向き名殘を惜まれて、山陵の在る生國にて祭を受くるに心進まざることを、

注解　「下國」上國卽ち京畿に對して云ふ、

四曰、獻懿廟主、宜附於興聖廟、而不禘祫、臣又以爲不可、傳曰、

祖、即毀廟主也、今雖藏於夾室、至禘祫之時、豈得不食於太廟乎、名曰合祭、而二祖不得祭、焉不可謂之合矣、

段落　第三大段の第一小段なり、裴郁の議に反對す、

講說　衆議の中の一說は云ふ、獻宗懿宗の位牌は、宜しく永久に夾中の室に藏めて、大祭の時出さゞるべしと、臣は之を以て不都合となす、何となれば、祫は合すと云ふ事なり、毀廟の主即ち獨立の廟を毀ちて昭穆の列に在らざる者は皆太祖の廟に合祭すべき事なり、而して、獻懿の二祖は即ち毀廟の主なれば、今夾室中に藏むるとは云へ、禘祫の時に及ばゞ何とて太廟に合祭せざることを得んや、名づけて祫即ち合祭と曰ひながら、二祖が祭らるゝことを得ずとすれば、之を合とは謂ふべからず、

注解　「夾室」太廟の左右に在る室なり、

二曰獻懿廟主宜毀之瘞之、臣又以爲不可、謹按禮記、天子立七廟、一壇一墠、其毀廟之主、皆藏於祧廟、雖百代不毀、祫則陳於太廟而饗焉、自魏晉已降、始有毀瘞之議、事非經據、竟不可施行、今國家德厚流光、創立九廟、以周制推之、獻懿二祖猶在壇墠之位、況於毀瘞而不禘祫乎、

段落　第三大段の第二小段り、李㠗の議に反對す、

講說　第二說は云ふ、獻祖懿祖の位牌は之を毀ちて瘞むべしと、臣は是れをも不都合となす、謹んで禮記を取調ぶるに天子は七廟を立て、各一壇一墠を設く、壇とは廟の在る所にして、其土地を高うす、墠とは壇の背面に當り、掃除を經て清淨なる處、而して已に毀

め、五日内を限り奏聞すべきことゝあり、

注解　「百僚」百官なり、

將仕郎守國子監四門博士臣韓愈謹獻議曰、伏以陛下追孝祖宗、肅敬祀事、凡在擬議、不敢自專、聿求厥中、延訪羣下、然而禮文繁漫、所執各殊、自建中之初、迄至今歲、屢經禘祫、未合適從、臣生遭聖明、涵泳恩澤、雖賤不及議、而志切效忠、今輒先擧衆議之非、然後申明其說、

段落　第二大段なり、

講說　將仕郎守四門博士韓愈謹んで意見を上りて曰く、伏して思ふに陛下御先祖に追孝を盡し、御祭典の事を太切に爲し給ひ、凡そ推して定むべき問題に於ては敢て專斷し給ふことなく、茲に其中庸の處を求めて群臣にまでも諮問あらせられ、然るに禮文の事は繁多にして範圍廣きが故に、群臣の各斯くあるべしと爲す所銘々異なれり、建中の初より今歲に至るまで屢ば禘祫の祭を經來りしかども、未だ何れを標準として之に從ふべき程のものあらず、臣此の聖明の御世に生れ合せ恩澤を浴び居ることとなれば、縱令身分賤しくして此問題を議するの資格なしと雖も、志は至つて忠義を致すに熱切なれば自ら默止する能はず、今先づ衆議の誤れる點を擧げて、然る後臣自身の說を辨明せんとす、

注解　「追孝」死後の孝、「聿」コヽニ、又はツヒニ、語助なり、「群下」群臣に同じ、「建中」德宗の年號、「未合」べからずと讀む、「涵泳」ひたさるゝなり、「其說」自己の說を言ふ、

一曰獻懿廟主、宜永藏之夾室、臣以爲不可、夫祫者合也、毀廟之主、皆當合食於太祖、獻懿二

纂評

○沈徳潜評　其義を經に丁寧にし、而して深く其文を律に沒す、犯す所の時、群議を聚めて諸を上裁に取らんと欲するなり、行文簡錬精核、陸宣公（唐の陸贄）の奏疏に近し、○柳子厚駁する所、（柳にも亦復讎議あり）誅と旌と竝び行はるべからざるに在り、昌黎議する所、經と律と以て參用すべきを見る、皆世敎に功あるの文、

禘祫議

解題　禘とは五年に一度の大祭、祫とは三年に一度の大祭、祫は合すの意、先祖代々の位牌を太祖の廟に合祭することにて、禘とは其位牌の順序を定むることと、唐の初めて天子となりしは高祖なるが其以前の系統は左の如し、

獻祖　名は熙
懿祖　名は天錫
太祖　名は虎　景皇帝
世祖　名は昞
高祖　名は淵

憲宗の時に至り、此獻祖、懿祖二帝の位牌の取扱方に就き群臣に諮問ありしなり、

動機　諮詢に應ずるに在り、

主意　獻祖を東向の位に置き、景皇帝は昭穆の列に從ふべしと云ふに在り、（懿祖は固より景行帝に同じ、昭穆の事は下に說くべし）

段落　四大段より成る、篇首より「限五日内分奏者」に至るまでを第一大段となす、敕旨を揭ぐ、「將仕郎守」より「然後申明其說」に至るまでを第二大段となす、建白順序を言ふ、「一日」より「此五說者皆所不可」に至るまでを第三大段となす、衆議の非を論ず、「故臣博采前聞」より篇尾に至るまでを第四大段となす、自說を申明す、

右今月十六日敕旨、宜令百僚議、限五日内聞奏者、

段落　第一大段なり、

講說　右今月十六日の敕旨は、百僚をして論議せし

へる復讎に先きだつて法吏に其由を屆出で置くときは無罪なりとの一例は如何にと云ふに、孤獨幼稚又は羸弱の身を以て復讎の微志を抱き、敵の樣子を窺はんと欲する者は、自ら官に申出づる能はざるべければ、是も今日に於て斯の如くあるべしと定め難し、

然則殺之與赦不可一例、宜定其制曰、凡有復父讎者、事發、具其事申尙書省、尙書省集議奏聞、酌其宜而處之、則經律無失其指矣』

段落　第六大段なり、

講說　左れば復讎せし者を死刑に處するも將た赦免するも一例になすべからず、宜しく左の如く其制を定むべし、則ち凡そ父の讎を報せし者あり、其事發覺して地方官の耳に入らば、尙書省に具申せしめ、尙書省會議の上奏聞に及び、其相當なる方法を斟酌して之を處分せば、經書も律文も兩つながら其旨を失ふことなからん、

總說

問題は、如何にして禮法の衝突に處すべきやと云ふに在り、韓退之が經律を調和し並び行はしめんとするの主意は則ち可なり、然れども集議の上上裁を仰ぐことを以て其方法となすに至りては、頗る漠然たることを免れず、夫れ此時現に梁悅の事件あり、之が爲に尙書省に諮詢ありしに非ずや、然るに後來宜しく尙書省に諮詢し、上裁を仰ぐを以て定制となすべしと云ふ、何ぞ其の緩漫なるや、蓋し韓退之自ら言ふ「或百性相讎如周官所稱可議於今者」と、其周官所稱とは何ぞや、上文之を引いて曰く、「凡殺人而議者令勿讎々之則死」と、則ち復讎者の有罪と無罪とは、被復讎者が復讎者の父を殺したる事の義不義に在り、當時の法律固より幼稚なれば、義不義の標準が正確ならざりし事は之あらん、然れども義不義を斷ずべき何等かの根據は必無に非ざるべし、則ち常識より之を言ふも、先づ法吏をして此點を論せしめ、而して後尙書、而して上裁の順序ならざるべからず、然るに此に着眼せざりしは、亦其頭腦の粗なるを見るなり、

講說　周官に曰く、凡そ人を殺す者ありし時、其殺せしことが義に叶はんには、讎として之を殺すことなからしむ、若し讎として之を殺すときは死罪に處すと、茲に義と云ふは尤の意なり、さすれば人を殺して其殺せし理由が、尤ならざる場合は、殺されたる者の子讎を復することを得る次第となる、右は人民と人民との間に於ける復讎を謂へるなり、公羊傳に曰く、父が誅を受けざれば其子復讎することを得べし、此の誅を受けずとあるは、其罪が誅を受くるに當らぬことなり、但し誅とは上より下に向つて加ふる所の辭にして、人民相互に殺すことにはあらず、又周官に凡そ復讎を爲さんとする者、先づ司法吏に屆け出で置けば對手を殺すも無罪なりと、

今陛下垂意典章、思立定制、惜有司之守、憐孝子之心、示不自專、訪議羣下、臣愚以爲復讐之名雖同、而其事各異、或百姓相讐、如周官所稱可議於今者、或爲官所誅、如公羊所稱、不可行於今者、又周官所稱、將復讐先告於士則無罪者、若孤稚羸弱、抱微志而伺敵人之便、恐不能自言於官、未可以爲斷於今也、

段落　第五大段なり、

講說　今陛下は國家の法憲に御心を用ひて、復讎の處置に就いても一定の制を立てんことを思召せども、折角堅固に法律を守れる有司の本領を破る事を惜み給ふと同時に、孝子が父の仇を報いたる心事を憐み玉ふ所より、自ら專斷あらせられざる事を示し給ひ、群臣に御下問あり、臣の愚見にて、復讎と云ふ名は同一なれども其事實は各同じからず、或は百姓互に相讎すること周官に稱する者の如きは、實に今日問題となすべき者なり、或は政府の爲に誅せられたる者にて、公羊に稱する所の如きは今日に行ふべき者に非ず、則ち問題とならざる者なり、又周官に云

記」檀弓篇に云ふ、子夏、孔子に問うて曰く、父母の讐に居る、之を如何ん、子曰く、苫に寢ね干を枕とし、仕へざれば與に天下を共にせざるなり、諸に市朝に遇へば兵を反せずして鬪ふと、「見周官」周官は周禮の事なり、其中に言ふあり、凡そ人を殺して義なる者は讐とする勿らしむ、之を讐とすれば則ち死す、「乖」そむく、

夫律雖本於聖人、然執而行之者、有司也、經之所明者、制有司者也、丁寧其義於經、而深沒其文於律者、其意將使法吏一斷於法、而經術之士得引經而議也』

段落　第三大段なり、

講説　元來律は聖人の道に本づく者なれども、去りとて律を掌りて之を施行する人は其筋の役人に外ならず、聖人の經文に於て明白に言へる點は、役人を制して經文に從はしむる力あり、一方に其道理を經文に丁寧に記載し一方に其文言を深く沒却して法律の條中に出さぬは、其精神の在る處、法官をして專ら法律に由り之を斷ぜしむると同時に經文學者をして經文を引いて之を議せしめんとするに在るなり、

周官曰、凡殺人而義者令勿讐、讐之則死、義宜也、則殺人而不得其宜者、子得復讐也、此百姓之相讐者也、公羊傳曰、父不受誅、子復讐可也、不受誅者、罪不當誅也、誅者、上施於下之辭、非百姓之相殺者也、又周官曰、凡報仇讐者、書於士、殺之無罪、言將復讐必先言於官、則無罪也』

段落　第四大段なり、

とあり、法令を引證すれば、人を殺す者は死罪とあり、禮と法との二物は王者の天下に教を垂るゝ端緒なるに、此の如き不同あり、然らば之を定むるには是非とも論辨を必要とす、宜しく都省にて集議の上上奏すべしと、

注解 「不同天」禮記に、君父之讎不俱戴天とあり、「資」とると訓ず、要するなり、「都省」尚書都省にて、我が昔の太政官の如し、

朝議郎行尚書職方員外郎上、騎都尉韓愈議曰、伏以子復父讎、見於春秋、見於禮記、又見周官、又見諸子史、不可勝數、未有非而罪之者也、最宜詳於律、而律無其條、非闕文也、蓋以爲不許復讎、則傷孝子之心、而乖先王之訓、許復讎、則人將倚法專殺、無以禁止其端矣』、

段落 第二大段なり、

講說 朝議郎行尚書職方員外郎上騎都尉の韓愈は議して左の如く言上す、伏して思ふに、子が父の讎を復する事は春秋に見え、禮記に見え、其他周官に見え、又諸子及び歴史にも見え、枚擧すべからざる程に夥多なれども、復讎を非とせし者あらず、元來法律には最も悉しく規定あるべき筈なるに、律の中其條文なし、是れは缺けたるには非ず、其理由を察するに左の如くなるべし、則ち復讎を許さぬ時は、孝子の心を害し、且つは先王が俱に天を戴かずとの教訓にも乖くことゝなり、又若し之を許すときは、世の中の者法律を恃として勝手に人を殺し、豫防すること能はざるべし、故に特に明文に掲げざるなり、

注解 「行」守の反對にして、相當以下の職を行ふ時の官稱なり、「見於春秋」春秋は孔子の著したる魯國の史なり、之を說明せし者を傳と曰ふ、三傳あり、公羊、穀梁、及び左氏是なり、公羊傳の定公四年の處に、父誅を受けざれば、子讎する可なりとあり、「見於禮

纂　評

○沈德潛評　選擧を停むるを以て救荒（キウクワウ）の奇策となす、擧朝人なき、知るべし、文先づ選擧を停むるの正に以て旱を致すに足るを說き、更に君あり臣なく、以て旱を致すに足るを將（モ）つて痛切に之を言ふ、然れども鋒鋩亦太（ハナハ）だ露（アラ）はる矣、已にして公の議に從はず、卒に科擧を停む、唐代登科記中に見ゆ、

復讎狀

解題　復讎を爲せし者の處置に關する意見書なり

動機　憲宗の元和六年九月に、富平縣の梁悅と云ふ者父の仇を報い、縣廳に至りて自首に及び、罪科に處せられんことを請へり、帝群臣に勅して其處分を議せしめ、經典と法律と、孰（イヅ）れに據るべきかと云へる點を問題としたるに由る、

主意　經典と法律とを參酌すべしと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より「宜令都省集議聞奏者」に至るまでを第一大段となす、敕旨を揭ぐ、「朝議郎」より「無以禁止其端矣」に至るまでを第二大段となす、經典に明文ありて法律に明文なきを言ふ、「夫律雖本於聖人」より「得引經而議也」に至るまで第三大段となす、國家の精神を說明す、「周官曰」より「必先言於官則無罪也」に至るまでを第四大段となす、經文を引擧す、「今陛下」より「未可以爲斷於今也」に至るまでを第五大段となす今日を以て經文に對照す、「然則」より篇尾に至るまでを第六大段となす、主意を陳ぶ、

右伏奉今月五日敕、復讎據禮經、則義不同天、徵法令、則殺人者死、禮法二事、皆王敎之端、有此異同、必資論辨、宜令都省集議聞奏者、

段落　第一大段なり、

講說　右の通（トホ）り、伏して今月五日の敕語を拜するに、復讎の事は、禮經に據れば、義に於て天を同じうせず、

段落　第五大段なり、

講說　臣の愚考によれば、陛下宜しく純粹信實の士、竝に剛直の臣、國を憂ふること吾が家の如く、己が身を忘れて上に勤むる者を求め給はざるべからず、而して之を求め給ひし後、其爵位を高く陞せて左右に置くこと、殷の高宗が傅說を用ひ、周の文王が太公望を擧げ、齊の桓公が寧戚を拔き、漢の武帝が公孫弘を取りしと一般、御閑暇の折、時々召寄せて御諮詢あるべし、天子の德化を輔けて之を宣布し、旱魃の禍を消滅せしむることは必定なり、

注解　「骨鯁」鯁は大骨なり、剛直に譬ふ「超」破格に升すなり、「公孫弘」弘徵せられて博士となりしかども上の意に合はず、免ぜられて國に歸りけるが、元光五年詔して文學の士を召すや、國人、弘を推擧し、對策の時第一等に及第して博士に拜せられ、卒に丞相となり、平津侯に封ぜられたり、此人曲學阿世、取るに足らざる人物なれども、出身最も賤しかりしが故に、傅說太公望と一例に擧げたるなり、「殄」タヤスなり、

文法　純信、骨鯁は賢不及古に反照し、忘身奉上は能盡其心に應ず、

『臣雖レ非ニ朝官一、月受ニ俸錢一、歲受ニ祿粟一、苟有レ所レ知、不ニ敢不一レ言、』

段落　第六大段なり、

講說　臣は日勤官に非ざれども月毎に俸給を受け歲毎に祿米を受け、官吏の末に列し朝恩を忝くする身分ゆゑ、苟も知る所あれば上申せずに居られざるなり、

注解　「朝官」朝參官とて、日々實務あつて出勤する官なり、作者は時に四門博士なりしかば、斯く云へり、

總說

此れ一時の行政問題にして、韓退之は方に四門博士として言責なかりしに拘らず、其利害を論ぜし所以は、此れに由つて滿腔の不平を洩すに在り、陰陽君臣の論、頗る迂腐の嫌あれども、作者本と之を言はんと欲せしのみ、然れども文辭としては何等の奇なし、停學の害を論ずる一段あつて、始めて韓の作たることを失はず、

祈る時、君自ら南郊に之き、自ら責めて云ふ、政一ならざるか、民職を失ふかと、右春秋公羊傳の桓公五年に見ゆ、

文法　失業の二字より遂に試驗中止が、目的と反對なる結果を致すべきに論到す、篇中尤も巧妙の處なり、

臣又聞君者陽也、臣者陰也、獨陽爲旱、獨陰爲水、今者陛下聖明在上、雖堯舜無以加之、而羣臣之賢、不及於古、又不能盡心於國、與陛下同心、助陛下爲理、有君無臣、是以久旱、』

段落　第四大段なり、

講說　此外臣が承る所によれば、君は陽にして臣は陰なり、陽氣のみにして陰氣なき時は旱魃となり、陰氣のみにして陽氣なき時は洪水となるの理なる由、今や陛下は聖明なる御德を以て上に在し、堯舜と雖も此上に出づることなし、斯く君主は申分なけれども、群臣の方は、其賢なること古代に及ばざるのみか、其心を國家に盡し、陛下の心と同じうして輔佐なし奉り、天下の治平を爲すの能力あらず、是れ君はあれども臣なきなり、陽あれども陰なきなり、是の理由により旱魃久しく續くなり、

注解　「陰陽」支那の哲理に於ては、萬有盡く陰陽二氣を出でず、陽を貴とし陰を賤とし、陽を火とし陰を水とす、

以臣之愚、以爲宜求純信之士、骨鯁之臣、憂國如家、忘身奉上者、超其爵位、置在左右、如殷高宗之用傅說、周文王之擧太公、齊桓公之拔甯戚、漢武帝之取公孫弘、清閒之餘、時賜召問、必能輔宣王化、銷殄旱災、』

『必有儲蓄、擧選者皆齎持資用、以有易無、未見其弊、』

段落　第二大段なり、

講説　臣伏して思ひ見るに、憚ながら愚案に由れば、十人暮しの家ありとせんに、之に一人二人を増したりとも、食事に於て然程費の目に立つものに非ず、今京師の人口は百萬位に止まらざるに、受驗者の數を總計すれども五七千人に過ぎず、又之に附隨せるボーイ、飼馬等を併せ見れども、尚ほ京師百萬分の一に當らず、十人暮しの家族に一二人増したる割合にて之を計れば、別に損得ある次第に非ず、
又成程今年は旱魃なれど、去年は非常なる豐年なりし事ゆゑ、商賣人の家には儲蓄あるに相違なく、其上受驗の爲め京師に入込む者は、皆需用物を持參し、互に己が有する所の者と無き者とを交易するなれば、弊害ありとも覺えず、

注解　「齎」たゞにと訓ず、不齎又は何齎の如き反語の場合の外之を用ひず、「都」すべてなり、「百萬分」林西仲は萬を衍字とす、從ふべきに似たり、

『今若暫停擧選、或恐所害實深、一則遠近驚惶、二則人士失業、臣聞古之求雨之詞曰、人失職與、然則人之失職、足以致旱、今緣旱而停擧選、是使人失職而召災也、』

段落　第三大段なり、

講説　今若し暫時とは云へ試驗を停止に及はゞ、害となるべき事、實に深かるべき恐あるやうに思はるゝなり、一つには遠近何事の起りしかと驚怖すべく、二つには試驗を受けて地位を得んと欲せし者は其職を失ふべし、又臣の聞く所を以てすれば、古人が雨乞の詞に、人が職を失へるかとあり、此れに由つて觀るときは、人民に職を失ふ者あれば隨分旱魃の源因となる者なり、然るに今旱魃なりとて試驗を罷むるは、人に職を失はしめて災を招く仕方なり、

注解　「與」歟に同じ、かと訓ず、「古之求雨之詞」雨を

尾に至るまでを第六大段となす、此書を上る所以を陳ぶ、

右臣伏見今月十日勅、今年諸色擧選、宜權停者、』

段落　第一大段の第一小段なり、先づ敕旨を揭ぐ、

講說　右の通、臣、伏して今月十日の勅語を拜見するに、今年各種の官吏登庸試驗は權に停止すべしと之れあり、

注解　「右」敕書其物を指して言ふ、此意見書は、其敕書に續ぎ合せたる白紙に書けるなり、「諸色」色々なり、「權」一時的、「者」此れは邦語の何々すべき事の事なり、

道路相傳皆云、以歲之旱、陛下憐憫京師之人、慮其乏食、故權停擧選、以絕其來者、所以省費而足食也、』

段落　第一大段の第二小段なり、敕旨の動機の目的を揭ぐ、

講說　道路の者の風評する處に據れば、何れも陛下は今年旱魃なるに因り、京師の民を憐み給ひ、彼等が食料に乏しきことを懸念あり、其れゆゑ一時的に試驗を中止して、各地方より受驗者の來らざるやうになし給ふは、京師に於ける費消高を省いて食物を十分ならしめんとの思召なりと、

文法　敕旨は理由を說明せず、妄に推測を下して議論を發することは憚あるが故に道路の風說に托せしなり、

臣伏思之、竊以爲十口之家、益之以一二人、於食未有所費、今京師之人、不啻百萬、都計擧者、不過五七千人、并其僮僕畜馬、不當京師百萬分之一、以十口之家計之、誠未爲有所損益、又今年雖旱、去歲大豐、商賈之家、

文の若き、對待中却つて是れ一氣呵成す、此れ歐蘇四六の祖なり、

○沈德潛評　淮西の役、刺客裴度を傷けし後、當日の廷臣、度が官を罷め、以て王承宗、李師道を安んぜんを謂ふの議あり、而して憲宗計を決して、征討し、遂に之を相とせんと欲す、度讒を憂ひ譏を畏れ、讓に出でざるを得ざるなり、文能く度が心を曲體し、聲光熒々、紙墨に流露す、而して對偶中渾浩流轉、仍ほ是れ漢京の氣味、獨り高き所以、

論今年停擧選狀

解題　擧選とは吏部の選、禮部の貢擧を指す、停は中止なり、

動機　德宗の貞元十九年、正月より五月に亘りて雨降らざりければ、諸方の山川に祈禱し、尙ほ旱魃の結果として收穫の少なかるべきを見越し、京師に於ける米穀の需用者を減じて住民の困難を救ふべき目的を以て、七月官吏登庸の試驗を停止せり、是れ諸國より京師に集れる受驗者の數夥しきゆゑ米穀を消費せんことを恐れしが故なり、作者此時四門博士なりしが、此意見書を上り其得策に非ざることを論陳せり、蓋し作者は、此問題を借りて朝廷の官吏を罵倒し、憲宗をして特別なる人材登庸を爲さしめんと欲したる者にして、作者自身隱然其中に在るが如し、

主意　試驗を停むるは無意味なるのみならず、人をして職を失はしむる恐あるが故に、反つて有害なりと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、篇首より「所以省費而足食也」に至るまでを第一大段となす、先づ問題を揭ぐ、「臣伏思之」より「未見其弊」に至るまでを第二大段となす、試驗を擧行するも害なきを言ふ、「今若暫停擧選」より「是使人失職而召災也」に至るまでを第三大段となす、試驗を中止するの害を言ふ、「臣又聞君者陽也」より「是以久旱」に至るまでを第四大段とす、朝廷に人なきを言ふ、「以臣之愚」より「銷殄旱災」に至るまでを第五大段となす、忠臣を拔擢すべきことを言ふ、「臣雖非朝官」より篇

大に爲すあるの時にして、斯かる時なれば非常の輔佐を得てこそ、始めて能く上は聖徳を宣布して、天に代り事業をなすべし、臣等の如き不德短才の者などは實に此任に堪ふる能はざれば、何とぞ群臣の中より博く人選に及び、又遍ねく山中に隱れ未だ仕へざる賢者を求め給へ、天が上に聖君を生ずる以上、必ず下に賢臣あるべき理なれば、其人を得て之に宰相の職を授け給はゞ、乃ち天下治まるべし、乞ふ臣に授け玉ひし官位を他の適任者に廻し、群臣の情に叶ふやうに料はせ玉へ、切に此事を懇願し奉る、

注解　「戡」をさむと訓ず、「賓」客分として來るなり、「麟鳳龜龍」四靈と稱す、「郊藪」藪は澤に水なきもの、「雍熙」和樂の貌、「代天工」書經に出づ、人君天に代つて職事を行ふ、「周行」本と周の百官を謂ふ、今借用して唐の群臣の事とす、

總說

此表は謂はゆる四六の體なり、上表に於ては四六を用ふるを例とす、前の謝表の如きは稍や變例に屬す、然れども尙ほ彷彿として四六の規格を認むべし、此文の苦心の存する處に至りては、林西仲の評頗る肯綮に中れり、

纂評

○林西仲評　裴晉公字は中立、山西聞喜の人、此番〔次〕刺客に死せざる、實に天幸に出づ、當時擧朝の士大夫以て戒と爲し、且つ其妄作以て禍を取るを嗤はざるものなし、此番の制書は、全く吳元濟を討ずるを決するが爲に見を起す、是れ擧朝皆晉公〔裴度〕を相とするを欲せず、而して憲宗獨斷して之を行ふ者なり、其屢ば兵を罷めんを請ひ、及び度の官を罷め、以て恒鄆を安んぜんとするを觀るに、知らず當日衆口譏謗、其多き何如にぞや、但だ蔡を討ずる、日久しく功なく、尙ほ内外諸臣力を協はすを須つ、若し讓官の表內に稍や形跡を露さば、則ち忌む者益す甚し、何を以て共に濟さん、妙は、擧朝譏謗の多きと憲宗獨斷の明を以て、一總に之を往事に付し、止だ傷殘の軀重任を忝うするあるを以て辭となし、絕えて後來の如何に蔡を討ずる一字を提起せず、反つて自ら此より前は竭愚妄作たるを認め、末に叶群情の三字を以て結となすに在り、而して譏謗の如き獨斷の明と倶に、了然言外に在り、立意の巧此に踰ゆるあるなし、其行

が寧戚を牛飼より取立てたる例は之れありと云へども、恥を雪いで光榮を蒙り、不名譽の地位を去つて貴き身分に居る事は、今日の臣を以て古の四人に對照するに、之を適應して議するは比較すべき種類を誤れり、陛下は湯高文桓君の明智あつて、四君の人材を擧げたる所爲を行ひ玉ふと雖も、臣には伊傅呂寧四人の美德なきに、四人と同一の榮譽を得たるなれば、如何にして叨に要職に居り、己が占むべき所に非ざることを世に示すべけんや、

注解　「意」謂ふと同じく思ふなり、「燮和」燮は調ふ、周官には、陰陽を調和し氣候を正しくするを宰相の職とす、「庖厨」史記に云ふ、伊尹湯に仕官を求めんとせしも緣故なかりしかば、有莘氏の附人となり、割烹具を負ひて湯の處に至り、旨き料理を以て取入り、遂に王道を說けりと、「版築」殷王武丁卽ち高宗は夢に聖人を得たるが、其名を說と曰へり、乃ち之を搜索せしに、說は土方となつて傅巖に働けり、因つて之を用ひたり、版と築は、隄などを築くに版を間々に挿みて次第に土を盛るより斯く云ふ、「呂望」太公望なり、「寧戚」齊の桓公夜出せしに、寧戚牛の角を叩いて歌ひけるを、桓公聽きて之を召し、與に語つて大に滿足し、大夫に任ぜり、「叨」濫なり、

方今干戈未盡、夷狄未盡賓、麟鳳龜龍、未盡游郊藪、草木魚鼈、未盡被雍熙、當大有爲之時、得非常人之佐、然後能上宣聖德、以代天工、如臣等類、實不克堪、伏願博選周行、旁及巖穴、天生聖主、必有賢臣、得而授之、乃可致理、乞廻所授、以叶羣情、無任懇欵之至、

段落　第四大段なり、

講說　方今戰爭未だ盡く止まず、夷狄も未だ盡く來賓せず、麟鳳龜龍等の靈物未だ盡く郊藪に遊ばず、草木魚鼈等の動植未だ泰平和樂の德化を被らず、是れ

くるの地位に在り、一方に聖君が斯く手厚く待遇し玉へば、一方に逆賊よりは讐敵として之を狙ひ、防衛行き屆かざりしため、殆ど倒れ死すべかりしも、特に有り難き御手當を賜ひしにより命を取留めたれども賊の刃に罹りし事は實に祖先を辱め、同僚までを汚したる儀なれば、如何にも相濟まざる次第と、正に內心慚愧するのみ、

注解　「寵光」光は光榮なり、「臺綱」臺は御史臺、官紀を取總ぶるより綱と曰ふ、裴度、元和九年に御史中丞たり、「毗邦憲」毗は輔くるなり、邦憲は國家の法憲なり、元和十年御史中丞となりし事、「兇逆所讎」逆徒より害物として忌まれたる事、「防虞」防備用心、「幾至斃踣」斃踣は斬殺さるゝことを指す、李師道の刺客已に武元衡を殺し、又裴度を撃ちしが、一太刀にて靴を斷ち 二太刀にて背を斬り、三太刀にて頭を傷けしが、裴度溝中に墜ち、氈を冒り死せざることを得たり「忝累」辱しめ、迷惑を及ぼすなり、「玷塵」疵を附け塵にて汚す、

豈意陛下擢臣於傷殘之餘、委臣以燮和之任、忘其陋汙、使佐聖明、此雖成湯擧伊尹於庖廚、高宗擧傅說於版築、周文用呂望於屠釣、齊桓起甯戚於飯牛、雪恥蒙光、去辱居貴、以今準古、擬議非倫、陛下有四君之明、行四君之事、微臣無四子之美、獲四子之榮、豈可叨居以彰非據、

段落　第三大段の第三小段なり、宰相たるに堪へざるを言ふ、

講說　然るに陛下は、斯く散々になり、已に廢物となれる臣を拔擢し、宰相の職を委ね、臣の陋しく汚れたるを忘れて聖明の德を輔佐せしめ玉ひしは、臣に取り思ひも設けぬ事にて、右は殷の成湯が伊尹を庖廚より擧げ、高宗が傅說を土方より擧げ、周の文王が呂望を肉を屠り魚を釣る賤しき者より擧げ、齊の桓公

難逢、重德宜報、苦心焦思、以日繼夜、苟利於國、知無不爲、徒欲竭愚、未免妄作、

段落　第三大段の第一小段なり、聖君に報ぜんが爲に衆議と衝突せしことを言ふ、

講說　臣誠に思ふに、陛下には文武を具へ、神聖の御資質を以て中興の大なる經營を啓き、太平の昌んなる氣運に當り給ひ、御自身は儉德を勤められ、人に對しては私なく、罪を威し惡を怒らるゝは雷霆の畏るべきが如く、衆を容れ民を覆はるゝことは天地の依るべきが如く、實に群臣は節操を盡すべきの日、才智ある者は能力を致すべきの時なり、斯かる聖君には容易に出遇ひ難く、斯かる重なる恩德は之に報いざるべからずと心を苦め思を焦し、其日暮れば夜分も又と云ふが如く、二六時中苟も國家の利となるべき事は、知らざれば兎も角、之を知れる以上、以て爲さゞるはなく、徒に愚忠を竭さんと欲すれども、之が爲め反つて不分別の行動を免れざりき、

注解　「中興」從來藩鎭跋扈の爲め唐室微弱を免れざりし處、憲宗藩鎭を征服して復び威を振ひしが故に云ふ、「歷」曆運なり、猶ほ機會と云ふが如し、「效」致すと訓ず、「未免妄作」裴度命を奉じて出征軍を巡檢し、還つて攻取の策を陳せしに、群臣は多く兵を罷めんことを請へり、然るに裴度獨り戰計を決し、衆議を顧みざりしを謂ふ、

陛下不加罪責、更極寵光、既領臺綱、又毗邦憲、聖君所厚、兇逆所讐、缺於防虞、幾至斃踣、恩私所被、性命獲全、忝累祖先、玷塵班列、未知所措、祇自內慙、

段落　第三大段の第二小段なり、其身を危くして君父を辱めたる事を叙す、

講說　臣が妄作の過失を犯せしにも拘らず、陛下は寬大の睿旨を以て責罰を加へ給はざるのみか、更に恩寵榮光を極め、既に臺綱を領するが上に國法を助

相に不都合なりとせられ、府廷の方に轉任せられ、其關係を以て武營の屬官となりし處、陛下は臣の罪を恕し、臣の心を憐み給ひ、拔擢して侍從の中に加へ、遂に大切なる詔勅を掌るに至れるが、聖恩を受くること此の如く大なるに從ひ、己れを顧みれば益す輕くして、身命をも棄つるをも厭はず、苟も耳目にて聞見する所、又思想力量の及ぶ限り、少しにても政治に關することは兎に角上聞に達したり、政治上利益を與ふる點に於ては些細の功もあらず、然るに一方に於て譏謗の大なることは丘や山の如くに累積せり、陛下は臣が孤立にして人の助なきを知り給ふと共に臣の微々たる忠誠を嘉し給ひ、御獨斷にて群臣にも諮詢あらせられず奬勵待遇の度、臣の資格に過ぐることとは感激に堪へざる所なり、

注解　「始拜御史」仕官は此時に始まりしに非ざるも、中央政府の官に就きたるを以て特に掲起せしなり、「蓋し河陰縣の尉より入つて御史中丞となりしを謂ふ、御史は彈劾を掌る、「旋」かへつてと讀む、折角云々なりしにと云ふが如き語氣、「論事」權柄ある寵臣の罪を論ぜしなり、「爲宰臣所非」實は天子の怒に觸れたるなれども、婉曲に謂ひしなり、「府廷」幕府を指す、出でゝ河南府の功曹參軍と爲りし事、「佐戎幕」武元衡、四川の帥たりし時、裴度を節度掌書記となせり、「居侍從之中」朝廷に召還せられて起居舍人となりし事、「掌絲綸之重」禮記の緇衣篇に、王言絲の如く、其出づる綸の如しとあるより、詔勅を稱して絲綸となす、元和六年に司封員外郎、知制誥を以て中書舍人に進みし事、是れ詔命を取扱ふ官職たり、「迨」とゞくなり、「政理」政治と云ふが如し、「涓埃」涓は水滴、埃は塵埃微小の譬、

文法　「宰臣所非」は「無憚殺身」に應じ、「顧己益輕」は「不求利己」に應ず、又邱山は前の「涓埃」と反照す、

臣誠見陛下具文武之德、有神聖之姿、啓中興之宏圖、當太平之昌歷、勤身以儉、與物無私、威怒如雷霆、容覆如天地、實羣臣盡節之日、才智效能之時、聖君

する語なるが、今宰相の職は朝議大夫の格式より上なるが故に守と謂ふ、「魂爽」爽は精なり、心を謂ふ、

臣少渉經史、粗知古今、天與朴忠、性惟愚直、知事君以道、無憚殺身、慕當官而行、不求利己、人以爲拙、臣行不疑、』

段落　第二大段の第一小段なり、自己の衆人に異る性質、卽ち人より忌まるべき源因を擧ぐ、

講說　臣は少き時より經書歷史を那れ此れと廣く讀み、ざつと古今の道理形勢を承知に及べり、然るに天の賦與せる資質、素朴忠純にして何等の飾なく、生來愚直にして何等の智巧なき儘に、君には道を履んで之に事ふるを知るのみにて、其れが爲に己れの身を殺すに至るも憚らず、官に當つては唯だ其職掌通り行ふことを心掛け、自己の利益を謀ることなく、他人は氣が利かずと評するも、臣は吾が信ずる所を行つて疑ひ惑はず、

注解　「粗」ほゞと訓ず、あらくなり、「朴」あら木、「當官而行」左傳に出づ、

元和之初、始拜御史、旋以論事過切、爲宰臣所非、移官府廷、因佐戎幕、陛下恕臣之罪、憐臣之心、拔居侍從之中、遂掌絲綸之重、受恩益大、顧己益輕、苟耳目所聞知、心力所迨及、少關政理、輒以陳聞、於裨補無涓埃之微、而讒謗有邱山之積、陛下知其孤立、賞其微誠、獨斷不謀、奬待踰量、』

段落　第二大段の第二小段なり、知遇を蒙りたる次第を敍す、

講說　臣は始めて御史に拜せられしが、其甲斐もなく事を論ずること餘りに手嚴しかりし爲め、時の宰

額を傷けたり、但し唐の世、節度使を置いて地方を鎭し、之を藩鎭と稱す、藩鎭竟に强大となり、中央の威令に從はず、或は叛を謀る淮西の如きあり、而して李師道の呉元濟の爲に謀れるは、其人藩鎭として利害を同じうするが故なり、元衡殺され裴度傷つくや、憲宗大に怒り、賊を討つこと愈よ急、裴度を以て宰相となして曰く、朕度一人に倚つて、賊を破るに足ると、當時群臣は皆非戰論にして、或は、裴度の官を罷め他の藩鎭の心を安んずべしと云ふに至る、故に裴度は、己れ若し宰相となるときは、賊を激せしめ、禍を大ならしむるの憂ありと、因つて此辭表を呈せしなり、

主意　己れの任命を撤回して、群臣の情に叶はしむべしと云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「頓首頓首」に至るまでを第一大段となす、謝意を表す、「臣少涉經史」より「奬待踰量」に至るまでを第二大段となす、平生知遇を受くるの厚きを叙す、「臣誠見陛下具文武之德」より「豈可叨居以彰非據」に至るまでを第三大段となす、宰相たるの價値なきを言ふ、「方今干戈未盡戢」より篇尾に至るまでを第四大段となす、別に賢相を求むべきを言ふ、

臣某言、伏奉今日制書、以臣爲朝議大夫守中書侍郎同中書門下平章事、承命驚惶、魂爽飛越、俯仰天地、若無所容、臣某誠惶誠恐頓首頓首』、

段落　第一大段なり、

講說　臣某言上す、謹んで今日の御沙汰書を承はるに、臣を以て朝議大夫守中書侍郎同中書門下平章事となし給ふ、此の御命令を受けて驚愕恐縮の餘り、魂魄も飛び散るばかり、天を仰ぎ地に俯して視るも、殆ど自身を容るゝ處なきが如き思あり、誠に恐れ入つたる次第なり、

注解　「朝議大夫云々」朝議大夫は格式なり、中書侍郎門下平章事は實職にして、卽ち宰相の官制的名稱なり、守とは官位相當以上の事を兼行することを表

る者あり、然れども公平に之を許すれば、其京師に收用を求むるに切なる餘り、訣辭を以て人主を動かし、而して一方に己れの長所を認めて召還せしめんとしたる者なり、

纂　評

○沈德潛評　儲同人云ふ、人臣闕廷を依戀する、自ら是れ君を愛す、徒に祿位の爲に計るに非ざるなり、且つ遠竄の苦を以て入つて天子に告ぐ、此れ亦天を呼び父母を呼ぶの意、東坡云ふ、其靦顏恥を忍び、衆人に哀求するよりは、命に歸し誠を投じ、君父に控告するに若かず、此れと同義、必ず若し去つて反顧せず、窮、哀を告げず、此れ小丈夫倖々たる者の爲す所、而して賢者之を爲すと謂ふか、世儒の此表を議する者衆し矣、故に略爲に之を言ふ、前に潮に至るを叙する一段、刺史德化を宣布し、父老杖に扶けられて懽呼するを叙す、古致淋漓直ちに西漢に逼る、後自ら文章の長する所を表し、能く有唐の功德を稱誦す、情詞哀惻、啻に人子父母を眷戀して膝下に呼號するのみならざるなり、

爲裴相公讓官表

解題　裴相公とは宰相裴度のことにして、官とは即ち宰相の官なり、裴度が宰相に任命の辭令に接したる當日、直ちに之を辭して受けざらんが爲め此表を上り、韓退之代つて其文を作れり、此の如きを代作文と謂ふ、

動機　唐の德宗の貞元十四年に、彰義の節度使吳少誠と云ふ者淮西に叛きしが、其死後弟の少陽自ら軍府を領し、多く亡命の徒を養ひ、其子元濟の時に至り、兵を縱つて東畿を侵掠す、此時は已に憲宗の世となれり、詔して十六道の兵を發して之を討ちしに、平盧の節度使李師道は元濟を赦さんことを請ひしも、許さゞりき、會ま裴度は命を受けて淮西の兵營を慰問し、還つて奏すらく、淮西決して取るべしと、憲宗悉く兵事を以て同平章事武元衡に委ねたり、時に吳師道の養へる刺客、師道に請うて曰く、密に往いて元衡を刺さば、他の相は必ず爭うて天子に勸め、兵を罷めんと、遂に元衡入朝の時を窺ひ、之を射殺せしのみならず、裴度をも擊つて其

當此之時、所謂千載一時、不可逢之嘉會、而臣負罪嬰釁、自拘海島、戚戚嗟嗟、日與死迫、曾不得奏薄技於從官之內、隸御之間、窮思畢精、以贖罪過、懷痛窮天、死不閉目瞻望宸極、魂神飛去、』

段落　第五大段の第四小段なり、功を以て罪を贖ふ機會なきを愬訴す、

講説　右の時に當り、實に千年の中に僅か一度の外なき遇ひ難き所の好機會なり、然るに如何にせん、臣は罪を負ひ禍に罹り、身より出でたる銹にて海島に拘留の身となり、哀み嘆きて日々死亡に近づく有樣にて　之が爲め拙劣なる文章を侍從若しくは下役に差出し、此の思想精力の有る限りを盡したる文章に因つて罪過を贖ふこと出來ず、痛恨は天と共に窮りなく、死して目を閉ぢ難し、皇居の方を瞻め望みて、魂は遥に飛去らんとす、

注解　「嘉會」目出たき場合、「嬰釁」釁は罪辜なり、「海島」潮州、「戚々嗟々」痛み嘆く、「曾」乃と同一に用ふ、「薄技」ふつゝかなる技能、文章を指す、「從官」近臣、「隸御」宮中の雜用に供する者、「宸極」宮闕、

伏惟皇帝陛下、天地父母、哀而憐之、無任感恩戀闕慚惶懇迫之至、謹附表陳謝以聞、』

段落　第五大段の第五小段なり、戀闕の情を陳ぶ、

講説　伏して思ひ見るに皇帝陛下は人民を包容するの天地なり、人民を撫育するの父母なれば、愍然として憐を垂れ給へ、臣は天恩に感じ宮闕を慕ひ、慚ぢ恐れ、眞情切迫の至に堪へず、畏れながら表に附して陳謝し奉る、

文法　感恩は第一大段を收め、戀闕は本段を收む、

總說

此文に就いては古來作者を醜とする者あり、賢とす

未太平也、太宗太平矣、而大功所立、咸在高祖之代、非如陛下承天寶之後、接因循之餘、六七十年之外、赫然興起、南面指麾、而致此巍巍之治功也、宜定樂章以告神明、東巡泰山、奏功皇天、具著顯庸、明示得意、使永永年代服我成烈、

段落　第五大段の第三小段なり、憲宗の功業を祖先と比較して大に表章すべき價値あるを言ふ、

講說　高祖皇帝が最初に天下を制定せられたる、其功は固より大なり、然れども天下の秩序に至りては、未だ太平に非ざりしなり、太宗皇帝は太平を致し給へり、然れども大功を立てたりしは皆已に高祖の世に在りき、(されば孰れも大功と太平とは兩立せざりし次第なれば)、陛下が天寶大亂の後を承け、放任政略の末に接し、六七十年を經てより勢盛に興り立ち、君主の地位に據つて指圖を行ひ、此の高大なる治功を成就し給ひしに及ばず、斯く陛下は祖宗にも勝り玉へる治功あれば、音樂の譜を作つて神明に告げ、東の方泰山に巡狩あり、其功を天に奏し、十分立派なる功績を表彰し、明かに目的の遂げたることを示し、永遠なる後代に至るまでも我が成功に服せしめざるべからず、

注解　「咸」皆なり、「因循」有り來りの儘に据置き、姑息なるを言ふ、「赫」盛んなる貌、「南面」天子は南面す、「巍々」高大の貌、「東巡泰山」泰山は今の山東省に在り、都より東方に當る、泰山を巡るとは封禪の祭を指して言ふ、「皇天」皇は大なり、天德の形容、「顯庸」庸は功なり、「服我成烈」我は唐朝として自稱、

文法　高祖大功あつて太平ならず、太宗太平にして大功あらざりしことを擧げて、憲宗が之を兼ねたるを迫り出す、治功の二字、治は太平を收め、功は大功を收む、前段の「論述陛下之功德」の功德と相應ず、又宜定樂章の句は下段を胚胎する者なり、

言ふ、

講説　伏して思ふに、吾が大唐が天命を受けて天下を有ちしより、四海の内男子は皆臣となり、女子は皆妾、「婢と云ふが如し」となり東西南北孰れも版圖萬里に亘れり、然るに天寶の後政治少しく怠り、文制は未だ優れず、武力强からず、姦惡の臣下、蟲の木に棲むが如く碁石の散在するが如く、害毒を逞しうして己れを防ぎ、表面は朝廷に從順なれども內實は之に悖り、父死するときは子之に代り、祖と云ひ孫と曰ひ代々古の諸侯と同じく其土地は己れの自由となし天子に朝することなく貢を納むることなく、六七十年を經、此間四代の天子繼承せられ、陛下の御宇となれり、

注解　「天寶」玄宗の年號、安祿山の亂あり、「懈」怠なり、「尅」剋に同じ、勝つなり、殺なり、「孽臣姦隸」孽は親木の生長を害するヒコバエ、禍をなす意、隸は屬從、「蠹居棊所」蟲の喰つて居るが如く、碁石の竝べるが如し、「六七十年」實際は六十四年、「四聖」聖は天子を指す、四聖とは肅宗、代宗、德宗、順宗を謂ふ、「傳序」序は次第なり、

陛下卽位以來、躬親聽斷、旋乾轉坤、關機闔開、雷厲風飛、日月清照、天戈所レ麾、莫レ不ニ寧順一、大宇之下、生息之理極、

段落　第五大段の第二小段なり、憲宗の功德を言ふ、

講説　陛下天子の位に卽き給ひしより以來、自身直接に政事の奏聞を受けて決斷あり、天地の情態を一變し其機關は或は開き或は閉ぢ、雷の厲しきが如く風の吹飛すが如く、其結果は又日月の淸らかに照すが如く、天子の鋒先の向へる所は安寧となり、服從せざる者なく、天下の廣き、人民は生活を遂げ休息を得て、秩序の整へる、此上なし、

注解　「旋乾轉坤」乾坤を旋轉する、天下の大勢を一新するの形容語なり、「關機闔開」カラクリの開閉其作用の臨機應變なることに喩ふ、「雷厲風飛」勢の壯なるを謂ふ、「天戈」王師を謂ふ、「大宇」天なり、「理」治に同じ、

高祖創ニ制天下一、其功大矣、而治

策而無レ愧、措二之乎天地之間一而無レ虧、雖レ使二古人復生一、臣亦未二肯多讓一、』

段落　第四大段なり、

講說　臣は天性愚陋にて、社會の事情の如きは通せざるもの多きが、唯だ取るべき點は學問文章を好むこと甚だしく、是れまで一日たりとも暫くも廢止せしことなく、實に現代的人物より、認識を受けたる程なり、但し臣は時文に於ては別に人に勝りたる點なしと雖も、陛下の功德を論贊記述して昔の詩經書經と交互的關係をなし、詩歌を作り出して郊廟に貢獻し、泰山の祭典を記して白玉の札に彫りつけ、上天に對する大慶典を立派に書き立て前古無比の偉績を宣明するに至つては、之を詩經書經の書冊に編入するも愧づる所なく、之を天地の間に留めて不完全を覺えず、縱令古人をして再生せしむるとも、臣も之と工力を比するに足り、決して大に讓らざるべしと思ふなり、

注解　「酷」至極なり、「表裏」表となり裏となり、殆と相待つて用をなすなり、「郊廟」郊とは邑外なり、天子は天地を郊に祭る、廟は祖廟なり、詩歌を薦むとは神歌を捧ぐるを謂ふ、「泰山之封」土を積み壇を爲り祭るを封と云ふ、右は天子巡狩して泰山を封じ天を祭る、「牒」札なり、「鋪張」布陳張大になすなり、「闓休」闓は大、休は慶、「措」置く、

伏以大唐受レ命有二天下一、四海之内、莫レ不二臣妾一、南北東西、地各萬里、自二天寶之後一、政治少懈、文致未レ優、武剋不レ剛、孽臣姦隷、蠹居碁處、搖レ毒自防、外順内悖、父死子代、以祖以孫、如二古諸侯一、自擅二其地一、不レ貢不レ朝、六七十年、四聖傳序、以至二陛下一、

段落　第五大段の第一小段なり、憲宗以前の國狀を

共に月を踰えざれば達せず、海口を過ぎて惡水を下るに、波濤若しくは激流の勢猛烈なれば、里程日數を計り難く、其上颶風の患、鰐魚の禍等豫め知るべからず、州南の近界に至つては、漫々たる海水は天に連り毒素を含める霧、熱病を醸すべき水蒸氣の如き、朝夕となく起るなり、

注解　「動」兎角と云ふが如し、「瀧」日本にては瀑布の意に用ふれども、奔湍卽ち早瀬なり、

臣少多病、年纔五十、髮白齒落、理不久長、加以罪犯至重、所處又極遠惡、憂惶慚悸、死亡無日、單立一身、朝無親黨、居蠻夷之地、與魑魅爲群、苟非陛下哀而念之、誰肯爲臣言者、

段落　第三大段の第二小段なり、境遇の艱苦を訴ふ、

講說　臣は少時より病身にて、今や彼れ此れ五十なるに髮は白く齒は落ち、此分にては餘命長からずと覺ゆ、其上罪過の重大なる爲め心を苦め、且つは現に居る所の潮州は、遠く京師を隔てゝ險惡なれば、慚愧と畏懼と交も至り、遠からずして死亡すべし、此の如き境遇に在れど、臣は一身孤立の姿にて、朝廷の上に親密なる黨派もなく、獨り野蠻の土地に住んで怪物の群をなすこと故、陛下が憐んで御心に掛け給ふより外は賴る所なく、何人か臣の爲に言ふ者あらん、

注解　「魑魅」山林の怪物、

臣受性愚陋、人事多所不通、惟酷好學問文章、未嘗一日暫廢、實爲時輩所見推許、臣於當時之文、亦未有過人者、至於論述陛下功德、與詩書相表裏、作爲詩歌、薦之郊廟、紀泰山之封、鏤白玉之牒、鋪張對天之閎休、揚厲無前之偉績、編之乎詩書之

るなり、「具」つぶさ、漏れなくなり、「人庶」民庶とすべきを、太宗の諱世民を避けて人庶とせり、庶は衆庶、「畿甸」畿は畿內、甸は其周圍五百里の地、「輦轂」輦は天子の車輿、因つて皇室所在の地を謂ふ、轂は車のこしき、「兢業」兢は戒愼業は危懼、

國家憲章完具、爲治日久、守令承奉詔條、違犯者鮮、雖在蠻荒、無不安泰、聞臣所稱聖德、惟知鼓舞讙呼、不勞施爲、坐以無事、臣某誠惶誠恐、頓首頓首、』

段落　第二大段の第二小段なり、任地善く治まり、報奏すべき事なきを言ふ、

講說　我が國家の法規は完全整備するが上に、善く治まり來りしこと已に久しく、地方官たる郡守縣令も、詔勅を遵奉して違犯する者は殆ど絕無とも云ふべき有樣にして、此地は蠻夷の地方區分に屬すれども人民は百事平穩ならざるなく、臣が聖德を宣揚せしを聞いて、只だ躍り上つて喜び叫ぶ外はあらず、されば何等の積極的政務を行はず、坐ながらにして無事なり、臣韓愈恐れながら頓首して上奏し奉る、

注解　「蠻荒」禹の地方區劃に於て、蠻夷は五服〔大區劃〕の內に於て荒服に屬し、九州の外に在り、

文法　聖德の二字を以て第一小段と連絡を保つ、

臣所領州、在廣府極東界上、去廣府雖云纔二千里、然來往動皆經月、過海口、下惡水、濤瀧壯猛、難計程期、颶風鰐魚、患禍不測、州南近界、漲海連天、毒霧瘴氛、日夕發作、』

段落　第三大段の第一小段なり、土地の險惡なるを言ふ、

講說　臣の領する潮州は廣府の東極端なる界上に在り、廣府を去ること二千里近くなれば、交通に日數を要するは當然なれど、實際當地と廣府との間は往復

水陸萬里、以今月二十五日到州上訖、與官吏百姓等相見、具言朝廷治平、天子神聖威武慈仁、子養億兆人庶、無有親疏遠邇、雖在萬里之外、嶺海之陬、待之一如畿甸之間、輦轂之下、有善必聞、有惡必見、早朝晩罷、兢兢業業、惟恐四海之內、天地之中、一物不得其所、故遣刺史、面問百姓疾苦、苟有不便、得以上陳、

段落　第二大段の第一小段なり、吏民に告げたる言を叙す、

講說　臣は正月十四日に御沙汰を以て潮州の刺史に任ぜられしが、其日直ちに取急ぎ出發に及び、山海を通過し水陸萬里の里程を歴て、今月二十五日潮州に到着し了りぬ、（新任の披露として）官吏人臣と會見に及び、十分に申聞かせたるには、朝廷は至極整肅無事にして、天子は神聖仁武に在し、億兆の人民を養ひ給ふこと父母の赤子に於けるが如く親疏遠近の差別なし、縦令都より萬里を隔てたる五嶺南海の邊土と雖も、之を遇し給ふこと、畿內の地御膝元なる帝都と異なる所なし、善惡に拘らず盡く御聞に達し御覽あらせられ、（其政務に御勉勵なる）朝は早くより出御あり、日暮れて始めて入御あり、注意警戒少しも心を弛め給はず、偏に此世界に於て一物たりとも其本領の全からざる事あるを軫念あらせ給ふ、故に刺史を赴任せしめて人民の苦痛とする所を直接に尋ねさせ給ひ、苟も不便なる事あらんには、其れをば上申するを得るなり、

注解　「蒙恩」思召を以てと謂ふが如し、「除」官に拜するなり、舊官を除去して新官に就かしむるより云ふ、「經涉」山を經、海を渉る、「嶺海」嶺は大庾始安、臨賀、桂陽、揭陽（五嶺）の山脈を指す、海は南海、「訖」終

までを第四大段となす、己れの長所を陳べて下文を起す、「伏以大唐受命有天下」より篇尾に至るまでを第五大段となす、己の長所を以て君恩を報ずるの機會なきを恨むるの心情を吐く、

臣以狂妄戇愚、不識禮度、上表陳佛骨事、言涉不敬、正名定罪、萬死猶輕、陛下哀臣愚忠、恕臣狂直、謂臣言雖可罪、心亦無他、特屈刑章、以臣爲潮州刺史、既免刑誅、又獲祿食、聖恩弘大、天地莫量、破腦刳心、豈足爲謝、臣某誠惶誠恐、頓首頓首、

段落　第一大段なり、

講說　臣は無分別不常識、且つは愚直にして、禮儀法度を心得ざる處より、先頃表を上つて佛骨事件に對する意見を建白せしに、議論不敬に涉りたれば若し罪名を正し罪科を定めんには、萬死も猶ほ輕く、極刑を蒙るべきは相當なるに、陛下は臣の愚忠を哀み給ひ、臣が狂直を推察し玉ひ、臣の言論は罪すべきものなれども、臣の精神に至つては惡意あるに非ずと思召され、特に刑法の條文を枉げて臣を潮州の刺史となし給へり、臣は既に死刑を免れたるが上に猶ほ官吏として食祿を得たるは、聖恩の弘大なる、宛も天地の量り知るべからざるが如し、されば縱令腦を碎き胸を割き此身を粉韲すとも、如何にして此の洪恩を謝するに足るべき、臣韓愈恐れながら頓首して上奏し上る、

注解　「戇」愚なり、「刳」ゑぐる、

文法　此段佛骨を諫めし事を以て己れの罪となし、左遷せられし事を以て天子の恩に歸す、謝表の形式は此に盡せり、然れども眞意は反つて下文に在り、此れは先づ天子の哀憐を乞ふの下地となすに過ぎず、

臣以正月十四日蒙恩除潮州刺史、卽日奔馳上道、經涉嶺海、

佛を奉ずる、過ぎたるを言ふ、猶ほ恕すべし、東漢佛を表せしより以後天子咸夭促すと曰ふに至つては、言何ぞ乖刺せるや、愈は人臣にして狂妄なり固より赦すべからずと、乃ち知る、韓愈の禍福論は實に憲宗の病根に適中せし者なることを、然るに其適中せし部分は却つて彼をして不快の感を抱かしめ、之が爲に一朝南荒の謫客となりしを觀れば、韓非子の說難が能く此間の幾微を盡せしに驚かずんばあらず、

此篇、惑の字を以て眼目とし、先づ「陛下不惑於佛」の句に於て一點し、次に「百姓愚冥易惑難曉」の句に於て再點し、終に「絕世之惑」の句に於て三點す、而して中腹、百姓奔波の弊を說きたる一段に筆力回環、尤も君に告ぐるの體を得たり、

纂　評

○沈德潛評　此表は、淮西を平げ侍郎となる時より後に上るなり、詞嚴に義正し、千歲の下尙ほ生氣あり、明儒、其未だ佛の宗旨を論ずるに說き到らずと謂ふ、當時憲宗の意、壽を祈るに在り、則ち直ちに佛に事へ禍を得るを言ひ、以て其惑を破る、可なり、何ぞ佛の宗旨を論ずるに暇あらんや、言、是に似て緊要關するなき者あり、此類是れなり、

潮州刺史謝上表

解題　潮州は韓愈の左遷地にして、今の廣東省に屬す、刺史は其州の長官なり、上表の顚末は本文に詳なり、

動機　召還を受けて復び中央政府に用ひられんことを冀望するに在り、

主意　減輕の恩典を謝し、朝廷を戀ふるの熱情を訴ふるに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より初の「頓首頓首」に至るまでを第一大段となす、潮州の刺史となりし來歷を叙して、感謝を表す、「臣以正月十四日」より次の「頓首頓首」に至るまでを第二大段となす、任地の情態の報告なり、「臣所領州」より「誰肯臣言者」に至るまでを第三大段となす、己れの窮狀を訴ふ、「臣受性愚陋」より「臣亦未肯多讓」に至る

聞、

段落　第四大段の第四小段なり、上表の式語、

注解　「悃」誠なり、

總　説

韓愈の理想とせし所の者は孟子なり、孟子は楊墨を闢くを以て畢生の事業となし、能く言つて楊墨を拒ぐ者は聖人の徒なりと曰へり、韓愈の時に於ては、揚墨なかりしと雖も佛老あり、而して彼れ以爲へらく、佛老の害は楊墨に過ぎ、佛の害又老に過ぐと、是に於て其本領とせし所は佛を排するに在り、唐の世たる、六朝の後を承け佛法益す旺盛に赴き、上下の尊崇甚だしかりしに、韓愈獨力を以て之を排せんとしたるは、亦以て自信の厚きを見るべし、夫れ韓愈は、苟も機會あれば未だ嘗て其排佛主義を發表せずんばあらず、況や其主義の許さゞる事實が目前に現はれ、而も王室の行動に干係し、影響の及ぶ所測るべからざる者あるをや、

然るに此文に於て一語も佛法の是非に涉らざる者は何ぞや、是れ佛骨を迎ふる事が當面喫緊の問題なるが爲のみに非ず、一は此問題に因つて以て人主信佛の念を翻さんと欲せしのみ、蓋し信念の理性に由る者は破り易けれども、情性に源する者は奪ひ難し、憲宗の佛に於ける、固より其教理を信せしに非ずして、禍福の畏怖慾望より之に歸依したるなり、而して其尤も直接の源因は壽を祈るに在り、韓愈は此の病根を看破せしが故に、專ら禍福上より提醒を試み、緩々然として古代帝王の年壽より說き起し、「非因事佛而致然也」と曰ひ、福を求め乃ち更に禍を得たりと曰ひ、陛下佛に惑ひ此の崇奉を作して、以て福祥を祈らざるを知ると曰ひ、最後には禍祟を作すと曰ふ、着意の在る所豈に歷然たらずや、夫れ佛骨を迎へて以て福祥を致すべくんば、佛骨を毀つの、以て殃咎を受くべきや言ふまでもなし、是に於て憲宗が又佛罰を畏れて躊躇せんことを慮り、凡そ殃咎あらば宜しく臣の身に加ふべしと曰ひ、以て憲宗の意を強めたり、百姓業を棄て供養に奔走するの弊に至つては、是れ當時の事實にして、作者は政治上より至尊の意を動かすべき材料となせし者なり、

史に傳ふ、憲宗此表を覽て大に怒つて曰く、愈、我が

御史不擧其失、臣實恥之、

段落　第四大段の第二小段なり、樓に御して之を觀るの點に就き其過當なることを痛斥し、併せて群臣の責任に及ぶ、

講說　孔子曰く、鬼神は之を尊敬すべく、さりとて狃れ汚すの恐あるが故に之を遠かるを可とすと、古代に於て諸侯は自國の內に弔禮を行ふすらも、尙ほ巫に命じ桃や茢の如き木を以て不祥を祓はしめ、斯くして後始めて弔せしなり、今別段理由もなきに人骨の如き不潔の物を取寄せ、天子親しく臨幸して見物あるに、巫祝の手續もなく桃茢の準備もなく、群臣其不都合を言はず、御史其缺典を擧げず、臣朝廷の爲に之を恥づ、

注解　「孔子曰」論語雍也篇の語、「古之諸侯」禮記に云ふ、君臣の喪に臨む、巫祝桃茢戈を執ると、桃は鬼の惡む所、茢は萑苕、不祥を拂ふべきもの、

乞以此骨付之有司、投諸水火、永絕根本、斷天下之疑、絕後代之惑、使天下之人知大聖人之所作爲、出於尋常萬萬也、豈不盛哉、豈不快哉、佛如有靈、能作禍祟、凡有殃咎、宜加臣身、上天鑒臨、臣不怨悔、

段落　第四大段の第三小段なり、處置を言ふ、

講說　何卒此の佛骨をば其筋の役人に交付して、水火の中に投込み、永久に佛法流行の根本を立切り、天下後世の疑惑を消滅して、大聖人の行爲は普通に超絕すること萬々倍なるを知らしめん、如何にも立派ならずや、如何にも愉快ならずや、但し佛に萬一靈驗あつて、能く人に祟を爲すことならんか、如何なる冥罰にても臣の身に加ふべし、上天の照臨し玉ふ所、臣は誓つて後悔すまじ、

文法　殃咎の二字は上の禍祟と相應ず、

無任感激懇悃之至、謹奉表以

法言、身不服先王之法服、不知君臣之義、父子之情、假如其身至今尚在、奉其國命、來朝京師、陛下容而接之、不過宣政一見、禮賓一設、賜衣一襲、衞而出之於境、不令惑衆也、況其身死已久、枯朽之骨、凶穢之餘、豈宜令入宮禁、

段落　第四大段の第一小段なり、昇いて大内に入るの點に就き、其過當なることを痛斥す、

講說　夫れ佛は元來夷狄の人にして、我が中國とは言語通せず、衣服も其製同じからず、されば其口には我が先王の禮法的議論を言ふことなく、其身には我が先王の禮法的衣服を服することなく、君臣の義も父子の情も知らざる者ゆゑ、縱令其者が現在に至るまでも尚ほ生存し、其本國の命令を奉じ使節となつて京師に來朝するとも、陛下受け入れて之を接待し給ひ、宣政殿に於て謁見一度、禮賓院に於て宴會一度、衣服一重を賜ひ、護衞の武士を附けて國境の外まで送り出すに過ぎず、決して衆人を惑はしむるが如き事なかるべし、彼れ生存せる者としても此の如くなるに、況や其身死せしより非常の年數を經、其朽ちたる骨穢しき尸骸の片端など、何とて宮中へ入るべけんや、

注解　「佛本夷狄之人」印度人にして支那人に非ざるを以て言ふ、「假如」縱令と云ふが如し、「宣政」殿名、唐の時外國の使臣謁見の處たり、「禮賓」凡そ胡客の入朝する者あれば、宴を禮賓院に設く、

孔子曰、敬鬼神而遠之、古之諸侯行弔於其國、尚令巫祝先以桃茢祓除不祥、然後進弔、今無故取朽穢之物、親臨觀之、巫祝不先、桃茢不用、群臣不言其非、

然百姓愚冥易惑難曉、苟見陛下如此、將謂眞心事佛、皆云天子大聖、猶一心敬信、百姓何人、豈合更惜身命、焚頂燒指、百十爲群、解衣散錢、自朝至暮、轉相倣效、惟恐後時、老少奔波、棄其業次、若不即加禁遏、更歷諸寺、必有斷臂臠身以爲供養者、傷風敗俗、傳笑四方、非細事也、』

段落　第三大段の第二小段なり、罪を百姓に歸して佛骨の弊を論ず、

講説　陛下の佛に惑ひ給はざることは明白なれども、百姓に至つては固より愚昧にして事に惑ひ易く、理を覺り難し、されば陛下が佛骨を迎へ玉ふことを見る以上、恐らく眞實佛に事へ給ふことと考へ、皆相語つて云ふべし、天子は大聖人に在すも、其大聖人すら尙ほ一心に尊敬信仰あり、百姓は何人ぞ、言ふに足らざる身分に非ずや、何とて別段心命を惜むに及ばんやと、頭の頂或は指の端を燒いて渇仰の誠を表し、百人と十人と隊を組み、衣を布施する者あり賽錢を奉納する者あり、朝より夜に至るまで我も彼もと人の跡を追ひ、唯だ時に後れんことを恐れ、老若となく宛も波の奔るが如く競うて佛寺に赴き、其職業を放擲するに至らん、若し直ちに禁遏を加へざるときは、此佛骨次第に諸方の寺を廻るべく、其中には臂を切り身をさいなみて供養を爲す者あるは必定にして、風俗を害し四方の笑種となることなれば、決して小事に非ず、

注解　「冥」くらし、「合」べけんと訓ず、「臠」肉切なり、

文法　百姓を借りて佛を信ずるの愚を示す、獨り其弊を言ふに止まらず、

夫佛本夷狄之人、與中國言語不通、衣服殊製、口不言先王之

宗とを結合する連鎖にして、其下なる今縱の二句を承け後を起す所のものなり、

今聞、陛下令群僧迎佛骨於鳳翔、御樓以觀、舁入大內、又令諸寺遞迎供養、臣雖至愚、必知陛下不惑於佛、作此崇奉以祈福祥也、直以年豐人樂、狥人之心、爲京都士庶設詭異之觀、戲玩之具耳、安有聖明若此而肯信此等事哉、

段落　第三大段の第一小段なり、佛を迎ふるの本意は甚だ惡しからざるを言ふ、

講說　今聞く所に據れば、陛下には多數の僧侶をして鳳翔より佛骨を迎へしめ、陛下は樓上に御座あつて叡覽せられ、其より佛骨を舁いて大內に持込み、又諸寺に命じて更番に迎へ取つて供養をなさしめ玉ふと、臣は此上もなき愚人にはあれど、陛下が佛法に惑ひ給ふ所より今度の如き尊敬を盡され、此れに由つて福を求め玉ふに之れなきことは萬々承知せり、要するに歲は豐年にて人民も安樂なれば、衆人の心に從ひ都人の爲に珍らしき見せ物と玩の機關とを設けられたるに過ぎず、陛下の如き聖明の御身を以て此等の事を信じ給ふことは何として之れあらんや、

注解　「大內」皇居なり、「直」たゞと訓す、「狥」徇なり、したがふ、

文法　憲宗の佛骨を迎ふるは禍福の說に惑へるが爲なり、然るに反つて惑はずと曰ふ、是れ憲宗の爲に回護の筆を用ひたるにて、凡そ人の過失を救はんと欲せば、須らく此の如き婉曲の處あるべし、夫れ已に回護して惑はずとなす以上、佛骨を迎ふるは無意味と爲り了らざるを得ず、是に於て憲宗の目的は人民に娛樂の機會を與へ其好奇心を滿足せしむるに在りとし、「爲京都士庶設詭異之觀戲玩之具耳」と曰ふに至つては空中の樓閣にして、尤も文に波瀾あり、

斯弊、其事遂止、臣常恨焉、

段落　第二大段の第一小段なり、祖宗の意、佛を禁ずるに在りしを言ふ、

講說　高祖皇帝が隋の禪を受けて天子の位に登り玉ひし當座、佛法を除かんとて群臣と商議ありしも、當時の群臣は永遠を洞見する觀察力なかりしかば、古代先王の道と古今に通ずる適宜の處置を知り、高祖の聖德明智に力を添へ、一層之を發揮して佛法の弊を救ふべき能力なかりしため、佛法廢止の計畫も其儘となりぬ、臣は平生之を殘念と心得居るなり、

伏惟睿聖文武皇帝陛下、神聖英武、數千百年已來、未有倫比、即位之初、即不許度人爲僧尼道士、又不許創立寺觀、臣常以爲高祖之志、必行於陛下之手、今縱未能即行、豈可恣之轉令盛也、

段落　第二大段の第二小段なり、憲宗の初政、佛を禁ぜしを言ふ、

講說　伏して思ふに睿聖文武皇帝陛下に於かせられては、其神聖に在し英武に在すこと、幾千幾百年と云ふ以來曾て竝ぶ者なく、其實現せし例は、第一即位の初に於て早くより人を僧尼、道士の籍に入るゝことを許さず、又寺觀を創立することを許し給はざりき、故に臣は常に高祖の志が必ず陛下の手に因つて行はるゝならんと想像せり、陛下當初の方針は此の如くなりしなれば、縱令其方針を直ちに實行する能はずとしても、何として其禁ぜんとしたる佛法を自由にし、反つて隆盛ならしむる方あらんや、

注解　「睿聖文武皇帝」是は臣下隨意の敬稱に非ずして憲宗の尊號なり、「度人」度は度牒を給することなり、度牒とは僧尼の免狀なり、「道士」老子敎徒なり、符咒等の事を行ひ或は奇術を施す、吾邦の修驗者に類する點あり、「寺觀」觀は道敎の廟宇なり、

文法　「高祖之志必行於陛下之手」の一句は高祖と憲

逼、餓死臺城、國亦尋滅、事佛求福、乃更得禍、

段落　第一大段の第四小段なり、佛に事へて福を求むる結果反つて禍を得るの例を示す、

講說　漢の明帝の時に至り始めて中國に佛法ありき、然るに其明帝は在位やつと十八年に過ぎず、其後亂世亡國の禍引續き、國運と云ひ君位と云ひ長久ならざりしが、宋、齊、梁、陳、元魏より以後の佛に事ふること次第に鄭重となり、之と同時に年代は頗る切迫短縮となれり、唯だ其中、梁の武帝のみは在位四十八年に及びたれば、長からざるに非ざれども、前後を通じて三回も身を佛に捧げ僧侶となり、宗廟の祭典にも肉類を用ひず、朝より夜に至るまで食事は一度のみにて、而も野菜果物等の外食はず、（在位長しとて幸福の生涯にはあらず）、其後到頭侯景と云ふ臣下の爲に迫られ臺城に餓死し、其國も亦引續いて滅亡せり、是は佛に事へて福を求めたるなれども、其目的に反し、福をば得ずして禍を得たるなり、

注解　「漢」後漢なり、「宋齊梁陳元魏」宋齊梁陳は四朝、元魏又一朝、「漸」ヤウヤクと訓ずれども、普通に謂ふヤウヤクは纔の字若しくは殆の字之に當り、漸は漸次の漸にて、次第次第の義、「促」俗に謂ふツマル、「三度捨身」武帝は同泰寺に在ること凡て三度、當て袈裟を着て自ら放光般若經を講じ、天下に詔して寺を建てしめ僧となることを奬勵せり、故に人呼んで佛心天子と爲せり、「牲牢」倶に牛羊豕を指す、「臺城」禁城の事なり、晉宋間の時代語、

由此觀之、佛不足事、亦可知矣、

段落　第一大段の第五小段なり、以上言へる事に就いて斷案を下す、

講說　此等の事實に由つて觀察せば、佛が事ふる價直あらざる事は如何にも知ることを得らるゝぞかし、

文法　第一大段を收結す、

高祖始受隋禪、則議除之、當時群臣、材識不遠、不能深知先王之道、古今之宜、推闡聖明、以救

に應ず、此句は佛なかりし時反つて幸福なりしことを斷ず、

其後殷湯亦年百歲、湯孫太戊在位七十五年、武丁在位五十九年、書史不言其年壽所極、推其年數、蓋亦俱不減百歲、周文王年九十七歲、武王年九十三歲、穆王在位百年、此時佛法亦未入中國、非因事佛而致然也、

段落　第一大段の第三小段なり、專ら君主の在位と年壽とに就いて其佛と干係なきを示す、

講說　其後、殷の湯王も亦長壽にて、百歲に達し、湯の孫なる太戊は在位七十五年、武丁は在位五十九年、記錄歷史等に其壽命の何歲にて終りたるかを載せざれども、在位を標準として其年數を推算する時は、恐らく太戊も武丁も竝びに百歲以下にては あるまじ、周の文王は九十七歲、武王は九十三歲、穆王は在位百年、此の時佛法は以前と同じく未だ中國に入らざりき、されば無論佛に事へたる結果として、此の如き在位壽命の長久を致せしにはあらず、

注解　「殷湯亦」此亦は前に擧げたる黃帝以下の天子に對す、「蓋亦」此亦は湯に對す、「俱」太戊と武丁「致然」然は前述の事實、

文法　「非因事佛而致然也」は主として本小段を結ぶと雖も、又前小段に管到するものなり、

漢明帝時、始有佛法、明帝在位纔十八年耳、其後亂亡相繼、運祚不長、宋齊梁陳元魏以下、事佛漸謹、年代尤促、惟梁武帝在位四十八年、前後三度捨身施佛、宗廟之祭、不用牲牢、晝日一食、止於菜果、其後竟爲侯景所

非ざるを言ふ、

講説　臣韓愈言ふ、伏して思ひみるに佛は夷狄の一法に過ぎず、後漢の時より流傳して我中國に入り來りし者にて上古に於ては少しも無かりしなり、

注解　「某」上書の正文には固より正式に姓名を書せしなれど、稿本なれば略して斯く記したるなり、「伏以」伏は拜伏、敬意を表するなり、以は謂なり、今謂はゆる思惟すること、「自後漢時」後漢の明帝夢に金人を見たるが、其形長大にして光明を放てり、覺めて後之を群臣に問ひけるに、答ふる者あつて曰く、西方に神あり、佛と名づく、其形は長さ一丈六尺にして金色なりと、帝是に於て使を天竺(印度)に遣はし、佛法を問はしむ、「中國」支那の地理的自稱、

文法　後段中國に佛の有りし時代と無かりし時代の禍福を比較せんとする所より、先づ古代に佛法なかりし事を提起せしなり、

昔者黃帝在位百年、年百一十歲、少昊在位八十年、年百歲、顓頊在位七十九年、年九十八歲、帝嚳在位七十年、年百五歲、帝堯在位九十八年、年百一十八歲、帝舜及禹、年皆百歲、此時天下太平、百姓安樂壽考、然而中國未有佛也、

段落　第一大段の第二小段なり、佛なかりし時、臣民の福を獲たるを叙す、

講説　昔し黃帝は在位百年、年百十歲、少昊は在位八十年、年百歲、顓頊は在位七十九年、年九十八歲、帝嚳は在位七十年、年百五歲、帝堯は在位九十八年年百十八歲、帝舜及び禹は其年何れも百歲、斯く古の聖王は在位と曰ひ年壽と曰ひ皆長久なりしが、此時天下は太平にして、百姓は安樂長命なりき、然るに中國に佛は尙ほなかりしなり、

注解　「壽考」考は老年なり、

文法　「中國未嘗有佛也」は前の「上古未嘗有也」の句

卷二（韓愈著）

論佛骨表

解題　古代は君主に言を獻ずるの文を稱して上書（ジヤウシヨ）と曰ひしが、漢以來は人臣より天子に陳請する書、を表（ヘウ）と名づく、其書式には四六文あり、散文あり、佛骨とは佛舍利（ブツシヤリ）の事にして、唐の世、鳳翔府（ホウシヤウフ）の法門寺に護國眞身塔あり、其内に釋尊の指骨一節を藏（ヲサ）めありしが、三十年毎に一たび之を開く規定にして、之を開くときは豐年なることを得て、天下平なるべしとの說あり、憲宗（ケンソウ）之を聞き、中使「宮中より發する使節」杜英奇と云ふ者をして、官人三十人を率ゐ香花を持して此の佛骨を迎へしめ、宮中に留むること三日に及べり、韓退之大に之を不可として極諫す、卽ち此表なり、憲宗は震怒して退之を死罪に致さんとせしも、崔（サイ）群、裴（ハイ）度言を盡して諫めしかば、潮州に貶せられたり、此時の宰相は皇甫鎛（ハク）と云ふ人なりしが、此文を以て馮宿の草せし所ならんと疑ひ、宿を歙（キフ）州に貶せりと云ふ、

動機　憲宗の禍福に關する惑（マドヒ）を解かんとするに在り、

主意　佛骨を迎ふるの有害なるを說くに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「佛不足事亦可知矣」に至るまでを第一大段となす、佛の事ふる價直（カチヨク）なきを言ふ、「高祖始受隋禪」より「豈可恣之轉令盛也」に至るまでを第二大段となす、憲宗の佛に事ふべからざる理由を擧ぐ、「今聞陛下」より「傳笑四方非細事也」に至るまでを第三大段となす、佛骨を迎ふるの惡結果を論ず、「夫佛本夷狄之人」より「臣實恥之」に至るまでを第四大段となす、佛骨を迎ふるの違禮なるを論ず、「乞以此骨付之有司」より篇尾に至るまでを第五大段となす、佛骨の處置を言ふ、

臣某言、伏（フ）以（オモフニ）佛者夷狄之一法耳、自後漢時流（レ）入（テ）中國、上古未（ダ）嘗（テ）有（ラ）也、

段落　第一大段の第一小段なり、佛法の固有（コイウ）の道に

推薦の口狀が正確にして誤なく、待遇の仕方が適當にして惡しからざれば、此の地にて直人なる李生を失ふことは惜むべきも、彼地にて直人なる李生を得たることは喜ぶべく、李生自身に於ては其道依然として損德なし、

注解 「道猶若也」道は、直の字を替へて出せしなり、

擧之不以吾所稱、待之不以吾所期、李生之言、不可出諸其口矣、吾重爲天下惜之、』

段落 第二大段の第三小段なり、彼の地に於て直道の行れざる場合を豫想して、天下の爲めに惜むべきを云ふ、

講說 然るに若し李生の推薦が吾が稱する所の如き口狀を以て推薦せしに非ず、彼の李生の待遇が吾が期する所の如き仕方を以て待遇せしに非ざるときは李生は言ふべきことありとも之を口より出し難からん、果して然らば吾れ此の地の爲めに惜むのみならず、更に天下の爲に之を惜しく思ふなり、

注解 「所稱所期」直人を以て之を稱し之を待つを言ふ、「諸」之于の二字を一にせしと同じ、

文法 前の小段は正面より言ひ、此小段は裏面より言ふ、謂はゆる一正一反の法、

總說

賴山陽は此文に就いて云ふ、是れ恐らくは韓公の手筆〔自作〕に非ず、知らず沈叟〔沈德潛〕何の意ぞ之を收むと、然るに藤森弘庵は、錯綜の妙思議すべからずと言へり、蓋し如何なる大家と雖も集中に率作なきことを免れざれば、他篇より拙なりとの理由を以て代作若しくは僞作となすが如きは、太だ武斷なり、然れど此文の稍觀るべき處は後段數行の文字のみ、前半は俗氣滿幅、厭ふべし、乃ち弘庵の評は亦之を溢美と謂はざるを得ざるなり、

纂評

○沈德潛評 愛直は惜直なり、張公其去るに任す、張公の爲に惜む、天下其道を行ふ能はざるを恐る、又天下の爲に惜む、中間竝に李生を激厲し、益す志節を堅うせしむる意あり、

也、人不知者將曰、李生之託婚於富貴之家、將以充其所求而止耳、故吾樂爲天下道其爲人焉』、

段落　第一大段の第三小段なり、李生の爲に辯護す、

講說　凡そ此處に於て南陽公の役宅に伺候して公の事務に意見を吐く者は吾れ已に之と附隨して交際す（かるが故に其人となりを知る）、議論を陳ぶれば公之れを信じ、計畫を立つれば公之れに從ふ、四方の者既に聞いて其人となりを知る、然るに李生は南陽公の甥なるが爲め、知らざる者は李生が富貴の家に婚姻の關係を附けたるは、己れの求むる所を滿足せんとするの目的に過ぎずと曰ふも測り難し、故に吾は天下に向つて李生の人格を紹介することを愉快に思ふなり、

注解　「庭」にはに非ず、堂前の廣場、

今之從事於彼也、吾爲南陽公、愛之』、

段落　第二大段の第一小段なり、其去るの惜むべきを言ひ、主意を擧ぐ、

講說　今度の先方に往いて仕事を爲すに就ては、吾れ南陽公の爲に惜まるゝなり、

注解　「彼」往く先きの地を指す

又未知人之擧李生於彼者何、辭、彼之所以待李生者何道、擧不失辭、待不失道、雖失之此足愛惜而得之彼爲歡忻、於李生道猶若也』、

段落　第二大段の第二小段なり、彼の地に於て直道の行はるゝ場合を假想して、天下の爲め惜むべきに非ざるを言ふ、

講說　尙ほ之に就いて言はんに、李生を先方に推薦せし人は如何なる申條をなせしか、先方の李生に於ける待遇は如何なる仕方なるや、審ならざるが、若し

注解　「左右前後皆正人也」大戴禮の全句、漢の董仲舒の對策文にも亦之を用ふ、「烏」焉の字、安の字等と通じて用ふ、

吾觀李生在南陽公之側、有所不知、知之未嘗不爲之思、有所不疑、疑之未嘗不爲之言、勇不動於氣、氣不陳乎色、南陽公擧措施爲、不失其宜、天下之所窺觀稱道洋洋者、抑亦左右前後有其人乎、

段落　第一大段の第二小段なり、事實を擧ぐ、是れ實論、

講說　吾れ李生（李君房）が南陽公の側に在つて如何なる態度をなすかを注目するに、李生が自ら知らざる所あれば別段、苟も知る以上は南陽公の爲に思慮を勞せざることなく、何等の疑を有せざれば格別、苟も疑ふ以上は南陽公の爲に言はざることなし、其勇は血氣に因つて起らず、義は色に出さず、南陽公の擧動施設が何れも當を得て、天下の人が公の爲す所を窺ひ觀たる結果、盛に稱贊する所以は、如何にも公の左右前後に正人があるかの如く思はるゝなり、

注解　「南陽公」張建封のこと、時に徐の軍を帥ふ、作者其幕僚たり、「有所不知云々」此四句、左の如く字を足して觀るべし、有所不知則止、知之則未嘗不爲之思、有所不疑則止、疑之則未嘗不爲之言、「陳」出づるなり、見はるるなり、「道」いふ、「洋々」盛なる貌、

文法　正の字は後の直の字を孕み、「勇不動氣義不陳乎色」は直を養成したる效果にして、二句一篇の頭腦、

凡在此趨公之庭、議公之事者、吾既從而遊矣、言而公信之者、謀而公從之者、四方之人、則既聞而知之矣、李生南陽公之甥

口中を借りて説き出して、自家は却つて平心和氣之に處す、看來れば老を歎じ卑を嗟するの迹なし、其實は歎老嗟卑の心、此より甚だしき者あるなし、乃ち送窮（貧乏神を送る）の變體なり、其文語々金石の聲を作すに至つては、尤も及び易からず、本傳を案ずるに、公是の篇を作る、宰相之を見、其才を奇として、比部郎中史館修撰に改むと、攷ふるに元和六七年、宰相は權德輿、李絳たり、皆文名あり、自然針芥相投（磁針と芥とくつつく）じ、才を愛し吸引す、貞元中の趙憬輩が三書（韓退之三回の上書）を見、漠として一報なきに比せず、嗚呼文章知己豈に其氣類を以てならずや、

○賴山陽評　客難よりして賓戲、解嘲、轉た相摹倣す、此篇全く面目を換ふ、其の才力千古を凌ぐを見るべし、

愛直贈李君房別

解題　愛直は愛直篇なり、李君房と別かるゝに當り、之を贈りしを以て、其儘題に命せしなり、李君房は文中に謂はゆる南陽公の婿にして、貞元六年の進士、南陽公が徐の軍隊を帥ゐし時、韓退之其帷幕に在つて作りし所なり、

動機　李君房の直なることを世に紹介するに在り、

主意　李君房の如き直道の人の去るを惜むにあり、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「故吾樂爲天下道其爲人焉」に至るまでを第一大段となす、其人となりを擧ぐ、「今之從事於彼也」より篇尾に至るまでを第二大段となす、去るを惜むの意を言ふ、

左右前後皆正人也、欲其身之不正烏可得邪、

段落　第一大段の第一小段なり、事理を説く、是れ虚論、

講說　玆に人あつて、其左右前後に居る者皆正しき人なりとせば、己が身の正しからざることを望むも何として得らるべき、

月給の多少を比較し、位階の高下を目算して、己れの能力相當なる地位を打忘れ、目上の者が人材を取る上に就いて不公不明の缺典を擧ぐるは(誤れる者と謂ふべく、譬ふれば)是れ世人の謂はゆる大工に向つて何故杙を大柱に使はざるやと責問し醫者が昌陽を延命劑に用ふるを惡口して、反つて毒になるべき豨苓を處方にせよと云ふ者なり、

注解 「財賄」金玉を貨と曰ひ、布帛を賄と曰ふ、「有亡」有無と云ふが如し、「崇庳」高下と云ふが如し、「前人」先輩と云ふが如し、有司を指す、「昌陽」昌蒲なり、「豨苓」毒草の名、和名ヰノクソグサ、猪の糞に似たるを以て名づく、

總說

漢文には表裏の主意あり、此文の如き、表面は不平の意なれども、裏面は自らを責むるの辭なり、故に其不平なることを知つて怒るべき地位に在る者と雖も、之を觀て或は其不平たるを覺えず、或は其の不平たるを知ると雖も、反つて自らを責むる點あるにより憐意を生ぜずとなさず、執政が此文を讀み、其才を奇として昇任せしめたるが如き、豈に偶然ならんや、

蓋し此文は、怨嗟不平の辭は他人の口を借りて之を出だし、自咎自責の處は之を己れに托したるを以て、有司の忌諱に觸るることを免れたるなり、大旨は楊雄の解嘲、東方朔の客難、班固の答賓戲に出でて、文字は之に勝れり、黃氏日抄に云ふ、進學解は賦の體に類し、逐段布置各、韻ありと、

纂評

○沈德潛評　首段は發端、中段は是れ駁、後段は是れ解、胸中抑鬱、反つて他人を借りて說き出だし、而して己れ則ち心和ぎ氣平に以て之を解す、宜なり、當時の宰相之を讀み、旋つて憫心を生じ、公を改めて史館修撰となすや、按ずるに元和六七年宰相權德輿李絳たり、本と才を愛するの心あり、故に其言入り易し、

○多く韻語を用ふ、揚子雲の解嘲已に然り、蓋し韻語を用ふれば、則ち鏗鏘金石の聲を作すなり、

○林西仲評　首段進學を以て端を發し、中段は句々是れ駁、末段は句々是れ解、前呼後應最も綿密たり、其格調、客難、解嘲、答賓戲の諸篇に本づくと雖も、但だ諸篇は都べて是れ己れの長を疏す、此れは則ち自家許多の伎倆、許多の抑鬱を把つて、數を盡し他人の

ず妻は機織を知らず、（兎も角家族の生計には困難なし）而して己れは如何と云ふに、外出する時は馬に乘つて供を從へ、家に居るときは安穩に氣樂に生活をなし、博士と云ふ有り觸れたる官途を踐みて發展もせず、古書を窺ひ看て其中の文句を盜み、（厚顏にも先生を以て自ら居る、）此の如くなるにも拘らず聖君は誅責を加へ玉はず宰相にも斥けられず、豈に幸福に非ずや、何事か行爲を試むれば則ち人より誹謗を受け、名譽も之が爲に毀損せらる、左れば今日の如き閒散の職に在るは誠に身分相應と謂ふべく、（有司の不公不明にはあらず）、

注解　「繇」由る、「統」系統、「中」あたる、「濟」なす、「俸錢」月給、「廩」へらす、「廩粟」扶持米、「踵」ふむ、「促々」伸びざる貌、「陳編」古書なり、「閒散」暇にて實務なき職、

文法　「學雖勤」の句は前の「口不絕吟六藝之文」を解し、「言雖多」の一句は前の「觝排異端」を解し、「文雖奇」の句は前の「沈浸醲郁」を解し、「行雖修」の句は前の「少始知學」を解し、子不知耕婦不識織の句は前の冬暖、年豐を解し、「常途」、「陳編」の句は前の「三年博士」を解し、聖主の句は前の「不見信」、「不見助」を解し、「動而得謗」の句は前の「動輒得咎」を解し、「投閒」の句は前の「冗不見治」を解し、「乃分之宜」の句は有司の不公不明を憂ふる勿れの意なり、

若夫商財賄之有亡、計班資之崇庳、忘己量之所稱、指前人之瑕疵、是所謂詰匠氏之不以杙爲楹、而訾醫師以昌陽引年、欲進其豨苓也、

段落　第三大段第六小段なり、不平を言ふの理なきを明かにす、

讀方　若し夫れ財賄の有亡を商り、班資の崇庳を計り、己れの量の稱ふ所を忘れて前人の瑕疵を指す、是れ謂はゆる匠氏の杙を以て楹と爲さざるを詰り、而して醫師の昌陽を以て年を引くを訾り、其豨苓を進めんを欲するなり、

講說　前に云へるが如く閒散の職に安んぜず、妄に

せしを謂ふ、「行」行路、猶ほ途中と云ふが如し、「荀卿」即ち荀子、趙の人、「逃讒於楚」荀子五十歲にして齊に遊び、三たび祭酒(尊長の稱)となりし處、齊の或人之を讒せしかば楚に往けり、春申君之を蘭陵の令となす、「廢」役に立たざるなり、「優」ゆたかなり、

文法　「卒老於行」は前の「頭童齒豁」を解し、「廢死蘭陵」は前の「竟死何裨」を解し、「吐辭爲經」は業の精なり、「擧足爲法」は行の成るなり、

今先生學雖ㇾ勤、而不ㇾ繇二其統一、言雖ㇾ多、而不ㇾ要二其中一、文雖ㇾ奇、而不ㇾ濟二於用一、行雖ㇾ修、而不ㇾ顯二於衆一、猶且月費二俸錢一、歲靡二廩粟一、子不ㇾ知ㇾ耕、婦不ㇾ識ㇾ織、乘ㇾ馬從ㇾ徒、安坐而食、踵二常途之促促一、窺二陳編一以盜竊、然而聖主不ㇾ加ㇾ誅、宰臣不ㇾ見ㇾ斥、茲非二其幸一歟、動而得ㇾ謗、名亦隨ㇾ之、投ㇾ閒置ㇾ散、乃分之宜、

段落　第三大段の第五小段なり、閒散の職に居るは當然なるを言ふ、

讀方　今先生學勤めたりと雖も、而も其統に繇らず、言多しと雖も、而も其中を要せず、文奇と雖も、而も用を濟さず、行修まると雖ども、而も衆に顯れず、猶ほ且つ月に俸錢を費し歲に廩粟を靡し、子耕すを知らず、婦織るを知らず、馬に乘じ徒を從へ、安座して食す、常途の促々を踵み、陳編を窺ひ以て盜竊す、然り而して聖主誅を加へず、宰臣斥けられず、玆れ其幸に非ずや、動いて謗を得、名も亦之に隨ふ、閒に投じ散に置く、乃ち分の宜しきなり、

講說　今國子先生は、諸生の言ふ如く學問に勤めたりとは云へ、學統を承けしに非ずして獨學なり、言論は少からざれども、道に適中することを求めず、文は奇なるにせよ、世間に何の用をも爲さず、行狀修まれりとすれども、衆人の中に名譽の輝くにもあらず、(則ち取るべき所なしと謂ふべし)、然るに猶ほ毎月々給を只取にし年に扶持米を消耗し子は耕作を知ら

優れたる者之を美なりとし、氣象の秀でたる者は之を傑なりとし、其短處を比べ合せ其長所を量り考へ、唯其能力に適ふやうに人を使ふは宰相の道なり、

注解　「登」登庸、「選」選任、「紆餘」才の多くして餘裕ある者、「妍」立派なる人、「卓犖」氣象の迢邁なり「傑」えら物、「校」くらべる、「器」其人の器量、

昔者孟軻好辯、孔道以明、轍環天下、卒老於行、荀卿守正、大論是弘、逃讒於楚、廢死蘭陵、是二儒者吐辭爲經、擧足爲法、絶類離倫、優入聖域、其遇於世何如也、

段落　第三大段の第四小段なり、昔の聖賢尙ほ不遇なりしを言ふ、

讀方　昔し孟軻辯を好み、孔道以て明か、轍、天下を環り、卒に行に老ゆ、荀卿正を守り、大論是れ弘まる、讒を楚に逃れ、蘭陵に廢死す、是の二儒は辭を吐けば經となり、足を擧ぐれば法となる、類を絶ち倫を離れ優に聖域に入る、其世に遇ふ何如んぞや、

講說　昔し孟子は辯論を好み、揚墨異端の道を攻擊し、之が爲に孔子の道も世に明となれり、（斯かる大賢なる以上世に用ひらるべきに）、其車の轍は天下中に行渡るほど各處に奔走し、諸國の王に用ひられんことを希ひしも卒に用ひられず、一生を旅行の中に送つて、空しく死に至れり、又荀卿も正道を守り、堂々たる大議論世に弘まりし程なれば、是れ亦世に用ひらるべきに、讒言を被つて楚の國に飄零し、蘭陵と云ふ處に廢物となつて終れり、此の二人の儒者卽ち孟子と荀子とは、口より一言を出せば天下後世の敬ふ所の經典となり、僅に一足を動かせば天下後世の法則となるが如き人物なれば、人間の倫類を超越して、十分聖人の部分に入れる人なり、（其人格德行より言へば、無論間然すべき處あらざれども）其境遇は果して如何なりしか、（彼が如き不幸に非ざりしか）、

注解　「孟軻好辯」軻は孟子の名、孟子滕文公下篇に孔都子曰、外人皆稱夫子好辯、敢問何也、孟子曰予豈好辯哉、予不得已也」あり、「轍行天下」諸方に遊歷

少しく前に出でゝ余の言ふ所を聽け、夫れ大なる木を梁に使ひ、細き木を桷に使ひ、柱の上の升形竝に短き柱乃至は人形、其れより戶の樞、門の敷居扉、門脇の木に至る迄其使用法宜しきに叶ひ、此材料を應用して宮室を作るは是れ大工の伎倆なり、

注解　「杗」大梁、「桷」たるき、「欂」柱の上なる升形「櫨」梁上の短き柱、「侏儒」梁上に蹲まれる人形、一說に梲とあり、「椳」戶ぼそ、「闑」門のしきみ、「居」門の扉、「楔」門の兩旁の木、

玉札丹砂、赤箭青芝、牛溲馬勃、敗鼓之皮、俱收竝蓄、待レ用無レ遺者、醫師之良也、

段落　第三大段の第二小段なり、醫師の巧を言ふ、

讀方　玉札丹砂、赤箭青芝、牛溲馬勃、敗鼓の皮、俱に收め竝び蓄へ、用を待つて遺すなき者、醫師の良なり、

講說　玉札、丹砂、赤箭、靑芝の如き貴重なる藥品を始とし、小便馬糞蕈又は敗れたる太皷の皮の如き、極めて下等にして不潔なる物に至るまでも、共々に收容して同一に蓄へ、之を藥劑に用ふべき時節を待ち、其機會に到れば之を用ひて一も遺す所なく盡く役に立たしむるは醫者の能力なり、

注解　「玉札」玉の屑、藍田の谷に生ず、「丹砂」石の屬、一名朱砂、「赤箭」山草の名、「靑芝」菌に屬す、「牛溲」牛の尿、「馬勃」きのこの名、マグソダケ、菰の如くにして形圓く質輕し、

登明選公、雜二進功拙一、紆餘爲レ妍、卓犖爲レ傑、校レ短量レ長、惟器是適者、宰相之方也、

段落　第三大段の第三小段なり、宰相の道を言ふ、

讀方　登明選公、巧拙を雜進し、紆餘を妍となし、卓犖を傑となす、短を校べ長を量り、惟だ器これ適する者、宰相の方なり、

講說　人材を登庸するに就いては見る所明にして謬認なく之を選擧するに就いては公平にして偏頗なく、巧なる者拙なる者を取雜ぜて之を官に進め、才の

れを慮るを知らず、反つて人を教ふるを爲すと、

講說　此の如く學業に勤勞し、文章人物兩つながら立派なるに、公に於ては人より信任せられず、私に於ては朋友より助けられず、（處世の困難なる）進まんとすれば邪魔あり、退かんと欲すれば差支あり稍ともすれば咎を受け、現に僅かの間御史となりしも、遂に南方夷狄の地に放逐せられ、三度博士に就職せしも、本と冗官ゆゑに吏才を見はすことならず、天命は仇敵と相談して彼等を助くるかの如く、之が爲め蹉跌せしこと幾度なることを知らず、（俸祿不足にして家計裕ならず）比較的暖氣の冬に於ても衣服不十分なるが爲に小兒は寒さに叫び、豊作にして米價の廉なる年に於ても多く買ふ力なきゆゑ、妻は飢に泣く始末なり、（斯かる境遇の中に光陰を經過し、今は）頭は禿げ齒は疎となり、此儘死なれなば世に於て何の益かある、（抑も先生の如きは其謂はゆる業精しく行成れる人なれば、高說に從ふときは夙に登庸せられて富貴の身とならるべき筈なり、然るに此始末は全く有司の不公不明に外ならず）然るに自己の不遇をも考ふることなく、反つて人に向つて訓戒を加へ玉ふに至つては解し難しと、

注解　「見」らると讀む、「跋前疐後」詩經の語、狼の頷に垂れたる肉あつて、進まんとすれば之を踏む、又退かんとすれば尾に躓く、進退共に困難なること、「竄南夷」竄は放つなり、韓退之が連州の令に左遷せられしこと、連州は南地なり、「冗不見治」博士は冗官にして閑散なれば、別に治才を見はす機會なし、「童」頭禿げて毛のなきこと、「齒豁」齒の次第に落ちて疎なること、「裨」益なり、助なり、

先生曰、吁子來前、夫大木爲宗、細木爲桷、欂櫨侏儒、椳闑扂楔、各得其宜、施以成室者、匠氏之工也、

段落　第三大段の第一小段なり、大工の使傭を言ふ、

讀方　先生曰く、吁子來り前め、夫れ大木を宗となし細木を桷となし、欂櫨侏儒椳闑扂楔、各其宜しきを得、施して以て室を成す者、匠氏の工なり、

講說　先生諸生の駁論を聞いて云ふ、あゝ足下尙ほ

相如此二人共に蜀人にして、有名なる美文家なり、「同工異曲」音樂上の辭、調子は異なるも妙手なるは同じきこと、「閎」おほいなりと訓ずれども、其實ひろらかの意、韓退之が腹に古來文學の粹を蓄へ、素養の深きを言ふ、「肆其外」其自ら文章を作るに及んでは自由なるを言ふ、

少始知學、勇於敢爲、長通於方、左右具宜、先生之於爲人、可謂成矣』

段落　第二大段の第四小段なり、人物の完全なるを言ふ、

讀方　少始めて學を知り、敢爲に勇に、長、方に通じ左右具に宜し、先生の人となりに於ける、成れりと謂ふべし矣、

講說　先生幼少の頃、始めて學問の肝要なることを知り、勇往進取の有樣にして、成人の後は義に達し、何事にも宜しからざるなし、されば先生は人として品題如何んと云ふに、善く成立せられたる人と謂ふべし、

注解　「方」義の在る處なり、「具」そろうてなり、

然而公不見信於人、私不見助于友、跋前躓後、動輒得咎、暫爲御史、遂竄南夷、三爲博士、冗不見治、命與仇謀、取敗幾時、冬暖而兒號寒、年豐而妻啼饑、頭童齒豁、竟死何裨、不知慮此、而反教人爲』

段落　第二大段の第五小段なり、

讀方　然り而して公人に信ぜられず、私友に助けられず、前を跋み後に躓き、動もすれば輙ち咎を得暫く御史となり、遂に南夷に竄せられ、三たび博士となり、冗、治を見ず、命、仇と謀り、敗を取る、幾く時ぞ、冬暖にして而して兒、寒に號び、年豐にして而して妻、饑に啼く、頭童齒豁、竟に死す、何の裨あらん、此

段落　第二大段の第三小段なり、文章の優れたるを言ふ、

讀方　醲郁に沈浸し英を含み華を咀ひ文章を作爲し其書家に滿つ、上は姚姒の渾々として涯なく、周誥殷盤の佶屈聱牙、春秋の謹嚴、左氏の浮誇、易の奇にして法、詩の正にして葩なるに規り、下莊騷太史の錄する所、子雲相如に逮ぶまで同工異曲、先生の文に於ける、其中を閎にして其外を肆にすと謂ふべし矣、

講說　身を文學に漬し込みて、色もあり香もあり、其英華をば盡く吸收して我が物とし、其作りし文章は夥くして、家に充滿す、（其作風若しくは文體は如何んと云ふに）極めて古き處にては虞夏時代の淳朴なる體、それより周代の告文竝に殷代盤康の艱澁なる體、春秋の嚴正にして苟もせざる體、左氏傳の浮虛誇張なる體、易の奇なる中に規律ある體、詩の正しき中に華な處ある體等を模範とし、又稍時世の降りし處にて莊子の文、乃至は屈原の離騷、又は太史公の史記、楊子雲、司馬相如等に及ぶまで盡く之を學び、趣は異れども巧妙なることは同一なり、されば先生の文は、中に十分の蘊蓄あつて、之を外に發するときは縱橫自在と謂ふべし、

注解　「沈浸醲郁」沈浸は物に漬り、深くしみ通ること、醲郁は濃厚にして香氣の善きなり、皆韓退之の文章を形容せし語なり、「含英咀華」花の秀でゝ見榮ある處を持つて居ると云ふ意、文章の立派なるに譬へたるなり、「姚姒」姚は虞舜の姓、姒は夏禹の姓、書經の堯典、舜典、禹貢の文字を指す、「渾々」飾り氣なく厚重なる文章の形容、「周誥殷盤」是れ亦書經中の篇名、周誥は大誥、康誥、召誥、洛誥、康王之誥等を謂ひ、殷盤は康盤上中下三篇の事、「佶屈聱牙」難句を使ひ、澁りて讀み難き形容、「春秋」孔子の作られし魯國の歷史、「謹嚴」褒貶正しく、一字一句苟もせざるを謂ふ、「左氏」春秋左氏傳のこと、「浮誇」架空の事實多くして誇大なりとの意、「易奇而法」易は、六十四卦の變化窮りなきも、其文は規則正しきを謂ふ、「詩正而葩」詩は詩經、其中の詩は孰れも情義正しく眞面目の作なるに拘らず、其文句は甚だ綺麗なることを謂ふ、葩ははなびら、「莊騷」莊は莊子、騷は屈原の著はしたる離騷、「太史所錄」太史は漢の司馬遷、所錄は史記を指す、「子雲相如」子雲は漢の揚雄の字、相如は漢の司馬

觝排異端、攘斥佛老、補苴罅漏、張皇幽眇、尋墜緒之茫茫、獨旁搜而遠紹、障百川而東之、廻狂瀾於既倒、先生之於儒可謂勞矣、

段落　第二大段の第二小段なり、道の爲に盡したる功勞を言ふ、

讀方　異端を觝排し、佛老を攘斥し、罅漏を補苴し幽眇を張皇し、墜緒の茫々を尋ね、獨り旁く搜つて遠く紹ぐ、百川を障へて之を東せしめ、狂瀾を既倒に廻す、先生の儒に於ける、勞すと謂ふべし矣、

講說　孔子の道に違へる主義學說を突き開き、佛法と道敎とを拂ひ退け、儒者の道の缺けたる處を補ひ漏れたる處に押へをなし、聖道の顯はれざる處微細の處を擴張し、前代より聖道の絲口のホゴレて眞相の審ならざるをば、次第に本筋を探り求め、只一人にて遍く經典を搜索して、遙に古人の跡を繼ぎ、異端の勢百川の逆流するが如きを防ぎ止めて地勢の卑き東方に流れしめ、吾が道が大波の倒れし有樣なるを引戻して之を興し立てられしに因れば、先生の儒道に對する行爲は勞苦の至りと謂ふべし、

注解　「觝」觸るゝ、「排」おしひらく、「攘」はらふ、「佛老」佛の敎と老子の道、「補」つゞり合す、「苴」藉く、「罅漏」すきまと穴、「幽眇」道の微妙、「墜緒」くづれし絲口、

文法　墜緒の二句は補苴張皇を承け、百川の二句は觝排攘斥を承く、

沈浸醲郁、含英咀萃、作爲文章、其書滿家、上規姚姒渾渾無涯、周誥殷盤佶屈聱牙、春秋謹嚴、左氏浮誇、易奇而法、詩正而葩、下逮莊騷太史所錄子雲相如、同工異曲、先生之於文、可謂閎其中而肆其外矣、

言未レ既、有下笑二於列一者上、曰、先生欺レ予哉、弟子事二先生一于レ茲有レ年矣、先生口不レ絶レ吟二於六藝之文一、手、不レ停レ披二於百家之編一、記レ事者必提二其要一、纂レ言者必鉤二其玄一、貪レ多務レ得、細大不レ捐、焚二膏油一以繼レ晷、恒兀兀以窮レ年、先生之業、可レ謂レ勤矣。

段落　第二大段の第一小段なり、韓愈自ら己れの業に勤むるを言ふ、

讀方　言未だ既らず、列に笑ふ者あり、曰く先生予を欺くかな、弟子、先生に事ふる茲に年あり矣、先生、口六藝の文を吟ずるを絶たず、手、百家の編を披くを停めず、事を記する者必ず其要を提し、言を纂する者必ず其玄を鉤す、多きを貪り得るを務め、細大捐てず、膏油を焚いて以て晷に繼ぎ、常に兀々以て年を窮む、先生の業勤むと謂ふべし、

講説　國子先生の訓戒の語未だ終らざるに、諸生の居竝びて居る中に笑ふ者あり、先生に向つて言ふ、先生は虚言を申さるゝかな、拙者の先生に從ふこと、今日まで多年になりぬ、（故に善く先生の事を知り居るが）先生は口には絶えず六經の文を吟じ玉ひ、手は毎も百家の有らゆる書籍を披き通しの有様にて、事實を記せし書に於ては必ず其要點を記憶し、言論を集めたる書に於ては必ず其玄理を引出さる、（斯くて尚ほ滿足し玉はず）多く群書を貪り讀み、新に知識を得ることに熱中して、大問題と小問題とに論なく其儘に看過することなく、日が暮るれば早速燈を點して讀み續け、晝夜の別なく居据りのまゝ年中止み玉はざるを觀れば、勉强と言ふ外はあらず、

注解　「既」盡くるなり、終るなり、「六藝」六經を謂ふ、詩、書、易、禮樂、春秋、「提要」綱領を拔き擧ぐること、「記事者」者の字はレバの意に用ふ纂言者の者も同一なり、「纂」あつむる、「鉤玄」深微の理を釣り出す「晷」日の影、「兀兀」不動の貌、又勞極の貌、

寄せ館の階下に立たせ、教誨を與へて云ふ、何の業と雖も力を入るれば熟達し、之に反して遊戲に耽るときは荒れ果つる、行狀も之と同じく、善く思慮を加ふれば完全となり、遣放にするときは墮落となる、（業が優等にして行が完全ならば立身の出來ざる理なし、殊に）目下は聖君と賢相と双方が出遇ひ、政治の機關は十分に伸長し、凶惡姦邪の人は片端より拔き去ると同時に、才能ある者は登庸して地位を高め、小なる美德と雖も、之を有する者は其の姓名行事を記錄に留めて賞典の材料となし、一藝を以て名高き者は用ひざることなく、遍く人材を掻き探し、短所を改良して長所を發揮し、養成に力を用ふる結構の時世なり、但し仕合に選ばるる者はありとするも、多才多藝にして引擧げられざるが如き理あらんや、故に諸君は、（己の資格を作ることを急務とせざるべからず）業の熟せざるを心配すべし、役人の不明にして見損はんことを心配するに及ばず、行の完全ならざるを心配すべし、役人の不公平にして贔屓せんことを心配するに及ばずと、

注解　「國子先生」國子は國子館のことにして、唐の大學の名なり、韓愈は國子四門博士なりしかば斯く云へり、自ら先生と稱するは皇甫謐の三都賦より始まる、先生とは學者の通稱、「誨」訓戒、「業」學問を指す、「毀于隨」毀は俗に云ふダイナシ、隨は直情徑行にして、是非を考へざるなり、「治具」法令制度、「畯良」畯は俊に同じ、千人萬人に傑出する者、良は役に立つ能力ある人、「庸」用に同じ、「爬羅剔抉」爬はクマデを以て掻き寄するが如きを謂ふ、羅は鳥を取る絲罟、活用して網を以て執ふる意に用ふ、剔は骨を解剖すること、抉はクジリ出す、倶に力を極めて旁く求むるの義、「刮垢磨光」垢を削り取り光を磨き出す、人材を成就するなり、

文法　「無患有司」の四句は進學の正旨なり、但し作者の不平は有司の不公不明なるに在り、然るに反つて人の當に己れに在る者を盡すべく、有司の不公不明を憂ふる勿れと云ふ、是れ我に在る者已に十分なるに、之を用ゐざるは有司の不公不明に外ならずとの意を裏面より見はしたる者なり、○首段は多く後段の伏線を設けたれば、其發露せる點に於て一々指示すべし、

動機　不平を洩すに在り、

主意　聖賢と雖も不遇を免れざるが故に、己が閒散の職に居ることは、兎も角相當と心得ざるべからずと云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「無患有司之不公」に至るまでを第一大段となす、學者の意を勵す辭なり、「言未既」より「反教人爲」までを第二大段となす、門人の口を借り、己が學德あり乍ら逆境に陷る位ゆゑ、到底人に教ふる資格なきを言ふ、「先生曰吁子來前」より篇尾に至るまでを第三大段となす、現在の境遇は固より適當なれば、悲み又は怨みざることを言ふ、

國子先生晨入大學、招諸生立館下、誨之曰、業精于勤、荒于嬉、行成于思、毀于隨、方今聖賢相逢、治具畢張、拔去兇邪、登崇畯良、占小善者率以錄、名一藝者、無不庸、爬羅剔抉、刮垢磨光、蓋有幸而獲選、孰云多而不揚、諸生業患不能精、無患有司之不明、行患不能成、無患有司之不公、

段落　第一大段なり、

讀方　國子先生晨に大學に入り、諸生を招き館下に立て、之に誨へて曰く、業は勤むるに精しく嬉むに荒む、行、思ふに成り隨ふに毀る、方今聖賢相逢ひ、治具畢く張り、兇邪を拔去し畯良を登崇し、小善を占むる者率ね以て錄せられ、一藝に名ある者庸ひられざるはなし、爬羅剔抉、垢を刮り光を磨く、蓋し幸にして選を獲るあり、孰か多にして揚げられずと云ふ、諸生、業精なる能はざるを患へよ、有司の明ならざるを患ふる無かれ、行、成る能はざるを患へよ、有司の公ならざるを患ふる無かれ、

講說　國子先生、朝がけに大學に出勤し、學生を召び

韓文の注に、唐の元和七年に麒麟が東川に出でたるに因つて作りたる者と云へども、貞元年間に李翺が之を評したる語あれば、此事とは全く關係なきが如し、朱子は激して意を托するの作となす、蓋し此文も亦前の雜說と同じく、麟を借りて感慨を寓したる者にして、麟を君子に譬へ、竊に自身に擬したるなり、其說に曰く、麟は靈獸なれども他の動物に類せず、又罕に出づる者なれば、人之を知らずして不祥となす、大賢は國寶なれども凡人と異なり、不生出のものなれば、人之を知らずして變物とす、然れども麟は聖代に出づべき者、大賢も亦聖代に出づべき者、然るに澆季の世に出づれば已に其の資格を失ふ者にして、人より不吉とせらるるも當然なりと、是れ作者が聖君に遇はずして狂人視せらるゝに慨し、聖君に非ざれば己れを知る能はずとの自負心を慰むると共に、又自ら其濁世に出でたるを嘲る所以、結末は感慨無量煙波千里、若し只麟を論じたる者とすれば、是れ韓退之は田舍漢を免れず、夫れ然り豈に其れ然らんや、通篇祥不祥の字を以て眼目とし、知不知の字を以て感慨を寓し、上の半部は一反一覆、止だ麟に就いて言ひ、下の半部は一反一覆、更に獲麟に就いて言ふ、字少くして意多く、圓轉流動の妙を極む、

纂評

○沈德潛評　意、不祥の邊を重んず、德あつて時に非ざる者倶に不祥に近きを見はす、孔孟以降、數ふるに勝へざるなり、將に盡きんとして忽ち轉じ、將に絕えんとして復た生じ、文章の詭幻を極む、

○賴山陽評　龍說千里馬說と此篇と、皆其語勢の一順一倒の處を見んを要す、此れ文字流動圓活の由る所なり、

一篇の姿致波瀾、皆馬牛犬豕の上に在り、

進學解

解題　進學の二字は禮記に出づ、學問に進むこと、韓退之が二度目に國子博士となるや、才高きに拘らず數ば官を黜けられ位地を墜されたるを以て、此文を作り己の境遇を述べたるが、執政之を觀て其才を奇とし、吏部郎中、史館修撰の官を授けたり、

七字なれば、次ぎは十七字の長句を以て之を承く、是れ韓退之の慣用句法なり、〇「惟麟也不可知」の下に「不可知則」と承けたるを急脈急受の法と謂ふ、

雖然麟之出、必有聖人在乎位、麟爲聖人出也、聖人者必知麟、麟之果不爲不祥也、』

段落　第三大段なり、

講説　然りとは云へ、麟の出づる時には必ず世に聖人あつて、天子の位に在すなり、是れ麟は聖人の爲に出づるにて、偶然出づるにはあらず、又聖人となれば必ず麟を知る、聖人が之を知る以上、麟は結局不吉の物に非ず、

注解　「必有聖人」昔し五帝三王の時、麒麟出でたりと傳ふ、「聖人必知麟」孔子麟を見知られたること、解題に出づ、

文法　雖然云々は第一大段を承け、聖人者云々は第二大段を承く、

又曰、麟之所以爲麟者、以德不以形、若麟之出不待聖人、則其謂之不祥也亦宜、』

段落　第四大段なり、

講説　更に一説あり、麟が麟の資格ある理由は德あるが爲にして、形の爲にあらず、されば若し麟の出づることが聖人の御世を待たず、漫に姿を顯はすが如きは是德を失ふわけなれば、之を不祥と謂ふは如何にも尤も千萬なり、

注解　「又曰」別説にはと曰ふが如し、「麟之所以爲麟」上の麟は動物としての麟、下の麟は靈物としての麟、

文法　此段は形式に於て參考の部分に屬すれども內容に於ては尤も精神の在る處なり、蓋し祥不祥の論は前段に於て已に反復之を盡したるに、此に至り又別説として復び不祥なることを言ふ、是れ呂東萊の謂はゆる百尺竿頭一歩を進めたる者なり、而して全段は上の「麟爲聖人出也」の一句に胚胎し德の字は起手の靈の字を承く、

總　説

又引證の三句、初は三字、次は四字、次は九字、長短法あり、

然麟之爲物、不畜於家、不常有於天下、其爲形也不類、非若馬牛犬豕豺狼麋鹿然、然則雖有麟、不可知其爲麟也、

段落　第二大段の第一小段なり、麟を知るべからざるを言ふ、

講説　何人も麟の祥なることを知れども、麟は物として人家に飼養すること出來ず、毎も天下に有る者に非ず、其形としては他の動物と類似せず、馬牛犬豕豺狼麋鹿の如く見易き者に非ず、されば麟ありとて、麟なることは知ること出來ざるなり、

注解　「不常有於天下」王者の目出たき象にして、王者の時にのみ出づる者なるを以て、毎もあるものならず、「不類」普通山澤に住する動物と異なる、「豺」山犬、「麋鹿」鹿は山產、麋は澤產、

角者、吾知其爲牛、鬣者、吾知其爲馬、犬豕豺狼麋鹿、吾知其爲犬豕豺狼麋鹿、惟麟也不可知、不可知、則其謂之不祥也亦宜、

段落　第二大段の第二小段なり、知るべき材料なきを言ふ、

講説　角の附いてをる者は、角を見て牛なることと知られ、鬣の附いてをる者は、鬣を見て馬なることを知られ、犬豕豺狼麋鹿は、是れ亦各一定の辨識すべき點あるが故に、一見して犬豕は犬豕、豺狼は豺狼、麋鹿は麋鹿なることと分れども、麟に限つては見慣れぬ物なれば把捉點なく、随つて麟に出遇ひたりとも麟と云ふことを知る能はず、知る能はざれば奇態の物と視做すべければ、之を不吉と考ふるも、尤も千萬なり、

文法　角と鬣とを擧げて、辨識を得べき特點の一例を擧げ、下は句法を一變し、直ちに犬は犬たることが分ると云ふ、省略法を用ひたるなり、又前の二句倶に

採り、麟を得たり、其左足を折る、載せて歸る、叔孫以て不祥となし、之を郭外に棄て、人をして孔子に告げしむ、孔子曰く麟なりと、陸機の公羊傳疏に云ふ、麟は麕の身、牛の尾、馬の足、黄色、圓蹄一角、角端に肉あり、音は鐘呂に中り、行は規矩に中り、遊必ず地を擇び、詳にして後處る、生蟲を履まず生草を踐まず、群居せず、侶行せず、陷井に入らず、羅網に罹らず、王者至仁なれば則ち出づと、

解とは、人の疑あるに因り之を解釋する文體にして、漢の揚雄始めて解嘲を作りしより後人之に倣ふ、此文は古より麒麟の祥不祥の疑あるを以て、之を解せしなり、

動機　有德者の出づる、其時に非ざるを悲むに在り、

主意　有德者は、暗黑の世に不祥視せらるゝを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「皆知其爲祥也」に至るまでを第一大段となす、麟の祥たるを言ひ、主意を揭ぐ、「然麟之爲物」より「謂之不祥也亦宜」に至るまでを第二大段となす、麟の不祥たるを言ふ、「雖然麟之出」より「麟之果不爲不祥也」に至るまでを第三大段となす、又麟の祥たるを言ふ「又曰」より篇末に至るまでを第四大段となす、又麟の不祥なるを言ふ、

麟之爲靈昭昭也、詠於詩、書於春秋、雜出於傳記百家之書、雖婦人小子、皆知其爲祥也、

段落　第一大段なり、

講說　麟が靈物なることは明白なり、そは詩經の中に之を詠じた作があり、春秋に記せられ、歷代の史傳及び諸子百家の書に那れ此れ出でたるに因りても疑なく女子供に至るまでも麟が瑞祥なることを知る、

注解　「昭々」明なり、著なり、「詠於詩」詠は歌をよむのよむ、詩經の周南に麟之趾篇あり、「書於春秋」解題に出づ、「百家」六經の旨に違背せる諸學者の總稱、

文法　「麟之爲靈昭々」は斷なり、「詠於詩」の三句は證據なり、「婦人小子」の句は事實なり、僅々三十四字の中、首あり腹あり尾あり、已に一篇の結構を具ふ、

かざるにや、
裏面の意は左の如し、世に善く人物を見拔く所の良相ありて、然る後賢才起つて之が用をなす、賢才、絶えず有れども、良相は常に有らざるが故に、賢才も俗吏に侮られ、下位に一生を終り、賢才の名揚らずして止む、賢才は其抱負を行ふに高位重祿を必要とす、然るに在上者は其賢才相等の待遇を與へず、賢才は如何に大抱負あるも位高からず祿重からず、其伎倆見はれずとすれば、凡人竝の働も出來難し、何として蓋世の功を求めらるべき、然るに在上者は之を虐待し之を冷遇し、賢才が心事を訴ふれども推察すること能はず、權力を挾んで之に對し、世に賢能の士なしと云ふ、果して賢士なきか、其れとも賢士を見識らざるにや、
注解　「伯樂」秦の穆公の時、孫陽と云ふ者善く馬を相せり、人呼んで伯樂と稱す、伯樂は星の名にして、其位置は天廐星の旁に在るを以て斯く呼びしなり、「千里馬」一日に千里を行く馬、「槽櫪」槽は家畜の飯器、櫪は厩の板仕切、「駢死」頭を竝べて死す、多數なるを云ふ、「粟」米の籾の儘なるを云ふ、「食馬」馬に食しむるなり、「等」同一、「策」竹鞭なり
文法　「伯樂不常有」の一句は回環〔文章のグルリと一廻りする場處〕の在る處にして、前篇の「雲固弗靈於龍也」と同一法なり、○千里馬の三字凡て七個處に出で、一として變ぜざるなし、而も極めて自然にして、其痕跡なし、○執策臨之の一段、馬を識らざる有樣を寫す尤も妙、是の如き一篇着色の處を精採と云ふ、
纂評
○沈德潛評　寥々たる短章、庸耳俗目を寫し盡す○龍說一篇を連ね六義中の比體、〔六義とは、詩經の風雅頌賦比興にして、比とは他物に譬ふる體なり〕、此篇賢相と人材とを伯樂と千里馬とに托して議論を寓するを以てなり〕、

獲麟解

解題　獲麟は、春秋の哀公十四年に、西狩麟を獲たりとあり、孔子家語に云ふ、子鉏商、薪を大野に

馬なしと言ふを嘲る、

世有伯樂、然後有千里馬、千里馬常有、而伯樂不常有、故雖有名馬、祇辱於奴隷人之手、駢死於槽櫪之間、不以千里稱也、馬之千里者、一食或盡粟一石、食馬者、不知其能千里而食也、是馬也雖有千里之能、食不飽、力不足、才美不外見、且欲與常馬等不可得也、安求其能千里也、策之不以其道、食之不能盡其材、鳴之不能通其意、執策而臨之曰、天下無馬、嗚呼其眞無馬邪、其眞不識馬也、

講說　世の中に伯樂がありて後、始めて一日千里を行く駿足あり、千里の馬は平常あるに拘らず、伯樂は何の世にも有るとは定まらず、されば名馬ありとても、唯だ奴隷の手に辱を被り、馬草桶や板圍の間に首を竝べて死に果て、人より千里の馬と言はれずして終るなり、元來馬の千里を行く逸物となれば、一度の食に一石の米を遺りなく食ふことあり、然るに馬の飼主は其馬が千里行く能力ありとは知らず、隨つて其能力相當の飼方を爲さず、右の馬にすれば、千里の能力あれども食は腹にみたず、力は十分に出でず、働の立派なること外に見えず、差當り普通の馬だけの用を爲さしめんとすれども、其れすら不可能なる位なれば、何とて其千里の能力を實現することを望むべけんや、世の馬を飼ふ者は、此良馬を鞭うつに其道を以てせず、之に食物を與ふるも其能力の程度に至らず、良馬が鳴いて訴ふるも其意を悟ること能はず、鞭を手に持ち馬に向つて云ふやう、天下に良馬なしと、扨も何と眞に馬がなきにや、將た眞に馬の識別つ

文法 「雲固弗靈於龍也」は抑なり、「雲亦靈怪矣哉」は揚なり、「非雲之所能使爲靈也」は抑なり、「龍弗得雲」の句は揚なり、「異哉」は句の抑なり、轉折（テンセツ）の妙を極む、小篇の文字は、此の如く變化に富むを要す、

總說

作者の根據は易の「雲從龍」の句なり、然れど雲龍を以て君臣に譬へたる藍本（ランポン）は韓非子に在り、古人已に言ふ所と雖も、一たび韓退之の筆に入れば新に型（カタ）を發するが如し、

纂評

○沈德潛評　李厚庵云ふ、此條寄託（物に借り物に譬ふる）至深、類を取る至廣、精（セイ）にして之を言へば、則ち道義の氣を生じ、德行の發して事業文章と爲るが如き、皆是れなり、大にして之を言へば、則ち君臣の遇合、朋友の應求（同氣相應じ同類相求む）聖人の百世の下に興起するが如き、皆是れなり、龍は是れ主、雲は是れ賓、層層轉換、一轉を下す每に人をして駭絕せしむ、

○賴山陽評　此れ下篇と皆韓文の至れる者、此は奇（キ）幻（ゲン）を以てし、下篇宕逸を以てす、並に獨造の技たり、柳子厚の梓人（シジン）傳、郭橐駝（タクダ）の傳の類、此れに視る（比する）、其才の高下、奚ぞ啻だ天淵のみならんや、

○吳楚材評　婉委（エンキ）曲折、（やさしく遠廻（トホマハ）しにうねり曲（マガ）る）六節の轉換をなす、一句一轉、一轉一意、無きが若（ゴト）くにして又有り、絕ゆるが若くにして又生ず、變々奇々、筆端神ありと謂ふべし、

雜說四

解題 前篇が龍說なるに對して此篇は馬說なり、駿馬を以て異材に譬へ、伯樂を以て君相（クンシヤウ）に譬ふ、

動機 當時の宰相、人を知らざるを言ふに在り、

主意 世に名馬なきに非ず、名馬を看分（ミワ）くる者なしと云ふに在り、

段落 凡そ五大段より成る、第一大段は主意を揭ぐ、第二大段は、良馬有れども知られざる時は、猶ほ無きが如きを言ふ、第三大段は、良馬を養ふの道を失ふを言ふ、第四大段は、良馬、本能（ホンノウ）を發揮する能はざるを言ふ、第五大段は、良馬を知らずして良

則非雲之所能使爲靈也、然龍弗得雲、無以神其靈矣、失其所憑依、信不可歟、異哉其所憑依、乃其所自爲也、易曰、雲從龍、既曰龍、雲從之矣、

講說　龍が息を吹き出だせば、其息で雲となる、雲は無論龍より神妙ならず、されど龍が此の氣に乘じ、茫漠として青空の果までも達し、日月に接近して身を其光線の影に匿し、雷電を起して不思議の變化を行ひ、下界を水浸となして、山をも谷をも見えぬまでにするを見れば、雲も亦實に神妙奇怪と言ふ外はあらず、但し此雲は龍が之をして神妙の働を爲さしむる所の者にて、龍の神妙は、雲が此の如き働を爲さしむる力あるに非ず、然れども龍が雲を得ざるときは、其神妙をば十分に發揮する能はず、（是れ雲は龍が依賴する所の機關にして）己の依賴する機關を失ふときは、如何にも差支ありと覺ゆ、然るに其依賴する所の者は豈に料らん、彼が自ら機關の資格を與へて己れの用に供する者なることを、何と奇妙なる次第に非ずや、易に雲は龍に從ふとあり、既に龍と云ふ以上は、雲の之に從ふことは無論なり、

右は文面の解釋なるが、裏面の意は左の如し

聖君が原動力を供すれば賢臣出づ、賢臣は固より妙力に於て聖君に及ばず、然れども聖君は賢臣を任用して、天下の大事を成し天下の大功を立つるとすれば、賢臣の力も亦特異なりと謂ふべし、然るに賢臣が賢臣たる功用を見はす者は、聖君が之を任用せし結果に過ぎず、聖君の聖君たる所以に至つては、賢臣の力に由るに非ず、然れども聖君若し賢臣を得ざれば、又聖德の光明を發する能はざるは事實なり、聖君と雖も己れの機關を失はゞ、宜しからざるが如くに見ゆ、聖君の機關は賢臣なるも、其賢臣の事業を爲さしむる所なるに至つては不思議と云ふも餘あり、既に聖君あれば、必ず賢臣起つて之に從ふものなり、

注解　「弗」不に同じ、「玄間」玄は天色、猶ほ天間と云ふが如し、「薄」迫るなり、「光景」景は影、「汨」音コツ、沒なり、「易曰」易の文言の語、

實に尠きなり、昌黎〔韓愈の號〕荀子の合はざる者を削り、聖人の籍に附せんと欲す、其醇を沒せず、其疵を掩はず、是れ何等の識力、○近日靈皐方氏〔名は苞、望溪と號す〕荀管二子を删り、荀子倶に醇に近し、韓公の志を成すと謂ふべし矣、

○長野豐山評　絶大議論、只だ二百三十九字を用ふ、惟だ韓公獨り能く之を辨ず、歐蘇〔歐陽修、蘇軾〕以下に在つては、後に瞠若矣、

雜說一

解題　雜說凡べて四篇、一篇毎に一主格あれども、全體としては別に指すべき命題なきが故に、雜說として一二を分ちたる者にして、此篇は卽ち龍說と稱するを可とす、龍は支那人の理想的動物にして、其觀念は左の如し、曰く、其形は九種の動物に類す、頭は駝に似、角は鹿に似、眼は鬼に似、耳は牛に似、頂は蛇に似、腹は蜃に似、鱗は鯉に似、爪は鷹に似、掌は虎に似る、背に八十一鱗あり、口の旁に鬚髯あり、頷下に明珠あり、喉下に逆鱗あり、氣を吹き出せば雲となる、其身を大小長短にすること自在にして、或は天に登り、或は淵に潛む、

動機　世に聖君なきを惜むに在り、

主意　龍あれば卽ち雲ありと云ふに在り、

段落　凡そ六大段より成る、本文の勾截〔段落の符〕なり〕を觀るべし、第一大段は龍の靈を言ふ、第二大段は雲の靈を言ふ、第三大段は雲の靈は龍の靈に由るを言ふ、第四大段は龍の雲無からざるべからざるを言ふ、第五大段は、龍に必要なる雲は、龍の之をして必要ならしむるに外ならざるを言ふ、第六大段に易を引いて前論を證す、

龍噓氣成雲、雲固弗靈於龍也、
然龍乘是氣、茫洋窮乎玄間、薄
日月、伏光景、感震電、神變化、水
下土、汨陵谷、雲亦靈怪矣哉、雲
龍之所能使爲靈也、若龍之靈、

講說　孔子は詩經、書經の內容を削減し、春秋に、魯の舊史の書き留むべきは書き留め、削り取るべきは削り取るや、其方針たる道に叶ひたる者は之を發表し、道に遠ざかりたる者は之を除き退けられしなり、故に詩、書、春秋の書は無疵なり、余は荀子の道に合はざる處を削り、聖人の書物に附せんと欲するが、是も孔子の志と同じかるべしと思はる、

注解　「孔子刪詩書」詩は本と三千餘篇ありしを、孔子刪つて三百篇となせしとの說あり、「筆削」筆すべきは之を筆し、削るべきは之を削る、

文法　孔子の二字を收む

孟子醇乎醇者也、荀與揚大醇而小疵。』

段落　第四大段なり、

講說　孟子は純然として純正なる者なり、荀子と揚子とは大體純正にして少しく疵ある者なり、

文法　此一段、主たる荀子と客たる孟子、揚雄とを併せ結び、而して客の一なる孟子は單收、客の一なる揚雄と主たる荀子と双收の筆を用ふ、結法奇絕なりと謂ふべし、〇一篇の議論、唯だ醇疵の二字に歸宿す、

總說

荀子の儒者たる位地を論定せんが爲に孟揚二子を借りて、比較上より作者の評價を迫り出す、而して三子の權衡を定むる標準は卽ち孔子なり、是に於て孔子の字凡べて五出、文の針線甚だ密、結末は、僅々二句を以て前段の數百言を收束す、大筆力あるに非ざれば能はず、但し揚雄の如きは人物、學問論ずるに足らざる者なるに、韓退之が之を孟荀に比せしは不倫なるを以て、先儒も已に之を疑へり、故に本篇は內容に於て議すべき者あれども、文の組織に至つては儁妙味ふべし、名篇たることを失はず、

纂評

〇沈德潛評　伊川程子（宋の大儒程頤）云ふ、荀卿才高うして其言過多し、子雲（揚雄の字）才短うして其言失多し、然れども皆未だ夫の駁を免れざる者なり、退之大醇を以て之に歸す、蓋し韓子、人を待つに恕を以てす、

戰國の時能く王道を明にする者、孟子外惟だ荀子一人、中間性惡篇、顯に吾が道と相悖る、餘、議すべき者

も絲の寄を解きたるが如く、竹笹を踏み荒したるが如く、混亂の有樣にして、聖人の道を載せたる六經は百家の說と入り雜りて、其本色明ならざりき、然れども老先生や大儒者は猶ほ存在せしに、秦に焚書の災あり、漢に黃老學の流行あり、隨つて聖人の道を傳へたる眞正の學者もあらずとなり、其後に存して純粹なる者を求むれば、孟子の外なく、揚雄の外なし、

注解　「干」犯し求むる意、「六經」詩書禮樂易春秋、「百家」前の事を好む者、各種の學者、「醇」濁りなく雜り氣なきなり、

文法　「老師大儒猶在」の句は揚なり、「火於秦」の二句は抑なり、醇の字、字眼にして、下文を孕む、

及得荀子書、於是又知有荀氏者也、考其辭時若不粹、要其歸與孔子異者鮮矣、抑猶在軻雄之間乎』、

段落　第二大段なり、

講說　其れより荀子の著書を得たるが、是に至つて孟子、揚雄の外に荀子と云ふ聖人の徒あることを知りぬ、其言說を取調べ見るに間ま純理に非ざるが如くなれども、其歸着する所を求むるに孔子の道と異る點は極めて罕なり、則ち兎に角孟子と揚雄の間に在るが如し、

文法　是に至り始めて主たる荀子を出し、此れより荀子の事に移る、之を文法上入題と名づく、○前段の結末に止耳の二句を以て此段を呼起す處、語氣甚だ急なり、然るに此段は「及得荀子書」と緩々說起して、前に接す、文勢緩急の法を觀るべし○「不粹」は卽ち疵にして、醇の反對、

孔子刪詩書、筆削春秋、合於道者著之、離於道者黜去之、故詩書春秋無疵、余欲削荀子之不合者、附於聖人之籍、亦孔子之志歟』、

段落　第三大段なり、

點出す、

講説　最初自分は、孟子の書を讀みてより始めて孔子の道は誠に尊く、聖人の道は容易に實行することを得べき性質にして、此道に由れば、王者とならんとする時は王となること易く、霸者とならんと欲する時は又霸となること容易なるを知れり、因つて自ら考へしには、孔子の門人等が死亡せし後に於て聖人を尊崇したる者は孟氏に限れりと、

註解　「孟軻書」軻は孟子の名、孟軻書とは卽ち四書中の孟子、「霸」ハタガシラと訓ず、諸侯の長なり、「徒」弟子を徒と曰ふ、

文法　「孔子」の二字全篇を一貫す、

晩得揚雄書、益尊信孟氏、因雄書而孟子益尊、則雄者亦聖人之徒歟、

段落　第一大段の第二小段なり、陪賓として揚雄を點出す、

講説　後になりて揚雄の著書を得たるより、一層孟子を尊び信ずることゝなれり、斯く揚雄の書に因つて孟子が一層尊くなりしとすれば、揚雄もやはり聖人の徒にてあるか、

注解　「揚雄書」漢人、字は子雲、揚子法言を著す、「晩」始に對して云ふ、

文法　亦の字は大に許さゞる辭にして、下文の疵の字を伏す、

聖人之道不傳於世、周之衰、好事者各以其說干時君、紛紛籍籍相亂、六經與百家之說錯雜、然老師大儒猶在、火於秦、黃老於漢、其存而醇者、孟軻氏而止耳、揚雄氏而止耳、

段落　第一大段の第三小段なり、孟子揚雄二人を合論す、

講説　聖人の道、世に傳はらず、周室の衰ふるや、事を好む者銘々自己の說を以て當時の君に運動し、宛

き來つて正反の跡なきは、行文の錯綜せる爲にして、恥の字は實に全文の關紐を爲す、

纂評

○沈德潛評　漢人經學の傳、宋人理學の傳、維れ其授受各淵源あるなり、唐人獨り相師とするを恥づ、故に昌黎切直に之を言ふ、柳子が韋中立に與へて師道を論ずる書を參へて愈ゝ見はる、

○賴山陽評　起處委曲詳盡、故に結處唯だ一兩句便ち止む、此れ文章繁簡互に用ふる法なり、

讀荀子

解題　荀子とは書名なり、荀子の著なれば斯く名づく、荀子名は況、時の人尊んで卿と呼びしに因り荀卿の稱あり、趙の人なるが齊に仕へて祭酒となり、楚に仕へて蘭陵の令となる、孟子以後の大儒、讀とは、新故に論なく他人の著述文章を讀み、或は之に因つて生じたる感想を寫し、或は之に對する批評を下すより讀と曰ふ、

動機　荀子の疵を削り、完全のものと爲さんとする考にて作りしなり、

主意　荀子は孔子の道と背馳する所少く、大體正しき學説なるを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「揚雄氏而止耳」に至るまでを第一大段とす、文の客たる孟子揚雄の師儒に於ける位地を品評す、「及得荀氏書」より「在軻雄之間乎」に至るまでを第二大段となす、文の主たる荀子の地位を明かにす、「孔子刪詩書」より「孔子之志歟」に至るまでを第三大段となす、荀子の書に對する希望を陳ぶ、孟氏醇乎の二句を第四大段となす、主客の道學的價値を對照斷定して一篇に收む、

始吾讀孟軻書、然後知孔子之道尊、聖人之道易行、王易王、霸易霸也、以爲孔子之徒沒、尊聖人者孟氏而已、

段落　第一大段の第一小段なり、正賓として孟子を

經傳皆通習之、不拘于時、學于余、余嘉其能行古道、作師說以貽之。

段落　第五大段なり。

講説　李氏の子なる蟠は年十七なるが、古文を好み、六藝竝に經傳の書は盡く之に渉つて講習せり、此人時俗に頓着せず、余を師として學ぶ、余彼が能く古人の道を行ふことを奇特とし、此師說一篇を作つて之に贈るものなり。

註解　「李蟠」貞觀二十七年の進士、「古文」六朝時代の多く對句を用ひたる文に非ざる者、即ち經典諸子秦漢諸家の文體を謂ふ、後世に至りては、謂はゆる時文（今日支那語學者の稱する者と異り）即ち受驗文に對して云ふ、「六藝」或は詩・書・禮・樂・易・春秋等の六經を指すことあれど、玆にては禮・樂・射・御・書・數を謂ふに似たり、「經傳」聖人の書を經と曰ひ、賢人の書を傳と曰ふ、「不拘于時」時人は師を恥づれども、此の如き風習に制せられず、「古道」古之學者必有レ師「貽」おくりつかはすなり。

總説

柳宗元の韋中立に答ふる書に云ふ、今の世、師あるを聞かず、獨り韓愈流俗の笑侮を犯すを顧みず、後學を收召して師說を作る、因つて抗顏（抗は擧ぐる）師となる、愈是を以て狂名を得たりと、則ち文中に群聚して之を笑ふとあるは事實なり、退之が此の如く時俗に反抗して、師道を以て自ら任じたる者は何ぞ、原道を觀るときは、彼が竊に孟子の後繼を自期せるを知るべし、乃ち道を傳へんと欲するの意に出でたる者なり、柳子厚が抗顏爲師と稱せしは貶辭なるが、是れ子厚も亦流俗の見を免れざりしか、抑も又退之を以て其資格なしと爲せしがためか、洪容齋の如きは、學者子厚に歸せずして退之に歸す、故に子厚此說あるのみと云ふ、是れ子厚の言を以て妬心に出でたりとなすなり、要するに退之が此點に就いて獨立特行人の非笑を甘んぜしは、深く信ずる所ありしのみ、而して此篇の議論一々道理あり、他篇の牽强の處あるに似ず、流俗の愚を警省するの一段、尤も工力を見る、蓋し山陽の言の如く、惑の字、道の字、一正一反に說

其弟子となるは諛ふに近しと、扨も此有様にては、師道の昔に反らざること明かなり、神巫や醫者や伶人や凡百の工藝人は、上流に居り教育ある者が賤しめて仲間に入れざる者なるに、今上流に居り教育ある者の智慧は反つて彼等に及ばず、何とけしからぬ次第ならずや、

文法　前段の「無貴無賤」を反承す

聖人無常師、孔子師郯子萇弘師襄老聃、郯子之徒、其賢不及孔子、孔子曰、三人行則必有我師、是故弟子不必不如師、師不必賢于弟子、聞道有先後、術業有專攻、如是而已、

段落　第四大段なり、

講説　聖人には誰と云つて定まりたる師なし、孔子は郯子、萇弘、師襄、老聃を師とせり、郯子の徒は其賢なること孔子に及ばず、然るに孔子の言に、三人行へば必ず我が師ありと、されば弟子も師に及ばずとは限らず、師も弟子に賢るとは限らず、唯だ道を聞くに先後あり、我より先なれば聖人も之を師とす、術業に專門あり、我よく精通すれば聖人も之を師とするなり、孔子が郯子の徒を師とせしも亦此の如くなるに外ならず、

註解　「郯子」左傳昭公十七年に出づ、曰く、郯子來朝す、公之と宴す、少卿問て曰く少皥氏鳥を以て官に名づく何の故ぞやと、郯子曰く、吾が祖なり吾れ之を知ると仲尼之を聞き郯氏に見えて之を學ぶと「萇弘師襄老聃」孔子が樂を萇弘に問ふことは禮記の樂記に出で、禮を老聃に問ふことは曾子問に出づ、琴を師襄に學ぶことは史記の孔子世家に出づ、「孔子曰」論語述而篇に出づ、曰く三人行必有我師焉。擇其善者而從之。其不善者而改之。皆我師也と、「專攻」攻は治なり、

文法　「孔子」は前段の「古之聖人」に應じ、「聞道」は上段の「聞道」に應じ「術業」は前段の「受業」に應ず、

李氏子蟠、年十七、好古文、六藝

を論ず、

講説　己れの子を愛するが故に、其子の爲に師を擇んで之を教育しながら、自身となれば師を取ることを恥とす、是れは不正確の思想なるぞかし、彼の子供の師は子供に書物を宛てがひ其書物の句の切方位を習はしむる者にて、吾が前段に其道を傳へ其惑を解くと云ひたる師には非ず、句の切方が知れざると惑が解けざると、（一は小兒の急務にして一は大人の急務、一は小事にして一は大切なるに）一方は師を取り一方は師を取らず、小事は子供に學ばしむるも大切の事は己れ之を等閑にす、余は其人の觀察力あることを發見せざるなり、

注解　「小學而大遺」小は句讀、大は解惑、「句讀」語の絶ゆる處を句とし、語は絶えざれども句調の途切れたる處を讀とす、句は猶ほセンテンスの如く、ピリオドの在る處、讀は猶ほフレース、クロースの如く、コムマの在る處、

文法　前段の「無長無少」を反對に發揮す、

巫醫樂師百工之人、不恥相師、士大夫之族、曰師曰弟子云者、則群聚而笑之、問之、則曰、彼與彼年相若也、道相似也、位卑則足羞、官盛則近諛、嗚呼師道之不復可知矣、巫醫樂師百工之人、君子不齒、今其智乃反不能及、其可怪也歟、

段落　第三大段なり、

講説　神巫や醫者や伶人や凡百の工藝人は、何れも人を師とすることを恥ぢず、然るに士とか大夫とか身分のある族に於て、師であるの弟子であるのと云ふ者あるときは、多數の者寄り集つて之れを笑ふ、何故なるやと問へば、其答に云ふ、彼れと彼れと年齡はヲツカツなり、行は似たり寄つたり、道德は類似するなり、師となす人の位卑しければ其弟子となるは羞づべきことなり、若し叉師となす人の官盛んなれば

の論據をなす、而して貴賤長少は又下段の伏線を爲す、

嗟乎師道之不傳也久矣、欲人之無惑也難矣、古之聖人、其出人也遠矣、猶且從師而問焉、今之衆人、其下聖人也亦遠矣、而恥學於師、是故聖益聖、愚益愚、聖人之所以爲聖、愚人之所以爲愚、其皆出於此乎』

段落　第二大段の第一小段なり、師に從ふと否とは聖愚の分るゝ處なるを言ふ、

講說　嘆かはしきかな、師的道德の絕えたることは已に久しき間なるぞよ、隨つて人が惑ふこと無きやうに爲したくも殆ど不可能なるぞよ、古の聖人は、普通の人の上に拔出づること遠かりき、それですら師に就いて道を尋ねられぬ、然るに今の一般の人は、聖人より劣等なる程度如何にも甚しきに、反つて師に就いて學ぶことを恥ぢて爲さず、右の如き次第なれば聖人は益す聖人となり、愚人は益す愚人となる、聖人が聖人たる理由、愚人が愚人たる理由、思ふに皆師に就くと師に就くを恥づるとに在るが如し、

文法　「師道之不傳」は「古之學者必有師」の句を反承し、「欲人之無惑也難矣」の句は「其爲惑也終不解」を順承す、恥の字は今人の病根なるを以て、玆に先づ之を點出して下文の伏案を設く、

愛其子、擇師而教之、于其身也、則恥師焉、惑矣、彼童子之師、授之書而習其句讀者也、非吾所謂傳其道解其惑者也、句讀之不知、惑之不解、或師焉、或不焉、小學而大遺、吾未見其明也』

段落　第二大段の第二小段なり、子を教育して己れを教育せず、瑣事を重んじて重要の事を重んぜざる

ば受けしむるなり、「惑」聖人の道に非ざる學説の迷想、

文法　道の字を以て通篇の大眼目とす、

人非生而知之者、孰能無惑、惑而不從師、其爲惑也終不解矣』、

段落　第一大段の第二小段なり、師の必要にして、古必ず之ありし理由を説く、

講説　凡そ人は生れながらの儘に道を知れる者に非ず、何人か惑なくして有り得べけん、惑ふに拘はらず之を放任して師に從はざるときは、其惑は如何なる種類にせよ到底解けざるべきぞ、

注解　「之」道を指す、「孰」誰にしても、「爲惑」講説を玩味して語意を悟るべし、

生乎吾前、其聞道也固先乎吾、吾從而師之、生乎吾後、其聞道也亦先乎吾、吾從而師之、吾師道也、夫庸知其年之先後生於吾乎、是故無貴無賤、無長無少、道之所存、師之所存也』、

段落　第一大段の第三小段なり、師と道と一致なるを説く、

講説　己れより先に生れ、又先に生れたる所よりして當然道を聞き知ること己れより早くば、己れは就いて師と仰がん、又己より後に生るれども、其人の道を聞き知ること先輩と同樣己れより早くば己れは就いて師と仰がん、吾は道をば師として習ふなり、されば何として彼の年が吾より先輩なるか後輩なるかを問ふべけんや、理由此の如くなれば、貴きとなく賤しきとなく、長者となく、年下となく、道の存する所は師の在る所（道を會得して居る者なれば、何人に論なく卽ち師とすべき資格あるもの）なり、

注解　「固先」「生乎吾前」を受く、「亦先」「固先」を受く、「先後生」先生後生を略せしなり、「庸知」知は與り知るの知にて、構ふ意に轉ず、

文法　吾師道の一句は議論の起點にして、又骨髓なり、師の位地年齡を問はざるべく、又恥ぢざるべしと

然暴を伐つを以て詞となし、而して貫充、（晉人）褚淵（宋人）輩をして倶に口を藉くを得せしめんとす矣、君子立言、此の如く顛倒すべけんや、

○賴山陽評　韓公一代の作文、家に滿つ、其世敎に大益ある、吾れ竊に此篇を以て第一とす、

師說

解題　說は體として論と大差なし、唯だ主とする所、義理を解釋するに在り、且つ論の命題は是非得失を斷ずべき事爲に在れども、說は有形物に繫ることあり、多くは物を借りて感慨を洩し諷刺を寄せ、或は物より抽象して自己の意見を述ぶ、故に蟲說、水說等はあれども、蟲論、山論等は之れなし、

動機　唐の時の風俗は人を師とするを恥ぢたるに、李蟠と云ふ者韓退之を師として學びしかば、之を奬勵するが爲に作りし者なれども、間接には流俗の迷を破らんとせしなり、

主意　道を師とするにて人を師とするに非ざるを言ふ、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「師之所存也」に至るまでを第一大段となす、師の性質を明にす、「嗟乎師道之不傳也久矣」より「吾未見其明也」に至るまでを第二大段となす、人を師とするを耻づるの愚なる所以を論ず、「巫醫樂師百工之人」より「其可怪也歟」に至るまでを第三大段となす、師弟の關係を笑ふ者を嘲る、「聖人無常師」より「如是而已」に至るまでを第四大段となす、聖人を引き、人を師とするを恥づべきに非ざることを辨ず、「李氏子蟠」より篇末に至るまでを第五大段となす、此文を作れる理由を記す、

古之學者必有師、師者所以傳道受業解惑也、

段落　第一大段の第一小段なり、師道を總說す、

講說　昔の學者は必然的に師とせし人ありき、師其人は聖人の道を傳へ學藝を授け外惑を脫離せしむる爲の者なり、

注解　「受」弟子より辭を立てたるにて、師より言へ

功より言へば湯武は聖王なり、此の兩樣の思想は互に衝突して、殆ど調和すべからず、而して武王周公は固より聖人の名あり、伯夷に至りても孔子之に仁を許し、孟子之を聖と呼ぶ、乃ち紂を攻むるの一擧、武王周公之を敢てし、伯夷叔齊之を不可とす、孰れか是、孰れか非、遽に決すべからざる者あり、伯夷を是とすれども、武王周公の聖名に憚りて一刀兩斷の論を下せし者あらず、韓退之の此篇は、立意本と夷齊が君臣の大義を貫き後世の名教を維持したる大節を頌するに在り、武王周公の聖人なるを認め、又聖人は萬世の標準なることを斷言するに拘らず、臣道の一點に至りては夷齊を以て正しき者となせしは、極めて正大公明の見と謂ふべし、而して文字の如きは反つて奇變を極め、獨行と云ひ、豪傑と云ひ、信道と云ひ、自知と云ひ、宇宙無比なるを言へる、揚の揚なる者なり、然るに彼獨非聖人云々の語に到り、少しく常規に非ざるなきかの疑を生ぜしむる、揚の抑なる者なり、而して予故曰の一句、又抑の揚に類し、結末は則ち揚の極にして、眞意始めて分明を致す、賴山陽が結處十五字、秋霜烈日の如しと評せしは、當れりと謂ふべし、

纂評

○林西仲評　聖人の聖人たる所以、只這の一個の是を求め得るのみ、夷齊が國を讓るが如き、各々這の一個の是を成し得て、夫子〔孔子〕之を仁を求め、仁を得たりと云ふ、是れなり、此れ專ら衆論に惑はされざる處より、其定力定識あるを驗す、故に獨り周に臣たらざる一節を擧げ、他の特立獨行を發出し、備極推贊、この一個の是を成し得て、尋常硜々小夫〔頑固にてツマラヌ男〕偏見を執拗〔堅意地に守る〕するに比せず、其萬世の綱常に關するある者、小に匪ざるを知らんを要す、末段又此の意を補出し、結となす、其詞其義、皆至當不易矣、

○沈德潛評　夷齊何ぞ稱揚を待たん、夷齊を頌す、千古臣道の爲に之が坊〔標式〕を立つるなり、用意全く掉尾に於て之を見る、○武王紂を伐つ、天下を救ふ所以なり、夷齊周粟を食ふを恥づ、臣道を存する所以なり、二者竝行悖らず、乃ち王介甫、〔宋の王安石〕夷齊餓死の事なきを駁し、太公〔太公望呂尙〕と同じく紂を伐つの心ありと謂ふ、是れ將に亂臣賊子をして公

講說　今世に於て士と謂はるゝ者は、一の凡人が己れを譽むれば自ら得々として人竝勝れたりと思ひ、一の凡人が己れの名譽を害すれば自ら人竝に及ばずと思ふ、然るに彼の二人は獨り聖人を非なりとし、自ら己れを是とすること此の如し、夫れ聖人は萬世の標準其物なり、(伯夷は其聖人にすら違ひしことゆゑ)余は、伯夷の若き者は天地を窮め萬世に亘つて顧みざる人なりと曰ふなり、

注解　「乃」卽と同一に用ふ、

文法　「夫聖人乃萬世之標準也」は伯夷を抑したるなり、特立獨行貴ぶべきも、標準たる聖人に違へるは、議すべき所なるや論を待たず、此の如きを揚中に抑ありと謂ふ、

雖レ然微ニ二子一、亂臣賊子接ニ迹於後世一矣、』

段落　第五大段なり、

講說　然りと雖も伯夷叔齊の二人なかりしならば、國を亂るの臣、父を賊ふの子など、後世に續々として出でたるなるべし、出づるなるべし、

注解　「微」なきときにはなり、「接跡於後世矣」接跡は跡を交ふるにて、アチラにもコチラにも前にも後にもと云ふこと、大意は、伯夷叔齊がありたればこそ、後世臣道の龜鑑となり、亂臣賊子も之が爲め輩出するに至らざりしと云へるなり、

文法　此の二句は伯夷に對する具體的頌辭にして、其功績を斷じたるなり、但だ雖然の二字、粗心に之を觀れば無意味なるが如し、何となれば「特立獨行窮天地亘萬世而不顧」は豪傑の所行なれば、雖然の二字を以て更に之を譽むるの必要なければなり、されど仔細に此二字が何を承けたるかを究むるときは、其大筆力を發見するを得べし、然らば則ち何を承けたるか、曰く、「夫聖人乃萬世之標準也」を承けたるなり、其聖人に反すれども實際云々の大效驗あることを表明するの一事、作者の尤も心を苦め尤も力を用ひし處にして、之を反振法とも曰ひ、又掉尾法とも曰ふ、信夫恕軒老人の如きは伯夷頌雖然說と題する一篇を作り、恕軒文集にも收めたれども、甚だ要領を得ず、

總說

君臣の大義より言へば湯武は亂臣なり、弔民伐罪の

恥食其粟、餓死而不顧、』

段落　第三大段の第一小段なり、事證を擧ぐ、

講說　殷が亡び周が興りし時に當り、（伯夷と世を同じうせし聖賢の態度は如何ん）微子は賢人なりしなり、然るに殷朝宗廟の祭器を携へて國を去り、（周に歸せり）武王と周公とは聖人なり、然るに天下中の諸侯を從へ、殷に發向して之を攻めたり、此の如く武王の殷を伐ちしことに就ては皆之を賛成し、嘗て非とせし者ありしことを聞かず、彼の伯夷叔齊は之に反して、獨り之を不可とせり、殷已に亡びぬ、天下盡く周に歸向せり、然るに彼の二人と云ふ者は之に反して、獨り周の米を食ふを恥ぢ、餓死するに及びても一向構はざりき、

注解　「微子」帝乙の長子にして紂王の庶兄、「抱祭器而去之」武王の殷を破りし時、微子は祭器を携へて周の軍門に至り心事を告ぐるや、武王釋して其位を復せり、「乃」それに拘らず、之に反しての意、「宗」本家と云ふ意よりして主とし尊ぶことゝなる、「粟」アハに非ず、米の籾殼の儘なるを謂ふ、「餓死」首陽山に薇を採つて食ひ、終に餓死せるなり、

由是而言、夫豈有求而爲哉、信道篤而自知明也、』

段落　第三大段の第二小段なり、事實に就ての論斷、

講說　是の事實に從つて論ぜんか、一體何としても求むる所あつて此の如き擧動に出でんや、道を信ずる厚く、其上自ら己れを知る明かなればなり、

文法　「有求而爲哉」首段の「適於義」に應ず、

今世之所謂士者、一凡人譽之、則自以爲有餘、一凡人沮之、則自以爲不足、彼獨非聖人而自是如此、夫聖人乃萬世之標準也、予故曰、若伯夷者、特立獨行、窮天地亘萬世而不顧者也、』

段落　第四大段なり、

に、然らずしてと云ふ意を含む、反つてと云ふが如し、

文法 人の是非を顧みざるの程度を言ふ、一層、一層より進む、見よ、「一國一州」は「一家」よりも大に「擧世」は「一國一州」より大に、「天下一人」は「寡」より罕に、「千百年一人」は「天下一人」より罕なるを、此の如き形式を累棊法と曰ふ、而して此一小段伯夷を引起さんが爲に設けたる者なり、

若伯夷者、窮天地亘萬世而不顧者也、昭乎日月不足爲明、崒乎泰山不足爲高、巍乎天地不足爲容也、』

段落 第二大段の第二小段なり、伯夷の自信の宇宙唯一なることを形容し稱贊す、

講說 伯夷に至つては、其自信に厚くして人の是非を顧みざること、天地の範圍を盡すも萬世の時代を通ずるも唯一なる者にして、光明なる日月も伯夷の德に較ぶれば明かなりと云ふに足らず、キッタチたる泰山も伯夷の操に較ぶれば高しと云ふに足らず、廣大なる天地も伯夷の心に較ぶれば大に容るゝ者なりと云ふに足らず、

注解 「窮天地」天地のはて迄もなり、「亘」連なり及ぶなり、「若伯夷者云々」伯夷の若く顧みざる者は、天地を窮め、萬世に亘る者なりと、改めて視るを要す、「崒」屹立の貌、「巍」高大の貌、

文法 「窮天地」は空間に於て無比なるを示し、「擧世」と相對せしめ、「亘萬世」は時間に於て無比を示し、「千百年」と相對せしめたるなり、

當殷之亡、周之興、微子賢也、抱祭器而去之、武王周公聖也、從天下之賢士、與天下之諸侯、而往攻之、未嘗聞有非之者也、彼伯夷叔齊者乃獨以爲不可、殷既滅矣、天下宗周、彼二子乃獨

「天地不足容也」に至るまでを第二大段となす、特立獨行の程度を推究して贊辭を下す、「當殷之亡」より「而自知明也」に至るまでを第三大段とす、特立獨行の事實に就いて其原因を斷ず、「今世之所謂士者」より「亘萬世而不顧者也」に至る迄を第四大段となす、作者當時の人物を伯夷の對象として、其特立獨行の程度を論證す、「雖然」より篇末に至るまでを第五大段となす、伯夷の特立獨行が後世に及ぼせる效力を宣明す、

『士之特立獨行、適於義而已、不顧人之是非、皆豪傑之士、信道厚而自知明者也、』

段落　第一大段なり、

講說　凡そ士たる者が世人より一つ飛離れたる立場を占め、世人と雷同することなく、己れ獨り隨意行動を取り、專ら義に合ふことのみを主とし、他人の是非の評に頓着せざる者は、孰れも豪傑の士にて道理を信ずるの念篤く、自己の本を知るに明かなる人なり、

文法　一篇の大旨を包括す、之を文の冒頭と謂ふ、冒頭は猶ほ前提の如し、

『一家非之、力行而不惑者寡矣、至於一國一州非之、力行而不惑者、蓋天下一人而已矣、若至於擧世非之、力行而不惑者、則千百年乃一人而已耳、』

段落　第二大段の第一小段なり、非とする者の範圍と惑はざる者の數との比例を示す、

講說　一家族が其人の行爲を非とするに、尙ほ頑强に行動して而も惑はざる者は少數なるぞ、一國一州の人が其行爲を非とするに、尙ほ頑强に行動して而も惑はざる者は、但し天下一人に過ぎざるぞ、若し天下の人擧げて之を非とするに、尙ほ頑强に行動して而も惑はざる者に至つては、千年百年の長き間に僅か一人、其一人の外なし、

注解　「乃」千百年の間なれば多く有るべき筈なる

ふる、適ま同時舜禹あるに遇ふのみ、若し漫に禪授と云つて聖人を得ず、未だ禍亂を生ぜざる者あらざるなり、文、源を孟子に胎（孕む）し、而して議論尤も周密たり、

○賴山陽評　余毎に孟子の堯舜を稱する處過當なる者あるを疑ふ、大抵堯舜禪代、後世稱述する所の如くなるに非ず、必ず緣故あり、堯肖子（賢子）なくして肖婿（舜を謂ふ）あり、舜婿猶ほ愛子の如し、故に天下を傳ふるのみ、戰國遊士誇談謬說、（大げさの話）人情に近づかざるの論を成し、遂に子之、子會の禍を致す、（燕君子噲、堯舜に倣ひ、國を宰相の子之に傳へて、國亂る）孟子と雖も時習を免れず、韓公此論、差事情に濶ならずとなす、

伯夷頌

解題　頌は容の義、專ら盛德を形容し成功を稱贊して、鬼神に告ぐる文體なり、後世に至りては必ずしも鬼神に告げず、唯だ人の美德善行を形容するに止まる、其詞或は散文を用ひ、或は韻文を用ふ、此篇は散文に屬する者なり、

伯夷は孤竹君の子、弟を叔齊と曰ふ、父、叔齊を立てんとせしに、父歿するに及び叔齊は伯夷に讓れり、然るに伯夷は、父の命なればと之を肯んぜずして逃れ去り、叔齊も亦立つことを拒みしかば、國人其中子（伯夷の弟にして齊叔の兄に當る人）を立つ、其後兄弟、周の文王の仁德を慕ひ、之に歸せんとて周に往きけるに、適ま文王卒し、子の武王、殷の紂王を伐たんとするの際なりき、伯夷、叔齊馬を叩へて諫言を陳べしかば、武王の左右之を殺さんとせり、太公望は此れ義人なりと云ひ、介抱して立去らしめぬ、二人武王の擧を不義として周の粟を食はず、（扶持米を受けざりしこと）首陽山に隱れ薇を采つて食ひしが、遂に餓死せり、

動機　君臣の大義を辨ぜんが爲に作る、

主意　伯夷の特立獨行を賛するに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「而自知明者也」に至るまで第一大段となす、特立獨行の精神的原因を斷じて一篇の主意を揭ぐ、「一家非之」より

後に置きて文の餘波とせしなり、

總　說

堯舜の禪讓は、一方より觀れば天下を公にするの心にして盛德の事なるも、一方より觀れば父子相傳ふるの常規に違へる者にして疑を挾むべき餘地なきに非ず、且つ夫れ堯舜を是とすれば禹を非とせざる能はず、禹を是とすれば堯舜を非とせざる能はず、而して倶に支那人の聖人として尊ぶ所なれば、兩端折衷の論出づるは自然の勢なり、然るに孟子の、天、賢に與ふれば則ち賢に與へ、天、子に與ふれば則ち子に與ふと云へるは、漠として根據なし、韓退之是に於てか共に天下の爲を謀るとなして一說を立つ、蓋し韓退之の孟子を尊ぶや極めて大なるに拘らず、孟子の說に反對せしは稍公平を得たり、然れども要するに大見解なし、但禹の子に傳へたる理由を說明するの一段は筆路完密と謂ふべきのみ、且つ孟子が天命上より論ぜしを韓退之が人事上より言ひたるが如き、孟子に比して更に思想の切實なるを覺ゆ、

全篇堯舜と禹、賢に傳ふと子に傳ふ、此兩緒雙雙として竝び下り、本論の末に至り、「雖不得賢。猶可守法」の單行を以て之を收めたるは尤も着目すべき點なり、

纂　評

○林西仲評　天民を生じて之が君を立つるは、凡て民の爲にするなり、賢に傳へ子に傳ふ、聖人の心を用ふる、本と異同なし、其爭亂を防ぐは亦民を利する所以、段段說き來り、總べて重を歸するは第三段に在り、前定未前定の二句、全く後世無窮の慮たり、子に傳へ大惡ある桀紂の如きあるに及び、而して湯武命を革む、一に曰く禹の舊服（服は事）を纘ぐと、一に曰く湯に于いて光ありと、禹湯に在つて何ぞ曾て是れ賢に傳ふるならざらん、唐虞三代の君、其心を用ふる、後世と迥に別、惟だ此篇推勘し得て破る、余最も劉敬（漢人）が周の洛湯に都せしを論じ、德あれば以て興り易く、德無ければ以て亡び易しと云ふを愛す、深く聖人天下の爲にするの公心を得たり、髯蘇（東坡）の武王論の如き、實に見、此に及ばず、乃ち後世天下を取るの心を以て武王を窺ふ矣、豈に當るあらんや、

○沈德潛評　子に傳ふる自ら是れ常法、堯舜賢に傳

講說　天が大聖人を生ずることは度度あらず、天が大惡人を生ずることも亦度度あらず、然るに天下を人に傳ふる方は傳ふべき人に大聖人を得て始めて人も服從して爭ふ者なく、子に傳ふる方は其子が適ま大惡人にして始めて人民は之が爲に亂を被る、（其實證を擧げんに現在）禹の後四百年を經、始めて大惡の桀王に出遇へり、又一方は禹の後四百年を經て大聖人なる湯王と伊尹とに出遇へり、湯王や伊尹は大聖人なれども、此の如き四百年後の人を待つて傳ふる譯にゆかざるなり、されば其傳ふる所聖人に當らずして爭ひ且つ亂るゝは、之を子に傳へて、縱令其子が賢人なることを得ずとも猶ほ從來の法度を守るに足ると、孰れか安全なる、（無論、子に傳ふるが安全なり）、

注解　「數」幾度もなり、「伊尹」殷の元勳、湯王を佐けて天下を取らしめたる者、

文法　「可守法」は後世を慮るの實なり、

曰、孟子之所謂天與賢則與賢、天與子則與子者何也、曰、孟子之心以爲聖人不苟私於其子以害天下、求其說而不得、從而爲之辭、

段落　第四大段なり、

講說　問ふ、孟子の說に、天が天下を賢者に與ふれば之に從つて賢者に與へ、天が天下を子に與ふれば之に從つて子に與ふと謂へるは如何なる次第なるや、答ふ、孟子は心に考ふる樣、聖人は假にも自己の子に私して天下を害せずと、是れ堯舜と禹とが或は人に傳へ或は子に傳へたる理由を發見せんと欲したれども、考へ得ざる儘に口實を作りたるなり、

注解　「孟子所謂」孟子萬章篇に出づ、「其說」猶ほ理由と云ふが如し、

文法　天與賢の一句は堯舜の一股を收め、天與子の一句は禹の一股を收む、○此篇の動機は孟子の說を駁するに在り、然れども以上の三大段に於て我說已に十分伸びたれば、孟子の說は正面より攻擊するを須ひずして自然に破滅に歸するが故に、此議論を最

此に至り議つて堯に屬せしは多少の曲折あり、

曰、禹之慮也則深矣、傳之子而當不淑則奈何、曰時益以難理、傳之人則爭、未前定也、傳之子則不爭、前定也、前定雖不當賢、猶可以守法、不前定而不遇賢、則爭且亂、』

段落　第三大段の第一小段なり、後繼者の前定不前定と爭亂の有無との關係を論ず、

講說　問ふ、禹の慮は成程深し、されど天下を子に傳へしとして、若し其子が不善なるに出遇はゞ如何あるべきと、答ふ、時世が堯舜の代と違ひ、始め治め惡くなれば、（從つて人情を考へざるべからず）天下を人に傳ふれば、我も我も之を授からんとて爭ふべし、是れ豫め何人が繼ぐべきか、未定なればなり、然るに天下を子に傳ふれば、誰も競爭せず、是れ豫め繼嗣者一定すればなり、前に定まるときは、縱令賢者に當らざるとも尙ほ在來の法度を守るに足る、前より定まり居らず、而して又賢者に遇はざるときは、競爭生じて騷動に及ぶべし、

注解　「不淑」淑は善なり、

文法　人に傳ふると子に傳ふるとは前の兩股を受く、又「守法」の二字は下の一小段を起す、

天之生大聖也不數、其生大惡也亦不數、傳諸人得大聖然後人莫敢爭、傳諸子得大惡然後人受其亂、禹之後四百年然後得桀、亦四百年然後得湯與伊尹、湯與伊尹不可待而傳也、與其傳不得聖人而爭且亂、孰若傳諸子、雖不得賢、猶可守法、』

段落　第三大段の第二小段なり、子に傳ふるの已むべからざるを論ず、

明す、

講說　堯舜の天下を賢者に傳へたるは、天下の人民が相應の仕合を受けんことを欲せしなり、又禹の天下を子に傳へたるは、後世に至り天下を爭ひて騷動あらんことを懸念せしなり、堯舜は、（人民の爲に賢君を立てしことなれば）民に利益を與へしは大なり、又禹は、（變亂を豫防せしことなれば）人民の爲に思慮を運らせしや深し、

注解　「得其所」適當なる境涯を全くすること、

文法　第一小段の兩股を二層に分疏す、

曰、然則堯舜何以不憂後世、曰、舜如堯、堯傳之、禹如舜、舜傳之、得其人而傳之堯舜也、無其人慮其患而不傳者禹也、舜不能以傳禹、堯爲不知人、禹不能以傳子、舜爲不知人、堯以傳舜爲憂後世、禹以傳子爲慮後世、

段落　第二大段なり、

講說　問ふ、禹が後世を憂へて子に傳へたりとせば、堯舜は何故に後世を憂へざりし、答ふ、舜は堯と同じく賢なりしかば、堯天下を傳へぬ、禹は舜と同じく賢者なりしかば、舜天下を傳へぬ、傳ふべき資格ある人を得て天下を傳へし者は堯舜なり、傳ふべき人なく、其後害を思慮して他人に天下を傳へざりし者は禹なり、舜若し禹に傳へざりしならば、（舜は賢者あるに傳へざりし者なれば賢者に非ず、然るに其舜に天下を傳へたることなれば）堯は人物を知らざることゝなる、又禹が子に傳ふる能はざりしならば、（禹は賢者なきに妄に傳へし者なれば賢者に非ず、然るに其禹に天下を傳へたることなれば）舜は人物を知らざることゝなる、故に堯が天下をば舜に傳へたるはヤハリ後世を憂へたる儀、又禹が天下をば子に傳へたるは後世を慮りたる儀なり、

注解　「其人」傳へて可なる人、

文法　堯は舜が禹に傳へんことを知り、舜は禹の子に傳へんことを知るとせば、是れ禹の憂は卽ち舜の憂なるの理由より、前段には憂の字は禹に屬せしも、

に至るまでを第一大段となす、主意を掲ぐ、「曰然則堯舜何以不憂後世」より「爲慮後世」に至る迄を第二大段となす、禹と堯舜と、場合は同じからざれども其心は同一なるを言ふ、「曰禹之慮也則深矣」より「猶可守法」に至る迄を第三大段となす、禹が萬全の道を謀りしを言ふ、「曰孟子之所謂」より篇末に至るまでを第四大段となす、孟子の說を排す、

或問曰、堯舜傳之賢、禹傳之子、信乎、曰然、

段落　第一大段の第一小段なり、論題の事實を定む、

講說　或人問うて云ふ、昔し堯舜は天下を賢者に傳へ、禹は天下を子に傳へたりと云ふは事實なるや、答へて云ふ、其通りなり、

注解　「之」暗に天下を指す、天下を傳へしは人の知る所なるを以て、唯輕く之の字を置きたるなり、「傳賢」堯は舜の賢なるを以て舜に傳へ、舜は又禹の賢なるを以て禹に傳へたること、子に傳ふるに對して云ふ、「傳子」禹は、其子の啓に傳ふ、

文法　此れ亦雙關に類する兩股の法にして、堯舜一股禹一股、○信乎の二字詰問、然の一字斷語、

然則禹之賢不及於堯與舜也歟、曰不然、

段落　第一大段の第二小段なり、禹の堯舜に劣らざるを言ふ、

講說　問ふ、果して事實とせば、（禹は其子に私せしなれば）禹の賢なること、堯と舜とに及ばざるにや、答ふ然に非ず、

注解　「也歟」多少疑を挾める問辭、

文法　然則の一句は詰問、不然の二字は斷語、

堯舜之傳賢也、欲天下之得其所也、禹之傳子也、憂後世爭之之亂也、堯舜之利民也大、禹之慮民也深、

段落　第一大段の第三小段なり、禹の本意、後を憂ひ民を慮るに在るを言ひ、前小段の「不然」の理由を說

て今は主なればなり、又古の方は己を責むるを前とし、人を待つ方、後に在り、今の方は人を責むるを先とし、己を待つを後とす、之を説明する順序に至りては則ち相同じ、且つ「不亦云々」の斷語に於ても、是の字ある者二、無き者二、是れ其文理緻密の處、

纂　評

○林西仲評　從來人を毀る者の心、己を尊ぶが爲に計るに非ざるなし、看來れば己を恕して人を責め、道德日に汚下に流る、何ぞ曾て一點の便宜を討め去らんや、篇中怠忌の兩字を掲出するは、至隱を推見すと謂ふべし、末に人情の薄惡を寫し出し、其能を曲「つぶさ」盡す、公、平日動いて謗を得るを以て是の作あるなり、余天下を行る幾ど遍し、文藝ある者を見る毎に、必ず人の其素行を訾るあり、篤厚なる者を見れば、必ず人の陰私を訐くあり、文行皆議すべきなきに及びては、亦必ず人の其先生の惡跡を嗤ふあり、斷じて世界中に一全人あるを許さず、余因つて以て其人を毀るの人を察するに、必ず、其文藝通せざる者なり、必ず其行檢虧くる多き者なり、必ず其陰私人に告ぐべからざる者なり、必ず其先世積惡、人の耳目に在る者なり、彼の言を以て彼の人を定むるに、百に一を失はず、結語の三句を讀むに、但だ君相聽言の法を得るを欲するのみならず、併せて君相の爲に人を観るの法を定むるなり、故に國家幾して理むべしと曰ふ、豈誣ならんや、

○沈德潛評　此れ卽ち後代對偶排比「兩兩相對し雙雙相竝ぶ」の祖なり、韓文中に於て降格「格の卑きもの」たり、而して賓「客」主開合、荊川「明の唐順之の號」之を得、已に一代に雄視するに足る矣、

對禹問

解題　禹は夏の開祖禹王なり、禹は堯が舜に禪り舜が禹に讓りしと異りて、天下を其子に傳へたるに因り疑惑を免れざるを以て、問答體を設けて之を論ぜしかば對問と名づく、

動機　孟子の說の謬を正すに在り、

主意　禹の心は後世の亂を絕つに在るを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「慮民也深」

の法門を開けり、斯の如き文體は俗調を免れずと雖も、初學の士、文法を知るには頗る捷徑（セウケイ）なるに似たり、雙關とは、左右の扉（トビラ）を貫木（クワンノキ）にて閉ざすが如き形式にして、兩種の語意を竝立せしむるを云ふ、觀るべし、兩大扇の中幾多の小扇あり、對偶（タイグウ）整整の中幾多の變化あることを、蓋し古を擧げたる一大扇は長く、今を說きたる一大扇は短し、而して今の一大扇には夫是之の一節多し、此一節多き所以は、是れ古は客にし

大雙關小雙關の圖

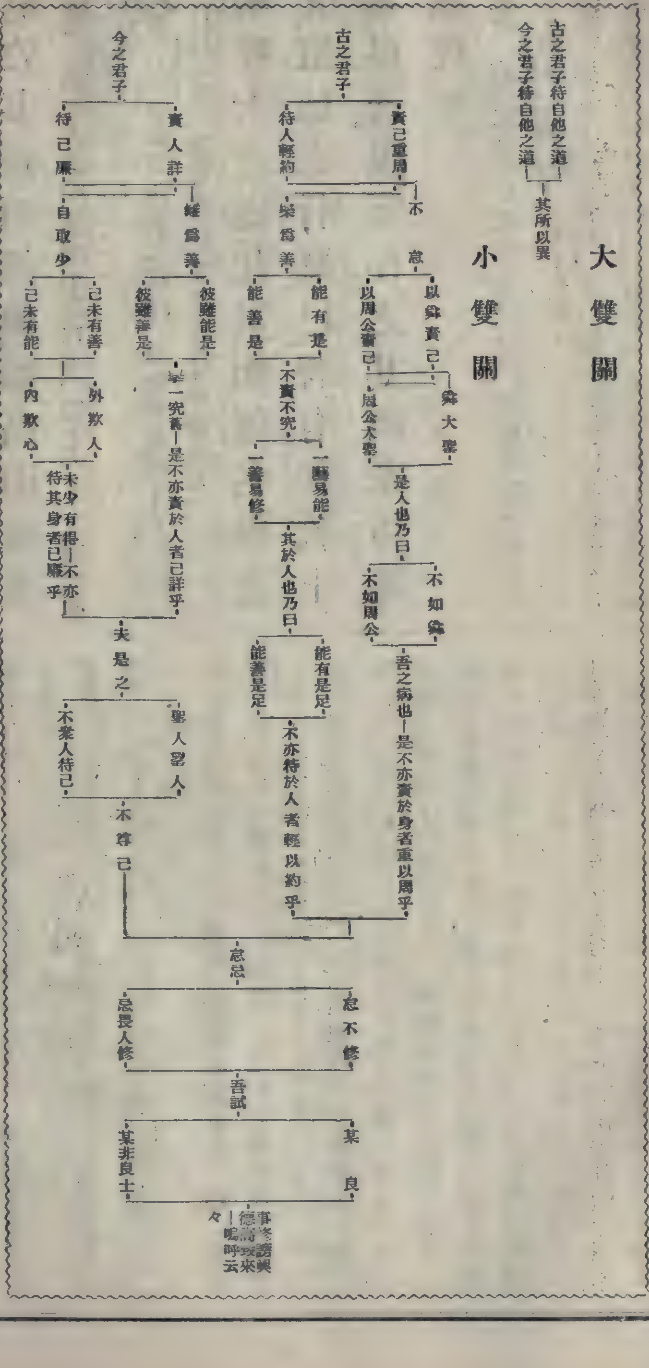

注解　「說」悅に同じ、よろこぶと訓ずれども喜とは少しく異り、滿足の意あり、

是故事脩而謗興、德高而毀來、』

段落　第三大段の第四小段なり、毀を受くる方の源因を掲げて前を結ぶ、

講說　是の如き次第なれば、事業が完備するときは惡口持上り、道德高潔なるときは中傷來る、

嗚呼士之處此世、而望名譽之光、道德之行、難已、將有作於上者、得吾說而存之、其國家可幾而理歟、』

段落　第三大段の第四小段なり、感慨を寄せ併せて時の君相に忠言す、

講說　扨も士たる者が、此の如き社會に身を据ゑながら名譽の輝き道德の行はれんことを望むも全く困難なり、人の上に立つて政事を行はんとする者、吾が此原毀の說を聞き得たる以上、之を念頭に留め置かば、其國家は見込通り治ることを得ん、

注解　「光」活用して光り輝くの義に用ふ、「作」仕事をなすなり、「可幾而理」幾は期なり、理は治なり、治を幾すべしと云ふべきを重く言ひたるのみ、

文法　此一小段は已に題外なり、而して題意より牽連して此に說き及ぶ、之をば文の餘波と名づく、

總　說

此れ韓退之が自己の境遇に感ずる所あり、窃に其不平を洩したる者にして、論語に孔子の謂はゆる躬自ら厚うして薄く人を責むるより着想せし者の如く、其中傷の原因を言ふや、毀者、被毀者の兩面より之を明にし、毀るの本は怠と忌とに在り、毀らるゝの本は事修り德高きに在りとす、兩兩相對して敘し出せし用は、意頗る備はれり、而して他人の言辭に託して世俗の情狀を寫せし處に至りては、尤も巧妙なりと謂ふべし、

重周輕約詳廉怠忌の八字は一篇の眼目にして、全幅の議論皆此の八字より出づとは商侯の言なるが誠に其說の如し、

此篇は全く雙關法を用ひ、後世受驗文體なる八股文

の仕方に出づるには根本あり、源因あり、其根源とは他なし、怠ると忌むとのことなり、怠る者は己れ德や藝を修むること出來ず、又忌む者は人が德や藝を修むるをケムタク思ふなり、（是れ想像の說に非ず）余之を實驗せり、

注解　「嘗試」共にコヽロミルと訓ず、嘗はナメテミルよく試みるの義となる、

文法　嘗試の二字は、此一小段を結ぶと共に次の一小段を起す、

嘗試語於衆曰、某良士、某良士、其應者必其人之與也、不然則其所疎遠不與同其利者也、不然則其畏也、不若是、强者必怒於言、懦者必怒於色矣、

段落　第三大段の第二小段なり、譽めし方の實驗を說く、

講說　試みに衆人の居る處にて話しかけ、何の誰は結構の士なりと繰返して譽め見るに、其中にて然なりと返答する者は必ず其人の仲間なり、（私的關係あれば、無論惡く言はず）さなければ其中疎遠にて、別段共通の利害なき徒なり、（人前をかね、且つ痛痒なきゆゑ、惡く言はず）さなければ其中畏を抱く者なり、（後害を恐れて惡く言はず）若し以上三種の關係あるに非ざれば、其人の譽めらるゝを聞いて怒る、但し氣の强き奴は語に出して怒り、氣の弱き者は、默して居れど顏色に怒をあらはす、

人嘗語於衆曰、某非良士、某非良士、其不應者、必其人之與也、不然則其所疎遠不與同其利者也、不然則其畏也、不若是、强者必說於言、懦者必說於色矣、

段落　第三大段の第三小段なり、毀りし方の實驗を說く、

講說　前の反對に過ぎざるゆゑ、之を略す、

其於人也、曰彼雖能是、其人不足稱也、彼雖善是、其用不足稱也、擧其一、不計其十、究其舊、不圖其新、恐恐然惟懼其人之有聞也、是不亦責於人者已詳乎』

段落　第二大段の第三小段なり、今人、人を責むるの厚きを言ふ、

講說　今の君子が人に對するは、其言に、彼の男は能く善事を行へども一體人品が譽むべき價値なし彼の男は此藝に上手なれども、其働は譽むべき價値なしと、其人の一不善を擧げて其人の十善を算用せず、其人の既往を推し詰めて最近の如何を算用せず、如何にも心配氣に其人が世間に名の聞えんことを懼る、右は何と人に責むる者細密に過ぎざるや、

文法　最後の一句斷案なり、

夫是之謂不以衆人待其身、而以聖人望於人、吾未見其尊己也』

段落　第二大段の第四小段なり、今人の自他を待つの道を一括して論斷を下す、

講說　夫れ右の仕方をば、自分には竝の人間の事をも宛てはめずして、他人には聖人となることを望むと謂つて可なり、吾輩には如何にも其人が自己を尊ぶとは見えず、

注解　「是之」これをばと云ふ語氣、

文法　自ら卑むなりと云ふべきを、「吾未見其尊己也」と云ひたるは、冷かしの語を用ひたるなり、

雖然爲是者、有本有原、怠與忌之謂也、怠者不能修、而忌者畏人修、吾嘗試之矣』

段落　第三大段の第一小段なり、今人の己れに寛大にして人に苛酷なる源因を揭ぐ、

講說　斯く自ら卑むことは理窟に合はざれども、右

てどうあらうかと、一圖に其人が善事を行ふべき便利を得ざることを悲觀す、夫れ一事の善は脩得し易く、一種の藝は出來易し、然るに彼が他人に對しては、其れにも拘らずして是の善事あれば十分なりと曰ひ、此技藝あれば十分なりと曰ふは、何んと人に望むこと手輕くして簡略ならずや、

注解　「新舊」新は現在、舊は過去、

文法　最後の一句は、舊を究めず、二を責めざるの斷案なり、

今之君子則不然、其責人也詳、其待己也廉、詳故人難於爲善、廉故自取也少、

段落　第二大段の第一小段なり、今君子、自他を待つの道を掲ぐ、

講說　今の君子はと云ふに古の君子の如くならず今の君子の人を責むるは細密なり、今の君子の己に望むはケチなり、細密に人を責むる故に、人は善をなすことをオックウがり、自己に望むのケチなるが故に、己に利益を得る少し、

注解　「廉」安價なり、

己未有善、曰我善、是是亦足矣、己未有能、曰我能、是是亦足矣、外以欺於人、內以欺於心、未少有得而止矣、不亦待其身者已廉乎、

段落　第二大段の第二小段なり、今人、己に望むの薄きを言ふ、

講說　己れ未だ何等の善あらざるに、我れは是の善事あり、是れにて十分なりと曰ひ、己れ未だ何等の能なきに、我れは是の能事あり、是にて十分なりと曰ひ、外は無き者を有るやうに見せて人を欺き、內は無き者を有りとして自己の心を欺き、何んにも己れに利益なきに、其儘にして進むことなし、何と己れの身に望むこと甚だケチならずや、

と才藝多き人なりし由、是に於て能力と才藝とに於て周公となるべき方法を求め己に責めて云ふやう、彼も人間なり、我も人間なり、然るに彼は能力と才藝とを有すること出來得るに、我は之に反して能力と才藝とを有すること出來ず（腑甲斐なき至りなりとて）朝となく夜となく思を凝し、能力と才藝と周公に及ばざる點を去り、周公と同一なる點に向ふ、夫れ舜は大聖人なり、後世之に及ぶ者なし、周公は大聖人なり、後世及ぶ者なし然るに前に擧げたる人は其れにも拘らずして、舜と一樣になれず周公と一樣になれざるは吾が氣苦勞なりと云ふ、右は何と己が身を責むることと手重くして行亘らずや、

注解　「能是」初に在るは仁義を指し、次に在るは才藝を指す、「乃」此處はソコデの意に非ずして、反つて、其れに拘らず、ソレデアルノニと云ふが如き語意なり、「是人也」この人、「蚤夜」蚤は早に同じ、早朝なり、

文法　最後の一句は、舜を期し周公を期する二節の斷案なり、

其於人也曰、彼人也能有是、是足爲良人矣、能善是、是足爲藝人矣、取其一、不責其二、即其新、不究其舊、恐恐然惟懼其人之不得爲善之利、一善易脩也、一藝易能也、其於人也乃曰、能有是、是亦足矣、能善是、是亦足矣、不亦待於人者輕以約乎、

段落　第一大段の第三小段となす、古君子、人を待つの一邊を詳説す、

講説　古の君子が人に望む方はと云へば、其言に、彼の人は能く是の善事あり、此れにて結構の人となすに十分なり、能く是の藝あり、是れにて藝人となすに十分なりと、斯くて彼に一技能あれば其れを取り擧げて、二とは責め求めず、其人の昨今の行狀に就て之を譽め、從前惡しきことあるも之を問ひ究めず、果し

講說　古の君子を觀るに、其人が自己を責むる方は手重くして何事にも行亙り、其人が他人に望む方は手輕にして簡略なり、手重くして行亙るが故に自身怠ることなく、手輕にて簡略なるが故に人は（自暴自棄とならずして）善事を爲すを樂む、

注解　「其」兩個の其字は古の君子の代名辭なり、古之君子一句を獨立とし、其字を以て下二句の主格とせしなり、

文法　重周は怠の反、輕約は反忌の、而して不怠の二字は明白に下文を伏す、

聞古之人有舜者、其爲人也、仁義人也、求其所以爲舜者、責於己曰、彼人也、予人也、彼能是而我乃不能是、蚤夜以思、去其不如舜者、就其如舜者、聞古之人有周公者、其爲人也、多才與藝人也、求其所以爲周公者、責於己曰、彼人也、予人也、彼能是而我乃不能是、蚤夜以思、去其不如周公者、就其如周公者、舜大聖人也、後世無及焉、周公大聖人也、後世無及焉、是人也乃曰、不如舜不如周公吾之病也、是不亦責於身者重以周乎、

段落　第一大段の第二小段なり、古君子の己を責むる一邊を詳說す、

講說　聞けば昔の人に舜と云ふ人あり、其人物は仁義の人なりし由、是に於て舜となるべき方法を求め自己に責めて云ふやう、彼も人間なり予も人間なり、然るに彼は仁義を能くするに余の方は仁義を能くせず、（恥づべき次第なりとて）朝に夕に思ひつめ、我が行の舜と異れる處を除き、舜と同じき行狀に向ふ、又聞けば昔の人に周公と云ふ人あり、其人物は能力

より說き起し、而も問答を以て聲なく形なく況して氣なきを明にし、而も又其問は梁に嘯く者ありと云ふが如き意外の事より始む、其突然と來る處、已に人をして目を聳えしむ、且つ「是也」の二字を以て三疊の句法を用ふる者前後二ヶ所、而して順序と用字と共に多少觀を異にする所あり、原性、原人の二篇に比すれば奇構の文なり、

纂評

○沈德潛評　形と聲となきは鬼神の常、此れ中庸に謂はゆる鬼神なり、物に憑つて形聲を爲す、鬼神の變、此れ左氏(春秋左氏傳を指す)言ふ所の鬼神なり、篇中說き得て周密、以て鬼神の情狀を知るべし矣、

原毀

解題　毀はソシルなり、但し非、又は譏謗等の字に比すれば稍重く、人の名を損害するの意なるが、此篇は毀の由つて起る所を推究するにより原毀と名づく、

動機　是れ韓退之が兎角世人より譏を受けたるが爲め、感慨の餘り作りし所にして、一は以て君相を警省せんと欲したる者なり、

主意　人を毀る者の源因は己が怠惰と嫉妬とに在り、毀らるゝ者の源因は行修り德高きに在るを示す、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「不亦待於人者輕以約乎」に至るまでを第一大段となす、古の君子の、人を待つは寬にして己を待つの嚴なるを言ふ、「今之君子」より「吾未見其尊己也」に至るまでを第二大段とす、今の君子の、己に私して人に酷なるを言ふ、「雖然爲是者」より篇末に至るまでを第三大段とす、毀の本原を論じて全篇を收む、

古之君子、其責已也、重以周、其待人也、輕以約、重以周、故不怠、輕以約、故人樂爲善、

段落　第一大段の第一小段なり、古の君子、自他を待つの道を掲ぐ、

理を犯すことあり、人道に違ふことあり、事理を踏み倫理に誤り逆ふことあるときは、觸覺性の物に感ず、此場合に於て形なき鬼が形の上に見はれ、聲なき鬼が聲に憑いて其所爲に感應し、斯くて災難を下す、是は皆人が自身之を致すなり、鬼が形に見はれ聲に憑くこと終れば、又其常態にもどる、

注解　「民物」物は人と云ふが如し、「有鬼有物」物は物怪、「爽」たがふなり、失ふなり、「憑」狐憑の憑、「殃」祟と云ふが如し、「既」つきをはるなり、

曰、何謂物、曰、成於形與聲者、土石風霆人獸是也、反乎無聲與形者、鬼神是也、不能有形與聲不能無形與聲者、物怪是也、故其作而接於民也無恒、故有動於民而爲禍、亦有動於民而爲福、亦有動於民而莫之爲禍福、

段落　第三大段なり、

講說　問ふ、然らば如何なる者を物怪と呼ぶや、答ふ、形と聲とより成立する者は土石風霆人獸に外ならず、一寸形と聲に實現するも竟に聲と形となきに復歸する者は鬼神に外ならず、形と聲とを有する能はず、又有せざる能はざる、（卽ち元來形聲を具へずして、時に之を出す）者は物怪に外ならず故に物怪が生じて人民に接觸するや一定せず、一定せざるが故に人民に働きかけて禍をなす者あり福をなす者あり、人民に就いて禍福をなさゞる者あり、

適丁民之有是時也、作原鬼、

段落　第四大段なり、

講說　今宛も人民の中に此の如き變怪の事件ありし折に際したれば、此原鬼の論文を作りしなり、

注解　「丁」あたるなり、

總說

鬼神の禍は人民自ら之を取るに就て先づ辨ずべきは、鬼神と物の怪との區別なり、凡筆ならば最初より此點を說明すべきに、此文は之に反し、先づ鬼神の常

文法　「曰非也」の一句は三答一様、「鬼無聲」と「鬼無形」とは二句一様にして一字を變ず、「鬼無聲與形安有氣」の一句特に變化を取る、

曰、鬼無聲也、無形也、無氣也、果無鬼乎、曰、有形而無聲者、物有之矣、土石是也、有聲而無形者、物有之矣、風霆是也、有聲與形者、物有之矣、人獸是也、無聲與形者、物有之矣、鬼神是也、

段落　第一大段の第二小段なり、鬼神と他物とを區別す、

講說　問うて云ふ、鬼は聲なき者であり、形なき者であり、氣なき者でありとすれば、畢竟鬼なきか、答へて云ふ、凡そ世の中に形あれども聲なき者は物に其類あり、土や石は卽ち其例なり、聲あれども形なき者は物に其類あり、風や霆は卽ち其例なり、聲も形もある者は物に其類あり、人や獸は其例なり、聲も形もなき者は物に其類あり、鬼神は其例なり、

注解　「霆」雷の餘聲若しくは電のことなれども、茲には雷として用ふ、

曰、然則有怪而與民物接者何也、曰、是有二有鬼有物、漠然無形與聲者、鬼之常也、民有忤於天、有違於民、有爽於物、逆於倫、而感於氣、於是乎鬼有形於形、有憑於聲、以應之而下殃禍焉、皆民之爲之也、其既也、人反乎其常、

段落　第二大段なり、

講說　問ふ、鬼が形もなく聲もなしとせば、不思議の者あつて人民と接觸するは何なるや、答ふ、右は二種あり、其れには鬼あり、物の怪あり、元來何等の跡かたも見えず、聲もなきは鬼の常態なり、然るに人が天

原鬼

解題　鬼は歸、本に歸するより云ふ、列子は精神形を離れ、各其眞に歸るとなし、王充は人死すれば精神天に升り、骸骨土に歸すとなす、俗に云ふ幽靈なり、化物なり、

動機　幽靈事件ありしにより、韓退之が愚民の惑を解かんが爲に作りし所なり、

主意　幽靈に祟らるゝ源因は、其人自身之を招くに在るを言ふ、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「無聲與形者物有之矣鬼神是也」に至る迄を第一大段となす、鬼神の本質を説明す、「曰然則有怪而與民物接者何也」より「又反乎其常」に至る迄を第二大段となす、鬼の變態を説く「曰何謂物」より「莫之爲禍福」に至るまでを第三大段となす、物怪を辨ず、「適丁民之」の一句を第四大段とす、此文を作る所以を言ふ、

有嘯於梁、從而燭之、無見也、斯鬼乎、曰非也、鬼無聲、有立於堂、從而視之、無見也、斯鬼乎、曰非也、鬼無形、有觸吾躬、從而執之、無得也、斯鬼乎、曰非也、鬼無聲與形、安有氣、

段落　第一大段の第一小段なり、鬼に形聲氣の三者なきを言ふ、

講説　梁の處にて口笛を吹く者あり、（何物なるやと）其處へ往きて火を以て照し見れど、見ゆるものなし、右は鬼なるや、曰く鬼に非ず、鬼には聲なし、房屋の中に立つ者あり、（何物なるやと）其處へ往きて之を善く善く觀すかせども見ゆるものなし、右は鬼なるや、曰く鬼に非ず、鬼には形なし、吾が身體に當る物あり、（何物なるやと）其當る儘に之を執へ見れど手に入る者なし、右は鬼なるや、曰く鬼に非ず、鬼には已に聲も無ければ形もなし、何として氣（觸覺性の物）あらんや、

注解　「嘯」口をつぼめて聲を出す、「燭」火なり、活用して照すの意に用ふ、「斯」其物卽なり、

文法　五個の主の字を以て議論を成す、○暴の字は前の亂の字より來る、

是故聖人一視而同仁、篤近而擧遠、

段落　第三大段の第三小段なり、主たる道を點出す、

講說　右の次第なれば、聖人は夷狄禽獸も一樣に視做して同じく共に仁を施し、近き者に手篤くして遠き者を取擧げ遺はず、

文法　仁の字は前の暴の字と反映す、

總說

此文も理窟の說明不完全の處あり、日月星辰皆天也と云ひ、草木山川皆地也と云ふは可なれども、日月星辰の外に天の實體あるに非ず、草木山川の外に地の實體あるに非ず、然るに夷狄は姑く置き、禽獸を併せたる人の部には眞個の人其物あり、天地の場合と同じからざるが故なり、是を以て讀み去り讀み來り、何となく牽强を覺ゆ、

故天道亂而云々と三才の亂れたる結果を叙したる處を觀よ、自ら天地人が主なりと云へる前提あるに非ざれば議論を成さず、然るに天地人が主なる事は、反つて次節に於て之を出す、是れ漢文の拘らざる處にして、一種の妙味ありとすれども未だ善を盡さゞる者なるが如し、

日月星辰と草木山川並に夷狄禽獸の字、凡べて三處に疊用す、王安石の讀孟嘗君傳に雞鳴狗盜の四字を疊用せるは、此等の文より脫化せしならん、

纂評

○沈德潛評　上、中庸を闡き、〔發揮するなり〕下、西銘〔宋の張横渠の作る所〕を包み、五原中、奇にして法なる者、東坡〔宋の蘇軾〕一視同仁を駁して、墨氏に近しとなす、〔墨子は兼愛說〕其論甚だ辯、然れども一視して同仁は體なり、即ち天地萬物、本と吾が一體なり、近きを篤くして遠きを擧ぐるは用〔はたらき〕なり、即ち親を親んで民に仁し、民に仁して物を愛するなり、本と罅〔あな〕隙の攻むべきなし、

山に生えたる一本の草をゆびさし是れは山なるかと問はんに、此草を山と謂ふは不可なり、山とは曰はれず、

文法　起手に天地人を並べたる處甚だ平平なるに忽ち此奇怪なる問答を着けたるため稍人の注意を引く、

故天道亂、而日月星辰不得其行、地道亂、而草木山川不得其平、人道亂、而夷狄禽獸不得其情。

段落　第三大段の第一小段なり、主物不秩序の結果、附屬物其害を被るを言ふ、

講説　日月星辰は天に屬するが故に、天道亂るゝときは日月星辰も行くべき軌道を失ひ、草木山川は地に屬するが故に、地道亂るゝときは山崩れ川溢れ或は草木枯死するが如く、平時の情態を失ひ、人道亂るゝときは、夷狄禽獸ともに其生活の實を失ふ、

注解　「情」人情の情に非ず、現實の意、

文法　行の字、平の字、情の字倶に八庚の韻に屬す、此三句は押韻文字にして、句調を整へ、古致を帶ばしめたる者なり、

天者日月星辰之主也、地者草木山川之主也、人者夷狄禽獸之主也、主而暴之、不得其爲主之道矣。

段落　第三大段の第二小段なり、主宰たる道を失ふべからざるを言ふ、

講説　天は日月星辰の主宰なり、地は草木山川の主宰なり、人は夷狄禽獸の主宰なり、主宰にてありながら、其主宰する所の者を虐待するは主宰たる道に叶はざるぞ、

注解　「主而暴之」天が日月星辰の主、地が草木山川の主なることを擧げしは、全く人が夷狄禽獸の主なることを呼出す爲にして、此一句は専ら人に就いて言へるなり、何となれば日月星辰の如き、草木山川の如きは、暴すべき者に非ざればなり、

段落　第一大段の第一小段なり、天地人其物の説明、
講說　上に形を成して見るべき者、之をば天と名づく、下に形をなして見るべき者、之をば地と名づく、天と地と兩方の間に生命を享くる者之をば人と名づく、
注解　「命」命を天より授けらるゝなり、

形於上、日月星辰皆天也、形於下、草木山川皆地也、命於其兩間、夷狄禽獸皆人也、

段落　第一大段の第二小段なり、天地人の分類、
講說　凡そ上に形を成す所のものは、日月と云ひ星辰と云ひ皆天なり、「天に屬すと云ふ意、下句も之に準ず」下に形を成す所のものは、草木と云ひ山川と云ひ皆地なり、其兩方の間に生命を享くる所のものは、夷狄と云ひ禽獸と云ひ皆人なり、
注解　「夷狄」本來は蠻族の居る方位に因つて稱呼を異にし、東夷西戎南蠻北狄の名あれども、茲に夷狄と云ふは野蠻人を總稱せしなり、

文法　主意を揭ぐ、

曰、然則吾謂禽獸人可乎、

段落　第二大段の第一小段なり、自ら難問を設く、
講說　夷狄禽獸も皆人なりとせば、吾れ禽獸を指して直ちに人なりと謂ふも可なるや、斯く呼ぶこと出來べきか、
注解　「謂禽獸人」人字の上に爲の字を置いて視るべし、

曰、非也、指山而問焉曰、山乎、曰山可也、山有草木禽獸、皆擧之矣、指山之一草而問焉曰、山乎、曰山則不可、

段落　第二大段の第二小段なり、自ら解答を爲す、
講說　答へて曰く、人とは謂ひ難し、之を譬へて言はんに、茲に山をゆびさして彼は山なるかと問はんに、山を山と曰ふは宜し、されど山には草木生え禽獸棲める處よりして草木も禽獸も一つに引きくるめ、其

を主とせり、起手性を言つて竝に情を言ふは、性は見るべからずして情は見るべき以てなり、然らざれば則ち善惡指實すべきなし矣、宋儒謂ふ、理を論じ氣を論ぜざれば備はらず、氣を論じ理を論ぜざれば明ならず、則ち氣質を兼ね性を言へば本と妨碍なし、安んぞ天命の性〔中庸天命謂之性〕及び孟子性善の說を執定して、其失當を訾るを得んや、中間、翻駁發明、段段俱に實義あり、末に佛老を闢くの言を帶出す、〔帶は附と云ふが如し〕尤も衞道の深心を見る、大儒立言、攧撲破れずと謂ふべし、〔打壞されぬ〕、

○沈德潛評　孟子性善と云ふ、本然の理〔肉體を離れ共通する天賦の心源〕を以て言ふなり、韓子三品の說、氣質を雜ふるを以て言ふなり、孔子性相近しの二章に本づきて之を推勘〔推究なり〕上の性、學に就いて愈よ明、下の性、威を畏れて罪寡しと云ふに至つては理倍す足り論倍す圓矣、直擧直劈〔直接に提起し直接に切開く〕老幹枝なし、〔老木の幹が枝なくして直立する〕壁立千仞の概あり、〔千仞も高く切立つて聳えたる樣子あり〕、

○賴山陽評　五原、一時の作、然れども原道を除くの外概ね觀るに足らず、此撰〔沈氏の八家文〕呆然〔馬鹿氣て〕列擧す、豈に選と云はんや、○平叙他奇なし、韓公他作の奇奇怪怪に類せず、

原人

解題　人とは動物を併せて謂ひたるなり、

動機　人の宇宙に於ける地位を明にして、同類相愛せしめんとするなり、

主意　人が夷狄禽獸の主宰なるを言ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「夷狄禽獸皆人也」に至る迄を第一大段とす、人と謂ふ名義の範圍を示す、「曰然則吾謂禽獸人可乎」より「山則不可」に至るまでを第二大段とす、禽獸は人〔狹義、本義の〕の附屬物なることを注明す「故天道亂」より篇末に至るまでを第三大段とす、人の禽獸に於ける位地を斷定して、之に對する處置に及ぶ、

形於上者謂之天、形於下者謂之地、命於其兩間者謂之人、

段落　第五大段なり、

講説　問ふ今日に於て性の事を論ずる者は、此三等級あるの説即ち孔子の移らずと云はれたる説と違へり、是れ如何なる次第なるやと、答ふ、今日の論者は佛教と老學とを雜へて論を立つるなり、佛教と老學とを雜へて論を立つる以上、何の議論をなすとて違はざることあらん、

總説

善惡の定義明確ならざる以上、性は善惡を云々すべきに非ず、孔子の言多く哲理に觸れず、性相近習相遠と云ふのみ、唯上智與下愚不移と云ふのみ、孟子に至り義を重んずるより性善を斷言し、荀子に至り禮を重んずるより性惡を斷言し、楊子は則ち實現の上より折中説を取つて善惡混ずとなす、韓退之は孔子の言より着想して性三品となせしなるが、諸説の中に於て尤も平允なるが如し、宋儒に至りては、性を分つて本然の性、氣質の性となせしが、是れ本と性善の説を奉ずるものなれども、衝動諸力の實在を否認する能はずして、斯くの如き分析に出でたるに過ぎず、思想の進歩は固より韓退之の時と異ると雖も、實理の上より論ずれば反つて窮する所あるを覺ゆ、夫れ性は本と善惡を以て名づくべき者に非ず、若し強ひて善惡を以て論を立てんか韓退之の言たる、一端に僻せずして其中を得たる者と謂ふべし、此文原道に比するときは、局面の大小、筆力の强弱同日の論に非ざれども、思想の縝密なる一點に至つては勝る所あるが如く、前後の布置整然として次序あり、格法解し易し、唯だ三説を駁せし中、楊子の善惡混説に關する一節に例として擧げたる一方の朱均管蔡、一方の舜禹善惡混ぜずとの憑據なきは究竟缺陷を免れざる者なり、

纂評

○林西仲評　夫子〔孔子〕言ふ、性相近しと、註〔朱熹集註〕に云ふ、氣質を兼ねて言ふと、公は、夫子、上智下愚移らざるの説あるに因り則ち以ふ、性相近しと云ふ所の者は中人の爲に法を説ける、知るべし矣と、故に三品を分出し來り、言ふ、惟だ中人は導いて上下すべしと、即ち習相遠しの語に本づく、謂はゆる夫子に折衷〔折は斷、中を取つてきめる〕して論定まるなり、皇甫湜〔韓愈の門下〕が孟荀言性論一篇も亦此説

るなり、然るに後には奸人となれり、又瞽瞍の子なる舜、鯀の子なる禹は、父が父なれば其習慣が惡しからざりしに非ず、然るに後には聖人となれり、（斯く後に善惡一定せし人あるに由れば人の天性は其善惡が楊子の言の如く混同するか、（何とて混同せん）

注解　「朱」丹朱、「均」商均、「管蔡」管叔と蔡叔、

故曰、三子之言性也、擧其中而遺其上下者也、得其一而失其二者也、』

段落　第三大段の第五小段なり、歸納的に三子の説の不完全なる斷案を下す、

講說　さればこそ三子の性を言ひたる遺口は、中等の性を擧げて上等下等を度外にし、等級の一種を知り得て他の二種を失ふ者なりとは曰ふなり、

曰、然則性之上下者、其終不可移乎、曰、上之性就學而愈明、下之性畏威而寡罪、是故上者可敎、而下者可制也、其品則孔子謂不移也、』

段落　第四大段なり、

講說　問ふ、以上の如くならば、性の中に於て上等と下等の性は如何にも最後まで變化し難きか、答ふ、上等の性は學問に就けば一層明となり、下等の性は威力を畏るゝ結果、其罪少かるべし、故に上等に屬する者は敎育することを得、下等に屬する者は抑制することを得、「移るとなすも此の如くなるに過ぎず」但し其等級に至つては、則ち孔子の宣ひたる通り決して移らざるなり、

注解　「威」刑罰なり、「孔子謂」論語陽貨篇に云ふ、唯だ上智と下愚とは移らずと、

曰、今之言性者異於此、何也、曰、今之言者、雜佛老而言也、雜佛老而言也者、奚言而不異、』

舌氏を喪すことなしと、此に至り果して滅ぶ、楊は伯石の所領地、食我は伯石の字なり「越椒」左傳の宣公四年に載す、楚の司馬子良、子越椒を生む、子文〔子良の兄〕曰く、必ず之を殺せ、是の子や、熊虎の狀にして豺狼の聲、殺さゞれば必ず若敖氏〔子良の氏〕を滅ばさん、子良可かず、子文以て大戚〔戚はカナシミ、イタミ〕となして曰く、鬼猶ほ食を求めば、若敖氏の鬼其れ餒ゑざらんや、〔鬼は靈魂、祖先の靈魂が供物を求めざれば其れ迄なれども、若し求むるとせば、到底得られずして飢うべしとの意〕、

后稷之生也、其母無災、其始匍匐也、則岐岐然、嶷嶷然、文王之在母也、母不憂、既生也、傅不勤、既學也、師不煩、人之性果惡乎、』

段落　第三大段の第三小段なり、荀子の性惡説を駁す、

講說　后稷の生れたる其時、后稷の母は無難なりき、彼が漸く匍ひ始めたる其時はマセ優れてあり、文王が母の胎内に在りし其時は母に於て何等の苦惱なく、生れてより後と云ふものは附役の者骨折れず、學に就いてより後と云ふものは教師も手數なかりき（斯く生れながら善良の人あるに由れば）人の天性は荀子の言の如く惡なるか、（何とて惡ならん）

注解　「后稷」帝堯の臣にして司農の官たり、周の先祖、「其母無災」安産にて傷裂等の事なかりしを謂ふ、詩經の大雅に見ゆ、「岐嶷」普通の幼兒に立ち越え恰悧なること、「在母」母胎に在るなり、

堯之朱、舜之均、文王之管蔡、習非不善也、而卒爲姦、瞽瞍之舜、鯀之禹、習非不惡也、而卒爲聖人、人之性善惡果混乎、』

段落　第三大段の第四小段なり、楊子の性善惡混の説を駁す、

講說　堯の子なる朱、舜の子なる均、文王の子なる管蔡、此等は父が父なれば習慣が善からざりしに非ざ

曰ひ、楊子の性に就いて言へる説は人の性善惡混合せりと曰ふ、夫れ孟子の説に由れば、始め善なるに後に至り惡に進むものあるに非ずや、荀子の説に由れば、始め惡なるに後に至り善に進む者あるに非ずや、楊子の説に由れば、始めの中は善惡混ずるに今となつて或は善と定まり惡と定まる者あるに非ずや、則ち三人とも皆中等の性を擧げて、上等下等の性を度外にしたる者なり、三性の中の一は知り得たれども他の二性を知り得ざる者也、

注解　「孟子之言」滕文公篇に孟子性善を道ふ、言必ず堯舜を稱すとあり、「荀子之言」性惡篇、「楊子之言」楊子法言の脩身篇、「與」及の字と倣して視るべし、「擧其中」首段に「中焉者可導而上下也」とあり、善變じて惡となり、惡變じて善となり、善惡混じて一方に定まる者は、卽ち導きて上下すべき等級に屬するを以て中と云へり、

叔魚之生也、其母視之、知其必以賄死、楊食我之生也、叔向之母、聞其號也、知必滅其宗、越椒之生也、子文以爲大戚、知若敖氏之鬼不食也、人之性果善乎」

段落　第三大段の第二小段也、孟子の性善說を駁す、

講說　晉の叔魚の生れたる其時、彼の母熟ら其樣子を看て、彼が必ず賄賂の爲に死すべきことを知りぬ、楊食我の生れたる其時、叔向の母啼聲を聞くと共に、彼が必ず一族を滅ぼすべきことを知りぬ、越椒の生れたる其時、子文は大不幸となし、若敖氏の先祖の祀絶ゆべきことを知りぬ、（斯く生れながら凶惡の人あるに由れば）、人の天性は孟子の言の如く善なるか、（何とて善ならん）、

注解　「叔魚」晉語に、叔魚生る、其母之を視て曰く、是れ虎目にして豕喙、鳶肩にして牛腹、谿壑盈つべし、是れ饜くべからず「深き谷も滿たすことを得れど、此子の慾は際限なし」とあり、「楊食我」左傳の昭公二十八年に載す、叔向子伯石を生む、叔向の母之を視る、「見舞に往きしなり」堂に及び其聲を聞いて還り曰く、是れ豺狼の聲なり、狼子野心是に非ざれば羊

情之品有上中下三、其所以爲情者七、曰喜、曰怒、曰哀、曰懼、曰愛、曰惡、曰欲、上焉者之於七也、動而處其中、中焉者之於七也、有所甚有所亡、然而求合其中者也、下焉者之於七也、亡與甚、直情而行者也、情之於性視其品、

段落　第二大段の第二小段なり、情の等級と實質とを説明す、

講説　情の等級は上中下の三あり、其情を構成する所の者は七種にして、喜ぶとし、怒るとし、哀むとし、懼るゝとし、愛するとし、惡むとし、欲望とす、上等の情の此七種に對する關係は、情が動いて適度の所を得、中等の情の此七種に對する關係は、過度に及ぶ者あり、皆無に陷る者あり、さりながら何とかして適度に合はんことを求むる者なり、下等の情の此七種に對する關係は、極端なるも皆無なるも頓着する所なく、情の儘に任せて行ふ者なり、情は、（性に因つて發生する者なるが故に）其性に於ける關係は性の上中下に準じて亦三等に分るゝものなり、

孟子之言性、曰人之性善、荀子之言性、曰人之性惡、楊子之言性、曰人之性善惡混、夫始善而進惡、與始惡而進善、與始也混而今也善惡、皆擧其中而遺其上下者也、得其一而失其二者也、

段落　第三大段の第一小段なり、古來三説の不完全なることを概括して論駁す、

講説　孟子の性に就いて言へる説は人の性善なりと曰ひ、荀子の性に就いて言へる説は人の性惡なりと

質は五、情の等級は三あり、又其情を構成する所の實質は七、

曰何也、性之品有上中下三、上焉者、善焉而已矣、中焉者、可導而上下也、下焉者、惡焉而已矣、其所以爲性者五、曰仁、曰禮、曰信、曰義、曰智、上焉者之於五也、主於一而行於四、中焉者之於五也、一不少有焉、則少反焉、其於四也混、下焉者之於五也、反於一而悖於四、性之於情視其品、

段落　第二大段の第一小段なり、性の等級と實質とを說明す、

講說　性の等級には上中下の三あり、其中に於て上なるは其中に於て善なる者に限り、其中に於て中なる者は、導き次第により上ともなり下ともなる者なり、其中に於て下なる者は其中に於て惡なる者に限れり、

其性を構成する所の者は五種にして、仁とし、禮とし、信とし、義とし、智とす、上等の性の此五種に對する關係は一種が重なる者となつて餘の四種が差支なく行き渡り、中等の性の此五種に對する關係は、一種を少量に有するに非ざれば其一種に少しく違反する者にして、他の四種に就ては全備もせざると共に皆無にも非ず、下等の性の此五種に對する關係は、一種に違反し從つて他の四種に逆ふ者なり、性は（情に因つて外部に發見する者なるが故に）其情に於ける關係は情の上中下に準じて亦三等に分るゝものなり、

注解　「焉」上焉、中焉、下焉の焉は、こゝにと云ふ意より其中と云ふ意を含ませ、併せて語調を伸ばしたるなり、「一」仁義禮智信の一を指す、「視」なぞらふなり、準ずるの意、

との言あるに因れば其眞意自ら明白にして、三子の説皆一方に偏する者なり、斯く一方に偏して定論なきに當り、老佛高遠の説、人心に入るときは倫理觀の上に大害を及ぼすべしと、是れ其此問題に筆を屬せし所以なり、

主意　性に上中下の三等あることを示すに在り、但し此見解は荀悅に本づきたるものにして、獨創の説に在らざれども、其の論ずる所、荀悅に比すれば反つて精密なり、

段落　凡そ五大段より成る篇首より「其所以爲情者七」に至るまで第一大段とす、性情の別を明にして主意を掲ぐ、「曰何也」より「情之於性視其品」に至るまでを第二大段とす、第一大段を説明す、「孟子之言性」より「得其一而失其二者也」に至るまでを第三大段とす、孟荀楊三家の説を駁す、「曰然則性之上下者終不可移乎」より「孔子謂不移也」に至るまでを第四大段とす、性分の中に於ては發達と抑制とあれども大體一定せる者なることを斷言し、以て主意を結ぶ、「曰今之言性者」より結末に至るまでを第五段とす、文に於ては餘波に屬すれども、動機に於ては要點なり、

性也者與生俱生也、情也者接於物而生也、』

段落　第一大段の第一小段なり、先づ性と情との來歷を掲ぐ、

講説　性其物は、人が此世に生れ出づると同時に生ずる者なり、情其物は、心が外界の事物に觸れ、其結果として生ずる者なり、

注解　「俱」竝ぶの意あり、

文法　起手先づ自説を立て單刀直入の法を用ふ、

性之品有三、而其所以爲性者五、情之品有三、而其所以爲情者七、』

段落　第一大段の第二小段なり、性と情との等級と實質とを掲ぐ、

講説　性の等級は三あり、又其性を構成する所の實

青龍白虎」及び衆星の繁然たるものを具ふ、太史公天官の一書綜べて之を擧ぐ、地高山大川、州域土壤と其の生植の物とを具ふ、禹貢の一書綜べて之を擧ぐ、人、帝王師相、周公孔子相生養經訓する所の理を具ふ、原道の一書綜べて之を擧ぐ、詞少く義該ず蓋し三才の隱括〔荀子に出づ、本と邪曲を正すの器なれども、此には總括の意に用ふ〕、

○吾道異敎に別るゝは、有爲無爲に在り、有爲を以て敎となす、仁義を合せて道を言ふ者なり、無爲を以て敎となす、仁義を去つて道を言ふ者なり、先づ老を言ひ、次に佛に及び、後或は老佛の害を兼言し、或は老佛の害を分言し、倶に怪誕不經に屬し、生民の蠹〔木を食ふ蟲〕たり、而して堯舜禹湯文武周孔相傳ふるの道は、敎ふるに相生じ相養ふを以て民の害を除く者、誠に明にし易く行ひ易く、而して斯須〔しばらく〕も離れ能はざる者あるを見るなり、布帛菽粟の理〔日常實用の道〕に本づき、日星河嶽の文〔光明俊偉の文〕に發し、筆を揮ひ直書、忽ち擒忽ち縱、〔或は引縮め、或は弛む〕董〔漢の董仲舒〕の醇粹、運らすに賈〔漢の賈誼〕の雄奇を以てす、孟子七篇後第一篇の大文字なり、

○賴山陽評　韓公此篇學庸（大學中庸）より法を取り、雜ゆるに莊子應帝王（篇名）を以てす、此れ書を著し後に詔ぐるの體なり、最も及ぶべからざる者、書を著し後に詔ぐるに、高古雅錬の文を爲さずして人人誦すべきの語をなす、日月の皓然たるが如く、磊磊落落、〔大がかへなる樣〕眞に大丈夫なり、楊子雲〔漢の楊雄の字〕王仲淹〔隋の王通の字〕をして之を爲らしめば、必らず此の如くなる能はず、〔子雲仲淹は共に模擬家なるを以て言ふ〕、

原性

解題　性は、其製字、心に從ひ生に從ふ、斯れ人の生れながら有する心理の本體を謂ふ、

動機　古來性を說きし者三家、孟子は善となし、荀子は惡となし、楊子は善惡混ずとなして一定せず、韓退之乃ち以爲へらく、孔子未だ性の善惡に就いて明言する所なしと雖も、上智と下愚とは移らず

や、孔子沒し、秦火の後に逭び吾道世に明ならず、因つて老、先に唱へ、佛後に乘じ、時人既に多く儒を棄てゝ以て老佛に從ひ、復た老佛に附いて以て儒となる、志ある者、從つて仁義道德の說を聞くなし、誠に歎ずべきなり、夫れ老佛は怪誕不經、世人其始末に昧くして之を好み、其徒をして坐して衣食を享け、以て平民を困ましむるは勢の必ず至る所、抑も知る、老佛も亦人のみ、生民より以來古聖人敎ふるに相生養するの道を以てし、其の害を除く、其の制作〔機關と謂ふが如し〕至詳且つ盡く、豈に勞を好まんや、乃ち老氏敢て聖人死せずんば等の語を爲す、獨り思はず、人、衣食に賴り以て生ずるを、上古榛狉〔草茂り獸驕る〕の世、人、禽獸と殊るなし、又禽獸の衣食を爭ひ得るの材〔能力と謂ふが如し〕なし、苟も聖人、君臣の分義を以て、相維〔扶け合ふ〕して力を同じうするに非ざれば、如何んぞ今に至り人種を留め得ん、今君臣父子を棄てゝ相生養するの道を禁ぜんと欲す、人類盡く滅するに至らざれば止まず、誠に禹湯文武周孔の罪人なり、其法寧ぞ尙ぶに足らんや、倘し其法を尙べば、則ち無事に從つて有爲を舍て、老に在れば則ち冬葛して饑飮するに在り、佛に在つては喬を下つて幽に入る、〔喬木を下り幽谷に入る、高き好き處より卑く惡しき處に移る〕其の端を求め、其末を訊ふ、皆訓とすべからざる此の如し、吾儒道德仁義の說の若きは明め易く行ひ易く、毫も怪誕なくして己を爲め人を爲め、生より死に至るまで不善ある鮮し、堯舜より傳へて孔孟に至るまで、以て治め以て敎ふ、皆是の物、〔事と謂ふが如し〕然れども老佛を除去するに非ざれば、何を以て道德を明にし道を行ふの計を爲さんや、篇中一滾〔ひと丸めに〕說き來る、讀者其重複に眩す、蓋し篇首の辨道三段を將つて倶に老佛を闢くとなして看るに因るのみ、宋儒謂ふ、正心誠意の句、下仍ほ當に致知格物を全引すべし、〔大學の本文に、誠意の下、欲誠其意者先致其知、致知在格物の句あり〕又謂ふ、軻の死し其傳を得ずとは、知らず傳ふ所何事ぞと、何んぞ其立言の意、及び上文逐件に數出せる道たり敎たるを理會せざるや、噫讀書の言ひ難き此の如し、

○沈德潛評　儲同人云ふ、天、二曜〔日月〕五星〔水火木金土〕三垣〔星に上中下の三垣あり〕四宿〔朱雀玄武

注解　「不塞不流」二句、水に喩へて言ふ、一方を塞がざれば一方流れず、一方を止めざれば一方行かずとの意、「人其人」上の人は眞人間なり、「以道之」道は導として用ふ、「鰥寡孤獨」鰥は老いて妻なきなり、寡は夫なきなり、孤は父母なきなり、獨は子なきなり、「癈疾」不具者なり、

文法　「明先王之道以道之」の句は流れしめ行かしむる方法なり、「庶乎其可也」の可は、即ち上の「如之何而可也」の可なり、

總說

古來韓退之の文と稱する者、皆此篇を以て第一と爲さざるはなし、蓋し孟子以來儒者の立場より其謂はゆる道を闡明せし者は退之の此篇にして、文を以て載道の器と爲す支那に於て此種の文を重んずるは固より其所なり、而して文其物より之を觀るも此篇は堂堂正正として絕大の文字なれども、若し工力の點より之を論ずれば此れ未だ壓卷の作と謂ふべからず、又其論理に至つても往々疎謬を免れざる所あり、往年井上哲次郎が東洋學藝雜誌に於て之を論駁せし文章を載せたることあり、

纂評

○敖清江評　昌黎原道一篇中間數個の古の字今の字を以て一正一反〔順に說き逆に說き〕錯綜震蕩〔書き方は入り雜り文の勢は震ひ動く〕、許多の議論波瀾を翻出す其の學力筆力、以て千古を陵厲するに足る、而して之と與に京なるなし、

○茅鹿門評　佛老を闢くは是れ退之一生の命脈、故に此文是れ退之集中の命根、其の文源遠く流れ洪なり、之を兼ぬるに其筆下變化詭譎以て人を眩するに足る、若し一下打破せば分明に時論〔受驗的論文〕の二冒一承六腹一尾〔文の結構布置の名〕、

○林西仲評　前人謂ふ、此篇は止だ老子を闢き得、其佛を闢くは、寂滅兩字を略帶す〔一寸入れたるに過ぎず〕孔子春秋を作る一段の若き、佛中國に出づるに非ざるを以て尤も佛の痛癢に關するなしと、然れども謂はゆる君臣を棄て父子を去り相生養するの道を禁ずるは、佛に在つて甚しとす、未だ始より佛を闢くに非ずんばあらざるなり、大意謂ふ、吾儒仁義道德の說は本と自ら了然、老子の仁義を小とするありと雖も、一人の私言に過ぎず、豈に能く天下の公言に勝たん

臣、故其說長、』

段落　第七大段の第三小段なり、道の來歷を叙す、

講說　問うて云ふ、以上述べられたる道は何れの道なるにやと、答へて云ふ、即ち吾が謂うて道となす所の道なり、前に名稱を擧げたる老子と佛との道に非ざるなり、其傳來を言はんに、堯は此道を以て舜に傳へ、舜は禹に傳へ、禹は湯に傳へ、湯は文王武王周公に傳へ、文王武王周公は孔子に傳へ、孔子は孟軻に傳へたり、然るに軻が死せしより其傳受を得る者なかりき、荀卿や楊雄の如き儒者ありしも、此二人は道を擇ぶ點純粹ならず、又道を語る點、詳細ならず、左れば道統の中に數へ難し、眞に道統を傳へたる聖人の中に於いて、周公より以上の堯舜禹湯文武は上に立ちて君にてあり、故に地位の在る所事業行はれぬ、周公より以下の孔孟は下に居り臣にてありしが故に、學者として其說深長なり、

注解　「向」嚮に同じ、「荀」荀卿、性惡說を立てし人「楊」楊雄、字は子雲、前漢の人、法言の作者、

文法　「堯以是傳之舜」より以下六句、一氣呵成の勢を以て來り、「軻之死不得其傳焉」に至り、忽ち筆を寛にして勒住す、

然則如之何而可也、曰、不塞不流不止不行、人其人、火其書、廬其居、明先王之道以道之、鰥寡孤獨癈疾者有養也、其亦庶乎其可也、』

段落　第八大段なり、

講說　然るときは如何樣にせば宜しきや、曰く、(吾道と老佛とは兩立せざるが故に)老佛の道を塞がざれば吾道流れず、老佛の道を止めざれば吾道行はれず、乃ち老佛の人々をば、道士又は僧侶より普通の人民に戻らしめ、佛老の書を焚き棄て、其觀とか寺とか云へる特殊の住居を普通の家屋とし、先王の仁義道德の敎を明かにして彼等を吾道に誘ひ、其老少男女孤獨の者及び不具者等は養育を與ふることなり、斯くするときは先づ以て適當を得るに近かるべし、

而平、以レ之爲二天下國家一、則無レ所
處而不レ當、是故生則得二其情一、死
則盡二其常一、郊焉而天神假、廟焉
而人鬼饗。』

段落　第七大段の第二小段なり、先王の敎の效驗を擧ぐ、

講說　先王の敎は以上の如き實質なるゆゑ、此敎を以て一身を修むれば圓滿にして目出たし、（佛家の福田利益を求むるに及ばず）此敎を以て他人を治むれば慈愛あつて公平なり、（佛家の平等利益を求むるに及ばず）此敎を以て心を治むれば溫和にして平靜なり、（佛家の淸淨寂滅を求むるに及ばず）此敎を以て天下國家を治むれば、凡そ如何なる處置と雖も其の當を得ざることなし、（佛家の衆生濟度を求むるに及ばず）されば生きて此世に在るときは其の人情を遂げ、死して後始末を爲すときは葬埋等の常道を十分にするを得、郊の祭を行ふときは、天神も納受ましまして其場に降り、廟の祭を行ふときは、祖先の靈も其の供物を聞召し玉ふ、

注解　「祥」吉福なり、「郊」天神を祭るの名、

文法　初四句の中、三句は同一の句法を用ひ、「爲天下國家」の一句に至つて、之を變じ長さ十三字に及ぶ、而して「愛而公」は暗に博愛の仁を寓し、「無所處而不當」は暗に行つて之を宜しくするの義を寓す、

曰、斯道也何道也、曰、斯吾所レ謂
道也、非二向所レ謂老與レ佛之道一也、
堯以レ是傳二之舜一、舜以レ是傳二之禹一、
禹以レ是傳二之湯一、湯以レ是傳二之文
武周公一、文武周公傳二之孔子一、孔
子傳二之孟軻一、軻之死、不レ得二其傳一
焉、荀與レ楊也、擇焉而不レ精、語焉
而不レ詳、由二周公一而上、上而爲レ君、
故其事行、由二周公一而下、下而爲

夏は大の意、「詩」魯頌閟宮篇の句、「戎狄」西戎と北狄、「荊舒」荊は楚の本號、舒は楚に近き國、共に當時は中國の部に在らず、「胥」率ゆるなり、

文法　「先王之敎」の四字は下段の伏線なり、

夫所謂先王之敎者何也、博愛之謂仁、行而宜之之謂義、由是而之焉之謂道、足乎己無待於外之謂德、其文詩書易春秋、其法禮樂刑政、其民士農工賈、其位君臣父子師友賓主昆弟夫婦、其服麻絲、其居宮室、其食粟米果蔬魚肉、其爲道易明、而其爲敎易行也、

段落　第七大段の第一小段なり、先王の敎を說明す、

講說　夫れ余が先王の敎と稱する所の者は何を指すや、博愛或は仁と謂ひ、事を行つて宜しからしむるを義と謂ひ、仁義に附き從つて動作するをば道と謂ひ、自己に完備して他に待つ所なきをば德と謂ふ、其文字としては詩經書經周易春秋、（佛家の經文に非ず）其の法は禮儀音樂法律政治、（難行苦行に非ず）其人民の階級は士農工商、（出家に非ず）其位地は君臣なり、父子なり、師友なり、主客なり、兄弟なり、夫婦なり、（人倫を棄てず）其の衣服は麻なり絲なり、（袈裟を纏はず）其住宅は普通の家屋、（寺院に非ず）其の食物は、粟や米や野菜や菓物や魚や獸肉、（腥を厭はず）其道の性質は誠に呑込み易く、其敎の性質は誠に實行し易きものなり、

文法　篇首を重複して前文を收め、九個の其字を用ひて六樣の句法を爲し、前の「爲之」の二字を連用せしと平均を保つ、其法、其民の二句短し、其位の一句長し、而して其服、其居の二句短く、其食の一句又長し、

是故以之爲己、則順而祥、以之爲人、則愛而公、以之爲心、則和

ある德と謂ふが如し、之を明にすると云ふは君主が其德を以て天下を感化するなり、朱子學者は高遠迂囘の說を爲せども、今從はず、「齊家」一家を秩序的にならしむるなり、「意」心の發動を指す、「有爲」治國平天下の事、「欲治其心而云々」坐禪心法などを指す、「天常」君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫、

文法　天下國家を外にし其天常を滅するは、前段の、而を棄て、而の父子を去り而の相生養するの道を禁じ以て其謂はゆる淸淨寂滅なる者を求むるに應ず、

孔子之作春秋也、諸侯用夷禮、則夷之、進於中國、則中國之、經曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡、詩曰、戎狄是膺、荊舒是懲、今也擧夷狄之法、而加之先王之敎之上、幾何其不胥而爲夷也、』

段落　第六大段の第二小段なり、佛敎は夷狄の道なることを論ず、

講說　孔子が春秋を著はし玉ひけるとき、縱令中國の諸侯たりとも、夷狄の禮を用ふれば夷狄として之を貶し、夷狄たりとも中國の道を進めば、中國として之を褒め玉ひぬ、經書に、夷狄には君がありても、中國の君の無きに若かず（夷狄は君ありとて之を尊ばず、禽獸情態にあるを以て、深く之れを惡みて言ふ）詩經には、戎狄の二種は、之を向ひ擊ち、荊舒の二國は、之をば責め懲すと、斯く古の聖人は夷狄を惡まれしに、今や佛敎の如き夷狄の法を擧げて中國先王の敎の上に置くは何事ぞ、されば中國の人民が諸共に引連れて夷狄とならざる程度は果して幾何なるや、殆ど皆夷狄に化し了るべし、

注解　「春秋」魯の歷史にして、二百四十二年間の記事なり、「用夷禮」春秋の僖公二十七年に、杞の桓公來朝せしを、杞子と爵を下げて記せり、左傳に夷の禮を用ふ、故に子と曰ふと解す、「進於中國」穀梁傳の文公九年に、楚子荻をして來聘せしむ、楚に大夫なし、其の荻と曰ふは何ぞや、其我に來るを以て之を褒するなりとあり、「經」論語を指す、八佾篇に出づ、「諸夏」

せざるを駁す、

講說　然るに今彼の言に曰く、何故に太古の如き無事の政治を行はざるやと、右は宛も冬に皮衣を着る者を責めて、衫の方が樂であるのに何故さうせぬかと云ひ、飢ゑて物を食ふ者を責めて、水を飲む方が容易なるに何故さうせぬかと云ふが如し、

傳曰、古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身、欲修其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、然則古之所謂正心而誠意者、將以有爲也、今也欲治其心、而外天下國家、滅其天常、子焉而不父其父、臣焉而不君其君、民焉而不事其事、

段落　第六大段の第一小段なり、佛敎の國家社會を破壞するを論ず、

講說　書物に言つてあるには、古に於て己の明かなる德を天下に明かにせんと(普及するなり)欲する者は第一に自國を治め、其國を治めんと欲するものは第一に自家を齊ふ、其家を齊へんと欲する者は第一に自身を修め、其の身を修めんと欲する者は第一に己が心を正しくす、其心を正しくせんと欲する者は第一に吾が意を誠にすと、斯くある以上、古に於て心を正しくし又意を誠にすと謂へることは、行く行く國を治め天下を平にするが如き仕事を爲さんとするが爲めなり、然るに今や佛者は、其心を治めんと欲すれども聖人の道と違ひ、反つて天下國家を度外に置き天然自然の常道を滅し、玆に子の位地に在りながら、其の父を父として左右に居らず、玆に臣の位地に在りながら、其君を君として仕へず、玆に民の位地に在りながら、其當に爲すべき仕事を仕事として働かず、

注解　「傳」書籍なり、此に謂はゆる傳は大學なるが、大學は舊と禮記の一篇なり、「明明德」明德とは光輝

以前に生れざりし爲め、此等諸聖人に其の愚妄を正して貰はれざりしなり、（實に哀れむべきの徒にこそ）、

注解　「其法」釋迦の法を指す、「必棄而君臣」俗緣を絶つて出家すること、「而」汝なり、「淸淨寂滅」淸淨は浮世と離れ貪慾を止め、無垢潔白なること、寂滅は厭生を主とすること、「三代」夏殷周、「禹湯文武周公孔子」禹は夏の開祖、湯は殷の開祖、文武は周の文王武王、周公は文王の子にして武王の弟、名は旦、孔子も亦周人、

文法　初の三句、而の字を連用して、字數は五四七の變を取り、以の字を以て上三句を受く、論評の處幸不幸の兩方より筆を下して此の段を結ぶ、兩意雙收の法是なり、

帝之與王、其號各殊、其所以爲聖一也、夏葛而冬裘、渇飮而饑食、其事殊、其所以爲智一也、

段落　第五大段の第一小段なり、聖人時宜に從ふの道を言ふ、

講說　帝と云ふと王と云ふとは、其の名號に於て相違すれども其聖人なる理由は同一なり、之を譬へんに、夏は誰れも葛の衫を着、冬は皮衣を用ふ、喉乾きたりとて水を飮み、腹飢ゑたりとて物を食ふは、其所以同じからざれども其智慧なる理由は同一なり、

注解　「帝之與王」三代以上の天子を帝と謂ふ、炎帝、黃帝、帝堯、帝舜等是なり、三代以下の天子を王と謂ふ、禹王、湯王、文王、武王等是れなり、帝與王と書かずして之の字を加へたるは、句調を重からしむる爲めなり、

文法　帝王の二字、遠くは脈を「有聖人者立」の聖人に承け、近くは「禹湯文武」に接す、

今其言曰、曷不爲太古之無事、是亦責冬之裘者曰曷不爲葛之易也、責饑之食者曰曷不爲飮之之易也、

段落　第五大段第二小段なり、老子の道が時宜を辨

段落　第四大段の第一小段なり、古聖人の設けたる君臣關係を擧ぐ、

講說　生養の道を遂げ人類の存立を得んが爲めに、之が機關たる上下の天職なかる可らざるが故に、君は命令を發する者にてあり、臣は君の命令を施行して人民の方に持ち行く者にてあり、民は或は農夫にして粟や米や麻や絲を造り出し、或は工人にして家具厨具を作り、或は商家にして貨財を融通し、其れを以て君上に奉公する者にてあり、職掌此の如くなるを以て、君たる者、命令を發せざれば君たる資格に違ひ、臣たる者、君の命令を施行して人民に持ち行かざれば臣たる資格に違ひ、民たる者、或は農產物を出し或は器具を作り、或は貨財を運轉して其の君上に奉公せざれば責罰を蒙る、

注解　「所以爲君」所以は俗に云ふワケアヒ、此れがため君であると云ふ筋、「誅」玉篇に罰とあり、必ず法を以て殺すことに限らず、

文法　先づ君臣民の三階級の職責を說けるは正筆なり、「君不出令」より下は職責に違へる場合を云へる者にして、反筆なり、之を一正一反の法と謂ふ、

今其法曰、必棄而君臣、去而父子、禁而相生養之道、以求其所謂清淨寂滅者、嗚呼其亦幸而出於三代之後、不見黜於禹湯文武周公孔子也、其亦不幸而不出於三代之前、不見正於禹湯文武周公孔子也、」

段落　第四大段の第二小段なり、佛の人倫を無にし、生養を害するを論ず、

講說　今彼の法に曰く、是非とも汝の君臣關係を棄て、是非とも汝の父子の血緣を除き、汝の生存生活の方法を廢し、斯くて彼の謂ふ清淨寂滅なる道を求めよと、扨々如何にも仕合なる事には、三代聖人の世より以後に出でたる爲め、禹や湯や文王や、武王や周公や孔子の諸聖人に斥けられざるなり、（實に惡むべき徒にこそ）然りとて又不仕合の事には、三代聖人より

は、大なる盗賊は絶ゆることとなし、（聖人が種々なる制度などを設くるが爲め人民に惡智慧出で、盗賊を行ふに至ると云へる論旨）升を打割り秤をひしをらば、始めて人民爭はずなると、扨々如何にも考へなき事ぞかし、

注解　「聖人不死大盜不已云々」莊子の胠篋篇に出づ、莊子は老子の學を祖とするものゆゑ、之を加へたるなり、「其」それと訓ずるときは何んとと云ふが如し、又如何にもと云ふが如し、「不思而已矣」淺はかの考へと云ふ外はないとの語氣、

文法　「不思」の二字は、老學の謬見に對する斷案なり、

如古之無聖人、人之類滅久矣、何也、無羽毛鱗介以居寒熱也、無爪牙以爭食也、』

段落　第三大段の第四小段なり、老子者流の思はざる所以を説明す、

講說　若し古に於て聖人無かりしならば、人の種類は夙に滅び失せたるぞ、そは何故ぞ、人類は、禽獸其他の動物の如く寒暑に抵抗すべき羽や毛や鱗や介を有せず、又食物の生存競爭をなすべき爪や牙を有せざればなり、（人の生存機關は動物に及ばざるが故に、聖人が設備を爲さざりせば、存立を得ずとの意）

文法　聖人の必要なる所以を點出して、前を解し後を孕む、○「羽毛」「爪牙」は前の「蟲蛇禽獸」に應ず、

是故君者出令者也、臣者行君之令而致之民者也、民者出粟米麻絲、作器皿、通貨財、以事其上者也、君不出令、則失其所以爲君、臣不行君之令而致之民、則失其所以爲臣、民不出粟米麻絲、作器皿、通貨財、以事其上、則誅、』

けて有る物と無き物とを融通してやり、醫者や藥劑を設けて其早死を救うてやり、埋葬若しくは祭典を設けて其恩愛の情を助けてやり、禮式を設けて其尊卑長幼の次第を設けてやり、音樂を設けて其沈鬱の氣を發せしめ、政治を設けて彼等の倦怠を鼓舞し、刑罰を設けて彼等の剛强にして妨害をなす者を刈り除又彼等互に詐僞くを行ふことあるゆゑ、割符や印形や升や秤を作つて僞なからしめ、彼等互に奪略を行ふことあるゆゑ、城壁や甲冑を作つて之を守る、斯の如く古の聖人は、害が來れば其備をなし、禍が生ずれば其防をなせしなり、

注解　「聖人者」者の字なくとも通ずれども、聖人と云ふ他と異れる人物と云ふ意にて者の字を加ふ、「然後」始めてと謂ふが如し、「相生養」相は諸共の意、「驅其蟲蛇禽獸」是は、堯の洪水の時、山林は皆動物の巣となり人民の害多かりしを、益と云ふ人、命を受け、樹木を焚き禽獸の害を除きし史實を引きたるものなるが、其本づきし所は孟子公孫丑の篇なり、「爲之衣」史に云ふ、黄帝命元妃始敎民蠶と、「爲之宮室」易に云ふ、上古穴居而野處。聖人易之以宮室。と、「爲之工」易に云ふ、作結繩而爲網罟。以佃以漁。斲木爲耜揉木爲耒と、「爲之醫藥」史記に云ふ、神農氏始嘗百草始有醫藥と「宣其湮鬱」湮は塞る、鬱は閉ちこもる、心氣の泄れずして面白からざるを言ふ、「率其怠勸」怠勸は疲勞なり、率は督勵すること、「鋤其强梗」梗は猛なり、鋤は鋤にて草を刈り取ること、手硬き奴を除くを言ふ、「符璽斗斛權衡」符はワリフ、璽は天子の印、玉にて造る、斗斛は升、權はフンドン、衡は秤の棒、「甲兵」甲は鎧、兵は刀劍の類、

文法　「爲之君爲之師」より以下は相生相養の道を列擧せし者にして、此一小段に「爲之」の二字を連用して、十九樣の句法を爲す、

今其言曰、聖人不死、大盜不止、剖斗折衡、而民不爭、嗚呼其亦不思而已矣、

段落　第三大段の第二小段なり、老子者流が生養の道に反對するを論ず、

講說　然るに今彼の議論に曰く、聖人が死せざる中

と謂ひしは、古に於て民を形づくりて居りし者との意を表せしなり、

古之時、人之害多矣、有聖人者立、然後教之以相生養之道、爲之君、爲之師、驅其蟲蛇禽獸、而處之中土、寒然後爲之衣、饑然後爲之食、木處而顚、土處而病也、然後爲之宮室、爲之工、以贍其器用、爲之賈以通其有無、爲之醫藥、以濟其夭死、爲之葬埋祭祀、以長其恩愛、爲之禮以次其先後、爲之樂以宣其湮鬱、爲之政以率其怠勸、爲之刑以鋤其強梗、相欺也、爲之符璽斗斛權衡以信之、相奪也、爲之城郭甲兵以守之、害至而爲之備、患生而爲之防、

段落　第三大段の第一小段なり、古の聖人（儒者の本尊）が民の爲に利を興し害を除きしを言ふ、

講說　古の時代に於ては人類の害となる者多かりしなり、然るに幸にも聖人と呼ぶ一種尊き御方が天子の位に立たれ、斯くありてより人民に生命を保ち糊口を遂ぐる仕方を敎へ、人民の君となつて之を統べ、人民の師となつて之を諭し、人民の害をなす蟲や蛇や禽獸を追遣りて、人民を中央の好き處に居らしめ、人民が凍えて苦む所より彼等の爲に衣服を設け、人民が飢ゑて術なき所より彼等の爲に食物を製し、彼等が從前の如く木の上に鳥の巣のやうなる物を作つて住居となせば、時として地の上に墜落することあり、又土中に穴居の生活を營めば、濕氣の爲め病氣に罹る所より、彼等の居るべき家屋を作り、之が工藝人を設けて人民の器具を備へてやり、之が商賣人を設

見識の人のみなれば、何んと誰に就いて之を求むべき、餘りと云へば餘りである、世人が奇怪の事を好むの程度は、道理の本をも探らず、道理の末をも質さず、一途に奇怪の事のみを知らんと欲す、

注解　「老者曰云々」史記に孔子問禮老聃とあるより、道家にては附會の説を作り、孔子を稱して太極上眞君と曰ふ、又孔子家語に、孔子謂南宮敬叔曰。吾聞老聃博古知今。通禮樂之原。明道德之歸。則吾師也。今將往矣とあり、「佛者曰云云」佛書の中或は孔子を以て光淨菩薩とし、或は孔子を以て儒童菩薩となす、「誕」無根不實の言、「筆」活用して記するの意に用ふ、「惟怪之欲聞」之はヲバと云ふが如き語調、

文法　「好怪」は「樂其誕」を承く、

古之爲民者四、今之爲民者六、古之教者處其一、今之教者處其三、農之家一、而食粟之家六、工之家一、而用器之家六、賈之家一、而資焉之家六、奈之何民不窮且盜也、』

段落　第二大段の第三小段なり、老佛が儒と竝び立ち、坐食して人民の生活に害を及ぼすを論ず、

講說　古に於ては人民として成立せし者士（儒）、農、工、商の四種なりき、今に於ては人民として成立する者士、農、工、商、道士（老）、僧侶（佛）の六種なり、古に於ては敎導を行ふ者六民の中の一（儒）を占めたり、今に於ては敎導を行ふ者六民中の三（儒老佛）を占む、されば農業に從事する家は一軒なるに、其造りし米を食ふ者は六軒、工業に從事する家は一軒なるに、其製せし器を用ふる者は六軒、商業に從事する家は一軒なるに、其物品を需用する家は六軒の割合なり、斯く少數の供給者を以て多數の需用者に應じ、且つ其中の三種は座食して何物をも供給せざることなれば、如何にして人民（農工商）は困窮に陷り、困窮に陷るよりして盜賊を働かであるべき、

注解　「古之」「今之」兩つの之の字はニ於テの語氣、「爲民」古之民と云つても通ずべき處を、「古之爲民」

の楊朱と兼愛主義の墨翟、倶に孟子の攻撃せし人、
「彼此」彼は楊墨老佛を指し、此は孔子の道即ち儒教を指す、

文法　「孔子沒」の三字を以て正道の闇黒となりし原因を揭ぐ、「火於秦、黃老於漢、佛於晉魏梁隋之閒」の三句、火の字を活用して書を焚きたる事を叙べ、又黃老とのみ書して其學の行はれたるを事を叙す、佛の字も亦然り、此の如くにして句法簡古となる、○作者は楊墨老佛を竝擧するも、其重んずる所は老佛なり、故に老佛は主にして楊墨は客なり、

老者曰、孔子吾師之弟子也、佛者曰、孔子吾師之弟子也、爲孔子者、習聞其說、樂其誕、而自小也、亦曰、吾師亦嘗師之云爾、不惟擧之於其口、而又筆之於其書、噫、後之人、雖欲聞仁義道德之說、其孰從而求之、甚矣人之好怪也、不求其端、不訊其末、惟怪之欲聞、

段落　第二大段の第二小段なり、儒者の佛老に同化するを論ず、

講說　老子の道を學ぶ者は尊大に構へて曰く、孔子は元來吾が祖師なる老子の弟子なりと、佛教徒も亦傲然として曰ふ、孔子は其實吾が祖師なる釋迦の弟子なりと、彼等の立場として斯く言ふは尚ほ恕すべきも、吾が孔子の道を脩むる者の態度こそ奇怪なれ、其說老佛者流の說を聞き慣れて次第に本領を失ひ、其說の出放題なるを面白く思ふ所より、遂に自ら己が孔子の道を小さき者となし、佛老者と同じく、吾が師孔子も、やはり以前老子、釋迦を師とし居られたる事ありなど曰ふに至る、其れも唯だ口に出して之を言ふばかりでなく、口に出して言ふ上に之を書物にまで書き載せて居る、扨も傷ましきかな、後世の人は仁義道德の說を聞きたく思ふとも、儒者は皆此の如き無

小人の道にして凶德なるを道德とす、蓋し作者の意は、道德は虛位なるが故に老子の如き道德もあることなれども、仁義を合せて言ふの說、卽ち作者の下せし定義は公論なりと云ふに在り、然れども公論たる理由を示さゞれば、水掛論たることを免れず、論理上不完全の處あり、

文法 此一小段は自ら三節に分る、初には老子の仁義を卑く解するを言ひ、中には老子と儒者と道德の見解を異にするを言ひ、終には其異る所以と是非の在る所とを言ふ、

周道衰、孔子沒、火於秦、黃老於漢、佛於晉魏梁隋之間、其言道德仁義者、不入於楊、則入於墨、不入於老、則入於佛、入於彼必出乎此、入者主之、出者奴之、入者附之、出者汚之、噫後之人、其欲聞仁義道德之說、孰從而聽之、

段落 第二大段の第一小段なり、世人の儒を棄てて異端に從ふを論ず、

講說 周の王道衰へ、而も道の化身なる孔子の沒せし以來、秦の世には書を焚き、漢の世には黃老の學行はれ、晉や魏や梁や隋や、此間に佛敎の流行あり、當時に於て道德仁義を言ふ者は、楊子の學派に入らざれば墨子の學派に入り、墨子の學派に入らざれば老子の道に入り、老子の道に入らざれば佛敎に入ると云ふ有樣にして、此等異端に入れば必ず吾が儒者の道を出づることとなるが、彼に入れる者は其入りたる道を尊敬する、主人の如く、此を出でし者は又其出でたる道を輕蔑する、奴僕の如く、入りだる方の道には飽くまでも固着し、出でたる方の道をば汚しとす、扨も傷ましきかな、後世の人が仁義道德の說を聞きたく思ふとも、世は異端の徒のみなれば何人に就いて之を承知すべきか、其人なきを如何んせん、

注解 「火」秦の始皇が書を焚きし事、「黃老」黃帝と老子、老子の道は黃帝に出づ、「楊墨」爲我(利己)主義

道其所道、非吾所謂道也、其所謂德、德其所德、非吾所謂德也、凡吾所謂道德云者、合仁與義言之也、天下之公言也、老子所謂道德云者、去仁與義言之也、一人之私言也、

段落　第一大段の第二小段なり、老子の、仁義に對しては偏見なると、道德に於ては自我なるとを論じ、公論「韓退之は儒者の立脚地より發端の定義を以て公論となす」に非ざることを言ふ、

講說　老子が仁義を小さきものとして之に反對し之を惡口せしは、其見解が小さかりし爲なり、井の底に坐して天を觀て、天は小さき者なりと曰ふは、天の小さきに非ず、己の見方の小さき故なり、老子の仁義に於けるも亦之と同じく、彼れ博愛を知らず、息を吹きかけて物を溫むるが如き區々たる愛憐を仁と心得、行宜を知らず、自立孤立の主義を義と心得るゆゑ、此の如き解釋より彼が仁義を小とするも亦尤もなり、又彼が道と稱する所のものは、彼が自身道なりと認むる所を道と定めたるにて、吾が道と稱する所とは違へり、彼が德と稱する所のものは、彼が自身德なりと認むる所を德と定めたるにて、吾が德と稱する所とは違へり、凡べて吾が指して云ふ道德は、仁と義とを含みて之を言ふなり、天下一般に行はるゝ公論なり、老子の指して云ふ道德は、仁と義とを取り除けて之を言ふなり、一個人の私說なり、

注解　「老子」姓は李、名は耳、字は聃、初め周の守藏の吏たり、周の衰ふるを見て去る、函谷關を過ぐる時、關尹子の求めに應じて道德經五千言〔字〕を著はす、今傳はる所の老子なり、其道虛無を以て主となす、「小仁義」老子云ふ、大道廢有仁義と、又云ふ、絕仁棄義民復孝慈と、「煦煦」息を以て物を溫むること、僅なる惠に譬ふ、「孑孑」飛び離れたる形容、偏屈に己の意見を守り孤立すること、「宜」然るべき筈、「道其所道」老子云ふ、道可道非常道と、「德其所德」老子云ふ、上德不德是以有德と、「天下之公言也」君子の道にして吉德なるを道德とす、「一人之私言也」

爲すことが義と謂ふ者なり、仁義の在る所に從つて踏み行く其道筋が道と謂ふ者なり、此仁義が習慣性となり自己に具足して外より何物の力を要せざる分量が德と謂ふ者なり、但し仁義道德と竝び稱すれども、此中仁と義とは實際の行爲を指す者なれば、一定の名稱にして、誤認濫用の憂なけれども、道と德とは、本と道筋若しくは獲得の意に過ぎざること故に、實相に非ずして如何なる方向にも取られ、如何なる物をも收得すべき虛體の場所なり、其れ故に道に君子の道もあれば小人の道もあり、德に凶德もあり吉德もあり、

注解　「博愛之謂仁」周語の博愛於人爲仁に本づく、之謂は謂之と同じからず、謂之は何々と稱すといふが如く、之謂は、上に在る語、下に在る語の說明となる、「行而宜之之謂義」中庸、表記ともに義者宜也の語あり、此に本づく、「由是」是は仁義を指す「道有君子小人」易に君子道長。小人道消也とあり、踏み行く筋なれば、人に由つて異るなり、「德有凶有吉」左傳に孝敬忠信爲吉德、盜賊藏姦爲凶德と云ふ、德は得にして、身心に得て吾が物となる事なれば、得る所の物に由つて吉凶を異にす、吉は善、凶は惡なり、吉凶は善惡の結果なるを以て、代用せしなり、

文法　起手第一句は五字、次は七字、次は八字、次は十字にして四句四樣、已に十字の長句を用ゐたるゆゑ、其下に六字の短句を重用す、仁義の二字は尙ほ高尙の解釋なきに非ず、然るに淺近の定義を下せしものは、佛老の無爲に對して儒者の有爲的なるを主張せんが爲に、抽象的の意義を避け、博愛と曰ひ行宜と曰ふが如き實現の性質を擧げたるなり、○道德と仁義とを區別して、道德の虛位なることを辯じたる所以は、仁義は儒者の專稱にして、老子の排斥する所なれば、固り疑似の憂なしと雖も、道德の二字は彼も亦之を用ひ、共通に屬するより、豫め旗幟を明にし置くの必要あればなり、

老子之小仁義、非毀之也、其見者小也、坐井而觀天、曰天小者非天小也、彼以煦煦爲仁、孑孑爲義、其小之也亦宜、其所謂道、

原道と題すれども、道其物の根本を究むるには非ず、異論の道、曲解の道に對して、眞正の道、固然の道の原義を推して人に示す者なるが故に、斯く名づけたるなり、

動機　韓退之は老佛の二敎を排して儒敎を發揮せんと欲し、此篇を作りたる者なるが、儒敎を發揮するは目的なり、老佛を排するは手段なり、猶ほ孟子が仁義を說かんとするに當り、先づ利を斥けたるが如し、

主意　儒者の道は世間的、有爲的にして、現實平正なることを示すに在り、

大段　凡そ八大段より成る、篇首より「一人之私言也」に至るまでを第一大段とす、仁義道德の意義を明にす、「周道衰孔子沒」より「奈之何民不窮且盜也」に至るまでを第二大段とす、老佛の二徒、儒敎を亂ることを論ず、「古之時人之害多矣」より「無爪牙以爭食也」に至るまでを第三大段とす、老子を擊つ、「是故君者出令者也」より「不見正於禹湯文武周公孔子也」に至るまでを第四大段とす、佛を擊つ、「帝之於王其號各殊」より「曷不爲飮之之易也」に至るまでを第五大段とす、老子を擊つ、「傳曰古之欲明明德於天下者」より「幾何其不胥而爲夷也」に至るまでを第六大段とす、佛を擊つ、「夫所謂先王之敎者何也」より「由周公而下下而爲臣故其說長」に至るまでを第七大段とす、具體的に道を說明す、「然則如之何而可也」より結末に至るまでを第八大段とす、道を衞るの方法を示す、

博愛之謂仁。行而宜之之謂義、由是而之焉之謂道、足乎己無待於外之謂德、仁與義爲定名、道與德爲虛位、故道有君子小人、而德有凶有吉。

段落　第一大段の第一小段なり、仁義道德の定義を掲げ、併せて道德は受容的なるが故に主物の如何に由つて異同あることを辯ず、

講說　範圍を限らず普遍に人を愛する事が仁と謂ふ者なり、何事を行ふにも其行ひ方を當を得るやうに

亦千古に卓絶せり、古來文に於ては韓柳歐蘇と稱せられ、詩に於ては李杜韓白と稱せらる、彼れが平生力を極めて學びし所は李杜の二人なるが、二人の前には二人なかりしを以て、此二人は十分其才氣を逞しうして生面を開きたれども、退之の時に至つては此二人已に前に在るが故に、縱令力を極めて變化すとも終に復た別天地を開く能はず、惟だ杜少陵の奇險なる處、尚ほ開拓すべきものありしかば、之を本領として自ら一家を成せり、卽ち其詩風は、白樂天の平易と正に相反す、而して白詩は樂多く、其詩二千八百首の內、酒を飮むもの九百首、韓詩は悲多く、其詩三百六十首の中、哭泣するもの三百首、倶に性情の偏を免れず、而して其氣象も亦語句の間に見はる、

古來聯句の詩なきに非ざれども、或は寥々たる短篇にして、文義相屬せず、然るに退之に至り、特に長篇を作り、城南一首の如き、一千餘字に及ぶ、古來の聯句、此の如き長きものあらず、而して其對手は卽ち孟東野、十の八九に居る、蓋し韓孟の聯句は、猶ほ元白の次韻に於けるが如し、

歐陽修は韓詩を貴び、杜詩を喜ばず、韓に於ては尤も其用韻の工を稱せり、然れども一方に於ては譏つて云ふ、詩は自ら體あるに、此れは押韻の文なり、其格、詩に近からずと、又云ふ、豪放餘りあり、深婉足らずと、韓詩中、南山の一篇は、古今推して傑作となす所にして、杜の北征と並び稱せらる、然るに此二篇に就いても古來優劣の論なきにあらず、孫莘老は北征を以て南山に若かずとなし、王平南は南山を以て北征に若かずとなす、黃山谷之を斷じて曰く、若し工巧を論ずるときは、則ち北征、南山に及ばず、若し一代の事を書し、國風雅頌と相表裏するが如きは、則ち北征なかるべからず、南山は作らずと雖も可なりと、

原道

解題　原は論文の一體にして、韓退之の作りしもの凡べて五篇あり、曰く原道、曰く原性、曰く原人、曰く原鬼、曰く原毀是なり、原は本なり、活用して本を推すの意に用ふ、易に原始要終の語あり、又原道の成語は、淮南子の原道訓を始とす、但し此篇

之に加ふるなし矣、姫氏以來一人のみ矣と、舊唐書の本傳は云ふ、愈の爲る所の文、務めて近體に反し、意を抒べ言を立て、自ら一家の新語をなす、當時作者甚だ衆けれども、以て之に過ぐるなし、故に世韓文と稱すと、新唐書の本傳に云ふ、愈深く本元を探り、卓然一家言を樹立す、其原道、原性、師說等數十篇、皆奥衍宏深、孟軻、揚雄と相表裡して六經を佐佑す、它文に至つては、造端置辭、要、前人を蹈襲せざるものとなす、然れども惟だ愈之をなす、沛然餘りあるが如し、其徒李漢、皇甫湜に至つては、從つて之に倣ふも、遽かに及ばざる遠きこと甚しと、蘇東坡は云ふ、君子の學に於ける、百工の技に於ける、三代より漢を歴、唐に至つて備はる矣、故に詩は杜子美に至り、文は韓退之に至り、書は顏魯公に至り、畫は吳道子に至つて、古今の變、天下の能事畢る矣と、夫れ先秦兩漢は文の淵源にして、退之と雖も固より之れに由らざるを得ざりしなり、然れども文體の定まりしは唐宋に在り、而して退之が冠冕として大成の功を占め、字句に於ては含英咀華、其言ふ所は卽ち其行ふ所、文は退之に至つて備はると云ふもの、豈に虚言ならんや、蓋し魏晉以來、謂はゆる文章なるものは字句の彫琢を事とし、意義の觀るべきなく、體制の稱すべきなし、退之已に六經史子に根本し、必ず聖人の道を以て宗となす、隨つて演繹、歸納種々の方法に由つて其意を達し、其理を明かにせざるべからず、是に於てか變化を結構に寄せ、橫說縱說以て辯博を逞しうし、體制始めて立てり、而して字句の間、亦務めて齊整を破つて耳目を一新し、因つて以て六朝四六の弊習を一掃せしが如き、謂はゆる、文、八代の衰を興せるものなり、林西仲云ふ、其行文繁雜の處に遇へば偏に能く省筆を用ひ、率直の處に遇へば偏に能く曲筆を用ひ、短促の行に遇へば偏に能く寛筆を用ひ、或は無中に有を生じ、或は正中に奇を出し、或は拉々雜々無數の語を說出し、只一句の正旨を逼り出し、或は劈頭一二語、便ち已に許多の妙義を包藏す、或は明寫此に在つて、主意却つて彼れに在り、或は鋪張し、或は回護し、而して其中の錯綜變化、呼應收縱、又其自然を極めざるなし、後來の作者、倶に其範圍を出づる能はざる所以なりと、

愈は、文に於て八代の衰を興せしと共に、詩に於ても

して彼れ猶ほ褎然聾の聞知するなきが如し、故に又駁雜無實の說を作り、以て其憤を洩らす、此れ皆賢者の過、未だ深く責むるに足らず、況や其多く少壯鋭氣の爲に出でたるをや、古人の書、大抵其自ら定めたる所にあらず、孔孟の言の如き、本と相悖るものなし、然れども魯論の編、門人の手に成り、七篇の作、萬章の徒を藉り、諸子百家に至つては、必ず多く其徒の校訂取捨を須つて後世に見はる、故に道德を言ふもの道德に專、功利を言ふもの功利に專、未だ曾て玉石混淆、公の書の如きものあらざるなり、蓋し李漢輩多きを貪り博を務め、敢て揀擇を加へず唯だ其文の漏を恐れて、其德の損ずるを知らず、以て此の混淆を致す、豈に其師に忠と謂ふべけんや、中略嗚呼公の篤行學識既に高くして、事業も亦卑からず、守令となれば則ち務めて民害を除き、執法となれば則ち政弊を極論し、公卿となれば則ち侃々直言、其君を善に納れんと欲し、兵事を論ずれば、則ち敵情を揣ること蓍卜の如く、使命を奉ずれば則ち叛將を折服し、以て朝威を壯にす、獨り未だ宰相たらざるのみ、若し宰相たらしめば、其功烈、必ず裴中立、李文饒の下に出でず、此れ皆荀、楊の無き所なりと、此論は稍や過褒に失すと雖も、其人物の硬直にして實用の材ありしことは、復た疑ふべからず、

韓の儒敎を發揮せし所の文は「原道」より大なるはなく、其孟子を以て孔子の傳統となせしが如き、正誠修正治國平天下を喝破せしが如き、自ら宋儒に先きだちて鞭を着けたるものなり、宜なるかな、程朱の之を推重せしや、又其金石大文字に至つては「平淮西碑」を以て第一となすべく、敍事は舜典を學び、詩は雅頌を學びたるものなり、蓋し其古書に於て窺はざる所なかりしことは、其文の本づく所あるに因つて之を知るべし、何となれば、「毛穎傳」と「張中丞傳後序」との史記に於ける、「應科目時與人書」の莊子に於ける、「畫記」の顧命に於ける、「獨孤及哀辭」の屈子天問に於ける、皆出處あるを以てなり、唯だ其之を古書に取ると雖も、融和して自家の物となし、換骨奪胎、往々出藍の色あるは、是れ其空前の大家たる所以なり、柳宗元は云ふ、退之の文、司馬遷と上下し、揚雄に過ぐる、遠きこと甚しと、皇甫湜は云ふ、章妥句適、精能の至り、神に入り天に出づ、嗚呼極まる矣、後人以て

へ、甲士羅列す、愈大聲して順逆を陳ず、廷湊即ち圍を撤して、神策の將牛元翼を出す、帝之を嘉し、吏部侍郎となす、尋いで京兆尹となり、御史大夫を兼ぬ、是れ宰相李逢吉の奏薦に因る、蓋し逢吉は中丞李紳と善からず、愈を擧げて之に當らしめんとせしなり、未だ幾くならず、罷められて兵部侍郎となり、又吏部に復す、四年八月疾を以て官を免じ、十二月靖安里の第に薨ず、遺命して、喪祭、禮の如くし、佛事をなし、及び陰陽吉凶に拘忌せざらしむ、天子之が爲に朝を輟め、禮部尙書を贈り、謚して文と曰ふ、孟縣の先塋に葬る、皇甫湜、墓誌を作り、又神道碑銘を作る、壻李漢、詩文共に四十卷を編す、子を昶、孫を綰と曰ひ、袞と曰ふ、倶に進士の第に登る、唐の末に至り、皮日休上書して孔子に配饗せんことを請ひしかども、行はるるに及ばざりき、宋の神宗の元豐七年孔子の廟庭に從祀し、昌黎伯に封ず、明の嘉靖九年、改めて先儒韓子と稱す、

愈の人となりは、言を出す眞率にして、操行堅正、其人と交るや、榮枯に因つて易ることなく少時孟郊、張籍の二人と友とし善し、時に二人名位未だ振はざりしが、愈の周旋に因り科第を得たり、蓋し後進の士に對しては誘掖至らざる所なく、食客常に十六七人、生計足らずと雖も、夷然として之に安んぜり、而して權門豪士に對しては、傲然として屈する所なし、

愈の人物、學問に就いては、我が齋藤拙堂、其韓子新編の序に於て稱讃を極む、曰く、韓公の道は荀、楊の比に非ずして、其文も亦荀、楊の上に出づ、況や此時に當り、六經殘缺千有餘歲、佛老の說天下に蔓延し、深根固柢、牢うして破るべからず、獨り公卓然として狂瀾の中に立ち、張膽明目、昌言之を排し、以て不測の罰を冒し、遂に斯道をして赫然復た天下に明かならしむ、宜なるかな、歐蘇諸賢の孟韓を以て並べ稱し、程朱二子、亦近世の豪傑を以て之を許す、其賢孟子に及ばずと雖も、其功以て相配するに足る焉、而して後人公を尊ぶを知らず、視て以て文士となし、荀、楊が諸子の列に在るに若かず、噫亦寃なり矣、豈に其宰相に上れる諸書、干進に似、毛穎、送窮等の文、駁雜に出づるを以てならずや、蓋し公大才を以て屢ば有司の試に困じ、其志を行ふ能はず、故に憤然として宰相大臣を責むるに、賢を禮し才を愛せざるを以てす、然り而

刑部侍郎となる、彼の「送殷員外序」は當時の作なり、宜なり、其骨力あるや、十三年勅を奉じて「平淮西碑」を撰す、然るに其文多く裴度の功を叙せしかば、曩に蔡州に入り、吳元濟を擒にしたる李愬は不平に堪へず、其妻禁中に出入せしを以て、碑文の事實に相違することを訴ふ、憲宗乃ち詔を下し、愈の文を磨せしめ、更に翰林學士段文昌に命じて重ねて文を撰せしめ、之を石に刻す、李義山が「點竄堯典舜典字、塗改淸廟生民詩」と咏じて譏りたるは、即ち此碑のことなり、

鳳翔府の法門寺に護國眞身塔あり、內に釋迦の指骨一節を藏めたるが、佛經に、三十年を以て一たび開くときは、年豐かに人泰しとあり、十四年は恰も其期に當りしかば、豫て佛法を信ぜし憲宗は、中使杜英奇をして宮人三十人を從へ、香花を持し、臨皐に赴いて佛骨を迎へしめ、光順門より大內に入れ、禁中に留むること三日の後、諸寺に轉送せしに、王公と士庶とを問はず、奔走捨施して後れんことを恐れ、百姓の中には業を廢し產を破り、頂を燒き臂を灼して供養を求むるものあり、愈聞いて之を惡み、表を上つて之を諫む、謂はゆる「佛骨表」是なり、憲宗激怒し、之を極刑に處せんとせしが、裴度、崔群等の救護に因り、貶して潮州の刺史となす、其吏民、鰐魚の害に苦む、愈文を作つて鰐魚に檄す、其夕風雷大に起り、鰐魚六十里外に移りきと云ふ、愈が初め任に至るや、表を京師に上つて恩を謝す、憲宗覩て之を憐み、將に復た用ひんとせしに、皇甫鎛彼れの狷直を疾みしかば、之を沮み、纔かに袁州に移さるゝことを得たり、袁州の人、男女を以て隷となし、期を過ぎて贖はざるときは、之を沒入す、愈悉く傭を計り、沒せし所の者を贖ひ、之を父母に歸せしもの七百餘人、奏請して令となし、之を天下に布く、十五年五十三歲を以て京師に召され、國子監の祭酒に拜す、是年に成りたる文は「與孟尙書書」「南海神廟碑」「新修滕王閣記」「祭柳子厚文」「柳子厚墓誌銘」等なり、穆宗の長慶元年兵部侍郎に轉ず、二年鎭州亂れ、田弘正を殺して王廷湊を立つ、愈に詔して宣撫せしむ、既に出發するや、衆皆之を危む、元稹云ふ、韓愈惜むべしと、穆宗も亦悔い、愈に詔して曰く、事を度り宜しきに從ひ、必ずしも入ることなかるべしと、其至るや、廷湊兵を嚴にして之を迓

在ること二年、晉薨せしかば、葬を護して京師に赴きしに、四日を經て汴の軍、亂を作せり、愈は之が爲め復た汴に還らずして徐州に至り、武寧節度使張建封に依り、其節度推官となる、出勤退出の時刻に關し不平あり、書を以て之を論ず、「上張僕射書」是なり、翌年建封薨じ、徐州の軍又亂るゝこと汴に於けるが如し、然るに愈は數日前に辭し去りしかば、又難を免るるを得たり、

愈は、徐州を去りし後、洛陽より京師に入り、國子四門博士を授けられたれども意に稱はず、「與于襄陽書」を作つて知遇を望めり、之と前後して「禘祫議」「論同年停擧選狀」の作あり、已にして監察御史に遷る、時に旱魃饑饉なるに拘はらず、有司の誅求甚だ嚴なりしかば、愈は上疏して賦を緩うすべきことを論じ、京兆尹李實の爲に陷れられ、陽山の令に貶せらる、其窮僻なる光景と無聊の生活とは、「送區册序」に見ゆ、「燕喜亭記」も亦當時の作なり、順宗の永貞元年恩赦を以て召囘せられ、江陵府の法曹參軍に改めらる、憲宗の元和元年權知國子博士となり、東都に分司たり、「張中丞傳後序」成る、時に年四十、越えて二年眞博士となり、翌年河南令に拜す、石温二處士を送るの序成る、尋いで職方員外郎に遷り、華州を過ぐ、是より先き、華陰の令柳澗罪あり、前の刺史之を劾奏せしかども、未だ旨令を得るに及ばずして罷められたり、澗は百姓に諷して軍頓の役直（屯軍に對する勞役並に供給の費用）を遮り索めしむ、後任の刺史之を惡み、其獄を按じて澗を房州の司馬に貶せり、愈は刺史が徒黨せるものとなし、上疏して其罪を正さんと請ふ、然るに御史の取調の結果、澗の贓罪を發見し、更に封溪の尉に貶す、愈は此に坐して復び博士となる、愈は高才を以て數ば貶黜に遇ふことを憤り、「進學解」を作つて自ら慰む、

宰相此文を觀て之を奇とし、比部郎中史館修撰に改め、翌年考功郎中知制誥に轉じ、中書舍人に進む、此時淮西の賊、猖狂を極む、愈「論淮西事宜狀」を上り、執政に嫉まれ、太子右庶子に改めらる、元和十二年七月、朝廷、宰相裴度を以て淮西宣慰處置使兼彰義軍節度使となす、度は愈に行軍司馬を授け、御史中丞を兼ねしむ、愈は賊魁吳元濟を擒にすべき奇策を陳じ、又計を以て河北の王承宗を降せしかば、其功に因り

唐宋八大家文讀本第一

破天荒齋　松平康國講述

巻一（韓愈著）

著者の傳

韓愈、字は退之、南陽の人、世に昌黎と曰ふは、其系の出でたる處にして、又昌黎伯に封ぜられたるに因るなり、文公と曰ふは其諡なり、七世の祖を茂と曰ふ、後魏に仕へて功あり、安定王に封ぜらる、父仲卿は武昌の令となり、美政あり、秘書郎を以て終れり、愈は其四子にして、唐の代宗の大暦三年を以て生る、三歳の時父母を喪ひ、兄會と嫂鄭氏とに鞠育せらる、七歳の時自ら書を讀むことを知り、日に數千百言を記し、言出づれば則ち章を成す、大暦貞元の間に於ける文章は多く古を尚び、楊雄、董仲舒の作に倣ひ、獨孤及、梁肅の二人最も儒林に推重せられしが、愈は其徒に從つて遊び、奮つて一代に名を成さんことを欲せり、然るに貞元二年京師に至りしより、三年相繼いで進士の試験に應じたれども、及第を得ず、愈は此間に於て數ば文を公卿の門に投じ、前の宰相鄭餘慶彼れの爲に聲譽を延きしかば、其名は已に當時に著れたり、其陸贄に識られて進士の第に登りしは貞元八年にして、二十五歳の時なり、諫議大夫楊城の曠職を慨して「爭臣論」を作る、是歳吏部の博學宏詞の試験に應じたれども、第せず、翌年復た應じて復た落つ、「應科目時與人書」は此時に成る、其翌年に至るも依然として志を得ず、「答崔立之書」に因つて纔に不平を洩す、十一年に及び、進んで書を宰相に上り採用を求めしが、其効なかりしを以て河陽に墳墓を省し、途に田横を祭る、「畫記」及び「送董邵南序」、皆是歳の作なり、

翌年宰相董晉、宣武節度使として汴に至り、愈を辟して觀察推官となし、秘書省の校書郎に試みらる、汴に

祭馬僕射文……五九四
祭柳子厚文……五九八
祭河南張員外文……六〇二
祭十二郎文……六一〇
鱷魚文……六一三

（韓愈著終）

送齊皞下第序……三六六
送浮屠文暢師序……三七〇
送高閑上人序……三七六
送廖道士序……三八一
鄆州谿堂詩序……三八六
荊潭唱和詩序……三九四

卷五（韓愈著）

河南府同官記……三九六
新修滕王閣記……四〇三
燕喜亭記……四〇八
藍田縣丞廳壁記……四一二
畫記……四一七
太學生何蕃傳……四二三
圬者王承福傳……四二八
毛穎傳……四三五
平淮西碑……四四一
南海神廟碑……四五九
黃陵廟碑……四七一
柳州羅池廟碑……四七七
曹成王碑……四八四
烏氏廟碑銘……四九五
魏博節度觀察使沂國公先廟碑銘……五〇一
唐故相權公墓碑……五〇八

卷六（韓愈著）

唐故江西觀察使韋公墓誌銘……五一七
司徒兼侍中中書令贈太尉許國公神道碑銘……五二八
唐正議大夫尚書左丞孔公墓誌銘……五四三
故幽州節度判官贈給事中清河張君墓誌銘……五五二
施先生墓銘……五五七
貞曜先生墓誌銘……五六一
南陽樊紹述墓誌銘……五六七
柳子厚墓誌銘……五七二
殿中少監馬君墓誌銘……五八二
河南少尹李公墓誌銘……五八六

○上宰相書……一八〇
○應科目時與人書……一九四
上兵部李侍郎書……一九八
與少室李拾遺書……二〇三
答元侍御書……二〇八
與孟尚書書……二一二
與鄂州柳中丞書……二二一
再與鄂州柳中丞書……二二五
○與孟東野書……二三〇
上襄陽于相公書……二三四
○與衞中行書……二三八
○答崔立之書……二四三
與崔群書……二五一
○答李翊書……二六〇
○答劉正夫書……二六八
答尉遲生書……二七三
答呂毉山人書……二七六
與汝州盧郎中論薦侯喜書……二八一

卷四（韓愈著）

送鄭尚書序……二八五
送幽州李端公序……二九二
送水陸運使韓侍御歸治所序……二九六
送殷員外序……三〇一
送區册序……三〇七
送石處士序……三一〇
送溫處士赴河陽軍序……三一七
送楊少尹序……三二三
送李愿歸盤谷序……三二九
送王塤序……三三六
送王秀才序……三三九
送許郢州序……三四四
贈崔復州序……三五〇
○送孟東野序……三五三
送董邵南序……三六二

唐宋八大家文讀本第一目次

卷一（韓愈著）
著者の傳……一
原道……七
原性……二六
原人……三四
原鬼……三八
原毀……四一
對禹問……四九
伯夷頌……五五
師說……六一
讀荀子……六七
雜說一……七一
雜說四……七三
獲麟解……七五
進學解……七九
愛直贈李君房別……九二
卷二（韓愈著）
論佛骨表……九六
潮州刺史謝上表……一〇六
爲裴相公讓官表……一一五
論今年停擧選狀……一二三
復讐狀……一二八
禘祫議……一三三
爭臣論……一四一
諱辯……一五三
張中丞傳後序……一六〇
釋言……一七二
卷三（韓愈著）

陳給事書。代張籍與李浙東書之類。此又因其推挫浩然之氣。當分別觀之。

一、字有四聲。初學誤讀者多矣。玆按其平上去入。加一小圈。閲時心目了然。然此爲黃小計也。若大雅君子。亦何需乎此。

一、八家文中。相沿譌字譌音。習而不察。如中興之誤中興。蒼黃之誤倉皇。疑丞之誤凝丞。閤下之誤閣下。孤負之誤辜負。刺刺（從朿音此）不能休、誤爲剌剌。（從束音辣）汩汩（從曰音聿）然來矣。誤爲汨汨。（從日音骨）如此之類。不可枚擧。已於本文中。更定注明。復匯錄於此。學者反求其元本思之則爽然矣。

一、是編爲少時所讀。隨手點定。共書二十四卷。雍正乙卯攜之京師。又增八卷。評點畧有更易。乾隆己未。復之京師。又刪去二卷。己巳歸吳。顧子祿百見之謂。是書簡而明。可以問世。惜乎鋟版多費未能也。與陸太守闇亭商之。闇亭捐貲力任其事。十閲月告成。中間斟酌參訂。兩君爲將伯之助云。

一、文中事有關係者。每考諸史傳。旁及諸文籍記載。或錄爲總評。或列於旁批。俾讀者兩相證印。亦尙友古人之一助焉。若稗官野乘。不敢泛入。

一、文有評點。以淸眉目。有勾乙截住。段落井然。然必窺其立言之意。與前後提掇照應。往來順逆斷續離合諸法。本文中固有者。一爲指畫。非敢取古人之文。强就臆說也。且恐覼縷紛紜。轉岐學者心目。故語從其簡。

一、前人評論。故宜采入。然議論精當。有知人論世之識者。始搜擇之。無容誇多鬪靡也。至於徵引典故。語屬艱深。及關切時事。有待考核者。亦注釋一二。若人人意中語。胥從闕如。

一、文不嫌於熟。然太熟而薄。則不能味美於回。昌黎如與張僕射書。與李秀才書。送何堅序之類。廬陵如醉翁亭記。東坡如喜雨亭記之類。編中汰之。嫌其熟。實嫌其薄也。若昌黎上于襄陽書。後二次上宰相書。與

原本凡例十則

一、昌黎出入孟子。陶鎔司馬子長。六朝後。故爲文字中興。維時雄深雅健。力與之角者柳州也。廬陵得力昌黎。上窺孟子。老泉之才橫。矯如龍蛇。東坡之才大。一瀉千里。純以氣勝。潁濱渟蓄淵涵。南豐深湛經術。又一變矣。皆正人君子維持文運。半山之文。純粹狠戾互見。芟存之。勿以人廢言可也。讀八家文。如見其學問心術。并其所際之時事。推論之方。不膚泛。

一、賦爲古詩之流。主文譎諫。卒歸於正。然既爲韻語。則與散體文自別。雖前人選本有采入者。茲仍舍旃。論體裁也。

一、是編爲初學讀本。故槩從其簡。且半屬家塾中誦習者。第上書表奏劄子。學者他日拜獻之具。而碑版墓表墓誌特備。作史家蒐討采擇者。不可不講求於平日。故韓歐王蘇諸大篇。選擇增入。志古者宜究心焉。

者唯應於宋五子書求。而迺問途於唐宋八家之文。則何也。應之曰。宋五子書秋實也。唐宋八家之文。春華也。天下無驚春華而棄秋實者。亦即無舍春華而求秋實者。惟從事於韓柳以下之文而熟復焉。而深造焉。將怪怪奇奇渾涵變化。與夫紆餘深厚清陗遒折。悉融會於一心一手之間。以是上窺賈董匡劉馬班。幾可縱横貫穿而摩其壘者。夫而後去華就實歸根返約。宋五子之學。行且徐驅而轢其庭矣。若舍華就實而徒皦皦焉約取夫樸學之指歸。窮其流弊。恐有等於獸皮之鞟者。吾未見獸皮之鞟。或賢於虛車之飾者也。文刪存三十卷。鉤畫點讀。稍分眉目。初學者熟讀深思。有得於心。由此以覽茅氏儲氏所葺。并窺八家全文。更有曠然心目間者。治經義者有得於此。治古文者亦未必不有得於此。外此。唐則有李習之杜牧之孫可之。宋則有李泰伯司馬文正公王梅溪陳同甫文信國諸公文。俱當蒐討畋漁者。學者尚究心焉。

乾隆十五年歲次庚午仲冬月　長洲後學　沈德潛撰

原本序

唐宋八家文始於茅氏鹿門撰次。後儲氏同人病其疏漏。因增益之。倍有加矣。予賦性謭陋。少時誦習祇十之三四。年既長。亦嘗綜覽兩家選本并八家全文。而精神貫注仍在少時誦習者。既因門弟子請。出向時讀本。細加點定。俾讀者視為入門軌涂。志發軔。或謂八家之文。果皆以言載道。有醇無駁者乎。應之曰。文之與道為一者。理則天人性命。倫則君臣父子。治則禮樂刑政。欲稍增損而不得者。六經四子是也。後此宋五子庶能表章之。餘如賈董匡劉馬班。猶且醇駁相參。奈何於唐宋八家。求其備乎。今就八家言之。固多因事立言。因文見道者。然如昌黎上書時相。不無躁急。柳州論封建。挾私意窺測聖人。廬陵彈狄青。以過激沒其忠愛。老泉雜於霸術。東坡論用兵。頴濱論理財。前後發議自相違背。而南豐半山。於揚雄之仕莽。一以為合於箕子之明夷。一以為得乎聖人無可無不可之至意。此尤繆戾之顯然者。然則八家之文。亦醇駁參焉者也。或謂如子言。後之學

るの目的ならんには、初めより漢文其物に就いて研究するの必要あるを見ず。故に本書は斷々乎として門外漢の讀方を斥けたり。

一、〔總說〕の一項は、篇を逐ひて講ずるに隨ひ胸臆に浮びたる鄙見を贅せしに過ぎず。或は附するあり、或は略するあり、必ずしも一例ならず。

一、附する所の評語中、解釋を要するものあるときは、又挿注を施せり。

一、本講は初學の爲に編したる者にして、其程度を超えざらんことを務めたれば、固より大方の覽を汚すに足らず。淺近を以て之を咎むる勿れ。

のものに至つては全く再注に及ばざることゝあり。但し一見記憶し易からざる難字難句は再三重說して丁寧、煩を憚らざりき。

一、艱澁なる文章又は韻文等は別に〔讀方〕の一項を設け、假名雜り文として書き下せり、此場合には本文の字傍に於ける音訓は之を略し、唯だ句點と反り點とのみを存せり。

一、評語は、沈氏に限り、概ね每篇之を附せり。是れ選者の見識の在る所なればなり。又多く賴山陽の增評を採る、是れ其觀察力古人の上に出づる者あればなり。其他は十に一二を擇べり。但し韓文に於て林西仲の評を歷擧せしは、獨り其文法を說くの緻密なるのみならず、篇中の事實を參考すべき材料に富めるを以てなり。

一、漢文の讀方は自ら漢文の讀方あり。國文學の讀方に從ふときは、漢文の語格句法を理會する能はざるのみならず、其精神を沒却するに至る。苟も唯だ漢文に載せたる事實議論を知らんとす

を解すべからざるが故に、〔講說〕の一項は務めて明白平易を期し、多く現代流行の熟語を用ひ、人をして理會し易からしめたり。

一、〔講說〕中の語と雖も、尙ほ婆心を以て解釋を挿みたる處には〔　〕を用ひ、本文に語を足して講じたる處には（　）を用ひたり。

一、文理は口授を便とす。其神味微旨に至つては筆墨の能く發揮する所にあらず。故に講者と雖も亦自ら隔靴の感を覺ゆ。要するに讀者一を以て二を推し、反覆自得するに在るのみ。

一、本文の字句は賴氏增評本に據り、其意義通じ難き處、妥當ならざる處、若しくは古字を用ひたる處は、異本又は他書に依つて之を改めたるものあり。

一、同字義、同典故の數ケ所に複出するものは、其始めて出でたる處に於て之が注釋を施し、其他は某氏の某篇と書し、又相去る甚だ遠からざる場合には單に前に見ゆと書し、甚だ淺近なる意義

凡例

一、漢籍の解釋力を養はんと欲せば別に其書あり、必ずしも文章本を用ふるに及ばず。此書の如きは元と文章の課本なれば、固より宜しく文章の構造を說明することを以て主となし、字義典故の攻究を以て從となすべし。是れ講者の取りし所の方針なり。

一、〔解題〕は每篇の題意を講じ、〔動機〕は作者の言外に於ける眞意を發し、〔主意〕は文面に見はれたる目的を示し、〔段落〕は各大段の要旨を說く、以上は篇首に載する所のものなり。篇中に於ては、或は大段每に、或は小段每に〔講說〕〔注解〕の二項を置き、一は大意を通じて說明を施し、一は字義典故に就いて解釋を加ふ。又篇尾には時々講者の鄙見を附し、次に古人の評語を錄せり。

一、文中の大段落には『を施し、小段落には』を施して、之を分てり。

一、本講既に文法を主とすれども、又文意に通ぜざるときは文法

年歿す。

家に取らざる無し。今の文を作るもの、必ずしも八家の文を知る者に非ずと雖も、而かも其文に、宛も範を八家に取れるが如き形跡の散見するは、平生目に觸るゝ先輩の文章が(其體の如何に拘らず)、皆八家に淵源せる故なり。然るに文を學ぶもの、直に本源に溯る能はずして、却て其末流の拙作を師とするは、畢竟、八家の文を平易に解釋し、深切に其文法(構成法、修辭法)を講說したる適切の書なきに由る。これ能文の令聞高き松平教授が拮据數年、今回其全部の國字解を脫稿せる所以なり。

【原選者小傳】 唐宋八大家文讀本の選者なる沈德潛は字を確士と曰ひ歸愚と號す、江蘇長州の人、官禮部侍郎に至り、太子太傅を加へらる。高宗其才學を愛し、詩を賜ふこと四十餘首に及び、錢牧齋と共に東南の二老と稱せられ、詩名一代に高し。著述は唐宋八大家文讀本の外、歸愚詩抄、矢音集、國朝詩別裁集等あり、乾隆三十四

の目的に成り、卷帙も亦極て浩瀚なるが爲め大に行はるゝに至らず。然るに沈氏の此書は全部三十卷にして、八家の佳作を殆ど網羅し盡したりと雖も、茅選に比すれば簡にして精なるを以て頗る世に重んぜられ、隨て八大家は文章の標準と仰がるゝに至り、吾邦に於ても、八家文の行はれし以來、漢文始めて法則あり、工力あり、雅趣あり、寬政三博士を首として山陽、拙堂等の大家も、皆此れより門徑を得ざる者なし。

夫れ韓退之の博大魁奇なる、柳子厚の雄深雅健なる、歐六一の莊重典麗なる、老蘇の勁拔なる、東坡の明快にして奇變なる、小蘇の安詳、曾南豐の豐厚、王安石の峭折、此れ實に支那散文の大觀にして、以て文章の作法を悟るべく、以て豐富の熟字を知るべく、以て當時の思想と學風とを知るべし。

近時漢文を作るもの漸く少しと雖も、而かも文章の範は尙ほ八

先哲遺著追補 漢籍國字解全書 第三十卷

解題 附 原選者小傳

唐宋八大家文讀本

沈德潜選評

【本書の解題】唐の韓愈、柳宗元、宋の歐陽修、蘇洵、蘇軾、蘇轍、曾鞏及び王安石の八家の文章を選輯せるを以て唐宋八大家文讀本と名く。此書は清の沈德潜の選にして全部三十卷より成る。

支那の文運は唐宋より盛なるはなく、文體は唐宋より備はれるはなし。明の朱右、始て諸作家の中より韓、柳、歐、三蘇、王、曾を拔き、其作を錄して「八先生文集」と名けしも亡びて傳はらず。明の茅坤に至り、始めて一個の大の字を加へて八大家と稱し、唐宋八大家文鈔を選びしより、八大家の稱は定論となれり。但し茅選は受驗用

第三十巻

唐宋八大家文讀本 第一

松平康國講

第一巻乃至第六巻を收め
韓退之著の全部を網羅す

LIBRARY
DEC 21 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

PL
2619
S5
1917
v. 1

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版

8005